

栄西『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の考究

—日本桑の食用歴・実用歴・薬用歴を考察の上で—

序論

『喫茶養生記』は、臨済宗開祖である栄西(1141-1215)によって、承元五年(1211)に初治本が発刊されている。その三年後の建暦三年(1214)には、再治本とされる改訂版が、源実朝(1192-1219)に献上されたと『吾妻鏡』は伝える。これは、上下巻なる全二巻を以て、『喫茶養生記』と称されているために、書名から推しても喫茶¹⁾による養生²⁾を記した卷子本である。

『喫茶養生記』は前述したように、初治本と再治本とに大別されている。初治本として壽福寺本(鎌倉)と多和文庫本(香川県志度町)の両写本が、再治本として東京大学史料編纂所本の影写本と、建仁寺塔頭両足院本、群書類従本の刊本等が知られる。二種の奥附をもつ『喫茶養生記』で、両方とも京都大学付属図書館蔵本であり、①寺町通本能寺前 京兆書肆 錢屋惣四郎 ②富士川游氏蔵本である。京極通本能寺前 洛陽書肆 娑々歧惣四郎 という奥附をもつ『喫茶養生記』の板木は、今もなお、本能寺前に連綿として書肆を営む佐々木惣四郎氏が、所蔵しているとのことである³⁾。上掲三種の再治本との間に極めて大きな差異は、序を別掲することの他に、この序と巻上および巻下のはじめの三ヶ所で、再治本の「入唐」の二字を「入宋求法」の四字に改めていること。巻下の「喫茶法」の所で「勸孝文云々」以下五行を巻上の茶功能章の末に移動していること。上掲三種の再治本では巻下の末の後語を欠くことなどで、これらはその顕著な所で、字句の異同に至っては数え切れないほどである。①②については、京都大学所蔵本での調査では、二種は全く同板であるが刊行時期に際して差異が見られる⁴⁾。『喫茶養生記』の歴史背景は、華やかで繊細な平安文化から質実剛健な男性的文化に変遷した鎌倉時代である。隋・唐の医学を模範とした奈良・平安時代の医学に比べて、宋の医学を主流とした鎌倉時代に出現した民間医は、ほとんどが僧医である。栄西は平安時代中期以来、茶に関するわが国初の文献、『喫茶養生記』を生み出す機縁となり、途絶えていた日中の文化交流を再興した人物でもある。

平安時代中期に一度は栄えた上流社会の唐風茶文化が、ほとんど途絶えてしまい、栄西は南宋で喫茶の風習とその効用を体験し中国文献でそれを裏付けて、『喫茶養生記』を遺した。のちに茶の湯へと発展する点茶法⁵⁾を栄西が日本へもたらしたことから、従来の茶文化研究では、茶は仏教の中でも特に禅宗との関係が注目されて、その礎を築いたと言える。それが禅宗の始祖であるとともに、我が国の茶祖と仰がれる由縁である。日中の文化交流を再興し、我が国に喫茶による養生として飲茶⁶⁾の風習を広めたこと、新仏教禅宗(聖福寺・建仁寺・寿福寺)を創立したことは、顕著な賞賛すべき功績である。栄西は、再度の帰朝の際に携えて来た中国の茶の実を、筑前の背振山に栽培し、その後、建仁寺在住中には、梅尾の明恵上人に勧めて茶樹を植えさせ、鎌倉においては飲茶の風を奨励させる好機を得た。さらに栄西が、我が国に禅を伝えるにあたって、禅と茶との結びつきに、いち早く着目して喫茶による養生を説いたのは、坐禅の教えを広めるための一布石としてであった。ところが『喫茶養生記』には、栄西は二度の入宋に併せて五ヶ年に及んだ留学に依って、見聞した知識をもって、世に主張しようとして、意識的に禅を表面に出すことを避けたことが、この書が、やがて一般書として世に普及することになったと考えられる。

古田紹欽氏は、『喫茶養生記』巻上 序文で栄西が、「仍立二門。而示来〔末〕世病相。留贈後昆。共利群生云耳。于時建保二年甲戌歳春正月日。叙⁷⁾。」(現代語訳：仍って二門を立てて、この末世にあって起こるであろう病いの相状を示し、ためにこの一書を記しとどめて、後の世の子孫に伝え、また多くの人々のために役立たせたいことをいうだけである。時に建保二年甲戌歳春正月、これを叙べる。)と言及しているのは、特定の階級社会に対しての発言ではなく、社会全般の人々に向けた提言であると述べる。

また森鹿三氏は、『喫茶養生記』の「補注」および「解題」にて、栄西が『喫茶養生記』巻上において、引用した二十二種の文献は、「白氏六帖」・「白氏文集」を除いて他は全て『太平御覧』によって援用されたもので、『喫茶養生記』巻下では『証類本草』が多く利用されているということを描している⁸⁾。

『喫茶養生記』巻上では、茶の効能効果の由来は明確に表示されていると考えられる。そのため現在でも多くの研究者は、その説に基づいてその奥には踏み込まない。むしろ忘れられようとしているような現状である。

次に『喫茶養生記』において、次の二点について着眼すると、①森氏は、『喫茶養生記』巻上における、最後の「六、茶の調整法」について、栄西は、何らの文献も引用せずに、専ら留学時に実見した宋朝で行われていた調茶法が記されていると解説している⁹⁾。②そして『喫茶養生記』巻下における「喫茶法」については、栄西は「服桑葉法」の記載にあるように桑の葉を採って、これを蔭干しにして、茶の場合と同様に粉末にして服用せよと言っていることから、茶もまた粉末にして用いていたことが知られると述べている¹⁰⁾。

この二点について村井康彦氏は、これは現在の、茶の湯文化における抹茶法の原点であったことは明らかで、大半が他の書物に引用されたものを、原典に遡って調べることも無く、そのまま引用する真価が上記の二例による部分にあったと言っており¹¹⁾。

筆者は①と②の部分については、中国文献から引かずに、栄西が宋に留学中に得た知見と実見による識見から打ち出された「茶の調整法」と「喫茶法」ではないかと推察する。

「喫茶法」については、「方寸匙二三匙」^{12),13)}(筆者訳：方寸の匙にて二三匙)とあるため、薬の処方のような表現であることをふまえても、栄西が、茶を薬として紹介している視点を指摘できるのではなかろうか。その実例を示すものとして、現存する日本最古の医書である、丹波康頼(912-995)が撰した、三十巻から成る『医心方』(984)には、下記のような記事が見える¹⁴⁾。

治大便下血方第十六

范汪方云、治大便血諸血衄血方、烏賊魚骨五分 桑耳一分 凡二物治篩酒服方寸匙日三

治小便黄-赤-白-黒方第二十一

范汪方：又云治小便白濁而多方、桑茸三分 甘草五分 二物為散以酢漿服方寸匙日三

治遺尿方第二十三

録驗方治遺尿龍骨散方、桑茸三両 焚石二両 牡蠣二両 龍骨三両

凡四物合治下篩服方寸匙日三

(下線筆者付す)

上記にみえるように、「方寸匙二三匙」の「方寸」¹⁵⁾は、「一寸四方」とあり、「二三匙」は、「日二三匙」という規定の処方から「日」を意識的に省いたものと考えられる。『医心方』の処方表記には「日」は匙の後ろにあって、一日あたりの分量を示している。栄西の「方寸匙二三匙」は、

「方寸の匙に、二から三匙」という目安で、「適宜に」という意味であろうと考えられる。

また、村井康彦氏は「喫茶法」について、次のように述べる¹⁶⁾。

(上略)、茶の飲み方がなぜ桑の巻にあるのか、改めて考えてみる必要があるようだ。(中略)、喫茶法については、中国の習俗であった「一茶一湯」と無関係ではないではないであろう。

「一茶一湯」とは、来客をもてなすのに茶湯や薬湯をもってしたことをいうが、(中略) 栄西はその薬湯のうち桑を最も好ましいものと受けとめ、茶と共にその知識と技法を伝えたものと思われる。栄西にとって茶と薬湯としての桑とは不可分のものであった。それが『喫茶養生記』が茶と桑の書となった理由であり、喫茶の法を桑の服用法と並んで記述したのは、栄西にとってはごく自然な扱いだだったのである。しかしそのために喫茶法の記事が下巻に独立したのを幸いに、好事家の手により密かに抜き取られたというのが真相であろうと考えられる。この部分が「契(喫)茶文」と呼ばれ、軸物に仕立てられた由縁である。

寿福寺本(重要文化財)は、桑のことが書かれている下巻の六丁目が欠けている。まさに欠けた一丁分が出て来たことによって、『喫茶養生記』を古い姿に戻すことができたのである。

村井氏は、このように述べて、「喫茶法」については、中国の「一茶一湯」に端を発した思考から「喫茶法」が巻下の「桑」の巻に存在することを思索している。

一方、高橋忠彦氏は、中国喫茶文化史の立場から特に陸羽の『茶経』に見られる唐代の製茶技術と飲茶法に重点を置いて南宋時代の喫茶文化と比較している。氏は「喫茶法」については¹⁷⁾、

このことから 宋代の茶文化は、複雑な様相を呈し、問題点が多いにもかかわらず、現存する茶書類は不十分な記述しかないことになる。(中略)、まとまった茶書である『喫茶養生記』が、南宋期の茶の実態を伝えているのなら、その価値は高いといわざるを得ない。本書が福建でなく浙江の、団茶でなく散茶を扱っているのであるからなおさらであろう。

『喫茶養生記』は、当時の書物としては、相当しっかりした構成で作られている。(中略)

類書の『太平御覧』から引用したり、『証類本草』に基づいて書かれた部分も多い。

として、文中で類書、本草書の出典を森鹿三氏からの引用を明確に示している。そして、更に茶文化史との関わりにおいて、重要と思われる箇所を提示しているのが次の説明である。

『喫茶養生記』全篇の中で、茶の飲用法について明確に述べているのは、ここだけである。

(中略)、茶筴などの道具が用いられたのかどうかも不明である。とはいえ、宋代の点茶法の茶書、例えば『茶録』の表現と似たところもあり、(中略)、ここで飲まれている末茶が、上述の製茶法で作られた散茶をひいたものだとするならば、これも、中国喫茶文化史の資料として重要なものになる。蠟茶はあくまでも、宮中の特殊な品として挙げられているにすぎず、栄西が考える一般的な茶は、やはり散茶であろう。

上記のように、中国の喫茶文化史との関わりにおいて、「喫茶法」の重要性に注目している。

筆者は、栄西が、『喫茶養生記』巻下の末尾に「喫茶法」を説いているのは、栄西が「桑」の養生法として挙げた十項目の内、茶と一緒に服用できる薬として、「桑」ただ一種類のみを指摘している理由からではなかろうか。それが後世に『喫茶養生記』を禅院で「茶桑経」¹⁸⁾と称されて実用された由縁でもあり、この部分が『喫茶養生記』の最も重要な箇所と考えられるからである。

栄西がこの部分を「喫茶養生」として、『喫茶養生記』における「最秘要也」と言及しているように、見逃してはならない箇所であることは確かであろう。栄西にとっての喫茶とは、「茶」と「桑」

とを併せて服用する表現であると考えられる。それは『喫茶養生記』の巻下、末尾における「喫茶法」の内容からも窺える。栄西は『喫茶養生記』の序文において、茶の効能と由来を掲げて、「喫茶養生」の重要性を説いている¹⁹⁾。

茶者養生之仙薬也。延齡之妙術也。山谷生之其地神靈也。人倫採之其人長命也。天竺唐土同貴重之。我朝日本亦嗜愛矣。古今奇特仙薬。(中略) 造人為貴。人保一期。守命為賢。其保一期之源在于養生。其示養生之術。(中略) 喫茶是妙術也。(中略) 寔印土耆婆往而二千余年。(中略) 漢家神農隱而三千余歳。(中略) 以示近代治方。(下略)。

(現代語訳：茶は養生の仙薬であり、人の寿命を延ばす妙術を具えたものである。山や谷にこの茶の木が生えれば、その地神聖にして靈驗あらたかな地であり、人がこれを採って飲めば、その人は長命を得るのである。インド・中国にあっては共にこの茶を貴び重んじており、我が国にあってはこれを嗜み愛している。古今を通じての珍しい得難い仙薬である。(中略)人を造ることを重要な事としたのであり、したがって人は自分の一生の健康を保ち一命を得ることが大事な事としなくてはならない。ではその一生の健康を保つ根源はどこにあるかといえば、養生することにあるのである。(中略) 茶を喫するのがなんといってもいちばんいい方法である。(中略) インドの名医であった耆婆が、亡くなってすでに二千余年になり、(中略) 中国の医薬の処方始祖である神農が、亡くなってまた三千余年になり、(中略)、近代の治療方法を末世の人に示すにしくはない。(下略)。

上記の序文に記される「喫茶之妙術」とある表現が、『喫茶養生記』巻下での「喫茶法」において説明され、本書の書名たる喫茶の方法を説明しているものと考えられるのである。すなわち、ここが『喫茶養生記』で重要な一文であり、且つ、ここが言いたいがために、末尾の「喫茶法」の部分で重要な説明をしているのではなかろうか。「桑」養生法の末尾に位置し、しかも「喫茶法」の記事の掲載位置の前後に記載されているのは、桑も茶も用いられていないその他の薬物の紹介である。そしてこれらの項目の文字数は、栄西が提唱する十項目のうち、「桑粥法」と「桑煎法」と同程度のものである。「喫茶法」は前後の項目の分量に比較すると、わずか三行分の分量となる。

本研究は、『喫茶養生記』にいて「桑」が「茶」と併せての服用に最もその効能が発揮され、「桑」が「茶」と併用できる唯一のものとして紹介されている点に注目して、「桑」効能記述由来を特定せんとするものである。

喫茶による養生、点茶法、飲茶、団茶、散茶については、謝心範氏が『喫茶養生記』と養生文化について説明しているので²⁰⁾、〔参考〕として紹介する。

『喫茶養生記』は漢文で書かれており(中略)その記載の中には非常に多くの文献が引用されている。茶の呼び名に関しては、『爾雅』¹⁾、『広州記』²⁾、『南越志』³⁾、『茶經』⁴⁾、『魏王花木志』⁵⁾。茶の形容に関しては、『爾雅』、『桐君録』⁶⁾、『茶經』。茶の効能効果に関しては、『吳興記』⁷⁾、『宋録』⁸⁾、『廣雅』⁹⁾、『博物志』¹⁰⁾、『神農食經』¹¹⁾、『本草』¹²⁾、華他『食論』¹³⁾、壺居士『食志』¹⁴⁾、『陶弘景新録』¹⁵⁾、『桐君録』、杜育『荈賦』¹⁶⁾、張孟の登成都樓の詩¹⁷⁾、『本草拾遺』¹⁸⁾、『天台山記』¹⁹⁾、『白氏六帖』「茶部」²⁰⁾、『白氏文集』「詩」²¹⁾、白氏「首夏」²²⁾、觀孝の文を引用²³⁾、宋人の歌を引用、『本草拾遺』。茶の採集時期に関しては、『茶經』、『宋録』、『唐史』。茶の採集注意事項に関しては、『茶經』。以上合わせて(中略)引用した原典が明らかにされている²⁴⁾。

上記は、謝氏による『喫茶養生記』巻上における引用と考察であるが、『喫茶養生記』巻下における「桑」の効能記述由来については言及されていない。これを追求すべき意見、議論もあるが、『喫茶養生記』巻下における「桑」の効能記述由来における研究、先行研究による関連文献は管見の限り見つかっていない現況であるといえる。

「桑」についての効能記述由来の研究については言及されていないが、「茶聖の陸羽が桑苧翁と号したことからいっそう桑に靈妙を感じた」という所に注目した藤軍氏の先行研究論文に着目したところ、藤氏は、『喫茶養生記』の茶文化に関する思想的な背景から考察し、茶と神仙世界を論点として、『茶経』による茶の仙薬化を捉えている²¹⁾。「桑」については、森鹿三、永島福太郎、古田紹欽から引用し、『喫茶養生記』が単なる茶書というよりも、医書ないし本草書ではないかという、日本医史学界との一致した見解を述べている。さらに藤氏は、「栄西が桑のことを多く説いたのは、桑が宋朝で盛んに用いられていたためであり、この見識をも示そうとしたことが窺える。

宋朝では製絹がさかんになり、桑も尊重された。そのうえ、栄西は桑を仏の聖木といわれる菩提樹の同類と考え、茶聖の陸羽が桑苧翁と号したことから、一層桑に靈妙を感じ、多くこれに言及した訳がわかる²²⁾。」という永島福太郎の言説を引いているが、「桑」効能記述由来の具体的事例について言及はされていない。しかも桑に関する養生思想についても、今一步踏み込んだ考察はされていないようである。本草学との関わりにおいても茶の効能中心の考察であり、「桑」効能記述由来までには至っていない。また、岩間眞知子氏は『喫茶養生記』の茶と桑の意味²³⁾の中で、「茶と桑を養生と結び付けた養生論は、極めて特異である。栄西は桑を菩提樹と見て、菩提(悟り)を得ることで万病は除かれるとして、桑樹を万病の薬とした。南宋の詩人、陳興義は「桑は能く禅に通ず」と記して、木葉天目茶碗に貼り付けられた桑の葉の茶碗で茶を飲むことで悟りが得られると考えられていた。さらに不老長寿の仙人薬の神仙思想に基づく養生書を、仏教徒の栄西が書くのは、更に奇異に思えるが、仏教は中国で広まる際に神仙思想や道教の方術などを取り入れ、仏法を護るためには長寿の養生も仙薬も栄西には禅に見えていた」と述べている。何れにしても両者共に、この「桑」に対しての効能記述由来の言及については論を俟たない。そこで本研究では、『喫茶養生記』巻下に見られる、「茶」と「桑」が配合して初めて、その身体を養生し、その効能が現れるとされる「喫茶法」において、「一切の仙薬、桑煎を得ざれば服せず」という栄西の提言する記述に注目し、本提言に基づいて栄西が「茶」と「桑」を結びつけて『喫茶養生記』を著したのではないかという点について検討する。

『喫茶養生記』巻下における「桑」の効能は「茶」と配合して、初めてその優れた効能効果を発揮するという。「喫茶法」にある「茶」と「桑」の養生法は、この栄西の言及が初めてと言えるのではなかろうか。「新渡医書」、「唐医口訣」、「宋朝医口伝」による「桑粥法」、「仙経」にいう「桑煎法」は皆、宋国に於いて稟承されたもので、『喫茶養生記』における「桑」の効能由来は、全て中国の文献によるものであると、栄西は明言している。この「茶」と「桑」の効能の書を「茶桑経」として活用し、その情報が拡散されていた様子が、中世東福寺の僧侶季弘大尉(1421—1487)の日記『蔗軒日録』に記されている。当時の僧侶の間で『喫茶養生記』が輪読されていた状況が窺えよう。

(※『蔗軒日録』の引用記事で、「茶経」に「喫茶養生記」の割注があり、「茶桑経＝喫茶養生記」は確定でよいと思われる。)

本論文では、まず『喫茶養生記』と「茶桑経」との関連情報を探り、さらに在宋中の栄西の動向について確認する。さらに、栄西が喫茶養生の一貫として選んだ「桑」が、日本においてどのような由来があるのか検証を行う。日本における桑品種の数は、数千百種に及ぶとされているが、本研究では特に「ヤマグワ」に注目することとする。その理由は、「ヤマグワ」が元来日本に自生していた野桑の一種であり、栽培桑の原種と考えられているからである²⁴⁾。そこで日本の桑「ヤマグワ」についてその基底を確認し、得られた結果から栄西の提唱する「桑」効能記述由来への影響の有無について考察する。日本における「桑」は、食用歴・実用歴・薬用歴の三分野の展開から、その歴史的環境背景を探ることができる。栄西が喫茶養生として選取したと考えられる「ヤマグワ」について、原始時代および三内丸山遺跡からの食用・実用の事実に着目して考察する。

さらに吉野ケ里遺跡における古代絹の出土状況から、養蚕文化と栽桑の歴史について概観する。

中国における養蚕の礼儀と習慣を参考に、日本の神話にみる養蚕起源を通して、日本における親蚕と儀礼と文化が日本の伝統文化の起源となった可能性について触れたい。また薬用歴については、奈良国立文化財研究所の関係文献資料と木簡を中心に考察を加える。さらに正倉院文書に見える「桑」関連情報、ならびに『延喜式』典薬寮における「桑」関連資料にも注目した。これらの検討結果をふまえ、日本最古の本草書である『本草和名』、および日本最古の医書である『医心方』における「桑」関連記事を抽出し、『長生療養方』と『喫茶養生記』における「桑」関連記述との比較検討を試みる。

以上のような「桑」の三分野からの考察を基に、『喫茶養生記』に記された、日本における「桑」の展開を確認したい。また、栄西が提唱する五種の病相に対しての「桑」の養生法の中で、「桑」の使用法についても再検討する。そして『喫茶養生記』における記事内容から、「桑」効能記述由来の可能性が高いと考えられる中国養生医書との対照を試みる。『喫茶養生記』に「新渡医書」、「唐医口訣」、「宋朝医口伝」と記されることから、栄西は少なからず中国医書を目にしていたと考えられる。そこで現存する医書の記述内容を中心に、その類似性について検討する。

ところで、平安貴族達は「水を多飲する病」を患う者が多く、その記録が多くの日記に残されている。「飲水」に関する症状は、『喫茶養生記』においても「飲水病」として説明され、その対症療法が記されている。そのため、これらの日記から『喫茶養生記』における「飲水病」の名称由来に、特定できるものがあるかについても検討を加えた。

第六章では、「桑」関連の「本草書」と本草の思潮について、日本における「桑」効能記述の概要と中国養生医書の概要、ならびに本草についての考え方や、その変遷から当該時期の人々の意識を概観し、桑の養生法を通して、今後の喫茶養生研究の礎にしたいと考える。

〔註〕

序論

- 1) 謝心範「『養生訓』の分析研究—漢籍の影響」(武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科博士論文、甲第2号、2015年3月、47頁)。
- 2) 前掲1) 49-50頁。
- 3) 『茶道古典全集 第二巻』所収、森鹿三『喫茶養生記 原文・現代語訳・解題・補注・年譜索引』(淡交社、1958年7月)。
- 4) 前掲3) 126-141頁。
- 5) 前掲1) 47頁。
- 6) 前掲1) 47-48頁。
- 7) 古田紹欽全訳注『栄西 喫茶養生記』(講談社学術文庫、2000年9月)。
- 8) 前掲3) 144頁。
- 9) 前掲3) 107頁。
- 10) 前掲3) 108頁。
- 11) 村井康彦『茶の文化史』(岩波書店、1979年6月、51頁)。
- 12) 前掲3) 38頁。
- 13) 前掲7) 94頁。
- 14) 正宗敦夫編纂校訂『医心方』三 (日本古典全集刊行会、1935年1月、1113頁、1128頁、1134頁)。
- 15) 『広辞苑 第三版』(岩波書店、1990年1月、2186頁)。
- 16) 村井康彦「研究資料・もどって来た『喫茶養生記』」(日本研究『国際日本文化研究センター紀要』、通号2、1990年3月、213-218頁)。
- 17) 高橋忠彦「中国茶史における『喫茶養生記』の意義」(『東京学芸大学紀要』、第2部門、人文科学、第45集、1994年2月、331-339頁)。
- 18) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 蔗軒日録』(岩波書店、1958年3月)。
- 19) 前掲7) 78頁。
- 20) 前掲1) 47頁。
- 21) 藤軍「茶文化の思想的背景に関する研究」(『神戸大学大学院(学術)博士論文、甲第1234号、2015年5月)。
- 22) 永島福太郎「医書と見なされた『喫茶養生記』」(千宗室監修『茶の古典詳解(二)』、淡交社、1980年5月、27頁)。
- 23) 岩間眞知子「『喫茶養生記』の茶と桑の意味」(『日本医学史雑誌』、第64巻、第2号、2018年、年6月、124頁)。
- 24) 南澤吉三郎『改訂新版「栽桑学」—基礎と応用—』(鳴鳳社出版、1984年12月、150頁)。

〔参考〕〔註〕前掲1) 47頁。

- ¹ 中国最古の辞典。儒教では周公制作説があるが、春秋戦国時代以降に行われた古典の語義解釈を漢初の学者が整理補充したものと考えられている。
- ² 東晋・裴淵の著。
- ³ 宋・沈懷遠撰。
- ⁴ 唐・陸羽の著。
- ⁵ 北魏・元欣撰。
- ⁶ 不詳、仙人の伝説がある。
- ⁷ 南宋・山謙之の撰。
- ⁸ 不詳。
- ⁹ 魏・張揖の著。
- ¹⁰ 西晋・張華の撰。
- ¹¹ 不詳。
- ¹² 神農本草，不詳。
- ¹³ 東漢・華佗の字の誤植か＝筆者注。
- ¹⁴ 西漢・壺居士『食忌』忌の誤植＝筆者注。
- ¹⁵ 南朝梁・陶弘景の『雜録』同様。
- ¹⁶ 晋・杜育の賦。
- ¹⁷ 晋・張載，字孟陽，太康六年（285）自洛陽赴四川成都探望父親，寫『登成都白菟樓』。
「略，芳茶冠六清，溢味播九區。人生苟安樂，茲土聊可娛。」
- ¹⁸ 唐・陳藏器の著。
- ¹⁹ 唐・徐靈府の著、「松花仙葯，可給朝食；石茗香泉，堪充暮飲」。
- ²⁰ 唐・白居易の撰。
- ²¹ 唐・唐・白居易の詩文撰。
- ²² 唐・白居易の詩。
- ²³ 觀孝子文云。孝子唯供親。言爲令父母無病長壽也。（原文のまま）
- ²⁴ 古田紹欽『榮西 喫茶養生記』（2000年、78－96頁）。

第一章 『喫茶養生記』と栄西

第一節 「茶桑経」と呼ばれて

栄西は、殊に天台密教の深淵の奥義を学ぶべく入宋し、仏教の聖地である天竺を目指す。第一度はわずか五ヶ月で帰朝したが、初回の目的である天台新章疏三十余部六十巻を入手して帰朝し、時の天台座主明雲(1115-1184)に進上した。この短期における入宋体験にて日本と宋国の仏教の相違や、生活文化の進捗の差異とに、栄西の僧侶としての視野が広がったと推察する。それから十九年後の四十七歳の時を得て、栄西は再び入宋した。この入宋での体調不備な体験を心骨に刻し、その苦難の生命を生かしてくれた宋国の養生文化を実体験した。その見聞を基に末世にあって、起こるであろう五種の病相を示し、後の世の子孫に伝え、多くの人々のために役立たせたいが為に『喫茶養生記』を著したと、栄西は記している。

殊に「桑」については、日本においては「ヤマグワ」という在来種の桑樹が、古来より至る所に自生していた。「茶」はその効能効果を我々の生活と文化とともに繁栄し、「桑」はその効能を「茶」とは似て非なるものとして、僧永忠(743-816)が唐崎梵釈寺にて嵯峨天皇(786-842)に自ら「茶」を点て献上したように、天皇や高位の者および僧侶が服飲するものであったことからわかる¹⁾。「茶」は当時において一般的、万人向けではなかった。しかしながら、日本の茶の伝統となった抹茶法は、その芸術的分野をも大いに驚嘆させた。「茶」にはカフェインが含まれ、「茶」を飲用すれば即座にその効果が実感されるのに対して、「桑」にはそのような精神的影響をもたらす成分がない。「茶」の飲用は急速に広がり嗜好飲料となったにも関わらず、「桑」には全くその後の発展が見られなかった。「茶」と共に万病に効く仙薬として推奨された「桑」が殆どその後に摂取されることもなく忘れられた²⁾。「桑」は、その繁殖力は強根で強靱である。しかも鳥類によって運ばれる「桑」の実(椹)は、日本国中至る所に伝播し、身分に隔たり無く採取できる。栄西は末世における多様な世相に向けて、「桑」を用いた手軽な養生法を発信したものと推察する。『喫茶養生記』は、日本文化史の中世期に「茶」と「桑」の効能と使用法について五千字足らずで奨励したものであるといえる。それは「喫茶」における画期的な養生文化としての道標とも考えられる。『喫茶養生記』は、「茶桑経」ともいわれたように、上巻には「茶」、下巻には「桑」の効能が主として説かれていることから、その内容は専ら「茶」のみに限られたものではない。『喫茶養生記』の中から「茶」に関する部分を抄出して、その効用を力説したものが、『吾妻鏡』に記載されるところの一巻ではないだろうか³⁾。「茶」の服用によって將軍実朝の病悩を治癒したことは、「茶」が末代養生の仙薬であることを提唱する上で、きわめて効果的であったことは事実である。

建久二年(1191)、栄西は二度目の中国留学から帰国する際に持ち帰った中国の茶の実を筑前の背振山に栽培し、その後、建仁寺在任中には、梶尾高山寺の明恵上人に勧めて茶樹を植えさせ、鎌倉においては、飲茶の風を盛行させる好機を捉えた。

そして栄西が二十数年にわり「茶」に傾けた情熱が遂に実を結ぶ。栄西は博多と京都と鎌倉に、それぞれ聖福寺・建仁寺・寿福寺を創始して教外別傳宗の基地を確立したのである。

この宗旨と密接な関係のある茶の徳を鼓舞した栄西の功績は偉大である。禅宗の始祖であるとともに、わが国の茶祖と仰がれる理由である。

栄西が『喫茶養生記』初治本を著したとされる承元五年(1211)は、栄西が七十一歳となる年であった。栄西は、これより六年前の元久二年(1205)に、鎌倉の寿福寺から京都に帰来し、勅命によって建仁寺の開山と、その翌年(建永元年(1206))に、東大寺の再建に努力していた親友の重源上人(1121-1206)が示寂し、そのために東大寺幹事を司ることになった⁴⁾。三年を経て、承元三年(1209)、栄西は遂に重源の遺志を成し遂げ、東大寺の再建を実現させた。その後引き続き京都に居住したと考えられるため、本書の初治本を著した承元五年(1211)の正月には、京都に滞在していたと考えられる⁵⁾。

次に再治本の奥書年記は、「建保二年(1214)甲戌歳春正月日。叙。」とあり、初治本を著してから三年後のことで、時に栄西は七十四歳であった。この本は鎌倉において筆録されたものと考えられる。その翌月四日、將軍実朝の病悩を治すために「茶一盞」を進め、それに添えて「所_レ誉_レ茶徳_レ之書」一卷を献じたことが『吾妻鏡』に伝えられているからである。

そして、この「茶の徳を誉むる所の書」がその前月に改稿されていた『喫茶養生記』であるとされている⁶⁾。しかし、書名が違うことや、一卷と二巻の差のあることから考えて、両者を全く同一物と見ることは、いささか躊躇されると森鹿三氏は述べ⁷⁾、古田紹欽氏は、この『喫茶養生記』の原型は喫茶の養生についてのみ述べたものであり、ついで桑粥、桑湯を服することによって養生に効能のあることから、それを書き添えたものではなかろうかと述べている⁸⁾。これは、両者による着眼点の相違によるものであろう。

栄西が『喫茶養生記』において著述している「仍立二門。而示来末世病相。留贈後昆。共利群生云耳。」「二門」の大前提となるのが、前者では尊勝陀羅尼破地獄儀軌秘抄^{9),10)}及び五臓曼荼羅儀軌鈔^{11),12)}であり、後者では大元帥大将儀軌秘抄^{13),14)}である。「仍て二門を立てて末世の病相を示し、留めて後昆に贈り、共に群生を利せむと云ふのみ」と栄西が著述している、『喫茶養生記』における二門の大前提となるのが、いずれも密教の儀軌である。しかし、栄西は、これらの儀軌を根本におきながらも、それをさらに完全に遂行するために、前者においては「茶」、後者においては主に「桑」の服用を説いている。『喫茶養生記』巻上の体裁は冒頭に「喫茶養生記 巻上」、
「入宋求法前権僧正法印大和尚位 栄西録」、次行に「第一 五臓和合門」、「第二 遣除鬼魅門」という二行の見出しがあり章段名を記している。従ってこの観点からすれば、「五臓和合門」を「茶経」、「遣除鬼魅門」を「桑経」と呼ぶこともまた可能であり、先人がそのように称している事を確認できる¹⁵⁾。室町時代中期の東福寺の僧、季弘大叔の日記である『蔗軒日録』から^{16),17)}、「茶桑経」への言及および禅院の僧侶達が抱える疾病の状況が記されている点に注目し、以下に【抄録表】を作成し、それを概観することにする(備考には「茶桑経」関連と考えられる記事を抜粋した)。

【抄録表】 『蔗軒日録』からの抜粋

項 番号	頁年 月日	内容	備考
1	文明十六 年(1484) 九月一日	祝誦如常、蹟(玄蹟)・寿両公(仙圃長寿)至、忠記(長忠)室提壺、 莊子為整子(長整)流読、蹟首座求尚書之講、予笑曰、及七十為 老村儒、可乎哉、	

2	文明十七 年正月十 三日	夜間左臂忽不仁、炉辺灸之、有驗、	
3	文明十七 年正月十 三日	祝聖、粥、長選監寺自京而至、諸見之、夜間左臂又不仁、夢江 西(龍派)、	
4	文明十七 年(1485) 二月十二 日	道具部紫衣一領。茶染一領・青北絹衣無衫一領・紅綾袈裟一・ 竹心(土鼎)所賜、白新九条・黄九条・紬九条・掛絡善惡三・坐 具二・新坐具地、自保寿而至、內衣・小袖等不記、念珠二連・ 唐硯一面在京、文伯(元郁)所賜、善恩(禪穩)居士付善(禪)本、送 棄葉古茶一袋、甚歷年、不可用也、	※ 送棄葉古茶 一袋、
5	文明十七 年二月十 三日	天宇小陰、夜間夢仙桃源之処、煎藥入之於小器而歸予之居、夜 間啣清心丸一粒而臥、自入于臟腑、心地暢然、熟睡如平日、	※ 煎藥
6	文明十七 年二月二 十日	凌早傳法寺至、今日上京云々、心地佳之人、治身太易、治 心太難、是日臞仙(朱樞)活人心法也所由起也、是日瀨翁居士至、 診脉云、比前日則効驗為多、且云、病愈后用藥、所不取也、一 愈不可再發也、祐昼記説云、建仁勝幢(建仁寺宗殊)和尚、今年 九十歳、尚強健云々、大水出、涉水陪禪、雖力而不為之、以色 力之不減如此、愚聞之、不覺歡喜合掌贊嘆云、	※ 病愈后用藥、 建仁勝幢(建 仁寺宗殊)和 尚、今年九十 歳、尚強健 云々、
7	文明十七 年二月二 十九日	春分、銷翁赴村齋、始服用、 加味清神散、薰・整二人赴村齋、京師遣迎定意号密林、忽至、 二尊院長老(善空惠篤)来当津、休常行院、以茶二十包為贈予、 因知、蘆山寺照提(星岳)上人吉備州云々、元奕昼記以桑木作杖、 文理可翫、老人之備、何能過之焉遣、整侍者行常行寺、謝二尊 今日之来使云、晦、晴、遣充問本居士疾、本居士使謝問、詮上 主送菓子三種・名茶一器、菓子送文殊院、喜甚、返以蕎粉一袋、 又送抹茶一器於仁木次郎殿、夜中寒甚、	※ 茶二十包為 贈予、 桑木作杖、 ※ 名茶一器、又 送抹茶一器
8	文明十七 年二月二 十九日	瀨翁居士至、診脉、翁喜日、脉体皆好云々、弥陀前供飯、以先 妣忌日也、向后者不可紀事、恐勞倦招病也、東山(建仁寺)靈泉 院主正宗(龍統)禾上状至、問予病、鶚首座(薦伯東鶚)状至、告正 宗之懇意、法觀寺繼上主督画詩、南京金剛院来宿、不接、宗住 至宿、演史、人參養衛湯七日分乞与、舟人有四方昏之語、每年 有十度、必十日也、倭学于琉球人云々、	※ 人參養衛湯
9	文明十七 年二月二 十九日	晴、演知客歸山崎(妙喜庵)、以昼付準上主、(中略)、文溪禾上弟 子惠松侍者、待舟之次求号々之日希仙、昼而応求、(中略)、泉 侍者黄藥裹乞与、治氣之妙藥也、可秘云、使充問本居病、病也 愈云々、仏鑑(仏鑑禪師(無準師範))宿忌、獻茶、	※ 獻茶、

10	文明十七年閏三月十九日	心地快、(中略) 瀬翁居士至、診脉称好、薬不用、自然而愈、譬如拽大木用扶木、平地無扶可也云々、肩并、左右曲池、左右絶骨、左方、五処下灸点、肩并者肺炎也、風市左方絶骨者腎灸也、凡人之骨者終于節、故号絶骨也、風市肺炎也、	
11	文明十七年閏三月二十日	左右肩灸者、各五十壯以上一百壯也、	
12	文明十七年閏三月二十三日	灸左右臂、各二十五已上五十壯、利侍者俗兄、請予以申樂可見、則辞之、首稜△一部転課、	
13	文明十七年閏三月二十六日	心壅而困、早旦、薬次第、回春湯、二七、通聖散、十七、妨已湯、一七、人参養衛湯、一七、人参清神湯、一七、調氣、十日、助氣湯、一七、回春湯、一七、重用之、以上八類、是気萌而不思食、瀬翁粉薬三包、	※ 回春湯、 通聖散、 妨已湯、 人参養衛湯、 人参清神湯、 調氣、 助氣湯、 回春湯、
14	文明十七年四月二十一日	想必今日者整上主・充侍者下帰着、予毎日録事、以后可絶筆、是又劳心一也、何用哉、太極号、正易昼記、六爻未動気潜回、万象森然莫 該、混沌已分后消息、花開一点起頭梅、翠壁磨威勢聳天、楼台烟樹鬱相連、早梅、外雪消尽、落日滄浪万里船、先天号、何曾開口宣、十如仏祖不傳、這回抛下封盤看、依旧犧皇面嚴然、続宗号、無所始分無所終 (中略) 申置條々事、主丈、弘子、安置開山室、南山尊像、寄付当寺、法衣、可返置き于願心、為児孫之青氈、	
15	文明十七年(1485)五月二十一日	早医者宮内卿至、診脉、瀬翁老居士至、診脉称好、京師歌客宗祇、近頃在当所、是日問而至、行年六十五云、予同甲也、使長整上主往而謝之、回春迎老至、話移時、診脉、本居士至、送良薬五種、付充以帷子、可喜、充往而謝之、中村又五郎方以正覚而至、放参、	※ 京師歌客宗祇、 送良薬五種、
16	文明十七年四月二十五日	劳因、昨午風気所及、策公上京、宮内卿薬次第、一.人参順気散、一七、二.加減節気湯、一七、三.秘傳羌活湯、一七、四.加減養気湯、一七、	
17	文明十七年十月四日	煎湯飲茶、夜明而少好、	※ 煎湯飲茶、
18	文明十七年十月九日	松侍者手灸經一冊至、 (下略)、	

19	文明十七 年十月二 十三日	早旦医者宮内卿診脉云、心脉等正而有力、食進可喜、七脛・ 十一脛下灸点、(中略)、下灸点兩所、夜間藥兩次、無腎排泄之 患、寒特甚、瓦火暖身、	
20	文明十七 年十月二 十四日	京師五山今朝差禪客云、贊曰、(中略)、改觀云々、洛東是日、 云、南京興福寺轉經院主、如今七十余之人也、有医術、治脚氣 中風、雖云天下第一等不媿也、夜間好、	※ 有医術、治脚 氣中風、
21	文明十七 年十月二 十五日	寒風、赴諷經、以誕辰也、青袍始用也、 (中略)、贊曰、衆生病時大師士病、衆生愈時大士愈、業障深哉 老比丘、(中略)、以灸之有効、是日讀梵網經、	
22	文明十七 年十一月 二十三日	漬豆而煮之、作味噌、(中略)、瑞溪(周鳳)禾上、每々収白米一斗 於葛籠、	
23	文明十七 年十一月 二十九日	不停日、浴后飲酒好、贊云、稽首大薩埵、忽除我痼疾、	
24	文明十八 年正月三 日	粥、日出扶桑碧海前、	
25	文明十八 年正月四 日 文明十八 年正月五 日 文明十八 年正月六 日	更粥、 更粥、 令薰読沙石集聆之、	
26	文明十八 年正月七 日	五味粥、(中略)、文殊尼長老至、贊曰、誓代衆生病、衆生病轉 多、	※ 五味粥 衆生病轉多、
27	文明十八 年正月八 日	不翔除衆病、(中略)、乃至三毒双除、(中略)、帰船多載医書云々、	
28	文明十八 年正月二 十九日	武井入道至、惠以訪墨五挺、海眼友上主至、袖茶三包、	
29	文明十八 年二月十 一日	午前晴、本居士至、話及千金方二十七、花ム・藥王・行願、赴 開山半齋、本居送麦飯、好味、可喜、(中略)、已称世間大塩王、 (中略) 河州施福寺袖茶而至、僑富春而浴塩湯云、	※ 河州施福寺 袖茶而至、僑 富春而浴塩 湯云、

30	文明十八 年三月十 五日	待八專之過、忍而為之乎云々、贊云、此身空寂、忽尔病生、譬如大虚之片雲縹々、以止以行、所以我今歸向尊者、切要心地快暢、起居清寧、惟願、施我天漿二十露之妙藥、補我神助我精、時丙午暮春十又五日、水府沙門大叔敬題、是日雨濛々、予氣從焉、本居士至、評碧落尊天之像一寸二分可尅之事云、居士借予之桑(茶カ)經(喫茶養生記)去、是乃昔建仁開山(明庵栄西)之所製也、	※ 妙藥、 桑(茶カ)經 (喫茶養生 記) 建仁開 山(明庵栄 西) 之所製 也、
31	文明十八 年三月十 六日	此日来訪、証忍(梅圃)上人写予之六物凶畢、還予云、明日十七、乃松岳年忌、備茶湯、宿忌諷經、躡首座(玄躡)至、話移時、夜間勞困、土八同時之所致矣乎、	※ 備茶湯、
32	文明十八 年三月二 十一日	弘法大師入滅之日也、(中略) 昨年今日、彦(彦村明掄)・蘭二師自番易(播陽)回京師、船著当津、見訪予、如一夢然、本居士手桑(茶カ)經返之、居士使人、慈恩寺之返礼而至、因知、印首座、昨二十日歸庵于住吉、可喜々々、居士又以所借之曆昼并弱桑数枝見送、(下略)、	※ 本居士手桑 (茶カ)經返 之、 桑数枝見送、
33	文明十八 年三月二 十二日 文明十八 年三月二 十三日 文明十八 年三月二 十四日	教我衆病如意而安平、(下略)、 為先師設小供、香茶、 早旦与衆同諷、快晴、午眠、心地不澄清、土用之所致乎、本居士至、手茶桑經云、遺薰上主於一乘寺寿湖心上主、報詩席之可開云、躡首座佩熙上主而至、熙者一山派、嘗居建仁海雲之僧也、今居士北庄云、薰自一乘而歸、詩会可出云々、可喜、夜間好、贊云、作凡聖之扞域、為人天之依怙、方便慈悲、亘今亘古、	※ 手茶桑經云、
34	文明十八 年三月二 十六日	明練方藥、何疾不医、大悲尊者、施我洪慈、(中略)、無量寿寺袖茶十包至、	

(筆者作成)

上記、『蕉軒日録』の【抄録表】から、34項目を主に、「茶桑経」関連記録と、禅院での日常的な季弘大叔の生活背景を抜粋したものを、項目番号を付して記録内容を概観する。

2. 文明十七年(1485)正月十三日、夜間、突然左の腕が痺れて感覚がなくなったとあることから、大叔には中風の症状があったことがわかる。
3. 文明十七年正月十五日、夜間、再び中風の症状がでたようである。
4. 文明十七年二月十二日、大叔が、茶道具の処分をする時の記録で、いわば身辺整理である。その記録に、「送桑葉古茶一袋、甚歴年、不可用也、」とあるように、桑の葉の古茶は、時間的

経過が甚だしく使用できないとされている。桑葉を茶として使用した生活習慣が禅門とその関係者の間にあったことが、この記録から推察される。

5. 文明十七年二月十三日、煎薬を小器に入れて家に帰り、夜間に一粒飲んで横になったところ、心地がやわらぎ、熟睡できたという薬の効果を記している。

6. 文明十七年二月二十日、建仁寺の宗殊和尚の参禅を讃嘆する。建仁寺は栄西の創建であり、建仁寺との深い関わりを示す記事であろう。

7. 文明十七年二月二十九日、茶二十包を二尊院長老善空に贈り、桑木で作った杖を贈り、名茶一器、抹茶一器を送ったとあるように、禅宗寺院において、ごく普通に茶の風習が根付いていることが窺える。そして茶の貴重さを表す記述と、二尊院長老善空への敬意の表れとしての桑木の杖の贈呈は、長老を思いやる心が偲ばれる記録である。これは栄西創建の建仁寺の宗殊和尚が参禅した九日後の出来事である。

8. 文明十七年三月六日、「人参養衛湯七日分を乞い与えた」とあるように、東福寺の僧の間では、一般衆生が口にすることすらできない希少高価な薬が常備され、日常茶飯事的に扱われている様子が窺える。

9. 文明十七年三月十七日、本居士も病であったようである。「献茶」とあるのは、仏鑑禅師宿忌のための仏前に、献茶をしたということであろう。

10. 文明十七年三月十九日、薬を用いず自然治癒を期待し、「灸点」することにしたと考えられる。

11. 文明十七年三月二十日、左右の肩に「五十壮以上一百壮」の灸を施したとあり、きわめて重い症状であったことが窺える。

12. 文明十七年三月二十三日、灸を左右の臂に二十五壮ずつ、合計五十壮している。このため猿樂の誘いを辞退したようである。

13. 文明十七年閏三月二十六日、早朝に気が重く、食欲不振等々の気を回復するために必要なものとして、回春湯(元気になる)、通聖散(基礎代謝改善)、妨已湯(利水剤)、人参養衛湯(免疫力低下、腰痛、関節痛等の改善)、人参清神湯、調気(肺機能、腎臓、肝臓、腸、消化、血液循環等の改善)、助気湯(食欲不振、虚弱体質等の改善)、回春湯、瀬翁粉薬等々の八種類の薬の服用方法を紹介している。

14. 文明十七年四月二十一日から、五月十日まで二十日余り掛けて、「申置條々事」という遺言を認めている。大事にしていた蔵書の書物名を挙げて処理の仕方を明記したものである¹⁸⁾。

身辺整理の指示を記し留めたものであろう。仏書、中でも禅籍が多く、『四書』が二点あるが、『新注四書』は朱熹の著作であり、大叔は当時の禅僧らしく経書に精しく朱子学に通じていたことがわかる。「申置條々事」に記された書物には、半数以上の本で返却先が指定されており、人から借用していたものが多い。又、季弘の蔵書は漢籍が多く日本人の著作である和書は『元亨釈書』など五点である。

15. 文明十七年五月二十一日、堺滞在中の連歌師宗祇が来たとあることから、大叔には、当時の文化人がごく自然に出入りできる地の利(当時大叔は堺の海会寺住)と人徳があったことが窺える。又、あわせて寺院とは、人と人の縁を大切にし、人間関係が、新鮮で正に水魚の交わりが自然にできる長閑な所であったのではなかろうか。薬湯については、『宗長手記』1525(大永五5)年には¹⁹⁾、「伏見津田聚情軒一宿。桑風呂、腰痛養生。やがて平臥」(89頁)とある。そののち、八月

十五日から十月二十三日に出京するまでの間に、伏見の聚情軒にての薬草風呂の入浴に関する記述が3回見える。記述をあげると、「沈酔ながら桑風呂に湯治して」(92頁)、「桑風呂、五木一草湯治」(94頁)、「桑風呂一七日あまり、時々刻々起居のねん比さ」(95頁)というものである。

これらから、温泉も潮湯もない土地で薬湯をたてる「聚情軒」という宿があり、ここを定宿として都と行きをしながら薬湯に入り養生していたという記録である。戦国時代の連歌師宗長が、京都伏見の聚情軒に宿をとった際、「腰痛養生」と称して桑風呂の湯治(四回)をしていた。宗長は宗祇(1421-1502)の連歌の弟子であることから、大叔との親交で仙薬としての「桑」の効能や用法が話題になっても不思議ではない。このような「桑」の情報発信がなされている記事があることから、「桑」が養生法として、当時において実践されていたことが窺えよう。

16. 文明十七年四月二十五日、体調不良(所勞)の原因は、昨日昼からの風邪気味によるものであろうか。策公が上京してきた。宮内卿による薬次第は以下の通りである。人参順気散(痺れ、四肢痛み、筋力低下、肩こり等の改善)、加減節気湯、秘傳羌活湯(発汗、解熱、鎮痛、抗炎症、駆風、利尿等の改善)、加減養気湯(元気を補う薬湯)とあるように前述の「桑湯」との関連性が窺える。

17. 文明十七年十月四日、「煎湯飲茶」の意味として、嗜好品としての茶の風習ではなく、薬としての服用が禅院では日常的であった様子が窺える。

19. 文明十七年十月二十三日、灸治、瓦灸の施療、夜間薬兩次、薬も服用した事が記されている。

20. 文明十七年十月二十四日、「南京興福寺転経院主、(中略)、有医術」とあるように、脚気や中風を治す医術があったことが窺える。これらの病が流行っていることが推察できる。

26. 文明十八年(1486)正月七日、「衆生病」が多く蔓延していることが記されている。

27. 文明十八年正月八日、病老の大叔は入明船が堺に着く前から、船に医書を多く載せていることに関心を示している記事である。大叔は中国からの最新の医学書を手にできる場所に居住していた。またそのような環境で「茶桑経」に興味を寄せて知人に貸し出した様子が窺える。

30. 文明十八年三月十五日、本居士が、「桑経」を借りに来たとある。これは昔建仁寺の開山明庵栄西が著したもので、「喫茶養生記」とよばれているものとされる。すなわち『喫茶養生記』であろう。原文には、「桑経」とあり、校訂者が「茶カ」としているが、「茶」と「桑」の字を間違えることはないのではなかろうか。二十一日の返却の記述についても同様であると考えられる。大叔は、栄西の著した『喫茶養生記』を所持していたのである。写本であるかは不明であるが、いずれにしても大叔が所持していたことは注目すべき点であろう。

32. 文明十八年三月二十一日、文明十八年三月二十三日、文明十八年三月二十四日、三月十五日に貸し出した「桑経」を、本居士が手に携えてこれを返却にきた。又その返礼にと、借りた暦と「桑数枝」を置いて帰ったとある。「桑数枝」を使用して「桑経」の実践を窺わせる。

33. 文明十八年三月二十四日、大叔が、三月十五日に本居士に貸した、「桑経」を二十一日に本居士が返却していることは前述の通りである。ここでは本居士は二十四日に大叔のもとに来て「茶桑経」を手にして賛を述べているとある。「桑経」と「茶桑経」はおそらく同じ書を指すものと考えられる。この記事については森鹿三氏も確認をしている²⁰⁾。

以上が『蔗軒日録』の「茶桑経」記録と禅院での大叔の日常生活を抜粋した概要であるが、「茶桑経」を貸し借りしている様子から、禅院では『喫茶養生記』が「茶桑経」と称されて活用され、大叔の多様な人脈相関において、禅院が情報発信の要の場となり、その発信力が多大であっ

たことが窺える。その発信力の影響は、関西方面には関西方面には勿論のこと、関東方面にまでも及んでいると推測される。その一例として、東国の禅文化発祥の寺とされる世良田長楽寺は、承久3年(1221)始祖の新田義季(よしすえ)が開基となり、日本臨済宗の開祖・栄西の高弟である栄朝(1165-1247)を開山として創建されたことが挙げられる。

久保尾俊郎氏は季弘大叔について、次のように述べている²¹⁾。

季弘は自らの履歴を『蔗軒日録』にも記しているが、備州出身で、永享元年(1429)九歳で出家、永享五年(1433)十三歳で上京し東福寺護福庵の竹庵大縁に侍した。文明十二年(1480)六十歳で東福寺の住持、翌十三年退院して同寺菩提院・莊嚴蔵院の塔主を勤めたが、文明十五年(1483)十一月出京して泉州堺に下向、同十五日堺の海会寺に入院した。この時六十三歳であった。その間、長谷観音に参籠し、南都に遊学して法相・華嚴を学んだ時期があったが、おおむね京都五山東福寺僧としての生活であった。当時の堺の町は、有力な商人が会合衆として自治を行っており、季弘大叔は三宅主計、和泉屋道栄などの会合衆と付き合いがあった。文明十八年(1486)七月四日に遣明船が堺に帰着。唐荷が海会寺にも届けられている。禅僧で中国の事情に精しく関心も深かった季弘は、明から帰国した東帰光松から中国の最新の話の聴いている。松侍者が明・董宿源『奇効良方』をもたらししたものを読み、「観音応夢散」の薬名があると指摘、「今以病仰救多」と自分も含め病に苦しむ人の多いのを思っ四句の詩を二首作った。他日にも松寺者は『奇効良方』を持参し、その時も季弘は『奇効良方』を看て詩句を作った。竜書記の求めに応じて明・王宗昱『医方捷徑』の序文に句点を加えた。その他、唐の代表的医書『千金方』「養生篇」をもたらしした禅本居士と「共誦」し、他日にも禅本居士と『千金方』について話している。金子西が持参の『救急方』序文に句読を付した。季弘大叔の読書は、経典、禅籍中心で禅僧の読書で、不足する分野の書物の書写の大事さを理解し倭談、琵琶法師の話から書物を読むのに等しい知識を入れようとしている姿勢は中世で生活した一禅僧の読書生活に留まらず、一知識人の読書の様相を示しているといえる。

上記のように、久保尾氏は季弘大叔の生い立ちと学問僧としての医学、養生に対する探究心と教養の豊かさを紹介している。多識で医学的情報に精通している教養人としての大叔を訪問して、その情報を乞い願う多種多様な人脈は、季弘大叔の人徳を示すものであろうと考えられる。

栄西の『喫茶養生記』は、倭書の「茶と桑」の養生書として、栄西が著述してから約二百七十五年後の中世に「茶桑経」と称され禅院で読まれていたものと考えられる。大叔は備州の生まれで、栄西と同郷である。ゆえに親近感と栄西の偉業を知ればこそ、誇れる同郷の先達高僧の著した、身近に実行できる「茶」と「桑」の養生書の「茶桑経」を手元に置いていたのかと推察される。

特に臨済宗の一派である東福寺住持の大叔が、栄西の『喫茶養生記』を「茶桑経」という通称で愛読し、「喫茶法」を実践していたとしても何ら不思議な事では無いのではなかろうか。

第二節 栄西、在宋中の動向について

【附録】【表 I】として「栄西年表」を、本第一章末に添付して栄西の軌跡、概観のための参考資料とする。

明庵栄西(千光法師、葉上房、1141-1215)は、平安末期に二度の入宋渡航を果たした日本僧として知られている。栄西、在宋中の動向については、特に第二度目に南宋に渡航した際、浙江の

禅林において臨濟宗黄龍派の禅旨に触れ、逸早く臨濟宗の法統を、日本に将来導入したとされている。しかし、栄西の再入宋に先立って、近江の比叡山延暦寺の天台僧であった覚阿(1141-?)が早くに入宋し、杭州(浙江省)钱塘県の北山景德鎮隱禅寺において臨濟宗楊岐派の瞎堂慧遠(仏海禅師 1103-1176)に参じ、その法門を伝えて帰国している¹⁾。また達磨宗(日本達磨宗)の大日房能忍(深法禅師)が門人の練中・勝弁を明州(浙江省)鄞県の阿育王山広利禅寺に使わし、同じく楊岐派(大慧派)の拙庵徳光(東庵、仏照禅師、1121-1203)の法門を間接的に日本に伝えている²⁾。

このように厳密には覚阿と能忍が宋朝禅を最初に日本に導入した僧であった。栄西が必ずしも、日本への禅宗の初伝者であったとはいえない面もある。しかしながら、覚阿の法統は後世に伝わり、断絶しており、能忍の場合は師資面授による真の伝法相承とはいえない面があったことから、現今では栄西をもって日本禅宗ないし日本臨濟宗の始祖のごとく捉える見方が、一般化している。栄西が、その生涯に歩んだ足跡と、彼の日本仏教史上における位置付けを語る上で、入宋渡航を通して禅宗を相承した事実は、欠くべからざるものであり、これを抜きにして栄西を語ることはできないであろう。しかしその一方で、とくに近年では栄西をあくまで生涯にわたって台密の密教僧であった、として捉える見方が中心となっているが、在宋中の記事を含んだ禅僧としての栄西は、端に迫いやられた感である。しかし、栄西が日本仏教史上に大きく評価される所以は、密教僧としての活動面もさることながら、南宋代の禅宗を伝来して、『興禅護国論』(1198)三巻をまとめた点にあるといえる。栄西は密教僧であったことが歴史上に高い評価を残しているのではなく、あくまで入宋して禅宗、特に臨濟宗を日本に伝来した事実をもって世間の注目を集めてきたと見なければならぬ。本節では、栄西の二度にわたる入宋求法の軌跡を辿りながら、栄西が入宋して宋代禅宗と触れ合い、在宋中に訪れた禅寺、本師である黄龍派の虚案懐徹(生没年不詳)の事績、懐徹との問答機縁や師資関係、在宋中の行動を通して、栄西が実地に参学見聞した十二世紀後半における南浙江の禅宗について確認する。

栄西の入宋中の動向を考察するにあたり、佐藤秀孝氏論考³⁾を基に、栄西の入宋中の軌跡を辿りたい。氏は栄西の第一次入宋から第二次入宋での随侍の本師、虚庵懐徹との出会い栄西の行動と偉大な功績を上・中・下三冊にまとめ上げられており、その栄西の多様な情報資料は他に類を見ないものである。その情報を基に栄西の事績を考察していきたい。栄西『興禅護国論』三巻の中には、禅宗が鎮護国家の教えであることが明確に示されている。序においては自身の出自修行の経歴を述べて、上中下巻において禅を興すことは、国を護ることであると論を全巻にわたって力説する。また彼が在宋中になした動向をも含めて伝える記事が散見される⁴⁾。そして『興禅護国論』に付される「未来記」(1197)は、未来を予言するに南宋の仏教、特に禅宗に関する記載が見出され、特殊な事情を伝えているとされる⁵⁾。

さらに佐藤氏によると、『出家大綱』(1200)一卷と『日本仏教中興願文』一卷および『喫茶養生記』二巻などに加えて、栄西については『栄西入唐縁起』(1215)一卷が伝えられているとされる。

栄西の事跡を知る上で最も基本となる伝記史料は、鎌倉末期に臨濟宗聖一派の虎関師練(海蔵和尚、1278-1346)がまとめた『元亨釈書』巻二「伝智一之二」に載る「釈栄西<建仁寺栄西>」の章である。『元亨釈書』は栄西が亡くなって一世紀余りを経て編纂されているが、師練は栄西の記事を克明に調べ上げ、詳しい記載をなしている。栄西の第一次の入宋帰国に関しては、栄西と行動を共にした俊乗房重源(南無阿弥陀仏、入唐三度、1121-1206)による『玉葉』「寿永二年(1183)

「正月二十四日」條における記事が注目される。重源が九条兼実(後法住寺殿、月輪殿、1149-1207)に語った台州(浙江省)の天台山のことや明州の阿育王山のことについても、重源が榮西と共に体感した貴重な内容である⁶⁾。

次に『続群書類従』巻九輯上(巻二二五)などの僧伝史料には、「日本国千光法師祠堂記」と「洛城東山建仁寺開山始祖明菴西公禪師塔銘」が収められており、ともに榮西に関する単独の伝記史料として重要である。特に「日本国千光法師祠堂記」は、記事内容こそは極めて簡略ではあるが、さらに榮西に関しては洛城入宋した明全(仏樹房、1184-1225)が、本師榮西を顕彰するために、臨安府(杭州)都税務の官僚虞樗に依頼したものである。ただし明全は、宝慶元年(1225)五月二十四日に世寿四十二歳で、明州(浙江省)鄞県東六十里の天童山景德禪寺の了寂に示寂しており、その直後の八月に「日本国千光法師祠堂記」は天童山景德寺の一角に建立された。亡き明全の代りにその立石に立ち会ったのは、明全に随侍同行した門人の道元(仏法房、1200-1252)であって、道元によって石碑建立の大事業が天童山で実際に遂行されたことになる。

これは榮西に関する最も早い伝記史料であって、その文面の全文は書写ないし拓本のかたちで、道元によって日本に将来され、京都建仁寺にもたらされて後代へと伝えられた。「東山建仁禪寺開山始祖明菴西公禪師塔銘」または「洛陽東山建仁禪寺開山始祖明菴西公禪師塔銘」と称される塔銘が伝えられている⁷⁾。更に、これは、天台宗の教僧である古春如蘭(支離雙)によって撰述されたものであり、この塔銘にしか見られぬ記事もあることから、在宋中の動向を知る上では重要な伝記史料であるとされている。また榮西の門流に当たる黄龍派(千光派)の龍山徳見(真源大照禪師、1284-1358)が編集した『黄龍十世録』には、徳見の法嗣である無等以倫が撰した「日本国京師東山建仁千光禪師榮西」と題する伝記史料が収められている。『黄龍十世録』とは、黄龍派の派祖である黄龍慧南(普覚禪師、1002-1069)から榮西に至る、十世代の祖師のことばを収録した禅籍である⁸⁾。徳見と以倫は黄龍派に属して、明庵榮西一釈円房榮朝一蔵雙朗誉一寂庵上昭一龍山徳見一無等以倫と次第相承していることから、南北朝期に榮西の遠孫の人々が榮西をどのように見ていたかを知る上でも貴重な伝記であるといえる。この『黄龍十世録』に所収される榮西の伝記史料は、江戸期に京都建仁寺で高峰東峻(魯峰、1714-1779)によってまとめられた榮西関係史料集『靈松一枝』上巻にも収録されている⁹⁾。その他に江戸期の僧伝や禅宗燈史として、黄檗宗の高泉性激(曇華道人、大円広慧国師、1633-1695)が撰した『扶桑禅林僧宝伝』巻一「京兆建仁寺明菴西禪師伝」があるほか、臨濟宗大応派の卍師蛮(独師、1626-1710)に『延宝伝燈録』巻一「京兆東山建仁寺明菴西禪師」の章と『本朝高僧伝』巻三「京兆東山建仁寺沙門榮西伝」があり、在宋中の記事が載せられている¹⁰⁾。

榮西の再入宋に寄せる思いを伝えるものとして、『入唐取経願文』一卷の撰述が伝えられている¹¹⁾。『入唐取経願文』は、治承二年(1178)七月十五日に、筑前(福岡県)今津の登志山誓願寺の日曜室において、榮西自身が記述したものとされている。

『榮西入唐縁起』には、インドを慕い、宋朝の許可が降りたならば直ちにインドまで達したいという切なる願いが吐露されているが、宋朝は榮西の申告を立ち所に却下した¹²⁾。そこで陸路で天竺に行くことを却下された榮西は、南海ルートでの渡天の道を探ったものらしい。しかし榮西の嘆願は実現することはなかった。「榮西入唐縁起」では、この後の天台山などにおける五年間の滞在を否定的にし、一切経の転読三度に及んだことのみを書き残している。宋朝からの渡天却下の

勅等を受けた栄西は、素志を果たすことができず、船主はそんな栄西をみて日本に帰還を進めたとされる¹³⁾。日本に帰るつもりでいた栄西は、逆風で温州に押し戻されたのを逆手に取って、好機と解釈し、この時改めて栄西は、南宋の地に留まって仏道を究めようと決意したとされる。

逆境を自己に対する戒めと捉えたわけである¹⁴⁾。温州瑞安県で船を下りた栄西は、十数人の輩とともに赤城に向かった。第二次入宋では栄西に随行して、日本から赴いていた僧侶ないしこれに準ずる道俗や日本人が、かなりいたことが窺われる。この時、栄西らが向かった赤城とは、台州天台县の赤城山を意味する。台州ないし天台山は栄西にとって第一次入宋の時にすでに訪れていた名跡景勝地である。二十年の歳月を経て再び天台山に到った栄西は、平田の万年寺報恩孝徳禅寺を目指した。万年寺では臨済宗黄龍派の第八世虚庵懐敞(生没年不詳)のもとにたどり着いた。

万年寺では天台山中であって天台县西北五十里に位置し、一説に隋の大業二年(606)に創建されたとも言われるが、一般的には唐の太和七年(833)に百丈下の平田普岸(770-843)が創建したとされ、唐代に南嶽下の百丈懐海(大智禅師、749-814)の法を嗣ぐ、平田普岸によって創建された禅刹である。栄西が二度南宋に渡った十二世紀後半には、黄龍派はかなり衰退していた。かつて北宋代の後半、十一世紀には黄龍派は派祖の黄龍慧南(普覚禅師、1002-1069)とその門下および門流によって隆盛していたが、南宋代に入ると楊岐派系統の躍進に押され、次第に人材を欠いて衰微していった。天童山の雪庵従瑾(1117-1200)の法を嗣いだ高弟こそ虚庵懐敞であり、この人が再入宋を果たした栄西の本師となった禅者である¹⁵⁾。栄西は、温州瑞安県から直ちに天台山に赴いていることから、万年寺住持の虚庵懐敞という優れた禅者と邂逅する機縁に恵まれて、本格的な参禅修行を開始することになった。それは入宋まもない時期で、おそらく淳熙十四(1187)五月か六月の頃であるとされる¹⁶⁾。これより栄西は、数年間にわたって万年寺に随侍することになる。

又、栄西の第二次入宋を特徴づけるものの一つに豊富な財源を使用した伽藍の建立や修復が挙げられる。栄西は万年寺の伽藍の一部を新たに建立したほか、天台山内のいくつかの建物の修復にも尽力している¹⁷⁾。大慈院は天台县北二十九里に在る教院で、古くは修禅寺、または禅林寺と称せられていた天台智顛(徳安、智師、538-597)ゆかりの古道場である。入竺のための費用として栄西は、かなりの資金を持参して入宋渡航していたことが知られ、これが財力を持った日本僧という印象を宋朝禅者たちに植え付ける原因になった。淳熙十四年(1187)は栄西が万年寺の懐敞に参学した年であり、参学間もない時期から栄西は私財を投じて万年寺伽藍や境内の修復に取り掛かっていたことがわかる。万年寺以外にもこうした天台山中のいくつかの寺院を修復していることから、栄西がかなりの資金を持参して第二次入宋を執行したことが知られる¹⁸⁾。

天童山は、かつて栄西が訪れた阿育王山広利禅寺と並ぶ明州鄞県内の名刹である。後には東浙(浙江省東部)第一の大刹として、南宋の禅宗五山の第三位に列している。懐敞は天童山内に在る千仏閣を修復したい旨を栄西に告げた。そんな懐敞の意図を知った栄西は後日、日本に帰ったならば、良材を送って千仏閣修復の手助けをしたいと応じた。この時、懐敞は栄西の申し出に対して満足の意を示して「唯」と頷いたという¹⁹⁾。万年寺の懐敞は、栄西の参禅の深まりを認めて「仏祖正伝菩薩戒」を授け、さらに多くの相承物を付与している。万年寺において懐敞が栄西に付与した品々は、いずれ栄西が日本に戻って禅僧として、一人立ちして活動することを見越したものであり、必要な法具を一斉付与している²⁰⁾。

また栄西は懐敞に随侍して天童山に移って間もない頃、淳熙十六年(1189)に栄西は、『出家大綱』の草稿をなしている事が『出家大綱並序』に、栄西の自序が記されている。栄西が二十一歳の頃より満五十歳に至るまで『出家大綱』の構想を練り続けていた事を自ら書き残しているのである。

栄西は日中両朝で実に三十余年にわたって文案を推敲し続けていたことになる²¹⁾。ところが栄西は、懐敞と行動を共にして天童山に随侍しているが、天童山の内外で自由な行動が許されていたものらしく、栄西が日本において治承四年(1180)五月に書した『秘宗隠語集』を携帯して入宋し、紹熙元年(1190)九月に万年寺において再治している。栄西は、再治した『秘宗隠語集』を、そのまま天台山から日本の門徒の元へと送り届けている。第二次入宋では栄西は単独で行動したのではなく、随侍した門弟等も居たようであるから、栄西は門人の誰かに『秘宗隠語集』を託して日本に向かわせたと考えられる²²⁾。紹熙元年(日本の建久元年、1190)、栄西は、天台山の菩提樹の一枝を商船に付して日本に移植した。天台山の菩提樹はもともと唐代に天台山の道邃(興道尊者、止観和尚、? - 805)が植えたものとされ、道邃は入唐した最澄(伝教大師、667 - 822)が、天台学を学んだ本師として知られる。栄西は、道邃手植えの菩提樹の一枝を日本に送っているのである。やがてその一枝は建久元年の内に筑紫(福岡県)の香椎宮(香椎神社)に植えられたとされる。

建久六年(1195)の春に、栄西は博多の安国山聖福寺に在って、この香椎宮の菩提樹をさらに奈良(南都)の東大寺にも分ち植えられ、また元久年間(1204 - 1206)の初めには京都東山建仁寺の東北隅にも、その一枝が植えられた²³⁾。さらに、栄西は懐敞のもとに在って宋朝禅の修行に努め、やがて天童寺を辞去して日本に帰国することになる。栄西は実際に懐敞から直筆の相承書を授与されているはずであろうが、懐敞直筆の墨蹟は現存に伝えられていない²⁴⁾。「日本国千光法師祠堂記」は、現存する栄西の伝記史料としては最も古いものとされ、栄西に関する貴重な一代記を伝えている²⁵⁾。その中の一文に「遊_二台山万年寺_一、礼_二石橋羅漢_一、淪_二茶現_一花、又見_二青龍_一、(台山の万年寺に遊び、石橋の羅漢を礼し、茶を淪て花を現じ、又二青龍を見る)」とあるように、この文中に「茶を淪て」とあるのは興味深い。これは第一次入宋での記録である。しかし、栄西の二度に渡った入宋求法を一回のごとくまとめてしまったため、二十八歳で入宋する際に西域に求法しようとし、その後四明に到ってそのまま天台山の万年寺を訪れたとしている。もっとも中心となるのは、天童山の懐敞との関わりと千仏閣修造の一段であり、その功績を讃えるために、この伝記史料が作成されたとされる²⁶⁾。栄西の第一次の入宋は滞在わずか半年間という短期に限られているが、このとき南宋より持ち帰った經典「天台新章疏三十余部六十卷」を天台座主明雲(1115 - 1183)に呈している。天台密教僧としての任務遂行と異国文化の見聞を果たし、重源と共に阿育王山の仏舎利塔や天台山の勝景を巡りながら帰国したわけである。第二次入宋では五年間に及ぶ長期の修行の間、天台山万年寺や天童山景德寺において虚庵懐敞のもとで参禅学道を行った。

正式に法を嗣ぐ高弟として、印可証明を受けて臨済宗黄龍派の法統を、日本に伝えることになった。日本禅宗の中で、臨済宗黄龍派を伝えたのは栄西のみであり、十二世紀末葉に栄西によって黄龍派が、日本に導入された意義は大きい。栄西は、入宋前の日本においては天台僧、密教僧としてのみ活動しており、禅僧としての活動は第二次入宋から帰国して以降の晩年二十余年の間のことである。栄西自身が『未来記』に語っているように天台・密教については兼修の教えを説くに留まっている。栄西が五十年後に託した禅宗興隆に対する思いは、栄西の『未来記』を踏まえて、その最期と五十年後の禅宗隆盛が『建長寺和漢年代記』の建保三年(1215)の箇所に語られ

ている²⁷⁾。また、栄西に関する近年の研究として多賀宗隼氏と宮脇隆平氏によって、栄西に関して考察がなされている。多賀氏は密教僧としての栄西について²⁸⁾、

密教の修法に、灑水器から水を取って散ずる具を散杖という。この散杖は梅の木もしくは柳で造るのがよしとされている(『阿婆縛抄』)が、この「葉上僧正秘伝」は、この散杖に桑木を用うべきだ、とする。そしてその理由として次の如くに述べる。「何が故に桑木を用ふるや、示して云ふ、覚大師(慈覚大師)御釈に云ふ、過去久遠の菩提樹、弥陀相応の縁木也と云々、謂ふ意は、桑の字は四十八と書けば也。所詮、西方は風大の方、桑又風大所成の霊木也、西方又妙觀察智の智門也、旁々以て相応の霊木也。仍つてこの桑の乳を用ふ、この儀によって也。」

と述べて、桑が四十八と書く字であり、弥陀相応の霊木で、六大では風大、方角では西方に配せられ、仏に縁の深い木だとされていることは、密教の配当の考え方がここにもあらわれているのであり、栄西の考え方と矛盾しないとする。この「葉上僧正秘伝最極ノ大事」が真に栄西のものであるかどうかは決定付けられないが、鎌倉中期ごろ叡山にこのような伝えのあったことは『喫茶養生記』を理解する上に幾分の参考になるだろうと著書の中で述べている。

さらに氏は桑の薬効について、栄西の法祖ともみられる皇慶が、夢に病で悶絶したとき、帝釈天から毎日、桑を服用すべきことを教えられた(『谷阿闍梨伝』)²⁹⁾として、桑の薬効について栄西の法祖ともみられる皇慶(977-1049)について触れている。

一方、宮脇氏は在宋中に栄西が千光禅師という賜号を送られたことを次のように述べる³⁰⁾。

そのころ南宋の国では、伝染病が猛威を振るい、(中略)、宮廷の群臣たちが詔勅を報じて、何人もの高僧に疫病退散を祈らせたが、(中略)、いっこうに効き目がない。(中略)、詔をうけた栄西が一心に祈禱を始めると、たちまち一日後に伝染病はおさまり、(中略)、ひきつづいて雨を祈ると、栄西のからだから千光がかがやき、(中略)、いきなり天から大雨がふってきた。ときの皇帝・孝宗は感激し、「和尚は葉上といわれるそうだが、本当は葉上に身をあらわした千釈迦というべきではないか」と讃えた。「千光」の号が下賜されたのはこのときのことである。

というように、「千光」の号は、孝宗から下賜されたものであるとされる。宋人の間で栄西に帰依し、後日栄西が帰朝する際にも後を慕って来日した者もいたほどであったという。栄西の密教的能力評価は南宋に在っても定評があり、栄西の密教僧的な特殊能力を示すものかと宮脇氏は述べている。さらに氏は、皇慶と栄西について、背振山の説明から次のように述べている³¹⁾。

(上略)、大事に持ち帰った茶種は、(中略)そこで最適地として浮かんだのが背振山だった。栄西は主峰の東南の山腹にある霊仙寺を訪れた。(下略)、栄西は本尊・乙天護法善神に合唱しながら、(中略)その本尊は九七〇年頃、日向の霧島山から背振山に来往した性空上人に随仕した乙護法という神童で、弁財天の十五人目の末の子すなわち乙子の化身であると同時に、背振山の神でもあった。(中略)、乙護法が随仕した性空上人の甥は、天台密教・谷ノ流の開祖・皇慶阿闍梨である。

とあるように、谷ノ流は葉上流の源流であるから、皇慶阿闍梨も入宋を志したが、実現しなかった。谷ノ流は葉上流の源流であるから、栄西にとって、皇慶阿闍梨はきわめて大切な遠祖である。

皇慶も背振山にのぼって一夏の行を修め、そのときも乙護法が現われ随仕した。茶の木が生え

る山谷は神霊の地であり、地元の人は茶の木が天から降るといって、山の名を茶降山と名づけ、その伝説は茶降山がなまって背振山となったという名称の起源説の一つにもなっている。現在でも霊仙寺の上手の蛤岳から背振山頂に至る尾根道のあちこちに茂る自然生えの茶の木のむれは、皆その子孫たちである。栄西は霊仙寺からわずかに離れた西の谷・石上を適地と定め谷川の横の少し平らになった草むらに茶種を蒔いた。こうして育った茶の木は宇治に伝わり、また明恵上人に贈られ梶尾にも植えられた。その後わが国各地に広まった茶の木の栽培はすべて背振山・石上に端を発すると伝えられている³²⁾。皇慶阿闍梨について正確な情報は得られないが、天台密教・谷ノ流の開祖であり、密教僧としての栄西に、極めて多大な影響を与えた人物であろうことは想像に難くない。加えて谷ノ流は葉上流の源流であり、栄西にとって皇慶は大切な法祖であったと考えられる。

以上のように、『喫茶養生記』は、栄西が宋に留学して茶と桑養生の知識を書き記し、上下巻を一本として刊行されたものであるが、栄西の第一次入宋は滞在わずか半年間という短期に限られていた。栄西としては悔いを残しての帰国となり決して満足のいく成果は得られなかったかも知れない。しかし南宋より持ち込んだ経典「天台新章疏三十余部六十巻」を、天台座主明雲(1115-1183)に進呈した実績は徒ならぬ功績であると考えられる。さらに重源と共に阿育王山の仏舎利塔や天台山の勝景を巡り、南宋文化の風を具に感じて帰国したことは、栄西にとって生涯の親友重源との楽しい時であったと言えよう。

第二次入宋では、五年間に及ぶ長期の修行で、虚庵懐敞から正式に、法を嗣ぐ高弟として印可証明を受け、臨済宗黄龍派の法統を、日本に伝えた功績と日本禅宗の中で臨済黄龍派が、十二世紀末葉に栄西によって黄龍派を、日本に導入した意義は大きいと言える。栄西が、『喫茶養生記』に挙げた五種の病は、「衆生病」として流行していたと考えられ、中世東福寺の僧季弘大叙の日記『蔗軒日録』にみえる「茶桑経」は『喫茶養生記』である。季弘大叙にも持病の中風があり、「茶桑経」を試していたことが記される。中風が一向に回復せず、灸と薬の施療も併用して試していたことが確認される。『蔗軒日録』からの引用抽出の際に、表に掲載しなかったものに東繩(あずまきぬ)、東木綿(あずまゆう)、望陔布(もうだふ)等がある。東は東国即ち関東地方を指し、また望陔布は上総国の特産と推定される³³⁾。この日記の記事からは、禅院における僧侶の生活ならびにと権門勢家や多種多様な人物相関などが、如実に描かれていることが見てとれる。そして情報網の拠点としての役割とその機能は、関東圏にも及んでいたと考えられる。禅院は、僧侶とその関係者の健康面に対応する養生情報の重要な拠点であると言える。季弘大叙の生きた時代は、現代とは違い僧侶が文化や医療を牽引していた時代である。大叙は国内外における最新情報がいつでも得られる場所、堺の海会寺に住寺していた。そのため高価な薬物名も日記に頻繁に出現し、珍しい書籍も入手することが可能であり、多様な価値観を有する人達との繋がりがある。貴重な書籍も貸し借りが出来るような信頼関係が築かれている。その中でも中風で苦しんでいる大叙や親しい友人の本居士との「茶桑経」をめぐるやり取りを通して「茶桑経」返却の礼に「桑数枝」を置いていったという記述は、当時において「桑」養生法が試されていたことを示唆するものであろう。また、大叙とも交流があった室町時代後期の連歌師宗長が、伏見の聚情軒で桑風呂腰痛養生性と称していたように、「桑」の養生法を実践していた記述がある(『宗長日記』)。

栄西の在宋中の動向については、佐藤秀孝氏論考に依拠するものが多く、その歴史的背景から栄西の人物像を考察すると、栄西は元々台密の密教僧であったと捉える見方が強い。

しかし、その一方で在宋中の行動や師匠との邂逅からは、功績を多く残して禅の修行を着実に積んだ姿が窺える。禅僧としての栄西の使命感が偉業を成した礎となったのではなかろうか。

このような状況のなかで栄西は『興禅護国論』を書き上げ、更に『出家大綱』、『日本仏教中興願文』、『喫茶養生記』を記し残したのである。鎌倉時代末期に臨済宗一派の虎関師錬(海蔵和尚、1278-1346)がまとめた『元亨釈書』は、栄西が亡くなって一世紀あまりを経て編纂されたものである。虎関師錬は、栄西の記事を克明に調べており、入宋の経緯や在宋中の行動などに関して栄西のとった順路を大まかに窺い知ことができ、本書は重要な史料となっている。

入宋した明全(仏樹房、1184-1225)が本師栄西を顕彰するために、臨安府(杭州)都税務の官僚虞樗に依頼したものが、「日本国千光法師祠堂記」である。「日本国千光法師祠堂記」は栄西が亡くなってわずか十年余を経て著されているものであるが、栄西に関する第一等の伝記史料ということになる。『喫茶養生記』では、巻末近くにおいて栄西自身が告白しているように、第一次入宋中に経験した、極熱の気候で気絶した時に手当を受けた際には、丁香香による治方であったが、その時に手当てをしてくれた宿主の恩を忘れずに『喫茶養生記』巻末に書き添えている。

『喫茶養生記』の上梓を決心したのは、この時の経験が基であると述べている。天台山に遊んで「遊_レ台山万年寺_一、礼_レ石橋羅漢_一、淪_レ茶現_レ花、又見_レ青龍_一、」の一文に「羅漢に茶を淪て献じた」とあるように、「茶」の記述は確認されるが「桑」についての言及はない。

栄西は、「桑」の薬効についての認識を、栄西の法祖とされる皇慶が夢の中で悶絶した時に、帝釈天から毎日「桑」を服用すべきことを教えられたという。この伝説が、栄西にとって「桑」の記憶として残り、栄西自身も南宋滞在中に「桑」養生法についての情報収集の施策をしながらいた所、その後に南宋留学時の見聞から「新渡の医書」、「唐医口訣」、「宋朝医口伝」による「桑粥法」、「仙経」にいう「桑煎法」などの「桑」養生法の情報源(由来)による集積が『喫茶養生記』に繋がったと考えられる。「桑」養生法は『喫茶養生記』による栄西自らの告白以外に、ほかの伝記史料で確認することはできず、今の所この『喫茶養生記』内容に基づくしか手立てはない。

建保二年(1214)『喫茶養生記』(再治本)を上梓の後、栄西は、建保三年(1215)正月『入唐縁起』を著わす。建仁寺に帰り、六月、布薩のついでに七月五日入滅することを大衆に告げ、その日、椅に坐して寂す。全身を建仁寺護国院に葬るといふ。ただし『吾妻鏡』には六月五日、寿福寺入滅とする³⁴⁾。遷移化滅、七十五歳。

〔註〕

第一章

第一節

- 1) 『六国史 日本後紀 全』(朝日新聞社、1929年12月、209頁)。
- 2) 熊倉功夫・姚国坤『栄西『喫茶養生記』の研究』(宮帯出版社、2014年7月、18頁)。
- 3) 森鹿三『喫茶養生記 原文・現代語訳・解題・補注・年譜索引』(『茶道古典全集 第二巻』淡交社、1958年7月、76頁)。
- 4) 前掲3) 75頁。
- 5) 前掲3) 75頁。
- 6) 村井康彦「研究資料 もどって来た『喫茶養生記』」(『日本研究：国際文化センター紀要2、1990年3月、213-218頁)。
- 7) 前掲3) 76頁。
- 8) 古田紹欽全訳注『栄西 喫茶養生記』(講談社学術文庫、2000年9月、154頁)。
- 9) 前掲3) 76-80頁。
- 10) 範俊「『喫茶養生記』における密教経典とその養生思想」(『密教文化 Journal of esoteric Buddhism』243号、『密教研究会』、2019年12月、61-72頁)。
- 11) 前掲3) 80-84頁。
- 12) 前掲10) 61-72頁。
- 13) 前掲3) 109-110頁。
- 14) 前掲10) 61-72頁。
- 15) 前掲3) 142頁。
- 16) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 蔗軒日録』(岩波書店、1953年3月)。
- 17) 久保尾俊郎「中世の読書一季弘大叔『蔗軒日録』の場合一」(『古典遺産』(65)、2016年3月、13-30頁)。
- 18) 前掲16) 76-80頁。
『嘉泰普燈録』(備中呑海寺へ寄付)、『華頂無見観禅師語録』(京都東福寺汝川正山へ返却)、
『事文類聚』(東福寺荘厳院へ返却)、『六物弁訛』(京都南禅寺華屋宗厳へ返却)、『仏制比丘六物図』(河内西琳寺東坊へ返却)、『四書』(和泉少林寺へ)、『梵字ノ初心抄』(和泉少林寺へ)、
『古文集成』(海会寺長識へ付)、『東坡詩抄』(海会寺長整へ付)、『東山外集抄』(河北南伯祥能へ返却)、
『元亨釈書』(海会寺内西坊へ一部返却)、『仏果円悟真覚禅師心要』(禅本居士へ返却)、
『友山録』(東福寺菩提院へ)、『南山和尚語録』(東福寺菩提院へ)、『蒲室集』(東福寺汝川正三へ返却)、
『新刊五百家註音弁唐柳先生文集』(加賀古桂長識へ返却)、『新注四書』(和泉少林寺に置く)。
- 19) 島津忠夫校注『宗長日記』(岩波書店、1975年4月、89頁、92頁、94頁、95頁)。
- 20) 前掲3) 142-143頁。
- 21) 前掲17) 13-30頁。

第二節

- 1) 佐藤秀孝「覚阿の入宋求法と帰国後の動静(上)―第一次入宋と重源および阿育王山広利寺をめぐって―」(駒澤大学仏教学部研究室編『駒澤大学仏教学部論集』第 43 号、2012 年 10 月、71 頁)。
- 2) 前掲 1) 71 頁。
- 3) 前掲 1) 72 頁。
- 4) 前掲 1) 72 頁。
- 5) 前掲 1) 72 頁。
- 6) 前掲 1) 73 頁。
- 7) 前掲 1) 74 頁。
- 8) 前掲 1) 74 頁。
- 9) 前掲 1) 74 頁。
- 10) 前掲 1) 75 頁。
- 11) 佐藤秀孝「明庵栄西の在宋中の動静について(中)―第二次入宋から天台山万年寺の虚庵懐敞との邂逅」(駒澤大学仏教学部研究室編『駒澤大学仏教学部論集』第 44 号、2013 年 10 月、100 頁)。
- 12) 前掲 11) 107 頁。
- 13) 前掲 11) 108 頁。
- 14) 前掲 11) 109 頁。
- 15) 前掲 11) 114 頁。
- 16) 前掲 11) 120 頁。
- 17) 前掲 11) 126 頁。
- 18) 佐藤秀孝「明庵栄西の在宋中の動静について(下)―虚庵懐敞の天童山入寺と栄西の随侍よび帰国―」(駒澤大学仏教学部研究室編『駒澤大学仏教学部論集』第 45 号、2014 年 10 月、97 頁)。
- 19) 前掲 18) 97 頁。
- 20) 前掲 11) 127 頁。
- 21) 前掲 18) 97-98 頁。
- 22) 前掲 18) 99 頁。
- 23) 前掲 18) 99-100 頁。
- 24) 前掲 18) 102-103 頁。
- 25) 前掲 18) 125 頁。
- 26) 前掲 18) 126 頁。
- 27) 前掲 18) 127 頁。
- 28) 多賀宗隼『栄西』(吉川弘文館、2014 年 6 月、182-183 頁)。
- 29) 前掲 28) 183 頁。
- 30) 宮脇隆平『栄西 千光祖師の生涯』(禅文化研究所、2009 年 11 月、137-138 頁)。
- 31) 前掲 30) 177 頁。

- 32) 前掲 30) 179 頁。
- 33) 布目順郎『養蚕の起源と古代絹』(雄山閣、1979 年 1 月、92 頁)。
- 34) 古田紹欽『栄西 喫茶養生記』(講談社、2000 年 9 月、185-186 頁)。

[参考文献資料]

- 1 岩間眞知子『茶の医薬史—中国と日本』(思文閣出版、2009 年 3 月)。
- 2 遠藤純祐「喫茶考—仙薬としての茶—」(『現代密教』、第 16 号、2003 年 3 月)。
- 3 久保尾俊郎「『中世堺の読書』—季弘大叔『蔗軒日録』の場合—」(『古典遺産』(65)、2016 年 3 月)。
- 4 熊倉功夫・姚国坤編「栄西『喫茶養生記』の研究」(宮帯出版社、2014 年 7 月)。
- 5 酒井シズ『日本の医療史』(東京書籍、1982 年 9 月)。
- 6 芝村哲三『栄西を訪ねて—生誕地と生涯—』(吉備人出版、2004 年 5 月)。
- 7 島津忠夫校注『宗長日記』(岩波書店、1975 年 4 月)。
- 8 多賀宗隼『栄西』(吉川弘文館 2014 年 6 月)。
- 9 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 蔗軒日録』(岩波書店、1953 年 3 月)。
- 10 新村拓『日本医療社会史の研究』(法政大学出版、1985 年 2 月)。
- 11 新村拓『健康の社会史 養生、衛生から健康増進へ』(法政大学出版局、2006 年 10 月)。
- 12 藤浪剛一『日本衛生史』(日新書院、1942 年 1 月)。
- 13 水野杏紀・平木康平「栄西『喫茶養生記』全訳注：「茶」の引用と仙木「桑」の活用による養生法」(『人文学論集』36、大阪府立大学人文学会、2018 年 3 月)。
- 14 宮脇隆平『栄西 千光祖師の生涯』(禅文化研究所、2009 年 11 月)。
- 15 古田紹欽『禅入門 1 栄西興禅護国論・喫茶養生記』(講談社、1994 年 1 月)。
- 16 古田紹欽『栄西 喫茶養生記』(講談社、2000 年 9 月)。
- 17 森鹿三『喫茶養生記 原文・現代語訳・解題・補注・年譜・索引』(『茶道古典全集 第二巻』、淡交社、1958 年 7 月)。
- 18 森鹿三「中国文化の受容について」(仏教大学研究室編『仏教大学学報』、第 20 号、1971 年 3 月)。

【附録】栄西年表

「芝村哲三『栄西を訪ねて一生誕地と生涯』(吉備人出版、2004年、504-520頁)を参照し引用」

年号	西暦	年令	事績	時代背景
保延七年	1141	一歳	四月二十日、備中吉備津、神官の子として生まれる(元亨釈書)幼名、千寿丸、父の名、不明、薩摩の刺史貞政の曾孫という。(釈書)母は田氏(田使氏-大守氏-難波氏)。(岡山県上房郡賀陽町上竹)	永治元年：鳥羽上皇出家。近衛天皇即位。 康治元年：寺門徒、叡山堂塔を焼く。 天養元年：鳥羽法皇、叡山に行幸。 久安元年：源頼朝、大神宮領濫妨する。興福寺僧と東大寺僧が戦う。 久安二年：平清盛、安芸守となる。山門、寺門戦う、京都大火。
久安三年	1147	七歳		久安三年：延暦寺僧徒ら、神輿を奉じて入京。ただもり、清盛の流罪を強訴。源空、叡山に登り、源光に師事する。
久安四年	1147	八歳	出家を志す。父に従って『俱舎論』頌を読む。それより三井流の『俱舎論』『婆沙論』を学ぶという。	久安四年：源頼朝生まれる。(正月)藤原忠実、荘園十八ヶ所を頼長に譲る。興福寺衆徒入京して強訴。 久安六年：藤原忠通、関白となる。
仁平元年・仁平三年	1151 1153	十一歳 十三歳	賀陽郡日近村、安養寺、静心に師事する。この年秋、叡山に登る。天台の教観を習う。(十四歳の説もあり)	仁平二年：平清盛、厳島神社を修造。 仁平三年：平忠盛、卒す。 仁平四年：木曾義仲、誕生。
久寿元年	1154	十四歳	叡山の戒壇に登り受戒。落髪して「栄西」と号す。その後、叡山と備中を往還する。	久寿元年：源為朝、鎮西にて横行する。父為義解官される。 久寿二年：近衛天皇崩御。後白河天皇踐祚。悪源太義平。源義賢を討つ。

保元元年	1156	十六歳	保元の乱。	保元元年：保元の乱起きる。鳥羽法皇崩御。藤原頼長戦死。崇徳上皇讃岐へ還す。源為義斬られる。源為朝捕る。
保元二年	1157	十七歳	静心没す。遺言により法兄、千命に従う。	保元二年：陸奥、出羽押領使、藤原基衡卒。
保元三年	1158	十八歳	千命より「虚空蔵求聞持法」を受ける。	保元三年：後白河天皇、退位。二条天皇踐祚。藤原基実、関白となる。後白河院政始まる。
平治元年	1159	十九歳	この年叡山に登り、北谷、竹林房の有弁に従って、さらに台教を学ぶ。 平治の乱。	平治元年：平治の乱で平清盛、源義朝を破る。信西、藤原信頼斬られる。十二月二十七日、難波二郎、三郎、妹尾兼康、上京、待賢門院の闘い。源義経誕生。
永暦元年	1160	二十歳		永暦元年：源義朝、殺される。源義平斬られる。源頼朝捕まる。平清盛厳島神社に詣でる。
応保元年	1161	二一歳	経綸を研究すること久しく、この頃入宋の志をいだく。	応保元年：後白河上皇に皇子誕生＝高倉天皇。藤原忠実没。
応保二年	1162	二二歳	全国に疫病流行し、父母を見舞って帰郷する。	応保元年：醍醐寺衆徒、座主勝憲を追う。叡山、山徒、園城寺を焼く。(清盛、福原に)
長寛元年	1163	二三歳	備前の金山寺遍照院に住む＝御能郡。 また日応寺(津高郡日応山)＝にて三摩耶行を修法する。(この三摩耶行は栄西、二十七歳までの荒行)。	長寛二年：崇徳上皇、讃岐に崩御。藤原忠通没す。平清盛、蓮華王院(三十三間堂)を造進。後白河上皇、落慶供養に行幸。 永万元年：平清盛、権中納言、兵部卿となる。二条天皇、位を六条天皇に譲る。叡山山徒、興福寺僧徒と争う。叡山山徒清水寺を焼く。

仁安元年	1166	二六歳		仁安元年：摂政、藤原基実没、一藤原基房、摂政となる。憲仁親王、立太子=(高倉天皇)=平清盛、内大臣となる。西八条殿造営。
仁安二年	1167	二七歳	伯耆、大山寺にて基好(習禅房基好)より両部灌頂を受ける。また、九月叡山に登り顕意法師より灌頂を受ける。十二月帰郷して父母の許を辞し、鎮西に赴き宇佐八幡宮に詣でる。	仁安二年：平清盛、太政大臣となる。俊苳坊重源、入宋する。(平時忠)「平家にあらざれば人にあらず」の時勢に入る。
仁安三年	1168	二八歳	正月、肥後の国、阿蘇山に登り、二十七日間、修行し入宋渡海の平穩を祈る。二月、筑前、博多津にて宋国通事の李徳昭に会い、宋の国情を聞く。四月三日(十八日ともいう)商船に乗って入宋。四月二十四日、明州に到着し廣慧寺にて知客ありて問答する。五月、四明山に登り丹丘にて重源と出会う。五月十九日、重源と共に、天台山に登る。五月二十四日、万年寺に至る。五月二十五日、茶を羅漢に供する。靈現あり。六月、明州、阿育王山に登る。六月、阿育王寺にて仏舎利の放光を見る。九月、重源と共に帰国。冬、叡山に登り、天台座主、明雲に天台新章疏三十余部六十巻を呈す。	
嘉応元年	1169	二九歳	叡山より備中に帰り、備前、備中を巡錫する。備前、金山寺(遍照院)にて灌頂を行う。備中、清和寺を創建(安井寺)備前、日応寺にて灌頂を行い、以後、日応寺に住むこと多し。この頃竹之荘に巡錫する。	嘉応元年：二月、叡山横川中堂焼く。十月、叡山横川中堂を建てる。十二月、山徒、備中に流される。やがて召還し、平時忠を流す。

嘉応二年	1170	三十歳	中原氏女、筑前国今津誓願寺建立を発願する。	嘉応二年：二月延暦寺の訴えにより藤原成親解官。四月、後白河上皇、平清盛、共に、東大寺にて受戒。後白河上皇出家法皇となる。源為朝、襲撃を受け、自殺。五月陸奥、平泉の藤原秀衡、鎮守府将軍となる。
承安元年	1171	三一歳	中原氏女、弥陀の素木を誓願寺に寄進。	承安元年：十月、後白河法皇、福原の平清盛の別邸に御幸。十二月平徳子を女御とする(清盛の娘)。
承安二年	1172	三二歳		承安二年：二月、女御、徳子を高倉天皇の中宮とする。九月、宋の使者、法皇に謁す。
承安三年	1173	三三歳	筑前、誓願寺の仏像彫刻成る。	承安三年：六月、興福寺僧徒、多武峯を焼く。十月、平清盛、経島を築く。(兵庫県)六波羅蜜寺焼失。
承安四年	1174	三四歳	筑前、誓願寺堂、斧初め。	承安四年：三月、後白河法皇、福原より一九嶋神社へ御幸。平清盛、随行案内。
安元元年	1175	三五歳	『出纏大綱』『胎口決』を書く。誓願寺創建されるに及び、迎えられて入り、本堂にて供養を行う。『今津誓願寺創建縁起』一卷を著述する。	安元元年：三月、源空、専修念仏を唱える。四月、高野山の山伏、根来を焼討つ。
安元二年	1176	三六歳	『教時勘文』を書き、誓願寺において、宋国の大蔵経を求める。七月、『入唐取经願文』十月『法華入真言門決』を書く。この頃以降、誓願寺大泉坊に住す。	安元二年：後白河法皇、叡山に幸し、明雲に受戒する。六条上皇、崩御。(受戒=戒律を受ける儀式)(戒律=人間完成への修行せいかつの規則。一般的には道徳的な徳を実現する為の修行上の規範)。

治承元年	1177	三七歳	『教時義勘文』に奥書する。 法華経十巻、結経一卷、観音賢経 文一卷を書写し中原氏に与える。 鹿ヶ谷の変。	治承元年：四月叡山山徒、 朝廷に強訴、源頼政これを 防ぐ。 京都大火。 六月、鹿ヶ谷の陰謀露頭、 藤原成親ら配流。
治承三年	1178	三八歳	今津の住民に法華一品経の書写 を勧奨。 『誓願時孟蘭盆一品経縁起』著 述する。	治承三年：七月中宮、徳子の 御産により大赦、藤原成経、 平康頼ら召還。十月延暦寺の 堂衆と学僧徒相戦う。
治承三年	1179	三九歳	「菩提心別記」に序す。	治承三年：七月平重盛没す。 四十三歳。十月勅して叡山の 堂衆を討つ。平清盛、後白河 院政を停止し、法皇を鳥羽殿 に幽閉。
治承四年	1180	四十歳	『結縁一遍集』を著す。	治承四年：二月、高倉天皇、 位を安徳天皇に譲る。五月、 源頼政、以仁王拳兵、宇治川 の合戦にて敗死。六月、福原 遷都。八月、源頼朝、伊豆拳 兵、石橋山の合戦。十月、源 頼朝、鎌倉に入る。木曾義仲 拳兵。富士川の合戦、平家敗 れる。源義経、奥州より鎌倉 へ参向、頼朝と会う。十一月、 都を福原より京に復す。十二 月、平重衡、南都を攻め、東 大寺、興福寺を焼く。西日本 大早魃。
養和元年	1181	四一歳	『秘宗隠語集』を著す。	養和元年：正月、高倉上皇 崩御。六月、重源、東大寺 造営勸進職に補せられ、藤 原行隆、東大寺造営の長官 に任ぜられる。八月、重 源、宣旨を受け、諸国勸進 を始める。興福寺、造営を 始める。
寿永元年	1182	四二歳		寿永元年：四月、文覚、源頼 朝に謁す。九月、木曾義仲、

				城長茂を破る。この年、京都飢餓、死者多し。
寿永二年	1183	四三歳	誓願寺にて『往生講史記』を書写す。平家都落ち。	寿永二年：七月、平家都落ち。五月、俱利伽羅の合戦。木曾義仲、上洛、叡山に登る。十月、木曾義仲軍備中に進出。水島合戦。木曾軍敗れる。備前、美作以西、平氏に従う。十一月法住寺合戦、義仲法住寺殿を焼く。座主明雲戦死。
寿永三年	1184	四四歳		寿永三年：一月、木曾義仲、近江粟津で戦死。二月、一の谷合戦、源義経、鶴越の逆落とし。平重衡捕らえられ、鎌倉に送られる。五月、平頼盛、鎌倉に公文所、開注所を開く。
文治元年	1185	四五歳	誓願寺にて「観音賢経」を書写す。平家滅亡、壇ノ浦の戦。	文治元年：一月、屋島の戦、源義経、平氏を破る。三月、壇ノ浦の戦、平氏滅亡。七月、平重衡斬られる。東大寺大仏開眼供養。十一月、源頼朝、諸国に守護、地頭を設置する。
文治二年	1186	四六歳	『金剛頂宗菩提心論口訣』起草。	文治二年：重源、周防国務を管し、周防国は東大寺に附ける。後白河法皇、建礼門院を大原、寂光院に訪う＝大原御幸。五月、源行家殺される。幕府、源義経の子殺す。
文治三年	1187	四七歳	正月『菩提心論口訣』一卷成る。正月、『教時諍論』『教相同異釈』『内証仏法相承脈譜』等を読み、入宋渡天の志を堅める。三月、入宋のため故郷を辞す。	文治三年：源義経、奥州に下る。五月、造東大寺長官、藤原行隆をやめ、藤原定長を任命。十月重源、藤原兼実を訪い、大仏造営の材木人夫のことを訴える。

			<p>四月、宋国に出航する。四月、宋国杭州に着き渡天(天竺=インド)のことを奏するが許されず。五月、天台山、万年寺に往き、「虚庵懐敞」の室に参禅す。天台山に錢三百万を喜捨し、万年寺の三門の両廊の欠けたのを修造する(一説には翌年)。この年、悪疫流行、宋西その悪疫を穰い、孝宗帝より「千光大法師」の号を受く。</p>	<p>東大寺の棟木を周防より採る。宋へ貢献。錢三百万を喜捨。天台山万年寺の山門、両廊破損を修理 観音院 大慈寺修造 智者塔院 天童山、景德寺千仏閣の修造を約し帰朝後良材を搬送し、建久四年に完成した。「大明一統志」「天台山方外志」に記載。孝宗帝より「千光大法師」の徽号を賜る。</p>
文治四年	1188	四八歳	<p>天台山の観音院、大慈寺、智者大師塔院を補修し報恩時寺内に覽衆亭を建てる。</p>	<p>文治四年：正月、興福寺金堂、南円堂上棟。三月、源頼朝、東大寺造営料所として莊園を寄付する。</p>
文治五年	1189	四九歳	<p>商船に托して菩提樹を日本に送る。『出家大綱』一卷を草す。虚庵、天台山万年寺より、天童山景德寺に移る。宋西もまた、これに随侍する。虚庵より菩提戒を受ける。</p>	<p>文治五年：二月、平時忠没。四月、源義経、奥州平泉、衣川にて戦死。七月、源頼朝、奥州征伐のため、鎌倉を発す。九月、奥州藤原氏滅亡。十二月藤原兼実、大政大臣。</p>
建久元年	1190	五十歳	<p>筑紫、香椎宮に菩提樹を植える。商船に托して送る。天童山千仏閣、復興のため、帰国の上、良材を送ることを約す。天台山にて「秘宗隠語集」を再治する。</p>	<p>建久元年：二月、西行寂。十月、源頼朝、上京のため、鎌倉を発す。東大寺上棟、頼朝参詣。十一月、頼朝上洛、上皇に謁す。</p>
建久二年	1191	五一歳	<p>虚庵より法衣を受け、禅宗嗣法の印可を授けられる。(その時「明庵」の号を授かったと伝えられる。) 七月、楊三綱の船に乗り、日本平戸葦浦に帰着。</p>	<p>建久二年：正月、公文所を政所と改める。三月、藤原兼房、太政大臣となる。五月、佐々木定重斬られる。東大寺上棟認書発布。</p>

			<p>八月、戸部侍郎清貴、平戸に小院(富春庵、後の千光寺)を建てて迎え、栄西初めて禅規を行う。その土地に茶種を蒔き富春園と名づける。肥前、高来郡に知慧光寺(福慧光寺)を建てて移る。ついで、肥前、雲仙寺、石上坊に住し、背振山に茶種を蒔く、石上茶の起源。</p> <p>長門、狗留孫山に国護院を開基する。肥後、白髪ヶ嶽に登り、日向、大河平村、狗留孫山に多宝院端山寺を建てる。</p> <p>十二月、「釈迦八相」を撰す。</p>	<p>宋国の儒学者との交流 鐘唐傑－「上人は海東の国、日本の秀」寶徒国－ 「上人は国の彦」と栄西を讃える。</p> <p>宋の楼訳鑰＝「太白山千仏閣記」で栄西の功を顕彰している。</p> <p>宋の虞樗＝「日本国千光法師祠堂記」で栄西の功を讃えている。</p> <p>東林寺創建は仁安三年(1168)の説もある。</p>
建久三年	1192	五二歳	<p>天童山千仏閣を再建のために巨材を舶送する。</p> <p>筑前、香椎宮の側に建久報恩寺を建て、初めて布薩会を行う。</p> <p>十二月、誓願寺大泉房にて「法華経」を書写す。</p> <p>肥前小城郡に岩蔵寺再建する。</p>	<p>建久三年：三月、後白河法皇崩御。</p> <p>七月、源頼朝、征夷大將軍となる。</p> <p>頼朝、鎌倉幕府を開く。</p> <p>源実朝生まれる。</p>
建久四年	1193	五三歳	<p>筑後に千光寺を建てる。(山本郡草野村－龍護山)</p> <p>四月、筑後、高良山にて神託ありて「般若経」を読誦、帰って千光寺にて法会を修す。</p> <p>七月、栄西、大日能忍と共に京都に禅院を創建せんことを請う。</p>	<p>建久四年：正月、重源、文覚を通じ東大寺造営の困難を頼朝に訴える。</p> <p>五月、重源、大仏傳大柱三十余本を受け取る。</p> <p>源頼朝、富士の裾野の巻狩りを催す。曾我兄弟、父の仇、工藤祐経を討つ。</p> <p>八月、源範頼、伊豆修善寺に流される。</p> <p>十月、東大寺大仏殿立柱。</p>
建久五年	1194	五四歳	<p>七月、叡山の徒、栄西、能忍の禅宗の弘通をねたみ、朝廷に訴え、禅宗停止の宣旨下る。</p> <p>薩摩、野田郷に鎮国山感応寺を創建する。博多の今津に鷲峰山寿福寺を創建する。</p>	<p>建久五年：六月、頼朝、御家人に命じて、周防国に東大寺造営用材を採らせる。</p> <p>九月、新造仏を興福寺に渡す。</p> <p>十一月、興福寺再建供養。</p>

建久六年	1195	五五歳	天台山の菩提樹を東大寺に植える。博多に聖徳寺を建てて、その後、園に茶樹を植える。 宮崎の良弁、叡山を誘って、栄西の禅の布教を止めるべく、朝廷に訴える。朝廷、藤原兼実をして、栄西を喚問。 十月、『出家大綱』を重編する。	建久六年：三月、源頼朝上洛。東大寺供養、天皇臨幸、頼朝参列す。 七月、頼朝、鎌倉に帰る。奥州惣奉行をおく。
建久七年	1196	五六歳	俊苧律師が来て密法を受け、禅要を問う。	建久七年：十一月、藤原兼実、関白職を辞す。 藤原基通関白となる。
建久八年	1197	五七歳	『未来記』を記す。 博多にて張安国と語る。	建久八年：三月、頼朝、善光寺に参詣する。
建久九年	1198	五八歳	摂津国武庫郡浜田村、護国山興禅寺にて『興禅護国論』三巻を著す。	建久九年：正月、後鳥羽天皇退位、土御門天皇践祚。 二月、平維盛の子、六代、文覚の命乞いも空しく頼朝によって斬られる。平家の血統は絶える。(三十歳) 十一月、重源、備前国野田庄のことを奏す。 十二月、院庁、備前国、野田庄を大仏灯油田として諸役を停む。
正治元年	1199	五九歳	鎌倉に赴き、幕府の不動堂供養の導師を勤む。 栄朝、栄西の門に入る。	正治元年：正月十三日、源頼朝没五十三歳－頼家継ぐ。 四月、北条政子、頼家の親裁を停止。 俊苧、入宋する。
正治二年	1200	六十歳	正月、『出家大綱』を発表する。 頼朝一周忌の法要の導師を勤める(法華堂)。 二月、北条政子、寿福寺を建つ、住持に請ぜられる(頼朝の旧趾、亀ヶ谷)。 北条政子、新調一六羅漢を寿福寺に供養す。	正治二年：道元生まれる。 梶原景時誅せられる。 三浦義澄没。

			行勇、栄西の門に入る。	
建仁元年	1201	六一歳		建仁元年：三月、親鸞、源空の門に入る。 千葉常胤没。
建仁二年	1202	六二歳	北条政子、源義朝の沼浜の別荘を寿福寺に移して、殿堂とする。永福寺多宝塔なり落慶導師となる。 三月、将軍頼家、栄西に京都の土地を与える。建仁寺を建てる。菩提樹一分植－香椎宮－東大寺－建仁寺。 建仁寺に真言、天台、禪の三宗をおく。 舞姫、微妙、栄西の弟子となる。法名持蓮。	建仁二年：七月、源頼家、征夷大将軍となる。 五月、祇園と清水寺が争論。
建仁三年	1203	六三歳	九月、北条時政、栄西を請じて薬師如来像を供養する。 十一月、源頼家、建仁寺の三面築垣を築く。 梶尾の高山寺(明恵上人－高弁)に茶を植える。	建仁三年：九月、頼家出家。 比企能員の乱、比企氏亡ぶ。 頼家、伊豆修善寺に幽せられる。源実朝元服、将軍となる。
元久元年	1204	六四歳	二月、建仁寺僧堂を造営。 将軍実朝、寿福寺にて逆修を行う。四月、「日本仏法中興願分文」を草す。 「斎戒勧進文」草す。 北条政子、祖父母のため、寿福寺にて仏事を修す。 十二月、北条政子、寿福寺にて七観音図を供養する。栄西、導師となる。	元久元年：伊賀の伊勢平氏の残党を討つ。 藤原親経を造東大寺長官に補す。 七月、北条時政、頼家を殺す。十二月、藤原良経、大政大臣となる。 逆修＝死後の冥福を祈るために、生前に予め、死後に修すべき仏事を修すると。
元久二年	1205	六五歳	三月、京に大風あり、都人、これを栄西の唱禪として難ずる。 将軍、実朝、寿福寺に参詣、法談する。建仁寺を官寺とする。	元久二年：三月、『新古今和歌集』成る。六月、畠山重忠父子、討たれる。七月、北条時政、伊豆に屏居。 北条義時、代わって執権となる。

建永元年	1206	六六歳	六月、俊乗坊重源、栄西より菩提戒を受ける。重源寂。 九月、勅により東大寺勸進帳職に任ぜられる。 菩提戒=大乘の菩提が受け保つ戒律。	建永元年：造東大寺長官、藤原公定罷免、佐渡に流される。藤原親経これに代わる。明恵上人、高山寺を開創する。
承元元年	1207	六七歳	十一月、栄西は明恵上人と会い、喫茶を進め、茶種を贈る。梶原景時の室、鹿野、建仁寺に三重塔を寄進する。	承元元年：二月、源空を土佐に配流。親鸞を配流。藤原兼実死去。
承元二年	1208	六八歳	五月、法勝寺五重塔焼く。 八月、東大寺塔立柱。 十月、法勝寺九重塔修造事始。 栄西以前の茶の移入者 ・近江唐崎梵釈寺-大僧部永忠-嵯峨天皇に献茶 ・最澄-唐より帰国-叡山の麓に茶園。	承元二年：二月、金峯山の徒、多武峯を焼く。 四月、京都大火。 五月、法勝寺九重塔焼く。
承元三年	1209	六九歳	三月、筑前、香正寺良祐の親写せる「大蔵経」供養に導師となる。八月、洛東法勝寺の九重大塔の修造主事となる。 六月、東大寺塔第二層立柱。	承元三年：三月、上皇、長谷よりの帰途、東大寺、興福寺に参詣。 五月、将軍実朝、梶原景時及びその一類の追善供養を行う。北条義時以下参列する。
承元四年	1210	七十歳	七月、法勝寺九重塔の心柱を建つ、上皇臨幸。 九月、将軍本尊五字像供養、栄西導師。 東大寺造営料こく一周防備前の国も後に造営料国となる備前は平重衡の領国であった。	承元四年：源家夫人、落飾、行勇、戒師を土御門天皇、位を順徳天皇に譲る。
建暦元年	1211	七一歳	正月、『喫茶養生記』二巻を撰。 三月、法勝寺九重塔、第六重の柱立つ。 四月、俊苧の帰朝を長門に迎え、共に建仁寺に入る。	建暦元年：正月、源実朝正三位に叙す。 六月、北条政子仏事、導師は行勇。 九月、頼家の子、落飾、公暁と称す。 鴨長明、『方丈記』を著す。

			七月、将軍実朝、寿福寺に参詣。十月、永福寺一切経供養、栄西禅師、将軍臨む。 伊賀朝光、永福寺の傍に一寺を作る。栄西これを供養。 十二月、将軍のため、文殊供養、導師を勤める。	鴨長明、頼朝の墓に詣で歌を詠ず。
建暦二年	1212	七十二歳	正月、法印に叙す。 幕府、當中の一部を破却して寿福寺に寄する。	建暦二年：四月、実朝、鎌倉に大慈寺を建つ。 六月、実朝、寿福寺に詣で、仏舍利を受ける。 行勇、請ぜられる。
建保元年	1213	七三歳	二月及び三月、将軍、実朝、寿福寺に参詣。 四月、法勝寺九重塔供養。行幸ある。 五月、栄西、「権僧正」に任ぜられる。 六月、栄西、京都より鎌倉に参着。 門弟 明全－宋国天童山で没。 道元－明全に師事。曹洞宗開祖。 行勇－寿福寺二世。 栄朝－寿福寺－長楽寺。 禅慶－建仁寺二世。 道聖－建仁寺三世。 円爾弁円－東福寺開山。	建保元年：三月、延暦寺宗徒蜂起。 五月、和田義盛の乱。 八月、延暦寺、清水寺戦う。 十月、鴨長明寂。 十二月、建礼門院徳子死去。
建保二年	1214	七四歳	正月、『喫茶養生記』を再版する。 二月、将軍実頼に加持『喫茶養生記』を勧める。 十月、大倉、大慈寺、供養導師をつとめ、仏舍利を始めて行う。	建保二年：四月、叡山山徒、園城寺を焼く。 五月、幕府、園城寺を復興する。和田義盛、土屋義清の余党、源頼家の子栄実を奉いで旗揚げするが誅せられる。
建保三年	1215	七五歳	正月、『入唐縁起』を著す。建仁寺に帰り、六月布薩のついでに七月五日入滅することを大衆に告げて、その日椅に坐して寂す。	建保三年：正月、北条時宗、伊豆にて卒す。 三月、園城寺の徒、東坂本を焼く。

		<p>建仁寺護国院に葬るという。(元亨釈書)但し『吾妻鏡』には六月五日寿福寺入滅とする。</p> <p>入滅＝鎌倉と京都の二説あり。</p> <p>入滅日＝六月五日と七月五日の二説あり。</p> <p>『吾妻鏡』－建保三年六月五日 －鎌倉寿福寺。</p> <p>『沙石集』 } 『元亨釈書』 } 建保三年七月五日 －京都建仁寺。</p>	<p>五月、朝廷、僧徒の武事にあずかるを禁ずる</p> <p>大村寺 実智上人－建保三乙亥年、 現在地勸請－建保六年七月朔日入寂。</p>
--	--	--	---

第二章 日本における「桑」と日本桑「ヤマグワ」(食用歴・実用歴)の考察

栄西が喫茶養生の一貫として選んだ「桑」について、『喫茶養生記』以前における「桑」効能の記載情報を得るために、日本歴史上における「桑」の存在(食用歴・実用歴)を考察し、本研究の目的における「桑」の土台とする。日本における桑品種の数は、数千百種に及ぶと言われているが、この章では特に「ヤマグワ」に注目する。その理由は、「ヤマグワ」が古来日本に自生していた野桑の一種であり、栽培桑の原種と考えられているからである。そこで日本桑「ヤマグワ」についてその基底を確認し、得られた結果から栄西の提唱する「桑」効能記述由来への関連性について考察する。

第一節 桑について

日本の広範囲に野桑が自生していたことから、かつて日本の別称として「扶桑」と呼ばれた由縁を探ろうと、「扶桑」について考察する。

(一) 「扶桑」について

平田篤胤は、「扶桑」について、次のように説明されている¹⁾。

諸越の古書どもを閲するに、其国の古伝説に、東方大荒外に、扶桑国と称する神真の靈域、君師の本国ありて、その国初に出興せし、(中略)、いはゆる扶桑国より出て、万づの道を開きたる趣に聞こゆるに、採り集めて熟に稽ふるに、其扶桑国としも謂へるは、畏きや(中略)、神ながら知食す、(中略)、其れは固より然るべき道理なるを、今その由緒を述べて、なほも(中略)、既く此方の古人たち、其扶桑と云ふを、(中略)、詩歩賦文章の類にも往々用ひ、(中略)、紀事の書の名にも負せたるを、(中略)、扶桑を(中略)、当たる書名は、紀齋名朝臣の扶桑集、藤原長清朝臣の夫木和歌集、皇円の扶桑略記、水戸殿の扶桑拾葉集など是なり。(中略)、斯て扶桑と云ふ名の古く彼国籍に所見たるは、山海経なり。此経の海外東経と云ふ篇に、並べ出せる地名国名の(中略)、扶桑と指したる国の(下略)、

上記のように平田篤胤は、大扶桑国考上巻に述べている。中国の古伝説には扶桑国と称する神真の靈域の国があり、扶桑という名は古く中国の文献による所見は『山海経』であると述べている。

異分野から「扶桑」について考察している葛継勇氏によると²⁾、

そもそも、「扶桑」と日本国との関係についての論説は、古くから激しく論議されていた。たとえば、松下見林は『異称日本伝』(1688)において、扶桑国は日本より更に東方に位置する国だと指摘した。平田篤胤は「大扶桑国考」を著して、反対の意見を述べ、扶桑国は日本でなければならないと主張した。その後、白鳥庫吉は、1907年に「扶桑国について」を発表し、扶桑国は古代中国の東方仮想的な国家であると指摘した。また、欧米学界でも注目されている。フランス人のド・ギヌ(De.Guignes)は、1761年に提出した「中国人のアメリカ海岸の航行及びアジア遠東に住居した民族の研究」という報告書で、扶桑国はアメリカ州のメキシコであると述べた。その後、同じフランス学者ユリウス・クラブロード(J.Klaproth)は、1831年に「中国文献に載せる扶桑国がアメリカ州とされるのは誤りだ」という文章で、扶桑国は日本国であると反論した。その後、オランダ学者グスタブ・シュレーゲル(Gustave

Schlegel)は『中国史乗の未詳諸国考証』(1892)という著作で、「扶桑国」は樺太島のアイヌ地であると指摘した。そして、中国では、朱謙之は1945年に『扶桑国考証』を著し、上述の欧米学者の説を紹介しながら、ユリウス・クラプローブ(J.Klaproth)やグスタブ・シュレーゲル(Gustave Schlegel)などの説を批判して、北アメリカ州のメキシコであると再び論証した。朱謙之によると、1761年から1921年まで、フランス、アメリカ、ロシア、ドイツ、イギリス、イタリア、オランダなどの欧米学者及び日本・インドの学者によって、「扶桑国」についての論著は八十篇(部)以上刊行されている。

よって、当時、扶桑国はかなり欧米で注目されたことがわかる。「桑」の字については諸説あるが、「扶桑」という語源が、中国の『山海経』が初出のようである。また、「桑」と養蚕の関わりは、切り離すことは、出来ないと考えることから、栽桑もまた必要なものとして、捉えなければならないと言える。「扶桑」についての認識と見解が、それぞれの国によって大きな相違のあることが考えられる。

(二) 桑属の分類と日本における栽培桑の原種三系

桑は桑科の桑属に属し、また桑属には数多くの種、あるいは変種があり、種あるいは変種の中には多数の品種があり、種あるいは変種のなかには多数の品種がある。

桑の自生地もしくは原産地は、大別して次の4大陸に分けられる³⁾。

- ① アジア大陸の東部(日本・朝鮮半島・中国)、東南部(インドシナ半島・タイ・ヒマラヤ地方)、西南部(アフガニスタン・イラン・オーストラリア・コーカシア・アルメニア地方)。
- ② 大洋州のジャワ・スマトラの諸島。
- ③ アフリカの西南部(ナイジェリア・カメルーン・コンゴ地方)、スーダンの南部、マダガスカル島。
- ④ アメリカ大陸の北アメリカ南部から中央アメリカ、南アメリカの西部(コロンビア・ペルー等の海岸地方)。

このように桑属の自然分布は、広い地域にわたっていた。ヨーロッパ大陸には在来の桑は自生しなかったのに、欧州諸国、特にイタリア・フランスにおいては過去において養蚕業が華々しく栄えた時代がある。野桑がない欧州では当然他の地方から桑が移入されたことが考えられる。

その主なものはカラヤマグワ(満州(中国)→安南→インド→ペルシャシシリー島→フランス・イタリア)・クロミグワ(コーカサス→クリミヤ→ギリシャ→シシリー島→フランス・イタリア・イギリス)・およびアカミグワ(アメリカ→イギリス)であったと言われている。ヨーロッパ大陸を除く全ての大陸に野桑が自生し緯度では南緯10度付近から北緯50度ぐらいにわたっていることがわかる。このような自然分布から見れば桑属は温暖の地方に適する植物であることが推察される⁴⁾。

日本における桑品種の数は千数百種におよぶと言われるが、これらの品種は前述のいずれかの種又は変種に由来する。元来日本に自生していた野桑とえば、「ヤマグワ」、ハチジョウグワ、ケグワ、オガサワラグワ、セキザイソウ、ヤマベグワ、ミズホグワ、アマクサグワ、などである。

朝鮮、台湾、中国などから渡来したものとしてはカラヤマグワ、ログワ、チョウセングワ、オニグワ、シマグワ、カントングワなどがあげられる⁵⁾。

しかし、日本の栽培桑の原種として考えられている主なものは「ヤマグワ」(M.bombycis Koidz.)、カラヤマグワ(M.alba L.)およびログワ(M.lhou (Ser.) Koidz.)の三種で、これを、日本の栽培桑の原

種三系と言っている。その他に日本の養蚕業に関係のある種としては、伊豆諸島(八丈島、三宅島など)に自生し、利用されたハチジョウグワ(M. kagayamade Koidz.)と九州南部の島々に自生し、今でも利用されているシマグワ(M. acidosa Griff.)があげられる⁶⁾。

原種三系の性状における「ヤマグワ」については、南樺太、朝鮮、中国から日本列島の北海道・本州・四国・九州にわたって自生しており、とくに東北地方の山谷に多く自生している。

カラヤマグワは中国東北部、朝鮮半島に自生し、日本へ伝来したのは天武時代藤原鎌足の息子定恵和尚が唐の国からその種子を持ち帰り、滋賀県安土村桑実寺付近に播いたのが、始まりといわれる。ログワは中国山東省が原産地で中国では魯桑、白桑、黄桑樹などと呼ばれた桑である⁷⁾。

(三) 桑の種類と品種の由来から日本における原種三系の分布

日本における「桑」の原種三系(ヤマグワ系・カラヤマグワ系・ログワ系)の分布を調査して、桑品種の由来を確認する。

次の表は【桑品種の由来】を、「南澤吉三郎『栽桑学』⁸⁾155-157頁」より引用したものである。

系	品種名	由来
38 種 ヤ マ グ ワ 系	市平	福島県伊達郡伏黒村の原産地 佐藤市兵衛 実生苗中より
	赤木	福島県伊達地方または山形県米沢地方の原産 野桑中より
	島ノ内	福島県田村郡の産 野桑の変わり物
	鶴田	福島県伊達郡鶴田村の産
	飛騨桑	岐阜県飛騨地方産
	山中高助	福島県伊達郡の産
	小牧	長野県東筑摩郡産
	遠州高助	静岡県浜名郡中瀬村付近産 地桑中から
	高橋	山梨県東八代郡富士見村東高橋
	青芽高橋	山梨県東山梨郡加納岩村 奥山七郎右衛門
	千松	京都府加佐郡河東村千原 松尾五兵衛
	中間木	兵庫県養父郡西谷村中間村 弥平という老樹から
	矢留	秋田県平鹿郡山内村三ツ又 甲谷徳松 魯桑実生中から
	木内桑	長野県下水内郡柳原村 前沢政治郎 魯桑実生中から
	根小屋高助	新潟県北魚沼郡堀ノ内村根小屋 松井作右衛門
	剣持	新潟県中蒲原郡小金村 大橋大吉 野桑中から 剣持庸平 命名
	十島	福島県南会津郡伊北村大字十島 菅沼治平
	水沢桑	新潟県中魚沼郡水沢村 金沢善四郎選出 上村慶次郎 命名
	惣助早生	山形県西置賜郡長井町小出 鍋屋惣助 野桑中から
	五郎治早生	山形県南村山郡柏倉門伝村 伊藤五郎治 実生中から
竹川早生	山形県七日町 竹川又七	
群馬赤木	群馬県群馬郡元総社村 小野沢甚三郎	
紫早生	山形県東村山郡楯山村 熊谷小一郎 魯桑実生中から	
元右衛門	長野県埴科郡杭瀬下村 安達元右衛門	
杣桑	埼玉県児玉郡青柳村 秋山杣次郎 野桑中から	

葦山桑	静岡県田方郡葦山村 遠藤甚右衛門
小幡	福島県伊達郡伏黒村 小幡弥助 野桑中から
砂川早生	東京都北多摩郡砂川村産
城下	群馬県碓氷郡里見村下里見産
藤助	岐阜県加茂郡下末田村産
北農 10 号	北海道石狩口札幌 上島惣五郎
岩瀬桑	静岡県駿東郡印野村鴨ノ巣 岩瀬久太郎 実生中から
小坂	長野県諏訪郡湊村小坂 花岡孫右衛門 野桑中から
滝ノ川	北海道空知郡滝川町 中山福松
柳田	福島県伊達郡粟野村柳田 鈴木吉之丞
四五八	長野県更級郡上山田村 小平四五八 野桑中から
四方咲	長野県下伊那郡伊賀良村殿岡 矢沢弥平
清水早生	山形県最上郡大蔵村合海 土屋仁吉

系	品種名	由来
12 種 カ ラ ヤ マ グ ワ 系	改良鼠返	熊本県熊本郡稲田村 津留斎
	一ノ瀬	山梨県西八代郡上野村川浦 富岡栄蔵
	富栄桑	群馬県佐波郡剛志村小柴 富岡栄蔵
	利桑	茨城県結城郡玉村若宮戸 小林康太郎 十文字と魯桑の接木
	鼠返	長野県小県郡上田地方産
	改良早生十文字	東京都北多摩郡国分寺村戸倉新田 坂本捨五郎
	春日(赤)	神奈川県愛甲郡中津村産
	伊那桑	長野県上伊那郡西箕輪村 鈴木大蔵
	収穫一	静岡県浜名郡新所村上ノ原 鈴木清太
	十文字	埼玉県児玉郡丹生村八日市 渋谷倉蔵
福島大葉	福島県安積郡郡山町産	
多胡早生	群馬県多野郡多胡村地方	

系	品種名	由来
19 種 ロ グ ワ 系	魯桑	中国浙江省産 1874 年頃導入
	改良魯桑	山梨県東山梨郡日川村 小野元兵衛 魯桑苗中から
	扶桑丸	埼玉県児玉郡丹庄村植竹 大島和輔改名
	清十郎	群馬県佐波郡剛志村小柴 井上清十郎 魯桑実生中から
	甘楽桑	群馬県北甘楽郡小野村相の田 松井重蔵 自然交雑実生中から
	甲撰	山梨県東山梨郡春日居村小松 生原亀太郎
	安曇桑	長野県南安曇郡南穂高村 堀金慶雄
	魯八	愛知県南設楽郡東郷村 小野田繫治 魯桑と八ッ房の交雑種
	栗本	千葉県匝瑳郡共和村 栗本万平 魯桑実生中から

大島桑	群馬県佐波郡三郷村太田 板垣郡三 魯桑実生中から
改良秋田	秋田県雄勝郡須川村 佐藤栄太郎 魯桑実生中から
御所撰	東京府北多摩郡 農会役員 桑苗中から
九紋竜	滋賀県伊香郡あるいは浅井郡産
御国桑	愛知県立農事講習所産 魯桑実生中から
長沼	群馬県佐波郡豊受村長沼 高橋伴蔵 自然交雑実生中から
落井	福井県今立郡北中山村落井 甚右衛門
金竜	東京府北多摩郡立川村 森田清太郎 老樹から
三徳白芽魯桑	熊本県飽託郡大江村九品村 小野八郎
永徳赤芽魯桑	熊本県飽託郡大江村 島村大七

上記の表から桑種類と品種の由来により、日本における原種三系(ヤマグワ系・カラヤマグワ系・ログワ系)における「ヤマグワ」の地域分布は、日本全国に分布して活発に栽桑がなされていた事が確認できる。

第二節 原始における化石から「ヤマグワ」の探索

(一) 「木の葉石」化石¹⁾

栃木県那須塩原市にある「木の葉化石園」から産する、保存良好な化石を含む岩石のことを、塩原木の葉石という。塩原の「木の葉石(このはいし)」と呼ばれる化石園は、栃木県北部に位置し、地質学の世界では化石の産地としてよく知られている。「木の葉石」を産する地層は栃木県北部の那須塩原市に東西 5km、南北 3km にわたり三日月型に分布しており塩原層群と呼ばれる。

「木の葉石」は、今から数十万年前、第四紀更新中期に現在の塩原の温泉街付近にあった古塩原湖(塩原化石湖)に堆積した地層(塩原湖成層)の中に含まれる化石を指して呼ばれる。古塩原湖は塩原の南側に位置する高原火山の活動に伴って形成された湖である。

スウェーデンの地質学者であるアルフレッド・ガブリエル・ナトホルスト(Alfred Gabriel Nathorst)は、明治二十一年(1888)に塩原からの植物化石 15 種類を報告した。ナトホルストは、その時代を鮮新世後期(530 万年前から 180 万年前)であると述べてその後、金原(1900)は、27 種類の植物化石を報告し、その時代は第三紀(6500 万年前から 180 万年前)であるとした。矢部(1929)は、さらに 66 種類を表示し、その時代はもっと新しい更新世であるとした。その後、小泉(1940)、Endo(1934,1935,1940)、尾崎(1982)らにより、より多くの植物化石が同定され、ほぼ、全体像が明らかになった。その当時の平均気温が、現在より 5~6℃低い気候であったとされた。尾上(1989)は、さらに総括的な研究を行い、171 種類の植物化石の記載を行った。大型化石以外の微化石については、尾上(1984, 1989)が 13 ヶ所からの花粉化石を分析し、50 種類を同定している。植物化石は、尾上(1989)が、11494 点の化石標本を検討し、以下 51 科 104 属 171 種を同定記載している。種類数の多い順に、バラ科(23 種)、カバノキ科(16 種)、カエデ科(14 種)、ユキノシタ科、マメ科及びスイカズラ科(5 種)、クスノキ科及びマンサク科(4 種)であり、残る科は 3 種類以下であり、1 種のみからなる科は 20 科に及んでいる。化石の部位は葉が多いが、実、花なども産出し、すべて現生種に同定されている。産出量をもっとも多いのが、ブナで全体の約 13%を占める²⁾。

[種子植物、被子植物、クワ科、ハリグワ、「ヤマグワ」の化石]



SPERMATOPHYTA 種子植物

ANGIOSPERMAE 被子植物

Moraceae クワ科

Cudrania tricuspidate ハリグワ 1 2

Morus bombycis 「ヤマグワ」

上記の「塩原化石教育プロジェクト」における「植物化石」は、このように評価されている。

クワ科に、ハリグワとヤマグワの表示があり、ハリグワには1と2の写真付きであるが、確認すると同一写真であったため、一枚のみ表示した。ヤマグワについては、文字表示のみで写真はない。しかしクワの化石が出現したのである。ハリグワ・「ヤマグワ」とあるようにクワ科である。また、研究の歴史(2022.6.11):木の葉石を最初に研究発表した人はスウェーデンのアルフレッド・ナトホルストで1888年に16種の植物化石を報告書には発表する。

その後検出された植物の化石は、現在当地に繁茂している植物とほぼ同じもので、51科104属171種が、遠藤誠道(元東北大学教授)、小泉源一(元京都大学教授)、尾上亨(元地質調査所)により発表された。

(二) その他の旧石器時代以前における「ヤマグワ」

「ヤマグワ」の旧石器時代における日本の大型植物遺体の検索から3/1000件が検出された例である³⁾。その3件を見てみよう。(3件の表は筆者作成)

(1)伊東徳治・那須孝悌らからの報告によると、平成元年8月、大阪府富田林市石川の河床からアケボノゾウやカズサシカの足跡化石が発見された。4年間による発掘調査によって、今から約100万年前を、中心にした数十万年間にわたる富田林の自然環境の移り変わりが明らかになった。

その中に、時代は鮮新世～更新世の時代によるクワ属、部位は種子、クワ科、の分析結果により花粉と確認され⁴⁾、【表 1】を作成した。

【表 1】

発掘場所	発掘部位	時代
大阪府富田林市石川河床	花粉分析有	鮮新世～更新世
	1	

(2)パリノ・サーヴェイ「植物化石－種子分析」からの調査によって<備考：56・60 地点土壌試料(B 群)>から種子が発掘され⁵⁾、【表 2】を作成した。

「ヤマグワ」が東京都新宿区西落合で、自然科学分析による発掘調査で後期更新世期における妙正寺川 No.1 遺跡から発掘され、種子と確認された。

【表 2】

発掘場所	発掘部位	時代
東京都新宿区西落合	種子分析有	後期更新世
	1	

(3)百原新(千葉大学大学院園芸学研究科)による発掘調査により発掘された⁶⁾【表 3】は、三重県鈴鹿市伊船町にて、鮮新世～更新世期における御幣川河床亀山層から、分析の結果、「ヤマグワ」の花粉<備考：花粉分析有>と確認された。

【表 3】

発掘場所	発掘部位	時代
三重県鈴鹿市伊船町	花粉分析有	鮮新世～更新世
	1	

上記の 3 件は「ヤマグワ」の旧石器時代における日本の大型植物遺体 1000 件中より発掘され、自然科学分析によって確認されたものである。3/1000 の確率ではあるが縄文時代前の旧石器時代において「ヤマグワ」の花粉 2 例、種子 1 例の出土は、「ヤマグワ」の植生を証明するものと考えられる。

(三) 縄文時代の遺跡から「ヤマグワ」の探索

日本の遺物出土大型植物遺体データベースで、77/1000 件の遺物が出土した⁷⁾。地域別に分類し 25 都道府県(北海道および東北地域、東日本地域、西日本地域)から「ヤマグワ」は、出土している。「種子」、「核」、「内果皮」、「種実」、「ヤマグワ」の分類をして、合計 77 件の「ヤマグワ」と「ヤマグワの関連物」の遺物の出土から表を作成した。これを【表 4】とする。

「ヤマグワ」は、主として東北地域から西日本地域にかけて、広範囲で出土していることがみと取れることから、日本列島で日本桑「ヤマグワ」の植生帯がこの表から推察される。

【表4】は、「日本の遺物出土大型植物遺体データベース 77/1000 件(2022/6/17)」の遺物より引用して作成したものである。

【表4】

〈都道府県〉	〈種子〉	〈核〉	〈内核皮〉	〈種実〉	〈ヤマグワ〉
北海道	1	1			
青森県	9	1	2		
宮城県	2				1
秋田県	1				
山形県	1				
福島県	3				
栃木県	3				
群馬県	1				
埼玉県	1			1	
千葉県		2			
東京都	5	1			3
神奈川県	1	1			1
新潟県	2				1
富山県	4				
福井県					5
愛知県	1				
滋賀県					2
京都府		1			
大阪府	3				
兵庫県		1			
鳥取県	1				2
岡山県	1				4(1?)
福岡県					3
佐賀県	2				
大分県	1				1
合計 77	43	8	2	1	23

(筆者作成)

上記【表4】から、日本の遺跡出土大型植物遺体をまとめると、ヤマグワの「種子」・「核」・「内果皮」・「種実」などが出土しているのは、「ヤマグワ」と確認された上記以外の遺体によるものである。このことから日本列島における縄文時代には、日本桑「ヤマグワ」が、植生していたと考えられる。日本の縄文時代の定義は、日本列島における時代区分の一つであり、旧石器時

代の後にあたり、世界史では中石器時代ないし、新石器時代に相当する時代である。旧石器時代(非定住狩猟採集社会)と縄文時代の違いとしては、土器と弓矢の使用、磨製石器の発達(半栽培)の始まりなどが挙げられ、縄文土器を指標とする時代をいう。始期は16000±850年前から終期約3000年前(諸説あり)を目安として、前四世紀頃まで継続して弥生時代と交代する。

主に竪穴住居から成る集落を構成し採集・漁労・狩猟の採取経済の段階にあり、農耕の存否については議論がある。遺跡・遺物は千島から沖縄まで分布している⁸⁾ことが、見て取れる。

第三節 日本桑「ヤマグワ」(食用歴)の考察

(一) 三内丸山遺跡のクワの実、多量に出土から果実酒か薬用か

三内丸山遺跡は、青森市に所在する縄文時代の前期から中期(約5900~4200年前)にかけて、約1700年もの定住生活が続いた、大規模な縄文集落である。平成12年(2000)11月には、全国で3例目の国特別史跡に指定され、令和3年(2021)7月には、世界遺産〈北海道・北東北の縄文遺跡群〉(北海道・青森県・岩手県・秋田県)に登録された。

発掘調査により、見つかった建物跡や墓、盛土、道路跡から出土した膨大な数の土器や土偶、食生活が分かる動物や魚の骨など、縄文人の計画的な村づくりや自然資源の利用状況から、それまでの「縄文時代には、定住生活は行われていなかった」という定説を覆す発見がなされ、現在も調査は続いている¹⁾。

また三内丸山遺跡では、果実酒との関連で議論されているが、薬用の可能性も考えられるニワトコと「ヤマグワ」が後期から晩期に集中した。三内丸山遺跡のこれまでの発掘調査から当時の人々の食生活・交流・交易・環境・集落の様子・墓・技術などが明確となった。まず食生活はクリやクルミなどの木の実、イモ類や山菜などを食べていたこと、またマメ類やエゴマ・ヒョウタンなどが、栽培されていたことが分かっている。魚類ではマダイ・ブリ・サバ・ヒラメ・ニシン・サメ類などが多く、フグも食べられていた。また、エゾニワトコを中心に、サルナシ・「クワ」・キイチゴなどの種子が、まとまって多量に出土している事と、発酵したものに集まるショウジョウバエの仲間のサナギなどと、一緒に出土していることから、果実酒が作られていたということも分かっている²⁾。辻誠一郎氏は、

三内丸山遺跡と秋田県大館市の池内遺跡からは、縄文時代の果実酒を裏付ける種子・果実だけの層や塊が見つかる。いずれもエゾニワトコを主とし、ブドウ・「クワ」・キイチゴの仲間、マタタビ・サルナシなどを伴っていて、組成が一致する。収穫したこれらの果実はそれぞれ乾燥して保存され、利用時に決まった配合率で合わせて煮出したと考えられる。池内遺跡では繊維に包まれた種子・果実だけの塊がいくつも見つかると、それらが搾りかすであることがわかる。

と述べている。三内丸山遺跡の台地斜面の廃棄場から見つかった種子・果実だけからなる層が、厚さが10cmにおよぶところもあり、総量5m³というとんでもない種子や果実の量が一時に使用されたことを窺わせる³⁾。青森県埋蔵文化財調査報告書によると^{4),5)}、

種実において、第6鉄塔地区からは、クリ・オニグルミ・イヌガヤ・「クワ属」・「ヤマグワ」・サルナシ・マタタビ・キイチゴ属・キハダ・ヤマブドウ・ミズキ・ニワトコ・タラノキ当等の木本類が43分類群、カナムグラ・アカザ・キカラスウリ・ウド・ゴボウ等の草木類39

分類群出土している。北の谷地区からは、クリ・オニグルミ・ニワトコ属・ブドウ属・マタタビ属・キイチゴ属・ウルシ属などの木本類が24分類群、カナムグラ・キランソウ属・ナス属・ウドなどの草本類、52分類群が出土している。南盛土からは、クリ・オニグルミ・トチノキなどの木本類が15分類群、ヒエ属・カナムグラ・ツユクサなどの草本類が14分類群出土している。近野地区南側では、木組遺構や周囲の縄文時代の層からオニグルミ・トチノキ・「ヤマグワ」などの木本類が47分類群、スゲ類・カナムグラ・ミゾソバ・ツリフネソウ属などの草本類が29分類群出土している。

という報告がある縄文時代の三内丸山遺跡では、木本類、草本類などから「ヤマグワの種実」が相当数、出土が確認されている。これらの出土した種実から、人が利用していたと考えられる、主要な植物について概観する。青森県埋蔵文化財調査報告書からは^{6),7)}、

1 クリ(中略) 2 オニグルミ(中略) 3 トチノキ(中略)4 ニワトコについては、第6鉄塔地区で確認された間層26はニワトコ種子主体層である。厚さは5~10cmで、ニワトコ、サルナシ、「ヤマグワ」、キイチゴ類が密集して確認された。中でも「ヤマグワ」の果実は未熟な核が大半を占めることから、未熟な時期に一齐に採取され、保存した後で利用したと推測される。採取され、保存した後で利用したと推測される。間層26以外の層からも第6鉄塔地区で採取され、保存した後で利用したと推測される。間層26以外の層からも第6鉄塔地区からは同じような果実の密集層が確認できるが、ニワトコを主体としながら、サルナシが全く含まれない層もあることから、種実のミックスの仕方が複数あることも示唆されている。さらに、北の谷Ⅲc-4層から出土し、同定された種実のうち約86パーセントをニワトコが占める。北の谷でもニワトコが多く出土するグリッドではクワ属、マタタビ属、キイチゴ属、キハダ、ブドウ属、ミズキも多く出土している。また、破片が多いことから種実に何らかの力が加わっていたと考えられる。5 マメ(中略) 6 ヒョウタン(中略) 種実の分析からは、花粉分析や木材の分析等の結果とあわせることで、縄文時代に遺跡のまわりに生育していた植物を検証することが可能である。また、出土した状態から、人々がどのような種実を利用していたのかを推定できる。

という報告により、「ヤマグワ」の果実は未熟な核が大半を占めることから、未熟な時期に一齐に採取され、保存した後で利用したと推測される。青森県埋蔵文化財調査報告書から、「木本類」、「ヤマグワの核」、「クワ属」の出土場所⁸⁾を【表5】に示す。

【表5】「木本類」「ヤマグワの核」「ヤマグワの炭化核」「クワ属」の出土場所

木本類	産出部位	第6鉄塔地区 スタンダードコラムB	Vla層	VIb層	北の谷 Ⅲc-4
ヤマグワ	核	○●			
	炭化核	○●			
クワ属	種子		○●	○●	○

(筆者作成)

上の【表5】を説明すると下記のようなになる。

- ・第6鉄塔地区スタンダードコラムB地点にて「ヤマグワ」の核と炭化核が、出土した⁹⁾。
- ・Vla層から、クワ属の種子が出土している¹⁰⁾。

- ・ VIIb 層から：クワ属の種子が出土している¹¹⁾。
- ・ 北の谷 III c-4 から：クワ属が発見されている¹²⁾。

次の【表 6】では、本木類に属する「ヤマグワ」の「内果皮」が、トチノキ種皮片集積 FSX11 の場所に 1166 出土している。また、「内果皮片」として 249 出土している。第 1 号木組遺構 FSX8 からは、「ヤマグワ」の一例の出土は、木材として使われた「内果皮」の形跡からの出土があった。【表 6】は三内丸山遺跡総括報告書から、本木類として「ヤマグワ」が利用されていたことが、「内果皮」、「内果皮片」の出土から確認できる^{13),14)}。

【表 6】「ヤマグワ」の「内果皮」と「内果皮片」

本木類		トチノキ種皮片集積 FSX11	第 1 号木組遺構 FSX8
ヤマグワ	内果皮	1166	1
	内果皮片	249	

(筆者作成)

上記【表 6】のように、トチノキ種皮片集積 FSX11 の地点からは、「ヤマグワ」の「内果皮」が多量に出土し、「内果皮片」も出土していることから、日本桑「ヤマグワ」は、「トチノキ」種皮片と共に食性利用されていたことが考えられる。また、第 1 号木組遺構 FSX8 の地点からの「ヤマグワ」の「内果皮」一例の出土は、「ヤマグワ」の利用用途の多様性が窺われる。

(二) 池内遺跡・下宅部遺跡の遺物から(食用歴)の考察

秋田県大館市池内字上野 56 に所在する池内遺跡は、表層多腐植質黒ボク土に覆われている鳥越軽石質火山灰層が、3～4mの厚さで堆積した中位段丘面に立地している縄文前期中葉における遺跡である。住田雅和・五十嵐一治・辻誠一郎・南木睦彦らの報告では¹⁵⁾、

池内遺跡 ST639 谷の種子密集部と周辺体積物から産した主要種実から、イネ科炭化子葉・コナラ亜属殻斗・クリ炭化子葉・ヒメコウゾ種子・コナラ属果実・カナラ亜属幼果の中に、「クワ属種子」が発掘された。また、種子密集部のニワトコ属種子を主体にし、「クワ属種子」、キイチゴ属核、キハダ種子、ブドウ属種子、マタタビ属種子も共通して多量に含み、ヒメコウゾ種子、タラノキ種子、ミズキ核、スベリヒユ近似種種子などを稀に随伴する。構成種のうち、多産し共通して産出する分類群の種実のほとんどが人為によって利用されたものとみなすことができる。すなわちニワトコ属、「クワ属」、キイチゴ属、キハダ、ブドウ属、マタタビ属の 6 分類群は、必須の要素であったと見なせる。(中略) ニワトコ属とは性格の異なる二つの集団が認められる。(中略) 「クワ属」を主体とする集団、およびブドウ属を主体としキハダを随伴する集団である。これらをそれぞれ便宜的に、「クワ属群」、およびブドウ属群と呼ぶことにする。ニワトコ属群、「クワ属群」、およびブドウ属群は、果汁の多少はあるにしても果実酒に利用される分類群もしくはワインのような果実発酵酒に利用される分類群を含んでいる。また、上記したように種子密集部の産出状況から、利用に供するために液状を搾るか漉したことが示唆されることから、果汁を利用するか、もしくは果実を発酵させるかした可能性は極めて高いと言えよう。(中略)異なる種類の果汁もしくは果実酒を造っていた可能性も示唆される。また、「クワ属」とマタタビ属あるいはブドウ属の果実の熟成

期が必ずしも一致しないことを考慮すると、それぞれの熟成あるいは未熟時に収穫された果実が乾燥によって保存され、必要に応じて混合・煮沸によって目的を達成された可能性も考えることができる。(中略) 注目すべき分類群の記載 ①イネ科 ②コナラ属 ③コナラ属コナラ亜属 ④クリ⑤クワ属：種子を産した。側面観はいびつな広倒卵形で、長さは 1.8~2.1 mm、横断面は卵形またはゆるやかな凹凸があり、さらにびさいな円状の構造が表面に分布する。かべはやや軟質で、やや弾力があり、明黄褐色~褐色を呈する。(下略)、
というように、秋田県の池内遺跡においても、ニワトコ属群、「クワ属群」、およびブドウ属群は、果汁の多少はあるにしても果実酒に利用される分類か、もしくはワインのような果実発酵酒に利用される分類群を含んでいて、異なる種類の果汁、もしくは果実酒を造っていた可能性も示唆される。「クワ属」とマタタビ属あるいはブドウ属の果実の熟成期が、必ずしも一致しないことをも考慮される。そのために、それぞれの熟成あるいは未熟時に収穫された果実が乾燥によって保存され、必要に応じて混合・煮沸によって目的を達成された可能性も考えることができる。

これは縄文時代に東北地方においても、桑の実が食用に使用されて、収穫の時期を考慮して果実種を造っていたと考えられる工夫の痕跡が窺える。

縄文時代の遺跡で東京都東村山市下宅部遺跡においても、三内丸山遺跡で果実酒との関連で議論されているが、薬用の可能性も考えられるニワトコと「ヤマグワ」が後期から晩期に集中して出土したという遺跡報告から、縄文人の食文化の知恵と工夫の様子が感じられる。

第四節 日本桑「ヤマグワ」(実用歴)の考察

(一) 原始における遺跡から日本桑「ヤマグワ」(実用歴)の考察

「桑」が日本における原生植物であることは、植物学上の定説であり、北は北海道から南は沖縄地方までの多くの遺跡出土が報告されている^{1),2),3),4),5)}。(以後、「ヤマグワ」と表示する)

縄文時代の森林植生と木材資源の利用については、西日本と東日本の照葉樹林帯と落葉広葉樹林という対比は、そのまま縄文時代晩期まで引き継がれる。香川県の永井遺跡(縄文時代後期)では、アカガシ亜属、ムクノキ、「ヤマグワ」、ムクロジ、エノキ属が優占し、温暖帯林の要素と二次林の要素が混じって構成されている。「ヤマグワ」は、縄文時代晩期まで引き継がれている存在が明らかである。

福井県の鳥浜貝塚遺跡における縄文時代前期の自然木と加工木に使用されている対比を見ると次の通りである⁶⁾。

表 1 は、「鈴木三男・能城修一『縄文時代の森林植生の復元と木材資源の利用』1997 年、336 頁」より引用したものである。

表 1 鳥塚貝塚遺跡の縄文時代前期の自然木と加工木の対比

樹種名	自然木		加工木		選択度*
	出土数	%	出土数	%	
ユズリハ属	4	0.2%	128	9.1%	45.50
トチノキ	8	0.5%	56	4.0%	8.00
ヒノキ	7	0.4%	41	2.9%	7.25
クリ	17	1.0%	62	4.4%	4.40
ヤマグワ	24	1.4%	72	5.1%	3.64
ムラサキシキブ属	24	1.4%	64	4.6%	3.29
スギ	147	8.6%	374	26.7%	3.10
イヌガヤ	23	1.3%	49	3.5%	2.69
ケヤキ	22	1.3%	33	2.4%	1.85
スダジイ	85	5.0%	57	4.1%	0.82
コナラ属アカガシ亜属	149	8.7%	91	6.5%	0.75
ヤブツバキ	140	8.2%	54	3.9%	0.48
カエデ属	78	4.6%	28	2.0%	0.43
アカマツ	41	2.4%	13	0.9%	0.38
トネリコ属	188	11.0%	32	2.3%	0.21
コナラ属コナラ節	73	4.3%	7	0.5%	0.12
エノキ属	42	2.5%	3	0.2%	0.08
ヤナギ属	98	5.7%	6	0.4%	0.07
モチノキ属	48	2.8%	1	0.1%	0.04
ハンノキ属ハンノキ節	161	9.4%	4	0.3%	0.03
その他**	330	19.3%	225	16.1%	
合計	1709	100.0%	1400	100.0%	

* 選択度=加工木の百分率/自然木の百分率
 ** その他には自然木、加工木のいずれもが2%を超えない57種と未同定のものを一括 能城ほか(1996)より作

上記の表 1 で見ると加工木として、最も多く用いられているのはスギである。これは自然木でも出土数も多く、豊富にある適材を利用したと考えられる。同時に自然木に比較的多く、加工木としても比較的多く、利用されているものとして、ユズリハ属、コナラ属アカガシ亜属、「ヤマグワ」が挙げられる。

これに対して自然木では多いのに利用が少ないものとして、ハンノキ節、モチノキ属、ヤナギ属、エノキ属、コナラ節、トリネコ属があげられる。ハンノキ節、モチノキ属、ヤナギ属は材質が優れている樹木とはいいがたく、自然に豊富にあってもその利用が限定されるのはうなずける。

逆に自然材に少ないのによく利用されているもの、即ち意図的に選択してよく利用されたものとして、ユズリハ属、トチノキ、ヒノキ、クリ、「ヤマグワ」、ムラサキシキブ属をあげることができる。鳥塚貝塚遺跡の木材利用以上の自然木による森林植生の復元を踏まえ、そのよう森林において、縄文人がどの樹種をどのような目的に利用し、それが植生にどのような影響を与えたと考えられる。

福井県鳥塚貝塚遺跡において加工木(人間が木材に加工を施した形跡のある木材)の組織からは、晩氷期に当たる SO 期にすでにトリネコ属(3 点)、スギ(2 点)、オニグルミと「ヤマグワ」(各 1 点)の板材、割材および加工材が認められる。

縄文時代草創期になると、抗材、板材、割材、加工材などが 200 点以上あり、その樹種はトリネコ属、スギ、モクレン属、ハンノキ節、カエデ属などである。そして石斧柄 3 点と弓、あるいは尖棒 1 点があり、前者はクマノミズキ類とモクレン属、後者はノリウツギである。

縄文時代早期の加工木は 16 点と少なく、13 点が抗材で樹種も様々であるが、残り 3 点は弓あるいは尖棒ですべてがムラサキシキブ属である。

これが縄文時代前期になると、がらりと様子が変わる。鳥浜貝塚遺跡の縄文時代前期からは、1400 点もの加工材が出土し抗材、割材、板材などが多いものの、柄、弓尖棒、漆器、容器、櫛など性格のはっきりした木製品も多数あり、縄文人の用材を解析できる最も貴重な資料となっている。縄文時代の人々による森林および植物資源の利用は、すでに論考され、時は単なる狩猟採集社会ではなく、クリやトチノキ、クルミなどは管理して利用していた可能性が指摘されていた⁷⁾。

能勢修一・佐々木由香論文では⁸⁾、

(上略)、縄文時代の人々は単なる狩猟・採集民ではなく、少なくとも前期以降の東日本を中心とした 10 年以上定住した集落では、クリとウルシを中心として、集落周辺の森林資源を管理して利用していたことが明らかとなった。クリが選択されて利用されたのは果実と木材が有用で活用しやすいためでなく、クリの木が石斧を利用する当時の伐採技術に適していたという面でも選択されていた。ウルシの樹液を用いた漆器の製作と木材の利用は、前期以降東日本を中心とする地域には普遍的に認められ、(中略) 縄文時代の人々は中期頃以降、クリやウルシの利用に加えて、あく抜きが難しいトチノキを加工する技術を獲得し、これを水辺の施設で加工して利用することで、より重層化した植物資源利用を行っていた。(中略)中期頃には有用な品種の選抜も行われるようになり、(中略)現在の栽培品種に匹敵する大きさの種子をつけるものも利用されていた。早期でも類例はわずかであるが、植物性素材の選択は明瞭に行われており、また日本列島外から植物が移入されていたことが明らかとなっている。九州地方では、編組製品の素材の選抜が早期に確立されており、後期までは引き継がれていた。

と能勢・佐々木両氏は述べている。遺体出土植物遺体から見た縄文時代の森林資源利用において、縄文時代の人々の生活背景からは、単なる狩猟・採集民族ではなく、少なくとも前期以降の東日本を中心とした 10 年以上定住した集落では、クリとウルシを中心として、集落周辺の森林資源を管理して利用していたこともさることながら、トチノキのあく抜きの工夫をするなど、縄文時代の人々の食文化を窺わせるものであると考えられる。

(二) 縄文人による「ヤマグワ」の利用管理

(1) 寿能泥炭層遺跡・赤山陣屋跡遺跡・寺野東遺跡

さらに能城・佐々木両氏は、縄文時代の人々にとって、植物資源の利用は食料としてだけではなく、住居や土木、家財道具、祭祀、燃料といった多様な側面で不可欠なものであったとして、次のようにいう⁹⁾。

(上略)、1980 年代に関東平野で行われた低湿地での遺跡発掘調査は規模が大きく、かつ多量の植物遺体の解析を可能にした。その結果、縄文時代の人々は低湿地に水場遺構や木道、杭列といった遺構を構築し、クリをその主要な素材としていたことが明らかとなった。当時発掘された関東地方の低湿地の遺跡のうち、1980 年前後に発掘された埼玉県さいたま市の寿能泥炭層遺跡と 1980 年代前半に発掘された埼玉県川口市の赤山陣屋跡遺跡、1990 年代前半に発掘された栃木県小山市の寺野東日本を中心遺跡から出土した縄文時代後・晩期の土木材組成の検討から、クリが 50~80%をしめていた(次項(2)の図 1 を参照)。これは縄文時代の人々

が低湿地構造物をつくる際に、単に水湿に強いクリ材を選択した結果、高率となったのではない。台地上でもクリの選択は認められ、17 遺跡の焼失住居 23 軒の炭化材の解析から、縄文時代中期以降、クリ材が 75～100%を占める例が多く、クリの優先的な利用が確かめられた。こうした多量のクリ材の利用から、関東地方における縄文時代の人々とクリの強い結びつきが指摘されるようになった。

というように能勢・佐々木両氏は述べている。低湿地という水資源に近い場所に縄文時代の人々は、生活し易いように水場を工夫している。しかも水場遺構から木道や杭列などの構築をして当時の生活の知恵と工夫が窺えると考えられる。

(2) 縄文時代とクリ利用の結びつきと「ヤマグワ」

次の図 1 は、「能城修一・佐々木由香『国立歴史民俗博物館研究報告』第 187 集、2014 年 7 月、17 頁」より引用したものである。

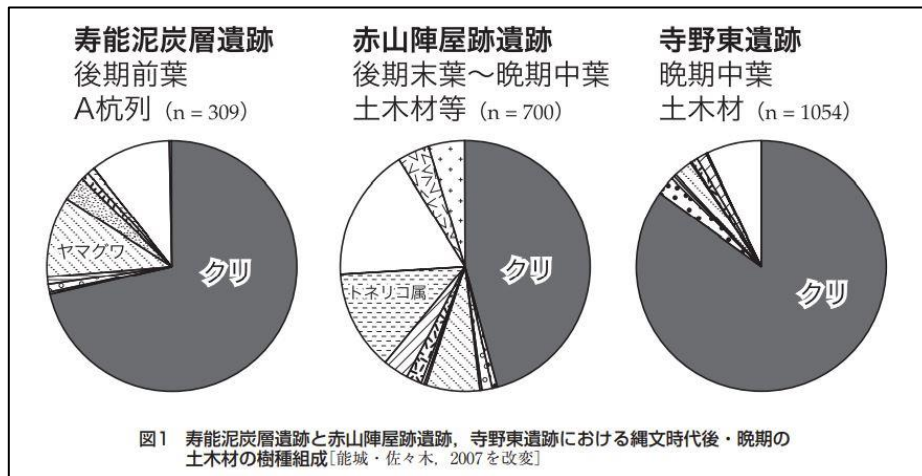
縄文時代の関東地方における三つの遺跡で、斜め点線の部分が「ヤマグワ」の出土した割合である。クリ材が大半を占めている中で、「ヤマグワ」は、寿能泥炭層遺跡の縄文時代後期前葉に、A 杭列として多く確認されている。後期末葉から晚期中葉の赤山陣屋跡遺跡では、クリ材は全体の半分以下の活用の中で、「ヤマグワ」は土木材等に活用されて、その割合は寿能泥炭層遺跡よりも多い活用率であると見て取れる。

寺野東遺跡の晚期中葉期においては、寿能泥炭層遺跡を上回って、クリ材の活用が大半を占めているために、「ヤマグワ」の活用割合は他の用材も更に、少なくなっている。

ほとんどその土木材として活用されて時代を経るごとに「ヤマグワ」の出土の割合は少なくなっている。この現象は、クリ材が土木材に多量に活用されていることを示すものである。

或は今まで A 杭列や土木材として利用されていた「ヤマグワ」を含む他の樹種は、他に利用価値が見いだされたのであろうか。或は、クリにその利用価値を奪われた現象であらうか。

この図から、「ヤマグワ」の利用用途の時代的推移の現象を表しているものと考えられる。



上記の図 1 について能城・佐々木論文では¹⁰⁾、

(上略)、寿能泥炭層遺跡の A 杭列に使われていた杭の樹種と大きさからクリの量を推定する

と、この杭だけで樹高 10m 前後のクリの木が 100 本ほど必要となり、一般にクリが単独では林を作らず、上記のようにコナラやクヌギなどと混生することを考えると、周辺の自然林からは容易に調達できない量であった。こうしたクリ材の多量の出土から、縄文時代の人々によるクリ資源の管理が提唱された。(中略) 縄文時代における集落の消長とクリ林との関連を明確に指摘したのは、青森県三内丸山における花粉化石群の研究である。(中略) 三内丸山遺跡とその周辺では、前期中葉から中期後葉にクリの果実が利用されるほかに、クリの木材も多量に利用されていて、クリ林は維持されるだけでなく、盛んに利用されていた。

というように説明され、利用されていた杭の種類と大きさについて述べている。また、クリの木が多量に出土し、縄文時代の人々によるクリ資源の管理がされていたことから、クリは杭などの実用に、またクリの実は食用にもなるため、重宝に役立つ樹木として、大いに役立っていたことが窺える。後期前葉期の寿能泥炭層遺跡と後期末葉～晩期中葉期の赤山陣屋跡遺跡では、「ヤマグワ」の利用が見られる。土木材の利用にはクリ材が時代とともに増えているが、「ヤマグワ」の土木材の利用は減少している。この現象から「ヤマグワ」の利用は、他にある可能性も考えられる。

(3) 縄文時代のクリ資源管理と「ヤマグワ」

能城・佐々木論文は¹¹⁾、

(上略)、縄文時代の人々と集落周辺のクリを中心とした植物資源の管理が実証されたが、集落の存続期間と植物化石群を比較した上での相対的な対応関係にもとづいており、植物資源の管理実態は未解明であった。(中略)、縄文時代にクリ林がどのように維持されていたのかを明らかにするにあたって、最初に想定されたのは 1960 年代頃まで行われていた雑木林の管理形態である。雑木林は 15～25 年ごとに伐採を繰り返すことで維持され、(中略)、伐期になると伐採して木材をおもに薪炭材として利用した。こうした定期的な伐採の繰り返しによって成立する関東地方南部の二次林では、コナラやクヌギ、シデ類などが混生するためクリの本数は少ない。状況の中で、2006 年に刊行された東京都東村山市下宅部遺跡の発掘は、縄文時代の森林資源の管理と利用の様相を具体的に示すものであった。

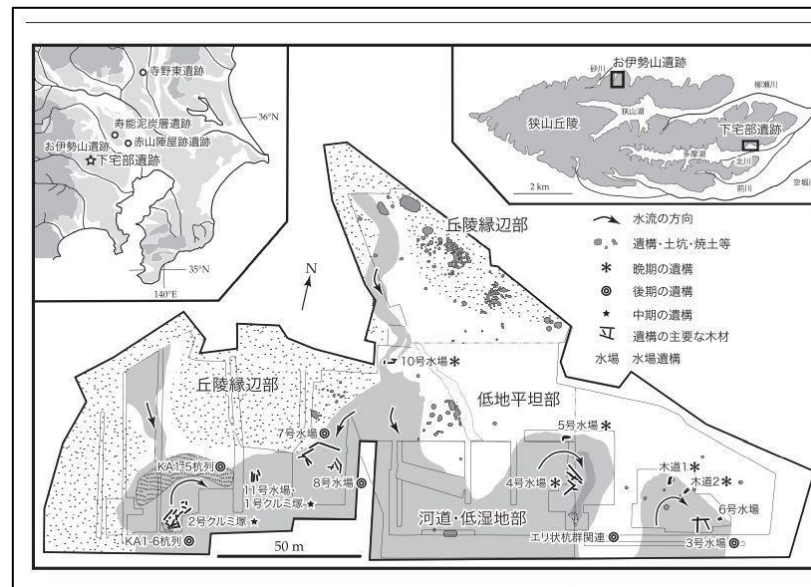
というように、縄文時代にクリを中心とした植物資源の管理が実証されたが、植物資源の管理実態は未解明であるという。それは集落の存続期間と植物化石群を比較した上での双方の対応関係にもとづくものであるからとの見解を出している。雑木林の管理形態は、15～25 年ごとに伐採を繰り返すことで維持され、伐採の木材を主に薪炭材として用いるなどの管理利用を行っていた。

下宅部遺跡は、東京都の西北部にある狭山丘陵を、解析する現在の北川の北岸に位置する遺跡である。縄文時代中期中葉から晩期中葉、および古墳時代後期、古代を中心とする遺構と遺物の出土は、時間的な見極めが難しいと考えられる。

次に図 2 は、「能城修一・佐々木由香『国立歴史民俗博物館研究報告』第 187 集、2014 年 7 月、21 頁」より引用したもので、2007 年に改変後のものである。遺構配置と時期の図から、多くの木材によって、構成された水場遺構と遺物が出土し、水辺の作業場的な空間と考えられている。縄文時代中期中葉から、晩期中葉までのすべての時期を通じて、自然木と木製品・土木材等に共通して優占するのは、クリとカエデ属である。これらの樹種に次いで多いのはコナラ属コナラ節 と「ヤマグワ」、トネリコ属であり、コナラ節とトネリコ属では 自然木の比率がやや高いものの「ヤマグワ」ではほぼ同等である。お伊勢山遺跡に比べて下宅部遺跡の自然木にクリが多いのは、遺跡の

周辺に広がっていて、燃料材等の採取にも使われる 二次林の中にも、クリが多数生育していたためであろう。下宅部遺跡で後期前葉～中葉と晩期前葉～中葉に、クリについて使われているのは、イヌエンジュや「ヤマグワ」、ウルシ、クサギ、ヌルデといった林縁に生育する低木が多い。こうしたことから考えて、縄文時代の人々は、構造物が大型である程度の耐用年数を必要する場合にはクリを活用し、小型でそれほどの年数を使用しない構造物では、クリは主要な構造物材に使うだけで、あとは林縁等に生育する陽樹で間に合わせたのであろう。同様の傾向は下宅部遺跡以前に発掘された寿能泥炭層遺跡や赤山陣屋跡遺跡、寺野東遺跡でも認められる。

図2 下宅部遺跡と寿能泥炭層遺跡、赤山陣屋跡遺跡、寺野東遺跡、お伊勢山遺跡の位置と下宅部遺跡における遺構配置と時期



(4) 縄文時代、後期前葉から中葉における低地での水場遺構の構築

縄文時代の後期前期から中葉にかけて、大型の遺構の構築が見られるのは、集落の生活の規模によるものであろうか。能城・佐々木論文によれば¹³⁾、

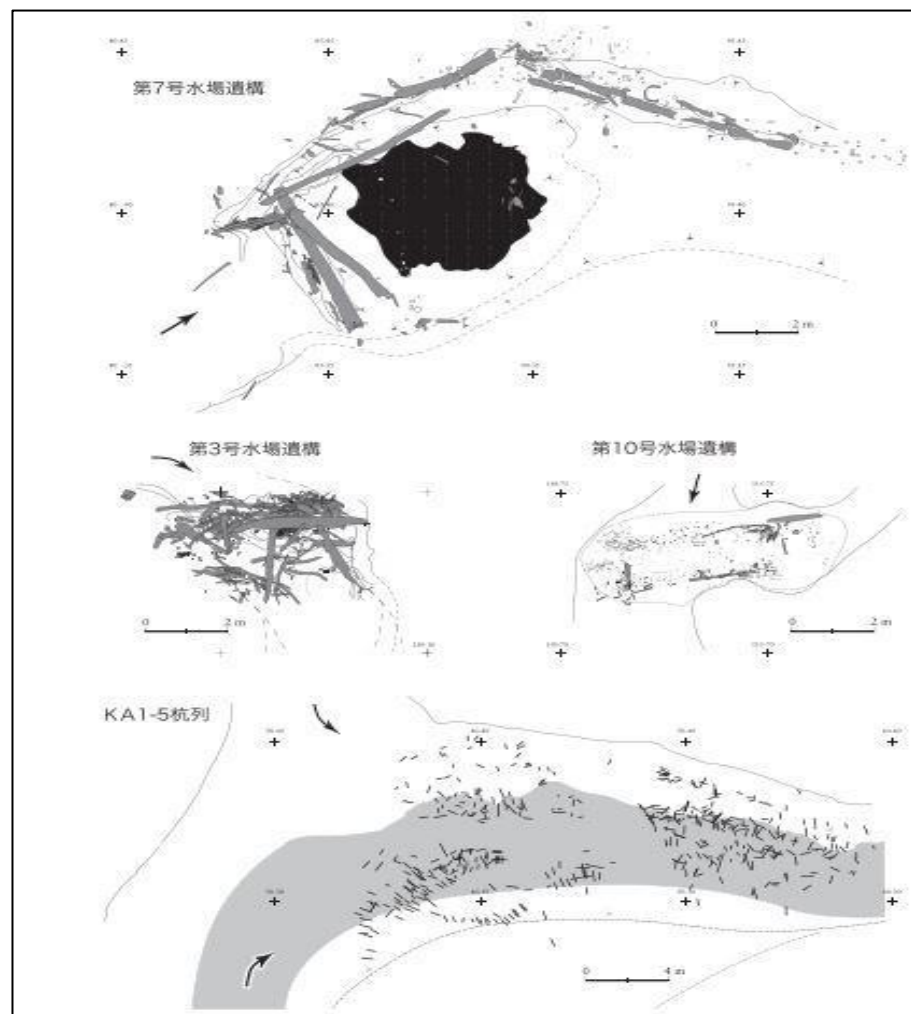
(上略) 縄文時代では、中期中葉と後葉の低地にクルミ塚が形成されて、後期前葉～中葉にかけては3基の水場遺構と2基の杭列が構築され、晩期前葉～中葉にも3基の水場遺構と2基の木道が構築されている。低地での遺構の構築が最も著しかったのは後期前葉で、東西15m、南北10mにわたって26本の構成材をコの字形に配して約230本の杭で止めた第7号水場遺構や、長さ約3mの加工木と、その他の加工木群からなり、木材加工の場とそうていされている第3号水場遺構などが構築された(図3)。また東西60m、南北40m程の範囲に約1000本の杭が打たれたKA1-5杭列も見いだされており、これらの杭は、発掘後に行われた放射性炭素年代測定によって後期前葉と中期の2度に渡って杭が打ち込まれていたことが分かっている(図3)。晩期前葉～中葉には、規模は小さいながらも、長さ6.2m、幅2.8m程の範囲に1380本の杭がうたれ、水さらしに利用された可能性がある第10号水場遺構が構築されている。と報告されている。次の図3である。

とあるように、縄文時代の中期中葉と後期の低地に、クルミ塚が形成されているということは、生活の規模が大きくなり、人口の増加を窺わせるものであろう。後期後葉には、東西15m、南北10mにわたる26本の構成材を、コの字形に配した約230本の杭でつくられた水場遺構、長さ3mの加工木などの規模は、相当な規模であると考えられる。

それらを作るためには、人を束ねる指導者、作るための多くの人材など、皆の協力がなければ完成し得ない。安定した共同生活の様子が推察される。

図3は「[能城修一・佐々木由香『国立歴史民俗博物館研究報告』第187集、2014年7月、22頁]より引用したものである。

図3 下宅部遺跡の縄文時代後・晩期の水場遺構の杭列

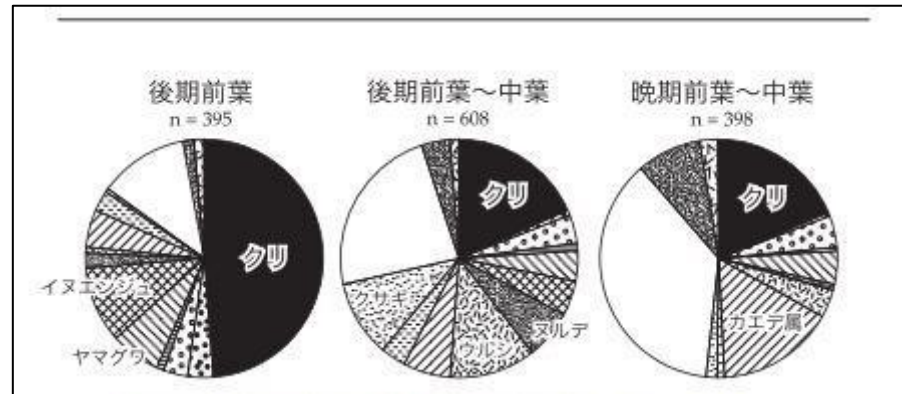


こうした遺構に使われていた土木材の樹種を見たところ、縄文時代の人々は、単にクリを多用していたのではなく、構造物の目的によって森林資源を、使い分けていたと思われる。¹⁴⁾

次の図4では、下宅部遺跡でもっとも大型の第7号水場遺構が構築された後期前葉では、クリが50%ほどを占めていて、イヌエンジュと「ヤマグワ」が、クリに続いて用いられていた。

後期前葉、後期前葉～中葉、晩期前葉～中葉の三時期において、「ヤマグワ」の利用割合は変化が無く、一定していると思われる。それはどのような理由に拠るものなのか。「ヤマグワ」は食用にも利用する都合で、管理されていたのであろうかと考えられる。伐採しすぎても「ヤマグワ」の量が減少すると食糧事情にも事欠き、木材として利用できるようになるまでには、成長期間が必要であると考えられる。

図4 下宅部遺跡の縄文時代後・晩期の土木材の樹種組成



次の図5から、「ヤマグワ」の土木材等は下宅部遺跡、中期中葉～後期 BC5300–BC4400 が高率に活用されている。後期前葉 BC4500–BC3900 では、土木材等、自然木(枝・幹材)が高率的に活用されている。後期前葉～中葉 BC3900–BC3300 では土木材等、自然木より上回って活用されている。晩期前葉～中葉 BC3400–BC2800 では、自然木よりも土木材等が高率に活用されていると考えられる。能勢・佐々木論文によると¹⁵⁾、

(上略)、狭山丘陵の北面には、人為の影響をもっとも認められない埼玉県所沢市のお伊勢山遺跡があり、そこから下宅部遺跡と同時期の自然木が多数出土した。お伊勢山遺跡と下宅部遺跡出土の自然木もあわせて検討すると、(中略)、下宅部遺跡が使われるようになった中期中葉以降、晩期中葉まで水辺からやや離れたところにクリ林が維持されていて、そこからクリ材を伐り出してきて水辺の構造物に使っていたと考えられる(図5)。(中略)、下宅部遺跡で後期前葉～中葉と晩期前葉～中葉にクリについて使われているのは、イヌエンジュや「ヤマグワ」、ウルシ、クサギ、ヌルデといった林縁に生育する低木が多い。

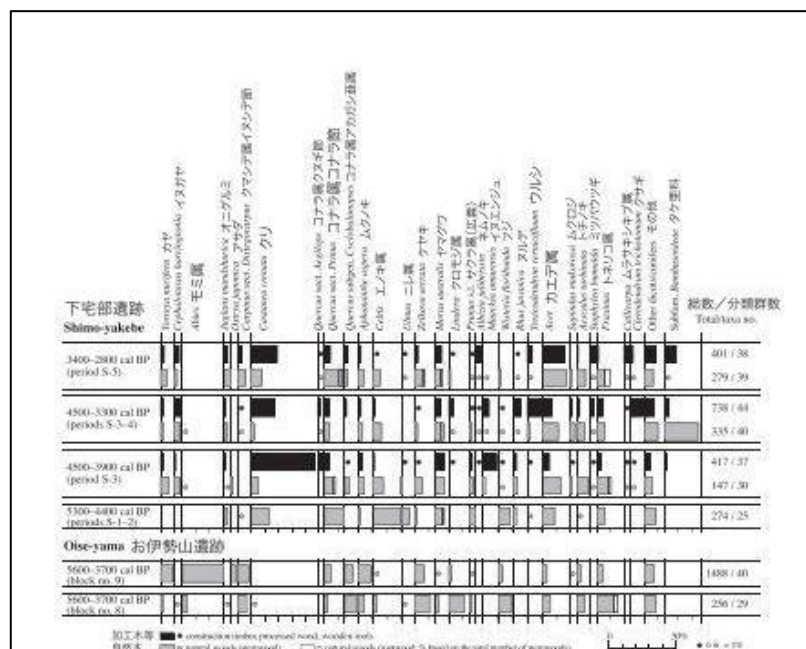
というように、縄文時代後期前葉から中葉における低地での水場遺構の構築に、森林資源を利用する下宅部遺跡では、低地にクルミ塚が形成されるなど、食用事情の規模が大きく推移している。

共同生活の水場遺構から、構築する規模の拡大化が感じられる。クリについて「ヤマグワ」が使われているのは両者が実用と食用の兼用が可能な樹種である故であろうと考えられる。

また、下宅部遺跡の後期前葉～中葉と晩期前葉～中葉でクリについて使われているのは、イヌエンジュや「ヤマグワ」、ウルシ、クサギ、ヌルデといった林縁に生育する、低木の広葉樹と思われる。

図5は、「能城修一・佐々木由香『国立歴史民俗博物館研究報告』第187集、2014年7月、23頁」より引用したものである。

図5 下宅部遺跡とお伊勢山遺跡の加工木等と自然木の樹種組成



(5) 寿能泥炭層遺跡・赤山陣屋跡遺跡・寺野東遺跡における大型の木組遺構

寿能泥炭層遺跡・赤山陣屋跡遺跡・寺野東遺跡における大型の木組遺構について、能勢・佐々木論文によると¹⁶⁾、

(上略)、同様の傾向は、下宅部遺跡以前に発掘された寿能泥炭層遺跡や、赤山陣屋跡遺跡、寺野東遺跡でも認められ、後期前葉～晩期中葉にかけて大型の木組遺構15基が構築された寺野東遺跡と、長さ30～80m前後の杭列3基や長さ20m前後の木道2基が見出された寿能泥炭層遺跡では、クリが80%を占めていた(図1)。集落からやや離れたところに構築され、何度か補修されていた赤山陣屋跡遺跡のトチの実加工場跡と板囲遺構でも、クリの使用率は寺野東遺跡や寿能泥炭層遺跡と比べて低いものの50%近くであった。一方、寿能泥炭層遺跡と赤山陣屋跡遺跡では、一つの遺跡の中でも、下宅部遺跡と同様に、規模の大きな遺構を構築した時期にクリの使用比率が高かった。(中略)、下宅部遺跡の土木材の太さをみると、構造材には直径10cm以上のクリとコナラ属クヌギ節、コナラ節が割材として使われているのに対し、杭等に丸木で使用する場合に10cm以下の材を用いている(図6)。

というように、構築する構造物の規模によって樹種だけでなく木材の太さも考慮して素材が選択されていたと考えられる。

次の図6は、「能城修一・佐々木由香『国立歴史民俗博物館研究報告』第187集、2014年7月、24頁」より引用したものである。

図6 下宅部遺跡の縄文時代後・晩期の土木材等の直径

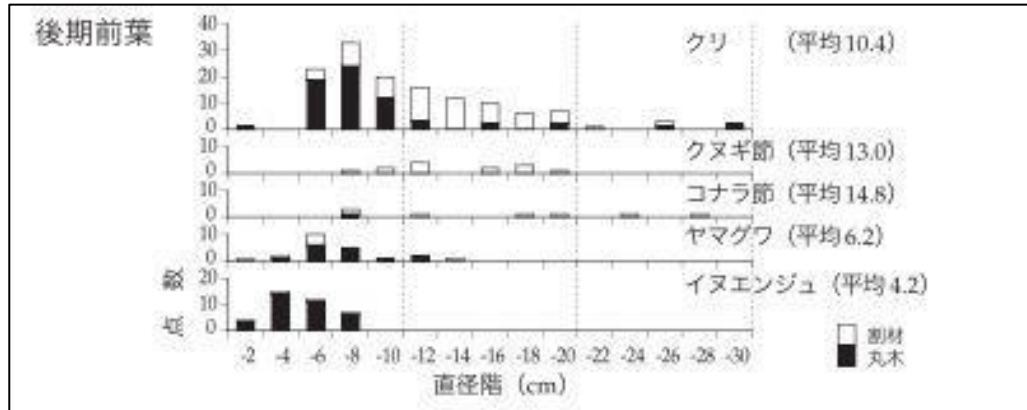


図6は、下宅部遺跡の縄文時代後・晩期の土木材等の直径を示すグラフである。コナラ節(平均14.8)、クヌギ節(平均13.0)、クリ(平均10.4)について「ヤマグワ」(平均6.2)であり、土木材の需要に応じていたことが窺える。(※図6の後期前葉の表示は、下宅部遺跡では、晩期前葉～中葉、後期前葉～中葉には、「ヤマグワ」が確認されていない。後期前葉に確認されていることから、ここだけを抜粋して表示した。)

さらに同氏らによれば¹⁷⁾、

(上略)、寿能泥炭層遺跡と赤山陣屋跡遺跡、寺野東遺跡でも、土木材には、基本的に直径10cm前後のクリの木材を用いており、構造材には直径20～70cmの木材を割って用いていた。このうち寿能泥炭層遺跡では、丸太のみを用いて杭列が作られ、それに横木を掛け渡していた。赤山陣屋跡遺跡では、遺構によってトネリコ属やコナラ節、「ヤマグワ」、カヤ、モミ属などもクリと同様に活用されていた(図1)。土木材等の太さと樹齢から考えると、縄文時代の後・晩期に、関東地方の集落周辺に維持されていたクリ林は、(下略)

と指摘するように、縄文時代の後・晩期に、関東地方の集落周辺に維持されていたクリ林は、雑木林とは異なり、太さと樹齢の点で多様性が高く、食料資源としての利用と木材資源としてのバランスをとって、柔軟に維持管理されていたと考えられる。

(6) 縄文時代における種実類の利用

縄文時代における種実類の利用について、能城・佐々木論文によると¹⁸⁾、

(上略) 三内丸山遺跡でも確認され、野生種よりもやや大きな果実が前期の段階で出土していた。(中略)、縄文時代には早期以降、(中略)、このうちクリとオニグルミはアク抜きを必要とせず、イチイガシを除くアカガシ亜属とコナラ亜属の堅果は一般的に食用とする前に煮るか水に晒してタンニンをとりのぞく必要がある。(中略)、栽培植物では、ウルシに加えてエゴマやヒョウタンが中期中葉から栽培され、後期にはアサが加わった。また三内丸山遺跡では果実酒との関連で議論されているが、薬用の可能性も考えられるニワトコと「ヤマグワ」が後期から晩期に集中して出土した。

というように、アク抜き知恵は縄文時代から発達していたとみえる。ウルシは漆器用、エゴマやヒョウタンの食用は、今に通じる健康養生食品であろう。アサの繊維は衣類に使用し、実は食用にもなる。ニワトコと「ヤマグワ」は、果実酒との関連で薬用の可能性も考えられるとのことであるが、発酵酒造の知恵も縄文時代に遡れるということであろう。果樹酒との関連で薬用の可能性も考えられるとの見方も検討されている。

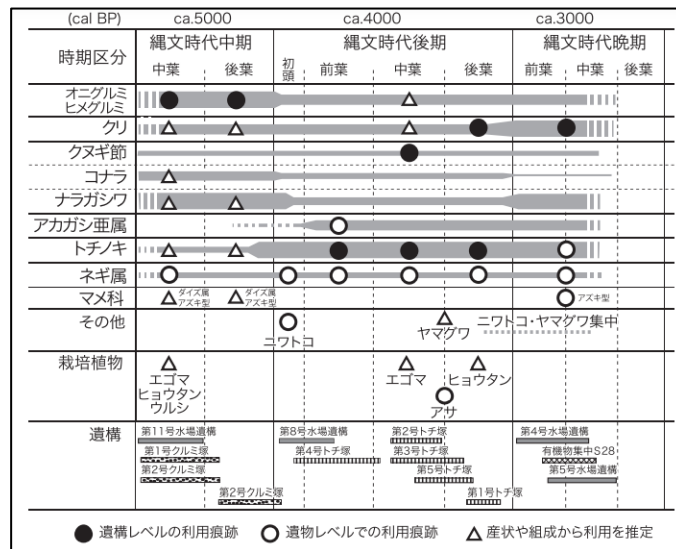
(7) 植物考古学から見た縄文・弥生期の移行期

東京都東村山市下宅部(しもやけべ)遺跡は、狭山丘陵の北部に位置する埼玉県お伊勢山遺跡の自然木と対比して議論され、下宅部遺跡の人々によるウルシ林とクリ林の管理と利用、木材を頻繁に利用していた二次林の樹種は、当時の人々による森林資源管理と利用実態を、みることができ(19)。下宅部遺跡では、縄文期の後期中葉から縄文期晩期中葉に「ヤマグワ」が、集中的に多量に出土した。これは、縄文期から弥生期に移行の時期でもある。

また、神奈川県大井町中屋敷遺跡は、関東地方では弥生時代を語る遺跡では数ない中で、炭化材と炭化種実、土器種実圧痕の3つの要素から植物資源利用が検討された。昭和女子大学の調査により、紀元前5~4世紀の弥生時代前期後葉の土坑群と中期初頭の土坑が検出され、炭化種実ではトチノキやクリ、オニグルミなどの堅果類と、「クワ属」やブドウ属などのベリー類、マメ類、アワやキビ、イネなどの栽培植物が共存して出土した。関東地方では弥生時代への移行にあたって、縄文時代に培った多角的な森林資源利用の体系が、弥生時代前期の植物資源利用の基盤となった可能性がある。多様な植物資源の確保を必要とした要因の一つとして、低地でも大きな植生変化が起き、それに伴って台地上では土壌が不安定になったことも要因となったと考えられる(20)。

図7は、「能城修一・佐々木由香『国立歴史民俗博物館研究報告』第187集、2014年7月、32頁」より引用したものである。

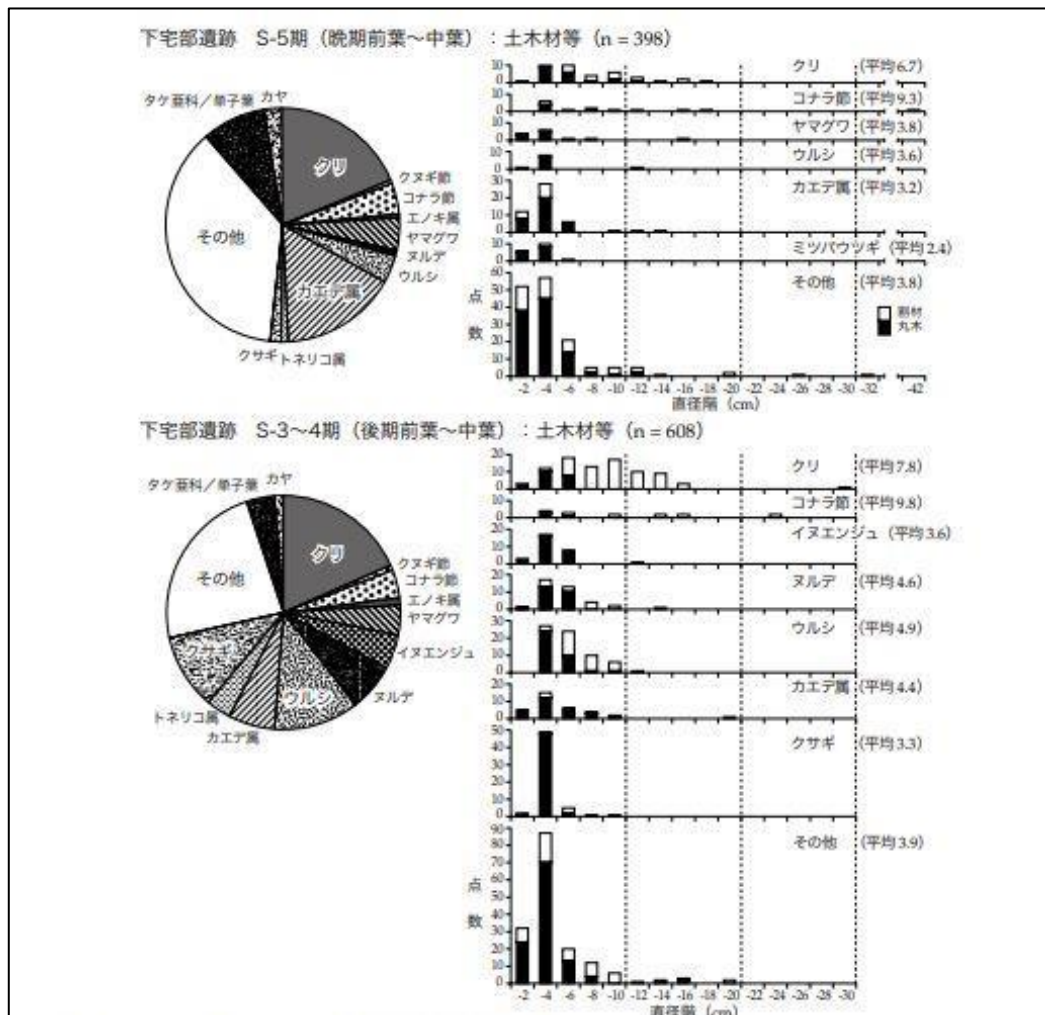
図7 下宅部遺跡における種実利用の時期別変遷



上記の図7は、縄文時代後期中葉から縄文時代晩期にかけて「ヤマグワ」が、集中して出土していることを表示している。このことから、下宅部遺跡においても、「ヤマグワ」・ニワトコの実が多量に出土から、果実酒あるいは薬用の関連性も議論がされている。

次の図8は、「能城修一・佐々木由香『植生史研究』第15巻、第1号、2007年、26頁」より引用したものである。

図8 下宅部遺跡のS-3～4期およびS-5期の土木等の組成と直径



上記の図8では、下宅部遺跡のS-3～4およびS-5期の土木材等の組成と直径から、下宅部遺跡S-3～S-5期(晩期前葉～中葉)の土木材等、下宅部遺跡S-5期(晩期前葉～中期)の組成の出土木材に「ヤマグワ」が、平均3.8cmのものが多く使用されている。

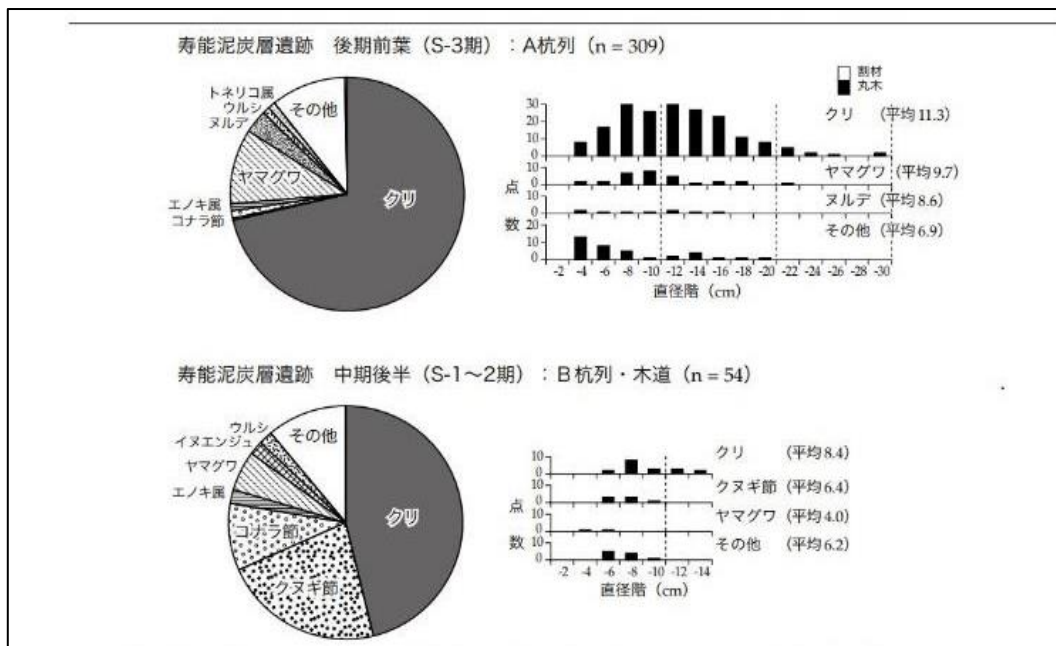
S-3～4期(後期前葉～中葉)になると、の円形表には「ヤマグワ」はあるが、縦軸表の土木材等には出ていない。

コナラやクリから比較すると「ヤマグワ」は、細目の土木材と言えるが、S-3～4(後期前葉～中葉)では、細目の土木材等の利用用途であったが、S-5期になると直径が表示できる太さになっていると考えられる。

これは細いながらも多くの樹種の中から選ばれていることは、多くの桑が手短に自生していたことが読み取れる。しかも、細い桑の土木材等の使用目的があったものと考えられる。

次の図9は、「寿能泥炭層遺跡における土木材等の組成と直径(組成は鈴木ほか、1989を改変；直径は未公表)」から、後に「能城修一・佐々木由香『植生史研究』第15巻第1号2007年、26頁」より引用したものである。

図9 寿能泥炭層遺跡における土木材等の組成と直径



上記の図9からは、寿能泥炭層遺跡 後期前葉(S-3期) : A 杭列における「ヤマグワ」の平均直径が9.7 cmという太いものを使用していることが見て取れる。

A 杭列において、平均直径9.7 cmという太さはかなりの年輪年代のものと考えられることから、縄文時代の人々はその使用用途において使い分けて、当時の社会生活の基盤を構築していたことが考えられる。

また、中期後半(S-1~2期) : B 杭列・木道では、平均直径4.0 cmほどのものを使用して、「ヤマグワ」の平均直径4.0 cmという比較的細目のものは、杭列・木道等の用材として使われ、A 杭列に使われている直径9.7 cmのものと比べると半分の細さである。

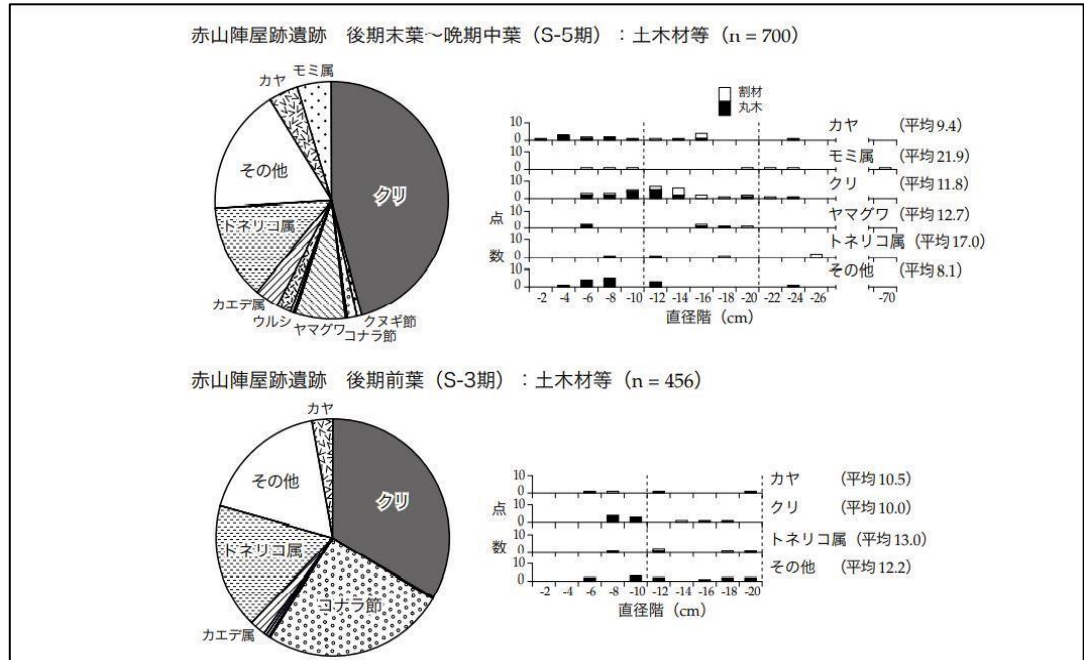
このようにして数多ある樹木材の中から、その用途において適材適所に応じて樹種を選抜し、当時の社会生活となる生活道路等の利用から、縄文時代の人々の生活機構や自然との共生共同体の工夫の様子が見て取れる。

数多の樹種の中から、「ヤマグワ」を選んで、その用途に応じて太さを考慮して使用しているところから、縄文時代の人々の生活から、知恵の豊かさが感じられる。

これらもまた縄文の人々が協力して成せる事業であり、自然林を管理し共存共栄を構築している様子から、自然との共生共同体の工夫から、現代におけるインフラ政策の原点が垣間みえる。

次の図10は、「赤山陣屋遺跡における土木材等の組成と直径(組成は能城・鈴木、1989を改変；(直径階は未公開)」²¹⁾から、後に「能城修一・佐々木由香『植生史研究』第15巻、第1号、2007年、30頁」より引用したものである。

図10 赤山陣屋跡遺跡における土木材等の組成と直径



上記の図10は、赤山陣屋遺跡の後期末葉～晩期中葉(S-5期)における土木材等の組成と直径において、「ヤマグワ」は平均12.7cmのものを土木材等に使用している。

この太さの「ヤマグワ」を土木材に利用しているということは、このような年輪の「ヤマグワ」が数多く自生していたであろうことを示していると考えられる。

このことは「ヤマグワ」が、モミ属、トネリコ属、に次いで3番目の太さであり、赤山陣屋遺跡における縄文の人々が、土木材等の用途に対しての利用価値を考慮した上での樹種の選抜であることから、森林資源管理も充実していることが読み取れる。

後期末葉～晩期中葉(S-5期)では、クリの使用が増加に伴って「ヤマグワ」の使用が、増加傾向になったことを指しているとして見取れる。

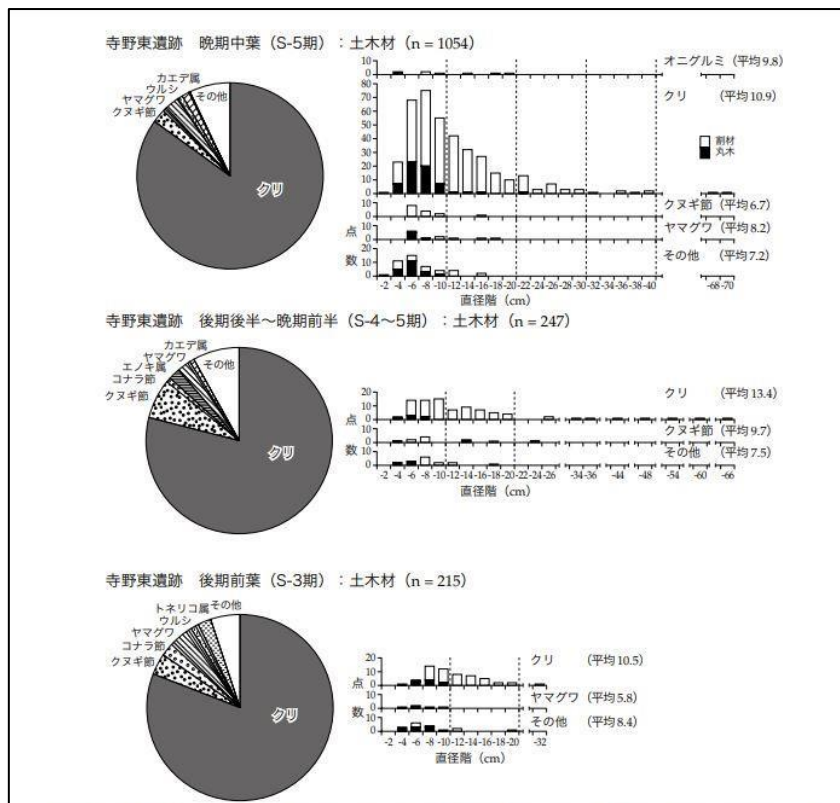
これは土木材の使用直径の太いものを利用している傾向を示唆している。また、後期末葉～晩期中葉(S-5期)においては、成長した「ヤマグワ」(直径12.7cm)は、太めであることから、「ヤマグワ」の成長と森林の利用管理調整状況の推移を、後期前葉(S-3期)から後期末葉～晩期中葉(S-5期)に見られたことを示しているものと考察する。

次の図 11 は、寺野東遺跡における、土木等の組成と直径を示す図である。用材の平均直径は、S-3 期に相当する縄文時代後期前葉の遺構では、クリが 80.9%と圧倒的に優占し、それ以外の樹種はすべて 4%以下であった（図 11）。用材の直径をみると、丸木はすべて 10 cm 以下で、割材は 8~16 cm 台にかたまっており、平均はクリが 10.5 cm、「ヤマグワ」が 5.8 cm、その他が 8.4 cm であった。全体に割材の利用が多く用材の 89%が割材から利用されていた。

この時期にも丸木は少なく、用材の 91%が割材として利用されていた。寺野東遺跡における木材資源利用の特徴は、クリの高率の利用であり、寿能泥炭層遺跡の A 杭列に対比できる。もう一つの特徴は、大径材を割って用いていることである。また寺野東遺跡では、他の遺跡と比べて直径 10 cm 以下の用材でも割材の比率が高く、丸木を効率的に割って利用していた。「ヤマグワ」は、8.2 cm、クリが 10.9cm、カヤとその他が 10 cm 前後であった。ただしモミ属の平均値は、加工材集積で検出された直径 70 cm の一団体に影響されており、この個体を除くと 14.0 cm となる。丸木のまま利用していた比率は、カヤで 55%、クリで 30%、「ヤマグワ」で 46%、トネリコ属で 41% であったのに対し、モミ属では 5% であり、モミ属の木材は、ほとんどが割ってから用いられていた。縄文時代後期末葉から晩期中葉の木材利用はクリが半数を占める点で、板材を多用した遺構の存在と、低地林の主要な要素であったトネリコ属を多用している点で、他の遺跡の木材資源利用と異なっている²²⁾。

図 11 は、「寺野東遺跡における土木材等の組成と直径（松葉，1998；栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター，1998 を改変）から、後に「能城修一・佐々木由香『植生史研究』第 15 巻、第 1 号、2007 年、30 頁」より引用したものである。

図 11 寺野東遺跡における土木材等の組成と直径



寺野東遺跡は栃木県にあり、埼玉県の遺跡よりも緯度が若干高いことから、温度差において「ヤマグワ」の成長が少なからず関与しているものと考えられる。

このことから、「ヤマグワ」の平均直径が、他の遺跡における同時期においても、細目になっていると考えられる。

下記の表2は、下部遺跡・寿能泥炭層遺跡・赤山陣屋跡遺跡・寺野東遺跡・お伊勢山遺跡の「ヤマグワ」の用途を考える上で、関東地方の縄文時代に「ヤマグワ」が多く利用されている事例から、その「ヤマグワ」の用途を筆者が纏めたものである。

表2 関東地方の縄文時代における「ヤマグワ」の用途の事例

縄文時代 (紀元前)	下宅部遺跡 (東京都)	寿能泥炭層 遺跡(埼玉県)	赤山陣屋跡 遺跡(埼玉県)	寺野東遺跡 (栃木県)	お伊勢山遺 跡(埼玉県)
晩期前葉～中葉	土木材		土木材	土木材	
後期前葉～中葉 3400-2800	水場遺構 自然木 加工木(割材) 根材				
後期中葉 3800-3300	自然木 加工木等		土木材等	土木材	
後期前葉 4500-3900	自然木 加工木等	杭列			
中期中葉～後葉 5300-4400	自然木				
中期前葉 5600-3700					自然木-枝・ 幹材

(筆者作成)

上記の表2から「ヤマグワ」の用途は、縄文時代晩期前葉～中葉において、下宅部遺跡・赤山陣屋跡遺跡・寺野東遺跡では、土木材で活用されている。後期前葉～中葉(3400-2800)において、下宅部遺跡では、水場遺構に自然木・加工木(割材)・根材で活用されている。後期中葉(3800-3300)において、下宅部遺跡では自然木・加工木等に、赤山陣屋跡遺跡では土木材等に、寺野東遺跡では土木材で活用されている。後期前葉(4500-3900)において、下宅部遺跡では自然木・加工木等に、寿能泥炭層遺跡では杭材に活用されている。中期中葉後葉(5300-4400)において、下宅部遺跡では自然木に活用されている。縄文時代中期前葉(5600-3700)において、お伊勢山遺跡では、自然木の枝・幹材を自然活用していると思われる。このように関東地方の縄文時代遺跡は、中期前葉中葉～晩期中葉における日本の桑「ヤマグワ」は、利用部位の使用目的によって、その変化の推移を表示していると考えられる。「ヤマグワ」は、縄文時代の人々によって、日常生活の共同体として森林管理をしながら次世代に継承され、日本に原生し自生して管理実用されていた。日本桑「ヤマグワ」の実用的考察として、諸報告の内容に注目したところ、縄文時代の人々は単なる狩猟・採集民族ではなく、少なくとも前期以降の東日本を中心とした十年以上定住した集落では、クリとウルシを中心として、集落周辺の森林資源を管理して利用していたことが明らかとなった。

しかし、遺構に使われていた土木材の樹種を見たところ、縄文時代の人々は単にクリを多用していたのではなく、構造物の目的によって森林資源を使い分けていたことが考えられる。「ヤマグワ」の自然木の使用から加工木等・杭列・土木材等・水場遺構に見られる加工木根材などが縄文時代晩期前葉～中葉において、「ヤマグワ」の活用が盛んに実用化されていた史実が確認された。

このように多数ある樹木材の中から、その用途に応じて適材適所に樹種を選抜して利用、活用されていた。「ヤマグワ」は、縄文時代の人々が社会生活を円滑にするため、生活道路などの整備等の公共設備に活用されていた。縄文人の森林資源の利用管理ならびに「ヤマグワ」の利用管理から、当時の人々の生活機構や、自然との共生共同体における工夫の様子が窺える。日本では古代より「ヤマグワ」の自生が明らかになり、数多の樹種の中から「ヤマグワ」を選んで、その用途に応じて活用されてきた。さらに、「ヤマグワ」の果実種の多量出土から果実酒、薬用の議論の現況は重要である。「ヤマグワ」の食用歴から、果実種多量出土の事実は、桑養生における根源の地点に繋がるものであろうと考察する。

(三) 吉野ケ里遺跡

(1) 弥生時代の「ヤマグワ」

堀田貞禎氏によると、北九州に「ヤマグワ」系の自生桑がみられるということである^{23),24)}。『魏志』東夷伝倭人条に倭の地に烏号(柘＝ヤマグワ)があると記し²⁵⁾、また奈良県磯城郡田原本町唐古の弥生時代遺跡では、クワ材を用いて作られた木製品7点(装飾品1、弓1、高杯1、鉢2、器具其他2など表3)が出土しているところから、おそらく弥生時代の北九州にも自生していたであろう²⁶⁾。日本の養蚕の起源については稲作に同伴して入ってきたのではなかったかと考える向きもあり、稲作のほうは縄文時代晩期にすでに九州北西部で始まっていたらしい形跡がある^{27),28)}。

弥生時代中期には九州はもとより東北地方にまで及んでいる。これに対して養蚕のほうからは、これを証明する遺物(絹)は弥生時代中期の北九州から発見されたに過ぎない。

当時の養蚕はまだいわゆる銅鐸圏にまでは及んでいなかったとみられる。したがって、日本における養蚕の開始は弥生時代中期よりもさほど以前ではなかったと思われ、稲作に同伴したとは現段階では考え難いといえよう。

従来、わが国で養蚕絹織が行われたことを示す比較的信憑性の高い記録としては、3世紀に書かれた『魏志』東夷伝倭人条に記すものが最も古く、この頃になると錦・縑・懸衣・帛など、魏帝へ献上できるほどの絹製品が生産されるようになる。

しかし、それ以前の『漢書』(地理志燕地条)及び『後漢書』(唐夷伝にある建武中元二年と永初元年の貢上)には、倭から中国皇帝への献上品としての絹の記載がないことから、弥生時代中期頃のわが国の絹製品は未だ貢物として中国皇帝へ献上できるほどのものではなかったとみられる。

いずれにせよ、絹の確かな遺物としては従来、4世紀よりも古い時代は発見されていなかったのであるから、今度の調査によって絹遺物としては300年近く、また『魏志』の記録よりは200年余り遡ることになる²⁹⁾。

次の表3は、大和唐古弥生式遺跡において、出土報告された木器類及び植物製品である³⁰⁾。

「末永雅雄・小林行雄・藤岡謙二郎『大和唐古弥生式遺跡の研究』1943年、178頁」より引用したものである。

表3

用途 材種	容器			装飾品	武器		器具		耕具		計	
	鉢	高杯	匙杓		弓	剣	杵	槌	其他	犁		鋤
クヤキ	5		1									6
サクラ	2	1										3
クハ	2	1		1	1				2			7
ケンボナン			1									1
ヒノキ		1	1									2
イヌガヤ					24				1			26
ヤマガキ				1								1
イヌマキ									1			1
ヤナギ									1			1
ツバキ								1				1
アベマキ						1						3
クスギ								3	1		2	6
サカキ										1		2
イチキガン						1					3	4
アラカシ										1		1
アカガシ											3	3

上記の表3から、大和唐古弥生式遺跡の「クハ」の出土品では、この時代における「クハ」は、武器の弓の使用には理解できるが、容器の鉢や高杯に木材が集中しているのは、食物を入れるための容器であろうかと考えられる。装飾の品物としての「クハ」は、どのような意図で作られたものなのか、原始古代生活の中で、精神性の意識度の高さが窺える。

(2) 吉野ケ里遺跡と弥生時代

佐賀県神埼郡の神埼・三田川両町にまたがる吉野ケ里遺跡の本格的な発掘が始まったのは昭和六十一年五月である。九州北部背振山南陵には、弥生期を中心とする弥生期を中心とする考古遺跡が分布する。発掘調査の現場責任者は、佐賀県教育庁文化課主査七田忠昭氏であった。

調査開始から二年半を経た昭和六十三年十一月、吉野ケ里遺跡の環濠集落の規模が、弥生時代としては全国でも最大級だったことが明らかになった。これまで最大とされていた奈良県の唐古・鍵遺跡を上回る二十五ヘクタールに及ぶという見方を強めた。紀元前五世紀から紀元前三世紀までの弥生時代は、日本で稲作の文化が始まり、定住文化が根付いた、日本の文化の原点とも言える時代である³¹⁾。弥生時代の遺産の中でも吉野ケ里遺跡は、佐賀県神埼郡の旧神埼町・旧三田川町・旧東背振村の三つの町村に移り変わりを知ることができる。日本の古代の歴史を解き明かす上で極めて貴重な資料や情報が集まっている。吉野ケ里遺跡は、背振山地南麓から平野部へ伸びた帯状の段丘に位置している。背振山は栄西が、二度目の宋国留学を果たして、大事に持ち帰った茶種を蒔いた事で知られる場所である。佐賀平野東部には段丘が多く発達し、そのいずれにも遺跡が多く立地していることが、古くから知られていた。吉野ケ里環境集落の近辺では、調査に関わらず水田跡が発見されていない。しかし、吉野ケ里丘陵の西側を流れる貝川に、接する現在

の水田部で、鋤、鍬、堅杵などの木製農具が発見されて、農耕が行われていたことは確実である。

官衛にも匹敵する大規模な南内郭西方倉庫群の存在から、周辺の集落から租税を徴収していたと考えられていた。このように、一般の集落における農耕とは異なり、一定の限られた目的のために行われていた農耕であったことが考えられる。伊勢神宮には、神嘗祭などの祭りに使用し、神に捧げるための供物(飯と酒)をつくるための水田(御田)が存在し、その他、神事にしようするものは祭祀を行いながら神宮内で作る風習が存続している。こうした風習は、九世紀にはすでに存在していたことが、『皇大神宮式帳』から知ることができる。土壌中に含まれる有機質の変化、種子・花粉・又は出土した木製品などを分析したところ、吉野ケ里遺跡では、森の移り変わりがあったと考えられている。

(3) 吉野ケ里遺跡の弥生時代土壌から花粉などの植物体分析

佐賀県文化財調査書によると、吉野ケ里遺跡では、弥生時代土壌の花粉など、植物体の分析によって、一体にクワが栽培されていたことが明らかである。『延喜式』「主計」の部には、肥前国からの調として、「綿紬」や「資布」が記されている。繊維製品を調とした国の分布状況など、律令期以後の記録も参考にすべきであると考えられる。また、平城宮からは、養老年間の「備前国神崎郡調綿……」など、吉野ケ里遺跡が位置する備前国神崎郡と記された調綿の荷札木簡が3点発掘されている。北部九州で弥生時代の繊維製品が多数出土するという状況が、内部空間を保護するのに適した甕棺墓の存在がその要因であり、畿内はじめ他の地域にも分布していた可能性が高いという意見もあるが、吉野ケ里遺跡からは、絹および麻が出土している³²⁾。

これらの鑑定にあたった布目順郎は、次のように述べている。

家蚕の絹である。出土品は繊維断面形より見ていずれも家蚕の絹であり、楽浪系の三眠蚕と華中系の四眠系がある。このうち、華中系は中期初頭、中期前半の甕棺から出土し、楽浪系は中期後半、後期初頭の甕棺から出土した。日本製の絹である。中国漢代に絹と織り密度や繊維断面計測値を比較してみると、顕著な違いが認められ、日本製の絹であることが考えられる。他の弥生時代遺跡には見られない繊細優美な透目絹が存在する。吉野ケ里遺跡出土の絹は、ほとんどが透目のものであり、織りはやや粗末なものと同様に繊細優美なものがある。このうち後者に属するような繊細優美な透目絹は、これまで他の弥生時代遺跡から出土例がなく、吉野ケ里に高度な絹織物の技術が存在したことを窺わせる。このことから、箆をもつ絹機のようなものが既に導入されていた可能性が考えられる。透目絹は華中方面の古代絹に多く、華中方面との交流が考えられる。染色された絹が存在する。透目絹のなかには、一見して染色されているものが幾つかあり、前田雨城氏らの研究グループが分光蛍光光度計による測定と解析を行った結果、日本茜と貝紫が検出された。これにより、赤と紫に染められた透目絹が存在したことが確認できた。麻布が出土した。これまで弥生時代の甕棺内から、絹は出土したが麻布は出土していない。吉野ケ里遺跡では、二つの甕棺から大麻を材質とした麻布が出土した。大麻布はいずれも織り密度で高度の織布技術を持っていたことが窺える。袖を縫い付けたものらしい絹が発見された。墓の中に縫い糸を持つのが存在した。縫い付け箇所での糸の方向が90度異なっており、見頃に袖を縫い付けたものであると推定できる。

と布目氏は、吉野ケ里遺跡の鑑定に際して、この様に述べている。吉野ケ里遺跡からの出土した絹は、野蚕ではなく家蚕によって織られた繊細優美な絹であり、飼育されていた蚕によるもので

ある。他の弥生時代遺跡には出土例がない。明らかに日本製の透目絹であるという。出土した布片のうち、絹布片には、日本茜で染色した経糸と貝紫で染色した緯糸を、織り上げた透目の絹布が、存在するが、吉野ケ里遺跡出土は殆どが透目のものであるように、透目絹は華中方面の古代絹に多く、華中方面と交流が考えられるということであろう。

また、佐賀県教育委員会の七田忠昭氏の調査によると³³⁾、

吉野ケ里遺跡での発掘調査で、これまでに確認された墳墓は、甕棺墓約 2890 基以上、土壙墓約 370 基以上、箱式石棺墓 14 基など 3300 基に迫る勢いであるが、甕棺墓から絹布を主体とする多数の繊維製品が、出土したことは注目される。吉野ケ里遺跡の墳墓は、前期後半の土壙墓や木棺墓・甕棺墓が初見であるが、(中略)、そこに埋葬された甕棺墓から把頭飾付き有柄細形銅剣を含む多数の細形銅剣やガラス管玉を出土するなど、集落構成員から隔絶した首長層の存在を示した。甕棺墓は長期間土中に埋まっているにもかかわらず、堅牢な素焼きの土器によって内部の空間が保たれることが多いために、遺骨のみならず鏡や剣・矛・戈・刀などの青銅器や鉄器、各種玉類・腕輪などのアクセサリーなど多数多様な遺物の保存を可能にしている。吉野ケ里遺跡では、これまでに弥生時代中期初頭から後期初頭にかけての 11 基の甕棺墓から絹布や大麻布などの断片が出土している。弥生時代中期前半に築造された墳丘墓の盛土内には、(中略)、中期頃(新段階)に属する SJ1002 甕棺墓から 79 点のガラス管玉と共に出土し把頭飾付き有柄細形銅剣に付着した状態で絹布と大麻布が出土した。織りは絹布が透目のもの 3 種類の織りが確認されたことなどから遺体を覆っていた布の可能性が高い。出土した絹布片は細かな繊維を密に織り上げた細密な上質なもので、銅剣を副葬している点などから被葬者は男性と考えられる。

というように、七田氏は教育委員会に報告をしている。出土した布片のうち絹布片には日本茜で染色した経糸と貝紫で染色した緯糸を織り上げた透目の絹布が存在するが、二色(錦)とみられる。

弥生時代を代表する吉野ケ里遺跡において、絹布と大麻布と透目絹の三種類が出土したことは驚愕に値する。しかも日本茜や貝紫で染色した絹布であれば、猶のことであろう。

(4) 吉野ケ里遺跡出土の絹と麻布

吉野ケ里遺跡出土の絹と麻布について、佐賀県教育委員会『吉野ケ里遺跡』(佐賀県文化財調査報告書)によると、布目順郎氏は、絹について次のように述べる³⁴⁾。

1. 絹

又、中国の古典には透目絹のことを記したものが少なからずあり、『漢書』カイ伍江息夫伝に「充衣紗縠禅衣」とある中の紗縠は絹糸に撚りをかけて織った、縮緬の透薄な織物を指しているとみられ、戦国楚の宋玉の『神女賦』にみえる「霧縠を動かしてかろやかに歩む」の中の霧縠(むこく)は、霧のように透薄な縮緬のことである。このことについて『吉野ケ里遺跡』の透目絹について布目順郎氏は、

『詩経』衛風には、莊姜という美女が、道では錦を着てその上から薄物の鉞(もじ)織りをまもっていたことが記されている。鉞織りは紗の類をさす。『中庸』には「錦を衣て、その上から綱(薄絹)を羽織るのは、錦の文(文様)が目立つのを嫌ってのことである」とあり、『三国志』の魏書、楊阜伝(ようふでん)に、曹洪が大酒宴催し、女芸人に羅や縠の薄衣を着せて蹋鼓(鼓を踏みながら踊る一種の舞)させたところ、一座の者がみな面白がって笑ったので、楊阜が声

を激しくしてこれをたしなめたという話が載っている。また、傳毅の『舞賦』（『文選』17）に、「織縠蛾飛（せんこくがひょう）、紛焱若絶（ふんべうじゃくぜつ）」（織細な縮緬は蛾のようにひらひらと空中を飛び、舞い上がって千切れそうになる）と記す中の織縠は、織細な糸で織った透目縮緬とみられる。また、透目絹の出土は、華中方面に多いようである。それは機構が温暖であることによるのであろう。京都・嵯峨清涼寺の釈迦如来立像胎内からは985年頃（北宋時代）の華中産とみられる繊維の太さからみて華中産と考えられる。それに対して楽浪や華北の古代遺跡からは目の詰まった薄絹（多くは縑）が多数出ているが、透目絹は漆塗りの纏（し）を別にすれば殆ど出ていない。このことから、吉野ケ里の透目絹には華中的性格が感じられる。少なくとも弥生中期中葉から後期初頭にかけての吉野ケ里のあたりには、当時としては高級品とされていたであろう、紗縠風の薄絹を織れるほどの工人がいたことは確かである。吉野ケ里の絹は、殆どが透目の平絹である。過去に手掛けた絹は13遺跡から出土した合計21種類の平絹であるが、そのうち17種類が目の詰まったものであり、残り4種類が透目のものであった。目の詰まったものは主として刀劍類や鏡などの金属器に付着していたのに対して、透目のものは全て棺内の人骨に付着していた。このことから弥生時代の九州地方では死者のためにわざわざ目の透いた絹で帷子を製作し、それを使者に着せたか、あるいは屍体を透目絹で覆うなり、包むなりしたものであろう。従来、弥生布の出土はいずれも棺外からのもの、であって棺内から出たのは吉野ケ里遺跡が始めてである。棺内から出る織物の多くが絹であることは、死者に対する礼から、副葬品としては絹が最も相応しいと考えられていたことによる。しかし、吉野ケ里の場合は、棺内へ麻布を入れなければならない特別な事情があったか、吉野ケ里の人々に特有の習俗であったとしか考えられない。弥生時代中期の遺跡から出た6種の平絹のうち、少なくとも立岩遺跡の2種類と肥前国三会村のものとは、その経糸又は緯糸に多少なり撚りが掛かっている。これは中国本土や楽浪産の平絹には殆どみられないことで、向こうの平絹では無撚の織糸を使う。『魏志』において、日本の絹布について書き記してあるが、大麻について、書かれていないことを不思議に感じる。それくらい当時のわが国において、桑が多量に存在して養蚕が盛んに行われ絹布が織られていた事実を物語っていると言える。

と布目氏は、このように述べて、当時の日本に桑が多量に存在して養蚕が盛んであったことを力説している³⁵⁾。『魏志』倭人伝に、麻布の記述がないことに対して、余程、日本は桑が自生していて養蚕が盛んで絹布が織られていたと思われる。

縄文時代には、桑の木やその他の樹種なども森林管理されて森林資源を上手に利用していたことが証明されている。

弥生時代中期の遺跡から出た絹製品の産地とその繊維を産出した蚕の品質系統における繊維断面計測値（平均値）の差の有意性検定から、日本における養蚕の起源と渡来経路を見てみる。

次の表4は、弥生時代遺跡から出た絹製品の産地と、その繊維を産出した蚕の品種系統(推定)を表示したものである³⁶⁾。

表4 弥生時代遺跡から出た絹製品の産地とその繊維を産出した蚕の品質系統(推定)表
「布目順郎『養蚕の起源と古代絹』雄山閣、1979年、18頁」より引用する。

資料	絹製品の産地	その繊維を産出した蚕の品種系統(推定)
立岩遺跡 素環頭刀子柄を巻いた平絹	日本(北九州)	三眠蚕
立岩遺跡 剣柄を巻いた撚糸	中国本土、楽浪、日本(北九州)	四眠蚕または三眠蚕*
立岩遺跡「矛と鉞」に付着の平絹	日本(北九州)	三眠蚕
春日市門田遺跡、剣身を巻いた平絹	日本(北九州)	三眠蚕
春日市門田遺跡、剣柄を巻いた撚糸	中国本土、楽浪、日本(北九州)	三眠蚕または四眠蚕*
須玖岡本遺跡 重国文鏡表面に付着の平絹	日本(北九州)	三眠蚕
須玖岡本遺跡 連弧文清白鏡表面に付着の平絹	日本(北九州)	三眠蚕
須玖岡本遺跡 重圈四乳葉文鏡表面に付着の房糸	楽浪あるいは中国本土(華北)	三眠蚕
肥前南高来郡三会村遺跡、甕棺から出た平絹	日本(北九州)	三眠蚕

上記の表4から、九種の蚕種の中で、六種は北九州原産在来の桑種と山東三眠蚕種であろうと考えられる。

縄文時代の後期ないし晩期に編年される、埼玉県真福寺貝塚付近の水田泥炭層下から、桑の実が発見されているので、古来、日本列島の方々に自生桑が数多くあったと思われる³⁷⁾。

『魏志』において、日本の絹布について書き記してあるが、大麻について書かれていないことを不思議に感じるほど、それくらい当時のわが国において、桑が多量に存在して養蚕が盛んに行われ、絹布が織られていた事実を物語っていると言える。

2. 麻布

『魏志』倭人伝に、倭国の産物として「禾稻・紵麻を植え、養蚕緝績し、細紵・縑緜(けんめん)を出だす」とある。また、弥生前期の下関市綾羅木遺跡から苧麻布がでていいる。

これは、おそらく倭人伝の著者は、紵麻と細紵(細かく織った紵布)のことは知らされていたが、大麻と大麻布のことは知らされていなかったものと思われる³⁸⁾。

縄文草創期の鳥浜貝塚(福井県三方郡三方町)から大麻製の縄、また縄文前期の同貝塚から大麻製織物と大麻種子は、すでに出土しており、中央アジア・西北ヒマラヤ地方を原産地とする大麻(学名、*Cannabis sativa* L.)は、早くから日本へ渡来していた³⁹⁾。

(5) 吉野ケ里遺跡の絹と『魏志』倭人伝にあらわれる絹

吉野ケ里の絹と、倭人伝にあらわれる絹について布目氏は次のように考える。

吉野ケ里遺跡から出土した絹の殆どは透目平絹で、あとの少数は詰目平絹と紗穀風の絹である。一方、『魏志』倭人伝に邪馬台国の産物としての錦、縑、帛、綿などの名が記されている。吉野ケ里 SJ0135 甕棺墓の時代は、邪馬台国の時代よりも約 200 年前であり、SJ1002 甕棺墓のほうはそれよりもさらに 50 年ないし 100 年遡るから、錦はもとより縑もまだ作られるに至っていなかったのかもしれない。錦(=まわた)は養蚕の際に必ずできるものであるから、吉野ケ里の時代にも当然あったと思われる。ただ、問題なのは前記邪馬台国物産の中にみえる帛が何を指しているかである。帛は精練した白い絹のことである。邪馬台国の時代には、当然吉野ケ里遺跡から出たような絹織物もあったはずで、透目の平織りはもとより、吉野ケ里の人々には高級品とされたであろう紗穀風のものもまた、魏人からみれば、ただの帛にし見えなかったではないかと思われる。

氏は、吉野ケ里の絹と『魏志』倭人伝にあらわれる絹について、このような見解を述べている⁴⁰⁾

筆者は吉野ケ里の甕棺墓出土の絹出現は、邪馬台国(2世紀後半～3世紀前半)の250～300年前に遡るとしたら、日本では、それよりもさらに古い時代(紀元前)から、桑と蚕と絹の生産をしていた、という考え方ができると言えるのではないかと考察する。吉野ケ里遺跡から多種の絹が出土し、吉野ケ里の絹は殆どが透目の平絹である。従来、弥生遺跡出土の絹の多くが、目の詰まったものであったことと著しく異なる。吉野ケ里の絹の多くは経が無撚で緯がS撚りのものである。

撚りに関する限り、そのようなものは従来の弥生絹の中にも少なからず存在した。吉野ケ里の透目絹の中に紗穀風の高級品が含まれているように、吉野ケ里の絹は、その織り密度や繊維断面計測値から日本産と思われる。吉野ケ里の絹繊維を生産した蚕は、楽浪系蚕品種(三眠蚕)とみられる。したがって、吉野ケ里のあたりで、そのような種類の蚕を飼育し、絹を織っていたと考えられる。また、このことから、当時吉野ケ里の人々と楽浪の人々との間に交流があり、蚕種の導入も行われたと思われる。しかし、出土の絹の殆どが、透目のものである点において、華中である。このことから、華中との交流もあったと思われる。吉野ケ里の甕棺墓からは麻布も出現たように、これまでは、弥生遺跡の甕棺から麻布が出たことがなかった。麻布の材質は大麻であり、しかも、いたって細密な高級品である。吉野ケ里の織物の出土状態は、金属器に固着していたものが殆どなく、いずれも遊離に近い状態であった点、他の弥生絹の場合と異なる。吉野ケ里の織物の棺内における保存状態は、きわめて良好である。人工的に染められているらしくみえるものがすくなく認められることも、保存がよかったことによるとと思われる。「桑」を源流にして展開する栽桑、養蚕、絹が人々に与えた恩恵は計り知れないと考察する。

(四) 養蚕の歴史

(1) 中国の養蚕起源

中国における養蚕の起源は、1926年に中国山西省の黄河から40kmほどの所にある夏県西陰村の仰韶期遺跡から半個の繭殻が発見された。仰韶期といえは紀元前2500—前2000年の頃で、中国では後期新石器時代にあたる。殷代安陽期(紀元前1200—前1050)の発掘物である甲骨文の中に見られる蚕桑関係文字及び同期の青銅器に貼り付いて出た絹織物が中国最古の蚕糸業を証拠立てるものとして仰韶期における養蚕の存在を示唆することになった。蚕の祖先とみられているも

のがクワコ(学名 Bombyx [Theophila] mandarina Moore)である。

この時期に養蚕が行われたかについて、中国科学院考古研究所の夏鼐(だい)氏は、この繭殻は仰韶期に養蚕があったことの証拠にはならないと言っているが、スウェーデンの考古学者アンダーソン(Johan Gunnar Andersson 1874-1960 地質学者・考古学者。中国政府の鉱政顧問として調査・研究に従い、北京原人を発見)は、1921年に沙鍋屯の仰韶期遺跡から蚕ともみられる黄色の大理石彫像(彩陶文化の遺跡)を発掘し、1960年の春には、山西省芮(ぜい)城県西王村の仰韶晩期に属する遺址から、蛹形陶器(長さ 1.8 cm 径 0.8 cmのもので6環節から成る)が1個出土した。蚕が、卵、幼虫、蛹、蛾と姿を変える変態は神秘そのものであり、古代の人々の目には再生の象徴として映り、その虫は人々に織物原料として美しい生糸を提供する。そればかりでなく、蛹に成ると人々の栄養源ないし活力源となり、病気を引き起こす悪霊から身を護ってくれる。蛹は悪邪を祓ってくれる霊物であるから、人々がその模型を作って是を護符(呪符)として、あるいは死者の再生を願って死者と一緒に埋葬し、人の布団巻きの上に黒く炭化した蚕がおかれていたこともある⁴¹⁾。

中国では甲骨文字の中に見られる、蚕桑関係文字及び同期の青銅器に貼り付いて出た絹織物から、中国最古の蚕糸業を立証しているものとして、仰韶期における養蚕の存在が明らかにされた。

(2) 日本の養蚕起源

養蚕の歴史で古昔より桑は、神格を附与せられていた植物であった。精は精霊、或は神霊の意義に通じる事情を推察する事ができる。既に『淮南子』には、「日至於桑野、是謂晏食」と記して、桑野を以て東方の意味を示している。同書が前漢代に著わされているということは、日本の桑が神秘的な植物としての観念が予想できる。日本において、桑が神秘化した年代を考えるに、このような観念が東洋文化及び中国思想に関連しているものであろう⁴²⁾と推察する。ましてや桑は養蚕と結合して認識されていると考えられる。古来、桑の字は田・農も字と共に熟語を構成しつつ、人類生活上の三必須条件である、衣・食・住の衣にあたりと考えられる。例えば、田桑、農桑などの熟語の内容が、つまり両者ともに食・衣にあるであろうと考えられる⁴³⁾。これが養蚕の経済的価値ないし実用に由来したであろうと考えられる。桑の人工的栽培を意味する桑作の目的は、大量の桑の需要を充たすことにある。大量の桑の供給を必要とするものは、養蚕において外に見えないのであって、桑作の由来を尋ねるにあたり、養蚕関係に触れざるを得ない理由があるといえよう。日本に養蚕の起源として引用されるのは、『古事記』、『日本書紀』等に見える神話である。

『日本書紀』の巻第一、神代上に伊弉諾尊(いざなぎのみこと)の子である月夜見尊(つくよみのみこと)に殺された葦原中国の保食神の死体から種々の穀畜が生じた話が載っている。保食神の頂は牛馬となり、頭の上に粟、眉の上に繭、目の中に稗、腹の中に稲、陰の中に麦と大豆と小豆が生じた。これをみた天熊大神がそれらを採って天照大神に奉ったところ、天照大神は、これらは、民の用に供すべきであると言って粟、稗、麦、豆を陸田種子、稲を水田種子とし、はじめて田畑を作らせ、蚕を口の中に含んでたやすく糸を抽くことができた。この時にはじめて養蚕の道が開かれたという。日本におけるこのような神話は、主として雑穀栽培型焼畑耕作によって特徴づけられる文化複合に属しているらしいとする。この焼畑耕作と文化複合の故郷を、東南アジア大陸北部から華南へかけての地方におき、日本の焼畑耕作文化複合は江南から入ったものとする。

もしそうであれば、その年代は縄文時代の終わり頃の可能性が大きいとされる。この型の神話で蚕や桑を取り入れているのは、日本だけのようである⁴⁴⁾。日本における親蚕とその儀礼につい

ては、天照大神が口裏に繭を含んで糸を吐き出し、神衣を織ったと言う記紀等の記載を皇室親蚕の起源とみることにもできるが、ある程度信用できるのは、『日本書紀』巻十四にある雄略天皇六年に天皇が后妃をして親蚕を行い、以て蚕事を奨励させようとされたことで、これをもって日本の皇室における親蚕行事の始まりとみることができる⁴⁵⁾。以後約300年の間、この種行事についての記録がなく、天平宝字二年(758)に、それらしい行事が行われたことは、『万葉集』にみえる玉箒の歌とその前書、及び正倉院に伝わる子日目利箒(ねのひめとぎのばはき)によって窺える⁴⁶⁾。

『万葉集』巻二十に次の前書と歌がある⁴⁷⁾。

二年春正月三日、侍従豎子王臣等を召して内裏の東屋の垣下に侍わしめ、すなわち玉箒(たまばはき)を賜うて肆宴(とよのあかり)を遊ばせり。時に内相藤原朝臣勅を奉り、諸の王や公卿等、作り得るままに、意に任せて歌を作り并に詩を賦せよと宣ふ。仍て詔旨に応え、各心緒を陳べて歌を作り、詩を賦せり。未だ詩人の賦詩并に作歌を得ざるなり。

初春の初子の今日の玉箒手に執るからにゆらぐ玉の緒

というように、上の一首は、右中弁大伴宿祢家持が作る。但し大蔵の政に依りて奏するに堪えざるなり。当時の帝は孝謙天皇であり、文中の内相藤原朝臣は、当時全盛を極めた藤原仲麿である。

この日家持は、大蔵の政事多忙のために、この歌を作ったのみで奏上する暇が、なかったというのである。現にこの時のものと思われる玉箒二口が、正倉院南倉に保管されており、『正倉院御物図録』には⁴⁸⁾、

子日目利箒 二口ノ一

全長 65.0 糎 把径 3.9 糎

とあるように、手辛鋤と合わせて歳首「子の日」の御儀に使用奉獻のものとする。所謂「めとぎはぎ」と称する灌木の茎を束ね、根本を紫革で包み、金糸を纏いて把となし、梢末に瑠璃玉を貫いたもので、其の目利箒と称するは、材料の「めとぎはぎ」に負うところという。「めとぎはぎ」は、正称「かうやばはき」と名づけ、菊科に属する草木的小灌木で山野に自生し、秋夏の交において紅白色の小花を開くという。

子日目利箒 二口ノ二

全長 65.0 糎 把径 3.7 糎

というように、材料製作等前者と大体同じであるが、彼の把を金糸で纏くに対し、これは玉纏きに作る。玉纏の玉は大方脱落散佚して僅かに一小部分を留めるに過ぎないが、草上に印した玉痕と現存の残片とに徴して、之は吹玉を黄、淡黄、深緑、褐色、黄、淡緑、深緑の暈縹に貫いた緒で把上十五段巻にしたものであった事が知られる。

つまり、正倉院南倉に蔵される二口の子日目利箒は、その机覆帯及び机覆に暈縹されている日付より推して、前記の万葉集にある玉箒の同類で、同じ日に天皇が儀式に用いたものとみられ、女帝であるが故に、皇后が行われるはずの儀式を天皇が躬ら行なわれたのである⁴⁹⁾。

この二口の子日目利箒は、同じく南倉に蔵される二口の子日手辛鋤と合わせて歳首「子の日」に行なわれる親耕親蚕礼の御用に供されたに違いない。というのは上記の二口の手辛鋤の柄の鐸元近くには、共に東大寺子日献天平宝字二年正月の墨書が存り、その机覆帯の一端には「子日手辛机覆帯 天平宝字二年正月」、また子日手辛鋤机覆帯のほうには「子日手辛鋤覆帯 天平宝字二年正月」、と墨書きされているからである⁵⁰⁾。

またすでに、『日本書紀』の継体天皇元年三月戊辰の詔に⁵¹⁾、

朕れ聞く、士当年に耕さざること有れば、即ち天下其の飢を受くこと或衣らん、女当年に績まざること有れば、天下の寒を受くこと或らん。故に帝王躬ら耕して農業を励め、后妃親ら蚕いて桑序を勉めたまう。況や厥の百寮より萬族に至るまで農績を廃め棄てて殷富に至らむや。有司普く天下に告げて、朕が懐を識らしめよ。

と仰せられていることは、「一農耕さざれば民これが為に飢うことあらん。一女尾織らざれば民これが為に寒ゆることあらん。（『管子』軽重13）

又は、婦人当年に織らざれば天下その寒を受く者有り。故に身自ら耕し、妻親ら織り、以て天下の先と為る。（『淮南子』齊俗訓）

とみられることから、『日本書紀』の継体天皇の詔は、『管子』、『淮南子』に依ったもの⁵²⁾とみられる。上の正月初子の儀式もまた中国における親耕親蚕の礼に倣ったものと考えられる。

中国の籍田親耕が概して正月亥の日に行なわれることが多く、(唐代の場合は正月の亥又は子の日に多く行なわれている)、親蚕のほうは三月の巳の日と決められており、また、明治以降続けられてきた親耕親蚕は、田植、養蚕の時期に行なわれるものに対し、天平宝字二年(758)の親耕親蚕儀式がもとに正月初子の日に執り行なわれたということは、正月は年の初めの月であり、子が十二支の最初のものであるところから、正月のしかも初めての子の日を選んで、当年の農桑が豊作であるようにとの祈願を農桑の神に捧げるためであった。初子の儀式に参列した人々に玉箸を賜ったのは、その時の引出物としてであった⁵³⁾。

平安末期から少なくとも鎌倉初期の頃までは、皇室の親蚕儀礼が継続していたと思われ、親蚕とその儀礼の記録は、室町以降明治の初めに至るまで、全く表れてこないが、安政6年(1859)、海外との通商貿易が行われるようになり、外国品の輸入に対して国産品の輸出の必要が生じてきた。そこで、日本古来の蚕糸業を将来富国の政策として、斯業奨励の意図をもって皇后自ら養蚕を行い、その範を国民に示そうとなされた⁵⁴⁾。それは明治四年(1871)のことである。

時の皇后(後の昭憲皇太后)は渋沢栄一子爵を召して、岩鼻県佐位郡(群馬県佐波郡)島村の郷長田島武平を世話役として推薦し、同年二月三十日、宮内庁より岩鼻県への御達しがあった⁵⁵⁾。

その後、始めと終りを明確にする意味で、大正六年(1917)の春から掃立式と報告祭が行われるようになったが、昭和三年(1928)以降は掃立式が「御養蚕初の儀」、報告祭が「御養蚕納の儀」と改称された⁵⁶⁾。この二儀は、大正六年に紅葉山御養蚕所の右手に新設された御殿においておこなわれたが、その御殿の中央上段の間の御床に、「和久産巢日神、大宜都比売神」の二柱の御神を請し、一對の花筒(青竹で作し、桑枝を挿す)その他種々の供物を饌し奉る。

この二儀は中国での先蚕祭祀に相当する。しかし、祭神は中国のそれとは異なり、記紀その他の古書に蚕虫化生の神として登場する日本独自の二神である。この二儀において皇后は、神前に進んで親しく御拝される⁵⁷⁾。

現在養蚕を行っている国は、世界で三十カ国に及ぶが、その中で親蚕とその儀式を行っている国は、おそらく日本だけであろう⁵⁸⁾。日本におけるこの行事は、斯業奨励ならびに垂範という本来の主旨もさることながら、その時の繭で製した絹は、日本を訪問した外国の元首や貴賓に土産として贈られる。このことは、国際親善の上に少なからぬ役割を果たしているのであって、中国において永年執り行われた親蚕による産絹が、専ら郊廟の服に供せられたのとは異なる意義を持

ち、貞明皇后(大正天皇の皇后)が、養蚕を通じて蚕への思いと豊国造りの礎を築こうとする、神意のこめられた行事の伝承に対する御心がしのばれる。

雄略天皇六年(468)に后妃をして親蚕行事を行い、蚕事を奨励した行為が親蚕の始めとして、この思いと行いが養蚕をもって日本の経済復興の基となり、歴代皇后の毎年恒例の儀式となり、日本伝統文化の嚆矢の礎を築いたものと考察する。

(3) 飛鳥・奈良時代の養蚕分布(寧楽遺文から調庸関係繊維製品名)

布目順郎氏は、飛鳥・奈良時代の養蚕分布の状態をみるために『寧楽遺文 下巻』783~786頁に記されている「調庸綾絶布墨書」を抜粋し、奈良時代にその地方で養蚕業が明らかに行われたことを示すものを取り上げて図表化した⁽⁵⁹⁾。それを参照して引用したものが次の表5である。

調庸繊維製品名の項目は、番号・年月日・国郡名・現物納租税・出典として分類して表示した。出典については、参考に註をつけ、さらに概略を述べた。

表5 「布目順郎『養蚕の起源と古代絹』雄山閣、1979年1月、88-92頁」より引用する。

番号	年月日(西暦年)	国郡名	現物納租税	出典
1	大宝3(703)・5	紀伊国奈我郡、同国名草郡	布・糸	続日本紀3 ¹⁾
2	和銅2(709)・5	美濃国	絶	続日本紀4 ¹⁾
3	和銅5(712)・5	伊勢、尾張、参河、駿河、伊豆、近江、越前、丹波、但馬、因幡、伯耆、出雲、播磨、備前、備中、備後、安芸、紀伊、阿波、伊予、讃岐、の各国	錦・綾	続日本紀5 ¹⁾
4	和銅6(713)・5及び同7(714)・1	相模、常陸、上野、武蔵、下野、の各国	布・絶	続日本紀6 ¹⁾
5	和銅7(714)・2	上総国	細布	〃
6	〃	出羽国	養蚕	〃
7	和銅7(714)・4	安芸、遠江の両国	糸	〃
8	養老元(717)・5	上総、信濃の両国	絶	続日本紀7 ¹⁾
9	養老2(718)・	美濃国	絶	令義解3(賦役令第10) ²⁾
10	〃	安芸国	木綿	同上
11	養老3(719)	美濃国	狭絶	続日本紀8 ¹⁾
12	養老5(721)	常陸国	紡蚕・植桑種麻	常陸国風土記 ³⁾
13	〃	常陸国久慈郡	絶	常陸国風土記(久慈郡) ³⁾
14	神亀5(728)・4	美作国大庭郡、同国真嶋郡	綿	続日本紀10 ¹⁾
15	天平2(730)・12・20	大和国添上郡	布	古文1、411 ⁴⁾
16	天平3(731)・2・26	越前国江沼郡	絶・糸	〃 436 ⁵⁾
17	天平5(733)・2・30	出雲国嶋根郡蜈蚣嶋	桑・麻	出雲国風土記(嶋根郡) ⁵⁾
18	〃	出雲国秋鹿郡恵曇浜	桑・麻	〃 (秋鹿郡) ⁵⁾
19	〃	出雲国出雲郡大川の西辺	桑・麻	〃 (出雲郡) ⁵⁾

20	天平 5(733)・3・6	越前国	錦・綾・羅・糸	古文 1、466 ⁴⁾
21	天平 6(734)・12・24	尾張国	錦・綾・絹・綿・糸・紫糸	〃 609~613 ⁴⁾
22	天平 6(734)	尾張国	交易苧・着苧	遺文上、217 ⁶⁾
23	天平 8(736)・5	常陸国	曝布	続日本紀 12 ¹⁾
24	〃	上総国	望陀細果貨	〃
25	〃	安房国	細布	〃
26	天平 9(737)	長門国	綿	古文 2、39 ⁴⁾
27	〃	但馬国	緋絶・綿・糸・布	〃 58~59 ⁴⁾
28	〃	但馬国朝来郡粟鹿、同郡押坂、同国養父郡養父、同国出石郡出石	神戸調絶	〃 65 ⁴⁾
29	天平 10(738)・2・18	駿河国	布・組糸・錦絶・緋絶・織糸・綿	〃 68~69 ⁴⁾
30	天平 10(738)	駿河国	糸・縫糸・交易絶・布	〃 118~119 ⁴⁾
31	〃	駿河国	綾・羅・布・糸	〃 116 ⁴⁾
32	〃	周防国	糸・錦・絶・布・苧	〃 140 ⁴⁾
33	天平 11(739)	伊豆国	生絶・糸・布	〃 193 ⁴⁾
34	天平 12(740)	美濃国	絶	続日本紀 13 ¹⁾
35	天平 18(746)・10	日向国	養蚕	続日本紀 16 ¹⁾
36	天平勝宝 6(754)・10・21	越中国射水郡川口郷	白牒綿	古文(家)第 18 の 2、554号 ⁴⁾
37	天平宝字元(757)8	駿河国益頭郡	蚕児	続日本紀 20 ¹⁾
38	天平宝字 2(758)7・3	筑紫国	綿	古文 13、246 ⁴⁾
39	天平宝字 2(758)・9・8	参河国	白絶	古文 14、54 ⁴⁾
40	〃	石見国	綿	〃
41	天平宝字 2(758)・9	美濃国	絶	古文 14、185 ⁴⁾
42	天平宝字 2(758)・10・20 及び同年 11・7	近江国	絶	〃 201、236 ⁴⁾
43	〃	上総国	細布	〃
44	天平宝字 3(759)・2	美濃国	絶	続日本紀 22 ¹⁾
45	天平宝字 3(759)・5・9	越前国	絶	古文 4 364 ⁴⁾
46	天平宝字 3(759)・11・14	越中国射水郡須加村	桑田	古文 4 380 及び古文(家)第 18 の 2、541 ⁴⁾
47	天平宝字 3(759)	近江国神崎郡、播磨国赤穂郡、因幡国多気郡、但馬国養父郡、讃岐国那珂郡の各国郡	絶	古文 16、299 ⁴⁾

48	〃	備中国	長絹	〃 3005 ⁴⁾
49	〃	美濃国	絹	〃
50	天平宝字 4(760)	参河国	白絶	古文 4、459-461 ⁴⁾
51	〃	土佐国	帛絶	〃 459 ⁴⁾
52	〃	近江、播磨、安芸、讃岐、丹波、遠江、越前、下野、美濃の各国		〃 460-462 ⁴⁾
53	〃	但馬、因幡の両国	絶・綿	〃 460、461 ⁴⁾
54	〃	備中国	長絹・絶	〃 460、462 ⁴⁾
55	〃	常陸国	絶・布	〃 462~471 ⁴⁾
59	〃	美作、伊勢、但馬国養父郡、因幡国多気郡、伊予、伊賀の各国郡	糸	〃 463~465 ⁴⁾
57	〃	筑紫、越中、豊後、肥後、石見、因幡国多気郡、但馬国養父郡	綿	〃 456~467 ⁴⁾
58	〃	相模国	資布	〃 469 ⁴⁾
59	〃	陸奥、上総、下総の各国	布	〃 468、469 ⁴⁾
60	天平宝字 5(761)	参河国	白絶	古文 25 308 ⁴⁾
61	〃	土佐国	帛絶	〃
62	〃	讃岐、備中、安芸、丹波、但馬、因幡、遠江、越前、下野、美濃、常陸の各国	絶	〃 308~310 ⁴⁾
63	〃	備中国	長絹	〃 310 ⁴⁾
64	〃	伊予、伊賀の両国	糸	〃 313 ⁴⁾
65	〃	筑紫、越中、石見、因幡、同国気多郡、但馬、同国養父の各国郡	綿	〃 313~315 ⁴⁾
66	〃	上総、陸奥、常陸の各国	布	〃 317 ⁴⁾
67	〃	相模国	資布	〃
68	天平宝字 6(762)・3・21	丹波国	絶	古文 5、145 ⁴⁾
69	〃	信濃、武蔵の両国	布	〃
70	天平神護元(765)・10	河内国	絹	続日本紀 26 ¹⁾
71	天平神護 2(766)・6	日向、大隅、薩摩の各国	桑・麻	続日本紀 27 ¹⁾
72	天平神護 2(766)・10・10	越前国足羽郡鳴郡	桑原	古文(家)第 18 の 2、523号 ⁴⁾
73	神護景雲 2(768)・3	長門国豊浦郡、同国厚狹郡	養蚕・綿	続日本紀 29 ¹⁾
74	神護景 3(769)・3	(太宰府)	綿	〃
75	宝亀 6(775)	日向、薩摩の両国	桑・麻	続日本紀 33 ¹⁾

備考：出典に古文とあるのは大日本古文書、古文(家)とあるのは大日本古文書家わけ文書の略で、以下ようになる。

- 1) 『続日本紀』 卷 3～8、10、12、13、16、20、22、26、27、29、33(新訂増補国史大系本)
 - 2) 『令義解』 卷 3、賦役令 10(新訂増補国史大系本)
 - 3) 『常盤国風土記』 久慈郡(物集高見編『新註皇学叢書』 卷 1、1929 年)
 - 4) 『大日本古文書』 東京大学史料編纂所 卷 1、2、4、5、13、14、16、25、家わけ 18(2)
 - 5) 『出雲国風土記』
 - 6) 『寧楽遺文』
6. 出羽国にはじめて養蚕が行われたことの記載である。和銅 7(714)・2 とある。
13. 風土記は養老 5 年後の作と推定されているが、ここには一応養老 5 年としておく。
- 17.18.19. 本 3 項にあらわれている桑と麻は「桑麻豊富なり」「桑麻掩覆す」「五穀桑麻あり」等の字句で示されており、野生と栽培の区別が明らかでないにしても、おそらく養蚕及び麻糸紡績に利用されたものであろう。
20. 錦綾、綾機、羅機及びそれらの料糸として記されている。
21. 錦生、織錦、綾生、織綾、綾綜、「錦の料としての紫糸」等として記されている。
22. 「着苧一条 長三丈五尺 広一尺七寸」として記されているもので、着苧が果たして織物の一種であったか否かは不明。
35. 風雨のために養蚕が損傷したので調庸を免じられたことの記載。
36. 白牒綿はまわたであったと想定される。延喜主計式⁸⁾にも同国の調として「白疊綿二百帖」の字句が見える。白牒綿と白疊綿は同じものを指すと思われる。
37. 「蚕児字を成す」の字句であらわれているが、同じ文中に「蚕産みて字を成す」「神虫をして字を作らしむ」等の字句もみられる。これらは、蚕蛾をして文学の形に卵をうみつけさせたことをいったものと思われる。
38. 大宝元年(701)はじめて西海道を置き、筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向の 7 個となされたが、それ以前は筑前、筑後の 2 個を筑紫と称した。本項及び 57、65 の各項はいずれも、大宝以後のことであるから、これらの項において特に筑紫国の名を用いてあるのは、言い習わしによったものか、あるいは筑紫錦の名によったものであろう。
46. 「桑田六段二百八十歩」として記されているもので、11 年以後の天平勝宝元年に占定し野地を開墾して出来たもの。したがって栽培桑園とみられる。
70. 御服を織る絹の戸を停められたことの記載であるが、これは『令集解』の職員令、織部司の注に「古記云。別記云。」として「河内国広絹織人等三百五十戸」に該当すると思われる。
72. 田の灌漑用溝を掘った為に桑原 120 歩を損じたことの記載であるが、これもおそらく栽培桑であっただろう。表中に見える名称の綿は「まわた」、糸は「きいと」、苧は「からむし」、木綿は「ゆう」すなわち穀や楮の木の皮からとった繊維又はそれで作った織物を指すものであることは言うまでもない。
75. 風や雨によって桑や麻が尽損じたので調庸を免じられたことの記載であるが、おそらく栽培された桑や麻であったと思われる。記載しなかったものに東繩(あずまきぬ)、東木綿(あずまゆう)、望陁布(もうだふ)等がある。東は東国即ち関東地方を指し、また望陁布は上総国の特産と

考えられる。

以上のことから、第二章日本における「桑」と日本桑「ヤマグワ」(食用歴・実用歴)の考察において、「扶桑」という語源は『山海経』が初出である。既に淮南子には、「日至於桑野、是謂晏食」と記して、桑野を以て東方の意味を示しているように古来から、日本「桑」植生の存在したことの証明がなされていると考察する。しかも、縄文時代の遺跡から桑の実が多量に出土していることから、果実酒か薬用か議論されている。このように、「桑」からは、食用の事実が確認され、縄文時代において「桑」は、重要な食物であったと考察する。

そして縄文時代の関東地方における「ヤマグワ」の実用的な用途は、自然材利用としては土木材として、木道の杭列を構築から水に強い木材の資源利用がされていた。下宅部遺跡では加工材等で利用され食料採集の、こん棒など生活に必要な弓等に使われた。寿能泥炭層遺跡では、杭列に利用されていた。赤山陣屋跡遺跡では、土木材、土木材等に利用され、寺野東遺跡では、土木材に利用されていた。お伊勢山遺跡では、自然木の枝、幹材が利用されていた。弥生移行期に、堅果実や「ヤマグワ」やブドウ糖などのベリー類が集中的に出土している。

弥生時代の吉野ヶ里遺跡からの出土の絹は家蚕である。華中系の四眠蚕は弥生時代中期初頭、中期前半で、楽浪系の三眠蚕は弥生時代中期後半、後期初期の甕棺からの出土で、中国漢代に絹と織り密度や繊維断面計測値を比較してみるとから顕著な違いが認められ、日本製の絹であることが考えられる。他の弥生時代の遺跡には見られない繊細優美な透目絹が存在し、吉野ヶ里遺跡の絹は歴代の皇后の親蚕の儀式が恒例となって、日本の伝統文化の礎を築いたと考えられる。

古来から、日本に「桑」の植生が存在し、縄文時代には森林資源の利用管理がなされていた。

飛鳥・奈良時代の日本において、「調庸綾絶布墨書」に記されているように、その地方で蚕糸業(及び他の繊維業)が、明らかに行われていたことを示すもので極めて重要であると考えられる。

これらの史実から、栽桑が活発に行われていたことを示すものと思われ、日本の「桑」の自生は食用、実用に充分耐え得る樹木であったと言える。

尚、章末に【附録】として、大野俊一「古事記及び日本書紀に現れたる樹木に就いて」(『林学会雑誌』、第十六卷、第四号、昭和8年(1933))より引用し「クワ」の記述が見られるため〔参考〕史料として添付した。

〔註〕

第二章

第一節

(一)

- 1) 平田篤胤全集刊行会『新修 平田篤胤全集 第八卷 大扶桑国考』(平文社、1976年)。
- 2) 葛継勇「扶桑について—祢軍墓誌の日本に寄せて(二)—」(早稲田大学総合研究機構、日本古典籍研究所編『早稲田大学総合研究所年報』(6)、2013年3月、18-32頁)。

(二)

- 3) 南澤吉三郎『栽桑学—基礎と応用』(鳴鳳社出版、1984年12月、149頁)。
- 4) 前掲3) 149頁。
- 5) 前掲3) 150頁。
- 6) 前掲3) 151頁。
- 7) 前掲3) 151頁。

(三)

- 8) 前掲3) 155-157頁。

第二節

(一)

- 1) 『植物化石』大型化石一覧、尾上の作成、(塩原化石教育プロジェクト、1989年)。
「木の葉化石園」の解説による(日本博物館協会 日本全国科学博物館協議会会員)。
「塩原化石教育プロジェクト」のスタッフ：相葉博明(管理人・慶應義塾幼稚舎)専門(植物化石、昆虫化石、理科教育)・柊礼士(慶應義塾幼稚舎)専門(化石全般、理科教育)・齋藤裕一郎(慶應義塾幼稚舎)専門(理科教育)・馬場友希(農業環境技術研究所)専門(植物化石、理科教育)・堀内順治(東京学芸大学附属国際中等教育学校)専門(植物化石、理科教育)・宮橋裕司(慶應義塾志木高等学校)専門(植物化石、理科教育)・斉木健一(千葉県立中央博物館)専門(植物化石)・新和宏(千葉県立中央博物館)専門(化石全般)・山内健生(兵庫県立大学)専門(現生昆虫)・山 迫淳介(東京大学大学院)専門(現生昆虫)・林成多(ホザキグリーン財団)専門(昆虫化石、現生昆虫)・森勇一(金城学院大学薬学部)専門(昆虫化石)・須黒達巳(慶應義塾幼稚舎) 専門(クモ、現生昆虫)。

- 2) 前掲1)。

(二)

- 3) 石田糸絵・工藤雄一郎・百原新、「解説 日本の遺跡出土大型植物遺体データベース」(『植生史研究』、第24巻、第1号、2016年3月、18-24頁)。
- 4) 那須孝悌・伊東徳治・渡辺正己「『植物化石からみた古環境—石川河床の大阪層群産植物化石(種実化石)富田林の足跡化石』—100万年前の自然を復元する」(大阪市立自然博物館編、富田林市石川化石発掘調査団、1994年3月、103-128頁)。
- 5) パリノ・サーヴェイ「妙正寺川 No.1 遺跡—多目的遊水地事業に伴う緊急発掘調査報告書(自然科学分析)」(『植物化石—種子分析』東京都新宿区教育委員会、1987年、58-61頁、図版20-22頁)。

- 6) 百原新(千葉大学大学院園芸学研究科)「御幣川河床亀山層から産出した大型植物化石」(『御幣川ゾウ足跡化石発掘調査報告書(Ⅰ)』三重県立博物館、2010年、33-34頁)。
- (三)
- 7) 日本の遺跡出土大型植物遺体データベース 77件/1000 (2022年6月17日での検索から)。
- 8) 前掲7)。

第三節

(一)

- 1) 齊藤慶吏「文化広報誌」(『文化庁文化財第二課埋蔵文化財部門』、2021年、21-28頁)。
- 2) 『特別史跡指定記念 縄文文化の扉を開く - 三内丸山遺跡から縄文列島へ』(青森県教育委員会、2001年5月30日)。
- 3) 「青森県埋蔵文化財調査報告書 第588集『三内丸山遺跡44 総括報告書 第1分冊』」(青森県教育委員会、2017年3月)。
- 4) 前掲3) 185頁。
- 5) 辻圭子・辻誠一郎・南木睦彦「青森県三内丸山遺跡の縄文時代前期から中期の種実遺体植物利用」(『植生史研究』、特別第2号、2006年11月、101-120頁)。
- 6) 前掲3) 185頁。
- 7) 前掲3) 185-186頁。
- 8) 南木睦彦・辻誠一郎・住田雅和「三内丸山遺跡 第6鉄塔 地区V I a、V I b周辺から産出した大型植物遺体(化石)三内丸山遺跡IX 第二分冊」(青森県教育庁文化課、1998年、35-51頁)。
- 9) 吉川昌伸・辻誠一郎「三内丸山遺跡第6鉄塔スタンダード・コラムの花粉化石群」「三内丸山遺跡IX - 第6鉄塔地区調査報告書2(第2分冊)」(『青森県埋蔵文化財調査報告書』、第249集、青森教育委員会編、1998年3月、11-14頁)。
- 10) 前掲8)。
- 11) 前掲8)。
- 12) 羽生淳子・佐藤洋一郎「三内丸山遺跡第6次調査地点北壁から採取した土壌サンプルの分析結果(中間報告)」(『三内丸山遺跡年報』、2008年11月)。
- 13) 前掲3)。
- 14) 前掲5)。

(二)

- 15) 住田雅和・五十嵐一治・辻誠一郎・南木睦彦「池内遺跡 - 国道103道路改良事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告IX 遺物・資料篇」、「第8章 池内遺跡の自然科学的分析第1節 ST639谷の第IV層・第V層から出土した動・植物遺体について」(『秋田県文化財調査報告書第282集』秋田県教育委員会、1993年3月、703-712頁)。

第四節

(一)

- 1) 特別史跡指定記念『縄文文化の扉を開く - 三内丸山遺跡から縄文列島へ -』(国立民族博物館・青森県教育委員会、2001年3月)。

- 2) 「青森県埋蔵文化財調査報告書第 588 集」、『三内丸山遺跡 44 総括報告書 第 1 分冊』(青森県教育委員会、2017 年 3 月)。
- 3) 辻圭子・辻誠一郎・南木睦彦「青森県三内丸山遺跡の縄文時代前期から中期の種実遺体」(『植生史研究』特別第 2 号、2006 年 11 月、101-120 頁)。
- 4) 辻誠一郎「縄文時代における果実酒の酒造の可能性」(『酒史研究』22、2005 年 10 月、21-28 頁)。
- 5) 渡辺誠『増補 縄文時代の植物食』(雄山閣、1984 年 1 月、338 頁)。
- 6) 鈴木三男・能城修一「縄文時代の森林植生の復元と木材資源の利用」(『第四紀研究』36(5)、1997 年 12 月、336 頁)。
- 7) 酒詰仲男「日本原始農業試論」(『考古学雑誌』42、1957 年 3 月、87-98 頁)。
- 8) 能城修一・佐々木由香「遺跡出土植物遺体からみた縄文時代の森林資源利用」(『国立歴史民俗博物館研究報告』187 集、2014 年 7 月、15 頁)。

(二)

- 9) 前掲 8) 15 頁。
- 10) 前掲 8) 18 頁。
- 11) 前掲 8) 20 頁。
- 12) 工藤雄一郎・佐々木由香・坂本稔・小林謙一・松崎浩之「東京都下宅部遺跡から出土し縄文時代後半期の植物利用に関連する遺構・遺物の年代学的研究」(『植生史研究』15、2007 年 7 月、5-17 頁)。
- 13) 前掲 8) 20 頁。
- 14) 前掲 8) 20 頁。
- 15) 前掲 8) 21 頁。
- 16) 前掲 8) 21-25 頁。
- 17) 前掲 8) 25 頁。
- 18) 前掲 8) 31-33 頁。
- 19) 前掲 8) 40 頁。
- 20) 佐々木由香「植物考古学からみた縄文・弥生移行期」(『かながわの遺跡展、特別講演第 1 回』、明治大学黒曜石研究センター、2019 年 12 月)。
- 21) 前掲 8) 30 頁。
- 22) 能城修一・佐々木由香「東京都東村山市下宅部遺跡の出土木材からみた関東地方の縄文時代後・晩期の木材資源利用」(『植生史研究』、第 15 巻、第 1 号、2007 年 7 月、31-32 頁)。

(三)

- 23) 堀田禎吉「農学大系」(『桑編、作物部門』、1951 年、7 頁)。
- 24) 堀田禎吉「北九州におけるクワの分布」(『京都工芸繊維大学繊維学部学術報告』、2 巻 3 号、1959 年、334-341 頁)。
- 25) 石原道博訳『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝 中国正史日本伝(1)』(岩波書店、1994 年 4 月、81 頁)。

- 26) 末永雅雄・小林行雄・藤岡謙二郎「大和唐古弥生式遺跡の研究」(『京都大学文学部考古学研究報告』16、1943年3月、178頁)。
- 27) 岡崎敬『コメを中心としてみた日本と大陸—考古学的調査の現段階—』(学生社、『古代史講座13』、1966年10月、208頁)。
- 28) 鎌木義正編「日本の考古学Ⅱ 縄文時代」(乙益重隆執筆)(1965年、250-267頁)。
- 29) 布目順郎『養蚕の起源と古代絹』(雄山閣、1979年1月、20頁)。
- 30) 前掲26) 178頁。
- 31) 寺崎宗俊・田中善郎「『吉野ヶ里遺跡と邪馬台国』、『吉野ヶ里発掘』特別増刊 歴史と旅」(秋田書店、1989年7月、82-91頁)。
- 32) 佐賀県教育委員会『吉野ヶ里 本文編(全2冊セット)』(吉川弘文館、佐賀県文化財調査報告書、第113集、1994年5月)。
- 33) 七田忠昭「特集 原始・古代の出土繊維」(『季刊 考古学』第91号、佐賀県教育委員会、2005年4月)。
- 34) 前掲32) 511頁。
- 35) 前掲32) 506頁。
- 36) 前掲29) 18頁。
- 37) 長谷部言人『日本民族の成立 原始時代の項』(新日本講座シリーズ、中央公論社、1949年、43頁)。
- 38) 前掲32) 500頁。
- 39) 笠原安夫「鳥浜貝塚 1983年度調査報告・研究の成果—縄文前期を主とする低湿地遺跡の調査4—」「鳥浜貝塚(第6、7次発掘)のアサ種実の同定について、付：80R2・3区ベルト出土のゴボウ、リョクトウ、ツルマメ、キハダなどの同定」(鳥浜貝塚研究グループ編『鳥浜貝塚4』、若狭歴史民俗資料館、1984年9月、80-90頁)。
- 40) 前掲32) 518頁。
- (四)
- 41) 布目順郎『養蚕の起源と古代絹』(雄山閣、1979年1月、164頁)。
- 42) 鑄方貞亮『日本古代桑作史』(大八洲出版、1948年10月、2頁)。
- 43) 前掲42) 3頁。
- 44) 前掲41) 28頁。
- 45) 前掲41) 156頁。
- 46) 前掲41) 156頁。
- 47) 前掲41) 156頁。
- 48) 帝室博物館『正倉院御物図録』14輯、1942年。
- 49) 前掲41) 158頁。
- 50) 前掲41) 158頁。
- 51) 前掲41) 158頁。
- 52) 前掲41) 158頁。
- 53) 前掲41) 159頁。

- 54) 前掲 41) 161 頁。
- 55) 前掲 41) 161 頁。
- 56) 前掲 41) 162 頁。
- 57) 前掲 41) 162 頁。
- 58) 前掲 41) 162 頁。
- 59) 竹内理三『寧楽遺文 下巻』(東京堂、1962 年 11 月、783-786 頁)。

【附録】 大野俊一「古事記及び日本書紀に現れたる樹木に就いて」(『林学会雑誌』、第十六卷、第四号、昭和8年(1933)十月十六日受理) 大野俊一」より引用する。(下線は筆者付す)

其一 神代

記、紀に現れたる神代の樹木中林業上有用なるものは、クスノキ、クワ、メダケ、ヤダケ、ウハミヅサクラ、サカキ、カジノキ、カウゾ、ヒノキ、スギ、マツ、カヤ、マキ、ムクノキ、カツラ、ヤマウルシ等にして、其の内記に現はれざるもの、カヤ、マキの二種、紀に現はれざるもの、ウハミヅサクラ、ムクノキの二種なり。最初に現はれしものをクスノキとす。イザナギの尊とイザナミの尊がオノコロ島に於て八口殿を見立て、茲に於てクス船を生みたまふとあり。紀ぬは此の船で蛭兒を載せて順風に放ち棄てたまふとあり、當時はクスノキ船が水上交通上重要な役割を演ぜしを知るに足る。又ワカムスビの神の頭らの上に蚕とクハと生りあり。

其二 神武天皇より清寧天皇まで

神武天皇御即位前六年より清寧天皇(紀元 1114 年)に至る間に記載せらるる樹種は可成の多数なるも、紀になく記にあるものはツクバネガシ、アヲツヅラフヂ、サネカツラ、フヂ、シヤシャンポ、ニワトコ、ビハウなり。而して記になく紀にあるものはシヒノキ、クハ、ツタ、ヤマサクラ、ヒヒラギ、シラカシなり。而して記は清寧天皇以降推古天皇の御世までも記すべき樹木なし。紀は尚ほ持統天皇までの古史あり、清寧天皇以降持統天皇まで約二百十餘年中に新に記載せられしもの次の九種、エノキ、ヌルデ、ヤナギ、スモモ、イヌザンセウ、ゲンカウ、センダン、クチナシ、ナシなり。然もゲンカウ、センダンは佛教の伝来に伴ひ恐らく印度産の品が輸入せられしものならん故、此の二種を除けば自生樹木は僅かに七種に過ぎざれば、平均三十年間に一種が記載されしこととなる。以下大量に現はれたる重要樹木の概要を述べん。

持統天皇 注意すべきはクハ、カラムシ、ナシ、クリ、カブラ等の草木を勧殖せられしことなり。

【古名.和名及び学名表】

牟久木	ムクノキ	ムクノキ	ニレ	<i>Aphananthe aspera</i> Plance
桑、愚破	<u>クハ</u>	ヤマグワ	クハ	<i>Morus bombycis</i> Koidz.
支子	クチナシ	クチナシ	アカニカ	<i>Gardenia anbusta</i> Merr.
具利、具理、愚利、栗	クリ	クリ	ブナ	<i>Castanes crenata</i> Sieb et Znce.
歴木	クヌギ	カシ	ブナ	<i>Quercus acutissima</i> Carr.
久麻加志、隠白梅	ツクバガシ	カシ	ブナ	<i>Quercus paucidentata</i> Franch.
楠、□樟、樟木、樟	クハノキ	クハノキ	クハノキ	<i>Cinnamomum Camphora</i> Sieb.

【出現順序表】

神代	クスノキ、 <u>クハ</u> 、(オノコロ島)。エビヅル、モモ(イツモ)。タチバナ(ツクシ)。メダケ、ヤダケ、ウハミヅサクラ、サカキ、カヂノキ、カウゾ、テイカカツラ、ササ(タカマノハラ)。ヒノキ、スギ、マツ、カヤ(イツモ)。 <u>クハ</u> 、スギ、ヒノキ、マキ、クスノキ(オホヤシマ国)、ムクノキ、カウゾ、カヂノキ、メダケ(イツモ)、ヤマウルシ(タカマノハラ)。カツラ、(アシハラのナカツ国)。メダケ(ヒムカ国)。メダケ(ヒムカ)。カツラ(ツクシ)。
神武天皇	シヒノキ(薩摩)。マキ、サカキ(大和)。
垂仁天皇	スギ(尾張)。ツクバネガシ(大和)。ビラウ(出雲)。ミカン(常世国)。カシ(大和)。
景行天皇	メダケ(大和)。メダケ(美濃)、サカキ(豊前)。ツバキ、カシハ(豊後)。イチキガシ、アオツヅラフヂ(出雲)。ヒヒラギ(大和)。マツ(伊勢)。シラカシ(大和)、クヌギ(筑後)。 <u>クハ</u> (東海道地方)。ヤダケ(伊勢)。
仲哀天皇	サカキ、マキ(筑前)。
神功皇后	タチバナ(筑前)。クヌギ(摂津)。マツ、ケヤキ(山城)。クリ(近江)。
応神天皇	クヌギ、クリ(山城)、オホタニワタリ(紀伊)。タチバナ、カシハ、クリ(大和)。サネカツラ、ヨグソミネバリ、マユミ(山城)。フヂ、メダケ(但馬)。
仁徳天皇	ビラウ(紀伊)。シャンシャンンポ、ツバキ(山城)。ツタ、 <u>クハ</u> (淀川沿岸)。ケヤキ、カシハ、マツ(摂津)。
履中天皇	ヤマサクラ(大和)
允恭天皇	クヌギ、ササ、ニハトコ、ケヤキ、ヨグソミネバリ(大和)
雄略天皇	ハンノキ(河内)。ハンノキ、 <u>クハ</u> (大和)。 <u>クハ</u> (各地)。ヒノキ、ツバキ(大和)。
清寧天皇	メダケ(播磨)。
顕宗天皇	ヤナギ(播磨)。スギ(大和)。
推古天皇	モモ、スモモ(大和)。
皇極天皇	タチバナ、イヌザンセウ(東海近畿地方)。
孝徳天皇	メダケ(薩摩)。
天智天皇	<u>クハ</u> (百済)。ヂンカウ、センダン(印度)。
天武天皇	モモ、スモモ(摂津)。クチナシ(大隅)。シロツバキ、ヤダケ(大和)。
持統天皇	ナシ、クリ(各地)。

【樹種分布表】(*印は神代に現れたもの)

和泉	クスノキ、メダケ。
出雲	イチキガシ、カデノキ*、カウゾ*、カヤ*、ムクノキ*、マツ*、エビヅル*、アヲツヅラフヂ、メダケ*、ビラウ、ヒノキ*、モモ*、スギ*。
伊勢	マツ、ヤダケ。
印度	ヂンカウ、センダン。
播磨	ヤナギ、メダケ。
常世国	ミカン。
筑後	クヌギ。
筑前	カツラ*、タチバナ*、マキ、サカキ、タチバナ。
尾張	スギ。
大隅	タチバナ。
オホヤ シマ国	<u>クハ</u> *、クスノキ*、マキ*、ヒノキ*、スギ。
オノコ ロ島	<u>クハ</u> *、クスノキ*。
近江	クリ。
河内	ハンノキ、ヌルデ、ツタ、 <u>クハ</u> 、エノキ。
但馬	フヂ、メダケ。
タカマ ノハラ	カデノキ*、カウゾ*、ウハミヅサクラ*、ヤダケ*、ヤマウルシ*、テイカカ ヅラ*、サカキ*、ササ*、メダケ*。
百済	<u>クハ</u> 。
大和	ハンノキ、ニハトコ、カシ、カシハ、ヨグソミネバリ、タチバナ。ツバキ、 ツタ、ツクバネカシ、 <u>クハ</u> 、クリ、クヌギ、ヤダケ、ヤマサクラ、マキ、ケ ヤキ、テイカカツラ、サカキ、ササ、メダケ、シラカシ、ヒノキ、ヒヒラ ギ、モモ、スギ、スモモ。
山城	ヨグソミネバリ、ツバキ、ツタ、 <u>クハ</u> 、クリ、クヌギ、マツ、マユミ、ケヤ キ、サネカツラ、シャシチャンボ。
豊前	サカキ。
豊後	カシハ。ツバキ。
アシハ ラノナ カツ国	カツラ*。
佐渡	シヒノキ。
薩摩	メダケ*、メダケ、シヒノキ。
紀伊	オホタニワタリ、(本草)ビラウ。
美濃	メダケ。

摂津	カシハ、ツタ、 <u>クハ</u> 、クヌギ、マツ、ケヤキ、モモ、スモモ。
東海近畿地方	イヌザンセウ、タチバナ、 <u>クハ</u> 。
各地	ナシ、 <u>クハ</u> 、クリ。

【樹種別生育地及び利用票】(*印は和歌にあり)

<u>クハ</u>	カウゾ	カウゾ*	タカマノハラ、イヅモ。	鋼、木綿、衾、布
	ヤマグワ	<u>クハ</u> *	各地、オオヤシマ、百	養蚕
		クスノキ*	済、淀川沿岸、オノコロ島	

(筆者作成)

上記は、大野俊一による昭和八年(1933)に研究調査した大要を抜粋したものである。古事記・日本書紀に現れたる樹種は五十三種にして二十七科四十属である。そのうち和歌に現れるもの三十種の多数が有る。分布表より古代の文化中心点に多くを、それを離れるに従って少なく、佐渡島以北と種子島以南は表れない。これは当時の交通関係によるものと考えられる。

さらにこれらの生育地は現在とほとんど同様なのは、これら植生に変化を引き起こす人為的及び自然的激変生がないことによると考える。その用途の種類を増加するに過ぎず、根本的には変化もない。古名和名及び学名の表より誤って呼ばれたもの、変化したもの、何らの変化ないもの及び使用文字を知り得るのは、主として樹木和名考によるものである。

さらに各代の天皇は概ね新たに帝宅を御造営され、且つ欽明天皇より持統天皇に至る約七十年間に大和地方に二十有余の大寺が造られた。これは当時、翠嶺万里等の形容詞が如実に使われてこれらの用材は他地方より移入することをせず、大和地方に生育するものを利用して充分であったと考えられる。

第三章 日本における「桑」と関連物による(薬用歴)考察

日本における「桑」と関連物における薬用歴の考察を、第一節で奈良国立文化財研究所の木簡庫の「桑」と「桑根白皮」、第二節にて『正倉院文書』、第三節にて『延喜式』典薬寮、第四節にて『本草和名』、第五節にて『医心方』、第六節にて『長生療養方』と『喫茶養生記』における「桑」と関連物における比較考察を行う。これらによる薬用歴からの考察から本研究の論拠に繋げたい。

第一節 「木簡」から「桑」関連の考察

奈良国立文化財研究所における木簡庫からの「桑」検索では、「桑」と「桑根白皮」が出現した。「桑」の木簡は、現在において135件中において、68件の検出(2021/08/13現在)により、〔註〕に表示した。

(一) 「桑」

「桑」についての飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡報告(十五)奈良国立文化財研究所からは、次のように報告されている¹⁾(「桑原五十戸」の下線は筆者が付す)。

木簡説明は、四周削り。上部左右に切り込みをもち、左側は、三角形、右側は台形。五十戸制下の荷札木簡としては大形。「桑原五十戸」は『和名抄』大和国葛上・下総国葛飾・近江国高島・信濃国諏訪・播磨国揖保・備後国世羅・安芸国佐伯・紀伊国伊都・伊予国温泉・土佐国吾川・筑後国上妻・肥後国託磨・同葦北・大隅国肝属郡に桑原郷がみえる。

(大和国葛上郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(伊豆国田方郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(相模国足下郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(下総国葛飾郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(近江国高島郷桑原郷〈桑原五十戸〉)・(信濃国諏訪郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(播磨国揖保郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(備後国世羅郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(安芸国佐伯郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(紀伊国伊都郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(伊予国温泉郡桑原郷／伊予国温泉郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(土佐国吾川郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(筑後国上妻郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(肥後国託磨郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(肥後国葦北郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(大隅国肝属郡桑原郷〈桑原五十戸〉)・(播磨国揖保郡桑原里〈桑原五十戸〉)・(紀伊国伊都郡桑原里〈桑原五十戸〉)である。このように、ほぼ日本全国に、「桑原五十戸」とあるように、桑原が「桑原郷」というように、飛鳥時代にはほぼ定着し、栽桑が盛んに行われていたと考えられる。しかも各国の「桑原」という地名は、現代にも存在すると思われる。日本全国に「桑」の付いた地名は多いと思われるが、飛鳥時代の桑作、栽桑の名残りであろうか。

研究文献、日本古代史関係研究文献目録データベースによると、(国立情報学研究所)備考1 飛鳥藤原出土の評制下荷札木簡、市大樹『飛鳥藤原木簡の研究』第八章、2010198168 182218 既出の二篇を合編、加筆のものを収録して表示した(〔註1〕参照)。

135件中68件(2023/2/22現在)について「桑」の字がみえ、「桑」の最初の出土木簡は、飛鳥池遺跡南地区から出土の報告であるが、木簡番号は138であり、「桑原五十戸・□□□〔ル籠カ〕」が初出である。寸法は縦203mm、横37mm、厚さ7mmである。型式番号は032である。

「桑」の木簡の「桑」の字は異体字の「桑」である。出典は、飛鳥藤原1-138(荷札集成-274木研24-23頁-1(2))。形状は上削り、下削り、右削り。樹種はヒノキで板目である。

所在地は、奈良県高市郡明日香村大字飛鳥である。調査主体は奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部、発掘次数は飛鳥藤原第98次、遺構番号SX1228陸橋裾炭溜、地区名は5AKAHC17で、内容分類は、文書30件、付札5件、荷札34件、伝票3件、習書・落書9件、既製品3件、呪符2件、塔婆2件、その他2件である。

(二) 「桑根白皮」

「桑根白皮」については、今のところ飛鳥時代の木簡庫から一本だけの出土と考えられる。

「桑根白皮」について、飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十三)奈良国立文化財研究所により、次のように報告されている²⁾。

木簡説明については、四周削りで、上端は、やや丸みを帯び、表側を面取りする。下端左右に切り込みをもち、右側は三角形である。「桑根白皮」は桑白皮とも称し、桑の根のコルク層を除去した根皮のことで、血圧降下、利尿、血糖値降下なども効能がある。『延喜式』典薬寮によれば、年料雑薬として大和・摂津・伯耆・播磨から「桑根白皮」が貢進されている。

木簡番号は、222。本文は、「桑根白皮」で寸法は、縦129mm、横24mm、厚さ3mmである。型式番号032、出典は飛鳥藤原宮1-222(木研21-22頁-(34))、飛13-17上(84)、形状は上削り、下削り、左削り、右削り、上端やや丸みを帯び表側面取りする。下端表側面取りする。樹種は、ヒノキ、木取りは板目である。遺跡名は飛鳥池遺跡北地区で所在地は、奈良県高市郡明日香村大字飛鳥である。調査主体は奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部、発掘次数は飛鳥藤原84次、遺構番号はSD1130、地区名は5BASNJ36で、内容分類は付札である。

研究文献は、飛鳥寺の多彩な活動ー日本最古の寺院の姿、市大樹『飛鳥の木簡ー古代史の新たな解明』(中公新書、2012年6月)がある。

また、飛鳥池遺跡北地区からの発掘調査報告書は、次のとおりである。

1. 「平城宮木簡二 奈良国立文化財研究所史料第八冊 平城宮発掘調査報告Ⅷ」(『奈良国立文化財研究所』、1974年11月)。
2. 「平城宮発掘調査出土木簡概報(十九)」(『奈良国立文化財研究所』、1987年6月)。
3. 「平城宮発掘調査出土木簡概報(二十五)ー長屋王家木簡三ー」付「平城宮発掘調査出土木簡概報(二十一)(二十三)訂正」(『奈良国立文化財研究所』、1992年5月)。
4. 「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十三)」(『奈良国立文化財研究所』、1998年9月)。
5. 「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十四)」(『奈良国立文化財研究所』、1999年9月)。
6. 「木簡学会 会長佐藤宗諄『木簡研究』第二一号」(『奈良国立文化財研究所』、1999年11月)。
7. 「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十五)」(『奈良国立文化財研究所』、2002年3月)。
8. 「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十六)」(『奈良国立文化財研究所』、2002年12月)。
9. 「木簡学会 会長栄原永遠男『木簡研究』第二九号」(『奈良文化財研究所』、2007年11月)。
10. 「『天平びとの声をきくー地下の正倉院・平城宮木簡のすべて』平城宮跡資料館 秋期特別展」(『平城宮発掘調査50周年記念』独立行政法人国立文化財機構、奈良文化財研究所、2010年9月)。

以上の発掘調査報告書から、薬物としての「桑」関連記事の木簡に関係したものを引用した。

新村拓氏は『藤原宮出土の典薬寮関係木簡考』³⁾において、典薬寮関係の木簡内容は、(1)薬物の付札、(2)薬湯の処方書付、(3)薬物請求・受領書付に分類されている。以下、主要な木簡について考えてみたいと、次のような考察をしている。

① 持統天皇(689)年施行の浄御原令制下であり、請薬先は典薬寮と考えるとよいであろう。王不流行、王不留行(カサクサ、スズクサ)とも呼ばれるもので、主に止血・鎮痛剤としてもちいられ、悪疽の治療に使われる。この薬草は典薬寮式によれば畿内・中国地方を中心として多量に貢進されている。当時、薬草は官営の薬園にて栽培されているばかりでなく、諸国の薬草豊かな所には採薬師が配置され、付近の農民を使役して採草貢進させていたのである。

② 信濃国高井郡から大黄十五斤の付札である。大黄は古名を於保之(ヲホシ)といい、消炎性健胃、緩下剤であり、有効成分はオキシメチルアントラキノンである。この薬草はタデ科植物で根茎の皮を去り、乾燥したものをを用いる。正倉院宝庫に現存している。典薬寮式によれば主に関東から東北諸国にかけてみられるが、陸奥国からは百四十斤と全体の70%を占める多量の貢進があった。

③ 多治麻内親王宮家令の政人正八位以下の役職官位をもつ陽胡甥なる者が三種の薬物を典薬寮より受領した書付である。ここに出てくる薬草は、車前子(オオバコ)は利尿剤、西辛は鎮咳、祛痰薬である細辛のことであろう。久参(クララ)に通ずると思われる健胃剤である。当時のおもさの単位である升・斤・合・両は秬黍の重量を基準とし、二四〇〇秬黍の重さを一両とし、一合は五両、一斤は十六両、一升は五十両となっていた。

④ 左大舍人寮官人高椅男足の請薬(受領)木簡である。記載の薬物の暑預(ヤマイモ)は、極くありふれたもので強精薬となろう。木菌(キノタケ)は木耳ともいい、キノコのことである。

⑤ 請薬書付である。医疾令によれば、「凡五位以上病患者、並奏聞遣医為療、仍量病給薬」とあり、義解によれば五位以上の場合には宮内省に申牒し、軽症ならばそこで処分し、重症なら宮内省から太政官へ申達して奏聞の後、医薬を給与することになっていたのである。延喜式(典薬寮)では「凡五位已上上有須草薬者、就寮請之」とあり、五位以上ならば必要に応じて典薬寮より直接交付されたのである。下級官人は集解(職員令)の典薬頭の解によれば、「又云、療医針師、典薬寮其所能、有患之处、遣効療者、然則京中庶人以上、皆合救療也」とあるから、京中庶人以上の者も官医の治療対象となっていたことが知れる。今昔物語の中に、片田舎に住む無下の下衆にもあらぬ女が典薬寮で治療を受けた話があり、しかもその典薬頭は公私に用いられたる者であったと記されている。また滝口の従者が病気となり丹波忠明が往診するはなしが見える。典薬寮関係においても空文化されるところもあったが、医療給与の面については大いに機能していたことを木簡からうかがうことができる。それは藤原宮時代十五年間の後半において、特に早魃・疫病が連年のようにおこっていることからして、積極的に機能せざるを得ない状況におかれていたからともいえる。

⑥ これは薬湯処方を書付けたものである。ここに出てくる薬草の多くは典薬式にみえ、漏盧(クスクサ)は皮膚熱毒悪瘡疽痔に利き、止血排膿薬で上薬に属し強精薬でもある。この方剤である漏盧湯は一切の癰疽に効あることが本草綱目にみえる。畿内近国の貢進は集中しており、八国五十一斤をかぞえる。升麻(トリノアシクサ)は解毒・解熱剤で、煎薬は口内炎、扁桃腺炎に用いられる。枳実(カラタチ)は下痢止め、健胃剤で畿内近国からの貢進である。白僉

(ヤマカガミ)は畿内から西国方面にかけての貢進で、強精剤か。黄芩(コガネバナ)は胃腸炎に煎用されるもので、讃岐・武蔵から大量に貢進されている。白微(ミナシロクサ)は解熱剤で温暖な海辺の諸国から貢進され、特に伊豆からは多い。夕薬は不明。甘草は最も頻用されるもので緩和・解毒剤であり、正倉院宝庫にも現存している。麻黄(カツラクサ)は発汗・鎮咳剤で相模・武蔵・讃岐の三国から貢進。兎糸子(ネナシカズラ)は強精剤で畿内近国の貢進。これらの薬草をあわしたと思われる漏盧湯は本草、即ち本草集注に準拠したものとみえる。

⑦ この書付により典薬寮における実際の薬湯処方本草集注に準拠して成されていたことを知ることができる。大宝令規制においては唐の蘇敬の新修本草に代わっている。これは既に延暦六年(787)において、「典薬寮言、蘇敬注新修本草、与陶隱居集注本草相検、増一百余条、亦今採用草案、既合敬説、請行用之、許焉」とあるように、従来使用してきた本草集注に代わって内容の充実した新修本草を医針生の教科書として採用した旨を申出て認許されている。本草集注は、こうした画期的な内容を持つものであったが、その後、唐代年(659)において、この陶氏の本草を踏襲し、更に増補校訂を加えた新修本草が纂修され、七十二年後の天平三年(731)には、わが国において書写されており、また天平二十年にも書写されていたことが正倉院文書にみえる。従って奈良朝初期において新修本草が公式にはないが、一部の者によって薬湯処方に際して参照されていたことが考えられる。一般に飛鳥から奈良朝初期にかけては実学尊重の傾向がみられ、元正天皇の靈龜二年(716)には、制、大学典薬生等、業未成立、妄求薦挙、如是之徒、自今以去、不得補任国博士及医師、とあり、更に養老五年(721)の詔には、「医卜方術、古今斬崇」とみえ、医官賞賜のことがあった。それは医薬に対する民衆の要求意識の高まりの反映である。呪的医療に支配されていたような観をもつが、木簡を始めとし説話集、正税帳、計帳等という種類の記録から概観すると、必ずしも呪術万能ではなく、経験的な漢方に依存する面もかなりの比重を占めていたことも考えられる。

以上の文献資料は、昭和四十二年度以前に出土した木簡については、都合によりふれていないと新村拓が述べているが、『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概(十三)』⁴⁾には、「桑根白皮」の木簡が報告されている。木簡の記録から明かされていなかった真実が逆に確認されることがある。今のところ「桑」関連の木簡は、「桑原」、「桑」に関するものは多く出土しているが、新村氏が述べている唐本草書の『新修本草』も連想される薬書などの情報が出土されることから「桑」関連の本草書による処方箋とかの出土を期待したい。「桑」「桑原」の木簡から推察されることは、やはり、「桑」関連の木簡は、養蚕と薬種に関係するものかと思われる。

その最たる木簡が、「桑根白皮」の木簡ではなかろうか。それは新村拓氏研究資料より二十四年後の発掘によって出土した「桑根白皮」の木簡資料であり今のところ唯一本の「桑」薬物の資料としてこれは貴重な資料であると考察する。

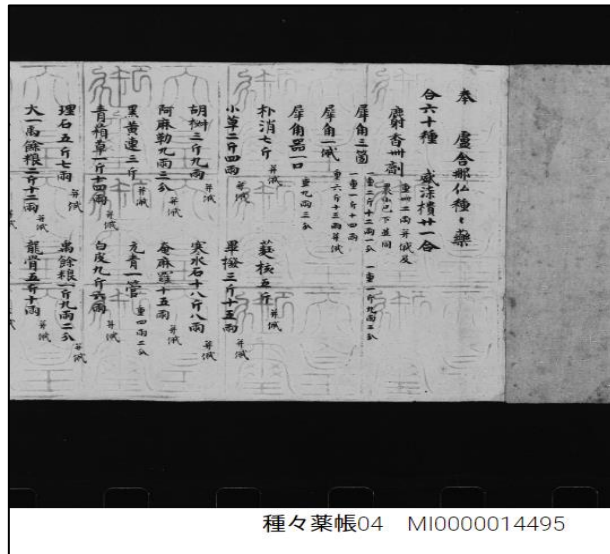
第二節 正倉院文書にみえる「桑」関連の考察

日本における「桑」と関連物における薬用歴の考察により、正倉院文書の資料から「桑」関連の7項目の記事を抜粋した。

宮内庁書陵部制作『天平勝宝八年六月二十一日献物帳 種々薬帳』昭和三十年十月からの正倉院文書の資料より「桑」関連の7項目から概観する。

(一) 正倉院文書の資料¹⁾より

次なる写真の正倉院文書は、「宮内庁書陵部制作、天平勝寶八歳六月二十一日、献物帳、種々葉帳 昭和三十年十月、トウキョーカラーラボ撮影」から資料として引用した。



先に述べた正倉院文書の資料から、「桑」関連の項目を選択引用して啓示し概要を明らかにしてみたい。

1. 天平勝寶八歳（756）六月二十一日條、献物帳種々葉 帳宮内庁書陵部制作昭和三十年十月、正倉院北倉 158 における正倉院文書の資料からは、「奉 盧舎那仏種々葉 合六十種 盛柴積二十一合(白皮九斤六両 并袋)」とあり、奥書には、

以前置堂内供養盧舎那仏若有
縁病苦可用者、並知僧經後聽充用伏願、
服此藥者万病悉除、千若皆救、諸善成
就、諸惡断却、自非業道長無夭折遂使
命終之後、往生花藏世界、面奉盧舎那仏
必欲証得遍法界位
天平勝寶八年六月二十一日
從二位大納言総紫微令中衛大将近江守藤原朝臣仲麻呂
從三位行左京大夫兼侍從大倭守藤原朝臣永乎
從四位上行紫微少弼兼中衛少將山背守巨萬朝臣福信
紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣角足
從五位上行紫微少忠葛木連戸主

とみえるように、光明皇后と孝謙天皇による請願で、これらの薬は病気で苦しんでいる人に使ってほしいという願文である。「病に苦しむ者は万病ことごとく除かれ、千苦みな救われんことを請い願う」このような事実があり、ずっと 100 年間薬物が使用されてきたわけである。何年何月にはこれだけ出庫したという、その記載が残っているように、これは東大寺の盧舎那仏供養に奉獻された種々葉帳の記述であろうと思われるが、「白皮九斤六両」(約 5625 g)を從二位大納言総紫

微令中衛大將近江守藤原朝臣仲麻呂・從三位行左京大夫兼侍從大倭綾守藤原朝臣永乎・從四位上行紫微少弼兼中衛少將山背守巨萬朝臣福信・紫微大忠正五位下兼行左兵衛率左右馬監賀茂朝臣角足・從五位上行紫微少忠葛木連戸主。五名の連名で廬舎那仏に奉獻されている「白皮」は、当時において貴重な薬物であったと考えられる。

2. 次に、延暦十二年（793）條、曝涼使解、正倉院北倉 163 からの資料からは、

「白皮九斤四兩二分 并袋」

「白皮九斤四分二分 并袋 中品」

とあるように、延暦十二年(793)に正倉院北倉の宝物を点検した際の記録であろうと思われる。

宝物献納後、延暦六年(787)に次ぐ二回目の点検時(虫干し)のものであると考えられる。

3. そして、弘仁二年（811）條、勘物使解、正倉院北倉 164 における資料では、

「白皮九斤三兩 并袋 欠一兩二分 定足九斤三兩」

とあるように、定めは白皮九斤三兩であろうが、使用した一兩二分を足して九斤三兩に定めたという事であろう。

4. 齊衡三年（856）條、雜財物実録、正倉院北倉 165 における資料からは、

「白皮八斤十三兩 并袋 □□□□□」

齊衡三年六月二十五日

雜財物張 壹卷

就_レ大破_レ難_レ加_レ修復_レ、仍其儘封納畢

但右之卷末石水氷四斤九兩以下推而令_レ修補_レ為

後代于左接加焉

齊衡三年六月二十五日

雜財物帳 壹卷

就_レ大破_レ難_レ加_レ修、仍其儘封納、但石水氷四斤九兩

目錄以下連署迄推而令_レ修補_レ、□倉北繼文卷末 加_レ之畢

天保七年（1837）仲夏記之 東大寺

とあるように、「齊衡三年(856)六月二十五日」の雜財物実録の記録に対して、後の添え書きが 981 年後の「天保七年(1837)仲春記之 東大寺」である。約一千年近くの年月が経過し、その後の記録は大破して修復不可能なので、その状態で「封納」し、江戸時代でも直せず、そのままである。但し目録から連署部分までは推定しながら修補したという奥書であろうと考察する。

5. 以弘仁十三年（822）三月二十六日下條、御物納目散帳、正倉院北倉 173 の資料からは、

齊衡三年（856）六月二十四日

「今白皮八斤十三兩」

とあるように、弘仁十三年(822)三月二十六日下の御物記録の後に、齊衡三年(856)六月二十四日「今白皮八斤十三兩」という記録がみえる。これは前条 4. の北倉 165 にある記録で、三十四年後に在庫確認をされた記事であろうか。

6. 天平寶字三年（759）條、東南院文書、第 3 櫃第 18 卷、正倉院中倉 14 からの資料では、

天平寶字三年檢寺田使造寺司判官外

從五位下上毛野公真人等論□

荒野字家墾開成田何輒給他
人者即入口申云寺家墾開功
力者以稻壹千貳拾貳束將進
上者置今未進買入国分金光明
寺以天平寶字五年付圖田籍加
以更寺田貳町壹段添拾貳支
已田云妨不佃荒之今国司等勘
桑田改正壹町壹段陸拾口支
二十一上毛野田分玖拾壹支
桑田已上貳段壹伯參拾陸支右京三條
三坊戸置三国真人国繼買田之内口百姓口分代
桑田改正者
串方村田貳町添段貳伯壹拾陸支
桑田改正陸貳伯壹拾陸支
寶字五年班田之日授百姓口分并
所注公田今改教並為寺家田已
記但百姓口分者以桑田替授之
桑田相替捌拾玖支
栗川村田伍町
桑田相替捌拾玖支
七桑原西里

とあるように、陸を改めて「桑田」にするという記録と思われることから、「桑」の需要が増加していることを示唆するものと考えられる。

7. 東南院文書 第3櫃第12巻、正倉院中倉14、宮内庁制作 高橋写真制作所撮影昭和三十八年十月の資料からは、

桑原莊水田并雜物等
右税帳所載一物已上口
今具口状申送以解
天平寶字二年三月二日阿刀 僧
田使散位下屋帳陣右苗田侶

とあるように、「桑原莊水田并雜物等」の税帳に載っている内の一物を納めるようにという、天平宝字二年(758)三月二日に 阿刀 田使散位下屋帳陣右苗田 僧侶の解文であろうと考察する。

以上のように、正倉院文書から、上記の7項目に、「桑」関連「白皮」の文字および「白皮九斤四両二分 并袋」・「白皮九斤四分二分 并袋 中品」・「白皮九斤三両 并袋 欠一兩二分 足九斤三両」・「白皮八斤十三両 并袋 □□□□□」・「白皮九斤六両」・「白皮八斤十三両」・「桑田」・「桑原」・「桑原莊」等の記事が散見される。

「正倉院文書」に見られる「桑」関連の記事7項目であり、正倉院の薬物として「白皮」は貴重な薬物として使用されていたと考えられる。

(二) 正倉院薬物と藤原京出土木簡の薬物の本草上の位置について

正倉院薬物と藤原京出土木簡の薬物の本草の位置について、渡邊武氏の第 51 回日本東洋医学会学術総会において、教育講演からの記念文集で述べられた内容は、次のとおりである²⁾。

正倉院薬物は、1200 年以上ずっと正倉院の中にあった品物である。1200 年前の薬物が残っているということはそれだけではあまり意味がないが、正倉院の薬物というのは一つの使用目的がある。献納された願文に、これは一般の方々の医療に供してほしいという。そういう意味で、60 種の重要な生薬がその中に含まれていたということである。その背景には、天平時代、中国でいえば唐の荷台の文化、ことに宮廷文化が凝縮されている。一般に正倉院の宝物と言え、大体六百数十点のもろもろの宝物の中に薬物が存在しているというところに、意味があるのではないかということを感じる。正倉院の薬物には、献納された願文が添付されているところに意味があって、一般の人々の医療に供してほしいというように、光明皇后の宜を受けて、全国の薬物の産地から献納された大切なものであることを認識できた。これほど光明皇后の国を挙げての一大事業である施薬院に全国の民衆が期待を寄せていたという事であろう。正倉院は東向きで、右側が北の倉。真ん中が中倉・左の方が南の倉と、それぞれ区切りされたものである。北の倉に薬物が保存されている。この北の倉というのは、天皇、皇后が使用になったものなど、正倉院のうちでも第一級のものがこの中に備わっている。

その中に薬物が存在していたということに、非常に意味があるのではないかと考える。

「献物帳」は、「廬舎那仏に奉る種々薬」と書いてあり、俗にこれを「種々薬帳」と呼んで宝物と別に薬だけの目録である。これは奉納された薬物の名称と数量、容器は大きな唐櫃 21 個に 60 種の薬物が分類され、それぞれの容器に取められて保存されてきた。

宮内庁の正倉院事務所に「棚別目録」というのがあり、それに薬物のこともいろいろな宝物のことも載っている。もう一つ、これには「大日本古文書」というのがあるが、これは印刷されたもので、天皇の御璽が全面に押されてある。棚品目録や大日本古文書などの文献によると、それが 43 個としてあるということになっている。これは 45 でなければおかしいのを 3 が 5 に間違っって誤植されている。それにちがいないということで調べてもらったらなるほど 45 個あるのが 43 と間違っって印刷されていた。それが正倉院薬物に関する何十冊という、いろいろなものすべてに 43 と書いてあるということになった。

これらを訂正することがやっと許されて、分解写真というものでこれを全面写真のとりことができ、それで一般にも公開されるようになったのである。それだけ、これは重要性が高く、何で大事かという、これは 100 年間出庫されているので、施薬院や東大寺の僧侶の具合が悪い時などに実用に供されているために、在庫からどれだけ使われたかという、その薬物の使用頻度によって、この時代の病状が推測できるという訳である。中国産の重要な薬物がこの中に網羅されている。大黄、甘草、肉桂などという基本的な処方 500 斤とか 1000 斤とか非常に量が多い。ここに芫花というものが出ているが、芫花が三百何十斤、人参が五百何十斤という具合である。芫花は 3 つの大きな唐櫃に入れられている。この時分は東西南北の護りの薬というので、青龍、朱雀、白虎、玄武というものがあつた。芫花というのは、朱雀湯という処方である。今日では一般には十棗湯という名前吐いたり下したりする時の処方で、しかも一発勝負の一回飲んだらそれで効果があるという生薬が大量に使われている。そうい

う使用頻度を考えるとこの時分の様子がうかがえる。『神農本草経』や『名医別録』は本草処方では一品の薬物であるが、これは併せて漢方的な処方として使われたという証拠が非常に多い。唐時代に創製された製剤そのものも残っている『千金要方』と『千金翼方』というように、2回にわたってその当時の処方集が出て、それぞれ30巻ある。そののちになって『外台秘要方』というのが、また30巻。その『外台秘要方』や『千金方』に載っている処方がここに出ているということは、処方として、現在つかわれている漢方式な使い方が、当時非常に大きな比重を占めていたのではないかと考える。もう一つ違うのは、インド医学や仏教医学に使われる菴麻羅や阿麻勒という薬物が残っている。これは、やはり鑑真大和上(688-763)が仏教を伝えると同時に、薬物を持参したということが、非常に大きな重要点であると考えられる。

というように、渡邊氏は述べている。

千年以上もの経年の薬剤が、正倉院の中にそのまま保管されて、宝物になっていると思われるが、当時は実用としての役割を果たしていたのであろうと考察する。

さらに、

宜 施薬院請物

桂心壹伯斤 東大寺 時権者

右件薬為用所盡既

無院裏令欲買用亦無

買人仍請如件

天平寶字三年三月十九日

葛木戸主

とあるように上記の「宜」については、天平寶字三年(751)であることから、光明皇后が推進された国民に開かれた慈悲の施薬事業が偲ばれる一条であると考えられる。光明皇后が、病と貧困に苦しむ民衆への事業を発案され、施行される世相背景が窺える。

「施薬院」と文字がみえるのは、光明皇后(701-760)が天平二年(730)に貧しい病人に施薬・施療した施設で孤独な老人や幼児も収容した国民に対する救済事業と考えられるからである。

従弘仁五年(814)九月十七日天長三年(826)條、雑物出入帳、正倉院北倉172の資料では、

散薬一帖 高六尺小破 □□袋

草形 並高五尺二寸並小破 寶袋

とあるように、正倉院の中では、この「種々薬帳」以外に「帳外薬物」として、約十数種の薬物や製剤が薬の部門で残されている³⁾。渡邊武氏の『正倉院が語ること』では、「種々薬帳所載薬物」に、16「白皮」の記載がある。

次の表1は、「渡邊武『日本東洋医学雑誌』第51巻第4号、2001年、599頁」「種々薬帳所載薬物の存否」より引用したものである⁴⁾。

表からは、麝香、犀角などのように採取に困難な稀少薬物、寒水石、理石などの鉱石などの記載があり、竜骨、五色竜骨などの骨類や人参や大黄などの高価な薬物が記載されている。

しかも主管目録にはなく、調査結果はないが、順番は早い16番目に位置して薬物名「白皮」と、記載されているという、重要な薬物としての記事に注目する。

表1 種々薬帳所載薬物の存否

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	薬物名
白	青	元	黒	奄	阿	寒	胡	畢	小	蘇	朴	犀	犀	犀	麝	
箱	霜	黄	麻	麻	水							角				
皮	草	青	連	羅	勒	石	椒	撥	草	核	消	器	角	角	香	
						○		○	○			○				目主
			○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	結調
32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	薬物名
檳	鐘	赤	紫	青	鬼	雷	似	五	竜	白	五	竜	大	禹	理	
榔	乳	石	石				骨	色	骨	骨	骨	骨	一	禹	余	
子	床	脂	鉍	脂	白	丸	石	齒	角	骨	骨	骨	骨	糧	糧	石
	○	○				○		○	○	○		○	○			目主
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○		○	結調
48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	薬物名
胡	紫	蔗	芒	甘	藜	大	人	芫	桂	呵	遠	厚	無	巴	穴	
同										梨			食	縦		
律	雪	糖	消	草	蜜	黄	參	花	心	勒	志	朴	子	豆	容	
○			○	○	○		○	○		○	○	○	○			目主

次の表2からは⁵⁾、正倉院にある薬物は、中国本草書では、草木部における『神農本草経』に載る薬物が多いように思われる。

薬中国最古の薬物書『神農本草経』に記載されている薬物がどれくらいあるのかが問題になるが、表からは『名医別録』を含めた『本草経集注』によると、41種になる。

これは、奈良代であることから、『新修本草』という唐の本草書に収載されているのは10種である。さらに、唐本草にはなくて、それから200年後の宋本草の薬物が出ている。

正倉院の薬というのは古くて非常に先進的なものであるといえる。これが一般化する200年前にすでに中国では使われていて、それが海を渡って日本で使われていることが証明される⁶⁾。

表2は、「渡邊武『日本東洋医学雑誌』第51巻第4号、2001年、600頁」「正倉院薬物の中国本草書における位置」より引用したものである。

表2 正倉院薬物の中国本草書における位置

計	草木部			玉石部			虫獸部			神農本草經 名醫別錄	本草經集注
	下	中	上	下	中	上	下	中	上		
	薬	薬	薬	薬	薬	薬	薬	薬	薬		
36	9	1	8	1	2	7	-	4	4		
5	-	1	(1)	-	-	1	1	-	1		
10	3	2	-	1	3	-	-	-	1		唐・新修 本草新附
4	1	2	-	-	-	-	-	1	-		宋・証類 本草
55	13	6	9	2	5	8	1	5	6		
	28			15			12				計

註 本草不載の似竜骨石・紫雪・金石陵・石水氷・内薬の五品除く。

表2の註に、本草不載の似竜骨石・紫雪・金石陵・石水氷・内薬の五品除く、とあるように、この表からは正倉院薬物における中国本草書のみを取り上げたものである。

これだけの本草書情報が嚴重に管理実用されている体制について注目する。表からの『神農本草經』による薬物は、草木部で上・中・下薬の合計は、36種中18種で半分を占める。

玉石部でも10種とある。さすがに虫獸部は8種と少ない。唐代の新修本草新附では、10種の内、草木部が5種という半数を占める。宋代の証類本草では、意外と少なく4種中3種が草木部である。合わせて55種の薬物中で、草木部が28種というように管理実用されている。

これらから勘案すると正倉院薬物は、後漢の頃に成立したとされる『神農本草經』の草木部と、唐代の中国本草に依る本草薬種が、主流となっている傾向が見受けられ、宋代の証類本草に頼る傾向が少ないことに注目したものである。

古式の『神農本草經』や『新修本草經』に寄せる絶大なる信頼性は、聖武天皇在位の奈良中期では、ちょうど中国では唐の時代であり、『神農本草經』を底本に本草研究が盛んに行われていた時代背景であったと考えられる。

次の表3は⁷⁾、「正倉院薬物の産地」を示したものであり、正倉院は全アジアであるシルクロードの終着点であると言われているが、薬物は天然物であるから、その特産でどこにでもあるわけではないと考えられる。唐の時代の広範な地域にあった生薬について陸路中国へ入ってきたもの、いわゆる絹の道シルクロードである。また海路で入ってきたものは、海南島などのシルクロードから、北のシルクロードの方から欧米を分けた海のシルクロードということであるが、これが結集して正倉院に入っているということである。薬物はそこにしかないものであるから、他の宝物と一緒に入ってきたという経路がこれで証明される訳である⁸⁾。

表3は、「渡邊武『日本東洋医学雑誌』第51巻第4号、2001年、602頁」「正倉院薬物の産地」より引用したものである。

表3 正倉院薬物の産地

	華北	華中	華南	タイ・ベトナム・インド・南海諸島	トルコ・シリア・ペルシア	疆外	
薬物名	麝香・朴消・蘇核・小草・帳外薬物 寒水石・(黒黄連)・元青・青箱草・理石・竜骨・白竜骨・竜角・(五色竜齒)・青石脂・赤石脂・鐘乳床・宍縦容・人參・大黃・藜蜜・甘草・芒硝・石塩・防葵・戎塩・狼毒の帳内薬物二七品	花 青箱草・禹余糧・太一禹余糧・雷丸・(鬼臼)・鐘乳床・厚朴・芫花・蝸皮・雲母粉	帳外品 子・巴豆・蔗糖・冶葛 (木香)・銀泥	帳内品 (犀角)・(畢撥)・(厚朴)阿梨勒・桂心・鬼臼・檳榔	帳内薬物 犀角・胡椒・畢撥・阿梨勒・奄麻羅・阿麻勒・紫鉞・檳榔子・巴豆・(桂心)・黒黄連・胡同律・蔗糖・五色竜齒 帳外 丁香・白檀・沈香・木香・蘇芳	無食子・蜜陀僧・(紫鉞)	朝鮮産羊脂
計	30	10	12	19	3	1	
%	42	14.9	17.1	27.1	4.2	1.4	

このように正倉院薬物の産地を概観すると、中国の各地(華北・華中・華南)から、東南アジア諸国、そして地中海東岸一帯で栄えたトルコ、シリア、西南アジア、カスピ海の南に位置するイスラム共和国のペルシア(イランの旧称)など、からの本草の数々、動物の薬種の数々、鉞物の数々、香料などが正倉院に集まっていることは、世界の国々との薬種の流通は、生命の源となるやり取りの交流をしていたということである。それを日本国の律令に定められた『延喜式』の典薬寮が、担っていたと考えられる。この中には「桑根白皮」の記載がないことから、薬種の「桑根白皮」、或は「桑」関連物の薬種は、外国からの輸入ではなく日本の国内において、受注生産されていたものと考えられる。若し輸入に頼っているならば、この「正倉院

表4「正倉院薬物の薬効応用別分類」から、「桑」関連物と指摘したが、「白及」となると、これを「桑根白皮」と同類とするには疑問を残すところであり、今後の課題とする。

次の表5は、「渡邊武『日本東洋医学雑誌』第51巻第4号、2001年、604頁」の「藤原京出土木簡の薬物」より引用したものである¹²⁾。

表5 藤原京出土木簡の薬物

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
薯蕷	甘草	五加皮	升麻	葦子	杜仲	商陸	細辛	麦門冬	車前子	桔梗	葛根	麻黄	大黄	榧子	側柏葉	苦参	黄芩	知母	瞿麥子	地黄	桃仁	川芎	当归	桂枝
甘温	甘平	苦温	甘平	辛温	甘温	苦寒	辛温	甘平	甘寒	辛温	甘平	苦温	苦寒	甘平	苦微温	苦寒	苦寒	苦寒	苦寒	甘寒	辛寒	辛温	甘温	辛温
脾胃剂	脾胃剂	水剂	水剂	水剂	水剂	水剂	水剂	水剂	水剂	水剂	水剂	水剂	水剂	血剂	血剂	血剂	血剂	血剂	血剂	血剂	血剂	血剂	血剂	血剂
東大濠	東大濠	西面内濠			西面内濠	北面外濠	東大濠	東大濠	東大濠	西面内濠	西面内濠	東大濠		西面内濠	西面内濠	東大濠	東大濠	西面内濠	西面内濠	西面内濠	東大濠	西面内濠	西面内濠	東大濠

表5の薬物表に「桑根白皮」が入っていないのは、渡邊氏の調査時には、まだ「桑根白皮」の木簡が発見されていなかったのではないかと考えられる。渡邊氏は、1981年9月日中医薬研究会『大和路の著作集』では、「桑根白皮」の木簡は発掘されていなかったため、渡邊氏の引用文からは「桑根白皮」についての言及がなかったのであろうと考察する。「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十三)1998年9月、17頁」において、「桑根白皮」の木簡出土まで十七年の年月が必要であったという事であろうと考えられて、氏の正倉院薬物の調査には、かなりの時間が費やされた結果であろうと考えられる。

そのような考えが一変する資料が、後述する『延喜式』典薬寮における「桑と絹の年貢の事例」に示される。本論文の「〈典薬寮『延喜式』三七〉年料雑薬表」において、現在の奈良県・鳥取県・兵庫県から、「桑根白皮」が多量に献納されている記録である。これは国産と思われる。

筆者は、本章-第一節-(二)「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十三)奈良国立文化財研究所の報告、1998年9月」で「桑根白皮」は、奈良文化財研究所の木簡庫において、未だ一件だけの出土報告である。これは、飛鳥池遺跡北地区から発掘された貴重な史料であると考察する。

一方、法隆寺から古い薬効の処方集が出てきたものは、鑑真和上が書き遺した、薬効の処方集で「法隆寺蔵 医薬調剤古抄訶梨勒丸」とあるのは、製剤の記録が『医心方』に残っているということで、奈良時代にはこのような製剤が頻繁に行われていた。また、鑑真大和上は失明していたにもかかわらず、嗅をもって薬の真贋を判定し、薬方を伝えた。『鑑真方』一卷は既に失われているが『医心方』に収載されている訶梨勒丸がある。唐時代、奈良時代にはこういう製剤が頻繁に使われていて、これらはすべてある意味の解毒剤である。正倉院薬物は全般的に解毒剤というのは多く、吐下によって悪い要素を出してしまうという考え方である¹³⁾。

『医心方』に記載されている録驗方には、
録驗方云帝積六時服呵梨勒丸方
右呵梨勒者具五種味辛酸苦鹹甘服无忌治
一切病大消食益寿補益令人有威德延年
是名最上仙藥療二十八種風癱塊大便不通体
(中略)

患水病者療口破無无顔色以黄腸内虫脚氣
上吐无力支節疼痛血脈不通心上以有物
勇健忌心迷如是等皆患是除也

呵梨勒皮八分 檳榔人八分 人参三分 橘皮六分
茯苓四分 苕消四分 蒟蒻三分 鼓四分
大黃八分 干薑十二分 枳人八分 牽牛子
十三兩 桂心八分

九十三味咬咀下節以蜜丸如梧子服二十九丸食

前以温酒若薄粥汁服平且得下利良 (略) (下線は筆者付す)

というように、呵梨勒丸が仙藥として、水病、脚氣、疼痛、血脈不通などに効果があると、『医心方』に記されている¹⁴⁾。呵梨勒丸は、使用できる階級の間ではよく使用されていた薬種であると考えられるが、一般民衆の使用は、施薬院、悲田院等では、どのような状況であったのか不詳であるが、先述の新村拓氏の木簡の論考から「今昔物語の中に、片田舎に住む無下の下衆にもあらぬ女が典薬寮で治療を受けた話があり、しかもその典薬頭は公私に用いられたる者であった。」と記されているという一文では、一民衆にも施薬が施された可能性が感じられる。

また、正倉院薬物を保管している建物は、校倉造りで正倉の長さは50-60mあり、五角形の分を積み重ねていった部分で、内面はまっすぐな壁である。

この五角形の分を積み重ねた部分が9cmあり、一番長い部分が27cmある。そうすると、9cmの積み重ねのために光は、まず100%入らない。薬物は、さらに種々な容器の中に入れて仕まってある¹⁵⁾。空気の流通もほとんどない状況の中で、驚異としか思えない環境で、正倉院薬物を保管・管理・保護されて、1200年の歳月をもともせず、現在にそのままの姿を伝える。その文化的・学術的・芸術的な価値観など、人類における叡智の粋を集積した宝庫であると考察する。

以上のことから、「桑根白皮」の「木簡」が、飛鳥・藤原宮発掘調査によって発掘されたことや、正倉院文書・正倉院薬物帳の調査において、「白皮」の記事、記載などから、「桑根白皮」は、決められた地域で国内受注されて、古くから使われていた薬物であることが証明された。

第三節 『延喜式』典薬寮における「桑」関連の考察から

(一) 年料別貢雑物(年料雑薬)¹⁾

これまで律令財政に関する研究は多数なされており、法制史料を中心とした制度的な研究、正倉院文書・木簡などを用いた実態像にせまる研究などが、数多くの研究者によってなされてきた。

しかし、年料別貢雑物(年料雑薬)に関する研究は驚くほど少ないと言わざるを得ない。

ここでは、鶴巻秀樹氏の研究ノート²⁾によると、年料別貢雑物に関して、早川庄八氏が指摘した³⁾ものが、延喜民部式の「年料別貢雑物」條に、国別の貢納物を列記したという記載である。

それは次のようである。

右別貢雑物並依 前件、自余雑薬見 典薬式。其運賃徭夫各給 路糧。

これによると、諸国が進上する雑薬は、年料別貢雑物の一種であるとしている点を述べている。

さらに、この雑薬が、

諸国輸_レ薬之処、置_レ採薬師_一、令_一以_レ時採取_二、其人功取_一当処隋近_二下配支。

とあるように、医療令逸文によると雑薬は雑徭を用いて採取していたことから、年料別貢雑物も雑徭によって製作されたのではないかと鶴巻氏は述べている。

上記の鶴巻氏研究ノートから、年料別貢雑物について、次の三点にまとめられる。

1. 諸国年料雑薬が年料別貢雑物の一種であり、雑薬が雑徭によって採取されたことから、年料別貢雑物も雑徭によって作製された。
2. 年料別貢雑物の運送についても、雑徭によるものと考えられる。また、弘仁の頃には違期・未進の状況があったものと考えられる。
3. 年料別貢雑物の起源は、奈良時代(宝亀年間)まで遡れる可能性がある。

このことから、年貢別貢雑物は、主に薬草が採取可能な国からの貢物台帳というように解釈されて、それがその地域の年貢の代りということになると思われる。

(二) 『延喜式』典薬寮における「桑」関連の考察

「桑」関連の考察を、『延喜式』典薬寮から概観してみよう。

『延喜式』(905—927)については、

律令格に対する施行細則を集大成した古代法典の一つ。先行の『弘仁格』『貞観格』『貞観式』および同時に編纂された『延喜格』とともに三代格式と総称されるが、ほとんど完全な姿で今日に伝えられているのは本書だけである。しかも規定の内容が微細な事柄にまで及んでいて、百科便覧的な趣すらあるだけに、公家制度は勿論、ひろく日本古代史の研究に不可欠の宝庫である。延喜五年(905)八月、醍醐天皇の命により、藤原時平を長とする十二名の編集委員によって編纂を開始したが、(中略) 時平の死後、弟忠平が長となってから本格的な編纂が行われた。(中略)、本書の内容の大部分は、『弘仁式』及びその改訂増補部分のみを集めた『貞観式』からそのまま受け継がれたものであるから、その施行を急ぐ必要はなかったとはいうものの、編纂そのものに二十二年を要し、さらに四十年後に施行されたことは、この事業が立法事業というより文化事業の色彩の濃いものであったことを物語る。本書はすべて五十巻。神祇官関係の式(神祇式、巻一～巻十)、太政官八省関係の式(巻十一～巻四十)、それ以外の諸司の式(巻四十～巻四十九)、雑式(巻五十)のごとく、律令官制に従って次第され、分量としては、全体の約三分の一弱を占める神祇式を別とすれば、中務省・民部省・宮内省関係の式が特に目立っている。個々の条文は律や令と同様に「凡」字を冠した体裁をとっているが、儀式や年中行事に関する規定、数量的規定、一覧表的規定および公文書の書式などは、これに捉われない自由な体裁をとっている。その内容は、延喜以前のある時点において成立し、その後ある期間効力を持った個々の条文を網羅的に集大成したものであるから、本書を

利用するにあたっては、そのことを常に念頭におく必要がある。本書はその施行後、古代・中世を通じて、主として公事や年中行事の典拠として、特に公家の世界で珍重されたが、近世に入ってからは、主として国学者の間で、祝詞式・神名式・諸陵式に対する個別研究が行われた。ことに祝詞式(巻八)や神名式(巻九・十)は、古式を尊ぶ神道界において典拠としての高い地位を占めたから、これらだけを抜き出した写本も数多く作成され、なかんずく神名式は、中世以来、唯一神道の興隆とともに『延喜式神名帳(じんみょうちょう)』とも呼ばれ、ここに収録されている神社は、式内社としてその社格を誇ることができた。本書の古写本としては、大治二年(1127)の奥書を有する金剛寺本(五十巻中四巻)が年代の明記されたものとしては最も古く、そのほかに、平安時代末か鎌倉時代初期に位する古写本として九条家(五十巻中二十七巻、紙背の文書は『九条家本延喜式裏文書』として著名)、一条家本(五十巻中五巻)があり、鎌倉時代のものとして、三条西家(五十巻中一卷)、一条家別本(五十巻、ただし巻十三と巻二十四の二巻は後世の補写)がある。(下略)。(国史大辞典)⁴⁾。

というように説明されている。『延喜式』は、十世紀に編纂された五十巻にわたる日本の古代史料で、延喜年間(901-923)に編纂が始まったことに因んで名付けられた。

そして、行政・儀式・日常生活のすべてに関わる実用的な規約から構成される。中国を起源に持つこの法律の構成は律・令・格・式の四つの要素から成る。この法律体系に基づいた政府の仕組みは、一般的に律令体制や律令国家などと言われる日本では、それが十分に機能していた八世紀の初頭から、十世紀にかけて指す言葉となる。四つの法体系の内「式」とは、律や令のなかで決められた法律で、実行に際して問題がある場合の施行細則であり、律や令そして格とは違う実用的次元のものであり、むしろ施行の問題への対処である。格でもそうであったように式も便覧として編纂されており、『延喜式』は、現存する唯一の編纂物である。

それは、日本古代国家の官僚のための公式の実用的手引き書であるとも考えられる⁵⁾。行政的問題だけでなく、経済・儀式・生活活動・食文化・工芸品などを含めた、あらゆる古代社会の側面を、解明することができる現存する唯一の編纂物である。その中の『延喜式』巻三十七に典薬寮が組み込まれていたと考えられる。

さらに典薬寮については、

令制宮内省の被管で医療を掌る官司。頭(従五位下)以下助・允・大属・少属各一人、医師十人、医博士一人、医生四十人、針師五人、針博士一人、針生二十人、按摩師二人、按摩博士一人、按摩生十人、呪禁師二人、呪禁博士一人、呪禁生六人、薬園師二人、薬園生六人、使部二十人、直丁二人のほか薬戸・乳戸を職員とするが、寛平八年(896)内薬司の吸収により侍医四人、女医博士一人、薬生十人を加える。医疾令に規定される医育、医事行政および官人を対象とする医療を行うが、その経費は大蔵省支給のほか典薬寮田という独自の財源を持ち、官営薬園および諸国貢進の薬物を用いて治療を行う。十一世紀以後、典薬頭は丹波・和気両氏の世襲するところとなる(『国史大辞典』⁵⁾新村拓『古代医療官人制の研究』)。

と説明されているように、典薬寮の「医」は、大陸では宮廷医者を行う技術の全般を指すが、ここでは、一義的には薬の調合を示す「針」、「呪禁」、「按摩」といった分野が設けられている。宮内省被管の一つである典薬寮は、天皇・皇族・宮廷貴族の医療や製薬を担当していた。律令制下の大陸の手本をもとに設立された二つの主要な技術に関わる寮の内の一つである。もう一つの寮は、

中務省被管の陰陽寮である。律令制下の大陸の手本をもとに設立された、二つの主要な技術に関わるこの二つの寮は、初期の技能官人の中に勅によって還俗した仏教僧がいたという、もう一つの重要な側面を共有していたと考えられる。典薬寮で最も著名な例は恵俊である。医術—中国で宮廷医者業務を指す用語であるが、日本には僧侶や別系統の技術者が、持ち込んだ医療に長けた、百済系渡来人の血筋を引く僧で吉宜、のちに吉田連宜という俗名で知られており、『続日本紀』によると天平十年(738)閏七月七日には、典薬寮の頭に任じられた。典薬寮は、最終的には天皇と他の宮廷諸官司との健康面に対して、区別なく責任を負うが、一方では天皇やその近親者と一般の宮廷貴族との間に、隔たりを示唆するような記録が感じられる⁶⁾。

『日本書紀』天武天皇(675)正月条は、「外薬寮—典薬寮の当時の名称が見え、『日本書紀』文武天皇三年(699)正月 27 日条には内薬省について言及している。」「内」と「外」の二分は、そのような区分が、非常に早い時期からなされていたことを示唆している。

律令制下には、組織された天皇やその近親皇族のための「内薬司」および宮廷諸官司の官人達のための典薬寮が設置された。この二層構造は寛平八年(896)九月まで継続しており、内薬司が典薬寮に併合された時に、内薬司の医療関連職員—侍医や女医を含む—が典薬寮に移されることになった。職員令で設置された典薬寮には様々な専門分野がみられるが、典薬寮の内容は天皇とその近親皇族、宮廷諸官司等に供給するための生薬による療法と薬の調合に重点が置かれていることは注目に値する。典薬寮は、四等官—長官・次官・半官・主典の下に、様々な領域の専門家が組織されている。『延喜式』卷三十七「典薬寮」⁷⁾には、典薬寮に関する式が編集されている。

寛平八年(896)に典薬寮と内薬司が統合されると、それ以前の『弘仁式』『貞観式』において個別にあった典薬寮と内薬司の両式も「典薬式」に統合されたと思われる。

これを証明するものとして、つぎのような事例が挙げられる。典薬式六雑給条では、五位以上の官人のための薬を製造する際に必要な薪の中に、天皇の薬を製造するための薪も含まれているという記述がみられる。また、典薬式九合麴条では、薬の調合に用いる麴の素材としての小麦について、天皇の薬用と五位以上官人の薬用のものをあわせて計算されている。

このように、典薬寮と内薬司の合併に伴って、もともと個別にあった両式の条文が合併されていると考えられる⁸⁾。「典薬寮」の内容は大別すると、五つに分けることができる。「(1)1~17条：典薬寮における具体的な職務内容の規定。恒例の儀式や行事の際の活動(1~14条)、および臨時の儀式や行事の際の活動(15~17条)。(2)18~31条：典薬寮からの薬の充当に関する規定。典薬寮から他官司などに充当する薬物(18~25条)、および唐・新羅・渤海に派遣する使者に充当される薬物(26~31条)が目録されている。(3)32~37条：典薬寮における官人の養成に関する規定(35~37条)、寮の得業生への支給(36条)、および諸国の医師に任命された官人からの徴収(37条)を扱う条文から成る。(4)38~44条：典薬寮の財政に関する規定。薬の調合に用いる生薬・物品の保管や取り扱い(38~40条)および牧・田・典薬寮の乳牛・地黄の納入(41~44条)についての規定が配列されている。(5)45~98条：諸国と太宰府から典薬寮に毎年納入される生薬などの国ごとの目録。」⁹⁾というように、典薬寮の職務は国の財政に関する規定や薬の調合に用いる生薬・物品の保管や取り扱いを管理する日本古代国家の官僚のための公式の実用的手引き書である。

『延喜式』は、日本古代の諸分野における文化的情報の宝庫であり周知の史料であり、これからの研究知見として、重要なものである。しかし海外では、まだほとんど知られていないように、

日本に在っても元々律令の施行細則は、平安初期の禁中の年中儀式や制度が、記されているものであるから人々には、ほとんど知られていないというのが通例である。また、典薬寮という職務の内容は、薬の範囲が多種であるために、そこに携わる職務も広範囲で、薬の調合に用いる生薬・物品の保管や取り扱いなどの規定の配列管理は、日本古代国家の官僚のための公式の実用的手引き書である由縁であろうと考えられる。典薬寮という、天皇・皇族・宮廷貴族の医療や製薬の担当管理を司る機関では、薬剤の調達と管理が、綿密に行われていたと推察される。

重要なことは内薬司が典薬寮に、寛平八年(896)九月に併合された以降から、日本国内産で賄える薬物の選定が、徹底したものと考えられる。寛平六年(894)、遣唐使廃止によって国家方針を、国風文化に切り替えた時期に直面したと考えられるからである。典薬寮でも国内受注の方針が、次に表示されている。延長五年(921)十二月二六日、『延喜式』典薬寮の〈諸国進年料雑〉における「桑」関連物の記載は、「桑根白皮」、「桑蠶蛸」、「桑茸」、「白蠶蚕」である。

本研究は、「桑」効能記述由来の考究であることから、「桑」関連物の記載のみを選び出したが、この国風文化の推進による国内の生産物、産業、流通などが発展する重要な時期でもあったといえよう。すべての分野において、新国家体制形成の確立と施行は国家の威信に関わる程の時期であったと考えられる。殊のほか、養生に関係する薬物に対して重要な典薬寮では、各地の薬物の生産地の選定については、『延喜式』卷三十七「典薬寮」において重要であると考えられる。

次に、「桑」関連の記載について、表6は、『延喜式』卷三十七「典薬寮」の〈諸国進年料雑薬〉における「桑」、「蚕」の記載である。右側の〈桑〉〈絹〉〈その他〉は、(日本中世の桑と絹の年貢)の事例を表示したものである(国家背景の相違はあるが、時代経過における比較考察をはかり二資料を、筆者が併せ纏めて作成した)。

(右図の●印は5例以上、◎印は3例以上、○印は1~2例の記載例数を筆者が印を付した)

表6 『延喜式』典薬寮 「日本中世の桑と絹の年貢¹⁰⁾」

『延喜式』典薬寮	桑	蚕	〈桑〉	〈絹〉	〈その他〉
地黄煎料					絹1疋2尺
5月5日					生糸9両
造儲御薬料					
造供御白粉料					
齋宮寮 53種					
内匠寮 25種					
木工寮 40種					
左右近衛府 47種					
左右衛門府各 34種					
左右兵衛府各 30種					
左右馬寮					
兵庫寮 4種					
唐使 11種					
草薬 59種	桑根白皮				
渤海使 17種					
草薬 80種	桑根白皮				
新羅使 6種					
草薬 24種					
〈諸国進年料雑薬〉					

山城国 32種			○	無	
大和国 37種	桑根白皮 5斤		○	無	
摂津国 44種	桑蠶蛸 2斤		無	無	
伊賀国 23種			●	無	
伊勢国 50種	桑蠶蛸 1斤	白蠶蠶 10両	◎	8	
尾張国 46種	桑蠶蛸 2両		◎	12	糸 7
参河国 21種	桑蠶蛸 3両 3分	白蠶蠶 2両	無	1	
遠江国 13種	桑蠶蛸 1斤		無	2	綿 1 糸 1
駿河国 17種	桑蠶蛸 5両		無	1	
伊豆国 18種			無	無	
甲斐国 12種			無	1	
相模国 32種			無	無	
武蔵国 28種			○	2	
安房国 18種			無	無	
上総国 20種			無	無	綿 2
下総国 36種			○	1	綿 1
常陸国 25種			○	5	綿 2
近江国 73種	桑蠶蛸 1銖	白蠶蠶 1両	無	無	
美濃国 62種	桑蠶蛸 2斤		●	24	綿 3 糸 5
飛騨国 9種			無	無	
信濃国 17種			○	無	
上野国 15種			無	無	綿 1
下野国 14種			無	3	
陸奥国 6種			○	1	
出羽国 2種			無	1	
若狭国 24種			◎	無	綿 1 糸 1
越前国 18種			◎	4	
加賀国 7種			無	2	
能登国 5種			●	1	綿 1 糸 1
越中国 15種			○	1	綿 2
越後国 6種			○	無	綿 5
佐渡国 4種			無	無	
丹波国 43種		白蠶蠶 2両	無	無	
丹後国 24種		白蠶蠶 2両	◎	4	糸 4
但馬国 21種		白蠶蠶 2両	無	4	綿 1
因幡国 20種		白蠶蠶 2両	無	無	
伯耆国 20種	桑根白皮 1斤		無	無	
出雲国 53種	桑茸 3斤 桑蠶蛸 2斤		無	無	
石見国 14種	桑蠶蛸 9両		無	1	綿 1
播磨国 53種	桑根白皮 20斤	白蠶蠶 2両	○	無	
美作国 41種	桑茸 2斤	白蠶蠶 2両	無	無	
備前国 40種	桑蠶蛸 1斤	白蠶蠶 2両	無	1	綿 1
備中国 43種	桑蠶蛸 10両		○	無	
備後国 28種	桑蠶蛸 10両		●	無	
安藝国 30種		白蠶蠶 2両	●	無	
周防国 19種			無	無	
長門国 13種			無	無	
紀伊国 35種			●	3	綿 1

阿波国 32 種			○	無	
讃岐国 47 種			○	無	
伊豫国 32 種			◎	無	
土佐国 13 種			○	無	
太宰府 12 種			無	無	

(筆者作成)

延喜式三十七

延長五年十二月二六日

外従五位下左大史臣阿刀宿祢忠行

従五位上行勸解由次官兼大外記紀伊權臣伴宿祢久永

従四位上行神祇伯臣大中臣朝臣安則

大納言正二位兼行民部卿臣藤原朝臣清貫

左大臣正二位兼行左近衛大将皇太子傳臣藤原朝臣忠平

次の表7から『延喜式』典葉寮の〈諸国進年料雑葉〉における「桑」関連物の記載は「桑根白皮」、「桑蠶蛸」、「桑茸」、「白蠶蚕」である。国と貢進分量は次の通りである。

表7 『延喜式』典葉寮の〈諸国進年雑葉〉における「桑」関連物

葉種	国の数	国
桑根白皮 二十六斤	三ヵ国	大和国五斤・伯耆国一斤・播磨国二十斤。 (現在の奈良県・鳥取県・兵庫県)。
桑蠶蛸 九斤三十九兩三分一銖	十三ヵ国	摂津国二斤・伊勢国一斤・尾張国二兩・参河国三兩三分・遠江国一斤・駿河国五兩・近江国一銖・美濃国二斤・出雲国二斤・石見国九兩・備前国一斤・備中国十兩・備後国十兩。 (現在の大阪府と一部兵庫県・三重県・愛知県西部・愛知県部・静岡県西部・静岡県中央部・滋賀県・岐阜県・島根県東部・島根県西部・岡山県南東部・岡山県西半分・広島県東部)。
桑茸五斤	二ヵ国	出雲国三斤・美作国二斤。(現在の島根県東部・岡山県北部)。
白蠶蚕 二十七兩	十ヵ国	伊勢国十兩・参河国二兩・近江国一兩・丹波国二兩・但馬国二兩・因幡国二兩・播磨国二兩・美作国二兩・備前国二兩・安芸国二兩。 (現在の三重県・愛知県東部・滋賀県・京都府と一部兵庫県東・兵庫県北部・鳥取県東部・兵庫県南西部・岡山県北部・岡山県南東部・広島県西部)。

(筆者作成)

以上の調査から、延喜式三十七 延長五年(927)の「桑」関連物をみると、「桑根白皮」「桑蠶蛸」「桑茸」「白蠶蚕」は、「諸国進年料雑葉」で決められた国から貢納されていたと思われる。

その配分は、おそらくは葉種が生育するのに最適な産地の選定であろう。上表をみると「桑根白皮」の貢進量は、三国合わせて二十六斤(15.6 kg)(一斤 600 g、一兩 37.5 g、一分 12.5 g、一銖 2.34 g 相場)である。「桑蠶蛸」は、十三国で九斤三十九兩三分一銖(約 6.9 kg)貢進されている。

「桑茸」は二国で五斤(3 kg)である。「白蠶蚕」は十国で二十七兩(約 1 kg)である。「桑根白皮」

の貢納が多いということは、使用価値の高いことを示唆するものと考えられる。年貢別貢雑物は主に生薬であろうから、やがてその国の特産物として貢物台帳に記録され、それがその地域の年貢代りとなろうかと考えられる。貢納国は中部および関西方面が多いように思えるのは、「桑」関連物の薬材も元々植物であり生物である。それらが薬材に代わるためには、細心の注意を必要とされ、運搬時間や移動にも工夫が必要であると思われる。栽培にはその年の天候にも影響を受ける事にもなるといえよう。

典薬寮における薬物は、特殊なものでない限り、国内生産で賄える薬草、及び薬物は受注生産されていた。薬草貢進のために採集される「桑根白皮」は、日本古来の自生「桑」であり、大いに有用な薬材とされていたと考察する。そのために年貢別貢雑物に掲載されたといえる。

「桑根白皮」として、その地域の年貢の代わりに貢納されていたように、時代こそは異なるが、貢納が国の特産物として、前掲の表から推察できる。「桑」関連物を貢納している国では、桑の栽培が盛んにならざるを得ない。当然、養蚕の発達には桑も大量に使用され、絹や生糸の貢納も考えられる。絹や生糸や薬として使用する「桑」関連物の貢納は良きバランスを保ちながら管理されていたものと考えられる。『延喜式』卷三十七典薬寮の資料から「桑」と関連物は、薬物として使用されて献上奉公された事実があることを否定出来ないと考察する。献上奉公は、日本各国の地域産業の発展に繋がる可能性があると考えられることから、都に近い西日本では、統治され易いが発展性も見込める利点がある。都から遠地の居住は、地域の産物を献上するための、移動流通経路の発達にも影響するものと考えられる。

第四節 『本草和名』から「桑」関連の考察

(一) 日本最古の本草書『本草和名』

『本草和名』は平安時代初期において、侍医深根輔仁撰の全二巻からなる薬物解説書で、延喜十八年(918)頃に成立し同年の醍醐天皇の勅を奉じて撰述されたものと推定される。『輔仁本草』とも称される。唐の蘇敬らの『新修本草』に記載された薬物を主体として選び、漢名和名を考定し対訳した異名辞典でもある。薬物は合計壱千貳拾五種。『新修本草』から八百五十種、諸家食経から百五種、『本草稽疑』『新撰食経』『本草拾遺』その他から七十種を集録。分類は玉石・草・木・獸禽・虫魚・菓・菜・米穀・有用無用の九種で、この順序は『新修本草』に従い各薬物の漢名の異名その出典、和産の有無、和名、和産地を記載。和名は万葉仮名で記す。

本書は承平年間(931-938)源順撰述の『和名類聚抄』に引用され『本朝書籍目録』に掲載されたが、長らく所在不明であった。江戸幕府の医官多紀元簡(もとやす)が幕府の紅葉山文庫に古写本を発見、誤りを校訂し注を加え、寛政八年(1796)に刊行されて世に知られるに至った(『続群書類従』雑部『日本古典全集』B・H・日本語研究ぐるうぶ編『新刊多識編』所収)¹⁾。

築島裕氏によると²⁾、

『本草和名』上下二巻は、その中に存する万葉仮名の和訓については、国語史上注意すべきものが少なくないが、従来この和訓についての研究は必ずしも多くなく、その性格も未だ詳にされていない現状である。『本草和名』には古写本が知られて居らず、国語史料として扱う場合にも、寛政八年(1796)の版本(日本古典全集所収)に依ることが多い。『医心方』の巻第一には、現存『本草和名』の全巻に亘る部分の省略のような形が収載されている。古写本の現

存するものを聞かないが部分的に見れば、図書寮本草聚名義抄に引用されたものと、『医心方』の古写本(仁和寺本と日本古典全集所収本)の巻第一の部分に引用されたものが、知られていて、これらの原本は何れも院政時代の書写と目されている。『医心方』(仁和寺本・日本古典全集本)で『本草和名』を引用したと見られる部分では、

緑青 和名安乎仁出長門国(仁和寺本一ノ五十五〇七)

雲母 和名岐良々出近江陸奥国(一ノ五十五ウ二)

とあり、和訓は小書割注となっているが、この場合、『医心方』が果たしてどの程度『本草和名』の原本を伝えているのか確かではないし、又、当時としても、和訓は割注形式で記すのが一般的であろうから、その習慣に惹かれて、もと大字だったのを、『医心方』の撰者が小字に直したかもしれないのである。

と築島氏は述べる。氏の著『本草和名の和訓について』から五十六年が経過し、令和三年(2021)には『本草和名』の翻刻に関して、汲古堂書院より刊行(丸山裕美子編著・武情編著)された。

深根輔仁については、生没年不詳。平安時代中期の名医。本姓は代々医業をもって朝廷に仕えた蜂田薬師であり、『新撰姓字録』では諸蕃に収めているが、百済からの帰化渡来氏族である。

本拠は和泉国大鳥郡蜂田郷。承和元年(834) 文王のとき深根宿禰姓を賜る。仁和三年(887)宗継は内薬正・侍医・医博士・針博士にて加賀介を兼ね、名医の評を得る。

その孫輔仁は延喜十八年(918)右衛門医師のとき『掌中要方』一卷を撰し、また同年ごろ唐初の『新修本草』に準拠した『本草和名』(『輔仁本草』『和名本草』ともいう)二巻を撰している。

他に『養生抄』七巻を撰し、その抄録と思われる『養生秘要抄』一卷を延喜二十一年(921)に著わしている。延長三年(925)には権医博士にて典薬頭菅原行貞の門徒であったことが知られる。

承平六年(936)侍医となり、名医の評を得る。『二中歴』名医の項にもその名が揚げられている。

(『国史大辞典 第十二巻』)³⁾

『本草和名』(918)は、『医心方』(984)より約七十年前に刊行されている勅新撰で、合計壺千式拾五種の本草が掲載されている。

本草内薬八百五十種、諸家食経一百五種、本草外薬七十種、(世用四種、拾遺二十五種、警疑三十三種、新撰食経八種)、諸家食経、諸家音義、本草雑要訣、本草拾遺、大清経、神仙餌方、養生要集、抱朴子内篇、本草警疑、黒子枕中五行記、小品方、釈薬性、丹草口訣、薬訣、五金粉薬訣、鑑真、兼名苑、崔並豹古今注、耆婆脉决経、范注方、葛氏方、本草疏、陶弘景注、蘇敬注、録驗方、脚気論、新方、廣利方、刪繁論、龍門百八方、新録単方、千金方、玄感傳屍方。

以上のように、『本草和名』には、これらの文献から編集されていると考えられる。

(二) 『本草和名』上下冊⁴⁾から「桑」関連の考察

本節では、国立国会図書館架蔵本『本草和名』上下冊を底本として、「桑」関連の考察をするものであり、『本草和名』序については、この章末に【附録】として、読み下し文を付け記載し、稽疑三十三種の文献も可能な範疇で〔註〕を付けた。

さらに、『本草和名』に引用された古医学文献資料を〔参考〕に添付した。

次の表 8 は、『本草和名』上下冊から「桑」関連の記載を抜粋、分類し表に纏めたものである。尚、「桑」関連の記載を分かり易くするために、下線を付して表示した。

表 8 『本草和名』上冊

(「桑」関連物に下線筆者付す)

1	冬灰	一名黎灰陶景注云燒諸蒿黎練作之、萩灰出陶景注、 <u>桑薪灰</u> 青蒿灰燒蒿作之、枳灰燒木葉作並入染用已上三種出蘇敬注、一名地粉 一名黃灰已上二名出兼名苑、 和名阿加佐乃波比
2	木香	一名蜜香一名青木香出陶景注、一名 <u>東桑童子</u> 出丹口訣、一名千秋一 名千年一名長生已上出兼名苑 (「東桑童子」は、若桑樵カ 引用)
3	続断	楊玄操音杜緩反、一名龍豆一名接骨一名南草一名槐生一名属折楊 玄操音上蜀下市列反、一名□断一名葛根一名属路肉一名蛇藥已上四 名出釋藥性、一名槐主出雜要訣、一名虎溪苗名也 <u>桑上寄生</u> 恐非真、接骨樹疑是、又有一藤一名諾藤已上四種出陶景 注、一名含水藤中有水也出拾遺、 和名波義一名於尔乃加良
4	芫華	一名毒魚一名杜芫根名蜀桑根已上本條、一名生水一名敗華一名兒 草根一名黃大戟一名白草一名傲華一名元伯已上七名出釋藥性、元 根是元花根也出范汪方、一名餘甘出釋藥、唐
5	澤瀉	陶景注云擿葉有白汁故名澤瀉、一名瀉茎大戟苗也、一名得文一名生連 一名細柳一名柳苗耶苴一名黃宰一名聶酒一名重宰一名大戟一名 白澤一名 <u>野桑</u> 已上十一名出釋藥性、 和名波也比止久佐乃女
6	白芨	楊玄操音及、一名甘根一名連及草本條、一名白根出雜要訣、一名 <u>連桑</u> 出釋藥、和名加々美 (「連桑」は不詳であるが「桑」字引用)
7	<u>桑上寄生</u>	一名寄屑、一名寓木楊玄操音遇、一名宛童、一名蔦、一名 <u>桑搗</u> 出 陶景注、一名附枝出無名苑、 <u>桑上寄生者木精也</u> 出太清經、 和名久波乃歧乃保也
8	<u>桑根白皮</u>	一名白皮伏蛇出土上者、一名顛根直入土中出雜要訣、和名久波乃加 波
9	<u>桑菌</u>	一名木髮楊玄操音俊、 <u>互木耳</u> 名搗蘇敬注曰槐榆柳桑耳此為互木耳、一 名木搗、一名桑上寄生木精也出太清經、 和名久波乃多介
10	<u>赤鷄桑</u>	<u>桑葉</u> 小者也出徐恭論、 <u>桑樵</u> 天精也出太清經、一名 <u>扶桑丹</u> 出七卷食經、 <u>桑者</u> 箕星之精也出太清經、 和名久波乃美

『本草和名』下冊

(「桑」関連物に下線筆者付す)

11	<u>桑螵蛸</u>	一名蝕蚘仁謂音尤、蝓螵一名蝓螵仁謂音上都堯反下音聊已上二名出陶 景注、一名不過、一名莫髮音毛、一名蝓螵音襄、一名莫貉、一名 蛸母音消、一名石娘、一名蜂音牟、一名車軼已上七名出兼名苑、 <u>螵 蛸</u> 一名博蝓音惟、一名脾蛸音脾已上出兼名苑、和名於保知加布久利
----	------------	--

12	白殭蚕	陶景注云養蚕時有合薄殭者、 和名加比古、
13	蠟蚕蛾	仁謂音義作原字陶景注云是重養者、一名魏蚕、蚕楊玄操音古弥反蚕衣也、矢名蚕沙已上三名出陶景注、 和名比々留乃布多古毛利
14	草木類一百三十二種	雄黄虫 天社虫 桑蠹虫 石蠹 行夜 一名負槃 一名氣槃仁謂音足二反 一名屍頻虫仁謂音頻 蝸離 麤魚 丹銑仁謂音即踐反 一名飛竜 扁前 蛭類一名蛭短 蜚蠊 桔鷄 益符一名無舌 地防 黄虫
15	蚕沙	治胃反、 和名加比古乃久曾
16	縑蛋汁	治脚氣、一名縑絲湯出拾遺、 和名末由比介留之留
17	桑蠹	治金瘡肉生不足、糯煮糯米擘作之已上三十三種出本草警疑
18	烏死蚕	一名烏糯蚕一名軫蚕在簇上烏死臭者也
19	蚕布洩	此蚕子紙出襦者也、 和名加比古乃以天加良

大医博士深江輔仁撰『本草和名』寛政丙辰春開鐫

(筆者作成)

上記の表8についての分析と考察を行なうにあたり、深江輔仁『本草和名』巻千弍拾五種の内、「桑」関連の記事は、上冊からは10項目、下冊からは9項目を合わせて、19項目の記載が見られた。19項目の分析と考察をすると、次のようになる(中に「桑」以外の物も含まれる)。

上冊の「桑」に関連すると思われるもの10項目の記載から、

1. 〈冬灰〉の項目に「桑薪灰」とみえるが使用目的は書かれていない。「和名阿加佐乃波比」とあることから『広辞苑』(岩波書店第六版2008)では、「アカザ」は「アカザを焼いて灰にした物で染物に用いる。」とあり(「桑薪灰」も染物にも使用されるものカ)。『医心方』に(蘇敬本草注：桑薪灰で之を洗う)(治面疔黒傘方第十五)(范汪方：蘇敬本草注搗馬莧楷之今案俗用赤莧良)(葛氏方治火瘡灸終不肯爆方：細末烏賊魚粉之 又方桑薪灰水和傳之)等から3件の記載があれども『医心方』では『本草和名』のものではなく原書からの引用と読み取れる。
2. 〈木香〉には一名「密香」。一名「東桑童子」出丹口訣とあり「桑榘」は「桑の実」「桑の子」「桑榘子」といわれ、又、『図経衍義本草』北宋・仙方に「密丸桐子大」とあることから〈赤鷄桑〉の「桑榘天精也 出太清経」、「一名扶桑丹 出七卷食経」と考えられることから「東桑童子」は、(若桑榘カ 引用)とした。
3. 〈続断〉の項目に「桑上寄生」恐非真とみえる。「和名波義一名於尔乃也加良」とある。
4. 〈芫華〉一名毒魚一名杜芫根名「蜀桑根」已上本條 唐とありこれも不詳なり。
5. 〈澤瀉〉の項目に「野桑」とあり已上十一名出釈薬性、「和名波也比止久佐乃女」とある。
6. 〈白芨〉一名「連桑」とみえて「和名加々美」(「連桑」は不詳なるが「桑」の字記載)。「白芨」については、第二節-(二)正倉院薬物の本草上の位置で、これを引用した。(『広辞苑』(岩波書店第三版1990年)では「白芨(びやくきゅう)」は紫蘭とあり、塊茎は漢方生薬の白芨で止血・排膿剤・火傷・切傷に外用。また糊料に用いる。)とある。花は紫色でも根の薬効からの命名であると考えられる。
7. 〈桑上寄生〉の項目にあり一名寄屑、一名寓木揚玄操音遇、一名宛童、一名蔦、一名桑孺出陶景注、一名附枝出魚名苑、桑上寄生者木精也出太清経、「和名久波乃歧乃保也」。桑木に出きたヤドリ

木と考えられる。

8. 〈桑根白皮〉一名白皮伏蛇出土上者、一名顛根直入土中出雜要訣、「和名久波乃加波」。「桑根白皮」は「一名白皮伏蛇」とあり土上に出て伏蛇しているが真の根は土中入っている部分を指すという意味であろう。典薬寮では「桑」関連物の最多量が貢納となっている。しかも三国という特定の地域からの貢納であることから栽桑の奨励国を特化するものと考察する。

9. 〈桑菌〉の項目にあり一名木髮、五木耳名孺蘇敬注曰槐榆柳桑耳此為五木耳一名木孺、一名桑上寄生木精也出太清經とあり、「和名久波乃多介」。「桑菌」は「桑茸」の桑上寄生で木の精とあり桑の木に出たキクラゲと考えられる。典薬寮の貢納薬物に見える。

10. 〈赤鷄桑〉の項目にあり桑葉小者也出徐恭論、桑椹天精也出太清經、一名扶桑丹出七卷食經、桑者箕星之精也出太清經とあり、「和名久波乃美」。『医心方』に(桑実1件、服陵陽子三精散方：天精桑実)(桑椹5件、桑椹本草云蘇敬曰味甘寒无毒单食主消渴七卷經云桑椹漢武傳曰西王母神仙上薬有扶桑丹謂椹也孟顛説云性微寒食之補五臟耳目聡明利關節和經脈通 通血氣益精神)「和名久波乃美」とある事から丹波康頼は「桑椹」の説明に『本草和名』を活用したと考えられる。

以上が上冊の分析と考察である。これより下冊、九項目の記載から分析と考察を行なう。

11. 〈桑蠹蛸〉一名蝕虬仁謂音尤、蠹螂一名蛸螻仁謂音上都兗反下音聊已上二名出陶景注、蠹蛸一名博蝨音惟、一名脾蛸音脾已上出兼名苑「和名於保知加布久利」(桑木に蠹螂が生み付けた卵の巣カ。)

「桑蠹蛸」は桑木に産み付けたカマキリの卵の巣を指すのであろうが「桑蠹蛸」の採取にはその年の天候上の関係も考慮されて、典薬寮では各地の十三国からの貢納と考えられる。

12. 〈白僵蚕〉陶景注云養蚕時有合薄殭者、「和名加比古」。「白僵蚕」は蚕とあり典薬寮では、十の国から貢納されていることである。温暖な気候の西日本で養蚕の盛んな地域が考えられる。

13. 〈蠶蚕蛾〉仁謂音義作原字陶景注云是重要者、一名魏蚕、蚕揚玄操音古弥反蚕衣也、矢名蚕沙已上三名出陶景注とあり、「和名比々留乃布多古毛利」とあり、蠶蚕は夏に育てられる蚕をいう。

14. 〈草木類一百三十二種〉の項目に「桑蠹(と)虫」とあり。(桑喰い虫カ。引用)

15. 〈蚕沙〉治胃反とあり「和名加比古乃久曾」興味深いのは胃の改善に有効とある「蚕沙」である。「和名で蚕の久曾」とあって、「桑」のみ食している蚕の紛れもない排泄物は「桑」そのものであると考えられる。

16. 〈縑蛋汁〉治脚氣とあり一名縑絲湯出拾遺「和名末由比介留之留」。「縑」とは撚り合わせたもので堅く織った絹をいうと考えられるが不詳なり。

17. 〈桑蠹〉治全瘡肉不足、韃糞糯米擘作之已上三十二種出本草警疑とあるが不詳なり。

18. 〈烏死蚕〉一名烏糲蚕、一名軫蚕在簇上烏死臭者也 とあるが不詳なり。

19. 「蚕布洩」此蚕子紙出羅者也とあり、「加比古乃以加良」とあることから養蚕時に蚕に敷いた紙に洩れた蚕の体液が付いた紙のことを指すのであろうか。

以上が「本草和名」上下冊からの「桑」関連の記事は、一治に就位衆中では、決して多い記載率(1.85%)ではない。しかし、日本最古の勅撰本草書に「桑」関連物の項目を登載させる理由として、国内生産が可能であると考えられる。この様な重要な位置に「桑」の存在があったということを示唆していると考えられる。

典薬寮の成立と実務の遂行状態を勘案すると、『本草和名』は延喜十八年(918)頃の成立であり、上述の『延喜式』「典薬寮」延長五年(927)における「桑」の関連物を見ると「桑根白皮」、「桑蠹蛸」、「桑茸」、「白僵蚕」は「諸国進年料雑薬」で決められた国から貢納されていたと考えられる。

勅命によって撰書された『本草和名』は、平安時代初期に日本国家の威信をかけた薬物壱千式拾五種は、唐の『新修本草』から八百五十種、『諸家食経』から百五種、『本草稽疑』『新撰食経』『本草拾遺』その他から七十種を収録している。

日本で最初の薬物解説書であるから『本草和名』の成立は、国家体制を担っての成立であったと考えられる。

典薬寮は、令制宮内省の被官で医療を掌る官司であることから、寛平八年(896)に内薬司が典薬寮に併合されて、内薬司の医療関連職員が典薬寮に移された。これ以後に典薬寮における実務管理体制が実行されたと考えられる。

日本国内で供給不可能な特殊薬物は別としても、国内産で賄える薬物の採集と供給可能な地域国の選定において『本草和名』は、最も重要な国家の威信をかけての成立であったと考察する。

『本草和名』によって国内で採取可能な薬草と、その薬草に適した国を選別することによって、地域の産物の活性化が計れるものと考察する。

このことは、日本国民の養生意識の増進と国家管理体制の確立に寄与することになると考察する。

第五節 『医心方』から「桑」関連の考察

日本における「桑」と関連物における薬用歴から、『医心方』における「桑」関連の分析から、柴西『喫茶養生記』の「桑」効能記述由来について考察する。

(一) 『医心方』と(道学・仏教)思想の影響

日本にも太古以来、受け継がれてきた固有の医術があった。『古事記』に出てくる、かの有名な因幡の白兔の寓話で、大国主命が出雲で兔の外傷を治したという伝説である。それは経験的医術と呪術的医術が行われていたことを物語っている。

「いま、急いでこの水門に往きて、水を以て、汝身を洗いて、その水門の蒲黄を取って、敷き散して、その上に転べば、元の膚のように治る」と教えた。塩分をとって、やわらかいガマのハナを肌にやさしくせよとは、まさに経験的な教示であった。その大国主命(おおくにぬしのみこと)(大己貴命(おおなむちのみこと))と少彦名命(すくなひこなのみこと)は医神として今も各地の神社に祀られている¹⁾。

このような昔話で、現代に語り継がれているのは、日本固有の医術の原点であろうと考えられる。

杉立義一氏は、

東海の島国、日本列島に医術が渡ってきたのは、朝鮮半島(新羅)からであった。韓医方は約二百年間続いたが、やがて直接に中国の医学が入ってくるようになった。

推古天皇の十五年(607)、聖徳太子は小野妹子を隋に遣わして、その文化を学ばせたが、翌年には恵日・福因の二人が随行して、十五年間も中国に住み、医術を学んで帰国した。

隋が唐に代わった後はますます頻繁に遣唐使が送られて、舒明天皇二年(630)から承和五年(838)までの間に、計十二回の使節が中国に渡り、隋・唐の制度・文物をもたらした。

さらに仏教の伝来と興隆が日本の医学の発達に貢献したことを忘れてはならない天平勝宝六年(754)唐の名僧鑑真是度々の渡航失敗の後に、来朝に成功し唐招提寺に戒壇を築き受戒の儀を行った。『鑑真方』一卷はすでに失われているが『医心方』の中に数回引用されている。

医学・本草もその例外ではなかった。天平勝宝八年(756)、聖武天皇遺愛の宝物六百余点と共に、葉帳に記載されただけでも六十種に及ぶ薬四十種、記帳外十六種であるが、そのほとんどが中国・東南アジア・西域等から移入されたものであり、千二百年余の間、良好な状態で地上の建物内に保存されていたことは、『医心方』の引用文献と軌を一にして、誠に驚嘆すべき歴史的遺産であり、『医心方』の現実性を増すものである。

医術の面でもわが国の医方を集めて保存するため、勅命によって、国造、県主、神社や旧家に伝わる医方を提出させて、大同三年(808)に出雲広貞・阿部真直がこれを編纂して『大同類聚方』と名づけたが、今に残る同名の書は後世の偽撰であることは残念である。

この他にも延喜十八年(918)に深根輔仁が『本草和名』を、承平年中(931-938)には源順が『倭名類聚抄』を著わしたのも、その現れである。

というように、杉立氏は、『医心方』については殆どが中国の古代から隋・唐に至る間の古医書から引用していると述べている²⁾。仏教の伝来と興隆が、日本の医学の発達に貢献したことについては、前述した第二節の正倉院薬物のところで、『鑑真方』について少し触れたがその通りである。

さらに杉立氏は、

引用回数の多い書として、『黄帝内経太素』、『諸病源候論』、『神農本草経』、『新修本草』、『七卷食経』、『崔禹錫食経』、『黄帝明堂経』、『小品方』、『玉函方』、『范汪雜薬方』、『僧深薬方』、『龍門方』、『如意方』、『集驗方』、『千金要方』、『古今録驗方』、『医門方』、『耆婆方』、『産経』、『養生要集』、『玉房秘訣』、『皇甫氏寒食散方』、『抱朴子』、『極要方』等があり、馬継興によれば合計二〇四種で、引用条数合計一〇八八一条に達するという。このうち朝鮮医書が二種含まれており、医学書以外の書、三十四種も含んでいる。とあり、最も引用回数の多い三種は、『諸病源候論』(病原論)六六八回引用。本書は病理学、病因学の専門書であり論のみ記述して処方のはせていない。『千金要方』(千金方)一二七三回引用。撰者、孫思邈(ぼく)(581-681)は若くして道・仏・儒に通じ、聖堂といわれた。特に老子・荘子に精通した。

『千金方』の完成時期は六五五年前後と見られている。古代から隋に至るまでの経方を広く採り、簡潔に編して三十巻にまとめた。人の生命は千金より重いという意味から『千金要方』と命名した。孫思邈はこの後、『千金要方』の不備を補うため『千金翼方』三十巻を撰した。しかし、この書は『医心方』には引用されていない。

『神農本草経』『新修本草』これらの一連の本草書(薬物書)からは、合計一四三七回引用。神農の名を冠した『神農本草経』は中国最古の本草書である。

梁の陶弘景(456-536)は五〇〇年頃、当時伝えられていた『神農本草経』を整理して、これに『名医別録』を加え、さらに自注を加えて『神農本草経集注』七巻を撰した。

さらにこれに唐代の六五七-六五九年に、蘇敬らは勅命によって新しい薬物と説明を加えたのが『新修本草』である。

『神農本草経』には、一年の日数と同じ三六五種の薬物がおさめられている。これは、道教思想により、これらの薬物を効能と使用目的で次の三種に分類している。

上薬一二〇種 命を養い不老延年をはかる。無毒で長年月服用してもよい。道教でいう仙薬。
中薬一二〇種 生を養い、病を防ぎ、体力を補う。有毒のものと無毒のものとあるので
合して用いる。今の保健強壯薬である。

下薬一二五種。病気を治す目的に用いる。有毒のものが多いため長期服用は不可である。現在の医薬品にあたる。

と述べている。中国の戦国時代、天下を統一した秦の始皇帝が、最後に望んだものは不老長寿であり、始皇帝の命を受けて方士の徐福は、仙薬を求めて東海に船出し、遂に日本に辿り着いたと伝承されている。

道学思想は紀元前三世紀頃、中国山東省沿岸にはじまった。その中心思想は不老長寿であり、現世利益であったから中国では大いに広まった。そのため道学の活動面でも医術部門は特に大きい比重を占めている³⁾と考えられる。

さらに、杉立氏は、道学の四法の医術について、次のように述べる⁴⁾。

1. 辟穀 五穀を避けて火食を絶つこと。主に草根木皮から食料を作り、火で調理したものを食べない。そうすれば肉体は清浄となり、精神の自由を得て長生きできる。(『医心方』巻二十九、巻三にあり。)
2. 服薬・煉丹 前述したように中国の本草学は道教により発達してきた。上薬である仙薬(丹・神丹)の服用とその製方は特に重視された。(『医心方』巻十九にあり。)
3. 調息と導引 調息とは一つの呼吸法であり、導引は一つの柔軟体操である。天地根元の元気を吸って、その気を損じなければ長寿を保てるとした。馬王堆漢墓三号墓(紀元前186年)出土の導引図に如実に見ることができる。(『医心方』では巻二十七にあり。)
4. 房内(中)男女の気を消耗させないで調和を保ち、より長寿をはかる。(『医心方』巻二十八にあり。) このように道教医術は『医心方』に多く引用されている。日本の上古における思想では疾病は神の怒り悪魔の所業、靈魂の祟り罰であるという原始的な考え方であった。その原因と思われるものに対して、これを敬い祭り、これを崇めて疾病を除去し得るものとしたと考えられる。その方式として呪術が出来、祭事が行われたといえよう。

と杉立氏は、説明している。このように、日本に仏教が伝わり生死の観念が説かれ未来現在が人生の連鎖であることを知り信仰行事が起こった。これによって喜福を得て禍害を去り、疾病を除いて身体を健康に保つことが出来るとして、読経し加持祈祷などの仏事を営んで無病息災を望んだと考えられる。医学知識が進むに従い起こる病を注意し、養生することで疾病を防ぐこともできた。又、これを治して健康を保つことが出来るものと考えられ、中国医学ではこの養生法が早くから発達したといえよう。それは延命する事が人生の目的であってこれを保持すべき方法が考えられていたからである。このような思考は日本においても、中国医学を学んだことから、延命法が養生の極致であったために、養生によって疾病も除かれ健康も保たれ、自然延命の目的が達せられるものと考えられたことによるものである。

このように医学の流れを經由し、日本に平安時代から、この説によって鎌倉時代に一層その意識が深められて、この時代に宋に渡ってその真義を究めようとする僧侶は少なくは無かったと考えられる。その医療を担う多くが僧医であり、栄西も加持祈祷による仏教の布教活動をすることを主としたこの時代の密教僧であり、僧医の例外ではなかったと考察する。

(二) 『医心方』における「桑」関連記述由来の考察（『医心方』からの抄録）

正宗敦夫『医心方』を底本⁵⁾として調査し、その三十巻から、「桑」関連記述の薬種と思われる記事を抽出した。さらに、選取した「桑」関連物を抄録に纏め、それを『『医心方』における「桑」関連記述由来の抄録】【表1】とした。なお、出処の文中における「桑」関連物が、分かり易いように、下線で印を付した。

【表1】 『医心方』における「桑」関連記述由来の抄録 (下線筆者付す)

巻	項目	桑	蚕	出処
卷一 治病大 体部	合薬料理法第六		僵蚕 1	千金方云：凡用麦胡子麴米大豆黄 卷澤蘭蕪莠僵蚕干添蜂房皆微炒(三 十二オ9行)
	薬不入湯酒法第八		僵蚕 1	僵蚕 右二十九種虫獸類(四十一オ8 行)
	薬畏悪相反法第九	桑根白皮 1		桑根白皮読新桂心麻子為之使(四十四ウ 2行)
	諸薬和名第十	桑螺蛸 1		桑螺蛸狩龍骨療洩精畏旋復花(四十六ウ5 行)
		桑上寄生 1		本草内薬八百五十種 第十二卷木上二十七種：桑上寄生 和名久波乃支乃保也(五十八オ4行)
		桑根白皮 1		第十三卷木中二十八種：桑根白皮和 名久波乃根乃加波(五十九オ5行)
		桑螺蛸 1		第十六卷虫魚類七十二種：桑螺蛸和 名於保知加布久利(五十二ウ2行)
			白僵蚕 1	白僵蚕和名加比古 (五十三オ2行)
			蠶蚕蛾 1	蠶蚕蛾和名夏蚕乃布多香毛利(五十三オ9 行)
			焉死蚕 1	焉死蚕蚕在簇上為死者(六十七ウ8行)
		蚕布履 1	蚕布履和名加比古乃以夫加良(六十七ウ9 行)	
		蚕沙 1	已上二十五種出本草拾遺 蚕沙治胃及 和名加比古乃久曾(六十九4 行)	
		綵繭汁 1	綵繭汁 治脚 和名末由介留之留(六十 九オ5行)	

			桑蚕 1	桑蚕和金瘡肉生不足(六十九オ 5 行) 已上三十三種出本草稽疑(六十九オ 7 行) 医心方卷第一
卷二 忌鍼灸部	作艾用火灸治頰十一	桑木 1		小品方云脉淳 桑木之火以灸即傷肉 棗木之火以灸即傷髓多肢即髓消(七十四オ 5 行) 医心方卷第二
卷三 中風部	治一切風病方第二 治半風方第四 治風疰方第五 治中風口喎方第九 治中風隱軼方第十八 治中風隱軼瘡方十九	桑條(エタ) 1 桑鈎々1 生桑炭 1 桑鈎々1 桑皮 1	蚕沙 1 蒸蚕沙 1 煮蚕沙汁 1	竹瀝如无竹葉宜細切桑條(エタ)一丈斗以水一大斗煎取二大升代之(十三オ 3 行) 千金方治大風半身不隨方：又方蚕沙然蒸作鍊袋(十五ウ 3 行) 本草醫穀治風疰方：蒸蚕沙尉之(十六ウ 3 行) 大素經云：治之以馬膏々其急者以白酒和之桂以塗其緩者以桑鈎々之(二十三ウ 4 行)即以生桑炭量坎中高下為座等(二十三ウ 4 行) 録驗方治口眼相引高僻者方：以桑鈎々吻辺掛着耳也(二十三ウ 8 行) 本草醫穀治風搔隱軼方：煮蚕沙汁漬之(三十四ウ 9 行) 煩悶不可堪方：又方到桑皮二斗許煮全濃及熱以自洗浴(三十五ウ 1 行) 医心方卷第三
卷四 鬢髮部	治髮令生長方第一 治白髮令黑方第四 治鬢髮禿落方第六 治頭赤禿方第八	桑葉 1 桑椹 1 桑根白皮 1 桑樹皮 1		千金方治髮令長方：又方麻葉桑葉准者火去滓沐髮七遍長六尺(二ウ 7 行) 如意方染髮白術：又方熟桑椹以水漬服之令髮黑(六ウ 4 行) 医門方治髮落方：又方桑根白皮二升大麻子二升白桐葉切一升半右澗九升浸經一宿煮五六沸去滓以沐浴髮(八オ 6 行) 如意方治續髮禿落術：桑樹皮削去黃黑取白剉二三升以水澗煮五沸去滓以洗沐續髮為不落(八ウ 3 行)

	<p>治毛髮妄生方第十二</p> <p>治面姦黑鼻方第十五</p> <p>治黑子方第二十一</p> <p>治療目方第二十二 治創癩方第二十三</p> <p>医心方卷第四背記</p>	<p>桑灰汁 1</p> <p>桑經絡 1</p> <p>桑薪灰 1</p> <p>桑灰 1 桑薪灰 1</p> <p>桑白汁 1</p> <p>桑葉 1</p>	<p>白僵蚕末 1</p>	<p>千金方治赤禿方：桑灰汁洗搗樞封日中曝頭(十オ1行)</p> <p>病源論云若風邪桑經絡血氣改變則異毛惡髮妄生則須以藥令不生之(十一ウ6行)</p> <p>蘇敬本草注以桑薪灰洗之(十六オ5行)</p> <p>録驗方五灰煎方：石灰 藿(鶴)灰桑灰炭灰各一升(二十三オ1行)</p> <p>范汪方：蘇敬本草注搗馬莧楷之今案俗用赤莧良又方以桑薪灰洗之(二十五オ7行)</p> <p>新録方衣魚摩上且：又方胡粉付且 又方白僵蚕末付(二十六オ7行)</p> <p>又方单用蜜塗之 又方桑白汁和鷄子白塗在之 (二十六オ8行)</p> <p>治白髮令黑方：桑葉或用荷葉綴着頭巾上遍以裹髮一夜至且取酢兼水熱暖三淨洗髮秘方也 白水ニ酢少分ヲ入具也(三十オ6行)</p> <p>以上第五葉 (背記)(三十オ9行)</p> <p>医心方卷第四</p>
<p>卷五 頭面部</p>	<p>治芒草沙石入目方第三十</p> <p>治唾血方第四十八</p> <p>治舌腫方第五十四</p> <p>治齒黃黑方第六十二</p> <p>治牙齒痛方第六十六</p> <p>医心方卷第五札記</p>	<p>桑根白皮 1</p> <p>桑黃皮 1</p>	<p>蚕矢 1 (カイコノクソ)</p> <p>臥蚕子 1</p> <p>絹袋 1</p>	<p>治眼方治目中暎方：又云吞蚕矢(カイコノクソ)一枚良(二十六オ6行)</p> <p>録驗方治唾中有膿血牽胸脅痛方：桑根白皮五兩(三十九オ2行)</p> <p>千金方治舌腫滿口方：瘡膏塗之。虫形狀或以臥蚕子細審者有頭尾其頭少白燒鉄針烙頭上使熟即目銷(四十二ウ3行)</p> <p>新録方治齒黃黑方：取桑ノ黃皮酢漬一宿洗七遍一云黃白皮此方正月過及五月五日用(四十七オ7行)</p> <p>絹袋盛如(四十九オ4行)</p> <p>医心方卷第五</p>
<p>卷六 胸腹痛部</p>	<p>治卒腰痛方第七</p> <p>治槩腰痛方第八</p>	<p>桑寄生 1</p> <p>寄生桑上 1</p>		<p>千金方：杜仲酒治五種腰痛方：桑寄生杜仲 鹿茸 桂心四味分等末服方寸匙日三(十二オ9行)</p> <p>范汪方治槩腰方：寄生桑上者鹿茸桂心牡丹分等為散服方寸匙日三(十四オ8行)</p> <p>医心方卷第六</p>

卷七 陰創并 穀道部	治寸白方第十八	桑樹枝 1 桑根白皮 1	病源論云：或云飲白酒以桑樹枝貫牛肉 灸食并生栗所成(二十二オ 1行) 集驗方治寸白方：又方桑根白皮切三升 以水七升煮取二升宿無食一頓服之(二十 二ウ 2行) 医心方卷第七
卷八 手足部	脚氣腫痛方第六 脚氣脹滿方第九	桑 1 桑根白皮 1 桑根白皮 1 桑根湯 1 桑根白皮 1 桑根白皮 1	唐療脚氣攣不能行及乾疼不腫自漸枯消 或復腫滿緩弱方：取桃柳槐桑穀五木枝 葉各切一斗以水一斛塩五升煮取五斗浸 將燥以下一將得七日養蔽即侵將亦良(十 二オ 3行) ・唐療手足腫滿洪真者大豆煎方：大豆 一升淨扱穀樹皮一握橘皮三兩桑根白皮 二握(十三ウ 3行) 極要方療脚氣遍身腫方：大豆三大升以水 二斗煮取五升汁去滓桑根白皮一握切(十四オ 9行) 蘇桑根湯主通身體滿小便澁上氣心下淡 水不能食々則張滿者方：桑根白皮五升 大豆五升右以水三斗煮取一三升去滓分三 服之(十九オ 2行・4行) 蘇徐療腫已入股至腹脹小便澁少者方： 又方云穀樹白皮切一大斗桑根白皮切一 大斗入云(十九ウ 1行) 医心方卷第八
卷九 咳嗽部	治喘息方第二	桑根白皮 1 桑根白皮 1 桑根汁 1 桑根白皮 1	葛氏方治卒上氣鳴息便欲絶方：藹菲絞汁 一升許立愈 又方未人參服方寸匙日三 又方桑根白皮細切三升 生薑切半升 吳茱與半升酒五升合煮三沸去滓以盡服 之入口則氣下此千金秘方(八ウ 3行) 唯中水鷄鳥方：桑根白皮一升 生薑合 皮切一升以水四升煮取一升六合二服 (九オ 9行) 又方以桑根汁一斗煮赤小豆三升豆然敢 豆飲汁(九ウ 4行) 又方大豆三升以水一斗煮取五升去滓內 桑根白皮切一升煮取一升六合二服腫類 消当利三行(九ウ 6行)

				医心方卷第九
卷十 積聚并 水浮腫 部	水病證集第十七		老蚕 1	千金方云：水病初起兩月上先腫如老蚕色類頸脉動股裏冷脛中滿(二十四オ 7行)
	治大腹水腫方第十八	桑根白皮 1		医門方療大腹水腫遍身洪滿小便澁少方海蛤六合亭歷子十分伏苓六分 橘皮四分郁李人四分桑根白皮五分(二十五オ 4行)
		桑根 1		極要方療大水腫神方：白糖四兩 桂心一兩 桑根六升 甘草一兩炙人參一兩 細辛一兩 大棗十四枚 右以水九升煮桑根取三升以煮藥取一升去(二十六ウ 2行・3行)
		桑根 1		張仲景方云：治脾胃水面目手足肘腫胃管堅大萬短氣不能動搖桑根白皮湯方：桑根白皮切二升桂一尺生薑三顆 人參一兩 凡四物切以水三斗煮取桑根竭得一斗絞去滓內桂人參生薑黃飴十兩煮之竭得七升服一升消息更服(二十七ウ 7行・8行)
	治通身水腫方第十九	桑根 1		膀胱桑根主之腫從四支起腹腫名為風水其根在胃澤添主之腫(二十九オ 7行)
		桑根 1		先從面目腫名曰氣水其根在肺桑根主之(二十九ウ 7行)
	治十水腫方第二十	桑根白皮 1		腹腫独大名曰石水其根在旁朮桑根白皮主之(三十ウ 5行)
	桑根白皮 1		極要方治風水毒氣遍身腫方：猪白皮三兩桑根白皮五兩橘皮一兩紫蘇二兩生薑四兩大豆三升(三十二オ 6行)	
治風水腫方第二十一	生桑根白皮 1		經心方治風水大豆煎生桑根白皮細切三升入土(三十二オ 9行)	
	桑根白皮 1		僧深方治風水腫癰痺当陸酒方：經時不養者方：小豆三升大麻子三升槁碎以水研汁一桑根白皮 1斤合煮也豆熟食豆飲汁即大下水即養(三十三オ 5行)	
	桑灰汁 1		蘇敬本草注：又方桑灰汁煮大豆飲之下水腫(三十三オ 7行)	
				医心方卷第十

卷十一 霍乱柄 下痢部	治利兼腫方第三十七	桑根白皮 1		<p>病源論云：利魚腫者是利久脾虛水氣在於肌肉之間所為也</p> <p>新録方治利兼腫者：桑根白皮 切一升水四升煮取一升去滓內糖三合和洋分二服又大麻子三升水一斗研取白汁煮赤小豆爛豎豆飲汁良(四十三ウ9行)</p> <p>医心方卷第十一</p>
卷十二 消渴并 大小便 部	<p>治消渴方第一</p> <p>治渴利方第二</p> <p>治大便不通方第十三</p> <p>治大便下血方第十六</p> <p>治小便糞赤白黑方第二十一</p> <p>治遺尿方第二十三</p>	<p>桑椹 1</p> <p>桑根白皮 1</p> <p>桑根 1</p> <p>桑耳 1</p> <p>桑耳 1</p> <p>桑茸 1</p>		<p>蘇敬本草注：治消渴方：食大麦麵良又單食桑椹良 又方：粟米臭泔汁飲之立養(六オ1行)</p> <p>集驗方治渴日飲一斛者方：入地三尺取桑根白皮灸令黃黑細切以水令相淹煮之以味濃為變熱飲之勿与塩与米非嫌大驗(八オ4行)</p> <p>千金方：治大便不通方：桑根一抱把去赤皮 榆根一把去赤皮 水三升煮取一升半分二服 又方：恒煮麻子取汁飲之(二十オ2行)</p> <p>范汪方云：治大便血諸血衄血方：烏賊魚骨五分 桑耳一分 凡二物治篩酒服方匙日三(十六オ6行)</p> <p>范汪方：又云治小便白濁而多方：桑耳三分 甘草五分 二物為散以酢漿服方寸匙日三(三十三ウ6行)</p> <p>録驗方治遺尿龍骨散方：桑茸三兩 焚石二兩 牡蠣二兩 龍骨三兩 凡四物合治下篩服方寸匙日三(三十六ウ2行)</p> <p>医心方卷第十二</p>
卷十三 五勞七傷 部	<p>治虛勞五勞七傷方第一</p> <p>治虛勞夢泄精方第三</p> <p>治虛勞尿精方第四</p>	<p>桑螵蛸 1</p> <p>桑螵蛸 1</p>	<p>絹袋 1</p> <p>絹袋 1</p>	<p>右二物細切成絹袋以清酒四斗五升漬之(四ウ9行)</p> <p>冬用根皮切一升成絹袋以酒一斗(五オ8行)</p> <p>新録方治失精方：又方菲子一升桑螵蛸十四枚水五升煮取二升三服忽為散酒服(十一ウ1行)</p> <p>小便多瀝失精々目前囊下濕癢方：石斛 巴戟天 桑螵蛸 杜仲 凡四物分等合梔下篩蜜丸如梧子酒原脹十九日二合強陰氣充補諸虛討神良(十三ウ1行)</p>

	治虚劳少精方第六	桑樹白皮 1 桑皮 1		雜酒方云：桑樹東南枝白皮一把細切以酒一升漬之經宿去桑皮多少飲之精如湧泉(十四オ 6行・7行)
	治傳屍病方第十三	桑根白皮 1	絹袋 1	又云傳屍骨蒸伏練殮穢相染藏門神秘方：紫胡三兩 桑根白皮五兩 甘草二兩炙桔梗三兩 統漸三兩 紫苑四兩 赤小豆一升小青竹茹三兩 五味子三兩 干地黄五兩 若熱更加石膏三兩未若不下食更加生麥門冬二兩(二十二ウ 9行) 凡六味鴉節絹袋子盛之夜臥汗出傳之(二十三ウ 2行)
	治骨蒸病方第十四	赤桑根白皮 1		又云主傳屍殮穢喜厭夢者灸商丘二穴 廣濟方療瘦病伏練諸鬼氣惡注朱砂丸方：光明朱砂一大兩碎桃人七十枚去皮麝香三分碎 右研朱砂麝香令細末後用桃人香砂為丸 如其和不斂以蜜少許合成記清飲服一七丸日二服夜一服不痢忌雜肉及辛 又云療傳屍骨蒸殮練肺萎疔鬼氣卒心痛霍亂吐痢時氣鬼魅瘴瘧哉白暴痢疹血月閉痲癩丁腫驚癩鬼忤中人吐乳狐狸吠力伽丸方：吠力伽白木是光明砂研麝香當門子 訶梨勒皮香 附子沈香重者青木香 丁子香 安息香 檀香畢(二十四オ 5行・二十四ウ 7行)
	治肺痿方第十五	桑根白皮 1 桑皮 1		廣利方理骨節熱積漸黃瘦方：鼈甲六分炙知母四支 大黃六分 葱白五莖豉十二分 赤桑根白皮八分 甘草四分炙(三十ウ 2行) 玄感傳屍方主肺痿咳嗽上氣不得臥多粘唾等写肺湯方：亭歷子三兩微火熬令色褐如沒之紫之 大棗二十枚破桑根白皮三兩 凡三味以水三升煮來及桑皮取一升去滓(三十一ウ 7行・9行)
卷十四 治卒死并 傷寒部	治注病方第十一	桑根白皮 1		集驗方治注病方：取桑根白皮切二斗曝燒作灰湯淋取汁浸小豆二斗如此取灰汁盡蒸豆熟作羊鹿義巖此豆(二十三ウ 1行)
	治傷寒八日方第三十三	桑螵蛸 1		錄驗方治傷寒八九日腹滿外內有熱心煩不安此胡湯方：蜆母二兩 生薑三兩 萎蕤三兩 芫胡八兩 大黃三兩 黃芩二兩 甘草 1兩炙 人參一兩 半夏二兩洗桑螵蛸七枚炙 凡十物切以水一斗煮得三升温飲一升日三(四十六ウ 4行)

	治傷寒豌豆瘡方第五十七	桑白汁 1		新録方豌豆瘡滅癩方:又方桑白汁和鷄子白塗之(五十九オ 9 行) 医心方卷第十四
卷十五 癰疽部	治石癰疽有膿方第三	桑灰汁 1		録驗方洗癰疽并惡創毒氣猪蹄湯方:凡十一物先以水二升半別煮猪蹄取一升半去蹄內諸葉煮得并沸下桑灰汁一升又煮取一升半湯成精々以洗創甕詰疽初腫時去狼牙內灰汁瘡既潰用狼牙除灰汁(二十四ウ 5 行)
	治石癰方第六	桑根白皮 1 桑皮 1		千金方治癰堅如石不作膿者方:蜀桑根白皮陰干槁末消膠以酒和桑皮付上即拔出(三十三ウ 8 行・9 行)
	治肺癰方第十三	桑根皮 1		僧深方治肺腸癰經時不老桔梗湯主之方:桔梗三兩 甘草 薏苡 人敗醬 干地黄木谷二兩 當歸一兩 桑根皮一升(四十四オ 6 行) 医心方卷第十五
卷十六 腫物部	治丁創方第一		白僵蚕 1	醫門方療丁毒腫不問雄雌麻子等一切毒腫毒氣入腹殺人方:亦云治丁腫方:白僵蚕白僵石末和封之最佳(七オ 5 行)
	治風腫方五		白僵蚕 1	蘇敬本草注丁瘡方:未白僵蚕封上根當自出極効(七ウ 3 行)
	治熱腫方第六	桑樹 1	炒蚕矢(クツ)1	瘰癧軼皆風腫治之方:又方炒蚕矢并塩布裹尉之(十二ウ 3 行)
	治瘰癧方第十三		白僵蚕 1	救急單驗方療熱毒腫方:取桑樹東南根下立和水作泥餅安腫上以艾灸之取熱即止男女並同(十三ウ 6 行)
	治鼠瘻方第十八	桑灰汁 1		作瘻及癰癩者方:又方白僵蚕為散水服五分匙日三十養(二十二ウ 8 行)
	治風瘻方第三十六	桑白皮 1		千金方療鼠瘻瘡養後復發及不愈出膿血不止方:黃足相淹和煎六七沸桑灰汁淨洗瘡去惡汁以地黄膏塗上日一易(三十四オ 9 行) 經心方治風瘻鼠瘻方:桑白皮七八斤細剉水二斗煮取一斗更煎汁取二升半頓服下虫養(四十四ウ 8 行) 医心方卷第十六

卷十七 丹毒瘡部	治癰瘡方第二	桑薪灰汁 1		范汪方治癰湿方:取羊蹄根細剉數拊以桑薪灰汁煮四五沸校去滓以汁洗創(十オ 1 行)
	治惡靈瘡方第十一	若桑支 1		小品方云:凡以八九月刻手足以犯惡路殺人不輕也 治之方用生竹若桑支兩三枚擣着火中為椎引之令極熱研碎斷之正白爛乃取韭白搗以(二十四オ 2 行)
	治諸瘡中風水腫部第十七	桑灰汁 1		葛氏方治因創而腫皆坐中水及中風寒所作也其腫入腹則殺人治之方:桑灰汁溫以漬之大良(三十二オ 8 行・三十二ウ 1 行)
		生桑條 1		集驗方治因瘡腫劇者數日死或中風寒或中水或中狐屎棘刺方:燒穰草及牛馬屎生桑條趣得多烟者熱之合汁出則愈(三十三オ 4 行)
				医心方卷第十七
卷十八 湯火并灸 不愈部	治灸創不老方第二	桑薪灰 1		葛氏方治火瘡灸瘡終不肯爆方:細末烏賊魚骨粉之 又方桑薪灰水和傳之(五ウ 3 行)
	治金創方第五	桑白汁 1		葛氏方治金創方:急且研桑取白汁以厚塗之(八オ 4 行)
	治金創復出方第六	桑柴(紫)灰 1		医門方金創止痛止血方:又方桑柴(紫)灰傳瘡止痛止血極効(十オ 2 行)
	治金創腸斷方第七	桑皮 1		刪繁方治金創方腸斷方:取桑皮繩縫腸皮用蒲黃粉之(十ウ 4 行)
	治金創血出不止方第九	桑皮 1		葛氏方若腸已斷者方:以桑皮細縫合鷄熱血塗之乃令入(十一ウ 3 行)
	治毒箭所傷方第十四	桑樹白汁 1 桑白皮 1 桑白汁 1 桑根皮汁 1		廣利方金創血不止方:麒麟竭末傳之、又方研桑樹取白汁塗之(十三オ 4 行)
	治狐尿毒方第三十三	桑灰汁 1		集驗方治兵創医不能治方:剥桑白皮去上黑者以裹之桑白汁入創冬月用桑根皮汁(十六オ 7 行・8 行)
	治吳公螫人方第四十一	桑根汁 1		葛氏方治狐菟棘刺人腫痛欲死方:又方以熱桑灰汁漬之冷復易(三十一ウ 9 行)
			本草云吳公毒用桑根汁解 今案新錄方云立痛止(三十九ウ 6 行)	

	治蜘蛛疔方第四十二 治蜘蛛疔方四十五 治蠨蚕毒方第四十九	桑樹白汁 1	白僵蚕末 1 蚕 1 蠨蚕 1 蚕 1	極要方云斫桑樹白汁以塗之 (四十一オ 2 行) 極要方云白僵蚕末以唾和之塗上 (四十三オ 6 行) 病原論云蚕既是人脊之物性非毒岩之虫 然時有疔人者(四十四ウ 2 行・3 行) 新録方云蠨蚕毒方(四十四ウ 6 行) 廣濟方療蚕及蜘蛛方(四十四ウ 8 行) 医心方卷第十八
卷十九 服石部				医心方卷第十九
卷二十 服石諸 病部	治脹石小便不通方第三十三	桑螵蛸 1		小品方云解散少便不通神良方:桑螵蛸三十枚(二十六ウ 2 行) 医心方卷第二十
卷二十一 婦人部	治婦人陰大夫傷方第十七 治不尽崩中漏下方第二十三 治婦人令斷生產方第三十一	桑根白皮 1 桑耳 1	蚕子 1	玉房秘訣云女人傷於夫陰陽過患陰腫疼痛欲欧方:桑根白皮切半升干薑一兩(十六ウ 5 行) 僧深方治崩中方:桑耳干薑分等下篩酒服方寸匙日四五(二十二ウ 3 行) 千金方云斷產方:又方蚕子故布方尺燒末酒服之(二十九ウ 4 行) 医心方卷第二十一
卷二十二 婦人部	治任婦胎動不安方第七 治任婦體腫方第二十三 治任婦小便數方第二十五	桑上寄生 1 桑根白皮 1 桑螵蛸 1		集驗方云任身臨生月胎動不得生方:桑上寄生五分(二十オ 8 行) 医門方云治任身四肢煎腫皮肉拘急方:常陸根切一升赤小豆三升桑根白皮切一升水一斗二升煮(二十八ウ 8 行) 録驗方云治任身卒暴小便數不能自禁止方:桑螵蛸十四枚(二十九オ 8 行) 医心方卷第二十二
卷二十三 產婦部				医心方卷第二十三
卷二十四 治無子部	治無子法第一 相子生属月宿法第十一	桑上寄生 1	田蚕男 1	僧深方慶雲散治大丈夫陽氣不足不能施々化無所成方:桑上寄生四兩(三ウ 6 行) 互生子貞信良腹好田蚕男(十七オ 6 行)

			田蚕忠 1	女生子宜田蚕忠孝良(十七ウ 9行) 医心方卷第二十四
卷二十五(1) 小児部	治小児髮不生方第二十三 治小児口瘡方第四十六 治小児舌上瘡方第五十二 治小児清頸方第六十二 治小児吐衄方第六十三	桑上寄生汁 1 桑白汁 1 桑木 1 桑白汁 1 桑根汁 1		新録方云以蜜和猪毛灰塗之即生:又方桑上寄生汁塗立生(二十三オ 4行) 葛氏方桑白汁塗瘡上(三十一ウ 5行) 小品方:又方清且匙斫桑木令白汁出塗乳以飲兒(三十三ウ 7行) 千金方桑白汁塗之(三十七オ 1行) 応驗方取桑根汁着汁口中即養(三十七オ 5行) 医心方卷第二十五(1)
卷二十五(2)末 小児部	治小児湯火灼瘡方第一百四十六	桑灰 1		亦云桑灰水和付之(七十三ウ 8行) 医心方卷第二十五
卷二十六 延年部	芳氣方第三 求富方第六 避兵創勾方第十二 医心方卷第二十六	桑実 1	絹 1 蚕沙 1 蚕 1 蠟蚕 1	右十物細縛絹篩為粉以(十五オ 6行) 又方埋蚕沙着衣令家大富(二十一ウ 1行) 又方二月上壬日取道中云井花水和為泥塗屋四角宜蚕(二十二オ 1行) 靈奇方云五月五日取梧桐西南向枝長五寸以為人蠟蚕二枚(三十二ウ 2行) 服陵陽子三精散方:天精桑実(三十七ウ 6行) 医心方卷第二十六
卷二十七 大體養生部				医心方卷第二十七
卷二十八 房內	三十法第十三 還精第十八 用藥石第二十六 長婦傷第三十	桑 1 桑根白皮 1	五蚕纏綿 絹袋 1	(十六ウ 5行) 今足下年迫桑榆(二十三オ 6行) 絹袋懸竿陰干(四十五ウ 3行) 玉房秘訣云女人傷於夫陰陽過患陰腫疼痛方:桑根白皮切半升(四十八ウ 4行) 医心方卷第二十八

卷二十九 飲食部	諸獸禁第十四 治飲酒大渴方第二十	桑木 1 桑根白皮 1	又云凡猪羊牛鹿諸畜皆不可以穀木桑木為剗灸食(二十五ウ 6行) 葛氏方治飲酒後大渴方:桑根白皮三兩切熱(三十一ウ 4行) 医心方卷第二十九
卷三十 證類部	五菓部第二	桑椹 1 桑椹 1 扶桑 1 椹 1	桑椹本草云蘇敬曰味甘寒无毒单食主消渴七卷經云桑椹漢武傳曰西王母神仙上菓有扶桑丹所謂椹也孟顓詵云性微寒食之補五臟耳目聰明利關節和經脈通通血氣益精神故名久波乃美 (二十オ 3行・4行) 医心方卷第三十

『医心方』 永観2年(984) 丹波康頼

(筆者作成)

以上が、『医心方』と「桑」関連の調査である。25項目について、『医心方』の「桑」関連の記載116箇所が確認されたので、次にその分析と考察を行う。

『医心方』における「桑」関連の記載箇所の分析は次の如くである。

- 1.[桑根白皮 28][生桑根白皮 1][赤桑根白皮 1] 30例で、卷一治病大体部 2、卷四鬢髪部 1、卷五頭面部 1、卷七陰創并穀道部 1、卷八手足部 4、卷九咳嗽部 3、卷十積聚并水浮腫(生桑根白皮 1 含)7、卷十一霍乱柄下痢部 1、卷十二消渴并大小便部 1、卷十三五勞七傷部(赤桑根白皮 1 含)3、卷十四治卒死并傷寒部 1、卷十五癰疽部 1、卷二十一婦人部 1、卷二十二婦人部 1、卷二十八房内 1、卷二十九飲食部 1。
- 2.[桑皮 6・桑樹皮 1・桑黄皮 1・桑根皮 1] 9例で、卷三中風部(桑皮)1、卷四鬢髪部(桑樹皮)1、卷五頭面部(桑黄皮)1、卷十三五勞七傷部(桑皮)2、卷十五癰疽部(桑皮 1 桑根皮 1)2、卷十八湯火并灸不愈部(桑皮)2。
- 3.[桑灰汁 7・桑薪灰汁 1] 8例で、卷四鬢髪部(桑灰汁)1、卷十積聚并水浮腫部(桑灰汁)1、卷十五癰疽部(桑灰汁)1、卷十六腫物部(桑灰汁)1、卷十七丹毒瘡部(桑薪灰汁 1 桑灰 1)2、卷十八湯火并灸不愈部(桑灰汁)1。
- 4.[桑白汁 6・桑樹白汁 2] 8例で、卷四鬢髪部(桑白汁)1、卷十四治卒死并傷寒部(桑白汁)1、卷十八湯火并灸不愈部(桑白汁 2 桑樹白汁 2)4、卷二十五(1)小児部(桑白汁)2。
- 5.[桑螵蛸] 7例で、卷一治大体部 2、卷十三五勞七傷部 2、卷十四治卒死并傷寒部 1、卷二十服石諸病部 1、卷二十二婦人部 1。
- 6.[桑木 3・桑 2・桑樹 1] 6例で、卷二忌鍼灸部(桑木)1、卷八手足部(桑)1、卷十六腫物部(桑樹)1、卷二十五(1)小児部(桑木)1、卷二十八房内(桑)1、卷二十九飲食部(桑木)1。
- 7.[桑薪灰 3・桑灰 2・桑柴灰 1] 6例で、卷四鬢髪部(桑薪灰 2 桑灰 1)3、卷十八湯火并灸不愈部(桑薪灰 1 桑柴灰)2、卷二十五(2)末小児部(桑灰)1。
- 8.[桑上寄生] 5例で、卷一治病大体部 1、卷六胸腹痛部 2、卷二十二婦人部 1、卷二十四治無子部 1。
- 9.[桑椹] 5例で、卷四鬢髪部 1、卷十二消渴并大小便部 1、卷三十證類部 3。

- 10.[桑根] 5 例で、卷十積聚并水浮腫 4、卷十二消渴并大小便 1。
- 11.[桑条^{エタ} 1・桑樹枝 1・若桑支 1・生桑條 1] 4 例で、卷三中風部(桑条^{エタ})1、卷七陰創并穀道部(桑樹枝)1、卷十七丹毒瘡(若桑支 1 生桑條 1)2。
- 12.[桑根汁 3・桑根皮汁 1] 4 例で、卷九咳嗽部(桑根汁)1 卷十八湯火并灸不愈部(桑根皮汁 1)(桑根汁 1)2、卷二十五⁽¹⁾小児部(桑根汁)1。
- 13.[桑耳 3・桑茸 1] 4 例で、卷十二消渴并大小便(桑耳 2 桑茸 1)3、卷二十一婦人部(桑耳)1。
- 14.[桑樹白皮 1・桑白皮 2] 3 例で、卷十三五勞七傷部(桑樹白皮)1、卷十六腫物部(桑皮)1、卷十八湯火并灸不愈部(桑白皮)1。
- 15.[桑葉] 2 例で、卷四鬢髮部 2。
- 16.[桑鈎々] 2 例で、卷三中風部 2。
- 17.[生桑炭] 1 例で、卷三中風部 1。
- 18.[桑根湯] 1 例で、卷八手足部 1。
- 19.[桑根竭] 1 例で、卷十積聚并水浮腫部 1。
- 20.[桑根皮汁] 1 例で、卷十八湯火并灸不愈部 1。
- 21.[桑上寄生汁] 1 例で、卷二十五⁽¹⁾小児 1。
- 22.[桑実] 1 例で、卷二十六延年部 1。
- 23.[桑] 1 例で、卷二十八房内 1。
- 24.[桑経絡] 1 例で、卷四鬢髮部 1。
- 25.[扶桑] 1 例で、卷三十證類部 1。

以上の 25 項目から、「桑」とは別に桑関連として蚕の「白殭蚕」については、8 例の記載が見られた。卷一合薬料理法第六に 1 例と薬不入湯法第八に 1 例と諸薬和名第十に 1 例ずつ合わせて 3 例の記載があり。卷四治創癥方第二十三に 1 例。卷十六治丁創方第一で 2 例と治療癥方第十三に 1 例。卷十八治蜘蛛螫人方第四十二に 1 例である。「白殭蚕」については、『延喜式』典薬寮の貢納薬物として「桑」関連物の四品の中に含まれて、十の国内で合わせて二十七両が貢納されている。「桑」関連物の中では、「桑根白皮」、「桑蠹蛸」「桑茸」「白殭蚕」の四品目は特別に国内の各地に割り当てられている。このように、「桑」の使用部位と使用方法、用語関連で分別すると 25 項目となり、その分類方法は次のように考える。1.「桑根白皮」と 14.「桑樹白皮、桑白皮」、2.「桑皮、桑樹皮、桑黄皮、桑根皮」、については、使用部位の「皮」を、根と樹で分類して色彩をも分別。3.「桑灰汁、桑薪灰汁」と 8.「桑薪灰、桑灰、桑柴(紫)灰」は、「灰汁」と「灰」に分別。4.「桑白汁、桑樹白汁」と 10.「桑根汁、桑根白汁」と 20.「桑根皮汁」を分類し、「桑樹汁」と「桑根汁」と「桑根皮汁」を分別。6.「桑、桑木、桑樹」は一括りとして 9.「桑条(エタ)、桑樹枝、若桑支、生桑條(エタ)」とを分類し、「桑木」と「桑枝」とを大別。5.「桑蠹蛸」、7.「桑椹」、11.「桑根」、12.「桑耳(茸)」、13.「桑上寄生」、15.「桑葉」、16.「桑鈎々」、17.「生桑炭」、18.「桑根湯」、19.「桑根竭」、21.「桑上寄生汁」、22.「桑実」、23.「桑」、24.「桑経絡」、25.「扶桑」は、単独で表示した。13.「桑上寄生」については、「桑寄生」「寄生桑上」を含めて多様な表現に対応し同類として対応した。この様に分別し分類すると、二十五種目に分類されると考えられる。

上記の分析から考察すると、『医心方』における「桑根白皮」の 30 例は、116 例中約 1/4 の割合を占めている。卷一治病大体部 薬畏悪相反法第九に 1 箇所、諸薬和名第十に 1 箇所。卷四鬢

髮部 治鬢髮禿落方第六に1箇所。卷五頭髮部 治唾血方四十八に1箇所。卷七陰創并穀道部 治寸白方第十八に1箇所。卷八手足部 脚氣腫痛方第六に2箇所、脚氣脹滿第九に2箇所。卷九咳嗽部 治喘息方第二に3箇所。卷十積聚并水浮腫部 治大腹水腫方第十八に1箇所、治通身水腫方第十九に2箇所、治十水腫方第二十に1箇所、治風水腫方第二十一に2箇所、それと生桑根白皮が1箇所である。卷十一霍乱柄下痢部 治利兼腫方三十七に1箇所。卷十二消渴并大小便部 治渴利方第二に1箇所。卷第十三五勞七傷部、治傳屍病方第十三に1箇所、治骨蒸病方第十四に赤桑根白皮1箇所、治肺痿方第十五に1箇所。卷十四治卒死并傷寒部 治注病方第十一に1箇所あり、卷十五癰疽部 治石癰方第六に1箇所。卷二十一婦人部 治婦人陰大夫傷方第十七に1箇所。

卷二十二婦人部 治妊婦體腫方第二十三に1箇所あり。卷二十八房内 長婦傷第三十に1箇所ある。卷二十九飲食部 治飲酒大渴方第二十に1箇所。合わせて30例が記載されている。

特に「桑根白皮」が多量に使用されている薬物であることが考察できる。『延喜式』典薬寮の〈年料雑物〉貢納物の中で特に多い薬物として、「桑根白皮」の記載も確認されている。

【表2】は、『医心方』の「桑」関連物における「桑根白皮」の30例の記載を纏めたものである。尚、「桑根白皮」の記載の部分に、下線を付した。

【表2】『医心方』における30項目の「桑根白皮」記載例 (下線筆者付す)

番号	卷	原文
1	卷一治病大体部 藥畏惡相反法第九	<u>桑根白皮</u> 読新桂心麻子為之使
2	諸薬和名第十	第十三卷木中二十八種： <u>桑根白皮</u> 和名久波乃根乃加波
3	卷四鬢髮部 治鬢髮禿落方第六	医門方治髮落方 又方 <u>桑根白皮</u> 二升大麻子二升
4	卷五頭髮部 治唾血方四十八	録驗方治唾中有膿血牽胸脅痛 方于地黄五兩 桔梗三兩 紫苑三兩 竹茹三兩 五味三兩 赤小豆一升 統断三兩 <u>桑根白皮</u> 五兩 甘草二兩灸
5	卷七陰創并穀道部 治寸白方第十八	集驗方治寸白方取菜蕒根洗去云切一升漬一宿平且分舂服取樹北陰地根 又方 <u>桑根白皮</u> 切三升以水七升煮取二升宿無一頓服之
6	卷八手足部 脚氣腫痛方第六	唐療手足腫滿洪直者大豆煎方 大豆一升淨扱穀樹皮一握橘皮三兩 <u>桑根白皮</u> 二握
7	々	極要方療脚氣遍身腫方 大豆三大升以水二年煮取五升汁去滓 <u>桑根白皮</u> 一握切
8	々	蘇桑根湯主通身体滿小便澁上気心下淡水不能食則脹滿者方 <u>桑根白皮</u> 五升大豆五升右以水三年煮取一升去滓分三服之
9	脚氣脹滿第九	蘇徐療腫已入腿股至腹脹小便澁少者方 又方云穀樹 <u>白皮</u> 切一大斗 <u>桑根白皮</u> 切一大斗入云深者
10	第九咳嗽部 治喘息方第二	葛氏方治卒上気鳴息便欲絶方 <u>桑根白皮</u> 細切三升生薑切半升吳茱萸半升酒五升合煮三沸去滓盡服之
11	々	唯中水鷄鳴方 <u>桑根白皮</u> 1升生薑合皮切一升以水四升煮取一升六合二服

12	々	又方大豆三升以水一斗煮取五升去滓內 <u>桑根白皮</u> 切一升煮取一升六合二服腫頓消當利三行
13	卷十積聚并水浮腫部 治大腹水腫方第十八	医門方療大腹水腫遍身洪滿小便澁少方 海蛤六合亭歷子十分伏苓六分橘皮四分郁李人四分 <u>桑根白皮</u> 五分
14	卷十積聚并水浮腫部 治大腹水腫方第十八	張仲景方青龍湯四治支疼痛面目肘腫方 又云治脾胃水面目手足肘腫胃管堅大滿短氣不能動搖 <u>桑根白皮</u> 湯
15	々	又方 <u>桑根白皮</u> 切二升桂一尺生薑三顆人參一兩凡四物切以水三斗
16	治通身水腫方第二十	范汪方第八之水四支小其腹腫獨大名曰石水其根在旁光 <u>桑根白皮</u> 主之
17	治十水腫方第二十	極要方治風水毒氣通身腫方 猪白皮三兩 <u>桑根白皮</u> 五兩 橘皮一兩 紫蘇二兩 生薑四兩
18	治風水腫方第二十一	經心方治風水大豆煎生 <u>桑根白皮</u> 細切三升入土一尺者大豆一斗二味
19	治風水腫方第二十一	僧深方治風水腫癥瘕當陸酒方經時不養者方 小豆三升大麻子三升槁碎以水研汁 <u>桑根白皮</u> 一斤合煮豆熟食豆飲汁即大下水即養
20	卷十一霍乱柄下痢部 治利兼腫方三十七	新錄方治利兼腫方 <u>桑根白皮</u> 切一升水四升煮取一升去滓內糖三合和洋分二服又方大麻子三升水一斗研取白汁煮赤小豆爛嚴豆飲汁良
21	卷十二消渴并大小便部 治渴利方第二	集驗方治渴日飲一斛者方 入地三尺取 <u>桑根白皮</u> 灸令黃黑細切以水令相淹煮之以味濃為變熱飲之勿与塩与米非嫌大驗
22	卷十三五勞七傷部 治傳屍病方第十三	又云傳屍骨蒸伏練殭殊相染葳門神秘方 紫胡三兩 <u>桑根白皮</u> 五兩 甘草二兩 灸桔梗三兩 續斷三兩
23	治骨蒸病方第十四	廣利方理骨節熱積漸黃瘦方：鼈甲六分灸知母四丈 大黃六分 葱白五蒜豉十二分 <u>赤桑根白皮</u> 八分 甘草四分灸切以童子少便一大升三
24	治肺痿方第十五	玄感傳屍方主肺痿咳嗽上氣不得臥多粘唾等写肺湯方 亭歷子三兩微火熬令紫色搗如没之大棗二十枚破 <u>桑根白皮</u> 三兩切
25	卷十四治卒死并傷寒部 治注病方第十一	集驗方治注病方 取 <u>桑根白皮</u> 切二斗曝燒作灰湯淋取汁浸小豆二斗如此取灰汁盡蒸豆熟作羊鹿義嚴此豆
26	卷十五癰疽部 治石癰方第六	千金方治石癰堅如石不作膿者方 又方蜀 <u>桑根白皮</u> 陰干搗末消膠以酒和 <u>桑皮</u> 付上付上即拔出
27	卷二十一婦人部 治 婦人陰丈夫傷方第十七	玉房秘訣云女人傷於夫陰陽過患陰腫疼痛欲敗方 <u>桑根白皮</u> 切半升 干薑一兩 桂心一兩 棗三十枚以酒一斗煮三沸服一升勿令汗出當風吸可用水煮
28	卷二十二婦人部 治 妊婦體腫方第二十三	医門方云治任身四丈煎腫皮肉抱急方 常陸根切一升 赤小豆三升 <u>桑根白皮</u> 切一升水一斗二升煮二味取七升去滓內小豆煮令熟然食豆渴飲汁小便利即養

29	卷二十八房内 長婦傷第三十	玉房秘訣云女人傷於夫陰陽過患陰腫疼痛方 <u>桑根白皮</u> 切半升 干薑一兩 桂心一兩 棗二十枚 以酒一斗煮三沸 服一升勿令汗出當風吸
30	卷二十九飲食部 治飲酒大渴方第二十	葛氏方方治飲酒後大渴方：栝樓三兩 麥門冬三兩 <small>去心</small> <u>桑根白皮</u> 三兩 切熬水六升煮取三升分再服不止更作之

(筆者作成)

以上が、『医心方』にみえる「桑根白皮」の記載例である。管見によると『医心方』には、『本草和名』、『医門方』、『録驗方』、『集驗方』、『極要方』、『唯中水鶏名方』、『張仲景方』、『范汪方』、『僧深方』、『新録方』、『廣利方』、『玄感傳屍方』、『千金方』、『葛氏方』、『蘇敬本草注』、『小品方』等から引用されていると考えられる。

また、第五章-第五節における「桑」関連である「桑根白皮」の記載の一端を述べると、先ずは文字化された状態で出土した「木簡」に始まり、『正倉院文書』として、正倉院に保管され、その都度の利用用途では施薬院、悲田院などで必要に出庫されて使用されていた。

その管理をするところが『延喜式』で制定された典薬寮であり、「桑根白皮」は薬種として管理されていたと考えられる。勅撰本草書『本草和名』によると「桑根白皮」は「和名久波乃加波」と名を留めて、『医心方』の中にその記載がある。

他には「桑」関連で『本草和名』から、引用されているものには、「和名加比古乃加良」（蚕布履）、「和名加比古乃久曾」（蚕沙）、「和名久波乃支乃保也」（桑上寄生）、「和名於保知加布久利」（桑蠹蛸）、「和名夏蚕乃布多香毛利」（蠶蚕蛾）、「和名末由介留之留」（綵繭汁）、「和名加比古」（白僵蚕）などがある。これらは『医心方』での「桑」関連に限定した見解である。

このように『医心方』では、『本草和名』からの引用が多くみられると思われるが、その他は、すべて中国の医書から依拠する所であると考えられる。しかしながら、『医心方』三十巻からは、「卷十九服石部」、「卷二十三産婦部」、「卷二十七大體養生部」を除いたほか三十巻中二十七巻に、「桑」に関連した記載が見られたことは、薬種としての「桑」関連物が重要薬物として、日本の国で認識されていたと考察する。しかも日本の各地から採集された薬種として保管されて使用されていたと考えられることから、「桑」関連のみを取り上げても、その効能は使う部所によって使用方法が違う訳である。正確な知識とそれを管理し整理がなされて国家体制の維持ができるものである。それには養生、医学の治療法の基準としての薬効と使用方法が必須と考えられる。

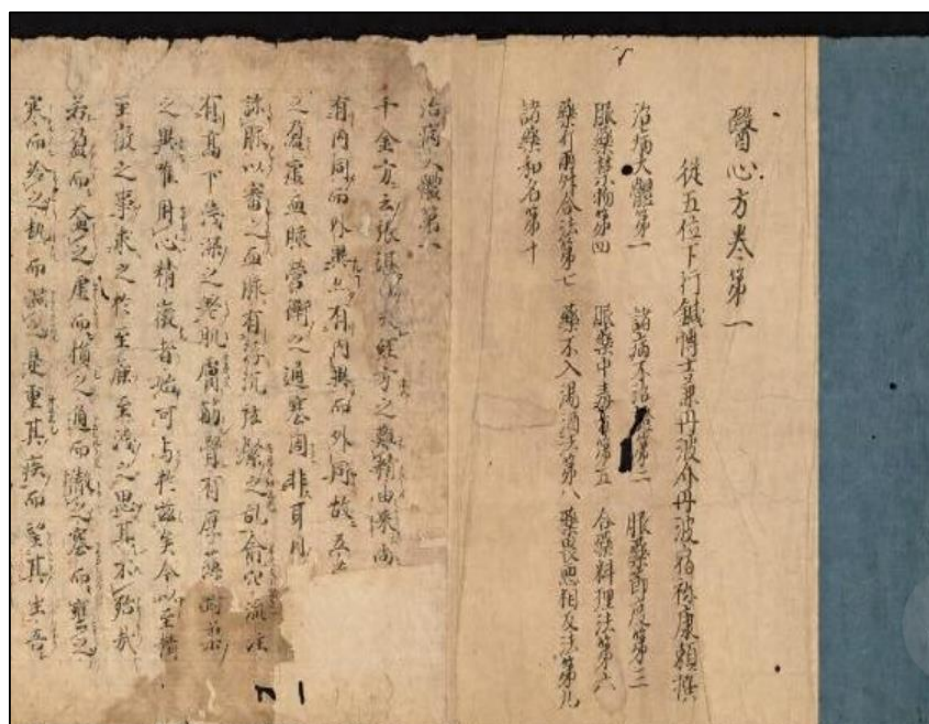
当時、日本医療体制は中国医療に倣って、その医学書から知識を学び、医療の国家体制に備えた『医心方』は、「桑」関連における薬種の採集を日本の国内産で賄えたと考察する。

そこで延喜十八年(918)に成立した日本最古の本草書『本草和名』二巻は、醍醐天皇の勅による本草壹千貳拾五種の撰書であるが、その後、六十六年の歳月を待って、日本最古の医書『医心方』三十巻は、次のように説明される。

隋唐の医書から医書百余点を引用して選書された一大医学全書で円融天皇の天元五年(982)に撰述を終え、浄書のうえ、永観二年(984)奏進された。引用された原著の多くが中国でも日本でも散佚してしまい隋唐医学を知るうえにも本書の価値は大きい。本書は奏進以来永く宮中に秘蔵されていたが、正親町天皇が典薬頭の半井瑞策に下賜されて以来、現在に至るまで半井家の蔵するところとなっている。安政元年(1854)幕府は半井家出雲守より『医心方』

三十巻を提出させ、これを医学館に下げ渡し、多紀元紀・多紀元昕の兩人を総理とし、喜多村直寛・多紀元佶・舟橋玄壯・多紀元琰・小島尚真の五人を校勘とし、渋江全善・伊沢信道・森立之・堀川済の四人を副校勘とし、本書の校正に着手した。さらに安政六年には多紀元琰・多紀元佶・を総理として舟橋玄壯・高島久貫を校勘に、森立之・佐藤萇・清川徴・梶興芝・橋諸芳・浅田惟常の六人を副校勘として覆板を行い万延元年(1860)にこれを刊行した。これが以後の版本の基となったもので安政版と言われる。またこの版本を使って明治四十二年(1909)再刷したのが、その書買の名によって浅草屋版刷といわれる。その他に土肥慶蔵らによる『日本医学叢書』、正宗敦夫らによる『日本古典全集』にも収められている。また昭和四十八年(1973)ぬは、日本古医学センターより安政版の複製本が刊行された。古写本では仁和寺本(国宝、鎌倉時代末期写、現在五帖)があり、これは江戸時代には二十巻ほどあって寛政初年に幕府で謄写させた。また半井家所蔵の延慶本(1309)年写もあったが、安政の地震で焼失した。(『国史大辞典』)⁶⁾

とあることから、日本国の威信にかけて成立した『医心方』には、「桑」関連物の記載記事が多数存在する。本研究では、「桑」関連物に集中して纏め考察した。江戸時代になって正親町天皇は、撰者の丹波家に『医心方』を戻すのではなく、好敵手の半井家に下賜されるのには、何か理由があるのではないかと考察する。



上図は、「国立文化財機構所蔵 国宝・重要文化財 指定名称 医心方(半井家本)30 巻紙本墨書、平安時代・12世紀、東京国立博物館蔵、B-3178の第一巻、巻頭部分」から引用した。

第六節 『長生療養方』¹⁾と『喫茶養生記』における「桑」関連物の比較と考察から

この第六節では、本研究である『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の考究に際し、釈蓮基(生没年不詳)によって著された『長生療養方』との比較考察を行なう。『長生療養方』(1184)全二巻は釈蓮基の撰述によるもので、巻第一には三十項を挙げて養生を述べ、巻第二では十五の治療方を挙げている。『長生療養方』は、『医心方』(984)を基とした中国医書に依拠したものであるとされ、釈蓮基は、平安時代後期から鎌倉時代初期の僧医で、丹波氏の族である。その構成には釈蓮基の私伝による解説を表示している点が、『長生療養方』における独自の撰書であると推察する。蓮基の『長生療養方』には、四種の病相と「桑」関連物の記載がみえる。栄西は、『喫茶養生記』で五種の病相に「桑」効能と「桑」の養生法での対処を記している。両者は同時代を生きた僧侶でありながら、生活背景を異にして、それぞれの立場で養生あるいは療養方を撰書している。

問題提起は、栄西の『喫茶養生記』に記載の五種の病相と「桑」の養生法は、『長生療養方』において二十七年前に、すでに蓮基によって四種の病相と「桑」関連物を記載している点である。

第六節-(一)では、『長生療養方』の考察および「桑」関連物の考察を、蓮基と栄西が提唱した病相と「桑」と「桑」の使用する部分に観点を絞り、(二)では、蓮基の『長生療養方』と栄西の『喫茶養生記』における「桑」関連物の比較考察の必要性から、『長生療養方』における四種の病相と「桑」関連物、栄西が『喫茶養生記』に掲げる五種の病相と「桑」関連物について比較考察を行なうものである。

(一) 『長生療養方』の考察および「桑」関連物の考察

釈蓮基の『長生療養方』は、中国文献、医書から養生と療養方のための引用をされていると考えられる。そのため『長生療養方』の記載には、長生養生方第一引書、『千金方云、、、』、『太素経云、、、』、『養生要集、、、』、『嵇康養生論』、『素問』とあることから、中国の引用文献をそのまま忠実に転写したように感じられる。第二引書には、『脈氣導引抄』、『唐・脚氣論』と記されていることから、中国医学の元である道教に由来する養生の気と脈動(脈拍)からの療養方を引用したことが読み取れる。唐の脚氣論がこの時代の最新かつ信頼性のある医学書であることが考えられる。

そして第三引書には、『延寿赤書云三魂名』として「爽靈」・「胎光」・「幽精」を挙げて、方術が仙術およびそれを継承した道教では、人にある三つの靈魂を体内に抱束することによって生命を永遠に維持し得るといふ考えを説こうというものである。『七魂神名』では、(屍苟・伏兵・萑陰・吞賊・非毒・除穢・臭肺)を基に道教的思考によって長生療養を説こうとする旨を巻頭にて主張しているものと考察する。以上名至夜半五更誦兩遍魂魄不離形神也。五臟神名(心神赤子字朱靈・肺神誥華字虚咸・肝神籠烟字含明・腎神玄冥字育嬰・脾神常在字魂庭)。以上神名日別誦之神不離形。」とあることから、「第四、『麻郭』、『葛氏方云孔子枕中神効方』、『常陸花』。第五、『神仙妙藥秘方』、『大清経』、(中略)、密封。第六、私云凡沐浴ニ三法アリ、(中略)、枕中方云勿十月十日沐浴」とあることから、伝統中国医学の根本的な思潮に依拠した療法を纏めたものと考察する。次に「第七仙経日欲求長生者、(中略)、大清経云庚申(中略)令人百病愈。第八、『小品方、、、』」とあるように、仏教・道学・儒学的な中国の伝統医学の基から引用している専門的な権威を全面に押し出した養生書であると考えられる。薫衣香第九には、「『枕中方云道士養生令身香神自歸方』(瓜辨・当歸・細辛・槁本・芍藟・桂)凡六物各搗、(中略)、『録驗方云薫衣香方』(丁子・藿香・零陵香・青木香・甘松香・白芷・当歸・桂心・檳榔子・麝香)右十物(中略)五辛兼亦万病。『千金方令人身香混

者方』(沈香・零陵香・煎香・丁香・甲香・薰陸檀香・甘松香・藿香)右搗末密和為、(中略)、」とあるように²⁾、道家の思想や信仰から枕中方に云う道士の養生などの書物を重要視していると考察する。まさに養生に必要な専門的書籍が記載されている。服用法第十として、「幹云服用衣服ノ厚薄ノ法也。」とあり、居所法第十一として「延寿赤書云う南岳夫人云(中略)私云床ノ高サハ三尺六寸ナルヘシ鬼氣ノ及ハサルナリ。」とあることから飲食法第十二として、『馬埭食経』、『養性志』、『食経』、『米思簡食経』、『崔禹錫食経』。菓菜功能第十三から避虫蛇方第三十まで、養生の記述がなされている³⁾。さらに巻第二には、『治病大体第一』から『薬斤量升合第十五』までの十五項目の療養方の記載をしている⁴⁾。この様な重厚な養生の専門知識書の凝縮された養生療養方には、度肝を貫く。『医心方』をもっと縮小し専門的に私伝も含めて、簡潔であるけれども正確な出所を明記している勘所は、まさに驚異である。だからこそ四種病相に執着した由縁であろうと感じられた。しかも『医心方』のような三十巻ではなく、たったの二巻という小冊子に纏めた所に療養が浸透し普及する可能性があると思えたが、この蓮基の『長生療養方』はあまり普及していなかったのではないかと考えられる。釈蓮基についての情報がないことがそれを物語っている。

やはり同世代を生きた栄西が、これを閲覧する機会があったとしたら、矢も楯もたまらず、一刻も早く彼の国の最新情報を知りたいと願う気持ちが読み取れる。日本では長期にわたって『医心方』が、最優先の傾向は揺るぎないものと考えられていたからである。

【表 I】は、『長生療養方』から、病名を抽出し、二巻も一巻に続けて考察を行うために、表は一本化した。巻第一は左に見出し(養生方)、(病名)、(薬種による養生方)を示し、巻第二は、(療養方名)、(病名)、(薬による療養方)から、「桑」関連物の所見と四種の病相を抜粋して、それを『長生療養方』二巻より引用し表にしたものである。(筆者作成)

なお、四種の病相を分かり易くするために、巻第一、巻第二の「薬種による養生方」には、四種の病相を分かり易くするために下線を付した。

【表 I】『長生療養方』(巻第一)及び(巻第二)による四種の病相 (四種病相に下線筆者付す)

長生療養方 (巻第一)(養生方)	(病名)	(薬種による養生方)
長生養性方第一		「桑」関連事項は見られない。
調気導引法第二		同上
長生療養方巻第一		同上
聰明益智方第四		同上
延齡服薬方第五		同上
却老沐浴法第六		同上
去三尸法第七		同上
避八風法第八		同上
薰衣香第九		同上
服用法第十		同上
居處法第十一		同上
飲食法第十二		同上

菓菜功能第十三	消渴 消渴 脚氣 消渴 (桑椹) 中風 脚氣 消渴 脚氣 消渴 消渴 消渴 瘡 瘡 消渴 消渴 消渴 瘡 消渴 消渴	彌猴桃：和中安肝治黃疸消渴又主痔病下氣俗云コク 蔦芋：益氣力消渴好食之免脚氣 (桑椹)：補五藏耳目聰明通血脈益精神消渴 熟瓜：補中除服胃中風除瓢食之不害人 胡瓜：不可食生百病免脚氣俗云キウリ 牛蒡：主明目補中治脚弱癰疽咳嗽消渴諸風 燕昔：利五藏輕身応脚氣人不宜食 蘆：消穀養五藏生擣汁主消渴令人肥健 竹筍：治消渴利水道燒服療五痔 鷄腸草：主積年惡瘡不愈治消渴 薊菜：養精神令人肌健破宿血止血痢崩中治熱毒惡瘡 骨逢：治黃疸消渴喉痺 蓴：主消渴熱痺多食動痔 蒟蒻：有毒治消渴 柎莖菜：有小毒止利又莖葉服之瘡根拔之 紫苔：止消渴生水底石上也 石薺：治消渴進食
米穀功能第十四	消渴 消渴 消渴	粟米：養腎氣去胃熱陳者主消渴 大麥：主消渴除熱調中暴食之令脚弱久服好 赤小豆：治消渴止洩利常食之体重令人枯慘
禽獸虫魚功能第十五	脚氣 消渴	鯉魚：主欬逆黃疸療脚氣益氣力膽主明目 海月：利大小腸治黃疸消渴
水冰霜雪功能第十六	消渴 瘡 瘡 消渴	泉水：味甘平無毒主消渴久胃熱痢熱淋小便赤 赤龍浴水：有小毒主瘕結氣惡虫入腹及咬人生瘡者此澤間 小泉赤蛇在中者私云古來赤龍水ト云ハ此水ナリ 世俗ニ癰腫惡瘡ニ塗之服之有効之由聞之古賢以 此水不治腫物本方不分明諸蛇有毒輒不可服之五 香湯大黃等ニ不可過歟 屋漏水：治犬咬瘡洗之詹下土湿取付之有毒誤食生惡瘡 秋露水：味甘平無毒在百草頭者 愈百病止消渴
補養食第十七		「桑」関連事項は見られない。
損害食第十八		同上
合食禁第十九		同上
飲酒禁第二十		同上
菓菜禁第二十一		同上
禽獸禁第二十二		同上
魚虫禁第二十三		同上

月食禁第二十四		同上
雜禁第二十五		同上
断穀法第二十六		同上
避水火方第二十七		同上
疲弊人方第二十八		靈奇方云避兵刀術五月五日取梧桐西南向枝長五寸以芍人(蠟蚕)二枚半以綵衣之擊左臂入軍不畏流失也 私云綵ハ綿帛又五色ノ繒帛ナリ色々ノ絹若クハ繒ヲ以テ衣ニ作ヲ人形ニキセテ可用之
避邪魅方第二十九		「桑」関連事項は見られない。
避蛇蟲方第三十		同上
		長生療養方第一 寿永三年三月十七日 釋蓮基 撰進 嘉禄三年仲呂二十三日戌刻許書写畢 忠良 干時焼失自鷹司町付内蔵療并大内 在判 南殿咸為烬了希代勝事也 同二十五日墨點了干時加茂祭也大雨甚者也 在判 同二十七日墨點了 在判 同日一校了 在判 本云文治五年五月二十四日書写了干時 長基 同年十二月十八日移點一校了 在判
《卷第二》		
長生療養方 (療養方名)	(病名)	(薬による療養方)
治病大體第一		「桑」関連事項は見られない。
諸病不治証第二		同上
服薬節度第三		同上
服薬用意第四		同上
服薬誦文第五		同上
服薬吉日第六		同上
服薬吉方第七		同上
服薬禁方第八		同上
服薬禁裏月日法第九		同上
合服薬禁日第十		同上
服薬禁食第十一		同上
合薬断理法第十二		同上
諸薬功能第十三	中風	雲母：無毒主中風寒熱安五臟明目止利 和名岐良々

	瘡	雄黃：寒有毒主惡瘡鼻中息肉身面白驗 和名岐仁
	瘡	石硫黃：大溫有毒主疽痔惡瘡殺疥虫 和名由乃阿和
	瘡	雌黃：寒有毒主惡瘡鼻中息肉身面白驗
中風		水銀：寒有毒主疥癩殺皮膚中風
中風	瘡	石隔：大寒無毒主中風口千金瘡
	瘡	鐵落：平無毒主惡瘡瘍疽去黑子 和名久呂加祢乃波多
	瘡	石灰：溫主惡瘡癩疾殺痔蟲
	瘡	粉錫：寒無毒主療惡瘡止小便利
	瘡	車前草：味甘鹹寒無毒主利小便葉及根主金瘡止
	瘡	梁上塵：主腹痛鼻血小頭瘡 和名宇都波利乃宇倍乃知利
消渴		澤瀉：味甘鹹寒無毒主補虛損止消渴 和名於毛多加
中風	瘡	茸窮：味辛溫無毒中風頭痛金瘡心腹痛 和名於無奈加都良久
中風	瘡	防風：味甘辛溫無毒主大風頭眩金瘡葉主中風熱汗出 和名波末
	瘡	疾莉子：主咽痺頭痛小兒頭瘡腫可作摩粉
	瘡	訶實：味酸溫無毒主癰疽惡瘡又治金瘡
	瘡	天名精：味甘寒無毒腫丁瘡金瘡南人名地菘
	瘡	丹參：味苦微寒無毒主心腹邪氣完熟惡瘡腫毒
	瘡	地膚子：味苦寒無毒利小便散惡瘡搗絞汁主赤白利
消渴	瘡	葛根：味甘平無毒主消渴身大熱嘔吐解諸毒療傷寒金瘡
消渴	瘡	栝樓：根味苦寒無毒主消渴身熱煩滿大熱補虛安中 和名加良須宇利
	瘡	當歸：味甘辛溫無毒主效逆上氣溫瘡諸惡瘡金瘡煮飲之 和名也末世利
中風		麻黃：味苦溫無毒主中風傷寒頭痛溫瘡止效逆除寒熱 和名加津弥久佐
	瘡	蠶矢：味甘平溫無毒主一切瘡癰腫消酒毒治黃病付蛇虫咬 和名岐津波多
	瘡	黃芩：味苦平無寒無毒主諸熱黃疸洩痢下血惡瘡小兒腹痛 和名比々良岐
消渴		水草：味辛酸寒無毒主暴熱身痒下水氣長鬢髮止消渴 和名宇岐久佐
消渴		疑冬花：味辛溫無毒主效逆上氣喉痺消渴十二月開黃花青 紫萼土上一二寸ハカリ初出又有紅花者葉如荷 和名也末布
中風		牡丹：味辛苦寒無毒主中風五藏除時氣頭痛腰痛 和名布加美

	中風	馬先蒿：味苦平無毒主寒熱中風女子帶下和名波々古久佐
	瘡	積雪草：味苦寒無毒主大熱惡瘡癰疽皮膚赤身熱
消渴		葶草：味鹹微寒無毒主消渴明目益氣 和名以奴多天
	瘡	垣衣：味酸無毒主黃瘰欬逆血氣金瘡內塞
	瘡	鱧腸：味甘酸平無毒主血痢針給灸瘡癘洪血不可止傳之一名連子草 和名字未岐多之俗云和知佐
	瘡	大黃：味苦大寒無毒主利大小便并付一切瘡癰癩毒
	瘡	鈎吻：味辛濕有大毒主金瘡水腫一名野葛人誤食其葉致死羊食其苗大肥
	瘡	常山：味苦辛寒有毒主傷寒溫瘧瘧水脹 和名久佐岐
	瘡	白及：味苦辛微寒無毒藏腫惡瘡胃中邪氣除白癬 和名加々美
	瘡	貫首：味苦微寒無毒主腹中邪氣熱瘧惡瘡寸白 和名於祢和良
	瘡	牙子：味苦酸寒有毒主殺腹藏一切虫止赤白痢治陰瘡 一名粮牙 和名字末都奈岐
	瘡	商陸：味辛酸平有毒主癰腫白商陸付惡瘡赤者有毒花赤根赤花白根白赤者不入藥 和名以保須岐
	瘡	白頭翁：味苦溫辛有毒主溫瘧積聚金瘡鼻血又治一切風氣 和名乎岐奈久佐
消渴		甘蕉根：大寒主癰腫結熱又云治消渴口干絞汁服益 和名波世乎波
消渴		蘆根：味苦寒主消渴止少便利花水煮汁主霍亂 和名阿之乃祢
	瘡	烏菴：味甘寒無毒主黃疸金瘡補中益氣好顏色 和名知比佐岐古介
	瘡	茵實：味苦平無毒主赤白冷熱痢散飲之癰腫無頭吞之 和名以知比
消渴		枸杞：味苦寒根大寒子微寒無毒主五內邪氣消渴頭痛 和名奴美之須祢
	瘡	黃檗：味苦寒無毒主腸痔止洩痢目熱口瘡 和名岐和多
	瘡	(桑上寄生)：味苦無毒主腰痛堅髮齒長髮眉金瘡 和名久波乃支乃保也
中風	瘡	木蘭：味苦寒無毒主療中風及瘡疽水腫 和名毛久良祢
	瘡	(桑根白皮)：味苦寒無毒主傷中五勞水腫腹脹利水道去寸白 和名久波乃加波
	瘡	松明：味苦甘溫無毒主惡瘡安五藏久服輕身爽主風痛葉安五藏不飢 和名乎加末都乃也仁

	消渴	梔子：味苦寒無毒主五内邪氣利五淋遍小便治消渴口干 和名久知奈之
	瘡	麒麟竭：味甘鹹平有小毒主五臟邪氣金瘡生肉又治一切惡瘡
	中風	厚朴：味苦大温無害主中風傷寒頭痛療霍乱腹痛
	瘡	搽茗：味甘苦寒無毒主癩瘡利小便令人少睡
	瘡	柳華：味苦寒無毒主面熱黃疸惡瘡皮葉療漆瘡
	脚氣	白楊：味苦無毒主毒風脚氣腫四肢緩弱不隨葉口大帶小無風目動者 和名波古岐
	瘡	紫真檀：味鹹微寒主惡毒風毒金瘡止血療淋治一切腫水碎和酢付之
	脚氣	杉材：微温無毒主瘡漆療煮汁浸持脚氣腫滿腹之療心腹痛 和名須岐乃岐
	瘡	木鼈子：味甘温無毒主消結腫惡瘡止腰痛肛門腫痛
	瘡	楸木皮：味苦小寒無毒主吐逆殺三蟲惡瘡疽癰腫
	瘡	孔雀：主五痔夫可付惡瘡
	瘡	熊脂：味甘微寒無毒主風痺不二治耳鼻瘡痔
	瘡	酥：微寒補五臟利大腸主口瘡乳成酪々成酥々成醍醐々々色々黄白作餅
	瘡	鹿茸：味甘酸温無毒主療腰脊痛散癰腫
	脚氣	材皮：性熱主冷痺脚氣熟之以纏病上
	瘡	鬮羊：味鹹無毒主癰疽諸癩惡瘡
	瘡	蠟：味甘い微温無毒主下利膿血補中統絕傷金瘡
	瘡	龜甲：味鹹甘平有毒主五痔頭瘡令易產燒末酒服之
	消渴	真珠：寒無毒主明目止消渴鎮心採老蚌取珠又石决明產出也
	瘡	(桑螵蛸)：味鹹甘平無毒主通五淋痢小便水道 和名以保之利
	瘡	露蜂房：味苦鹹有毒主腸痔熱之又瘡蜂毒腫 和名於保波知乃須
藥畏惡相反法第十四		菊花：木枸杞根(桑根白皮)為之使 細辛：(桑根)為之使畏滑石 (桑根白皮)：桂麻子為之使
藥斤量升合法第十五		「桑」関連事項は見られない。
		寛政二年(1790)庚戌晩冬中院鈔出 朱印

『長生療養方』第一、寿永三年(1184)三月十七日、釋蓮基 撰進

(筆者作成)

次に、上記【表1】より、「桑」関連物の記載と四種の病相に関連する記事を抜粋し、(1)(2)(3)として纏め、『長生療養方』巻第一と巻第二における「桑」関連物を表示する。

なお、表の作成に際して、「桑」関連物を分かり易くするために下線を付した

>

(1)『長生療養方』巻第一における「桑」関連物 (下線筆者付す)

菓菜功能第十三	<u>桑椹</u>	<u>補五藏耳目聰明通血脈益精神消渴</u>
疲弊人方第二十八	蠶蚕	靈奇方云避兵刀術五月五日取梧桐西南向枝長五寸以為人(蠶蚕)二枚半以綵衣之擊左臂入軍不畏流失也私云綵ハ綿帛又五色ノ繪帛ナリ色々ノ絹若クハ繪ヲ以テ衣ニ作ヲ人形ニキセテ可用之

『長生療養方』巻第二における「桑」関連物 (下線筆者付す)

諸薬功能第十三	桑上寄生	<u>桑上寄生</u> ：味苦無毒主腰痛堅髮齒長髮眉金瘡 和名久波乃支乃保也
	桑根白皮	<u>桑根白皮</u> ：味苦寒無毒主傷中五勞水腫腹張利水道去寸白 和名久波乃加波
	桑螵蛸	<u>桑螵蛸</u> ：味鹹甘平無毒主通五淋痢小便水道 和名以保之利
薬畏悪相反第十四	桑根白皮	菊花：木枸杞根 <u>桑根白皮</u> 為之使
	桑根	細辛： <u>桑根</u> 為之使畏滑石
	桑根白皮	<u>桑根白皮</u> ：桂麻子為之使

(筆者作成)

上記(1)において、『長生療養方』巻第一の「桑椹」は、「消渴」に養生療養効能力を発揮する。「蠶蚕」の記載があるが不詳である。巻第二の「桑上寄生」は、和名を久波乃支乃保といい、主に腰痛、金瘡に効能がある。「桑根白皮」は、和名を久波乃加波とあって、主に五勞を改善し腹張の腎系による水腫に効能がある。「桑螵蛸」は、和名を以保之利とあって、やはり小便腎系の五淋に効能がある。「桑根」は、細辛：桑根為之使畏滑石とあり、「桑根白皮」は、桂麻子為之使とあるように、「桑根」と「桑根白皮」は、それぞれの効能を示していると思われる。

次に、釈蓮基の『長生療養方』における四種の病相に、記載される「桑」関連物の出処と件数を、調査したものを表示する。

(2)『長生療養方』における四種の病相と「桑」関連物の出処と件数

消渴 29	長生療養方巻第一	
	菓菜功能第十三	12
	米穀功能第十四	3
	禽獸虫魚功能第十五	1
	水氷霜雪功能第十六	2

	長生療養方卷第二 諸薬功能第十三	11
中風 11	長生療養方卷第一 菓菜功能第十三	1
	長生療養方卷第二 諸薬功能第十三	10
瘡病 57	長生療養方卷一 菓菜功能第十三	3
	水氷霜雪功能第十六	2
	長生療養方卷二 諸薬功能第十三	52
脚気 7	長生療養方卷一 菓菜功能第十三	3
	禽獸虫魚功能第十五	1
	長生療養方卷二 諸薬功能第十三	3

(筆者作成)

上記(2)は、『長生療養方』に記載の四病相の統計である。この統計から言えることは、蓮基の『長生療養方』における四種の病相では、「瘡病」が多く、次に「消渴」、「中風」、「脚気」の順になっている。栄西の『喫茶養生記』では、この四種の病相に「不食病」を加えて五種の病相に「桑」効果があるとして、「桑」の使用法と「桑」養生法を述べている。『喫茶養生記』における五種の病相の掲載は、「飲水病」、「中風」、「不食病」、「瘡病」、「脚気病」の順である。当時は、瘡病を患う者が多かったことが窺える。

(3) 『長生療養方』における四種の病相に対処する「桑」関連物

瘡病	桑上寄生：味苦無毒主腰痛堅髮齒長髮眉金瘡	和名久波乃支乃保也
消渴	桑椹：補五蔵耳目聰明通血脈益精神消渴	和名久波乃美
中風	記載なし	
脚気	記載なし	

(筆者作成)

上記(3)から、『長生療養方』における四種の病相に対処する「桑」関連物は、「瘡病」では、「桑上寄生」が、「消渴」においては「桑椹」の対処療法がある。前に正倉院の薬物は解毒薬が多いということに対して、瘡病の解毒に「桑根白皮」が有効であると推察する。「中風」と「脚気」においては、「桑」関連物の対処法についての記載は見えない。他の薬種による対処法は記載がある。

以上、『長生療養方』の考察から、(1)『長生療養方』巻第一からの「桑」関連物は、「桑椹」と「蠶蚕」の記事がみえる。巻第二からは、「桑上寄生」、「桑根白皮」、「桑蠹蝟」、「桑根」等、「桑」関連物の記載がある。(2)『長生療養方』における四種の病相では、「瘡病」が多く、次に「消渴」、「中風」、「脚氣」の順になっていると考えられる。次に(3)『長生療養方』における四種の病相に対処する「桑」関連物については、「瘡病」には「桑上寄生」による対処法の記載がある。

「消渴」については、「桑椹」での養生方による治療法の記載が見られるが、「中風」と「脚氣」については、「桑」関連物における対処の記載が見えない。

次に、『長生療養方』における「桑」関連物の分析をふまえて、『喫茶養生記』との「桑」関連物における比較と考察を行う。

(二)『養生療養方』と『喫茶養生記』における「桑」関連物の比較と考察

栄西と同時代を生きた蓮基の『長生療養方』における「桑」関連物と、栄西の『喫茶養生記』における「桑」関連物の比較と考察をする。

『喫茶養生記』における五種の病相に対処する「桑」の使用方法と使用部位は、

1. 飲水病：「桑粥・桑湯」（桑枝を使用）
2. 中風：「桑粥・桑湯」（桑枝を使用）・桑煎浴(半月に一度)。
3. 不食病：「桑粥・桑湯」（桑枝を使用）・鬼魅、仙薬、妙術。
4. 瘡病：「桑粥・桑湯」（桑枝を使用）・五香煎を服用・蒜、艾の灸の後に牛漆、萩葉を貼る。芭蕉根亦神効。
5. 脚氣：「桑粥・桑湯」（桑枝を使用）・高良薑と茶とを服用。

以上のように栄西は、五種の病相には桑枝を使用した「桑粥・桑湯」を奨励した。さらに、『喫茶養生記』で栄西が提唱する「桑方」は、次のようになる。

1. 「桑粥法」：桑枝と黑豆一握りと米を煮て薄粥を作る。桑粥は総ての衆病を治す。
2. 「桑煎法」：桑の枝を二分許りに截って、桑の角の焦る許り燥して、それを割く可し。これを三升か五升の袋に入れて長い間置けばさらによい。必要な時に、水一升ばかりに、その割いた桑の半合ほどを入れて煎じて服用する。渡医書伝「桑は水気、脚氣、肺氣、風氣、癰氣、遍体に風痒し、乾燥して、四肢拘攣し、上気、眩暈、咳嗽、口乾等の病、皆之を治す。常に服すれば食を消し小便を利し身を軽くして耳目を聡明にする」。さらに仙經云「一切の仙薬は、桑を煎じ得ざれば服せず」。就中飲水、不食、中風に最も秘要である。
3. 「服桑木法」：桑木を鋸で細屑にして、美酒に投じて飲むと能く女人の血気を治す。常に服用すれば長寿を得て無病となる。是は仙術である。
4. 「含桑木法」：齒木のようにして、常に之を含む時、口舌齒並びに病はない。桑木は根の土に三尺なるものを用いるは最好。土の上、土の際にも毒あり。故に枝を用いる。
5. 「桑木枕法」：箱の様に枕を作り用いる。悪夢を見ず、鬼魅は近づかないし機能は多い。
6. 「服桑葉法」：4月初旬、桑葉を採取し陰乾しにする。9月10月に三分の二落葉して残った三分の一の桑葉を採取し陰乾して夏冬の桑葉を等分に計り、これを粉末にして茶法により服用する。腹中に病なく身も心も軽くなる。是は仙術である。
7. 「服桑椹法」：熟した桑の実を乾燥し粉末にして、蜂蜜で桐実の大きさに丸め毎日空腹時に酒で四十丸服用する。身は軽く病は無いとされる。

8. 「服高良薑」：この薬は宋国の高良薑より産出する。宋国、契丹、高麗も同じくこれを貴重としており末世の妙薬である。外の多くの薬の服用をやめて、ただ茶と高良薑とだけを服用するときは、近年のあらゆる病を治すのに効能がある。
9. 「喫茶法」：一寸四方大の匙に二、三杯、随意に極熱の湯で服用する。常に桑湯、茶湯を飲むと種々の病に罹らない。
10. 「服五香煎法」：青木香、沈香、丁子香、薰陸香、麝香の五種の香木を別々に粉末にしたものを調和して、毎服その一匁を沸湯で飲む。心臓の病はこれで治る。万病は心臓より起こるため、この病を治すことである。

これらが、『喫茶養生記』で栄西が提唱する 10 項目の「桑方」である。8. 「服高良薑」、10. 「服五香煎法」の 2 項目は、「桑」関連物とは、一見無関係のように考えられるが、9. の「喫茶法」と不可欠な『喫茶養生記』における「妙薬」として、関わってくる。

『長生療養方』と『喫茶養生記』における「桑」関連物を比較対照するために表示する。

	『長生療養方』		『喫茶養生記』
桑椹	消渴：に有効である。(菓菜功能第十三)	服桑椹法	身軽無病(五種の病疾に有効である)
桑椹	補五臟耳目聡明通血脈益精神消渴	飲水病	桑粥桑湯
桑根白皮	水腫腹脹利水道去寸白：(諸薬功能第十三)	中風	桑粥桑湯、桑煎浴(半月に一度)
桑螵蛸	五淋痢：(諸薬功能第十三)	不食病	桑粥桑湯、鬼魅、仙薬、妙術
	菊花：木枸杞根桑根白皮為之使：(薬畏惡相反第十四)	瘡病	桑粥桑湯、五香煎、牛膝、楸葉、芭蕉
桑根白皮	桂麻子為之使：(薬畏惡相反第十四)	脚気	桑粥桑湯、牛膝、高良薑、茶、新渡医書、唐医口訣
桑根	細辛：桑根為之使畏滑石：(薬畏惡相反第十四)		

(筆者作成)

以上のことから、両者についての分析と考察を行う。

『長生療養方』の「桑」関連物における使用関連部位は、「桑上寄生」、「桑根白皮」、「桑螵蛸」、「桑根」、「桑椹」、「蠶蚕」等がある。「桑椹」と「蠶蚕」は養生方として記載があるように、釈蓮基の『長生療養方』では、「桑椹」について「補五臟耳目聡明通血脈益精神消渴」とあることから、「消渴」は『喫茶養生記』では、「飲水病」と考えられ、蓮基は、その「薬種による養生方」には、「桑椹」を奨励している。栄西は、『喫茶養生記』の「飲水病」には、「桑枝」を使用した「桑粥・桑湯」の服用を奨励している。また、『長生療養方』には、四種の病状の記載があるが、記載頻度は、消渴(糖尿病の説)29 例、中風 11 例、瘡病 57 例、脚気 7 例が確認された。「桑」使用関連部位は「桑上寄生」、「桑根白皮」、「桑螵蛸」、「桑根」、「桑椹」等である。「桑椹」だけは、『長生療養方』巻第一「菓菜功能第十三」に記載がある消渴の養生方に用いられている。蓮基の使用薬物は多岐にわたり動、植物、鉱物、水銀等にまで及んでいる。治療対象者は、栄西が目指した養生法とは大きな相違が感じられる。栄西の『喫茶養生記』に当時の病名の表示ではなく、病状の表示に反映されていると考えられる。たとえば釈蓮基は「消渴」と言い、栄西は「飲水病」と表現している。「桑」の使用部位において蓮基は多く、使用方法(他の漢方原料と一諸に煎じる)も異なる。

栄西の「桑」使用部位は「桑枝」「桑椹」「桑葉」である。栄西の使用方法は「桑粥・桑湯」と少なく、より簡単である。当時の日本の生活習慣に浸透し、普及し易い特徴がある。

釋蓮基の『長生療養方』(1184)撰書から二十七年を経過した後である。正確には、栄西は文治三年(1187)4月、四十七歳で再び南宋の地に赴いた。帰国は建久二年(1191)七月、五十一歳で四年三ヶ月にわたる留学より帰国したわけである。栄西の『喫茶養生記』はそれよりもさらに、二十年後の承元五年(1211)正月、七十一歳の時に初治本を上梓した。再治本の改訂版は、更に、それから三年後の建保二年(1214)、七十四歳の正月に完成した。長い月日を費やしての『喫茶養生記』の完成版であろうと考察する。栄西は、建保三年(1215)正月、『入唐縁起』を著して建仁寺に帰り、六月、布薩のついでに七月五日入滅することを大衆に告げて、その日、椅に坐して寂す。全身を建仁寺護国院に葬るといふ。ただし、『吾妻鏡』には六月五日。寿福寺入滅とする。この様な終焉の間際の著書であった『喫茶養生記』である。最後が『喫茶養生記』と『入唐縁起』であることを鑑みると、『喫茶養生記』の真価は、入宋留学での体験は喫茶養生が、如何に宗教家栄西にとっても重要であり、日本国の経世済民につながる偉大なる構想であることが理解できる。釈蓮基についての多くは不詳であるが、栄西よりも二十七年も前に四種の病状を指摘し、中国の医学養生文献を駆使して『本草和名』『医心方』から引用し療法の著書は、壮大な医学養生書を実にコンパクトにまとめた超専門的療養方書であると言えよう。更に、「桑」関連物における療法を掲載していることは、栄西にとって偉観なことであったと推察する。

栄西は、五種(不食病を追加)の病状を指摘した。治療効果を求める対象は「桑」であるが、使用方法と使用部位は異なる。両者の著書から、当時の流行病状況が反映され、治療対応策を講じている社会現象の背景が窺える。『長生療養方』は、専門医薬研究家系の背景にある専門書であるがゆえに、貴族社会流行病の治療方法に「桑」を奨めた。『喫茶養生記』は、仏教の研究、修行僧が養生文化への提唱者として著した専門書で、前者と同じ視点から、時の為政者武門社会と禅宗布教の必要性に、同じく「桑」を提唱したと考えられる。しかし、病状の指摘、使用部位、使用方法等に釈蓮基との「桑」の奨め方には相違がある。これは、栄西が宋留学の見聞を実際に体験した関係であろうかと考えられるが『喫茶養生記』における「桑」の効能と、使用方法の記述由来の根元は、又、他にある可能性は否定できない。釋蓮基の「桑」使用関連部位と栄西の「桑」における使用部位と使用方法に差異がある。栄西の『喫茶養生記』に記載の五種の病相と「桑」の養生法は、『長生療養方』において二十七年前に、すでに蓮基によって四種の病相と「桑」関連物を記載している点が重要であると、筆者は注目している。二度目の入宋動機の一因とも考えられるからである。『長生療養方』と『喫茶養生記』両者における異同調査によって比較対照し、歴史的推移の背景から考察すると、栄西が二度目の入宋前、既に『長生療養方』には、四種の病と対応方法の記述がある。釋蓮基は衣食住を基に養生、摂生の心得と、その対応方法を説く専門医薬研究家系の背景を持ち、貴族社会流行病の治療を施す僧医であった。一方、栄西は、喫茶養生を推進しながら、加持祈禱による仏教の布教活動をすることを主とした僧医である(拙稿『長生療養方』と『喫茶養生記』における「桑」関連の比較考察 日本医史学会第68巻、第2号、2022年6月、183頁)。

以上により、日本における「桑」と関連物による(薬用歴)考察からは、飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡「桑根白皮」が出土した。正倉院種々薬物帳の「年別貢雑物雑」(年料雑薬)から「桑根白皮」

「桑蠨蛸」「白殭蚕」「桑茸」等の記事がある。『延喜式』典薬寮には全国的から多種多様な薬物の貢納があり、国内需給が確立されていたと考えられる。『本草和名』からその利用の由来が確認された。『医心方』における「桑」関連事項は、全て中国文献からであった。『喫茶養生記』よりも、さらに二十七年前に世に出された釈蓮基の『長生療養方』の「桑」関連物について分析し、『喫茶養生記』と比較対照すると「桑」の使用部位と使用する療養方に大きな差異がある。

栄西は、これを好機に捉えて、万民のために著した「桑」の養生法は、「桑枝」を使用した「桑粥法」「桑煎法」と「神仙葉」を使用して、「桑湯」と「茶湯」を併せて服する「喫茶法」であったと考察する。これを後に述べたい。

章末に【附録】として、『本草和名』序文、「原文」、「読み下し」を〔参考〕に添付し、更に、『本草和名』に引用された古医学文献資料を〔参考〕に添付した。

〔註〕
 第三章
 第一節
 (一)

1) 下記に示す表は、『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十五)』(『奈良文化財研究所』、2002年3月、11頁)。桑・桑根白皮『木簡庫』奈良国立文化財研究所(68/135件中)「研究文献日本古代史関係研究文献目録データベース」(『法政大学国際日本学研究所』)CiNii(『国立情報学研究所』、備考1 飛鳥藤原出土の評制下荷札木簡、市大樹『飛鳥藤原木簡の研究』第八章、2010[198168](https://doi.org/10.18879/198168) [182218](https://doi.org/10.18879/182218) 既出の二篇を合編、加筆。0308 木簡庫 奈良文化財研究所 資料調査(2021/08/13現在のデータ)である。

〔「桑」 桑 68件/135件のデータ〕

本文	寸法(mm)			型式番号	出典	遺跡名
	縦	横	厚さ			
： 桑 原五十戸 ^{○○○} 尔	203	37	7	032	飛鳥藤原京1-138(荷札集成-274・木研24-2...	飛鳥池邊跡南地区
桑 根白皮	129	24	3	032	飛鳥藤原京1-222(木研21-22頁-(34)・飛13...	飛鳥池邊跡北地区
←加部里 ^{○○} (土部)	(189)	19	5	059	飛鳥藤原京1-1316(飛13-20上(116))	飛鳥池邊跡北地区
宗加部里人宗加部真知	190	19	2	051	飛鳥藤原京1-1315(木研21-22頁-(43)・飛1...	飛鳥池邊跡北地区
波少初位佐伯連法師ノ 桑 田止 ^{○○○} 但波	206	23	4	011	飛鳥藤原京2-1504(木研25-24頁-(25)・飛1...	藤原京左京七条一坊西南坪
出 [○] 桑 カ [○]				091	飛鳥藤原京2-1696(飛19-8上(52))	藤原京左京七条一坊西南坪
口 [○]				091	飛鳥藤原京2-2650(飛19-7中(32))	藤原京左京七条一坊西南坪
佐備四 [○] 依羅三 ^{○○○}	(156)	(14)	2	081	飛鳥藤原京1-71	飛鳥池邊跡南地区
口(国 [○])山方評 [○] 大 桑 里 ^{○○} 安 [○] 藤 [○] 一石	185	23	4	031	荷札集成-101(飛20-28上・木研11-32頁-1 (...)	藤原宮跡内裏・内裏東官衙地区
口田故女 ^{○○○} 桑 原史	(146)	(17)	5	081	藤原宮3-1668(飛6-22上(241))	藤原宮跡東方官衙北地区
・日向寺 ^{○○} ニ斗 [○] 升	(221)	45	9	019	◎飛鳥藤原京1-1464(木研26-251頁-5 (7)・...	山田寺跡
(廿五 [○])ノ [○] 銅 桑 告万呂十 [○] 角 [○] ノ [○]	368	111	10	061	木研42-198頁-(1)(木研28-26頁-(1))	下田東邊跡(日地区)
← [○] (部 [○])綾部 [○] ((31)	(15)	3	081	長岡京2-832(木研3-29頁-2(18))	長岡京跡左京三条二坊八町
伊与国 [○] 淵 [○] (泉 [○])部 桑 原差 [○] 白米五斗	151	13	4	051	長岡京2-887	長岡京跡左京三条二坊八町
伊与国 桑 村部 [○] (津 [○])→	(70)	21	2	019	長岡京2-894(木研9-35頁-1(47))	長岡京跡左京三条二坊八町
額田 [○] 米五斗	87	13	4	051	長岡京2-574(木研4-29頁-1(22))	長岡京跡左京三条二坊一町

：石川太刀直連米 ^{○○}	(129)	(8)	2	081	◎平城京1-241(城25-9上(69))	平城京左京三条二坊一 ^一 ・二 [・] 七 [・] 八坪長屋王邸
：伊勢国 桑 名部 [○] 桑名里依	112	21	6	031	◎平城京1-431(城25-20上(235))	平城京左京三条二坊一 ^一 ・二 [・] 七 [・] 八坪長屋王邸
：高嶋部 [○] 原里人 [・] 穴	154	18	3	051	城27-19上(264)	平城京左京三条二坊一 ^一 ・二 [・] 七 [・] 八坪長屋王邸
：蒲生部依 [○] 支部 桑 原 [○] 大 [○] 依	170	18	5	051	城27-18下(256)	平城京左京三条二坊一 ^一 ・二 [・] 七 [・] 八坪長屋王邸
：伊勢国 桑 名部 [○] 司 [○] 名 [○] 司 [○] 司 [○]	149	24	2	011	城31-37下(605)	平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺...
我部由 [○] 林 [○] 文 [○] 部 [○] 田 [○] 主 [○] ノ 桑 原安 [○] 万 [○] 呂 [○] 日 [○] 下部 ^{○○}	202	36	5	011	城30-43下(城22-12上(67))	平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺...
：以三月十三日三 桑 五十戸 [○] 御守 [○] 津辰中	123	17	3	032	木研29-40頁-(9)(飛21-13上(13))	石神邊跡
名田 [○] (部 [○])→	(60)	19	7	039	荷札集成-324(飛17-19下(102))	石神邊跡
丹波国 [○] 綾部 [○] →	(116)	17	4	081	木研2-11頁-3(2)(城13-10上(40))	平城京左京三条一坊十五坪
桑 原国吉	(111)	(20)	1	081	城42-8上(30)	平城宮東方官衙地区
桑 原				091	城43-42上(706)	平城宮東方官衙地区
口(桑 [○])原 [○] 藤 [○] 万 [○] 呂 [○] ○○○				091	城43-42上(705)	平城宮東方官衙地区
○○○ 桑 名基				091	城43-42上(703)	平城宮東方官衙地区
口 桑 名				091	城43-42上(704)	平城宮東方官衙地区
西北○○○ 桑				091	城43-20上(160)	平城宮東方官衙地区
：北門 [○] ノ [○] 己 [○] 知 [○] ノ [○] 日 [○] 下 [○] ノ [○]	(318)	28	3	011	平城宮7-11514(木研25-10頁-(23)・城37-1...	平城宮第一次大極殿院地区西楼

上 <small>カ</small> 桑 丸				091	平城宮7-11780	平城宮第一次大極殿院地区西樓
ノ等ノカ 桑 原				091	木研19-13頁-1(16)(城33-12上(16))	平城宮東院 朝堂院南面築地・朝集殿院
カ(等カ)故二品吉備				091	平城宮6-10690(木研14-11頁-(61)・城26-1...	平城宮南面東門(壬生門)内式部省東役所跡
ノ 桑 原 <small>桑</small> ○大屋 <small>カ</small> ○三合 <small>カ</small>	154	16	4	031	城29-18下(147)	平城宮左京二条二坊五坪二条大路濠状遺...
床ノ府直上番二 <small>カ</small> ノ 桑 原止道丁一人仕女二	(132+187)	30	3	011	城29-24下(238)	平城宮左京二条二坊五坪二条大路濠状遺...
三門 <small>カ</small> ○首太部 <small>カ</small> ○出度 <small>カ</small>	(247)	24	3	019	城24-13下(91)(木研22-298頁)	平城宮左京二条二坊五坪二条大路濠状遺...
紀伊國安部郡野戸 桑 原史馬廿戸同慶足跡塚	262	20	4	032	城24-30上(310)	平城宮左京二条二坊五坪二条大路濠状遺...
伊予國 桑 原 <small>カ</small> (村カ)郡古田郷	178	23	4	051	城29-36下(445)	平城宮左京二条二坊五坪二条大路濠状遺...
河内萬方呂ノ 桑 原安万呂ノ/日下部海師	(108)	38	4	011	平城宮3-4594(城24-12上(77))	平城宮左京二条二坊五坪二条大路濠状遺...
川人御矢田里米六斗	131	24	6	033	平城宮7-12645(城19-35上(428))	平城宮第一次大極殿院西辺
丹波國 桑 原田郡權作郷・權作赤五	(162)	24	3	039	平城宮7-12646(城19-33下(409))	平城宮第一次大極殿院西辺
カ(位カ)下 桑 原				091	平城宮6-9958(城18-11上(73))	平城宮壬生門東方南面大垣
鳥三麻呂ノ東内宮守 <small>カ</small>	(129)	36	3	019	木研4-15頁-3(17)(城15-16上(78))	平城宮宮城南面西門(若犬養門)地区
カ(稲カ)積穂久米ノ	98	25	3	081	城15-12上(45)	平城宮内裏北方官衙地区
カ(林カ)里 <small>カ</small> ○(深木部)				091	飛19-21中(395)	藤原宮朝堂院回廊東南隅
カ(分カ)里 <small>カ</small>				091	飛19-21中(397)	藤原宮朝堂院回廊東南隅

桑 原村 <small>カ</small> (主カ)				091	平城宮4-4538	平城宮宮城東南隅地区
上 桑				091	平城宮4-5855	平城宮宮城東南隅地区
桑 原 <small>カ</small> (園)				091	平城宮4-4636	平城宮宮城東南隅地区
中臣大屋真人 <small>カ</small> ○大下	(306)	(21)	5	081	平城宮4-4195(城4-16下(308))	平城宮宮城東南隅地区
カ(名部カ)カ				091	平城宮5-6773	平城宮宮城東南隅地区
(近八上カ)ノ近八上 桑 原村主				091	平城宮5-7396	平城宮宮城東南隅地区
足鳴 <small>カ</small> ノ/民酒人ノ	256	26	4	033	◎木研3-64頁-(8)(平城宮2-2237・城3-5下(…))	平城宮造酒司地区
カ(川カ)人御赤春米	(105)	23	5	059	◎平城宮2-2272	平城宮造酒司地区
伊勢國 桑 原名部郡口部部 <small>カ</small> (東カ)	182	20	5	032	◎平城宮2-2276(城3-6下(83))	平城宮造酒司地区
一門 <small>カ</small>	(106)	20	3	081	城29-17下(129)	平城宮左京二条二坊五坪二条大路濠状遺...
桑 原 <small>カ</small>				091	城30-23下(683)	平城宮左京二条二坊五坪二条大路濠状遺...
天平十九年五月十四日 桑 原新万呂	167	24	3	011	木研12-20頁-2(6)(城23-20下(213))	平城宮左京二条二坊五坪
近江國高嶋郡 桑 原里稲俵	161	20	2	051	城27-19上(263)	平城宮左京三条二坊一・二・七・八坪長屋主邸
ノ 桑 原田郡山田里・妻長接伊	228	21	5	011	◎城27-20上(283)	平城宮左京三条二坊一・二・七・八坪長屋主邸
矢口司接 桑 原乳母三斗中臣乳母一斗	206	15	3	011	城27-8下(75)	平城宮左京三条二坊一・二・七・八坪長屋主邸
桑 原内毛理 <small>カ</small> ○十月四日石魚	174	22	7	011	◎平城宮1-260(城23-9上(53))	平城宮左京三条二坊一・二・七・八坪長屋主邸

伊与 <small>カ</small> 村郡 <small>カ</small> 井郷	104	16	3	059	木研4-12頁-1(16)(城15-9下(28))	平城宮東院地区
一國 桑 原村郡林里依伯ノ	(110)	23	2	081	城12-10下(52)	平城宮東院地区
伊予國 桑 原村郡林里ノ鴨部首加部	202	25	3	031	平城宮7-11325(木研24-161頁-(29)・城10-…)	平城宮内裏西南隅外郭
桑 原郡	102	18	3	032	日本古代木簡遺(木研8-100頁-2(35)・大宰…)	大宰府跡不丁官衙地区
総員外 <small>カ</small> (カ)ノ	(67+272)	37	3	011	城42-15表(平城宮7-11894・木研8-110頁-(…))	平城宮第一次大極殿院築地回廊東南隅付近
[民カ]公草 <small>カ</small> 宮織織 桑 原	(199)	46	3	019	木研31-46頁-2(14)	祢布 <small>カ</small> 森遺跡
二斗五 <small>カ</small> ノ七日 <small>カ</small> (カ)ノ	148	21	4	011	平城宮3-2869	平城宮小字門地区
主物部大山戸口日下部 桑 原万呂養 <small>カ</small> ○錢六百文 <small>カ</small>	240	19	5	033	木研7-121頁-(32)(平城宮3-3076・城5-3下…)	平城宮小字門地区
前國坂井郡京蓋郷戸主 桑 原 <small>カ</small> (カ)ノ <small>カ</small> 係	(188)	25	6	051	◎城40-20下(平城宮2-2190・城3-4下(30))	平城宮内裏東方官衙地区
難波部 <small>カ</small> カカカ	128	14	6	032	木研23-158頁-(10)	元岡 <small>カ</small> 原遺跡群
カ(建カ)部提足	(87)	18	2	019	木研23-158頁-(6)	元岡 <small>カ</small> 原遺跡群
多加	(85)	19	3	051	木研23-159頁-(13)	元岡 <small>カ</small> 原遺跡群
志中臣部刀足	(154)	21	8	081	木研23-159頁-(15)	元岡 <small>カ</small> 原遺跡群
カ(阿カ)部志人志麻	(97)	21	3	019	木研23-159頁-(16)	元岡 <small>カ</small> 原遺跡群
カ	(121)	(20)	3	081	木研25-198頁-(10)	元岡 <small>カ</small> 原遺跡群
カ(錢カ)百十五文	(118)	(25)	5	081	木研25-198頁-(2)(木研23-158頁-(12))	元岡 <small>カ</small> 原遺跡群

・〇・五月十八日	(152)	30	6	081	木研25-198頁-(4)	元岡・桑原遺跡群
〇(部)	(85)	32	2	019	木研25-198頁-(5)	元岡・桑原遺跡群
為為為為為為	(160-142)	(50)	3	081	木研25-198頁-(6)	元岡・桑原遺跡群
山(奈)	(160)	(27)	3	081	木研25-198頁-(7)	元岡・桑原遺跡群
・〇〇〇・〇千〇	(238)	29	7	019	木研25-198頁-(8)	元岡・桑原遺跡群
〇〇	171	20	4	051	木研25-198頁-(9)	元岡・桑原遺跡群
・〇〇〇〇〇・〇	(99)	(12)	3	081	木研25-199頁-(12)	元岡・桑原遺跡群
〇〇〇(部)	(107)	(19)	8	081	木研25-199頁-(13)	元岡・桑原遺跡群
・〇〇(自家)	(127)	(20)	6	081	木研25-199頁-(14)	元岡・桑原遺跡群
・〇〇〇〇〇〇〇	(38)	17	5	081	木研25-199頁-(15)	元岡・桑原遺跡群
・〇〇〇	(73)	(12)	3	081	木研25-199頁-(16)	元岡・桑原遺跡群
四	(67)	26	3	059	木研25-199頁-(17)	元岡・桑原遺跡群
墓野部	235	15	5	051	木研25-199頁-(18)	元岡・桑原遺跡群
志	(83)	29	5	019	木研25-199頁-(19)	元岡・桑原遺跡群
志(志)	(60)	26	5	019	木研25-199頁-(20)	元岡・桑原遺跡群
・總月	(60)	30	3	081	木研25-199頁-(21)	元岡・桑原遺跡群

・〇〇	(40)	(16)	3	081	木研25-199頁-(22)	元岡・桑原遺跡群
・月	(60)	(13)	3	081	木研25-199頁-(23)	元岡・桑原遺跡群
〇四百五十	(205)	(18)	5	081	木研25-199頁-(24)	元岡・桑原遺跡群
／〇〇(部)	(157)	(30)	3	081	木研33-162頁-(1)木研23-158頁-(1)	元岡・桑原遺跡群
・〇龍波部／十八	(137)	28	5	081	木研33-162頁-(2)木研23-158頁-(2)	元岡・桑原遺跡群
・嶋部所敷里	(161)	14	4	019	木研33-162頁-(3)木研23-158頁-(3)	元岡・桑原遺跡群
久米久米部接手	248	23	4	051	木研33-162頁-(4)木研23-158頁-(4)	元岡・桑原遺跡群
・太意元年辛丑十二月	137	27	5	032	木研33-162頁-(5)元岡・桑原遺跡群14...	元岡・桑原遺跡群
〇南無千手邦羅尼	150	64	4	032	木研33-162頁-(6)木研23-158頁-(7)	元岡・桑原遺跡群
・道楽・(乙十)	(171)	19	4	059	木研33-162頁-(7)木研23-158頁-(8)	元岡・桑原遺跡群
・〇〇〇出掌給此	(963)	(31)	10	081	木研33-162頁-(8)木研25-198頁-(1)・木...	元岡・桑原遺跡群
久米(部)大津部	(125)	17	4	081	木研33-162頁-(9)木研23-158頁-(11)	元岡・桑原遺跡群
・〇〇二	(410)	45	8	081	木研33-163頁-(10)木研25-199頁-(11)	元岡・桑原遺跡群
献上	(165-113)	(29)	5	081	木研33-163頁-(11)木研25-198頁-(3)・木...	元岡・桑原遺跡群
撰作	(110)	23	3	019	宮町48頁-(A62)宮町木簡概報1-18頁・木...	宮町遺跡
〇〇	(79)	24	3	039	木研25-191頁-(1)	元岡・桑原遺跡群

井欄戸				091	宮町44頁-(B21)宮町木簡概報1-16頁・木...	宮町遺跡
凡人言事解法	450	(60)	5	061	木研22-221頁-(1)	元岡遺跡群
四(部)／	(65)	23	4	081	城37-29頁(平城宮1-304)	平城宮内裏北方官衙地区
呂口寮部院人口分	395	45	5	011	木研22-250頁-(16)禊野遺跡・木研17-70...	禊野遺跡
物物大牛嶋出石部	(464)	(24)	3	081	木研22-249頁-(12)禊野遺跡・木研17-69...	禊野遺跡
疑人状	(233)	617	17	081	木研23-121頁-(2)	加茂遺跡
筆1)／補部	343	41	7	011	木研36-197頁-(4)日本古代木簡遺・但馬...	但馬国分寺(KSSB区)
／子	(251)	45	6	051	木研34-72頁-(1)	堤屋敷遺跡(3区)
伊勢国	(132)	21	3	059	木研6-19頁-(12)平城京左京二条二坊十...	平城京二条大路・左京二条二坊十二坪
△人／	323	(34)	4	011	木研5-86頁-(80)奈良県藤原概報(30)	藤原宮北辺地区
【宮】	232	(14)	2	011	木研5-81頁-(1)奈良県藤原宮(5)	藤原宮北辺地区
・	216	39	4	051	『桑津遺跡』(木簡)月(23)・木研14-57...	桑津遺跡
拉樹部	188	21	9.5	031	日本古代木簡遺(木研8-156頁)	袖井遺跡
九条五石里廿三	(486)	38	7	051	日本古代木簡遺(木研9-62頁-(2))	但馬国府推定地
拉樹部	198	24	4	031	日本古代木簡遺(木研8-157頁・木研1-51頁)	袖井遺跡
以南	243	27	2	051	木研15-83頁-(1)	城之内遺跡

戸屋方奈米一斗	(379)	59	5	081	木研22-72頁-(1)	市辺遺跡
七把	(269)	(32)	4	081	木研28-212頁-(2)木研24-153頁-(7)	中原遺跡
〇〇〇〇(風空)	(260-163)	(30)	3	061	木研30-39頁-(1)	志知南浦遺跡
〇〇〇〇〇〇(穴)	(631)	(41)	3	061	木研30-39頁-(2)	志知南浦遺跡
五	289	56	7	051	木研32-71頁-(2)	平城跡(田町地区)
毛判日向守様	149	31	9	052	木研33-62頁-(6)	愛宕下遺跡(港区№149)遺跡(№149-10地点)
大	(144)	(13)	3	081	城45-15上(12)	平城京右京三条一坊一・二坪

(二)

- 2) 『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡報告(十三)』(奈良国立文化財研究所、1998年9月、17頁)。
「桑根白皮」[研究文献：日本古代史関係研究文献目録データベース](法政大学国際日本学研究所) CiNii (国立情報研究所)、飛鳥寺の多彩な活動—日本最古の寺院の姿、市大『飛鳥の木簡—古代史の新たな解明』(中公新書、2012年6月)。

[桑根白皮]



- 3) 新村拓「藤原宮出土の典薬寮関係木簡考」(『日本医史学会雑誌』第19巻、第1号、1973年3月、29-40頁)。
- 4) 前掲2) 17頁。

第二節

(一)

- 1) 「宮内庁書陵部製作データベース」(『正倉院』天平勝宝八歳六月二十一日献物帳種々薬帳)。

(二)

- 2) 渡邊武「正倉院薬物が語ること」(『日本東洋医学雑誌』第51巻、第4号、2001年、591-608頁)。渡邊武『第四回 全国大会(奈良)記念文集 大和路の著作集』(日中医薬研究会、1981年9月、319頁)。
- 3) 前掲2) 598頁。
- 4) 前掲2) 599頁。
- 5) 前掲2) 600頁。
- 6) 前掲2) 598頁。
- 7) 前掲2) 602頁。
- 8) 前掲2) 600頁。
- 9) 前掲2) 603頁。
- 10) 前掲2) 601頁。
- 11) 前掲2) 601頁。
- 12) 前掲2) 604頁。
- 13) 前掲2) 605頁。
- 14) 前掲2) 606頁。
- 15) 前掲2) 598頁。

第三節

(一)

- 1) 鶴巻秀樹「〈研究ノート〉年料別頁雑物に関する若干の考察」(弘前大学国史研究会編『弘前大学国史研究』通号 109、2000 年 10 月、43-52 頁)。
- 2) 前掲 1) 43-52 頁。
- 3) 早川庄八「律令財政の構造とその変質」(弥永貞三編『日本経済史大系 1 古代』、東京大学出版会、1965 年 6 月、のち『日本古代の財政制度』名著刊行会、2000 年 8 月に再録)。

(二)

- 4) 国史大辞典編集委員会『国史大辞典 第二巻』(吉川弘文館、1980 年 7 月、389 頁、参考文献：新村拓『古代医療官人制の研究(叢書 歴史学研究)』(法政大学出版局、1983 年)。
- 5) 国史大辞典編集委員会『国史大辞典 九第巻』(吉川弘文館、1985 年 9 月、1036 頁)。
- 6) アレッサンドロ・ポレット「典薬寮と『延喜式』巻三十七について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』、第 228 集、2021 年 3 月、9-14 頁)。
- 7) 皇典講究所全国神職会校訂『延喜式：校訂下巻』(大岡山書店、1931 年、国立国会図書館デジタルコレクション)。(参照は 2023-05-08)、『延喜式』巻三十七「典薬寮」(国立国会図書館タイトル『延喜式：校訂下巻』特 1-20、1125-1170 頁)。
- 8) 前掲 6) 10-11 頁。
- 9) 前掲 6) 11-12 頁。
- 10) 網野善彦「日本中世の桑と養蚕」(『神奈川大学日本常民文化研究所論集』第 14 巻、1997 年 9 月、10 頁)。

第四節

(一)

- 1) 国史大辞典編集委員会『国史大辞典 第十二巻』(吉川弘文館、1991 年 6 月、826 頁)。
- 2) 築島裕「本草和名の和訓について」(『国語学研究』、通号 5、1965 年、1-10 頁)。
『築島裕著作集第 3 巻』『本草和名の和訓について 和名類聚抄の和順について 図書量寮本類聚抄名義抄と和名類聚抄 類聚名義抄の研究をめぐって』(汲古書院、2016 年、9 月)。
- 3) 前掲 1) 34 頁)。

(二)

- 4) 大医博士深江輔仁撰『本草和名』(寛政丙辰春開鐫)『本草和名』上下冊(国立国会図書館架蔵本)。

第五節

(一)

- 1) 安彦勘吾『大和売薬の歴史的基礎』(奈良県薬業史編さん審議会、1991 年 10 月)。
- 2) 杉立義一『医心方の伝来』(思文閣出版、1991 年 3 月、7 頁)。
- 3) 前掲 2) 14 頁。
- 4) 前掲 2) 15 頁。

(二)

- 5) 正宗敦夫編纂校訂『医心方』三十巻、(日本古典全集、1935 年 1 月)。

- 6) 国史大辞典編集委員会『国史大辞典 第一巻』(吉川弘文館、1979年5月、550-551頁)。
 富士川游『医史叢談』(書物展望社、1942年12月)。

第六節

(一)

- 1) 『長生療養方』二卷、釈蓮基撰進、(続群書類従巻 898(富士川本)、京都大学付属図書館蔵、
 寿永三年(1184)三月十七日奥書あり)。
 「長生療養方第一 寿永三年(1184)三月十七日 釋蓮基 撰進
 嘉祿三年仲呂二十三日戌刻許書写畢 忠良 干時焼失自鷹司町付内藏療并大内 在判
 南殿咸為烬了希代勝事也 同二十五日墨點了干時加茂祭也大兩甚者也 在判 同二十七
 日墨點了在判 同日一校了 在判 本云文治五年五月二十四日書写了干時 長基 同年
 十二月十八日移點一校了 在判 」 「長生療養方第一」(奥書)
- 2) 前掲1) 8頁。
 3) 前掲1) 22頁。
 4) 前掲1) 23-24頁。

【附録】『本草和名 序』の読み下し及び資料

[原文]	[読み下し]
刻本草和名序	(刻本本草和名 序)
国朝医政因季唐之制太医博士掌教諸生其一為本草置園種栽設采收又	(国朝の医政は季唐の制に因り、太医博士、 (掌教、諸生。其の一を本草と為し、) (園に種栽を置き采收を設く。)
勅深江輔仁令撰和名書	(又深根輔仁に勅して、和名書を撰せしむ。)
先王好生仁民之政可謂備矣	(先王は仁民の政に生くるを好み、備うると謂うべし。)
中葉兵燹百氏散亡斯書亦隋失傳罕并其目而識者簡箕裘業医叨侍值	(中葉兵燹百氏散亡、斯く書亦失するに隨いて) (罕並びに其の目を伝える。而かるに識者簡(丹波元簡)は箕裘の) (業にして、医はみだりに侍に値す。)
内班偶於 祕府書目見鈔	(内班(王宮の吏)にして偶さか秘府の書目において)
本二草和名二卷因請膳録以藏初未知何人撰既而檢其體例全依唐蘇敬新修之編次增以諸家食經他所徵引多隋唐以上逸書方言異称層見疊出有唐慎微李時珍所不收者焉	(鈔本に草和名二卷を見る。請うにより膳録するを以て蔵す。) (始め未だ何人の撰かを知らず。 既にして其の体例をきわめ、) (全く唐の蘇敬に依り、新修の編次を増し、) (諸家の食經を以て、他所は多くを隋唐に徵引す。) (以上の逸書、方言異称の層を見疊み出し、) (唐に有る慎微(しんび、些細なことも慎重に行う)季時珍の収めざる所のものなり。)
仏帝裨益於薬術亦可以資博古多識也則知為輔仁書較然而明矣獨奈載曆年紀殆踰八	(仏帝裨益を薬術において亦博古多識の資を以てすべきなり。) (則ち知の輔仁の書と較べ、然れども) (明らかなり。独りいかんせん、曆年に載せる祀(とし)、殆ど)

百傳写譌異漫不可攷於是拋 (八百をこえ傳写す。譌異みだり攷すべからず。是の抛りどころ、)
 本草爾雅説文玉篇并源能州 (本草、爾雅、説文、玉篇並びに源能州(源能登守、源順))
 和名類聚簡遠祖所撰医心方 (和名類聚、簡(元簡)の遠祖が撰する所の医心方等の書、)
 等書校訂同異改補誤脱粗得 (校訂、同異、改補、誤脱をあらあら得て、)
 可觀因更請損俸鏤櫻以傳 (観る可き因は更に櫻を鏤って俸を損て、)
 人間蓋此書源能州後稀援引 (以て人に伝うる間、蓋し此の書、源能州の後は稀に援引する者、)
 者藤少納言暨仁和寺書目外 (藤少納言仁和寺におよぶ書目の外、)
 別無著録而慶元博搜取藏 (別して著録無くして、慶元(年間)に博搜し取藏の)
 延閣前輩諸賢皆不得觀而今 (延閣、前輩、諸賢、皆觀(あ)うを得ず。而かるに今)
 邁末学微臣如簡者而顛焉嗚 (末学の微臣に觀(あ)う。簡(元簡)のごとき者にして顛らかなり。)
 呼裸物之出豈有其候耶抑 (嗚呼、裸物(神物?) 之出、豈に其の候有らんや。そもそも)
 国家文明之運所令然洵 (国家文明の運ぶ所をしらしめ、まことに)
 恩光之餘榮也固当盡心力而 (恩光の餘榮也。 固く尽心力に当たり、而して、)
 不惜焉特憾寡聞淺識加之事 (惜しまず。寡聞淺識を憾み、しかのみならず)
 務繁劇未遑詳按若夫覈群籍 (事務繁劇にして未だ詳按の遑(いとま)あらず。若し夫れ群籍を覈
 (しら)べて)
 而擿謬漏責在來哲 (而して謬漏を擿(なげう)つならば、在來の哲を責めよ。)
 寛政紀元八年蒼龍丙辰臘 (寛政紀元八年(1796)蒼龍丙辰臘月(十二月)下澣)
 月下澣丹波元簡謹撰 (丹波元簡(もとやす)謹んで撰す。)
 角印 角印 (角印二顆)
 源弘賢書 (源(屋代)弘賢書す。)
 本草和名上卷 (本草和名上卷)
 大医博士深江輔仁奉 (大医博士深根輔仁奉る)

勅新撰

合一千二十五種

本草内薬八百五十種 諸家食経一百五種

本草外薬七十種 世用四種拾遺二十五種 稽疑三十三種新撰食経八種

諸家食経¹ 諸家音義² 本草新要訣³ 本草拾遺⁴

大清経⁵ 神仙餌方⁶ 養性要集⁷ 抱朴子内篇⁸

本草稽疑⁹ 黒子枕中五行記¹⁰ 小品方¹¹ 釋薬性¹²

丹草口訣壺参¹³ 薬訣¹⁴ 五金粉薬訣¹⁵ 鑑真¹⁶

兼名苑¹⁷ 崔豹古今注¹⁸ 耆婆脉决経¹⁹ 范注方²⁰

葛氏方²¹ 本草疏²² 陶弘景注²³ 蘇敬注²⁴ 録験方²⁵

脚気論²⁶ 新方²⁷ 廣利方²⁸ 刪繫論²⁹ 龍門百八方³⁰

新録単方³¹ 千金方³² 玄感傳屍方³³

以前諸書中薬別名皆抄出列於條下 (以て前の諸書は中薬、別名、皆抄出し條下に於いて列す)
 『和名類聚抄』(わみょうるいじゅしょう)は、平安時代中期に作られた辞書である。承平年間

(931年 - 938年)、勤子内親王の求めに応じて源順(みなもとのしたごう)が編纂した。略称は和名抄(わみようしょう)。名詞をまず漢語で類聚し、意味により分類して項目立て、万葉仮名で日本語に対応する名詞の読み(和名・倭名)をつけた上で、漢籍(字書・韻書・博物書)を出典として多数引用しながら説明を加える体裁を取る。今日の国語辞典の他、漢和辞典や百科事典の要素を多分に含んでいるのが特徴。中国の分類辞典『爾雅』の影響を受けている。当時から漢語の和訓を知るために重宝され、江戸時代の国学発生前以降、平安時代以前の語彙・語音を知る資料として、また社会・風俗・制度などを知る史料として日本文学・日本語学・日本史の世界で重要視されている書物である。和名類聚抄は「倭名類聚鈔」「倭名類聚抄」とも書かれ、その表記は写本によって一定していない。一般的に「和名抄」「倭名鈔」「倭名抄」と略称される。

巻数は十巻または二十巻で、その内容に大きく異同があるため「十巻本」「二十巻本」として区別され、それぞれの系統の写本が存在する。狩谷棧斎は、十巻本を底本としている。また、国語学者の亀田次郎は、二十巻本は後人が増補したものとしている。なお二十巻本は古代律令制における行政区画である国・郡・郷の名称を網羅しており、この点でも基本史料となっている。

- 1 諸家食経。食経一卷。唐、崔禹錫。
- 2 その道の専門家・研究者として認められている人々。『一切経音義』(いっさいきょうおんぎ)は、7世紀なかばに玄応(げんのう)が著した、仏典の難解な語や梵語などの解釈と読みを記した音義書。『一切経音義』という名の書には慧琳撰のものもあり、区別するために『玄応音義』と呼ばれることが多い。
- 3 本草新要訣。正しくは『本草雑要訣』著者、年代不詳。書内引用は計85回、『医心方』三十巻内で1回引用された。(注2)
- 4 本草拾遺。(739, 陳蔵器撰)。
- 5 大清経。隋代に僧就(そうじゅう)が、北涼の曇無讖訳の大集経二十九巻に加えて、隋の那連提耶舎(なれんだいやしゃ)訳の『月蔵経』十二巻、『日蔵経』十五巻などを合わせて一つの経典、六十巻としたものである。中国仏教では、『般若経』・『華嚴経』・『涅槃経』・『大宝積経』と共に、大乘仏教五部経の1つに数えられ、大蔵経の構成にも影響を与えている。
- 6 神仙餌方。正しくは『神仙服餌方』、著者、年代不詳。書内引用は計29回。(注2)
- 7 養生要集。「列子」八篇に注をほどこした東晋末の張湛の著。
- 8 抱朴子(ほうぼくし)は、晋の葛洪の著書。内篇20篇、外篇50篇が伝わる。とくに内篇は神仙術に関する諸説を集大成したもので、後世の道教に強い影響を及ぼした。
- 9 本草稽疑云金青者空青之最上也 卷13・調度部上第22・図絵具第174・12丁表5行目 白青蘇敬本草注云。
- 10 枕中記。(ちんちゅうぎ)は、中国唐の伝奇小説である。作者は沈既濟(しんきせい)。
- 11 小品方(しょうひんほう) 小品方は陳延之(ちんえんし)によって南北朝の時代にあたる450~470年頃に書かれた医学書。
- 12 釋薬性云、茵陳蒿、{比岐與毛岐、} {本草和名云、茵陳蒿一名馬先、出釋薬性、千金翼方證類本草中品有茵陳蒿、是輔仁依本草載茵陳蒿、依釋薬性載馬先之名也、此蓋源君誤引、…以下略}。
- 13 不詳。

- 14 藥訣。著者、年代不詳。書内引用は計 30 回。(注 2)
- 15 五金紛約訣。著者、年代不詳。書内引用は計 3 回。(注 2)
- 16 鑑真方。伽梨勒丸が伝わっている。鑑真方一卷は散逸。
- 17 兼名苑。唐。版本信息。姊妹计划: 数据项。原書佚失, 此為從《一切經音義》、《倭名類聚抄》、《輔仁本草》、《北戸錄》。
- 18 古今注。是晋代 崔豹 作品。凡三卷,「是一部對古代和當時各類事物進行解說詮釋的著作」。
- 19 生没年不詳。积尊在世時代の名医。
- 20 范注方。正しくは『范東陽方』又は『范汪方』一〇五卷。或は一〇九卷説もある。(注 2)
- 21 葛氏方。東晋・葛洪(283-363)著。道教理論家、著名練丹家和医薬学家。
- 22 本草疏。著者、時代不詳。書内引用計 21 回。(注 2)
- 23 陶弘景注。孝建 3 年 4 月 30 日(456 年 6 月 18 日) - 大同 2 年 3 月 12 日(536 年 4 月 18 日)) は、中国六朝時代の医学者・科学者であり、道教の茅山派の開祖。字は通明。隱居後は名を捨て華陽隱居と名乗り、晩年には華陽真逸と称した。
- 24 蘇敬注。599-674 宋時因避 趙佶 諱, 改為蘇恭或蘇鑿, 陳州淮陽(今河南省淮陽縣)人, 中國唐代 藥學家。
- 25 録驗方。『古今録驗方』の略称。唐・甄立言撰(『旧東書経籍志』題甄權撰)五十卷。原本已佚。
- 26 脚氣論。『岭南脚氣論』の略称。唐・李暄(けん)(医者、号青溪子)著。『唐書・芝文志』に登載其著有『岭南氣論』『脚氣方』『発背論』『青溪子脉訣』『青溪子消渴論』『新撰脚氣論』『万病拾遺』等多種著作、惜均佚而未伝。
- 27 新方。正しくは『新録方』魏孝澄撰、年代不詳。書内 1 回引用。『医心方』に計 100 回以上引用された。(注 2)
- 28 廣利方。唐・徳宗自撰(李适撰于貞元十二年(796))『貞元集要廣利方』又称『廣利方』。
- 29 刪繁論。『刪繁方』の可能性ある。唐中期、謝士泰 著『刪繁方』。『日本国見在書目録』(891)と『医心方』(984)に記載がある。
- 30 龍門百八方。『龍門』と『百八』は二つ組成である。僧侶集団に保存、流通された最も有名な方書。洛陽龍門石窟藥方洞に永安三年(530)石像と藥方を彫刻始め、唐高宗永徽元年から四年間(650-657)で完成。「龍門洞内の藥方」と言われ、伝説を残した。『医心方』に計 96 回引用の由来を明言していた。敦煌で発見した唐代の『備急单験藥方卷』の記載は「龍門洞内の藥方」と同じ内容、根元である。『備急单験藥方卷並序』に救急易得、服之立效者一百八方、以人有一百八煩惱、求刊の岩石、伝以治病、庶往来君子録之備用、編纂者は仏教僧侶の可能性が高いと推定する。
- 31 新録单方。新録单要方』は中国の目録に記載が無く、『日本国見在書目録』に「新録軍(ママ)要方五, 魏孝澄 撰」とある。『医心方』に「新録单要方」「新録单方」「新録要方」「单要方」などの書名で引用される。三国 両晋 南北朝の佚亡医書に見られる灸法記載。
- 32 千金方。《千金要方》又称《备急千金要方》、《千金方》、是中国古代中医学经典著作之一、被誉为中国最早的临床百科全书、共 30 卷、是综合性临床医著。唐朝 孙思邈 所著、约成书于永徽三年(652)。

33 玄感傳屍方。书名 玄感传尸方 作者 蘇游 版本 分类 子部>醫術類>雜經方類 下落 舊唐書經籍志 内容 《玄感传尸方》一卷 苏游撰。 影印 检索该书影印古籍 本站百万册影印古籍、海量资料。

(注1) 龍門方

<https://wenku.baidu.com/view/91850909f211f18583d049649b6648d7c1c7082b.html>

(注2) 洛陽日報

《本草和名》一本中、提及《龍門百八》的本名

http://1yrb.1yd.com.cn/htm12/2018-03/20/content_154318.htm

現存する日本最古の本草書『本草和名』は、本草学・国語学・字書学等の歴史的研究上に不可欠の文献である。本書引用の医薬文献の大多数はすでに佚伝している。中国中世以前の医薬文献と日本への伝入状況を把握する上で、『本草和名』は『医心方』『日本国見在書目録』『和名類聚鈔』と同等の価値を有している。しかし、本書に引用の医薬文献の全体に言及した報告はかつてなく、更に現行の多紀元簡校刊本とその影印は校刊時の所改と誤刻が多く、調査研究の底本に必ずしも適当ではない(注1)。と真柳誠は述べている。その概要を表にした(筆者作成)。

『日本医史学会雑誌』33巻、(『日本医史学会第88回学術大会』、1987年4月3日、25-27頁)を参考に引用する。(注1)

『本草和名』に引用された古医学文献(注1)

《一、本草・食経類》

		『医心方』等引用補足
①『本草経集注』『新修本草』	本経(2)・別録(1)・陶敬注(256)陶注(2)・陶景(3)・陶(1)・隱居本草注(1)・隱居本草(1)・蘇敬注(197)・蘇注(1)・蘇敬(8)・敬(1)	
②『諸家本草書』	雷公採薬吏(1)・本草拾遺(3)、拾遺(32)・本草稽疑(1)、稽疑(22)・〔雑注本草〕蔣孝苑注(1)・积薬性(101)、积薬(21)、精薬性(1)・大清経(37)、太清経(15)・本草(2)・薬対(2)	〔本草〕疏文(15)、文(1)・疏(5)・ 〔本草〕雜要訣(81)、雜要交(1)雜要(1)
③諸家本草音義書	楊玄操(166)、楊畜操(1)、楊玄摻(1)、楊玄(1)、楊(3)・仁謂義(1)・仁〇(258)、二謂(1)	甄立言〔本草〕青義(1)甄立言(1)・楊玄操音義〔本草注音〕(7)・ 〔楊玄操〕注(1)・仁謂音義〔新修本草音義〕(9)
④諸家食経書	神農食経(2)・馬琬食経(1)、馬琬(2)・崔禹錫食経(1)、崔禹食経(1)、崔禹(137)・孟詵食経(3)、孟詵(3)・膳夫経(1)・食経(2)	

《二、医方・服食・養生類》

		『医心方』等引用補足
①魏晋方書	華佗方(1)・葛氏(1)	
②南北朝方書	范汪方(33)・小品方(11)・波羅門方(1)・隱居方(1)、陶隱居術(1)	那繁論〔刪繫論〕(2)、繫論(1)・耆婆方〔耆婆脈訣經〕(3)龍門〔百八〕方(1)
③隋唐方書	千金方(2)・玄感伝屍方(1)鑑真方(1)	新録〔単要〕方(1)・〔古今〕録驗方(7)〔貞元集要〕広方(1)徐〔思〕恭〔脚氣〕論(1)
④その他方書	雜録法(1)、三十隶(たい)法(1)・雜方(1)・新方(1)	
⑤服食書	神仙服餌方(29)・丹秘口訣(1)・丹口訣(19)・丹藥口訣(1)・丹藥訣(1)藥訣(26)・丹方(1)1・丹家(1)・洞真丹經(1)・五金粉藥訣(5)・練名方(1)仙方(1)	
⑥養生書	養生要集(10)	

《三、非医書および不詳書》

		『医心方』等引用補足
	爾雅(8)、爾雅注(2)・郭璞(1)・広雅(2)・玉篇(1)・唐韻(1)・兼名苑(236)、兼名蒙(1)、魚名苑(2)、兼名(2)・莊子(1)・漢武内伝(1)・広志(1)・博物志(1)・文選(1)・墨(1)・仏經(1)・鹿角經(1)・類也(1)	〔兼名苑〕注(1)礼〔記〕(1)呉録〔地志〕(1)〔崔豹〕古今注(26)〔搜〕神記(1)抱朴子〔内篇〕(5)墨子〔枕内〕五行記〔要〕(7)黒子〔枕中〕五行記(2)

(北里研究所付属東洋医学総合研究所/医師文献研究所)

(注1) 真柳誠『日本医史学会雑誌』33巻25-27頁。

日本医史学会第88回学術大会、1987年4月3日。

(注2) 肖永芝 著『本草和名』所引亡佚古医籍備考。

第四章 『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の特定

先に論じた日本「桑」の食用歴・実用歴・薬用歴からの考察は、本研究の『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の考究に至るための土台である。古来より日本「桑」の自生は、日本の生命線であった。さらに、日本の伝統文化を発展と開発に導いてくれた根源である。第四章では、先行研究者森鹿三氏の『喫茶養生記』への執着を受けて、さらに前進せんと本研究の目的である『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の考究に挑むものである。

第一節 先行研究者森鹿三研究の補注・解題のまとめから

『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の研究は、過去においては森鹿三氏が手掛けたが仕上がっていない。その痛恨の極みとして、自身の『喫茶養生記』解題の最後に書き残している文章を、ここに謹んで啓示したい¹⁾。

喫茶養生記の巻上と巻下は極めて対照的であって、その引用文献においてまでも、巻上は御覧から転引するのに対して巻下では大観本草をその原拠にしている。従って巻上では本草を引きながらも、それは直接、大観本草によるものではなく、御覧を通じて引用しており、また、御覧には桑その他の記事が見えているにもかかわらず、巻下ではそれを採用することが全くない。このような、かたくなとさえ思われる引用が何に起因するかについては、さらに詳しく考えてみなければならない。しかし今の私には、ただいろいろと想いめぐらすばかりで、それを解く糸口がまだ見出されていない。博雅の示教をえてこの問題に迫近することを他日に期したい。

栄西が宋朝医書とあるのは、『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の多くは『証類本草』からの引用であると森氏は述べているのである。初治本には寿福寺所蔵本と多和文庫所蔵本があるが、いずれを底本とすることなく、よろしきと思われるものを採って原形を再現することにつとめたと氏が述べるように両者を確認する。

下記の表は再治本の校定においては建仁寺本(建仁寺両足院蔵板本)を底本とし、同系統の史本(東京大学史料編纂所影写永仁五年抄本)および群本(群書類従所収空阿蔵本)を以って校合した²⁾とあるように、左側を初治本とし、中央を再治本と配置して右端は森鹿三氏が自著の『茶道古典全集』所収、『喫茶養生記』の補注と解題から氏が述べている事柄(中国の文献)を、忠実に拾い上げて適所に挿入し表にしたものが、次に示す【表1】である。

栄西が宋朝医書とあるのは、森氏によると『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の多くは『証類本草』からの引用であると述べているために、『喫茶養生記』で、『証類本草』以外の文献を追加していると思われる所には、その書名を適所に〈補注〉として記した。なお、初治本・再治本・森鹿三研究の出処で重要と思われる箇所には、下線を付した。この章では、先行研究者森鹿三研究からその研究の内容を確認し、さらに分析し考察を行うものである。次に本研究における「桑」効能記述由来の特定が本研究の目的であり成果である。引用文献の概要と栄西の提唱する「桑」の養生法について考察する。その後、森鹿三説と本研究を比較対照して、栄西の提唱する桑方について、その類似性、共通性、あるいは異同に考察を加える。

【表1】 『喫茶養生記』の初治本・再治本・森鹿三研究の出処

(下線筆者付す)

初治本	再治本	森鹿三研究の出処
喫茶養生記 卷下	喫茶養生記 卷之下	
入唐律師栄西録	入唐権僧正法印大和尚位栄西録	
<p>第二遣除鬼魅門者、大元帥大将儀軌秘抄曰、末世人寿百歳時、四衆多犯威儀、不順仏教之時、国土荒乱百姓亡喪之時、有鬼魅魍魎乱国土、惱人民、致種々之病無治術。医明無治薬方、無濟長病、疲極無能救者。爾時、持此大元帥大将心咒念誦者、鬼魅退散、衆病忽然除愈。行者深住此觀門修此法者、少加功力必除病。復依此病、三宝祈請、無其驗、則人輕仏法不信。臨爾之時、大将還念本誓、致仏法之効驗、除此病、還興仏法。特加神驗乃至得果証。略抄。以之案之、近年以来之病相即是也。即彼儀軌有印術而已。栄西恒得此意治之、多有驗矣。其相非寒非熱、非地水、非火風。是故近比医道人多謬矣。</p>	<p>第二遣除鬼魅門者、大元帥大将儀軌秘抄曰、末世人寿百歳時、四衆多犯威儀不順仏教之時、国土荒乱、百姓亡喪、于時有鬼魅魍魎、乱国土、惱人民、致種種之病、無治術、医明無治薬方、無濟長病、疲極無能救者、爾時持此大元帥大将心咒念誦者、鬼魅退散、衆病忽然除愈、行者深住此觀門、修此法者、少加功力、必除病、復此病祈三宝、無其驗、則人輕仏法不信、臨爾之時、大将還念本誓、致仏法之効驗、除此病、還興仏法、特加神驗、乃至得果証、略抄、以之案之、近歳以来之病相即是也、其相非寒、非熱、非地水、非火風、是故近比医道人多謬矣。即病相有五種若左、</p>	
<p>一者、飲水病 此病起於喫濃味。則以塩味為危。若服桑粥則三・五日必有驗。永忌薤蒜葱、勿食矣。鬼病必惡葷腥耳。</p>	<p>一、飲水病 此病起於冷氣、若服桑粥、則三五日必有驗、永忌薤蒜葱勿食矣、鬼病相加、故伊方無驗矣、以冷氣為根源耳、服桑粥、無百之一不平復矣、忌薤是還增故、</p>	<p>『証類本草』：葛氏方(晋、葛洪の処方集)卷十三、木部中品、桑根白皮、卒小便多消渴、：入地三尺取桑根、剥取白皮、灸令黄黑、剉以水煮之令濃、随意飲之、亦可内少米、勿入塩。³⁾</p>
<p>二者、中風手足不従心病 此病起於冷氣湿気。以針灸湯治為危。若不近火浴湯、只如平体時、不厭風、不忌食物、漫々治則漸平復。是又服桑粥・</p>	<p>二、中風手足不従心病 此病近年以来衆矣、亦起於冷氣等、以針灸出血、湯治流汗、為厄害、永却火、忌浴、只如常時、不厭風、不忌食物、漫漫服</p>	<p>『証類本草』：葛氏方 (卷十三、本部中品、桑根白皮の條に引く)。⁴⁾</p>

<p>桑湯。若欲沐浴時、煎桑湯行水一桶・二桶。三・五日一度浴之。浴時不垂汗、是治方也。若湯氣上則必不食故也。</p>	<p>桑粥桑湯、漸漸平復、無百一厄、若欲沐浴時、桑一桶可浴、三五日一度浴之、莫流汗、是第一妙治也、若湯氣入流汗、則必成不食病故也、冷氣水氣温氣此三種治方若斯、尚又加鬼病也、</p>	
<p>三者、不食病 此病起於湿氣。好火好浴為危。夏冬同以涼身為妙術。又服桑粥・桑湯、漸答漸平愈。若欲急差、灸治湯治、弥增無平復矣。已上三種病、皆起於冷氣。又末代鬼魅所着也。以桑木治之、必有効。勿疑々々。</p>	<p>三、不食病 此病復起於冷氣、好浴、流汗、向火為厄、夏冬同。以涼身為妙術、又服桑粥桑湯漸漸平癒、若欲急差、灸治湯治、弥弱無平復矣、已上三種病皆發於冷氣、故同桑治、是末代多鬼魅所著、故以桑治之、桑下鬼類不来、又仙藥上首也、勿疑矣、</p>	<p>『証類本草』：葛氏方（卷十三、木部中品、桑根白皮の條に引く）。⁵⁾</p>
<p>四者、瘡病 此病起於水氣冷氣。而非癰・疔等之惡瘡。人不知而多悞矣。但起於冷氣、故大小瘡皆不負火。故人皆疑為惡瘡、尤愚也。近年以來、瘡大小俱灸則腫增。々々則無治也。火毒無能治者故也。水寒・石寒為危。決定死之業、何依灸可治。不定業、雖不灸何死哉。不灸治者多、灸治者少。尤可斟酌。若瘡出、則不問強軟、不知善惡、午膝根擣絞、以汁附瘡、乾又付、則不腫傍、只瘡許腫熟破無事矣。是服桑粥・桑湯、兼服五香煎矣。</p>	<p>四、瘡病 近年以來、此病發於水氣等雜熱也、非疔、非癰、然人不識而多悞矣、但自冷氣水氣發、故大小瘡皆不負火、依此人皆疑為惡瘡尤愚也、灸則得火毒即腫增、火毒無能治者、大黃寒水寒石寒為厄、依灸弥腫、依寒弥增、可怪可斟酌、若瘡出、則不問強軟、不知善惡、午膝根擣絞、以汁傳瘡、乾復傳則傍不腫、熟破無事、濃汁出、付楸葉、惡毒之汁皆出、世人用車前草、尤非也、永忌之、服桑粥桑湯五香煎、若強須灸、依方可灸之、謂初見瘡時、蒜橫截、厚如錢厚、付瘡上、艾堅押如小豆大、灸蒜上、蒜焦可替、不破皮肉、為秘方、及一百壯即萎、火氣不答、必有驗、灸後付午膝汁、并可付楸葉、尚不可付車前草、付則傍</p>	<p>『証類本草』：葛氏方 〈補注〉 千金翼方(唐、孫思邈)：卷二十三、五香湯主惡氣毒腫方(唐、孫思邈) ：沈香、丁香、麝香(湯成人)、薰陸香、青木香(各一兩)、右五味切、以水五升、煮、取二升、分三服、不差、更合服、以湯滓薄腫上。 〈補注〉 千金方(唐、孫思邈)：卷二十二、丁腫・癰疽。⁶⁾</p>

	<p>腫、依不出惡汁、故日本多用車前草、不識藥性故也、可忌々々、又有芭蕉根神效矣、皆瘡妙藥也、</p>	
<p>五者、脚氣病 此病起於夕之食飽滿。若入夜食酒為危。是又桑粥・桑湯可服。又服高良薑并茶為妙治矣。<u>新度医書</u>云、患脚氣人、晨飽食、午後勿飽食云々。長齊人、無脚氣病、是此謂也。已上五種病、末世鬼魅之所致也。然皆以桑木治之者、桑樹是過去諸仏成道之靈木也。以此樹為乳木護摩時、鬼魅悉退散馳走。又息災法相応木也。桑樹下鬼魅不来。是故此樹為万病之藥也。若人携此木為念珠、為杖、為枕、天魔尚以下得侵。況諸余下劣鬼魅附近乎。是以采西以此木治諸病、無不得効驗矣。有情人察之。近年以来、病皆為冷氣侵。故桑是第一之治方也。人不知此旨、多致夭害。瘡稱惡瘡、諸病稱脚病、并是愚。附高大之名不知所治、尤不便事。惡瘡無藥、脚病無治、故云、愚也勿説矣。脚病無治者、近年痛脚則冷氣故也。不用冷氣治、故脚病不可平癒。惡瘡無藥者、近年以来無惡瘡、只是冷氣雜熱。故今名惡瘡則無治方也。因名得力增氣勢故也。偏以桑木治之、自得其驗矣。桑方在左注之。</p>	<p>五、脚氣病 此病発於夕之食飽滿、入夜而飽飯酒為厄、午後不飽食為治方、是亦服桑粥桑湯高良薑茶、奇特養生妙治也、<u>新渡医書</u>云、患脚氣人、晨飽食、午後勿飽食等云云、長齊人無脚氣、是此謂也、近比人万病稱脚氣、尤愚也、可笑哉、呼病名而不識病治、為奇云云、已上五種病、皆末世鬼魅之所致也、皆以桑治事者、頗有受口傳于唐医矣、亦桑樹是諸仏菩薩樹、携此木、天魔猶以不競、況諸余鬼魅附近乎、今得唐医口伝、治諸病、無不得効驗矣、近年以来、人皆為冷氣侵、故桑是妙治方也、人不知此旨、多致夭害、瘡稱惡瘡、諸病号脚病、而不知所治、最不便、近年以来、五体身分病皆冷氣也、其上他疾相加、得其意治之、皆有驗、今脚痛非脚氣、是又冷氣也、桑牛膝高良薑等、其良藥也、桑方註在左、</p>	<p>『証類本草』：葛氏方 証類本草：卷九、草部中品、高良薑の條⁷⁾、蘇恭云、凡患脚氣、每早任意飽食、午後少食、日晚不食、如飢可食鼓粥、若暝不消、欲致霍乱者、即以高良薑一兩、打碎、以水三升、煮取一升、頓服、盡即消、待極飢、乃食一椀薄粥、其藥唯極飲之良、若卒無高良薑、母薑一兩代之、以清酒一升煮、令極熱、去滓飲之、雖不灸高良薑、亦大效矣。</p> <p>〈補注〉 《本草經集注》：別録、陶弘景、証類本草卷九、草部中品、高良薑の條：高良薑、大温、主暴冷、胃中冷逆、霍乱、腹痛(采西は証類本草の高良薑の條に載せる蘇敬方を引用)。⁸⁾</p> <p>〈補注〉 《聖惠方》：(詳稱：太平聖惠方、宋、王懷隱等が太宗の命で編集した処方集、百卷)治霍乱吐痢腹痛等疾：高良薑一兩、剉、以水三大盞、煎取二盞半、下粳米二合、煮粥食之良。⁹⁾</p>

		<p>〈補注〉</p> <p>《外臺秘要》：(唐、王燾の処方集、四十卷)備急霍乱吐痢方：火灸高良薑、令焦香、每用五兩、打破、以酒一升煮、三四沸、頓服、亦腹痛氣惡。¹⁰⁾</p> <p>〈補注〉</p> <p>《十全方》：(宋、夏德、衛生十全方十三卷か、宋、劉甫、《十全博救方》一卷か不明)：十全方、治心脾痛、以高良薑、細剉、微炒、杵末、米調下一錢匙、立止。¹¹⁾</p>
<p>一、桑粥法</p> <p>黑豆一把、桑枝口一寸長三寸、若細指許可計、細破、与豆俱入水三升炊料煮之。豆煮桑被煎、即取木加米一把、随水多少煮浮粥也。冬夜鷄鳴之期、夏夜半以前初煮、夜明即煮畢。空心服之、不副塩少分服、後食御菜也。每朝無懈。久煮為藥。頓煮非藥。若無効可知不熟煮也。朝食之、其日不引水、不醉酒、身心静也。信必有驗矣。堅粥無効。但不似余物也。桑当年生枝、粥煮煎共弥好之。無者亦不嫌之。</p>	<p>一、桑粥法</p> <p>宋朝医曰、桑枝如指三寸截、三四細破、黑豆一把、俱投水三升、炊料煮之、豆熟桑被煎、即却桑加米、依水多少、計米多少、作薄粥也、冬夜鷄鳴期、夏夜夜半、初煮、夜明即煮畢、空心服之、不添塩、每朝勿懈久煮為藥也、朝食之、則其日不引水、不醉酒、身心静也、信必有驗、桑当年生枝尤好、根茎大不中用、桑粥総衆病藥、別飲水中風不食之良藥也、</p>	<p>『証類本草』：葛氏方：卷十三、木部中品、桑根白皮の條。¹²⁾</p> <p>宋医伝：葛氏方の桑粥法に淵源。</p>
<p>一、桑煎法</p> <p>截桑枝如双六采、破燥之、木角焦許燥之割置、三升・五升可盛袋矣。久持弥好乎。臨時、水一升許、入木半合許煎之服之。或不燥而煎服無失。生木又不苦矣。水氣・脚氣・癰腫風氣皆治矣。</p>	<p>一、桑煎法</p> <p>桑枝二分計截、燥之、木角焦許燥、可割置三升五升盛袋、久持弥好乎、臨時水一升許、木半合計、入之煎之服之、或不燥煎服無失、生木復宜、</p>	<p>『証類本草』：蘇恭方：本草凶經：桑條作煎、見近效方、云、桑煎療水氣・肺氣・脚氣・癰腫兼風氣、桑條二兩用大秤大兩一物、細切如豆、以水一大升、煎取三大合、如欲得多造、準此增加、先熬令香、然後煎、每服肚空時喫、或茶湯、或羹粥、每服半大升、亦無禁忌也、本方云、桑枝、平、不</p>

		冷不熱、可以常服、療偏体風痒、・乾燥・脚氣・風氣・四肢拘攣・上氣・眼暈・肺氣・嗽、銷食、利小便、久服輕身、聰明耳目、令人光沢、兼療口乾、仙經云、一切仙藥、不得桑煎不服、出抱朴子、本方、桑枝一小升、細切、熬令香、以水三大升、煎取二大升、一日服盡、無問食事後、此服只依前方也。 ¹³⁾
	新渡医書云、桑水氣脚氣肺氣風氣癰腫、遍体風痒乾燥、四肢拘攣、上氣眩暈、咳嗽口乾等疾、皆治之、常服消食、利小便、輕身、聰明耳目云云、 <u>仙經</u> 云、一切仙藥不得桑煎不服云云、就中飲水不食中風最秘要也、	新渡医書：証類本草(大觀本草系統)。 ¹⁴⁾ 《 <u>仙經</u> 》：陶弘景の雜録、葛洪の抱朴子。 ¹⁵⁾
一、服桑木法 以鋸截之、屑細以五指取之、投美酒飲之。女人血氣又能治之。身中・腹中万病無不差。仙術在之。不可不信矣。	一、服桑木法 鋸截屑細、以五指撮之、投美酒飲之、女人血氣能治之、身中腹中万病、無不差、是仙術也、不可不信矣、恒服、得長寿無病也、	『証類本草』：唐氏統添の葛氏方：血露不絶、鋸截桑根、取屑五指撮、取醇酒服之、日三。 ¹⁶⁾
一、含桑木法 如齒木削之、常口含之、口無病、齒無失。口常香、魔不附近。末代医術何事如之哉。以根作、弥好。 <u>土下三尺入者</u> 妙也。土上自有毒、土下偏無毒矣。口喎皆治直也。世人皆所知也。	一、含桑木法 如齒木削之、常含之、口舌齒并無疾、口常香、諸天神愛樂音聲、魔不敢附近、末代医術、何事如之哉、以 <u>土下三尺入根</u> 弥好、土下頗有毒、若口喎目喎皆治矣、世人皆所知也、土際有毒、故皆用枝也、	(検出しえない) 『証類本草』：葛氏方 ¹⁾ (<u>入地三尺取桑根</u> 、剥取白皮、灸令黄黒、挫以水煮之令濃、随意飲之、亦可内少米、勿入塩)。 ¹⁷⁾
一、桑木枕法 如箱造之、可用枕。々之則無頭風、不見惡夢、鬼魅不附近、目明乎。功能多不能註進之。	一、桑木枕法 加箱造、可用枕、枕之、則無頭風、不見惡夢、鬼魅不附近、目明乎、功能亦多矣、	(証類本草に見えない)。

<p>一、服桑葉法 四月初採影干。秋九月、三分之二落、一分殘枝採、又影干。如茶法、服一如茶法服之。腹中無疾、身輕心利。四月葉・九月葉、等分以秤計之。</p>	<p>一、服桑葉法 四月初採影干、秋九月十月三分之二落一分殘枝採、又影干、和合末、一如茶法服之、腹中無疾、身心輕利、夏葉冬葉等分、以秤計之、是皆仙術而已、</p>	<p>『証類本草』(本草図經の引文につづいて):桑葉可常服、神仙服食方、以四月桑茂盛時、採葉、又十月霜後、三分二分已落時、一分在者、名神仙葉、即採取、与前葉同陰乾、擣末、丸散任服、或煎以代茶飲。¹⁸⁾</p>
<p>一、服桑椹法 熟時收之、日乾為末、以蜜丸桐子大、空心酒服三十丸。每日長服、身輕無病云々。</p>	<p>一、服桑椹法 熟時収之、日乾為末、以蜜丸桐子大、空心酒服四十丸、每日服之、久服身輕無病、是皆本文耳、日本桑頗力微、</p>	<p>『証類本草』:唐慎微、続添の部分に仙方として記載。¹⁹⁾ (本草ないしは新渡の医書)</p>
<p>一、服高良薑法 此藥大宋国高良郡之薑也。大国契丹・高麗同貴重之。末世妙藥只是計也。治近来之万病故也。細末之、一錢投酒服之、断酒人以湯服之、又煎服之。但用力弱。米飲和服、皆好乎。多少遲速答為期。</p>	<p>一、高良薑法 此藥出於大宋国高良郡、唐土契丹高麗同貴重之、末世妙藥只是計也、治近比万病、必有効、即細末一錢、投酒服之、断酒人以湯水粥米飲服之、又煎服之、皆好乎、多少早晚答以為期、更無毒、每日服、齒動痛腰痛肩痛腹中万病皆治之、脚膝疼痛一切骨痛一一治之、捨百藥而唯茶与高良薑服無病云云、近年冷氣侵故也、治試無違耳、</p>	<p>『証類本草』:卷九、草部中品、高良薑の條、別録:高良薑、大温、主暴冷、胃中冷逆、霍乱、腹痛。²⁰⁾ 〈補足〉 《聖惠方》²¹⁾、《十万方》²²⁾、《外臺秘要》、《備急霍乱吐方》。²³⁾</p>
<p>一、喫茶法 白湯<small>只沸水云也</small>。極熱点服之。錢大匙大二三匙、多少随意。但湯少好、其又随意云々。殊以濃為美。食飯飲酒之次、必喫茶消食。引飲之時、勿飲他湯偏可喫茶也。引飲時、桑湯・茶湯不飲則生種々病。茶功能上已記畢。此茶諸天嗜愛。仍供天等時、獻茶。不供茶則其法不成就矣。宋人歌云、疫神捨駕礼茶木。是故本草拾遺云、文</p>	<p>一、喫茶法 極熱湯以服之、方寸匙二三匙、多小随意、但湯少好、其又随意云云、殊以濃為美、飯酒之次、必喫茶、消食也、引飲之時、唯可喫茶飲桑湯、勿飲他湯、桑湯茶湯不飲、則生種種病、茶功能上記畢、此茶諸天嗜愛、故供天等矣、勸孝文云、孝子唯供親云云、是令父母無病長寿也、宋人歌云、疫神捨駕礼茶木云云、本草拾遺云、</p>	

<p>之名也、止渴除疫云々。貴哉茶乎。上通神靈諸天境界、下資飽食侵害之人倫矣。諸藥唯主一種病、各施用力耳。茶為万病之藥而已。</p>	<p>止渴除疫云云、貴哉茶乎、上通諸天境界、下資人倫矣、諸藥各為一種病之藥、茶能為万病藥而已云云、</p>	<p>本草拾遺²⁴⁾：卷十二、木部上品。</p>
<p>一、服五香煎法 一者、青木香一兩、其性苦・辛。 二者、沈香一分、其性苦・辛。 三者、丁子二分、其性苦・辛。 四者、薰陸香一分、其性苦・辛。 五者、麝香少々、大熱故不多加之、其性苦・辛。 右五種同時和合、每服。一錢沸湯点服。或煎服、其用弱。不未只煎。五香和合之志、為令服青木香也。或只青木香服之意、治心藏也。采西昔在唐時、從天台山到明州時、六月十日也。天極熱、人皆氣絕乎。于時店主取銚子盛丁子八分即添水滿銚子。良久煎之。不知何要乎。煎了、茶盞之大滴入、持来与采西、令服。称、法師、天熱之時、遠涉路来、汗多流、恐有不快、仍与令服也云々。假令炊料丁子一升、水一升半歟、煎只二合許也。其後身涼、心地清潔也。以知大熱之時能涼、大寒之時能温也。此五種隨一有此德、不可不知矣。冬月到亦同前云々。五香煎德与茶同。仍可服之。五香不慙足者、隨一可服歟。已上末世養生記、蒙仏加被、一々記錄畢。是唯依大国口傳、非自由之情。以此方治諸病、見之無相違乎。抑桑木是仙藥也。仙人有二種仙人。苦行仙、二服藥仙也。苦</p>	<p>一服五香煎法 一者 青木香 一兩 二者 沈香 一分 三者 丁子 二分 四者 薰陸香 一分 五者 麝香 少 右五種各別末、後和合、每服一錢、沸湯和服、五香和合之志、為令治心臟也、万病起於心故也、五種皆其性苦辛、是故心臟妙藥也、采西昔在唐時、從天台山到明州、時六月十日也、天極熱、人皆氣絕、于時店主丁子一升水一升半許、久煎二合許、与采西、令服之而言、法師遠涉路来、汗多流、恐發病歟、仍令服之也云云、其後身涼清潔、心地弥快矣、以知大熱之時涼、大寒之時能温也、此五種隨一有此德、不可不知矣、 上末世養生法、聊得感応記錄畢、是皆非自由之情、以此方、治近比諸病、無相違乎、諸方中桑治方勝、是因為仙藥也、<u>本草</u>云、煎桑枝服、療水氣等云云、前出之、取要言之、服茶</p>	<p>〈補足〉 《千金翼方》：孫思邈、五香湯主惡氣毒腫方²⁵⁾（卷二十三、）：沈香、丁香、麝香(湯成人)、薰陸香、青木香(各一兩)、右五味切、以水五升、煮、取二升、分三服、不差、更合服、以湯滓薄腫上(采西の提唱する五香煎と全く同じ内容であるが分量に相違あり)。 本草²⁶⁾：証類本草</p>

<p>行仙者断食味、服一米・一粟等、久活命。服藥仙者、服種々藥、以久保命。其中服桑木仙、能久保也。上件桑治方勝諸方、是依為仙藥也。本草云、煎桑枝服、療水氣・肺氣・脚氣・癰腫・兼風、常服、療遍体風痒乾燥、又治眼暈・嗽、又消食、利小便、身輕、耳目聰明、令人光沢、又療口乾矣。仙經云、一切仙藥不得桑煎則不服云々。先服桑煎、後服諸仙藥。以知桑是又仙藥之上首乎。茶与桑並服、貴重無高下、二俱仙藥之上首也、養生之妙術也而已。此等之記録皆有所、又稟承在大国乎。不審之輩到大国詢之、無隱歟。今依仰之旨録上。後時不改章矣。</p>	<p>服桑之後、諸藥服用、必有效驗、<u>仙經</u>文先出畢、此等記録皆有稟承于大国乎、若不審之輩、到大国詢問、無隱歟、今為利生、謹録上、後時不改矣、</p>	<p>(再治本では桑煎法のところに新渡の医書として掲出)。仙經。²⁷⁾</p>
<p>喫茶養生記 卷下 承元五年辛未正月三日無言行法之次、自染筆謹書之。 權律師法橋上人位榮西。</p>	<p>喫茶養生記 卷下 終 此記録後聞之、喫茶人瘦生病云云、此人不知己所迷、豈知藥性自然用哉、復於何国、何人喫茶生病哉、若無其証者、其発詞空口引風、徒毀茶也、無半錢利、又云高良薑熟物也云云、是誰人咬而生熱哉、不知藥性、不識病相、莫説長短矣、 榮西禪師喫茶養生記者、蓋菩薩愍物万衢之一術也、若人依方修治、則不仮造作、得療沈痾矣、世人貴難得藥、賤易求物、故至藥毒害人而不可治、何啻方劑乎、学道亦然、悲哉、山本氏寿梓之次、請予加点、文義疑者、窃加批評、俟後賢是正云爾、</p>	

	元禄甲戌之春 琵琶江 病隠先涯謹識	
--	----------------------	--

(筆者作成)

上記【表1】のように栄西は、承元五年(1211)に『喫茶養生記』初治本を著してから三年後の建保二年(1214)に、推敲を加えた再治本を成立させている。上記表の二種の本文を比較し考察すると栄西は初治本を草稿してから、わずか三年で稿を改訂したため、再治本での増補、強調はあるが、大幅な内容変更はないと考えられる。初治本での記述は、栄西が実際に南宋留学中における見聞であり、再治本を出す意味があつて、改訂版の完成に三年の歳月を要したと考える。そこで、気付いたところを抜粋し森鹿三氏の補注と校合した。尚、『喫茶養生記』の初治本・再治本の書誌情報については、「喫茶養生記 解題」²⁸⁾を参照し引用した。森鹿三氏による「注記」については、寿福寺本は「壽本」(森氏による表示を忠実に記した)、多和文庫本は「多本」、史料編纂所本は「史本」、群書類従本は「群本」というように森氏の表示に従った。

次に、森鹿三研究のまとめに対する分析と考察は、森氏の成果に対する筆者の見解を論述する。

(1) 栄西の名乗りについて、初治本では、「入唐律師栄西録」であるが再治本では、「入唐権僧正法印大和尚位栄西録」となっている。これは本論文の【附録】[栄西年表]から、建保元年(1213)五月、七三歳の時に「権僧正」に任ぜられているため、再治本では、このような表示に変更されたものと考えられる。森氏はこれについての言及はされていない。

(2) 巻下の巻頭に「第二遣除鬼魅門者大元帥大将儀軌秘鈔曰、末世人²⁹⁾寿百歳時、四衆多犯威儀、不順仏教之時、国土荒乱、百姓亡喪、于時有鬼魅魍魎、乱国土、惱人民、致種種之病、無治術医明無治薬方、無済長病、疲極無能救者、爾時持此大元帥大将心咒念誦者、鬼魅退散、衆病忽然除愈、行者深住此権門、修此法者、少加功力、必除病、(下略)、(第二遣除鬼魅門とは大元帥大将の儀軌秘鈔に曰く、末世の人寿百歳の時、四衆多く威儀を犯して、仏教に順はざるの時、国土荒乱して百姓亡喪せん、時に鬼魅魍魎ありて、国土を乱し、人民を悩し、種種の病を致して、治病無くして、医明も知ることなく薬方も救うことなく、長病疲極能く救う者なし、爾時に此の大元帥大将の心咒を持して念誦すれば、鬼魅退散し、衆病も忽然として除愈せむ、行者深く此の門に住いして、此法を修すれば、少なく功力を加えるに、必ず病を除かむ、(下略)、)」とあるように、初治本・再治本ともに出足は同じ様で、殆ど内容的には差異はないと考える。

ここで森鹿三氏は、この大元帥大将儀軌秘鈔について次のように述べている³⁰⁾。

日本には小栗栖常暁(865 寂)が伝えたといわれる。常暁は入唐八大家の一人で、仁明天皇の承和六年(839)に唐から帰朝したが、その時に請来した仏教經典の中にこの大元帥念誦儀軌一卷が含まれている。(中略)、この大元帥法はそご宮廷の年中行事に取り入れられ、毎年正月八日から七日間、天皇の御衣を奉じて聖体に安穩を祈願するのが例になっている。それで『喫茶養生記』下巻において、病魔の駆除を述べるにあたり、栄西は開巻まず秘鈔を引いてこの大元帥の靈験あらたかなことを説いたのであろう。現に栄西自らもこの法を修め、極めて効験の多いことを告白しているのである。

というように森氏は大元帥法の靈験について述べて、さらに謂われについては、

この秘鈔によると、病気の因由を末世においており、本来は無量寿であった人間の生命が百歳にまで減ずるといっているのである。末世には仏教徒の四衆までが仏法に背いて、世相の混乱と

共に鬼魅魍魎が人の生命を脅かし様々の病気が出現し、これを治療する方法が無いほどに昏迷に陥る事になる。大元帥法はこれを救済する唯一の修法で、口には大元帥の心咒を唱え、身には印を結び、意には観想する身口意の三密行を同時に行うことによって効験が現れるという大元帥法を榮西は信仰していたのである。この鬼魅を遣除する特効薬として「桑」の服用を勧奨することに着眼し、末世の種々病を治療する方法についてその見解を展開している。この観点から遣除鬼魅門を「桑経」と呼んで室町時代中期の東福寺の僧、季弘大尉(1421-1487)の日記『蔗軒日録』にその記事が散見する。

このように森鹿三氏は述べている。さらに森氏は「桑経」とも呼ばれた遣除鬼魅門では、末世における顕著な五種の病相を列記しそれが冷氣に起因すること、そしてそれを治療するには「桑」が良いことを力説する。「桑」のさまざまな使用法が詳述されている。これらの知見が榮西入宋の際に親しく中国の医者から口伝されたもの、あるいは中国の医薬書の記載に依ったものであることは、この書の中で繰り返し述べている。『喫茶養生記』を組成している素材はほとんど全てが中国に由来するものであるから、この書をより良く理解するためには、榮西の用いた中国の文献について探究することが必要である。

と、述べる。このことについて、順に初治本・再治本における内容の異同と森鹿三氏の補注から校合してみたい。

(3)「飲水病」について森氏は、

「飲水病」の病名を『中右記』の寛治八年(1094)の条にあると紹介しその内容には触れていないが、中国の医書ではしきりに喉の渴きをおぼえ、水を飲むとすぐに小便になって排出し、また渴きをおぼえる所の病気を、その症状から「消渴」と呼んでいるが「飲水病」はその類であろう。この病気には「桑粥」がよいといっているが、「桑粥」については後述する。そして巻下では初治本と再治本との間に、字句の異同が甚だしいから原文について対比されたい。と述べて、さらに訳において森氏は、「この病気は濃厚な味の食物を摂ることからおこる。この病気の時に塩味を摂ることは危険である。若し桑粥を服用すれば、数日にして必ず効き目があらわれる。他方、薤・蒜・葱をさけて、これらを食べてはならない。というのは鬼魅によって起こされた病気は特に葷腥を嫌うからである。」と森氏は飲水病の訳をしている。そして氏は字の異同について、「薤・蒜・葱は、初治本では、薤の字、多本は蒸に作る。蒜の字、壽本・多本ともに蒜に作り壽本はヒルと訓ず。葱の字、多本にはなし。再治本では、伊方の伊の字、群本は、他につくる。」³¹⁾としている。筆者は「飲水病」では、初治本・再治本ともに同様の内容であるが、再治本では、「服桑粥、無百之一不平復矣、忌薤是還増故(桑粥を服すれば、百に一も平復せずということ無し、薤を忌むは是れ還し増す故なり)。」³²⁾の一文追加によってさらに「桑粥」を強調していると考えられる。

『喫茶養生記』において、「飲水病」の説明は、全体の割合からすると、全く字数が少ないと感じられる。

(4)「中風手足不相従心病」で森氏は「中風」については、

中枢神経系統の疾患で、現在もなおこの名称が通用される。古人は風氣に中たるために起きると考えたのでこの名がある。手足不従心とは医書に「見体不二」というものに相当する。なお中風には「桑粥」「桑湯」が良いという。

と述べて、さらに訳について、

この病気は冷氣や湿気のために起こる。その治療に針・灸・湯治をすることは危険である。若しこの病気の人が近づかず、入浴せず、ただ平時のようにして、風にあたることを厭わず、食物も普通に摂って気長に治療すれば、次第にこの病気は治り、もと通りになる。この病気の場合もまた桑粥と桑湯を服用するのがよい。若し髪を洗おうとする時には、使う湯に桑を入れて、その湯の一桶・二桶で行水し、数日に一度だけ入浴する。そしてその湯加減は汗が出ない程度にする。これがこの病気の治療法である。若しそのようにせずに、汗を出すことがあれば、必ず食物が食べられなくなるからである。

と、「中風」の訳をし、初治本での字の異同では、平復の「復の字、壽本は、服に作る。桶の下、多本には、歟の字あり。」再治本では、亦起の「亦の字、史本は、誤写して赤に作り、群本は、又に作る。」としている³³⁾。筆者は、初治本・再治本ともに「桑粥」「桑湯」をすすめる、また、初治本では、「此病起於冷氣湿気。」とあることから、再治本では、「亦起於冷氣等、」とあるため、初治本では、「湿気」、再治本では、「冷氣」とあり、再治本で、「冷氣」と校正されていると考える。

ここでは森氏の初治本・再治本について異同の言及は見られない。

(5)「不食病」について森氏は、

この病名は『中右記』の長承二年(1133)の条をはじめ『古事談』・『唐遊記』・『沙石集』などにも見えているが、上巻に「もし心臓を病む時は、すべての味が、みな不調和になって、食うと吐くし、どうかするとあらゆる食物も受け付けなくなる。というものに相当する。初治本ではこの病気を温気より起こるといっているが、この温気は再治本のように冷氣とするのがよいであろう。というのは、このあとに、飲水、中風、不食の三病はみな冷氣により起こると言っているからである。なお不食病の治療にも前項と同じく「桑粥」「桑湯」の服用が勧奨されている。

と述べて、さらに訳については、

この病気は冷氣からおこる。火にあたったり、入浴することは危険である。この病気を治す妙術は、夏でも冬でも同じく体を涼しくしておくことである。この病気もまた「桑粥」と「桑湯」を服用すれば、次第に効き目があらわれ次第に回復する。しかし若し急いで治そうと焦って、灸や湯治の治療をすれば、却って病気はますます悪化し回復しない。以上述べた飲水・中風・不食の三種の病気は、すべて冷氣に原因しているし、また末世の鬼魅がついているためである。だから桑木を以って治療すれば、必ず効き目がある。ゆめゆめこのことを疑ってはいけない。

というように、森氏は「不食病」を訳している。さらに氏は文字の異同について、初治本では、「湿気の湿の字、再治本には、冷に作る、従うべし。急の字、壽本は忿につくる。々々の二字、多本にはなし」。再治本では、漸漸の「上の漸の下、史本には、答の字あり。」としている³⁴⁾。

筆者は初治本では、「此病起於湿気。」とあり、再治本では、「此病復起於冷氣、」とあって、初治本では、「湿気」を再治本では、「冷氣」になっている。初治本・再治本ともに「桑粥」「桑湯」を勧めている。この部分に関しては筆者も森氏と同じ指摘の意見である。但し、底本とした安永本の「不食病」には、桑方として、「桑粥」はあるが、「桑湯」の記載が欠落している。これは版木がそのようになっているのか安永本の誤写なのかは不明である。原本の初治本と再治本には、「桑粥」「桑湯」の両方とも記載があるので、本研究では原本に従う。

(6)「瘡病」について森氏は、

末世病相の一つである瘡病(はれもの)は、疔や癰のような悪瘡ではないのであって、従ってその治療法も違い、灸を据えたり、また水や石で冷やしてはいけないのである(再治本では、それに加えて大黃で冷やすのもいけないという)。腫れ物の強軟あるいは善悪にかかわらず牛膝(いのこづち)の根を梶き砕いて、その汁をはれものに塗布し、かわけば何度でも塗るのがよいという。これも桑粥・桑湯さらに五香煎を服用するのがよいという。再治本にはこのほか車前草(おおばこ)をもちいることを厳に戒めているし、またやむをえず灸をすえる時には、蒜(こびる)をはれものにつけてその上から灸をすえればよいことや、芭蕉の根が神効のあることや、牛膝根を塗って膿を出したあとは、楸(きささげ)の葉をつけておくべきことなど、初治本に比べて極めて詳密に「瘡病」の治療法が説かれている。

というように、「桑」のほかに榮西がいう「牛膝根」、「五香煎」、「灸」、「楸葉」を加えた治療法について述べている。さらに訳について森氏は、

この病気は水気や冷氣のために起こるものである。しかしこれは癰とか疔などの悪質の悪瘡のはれもの、即ち悪瘡ではない。しかるに一般の人は、このことがわからないので、この単なるはれものである瘡を悪瘡と思い誤っているが、この瘡病は冷氣から起こるのであるから、これは大小にかかわらず、すべて火に負けない。火に負けないから、悪瘡と間違えるのであるが、それは、まことに愚かなことである。末世になってからののはれものは大小にかかわらず、灸をすると腫が大になるし、腫が大になれば、それは治らない。何故ならば火毒ではこれを治すことは出来ないからである。しかしだからといってこのはれものを水や石で冷やすことも危険である。大体、生死の苦果をうけるにおいて、死の苦果と決まっている業が灸などでどうしてよくなるか、決して良くならない。また若し生死の苦果を受けると決まった業因によるものでなければ、灸をしなくても、どうして死ぬようなことがあろうか、決して死ぬことはない。このはれものは、灸をしなくて、よくなるものが多く、灸をしてよくなることは却って少ない。と作りこの辺の事情を考え、その治療をしなければならぬ。しかし若しこのはれものが出来たならば、その腫れ方の強軟にかかわらず、またこれに効き目があるかどうかを思案することなく、牛膝の根を梶き砕いて、これを絞り、その汁をはれものに塗り付け、その汁が乾けばまた塗り付ける。そうすれば患部のまわりを腫れさせることなく、ただ患部だけが一層腫れる。そしてそれが腫れきって、膿が出れば、無事である。この場合もまた「桑粥」と「桑湯」を服し、併せて五香煎を服用するのがよい。

というように「瘡病」の訳を述べて、さらに氏は文字の異同について初治本では、故人の「故の字、壽本は、因不負火に作る。々々の二字、壽本は、腫増に作る。」再治本では、「疔の字、史本は、丁に作る。大小の小の字、史本は、小の字、少に作る。小豆大の小の字、史本は少の字に作る。壯の字、史本は誤写して状に作る。付の字、史本は傳に作る。萩の字、史本・群本は楸に作る。々々の二字、史本は可忌に作り、群本は云云に作る。也の字、史本にはなし。」としている³⁵⁾。

筆者は初治本では、「是服桑粥桑湯兼服五香煎灸」に対して再治本では、「服桑粥桑湯五香煎」の後に「若強須灸。」以下百十字あまりの記事を付け足し、「依方可灸之、謂初見瘡時、蒜横截、厚如錢厚付瘡上、艾堅押如小豆大、灸蒜上、蒜焦可替、不破皮肉、為秘方、及一百壯即萎、火氣不

答、必有驗、灸後付牛膝汁、并可付菥蕒、尚不可付車前草、付則傍腫、依不出惡汁、故日本多用車前草、不識藥性故也、可忌々々、又有芭蕉根神效矣、皆瘡妙藥也(灸方によって、初めて瘡を見る時、蒜を横に截りて厚さ錢の如くにして、之を瘡のうゑに付け、艾を堅押しして小豆の大きさの如くして、蒜の上に灸をせよ。蒜焦げれば替えるべし。皮膚を破らない為の秘方である。一百壯に及んで即ち萎んで、火気答らず。必ず驗ある。灸の後に牛膝の汁を絞り並びに楸の葉を付けよ。

尚、車前草を付ける可からず。則ち傍が腫れ、依って惡汁は出ない。故に日本で多くは車前草を用いるのである。藥性を識らない故である。忌むべし、いゝ。また、芭蕉の根、神效あり。皆、瘡の妙藥である。)と、いうように大幅な増補をしていると思われる。初治本では、瘡を灸で治療することについて「灸則腫増、腫増則無治也(灸は則ち腫れを増し、腫れを増して則ち治らない。)」と否定して、専ら牛膝を絞った汁を塗ることをすすめているのであるから、再治本の附加部分は、かなり大胆な増補というべきである。これには増補の必要性があり追補したと考えられる。「瘡病」の再治本で、「桑粥桑湯五香煎、若強須灸」以下の増補については、「秘方」を追加するために「神効」、「皆瘡妙藥也」と加筆したものと考えられる。これについて、森氏の指摘はない。(安永本では、「依方可灸之」と「為秘方」が脱落していると考えられる。)

(7)「脚氣病」について森氏は、

脚氣については丹波康頼の『医心方』や梶原性全の『萬安方』に述べられている。これらは中国の医書に依ったものであるから、今の脚氣すなわちビタミンB1の欠乏症に起因するBeri-Beriであろうと思われるが、わが中世期には脚の病気をひろく脚氣と俗称していたらしい。榮西が、近ごろは何でもかんでも脚氣というのは愚かなことだとか、今の脚病は脚氣に非ずとか言っているのを見ると、一般には混用していたようである。それでは榮西が、ここに脚氣病というのは、Beri-Beriのことなのであろうか。『喫茶養生記』には、よく「宋医口傳」とか「新渡医書」とかを振り回している事であるから、多分Beri-Beriを以て脚氣とする中国の医学知識をもっていたものと想像されるが、ここで彼が脚氣の病因としては、ただ夕食の飽満をあげているにすぎないので、適確にそうだとも言いかねる。しかしこの脚氣病因論から、長齊の人には脚氣がないことを強調しているのは興味深い。齊とは精進潔斎のことであるが、榮西の用いた長齊という言葉には、もう少し厳密な意味があるように思われる。というのは彼の主著の一つで『出家大綱』に、「出家人、若不長齊者、損佛法人也」と述べているからである。そしてこの齊を説明して、非時食をしないことだという。仏教徒たるものは太陽が南中したのち僅かでも西に移れば、絶対に食事をしてはならないのであって、この規律に背いて午後に食事をするのが非時食といわれる。従ってこのような非時食をとらないところの齊を、ずっと持続していることを、長齊というのであって、ここにもその意味に理解すべきであろう。そうすれば長齊の人が脚氣を患わない所以も、なめらかに氷解するのである。そこで脚氣の治療法として午後の不飽食をあげるとともに、「桑粥」・「桑湯」・「茶」に併せて高良薑の服用をすすめているのであるが、その後に「新渡医書」を引用して、この治療法を権威づけている。では榮西が「新渡医書」とのみ言って書名を明記しないものは、一体何なのであろうか。治療法の一に高良薑の服用をすすめているのにヒントを得て、『証類本草』巻九、草部中品、高良薑の条を検索したところ、そこに次のような記事を発見することができた。

蘇恭云、凡患脚氣、每早任意飽食、午後少食、日晚不食、如飢可食豉粥、若暝不消、欲致霍乱者、即以高良薑一兩、打碎、以水三升、煮取一升、頓服、盡即消、待極飢、乃食一椀薄粥、其藥唯極飲之良、若卒無高良薑、母薑一兩代之、以清酒一升煮、令極熱、去滓飲之、雖不及高良薑、亦大效矣(蘇恭がいうには、一般に脚氣を患っている人は、朝食は食べたいだけ食べてもよいが、午後からは食を節し、日がくれてからは食べてはいけない、ただしひもじい時には納豆粥ぐらいは食べてもよろしい、萬が一、消化が悪くて、はげしい下痢が起こりそうになった時には、早速、一兩(約一三グラム)の高良薑を打碎いて、三升(約二リットル)の水に入れ、それが一升になるまで煎じて頓服する、それをすっきり飲みおわると下痢がとまる、そして空腹になりきるのを待って、そこで薄粥を一杯食べる、その薬は服用しきればよい、もしどうしても高良薑が求め得られない時は母薑を代用してもよい、分量は同じく一兩で、それを清酒一升に入れてうんと熱くし、かすを取去って服用する、高良薑には及ばないが、それでも大いに効き目はあるものだ)。見られる如く、「新渡医書」として栄西が引用したものと完全には一致してないが、さきに脚氣の治療法として午後の不飽食とともに高良薑の服用をすすめているのからみて、彼のもとづく所がここにあると推定されるのである。さてこの「蘇恭云」というものは、『証類本草』の引用書目にみる、「蘇恭方」であることが知られるが、これはかの『新修本草』の作者である蘇敬の処方集なのである(宋では天子の諱であるために、敬の字を避けて恭に改めた)。それで栄西は直接にこの蘇敬の処方集から引用したとも解し得られようが、後述の例とあわせ考えて、やはり『証類本草』からの転引とみる方が妥当である。因みに蘇敬方が本草書に載せられたのは唐慎微に始まるのであって、『証類本草』以前の本草書には収載されていないから、この点からいっても栄西の見た本草は『証類本草』だということができる。なお高良薑については補注 53 で詳しく述べる。ともかく今まで列挙して来た「飲水」・「中風」・「不食」・「瘡」・「脚氣」の五病は、栄西によると末世において特に顕著にあらわれるもので、すべて鬼魅魍魎のなせる業なのである。それでこれら末世の五病を駆逐するためには、病因の根源をなす鬼魅を遣除するのが先決なわけであって、ここに鬼魅を退散させる力のある桑樹の服用が勧奨されるのである。栄西は桑が過去の諸仏成道の靈木であること、護摩をたく時の乳木であること、また息災法の相応木であることをあげて、桑を礼讃する。いかにも仏教徒らしい桑樹観であるが、それを裏付けるものとしては、やはり経験の蓄積から発せられた「宋医口伝」があった。それによると末世の病気というものは一般に冷氣に起因するのであって、これを予防し治療するには「桑が最も有効」であるという。そこで次に「桑」の使用法を七か条に分けて説明するのである。なおそれについて高良薑・茶・五香煎が附説される。

上記のように「脚氣病」に対し長い説明をされている。森氏は三升を(約二リットル)としているが、筆者は(約五リットル)の誤写であろうかと思われる。さらに「脚氣病」の訳については、この病気は夕食を腹一杯たべることから起こる。だから若し夜中に飯を食ったり酒をのんだりするのは危険である。この病気に一番うってつけの治療法は、これまた「桑粥」と「桑湯」を服用し、それに加えて高良薑および茶を服用することである。中国から新たに舶載された医書によれば、「脚氣にかかっている人は、朝に飽食しても、決して午後には飽食してはならない」と書かれている。長く精進潔斎している人には脚氣病を患う者がいないのは以上のこと

がよく守られているからである。以上述べた五種の病は何れも末世にあらわれる鬼魅によって起こされるが、しかしそれらの病気がすべて桑の木によって治し得るということは、一つには桑樹が過去の諸仏成道の靈木であるからに外ならない。この桑樹を乳木として護摩を焚く時には、鬼魅は退却し逃散してしまう。また一つには桑樹は息災法の相応の木であって、桑樹の下には鬼は近寄らないからでもある。だからこそ、この桑樹は万病の薬になり得るのである。若し人がこの木を念珠としたり、杖としたり、また枕として身につけるならば、天魔でさえも附け入ることが出来なくなるのであって、ましてそのほかの下劣の鬼魅どもが、近よることは出来ない。このようなわけで、私、栄西は諸病を治すのにこの木を用いたところ、その効き目が無かった試しは無いのである。意ある人はこの事情をよくよく考えて見られよ。末世になって以来の病気はすべて冷氣に侵されることに起因している。従ってその治療法の第一は、桑木を用いることである。人は以上述べたような事情を知らず、そのために若死する者が多い。また単なる瘡を悪瘡と称し、前述の如き諸病を脚氣と称するが、それはいずれも愚かなことである。このようにやたらに重い病名を付けるだけで、その治療法を少しも知らないということは、非常にあわれなことである。しかしそれでいて、悪瘡に効く薬はないとか、或は脚氣を治す治療法はないとか、いうから、愚で話にならぬということである。脚氣の治療法がないというのは、実際は次の通りである。即ち末世において脚氣を患うのは冷氣のためであるが、その冷氣を治める法をもちいないから、脚氣を平療させることが出来ないのである。次にまた悪瘡に効く薬がないというのも、実際は次のとおりである。即ち末世になって以来、悪瘡などは無く、瘡が悪化し、それを悪瘡と誤診するのは、冷氣に熱をまじえるからである。そこで悪瘡ではない単なる瘡を悪瘡と名づけたとすると、それには治療法がないことになる。悪瘡と名づけたそのことだけで瘡が力を得て氣勢を増し、悪化し、治らなくなるのである。人が悪瘡と誤診している悪瘡は、ただ専ら桑の木によって治療するならば、おのずとその効験を得ることが出来よう。そこで左に桑の木による治療法を個条書きにすることにしよう。

上記のように訳をされている。さらに森氏は、初治本の字の異同について、「食の下、壽本には、飯の字あり。又の下、壽本には、服の字あり。可服の二字、壽本にはなし。食の下、壽本には、等の字あり。氣の字、壽本にはなし。末の上、壽本には、皆の字あり。摩の字、多本は、魔に作る。

病の字、多本にはなし。脚の下、多本は氣の字あり。病の字、多本は氣に作る。説の字、壽本は、就に作る。癒の字、多本は愈に作る。左の字、多本は、右に作る。注の字、壽本は、住に作る。」としている³⁶⁾。再治本では、「飯酒の二字、群本は、酒食に作る。亦の字、群本は、又に作る。次頁一行の亦も同じ。渡の字、史本は度に作る。次頁14行の渡も同じ。比の字、群本は、頃を作る。云々の二字、史本は、為奇に作る。也の下、史本には然の字あり。薩の字、史本は、提に作る。致夭の二字、群本は、□天に作る。病の字、群本は、氣に作る。痛の字、史本は、病に作る。」としている³⁷⁾。筆者は、栄西が「新渡医書」を引いて「患脚氣人、晨飽食、午後勿飽食云々、長齊人、無脚氣病、是此謂也」。初治本・再治本ともに同じように述べているが、初治本では、「是以栄西以_レ此木_レ治_レ諸病_レ無_レ不_レ得効験_レ矣」とあるように栄西が、自らの名を出して述べている点に注目する。さらに再治本では、「皆以桑治事者、頗有受口伝于唐医矣、亦桑樹是諸仏菩提樹、携此木、天摩猶以不競、況諸余鬼魅附近乎、今得唐医口伝、治諸病、無不得効験矣」とあり、さら

に再治本では、「諸病号脚病、而不知所治、最不便」としている。ここでは栄西が世俗の医師を批判して「五種病」を認識せずに治療法も分からないと言っていることに「不便」であると述べている点である。「不便」の本来の意味は「不都合だ、困ったものだ。」である。「脚気病」を知らないことに感嘆し初治本では、「新渡医書」と栄西自身の名を出し、再治本では「新渡医書」のほかに「唐医口訣」を二度も引いた理由であろうと考える。これについても森氏の指摘はない。

(8)「桑粥法」について森氏は、

再治本には「宋朝医曰」としてこの法を引いているから、中国留学の際に彼の地で伝授を受けて来たものなのであろう。『証類本草』の中でこの法に似たものを求めれば、卷十三、木部中品、桑根白皮の条に引く葛氏方であろう。葛氏は晋の葛洪の作った処方集であるが、その中の卒小便多消渴すなわち栄西のいわゆる飲水病の処方に次の如くいう。

入地三尺取桑根、剥取白皮、灸令黄黑、剉以水水煮之令濃、随意飲之、亦可内少米、勿入塩(地下三尺の桑の根を取って、上皮をはいで白皮を取り、それを黄黒色になるまで火にあぶってから、こまかくきざみ、水で煮つめて濃汁にする、服用する分量なり時期は任意である、これに少しばかりの米を入れるのもよろしいが決して塩を入れてはならない)。

桑根と桑枝の違いがあり、またそれを火に炙ると炙らないとの異同もあって、同一とはいえないが、この桑の煎湯に米を入れることや、塩を添加してはならないと言っていること、殊にいずれも糖尿病の処方であることなど、両者に類似点も宋医の伝える「桑粥法」は、この葛氏方に淵源するものと思われる。

とあるように、「桑粥法」は再治本で「宋朝医曰」としてこの法を引いている、葛氏方の「桑根白皮」の条であろうと述べる。さらに「桑粥法」の訳については、

まず材料は、一握りの黒豆と、切口一寸大、長さ三寸の「桑枝」(小指ほどの大きさに計ればよい)である。この「桑枝」を細かにさいて、これを豆と一緒に三升の水(炊く量)に入れて煮る。こうして桑が煎じられたならば、桑の木を取り除いて、代わりに米を一握り加え、水の多少に従って浮粥になるように煮る。これを煮るのは、冬の夜であれば午前二時の頃から、夏の夜であれば真夜中より以前に煮始めて、夜明けに煮終わるようにする。そしてこの桑粥を空腹の時に服用する。その際、塩を添えず、少しずつわけて服用し、そのあとで御菜を食べる。これを毎朝続けて、怠ってはならない。ところで長い時間をかけて煮たものは薬になるが、急いで煮上げたものは薬にならない。若し効き目がないなら、それはよく煮なかったと考えるべきである。朝、桑粥を食べたら、その日は一日中、喉がかわかず、酒にも酔わず、心身が安らかである。そうしてこれが効くと信じておれば、きっとその効き目があらわれるであろう。ただし堅粥では効かないのであり、その点、他のものとは異なる(粥にするにも煎じるにもその年に出た新枝がより良いが、それがなければ古い年の枝でも差し支えない)。

とあるように、「桑粥法」の訳を述べている。筆者は、栄西の「桑粥法」は枝を炙らず、煎じる時間も正確に煮つめ時間をかけて煮たものは薬になるとし、効果がでなければ、それはよく煮なかったと考えるべきだという仕業が、「桑粥」を作る上の重要点であると栄西は言いたいのである。森氏は、これについての言及はされていない。氏は、初治本で字の異同については、「枝の字、多本は皮に作り。許の字、多本は計に作って煮の字、壽本にはなし。好の字、壽本は「妙」に作る。」としている³⁸⁾。さらに再治本では、「炊の字、史本は灼に作る。煎の字、史本は、剪に作る。即の

字、群本にはなし。也の字、史本にはなし。」としている³⁹⁾。筆者は、この「桑粥法」が、柴西の五種病相の全てにおいて、効験を有する「桑方」であるから重要であると考ええる。「桑粥」を作る上での厳密な作業を要求されるもので「桑粥法」の仕業は、最も重要であると考えられる。更に、そうした柴西の思惟が現れているところは、「桑粥法」の初治本には、「宋朝医口伝」はなくて、再治本には冒頭に「宋朝医口伝」を掲げて追補しているところであろう。「桑粥法」の重要性をさらに強調していると考察する。

(9)「桑煎法」について森氏は、『証類本草』の桑の条に載せる蘇頌の『本草図経』では、

桑條作煎、見近效方、云、桑煎療水氣・肺氣・脚氣・癰腫兼風氣、桑條二兩用大秤大兩一物、細切如豆、以水一大升、煎取三大合、如欲得多造、準此增加、先菽令香、然後煎、每服肚空時喫、或茶湯、或羹粥、每服半大升、亦無禁忌也、本方云、桑枝、平、不冷不熱、可以常服、療徧体風痒・乾燥・脚氣・風氣・四肢拘攣・上氣・眼暈・肺氣・嗽、銷食、利小便、久服輕身、聰明除目、令人光沢、兼療口乾、仙經云、一切仙藥、不得桑煎不服、出抱朴子、本方、桑枝一小升、細切、菽令香、以水三大升、煎取二大合、一日服盡、無問食前後、此服只依前方也、(下略)、(桑の枝を煎じる法は近效方に見えているが、それによると次のように言っている。桑煎は水氣・肺氣・脚氣・癰腫・風氣によくきく、桑の枝は大秤〔小兩の三倍〕で二兩のものをとり、それを大豆の大ききぐらいに細かく切り、一大升〔小升の三倍〕の水で煎じて三大合になるまで煎つめる。もっと多く作ろうと思えば上の比率に従って増せばよい、煎ずる前に豆大に切った桑枝を熬って、香ばしくしておく、この桑煎を服用するのは空腹時であって、茶湯やスープや粥とともに飲む、一回の分量は五大合である、これは大体の目安であって、服用の時期や分量などには別にむつかしい制限はないと。またこの近效方には次のようにいう、桑枝の気は平で、冷でも熱でもなく、いつでも服用することができる、これは徧体風痒・乾燥・脚氣・風氣・四肢拘攣・上氣・眼暈・嗽をなおし、消化をよくし、利尿に効く、もし之を長い間、服用すると輕身にし、耳目を聰明にし、皮膚に光沢あらしめ、かねて口乾を治すと。仙經には、一切の仙藥は桑煎をとった後に服用するといっていることが、葛洪の抱朴子に見えていう。近郊方にはまた次のようにもいっている、桑枝一小升を細かく切って、それを熬って香ばしくし、水三大升で煎じて二大升到煮つめ、それを一日に服用してしまう、服用するのは食前でも食後でもよい、この服用法は前掲のものによると、(下略)、)。

森氏はここで再治本を参照せられたいと述べ、さらに続けて、

そこには新渡の医書を引いているが、それはここに揚げた本草図経に引く近郊方と全く同じである。さらにとつづいて仙經の文を引いているが、これも見られる如く本草図経に抱朴子に見ゆとして載せている所である。柴西が近郊方および抱朴子からこれらの文を引用したものと解し得られないではないが、さきに新渡の医書として引用したものが証類本草に見えること併せ考えるならば、ここもまた証類本草によったものと見るのが自然であろう。これは単なる推定ではないのであって、柴西自らが告白しているのである。というのは、再治本に新渡の医書として引いた文は、初治本ではこの桑煎法の項にはないが、巻末に近い所に見えており、しかもそこではこれを「本草」の文だとしているからである。掲出場所こそ違い、同じ引用文を、同じ作者が初治本では本草といいながら、再治本では新渡の医書と書き改め

ているのである。換言すれば、栄西のいわゆる新渡の医書なるものは、とりもなおさず本草であることが、初治本と再治本を対校することによって発見されたわけである。なお再治本だけからでもこのことが証明できるのであって、巻末に近い所で、この文の一部を本草として引き、「前に之を出す」と注記している。そして上述のように、栄西が新渡の医書として引くものが、いずれも現存の証類本草に見出されるのであるから、もはや何の躊躇もなく、新渡医書＝証類本草という式を定立することができる。栄西が入宋した頃には、南宋の領域内ではこの『証類本草』とくに大観本草(十二世紀初刊行)が盛行していたのであるから、栄西の見た本草も大観本草系統の証類本草であったと考えて、まずまず疑いなかろう。因みに上巻の茶の機能の章にも本草が見えるが、これは御覧からの引用であるから、明らかに御覧以前の本草であって、開宝本草もしくはそれ以前の本草でなければならない。それで同じ喫茶養生記の中で、同じく本草といいながらも、別書なわけである。念のために申し添えておく。というように、「新渡医書」は『証類本草』と定立できると述べている。筆者は、ここで森氏が、栄西が自らの告白文から、初治本にはないが、再治本に「新渡医書」として引いた文は巻末に近い所に見えている「本草」の文を確認し、さらに「前に之を出す」と注記していることからこの定立に至ったものと考え。さらに森氏が「桑煎法」を訳すと、

桑枝を切り、双六のさいのように小さく切って、火にあぶる。その際、木の角が焦げる程度にして、その炙ったものを割いて置く。それを三升から五升位も袋にためておくのがよいだろう。それは長い間おいて置く程、それだけよいからである。煎ずる桑木は炙らずに煎じて服用しても、差し支えないし、生木のままのものを煎じて服用しても悪くはない。桑煎は水気(むくみ)・脚気(あしのけ)・癰腫(悪質のできものたる癰)・風気(中気)、これらすべての病気をなおすことが出来る。

という内容になっている。ここでも「桑」は「枝」を使用して火にあぶって貯蔵して用いる。又、あぶらずに生木を煎じて服用してもよいと言っているが、筆者は、再治本では、「新渡医書」を引いて初治本の内容を詳細に説明し、さらに「仙経」を引いて二段構えで奥義を述べ、これも「桑湯」の作業として重要であることを述べているものと考え。森氏は、初治本で字の異同は、「采の字、壽本は、裁に作る。許の字、多本は、計に作る。矣の字、壽本は、歟の字に作る。許の字多本は、計に作る。合許の許の字、多本は、計に作る。」としている⁴⁰⁾。再治本では、「桑煎法」の全文、群本は服桑木法の後ろにあり、計の字、史本は許に作る。或の字、史本は惑に作る。脚気の子、群本にはなし、拘の字、史本には誤写して物に作る。攣の字、史本は誤写して率に作る。眩の字、史本は誤に作る。小の字、史本は少に作る。云の字、群本は日に作る。祕の字、史本は秘に作る。」としている⁴¹⁾。筆者は、栄西は「桑煎法」の初治本では何からも引かずに、「水気脚気癰腫風気皆治矣(水気、脚気、癰腫、風気は皆治る)。」とし、再治本では、「新渡医書」を引いて「桑水気脚気肺気風気癰腫、遍体風痒乾燥、四肢拘攣、上気眩暈、咳嗽口乾等疾、皆治之、常服消食、利小便、軽身、聡明耳目云云(桑は水気、脚気癰腫、風気、遍体に風痒し、乾燥して四肢拘攣し、上気、眩暈、咳嗽、口乾等の病、皆之を治す。常に服すれば食を消し、小便を利し身を軽くし耳目を聡明にする)。」と増補していると考え。さらに再治本では、「仙経」を引き「一切仙薬不得桑煎不服云云、就中飲水不食中風最秘要也(一切の仙薬は、桑を煎じ得ざれば服せず、就中、飲水、不食、中風に最も秘要なり)。」と追補していると考えられる。再治本において、「桑煎法」の重要

性を強調するために「新渡医書」と「仙経」を増補する理由があったと考察する。これについて、森氏の言及はない。さらに、初治本にある「割置」の解釈の説明については、日本の文書用語であると高橋忠彦氏は次のように述べている⁴²⁾。

「木角焦許燥之割置(木の角の焦げる許り燥して割り置きし。)」とあり、再治本では、「木角焦許燥、可割置三升五升盛袋(木の角の焦げる許り燥して、三升五升を盛る袋に割置すべし)」というように両者の「割置(かっち)」は日本独特の言葉であり、平安以来、社会経済史的に重要な意味をになって用いられた。本来は一種の予算措置として、土地の一部を割いたり、財物の一部を取り置くという意味である。初治本のこの箇所は、製茶に必要な人手や食料や燃料を、あらかじめ取り分けて、準備しておくという趣旨であろう。いずれにしても中国にはこのような用法は見当たらず『喫茶養生記』では、このように、柴西の再治本に対する改訂への意図が窺い知れることから、初治本では、「生木又不苦矣」(生木も又、苦しからず)を再治本では、「生木復宜」(生木も復た宜し)としているが、この箇所は桑の枝を煎じて服す方法を述べていて、桑の枝は乾かさないう生木を用いてもかまわないと言っている。「苦しからず」を「宜」に、「又」を「復」に改めている所には大差はないと考える。

というように、高橋氏の「割置」について、このような言及は興味深いだが、筆者は、「桑煎法」を再治本では、「苦しからず」を「宜」の字に改めたのには、又、別の意味もあるのではないかと読み取れる。

(10)「服桑木法」について森氏は、

これに類するものを、証類本草の桑の条中に求めると、唐氏統添の葛氏方に次の如くいう。

「血露不絶、鋸截桑根、取屑五指撮、取醇酒服之、日三(出血して止まらないのをなおすには次のような治療法がある、鋸で桑の根を切り、そのおが屑を指で五摘みとって、上等の酒で服用する、その回数は一日に三回)。柴西のもとづくものは恐らくこれであろうと思われる。

とあるように、「服桑木法」については、『証類本草』の「桑」条にある『統添』の葛氏方から引いていると述べている。さらに、氏が「服桑木法」を訳すと、

桑木を鋸で截り、その時に出来る細かな鉋屑を手で集め、これをうまい酒に入れて飲む。これは特に婦人の血の道によく効くし、またこれによって身中・腹中のすべての病気で、治らないものはない。そしてこのように桑木を服用することは、仙術にもあるのであって、信じなければならない。

という内容になるとされる。氏はここでは字の異同は、初治本・再治本共に短い文で両者ほぼ同文で同内容であるためで見られないとしている。筆者は、柴西が初治本・再治本共に「仙術」を引いていること、さらに両者は「仙術」という言葉を用いて「是仙術也、不可不信矣(是れ仙術なり、信ぜずばある可からず)。)」と初治本・再治本共に述べる。再治本には、「恒服、得長寿無病也(常に服せば、長寿で病無し。)」の一文を強調、追加し、「桑木そのものを服用する法」として重要視していると思われる。「桑木」に対する意識と重要性を述べているものと考えられる。

(11)「含桑木法」について森氏は、

これに類するものを、証類本草から検出し得ないのは残念であるが、地下三尺の桑の根を用いよというのは、前述(「桑粥法」)のように証類本草に引く葛氏方に見えている。

とあるように、引くすべが無く無念さを述べている。さらに氏が「含桑木法」を訳すと、

桑木を齒木のように削って、それを何時も口にくわえる。そうすれば口に病気は無くなり、歯が悪くなることはないであろう。これによって何時も口の中を香ばしくしておけば、悪魔は近寄らない。だから末世の医術としては、桑木を口にくわえることより、よいことはなく、これが最上である。口にくわえる桑木を、桑木の根で作れば一層よく、それも土の下三尺の所のものが最もよろしい。というのは、土の上に近い所にはおのずと毒があり、土の下には毒はないからである。このように桑木を口に含んでいれば、口の嘔(ゆがみ)はすべて治ることは、世間周知のとおりである。

という内容となる。氏は初治本の字の異同は、世人の「世の字、壽本にはなし。」としている⁴³⁾。

筆者は再治本では、ここでは文字の異同は見られず、初治本と再治本ともに同様の内容であると見て取れる。再治本では、「土際有毒、故皆用枝也(土の際には毒が有る、故に皆枝を用いる也)。」の一文が追加になっていて、「土下三尺入根弥好」と言いながら、柴西は土の際には毒があって危険であるから「桑枝」を用いることの理由を、述べていると考えられる。

(12)「桑木枕法」について森氏は、「これもまた証類本草に見えない⁴⁴⁾。」と述べる。さらに森氏は、「桑木枕法」の訳については「桑木で箱のように作って、これを枕として用いる。桑木の枕をすると、頭痛はせず、悪夢もみないし、鬼魅も近寄らず、目も明らかになる。なおその機能はあまり多くて、ここに一々列記できない⁴⁵⁾。」と訳している。筆者は、柴西「桑方」の中で、この「桑木枕法」は、最も少ない文字数である。初治本・再治本共に三十字前後で、さらに文字の異同もない。柴西は、「桑木枕法」の効能は多くて一々列記は出来ないと言っているが、ならば後学のために一、二例ほどの効能の記載をしてほしかった。

(13)「服桑葉法」について森氏は、

これは明らかに証類本草に見える。さきの本草図経の引文につづいて次の如くいう。

桑葉可常服、神仙服食方、以四月桑茂盛時、採葉、又十月霜後、三分二分已落時、一分在者、名神仙葉、即採取、興前葉同陰乾、搗末、丸散任服、或煎以代茶飲(桑の葉はいつも服用してよろしい、神仙服食方には次のように言っている、四月に桑のよく茂っている時に葉をつんで置く、また十月の霜降の節季の後、桑の葉が三分の二すでに落ちて三分の一だけのこっているのを神仙葉と名づけるが、それをつみとって、四月に摘んだ葉と同様にかげぼしにした上、その葉をついて粉末にする、それをまるめて丸薬にしても或はそのまま散薬にしてもよい、すきなようにして服用しなさい、またこれを煎じて茶の代用として飲んでもよい)。柴西が夏葉と冬葉を等分にすると言っていることは、ここに引く神仙服食方には見えないが、ことによると柴西の創意に出るものかも知れない。それはともかく、壽本では、この項の「又影干末如茶法」以下の一葉が落丁になっている。それで従来はこの落丁の部分を、再治本によって補うしか方法がなかった。しかし壽本は毎葉十八行、一行約十八九字であるのに、もしこの部分を再治本で補えば二十数行にもなって、はみ出してしまうのであるが、幸にも多本が出現したので、この部分の初治本の真面目がうかがえるようになった。多本が宝貴せらるべき所以の第一はここにある(図版一・二参照)。なお初治本と再治本を対比されれば分かるように、この一葉の部分でも、両者の間に極めて多くの異同が見出される。たとえばこの桑葉の項でも文末に「是皆仙術而已」の六字が、再治本では附加されており、その前にも修正の行なわれたあとがうかがえる。

と述べているように、ここの部分にも一葉落丁があったことが窺い知れる。さらに森氏は、訳については、

桑の葉を四月の始めに摘んで陰干にし、また秋九月には、三分の二が落葉して枝にのこっているあとの三分の一の葉を摘んで、これも陰干にし、茶葉を粉末にするのと同じように粉末にし、また茶を飲むのと全く同じようにこれを服用する。そうすれば腹中の疾患をなくし、心身を軽快にするのによく効くのである。四月に摘んだ葉と九月に摘んだ葉とは、秤で計って等分にして用いる。ただしその場合に注意すべきことは、秤で計って夏の葉と冬の葉を等分にして用いる。ただしその場合に注意すべきことは、秤で計って夏の葉と冬の葉を等分にするのである。

というように訳している。また氏は初治本の字の異同で、「又影干の又の字より次頁五行の矣の字に至るまで、壽本にはなし。」再治本では、「和合の二字、史本になし。」としている⁴⁶⁾。

上述の初治本で、「又影干の又の字より次頁五行の矣」までの部分を抜粋すると⁴⁷⁾、

又影干。如茶法、服一如茶法服之。腹中無疾、身軽心利。四月葉・九月葉、等分以秤計之。一、服桑椹法、熟時收之、日乾為末、以蜜丸桐子大、空心酒服三十丸。毎日長服、身軽無病云々。一、服高良薑法此藥大宋国高良郡之薑也。大国契丹・高麗同貴重之。末世妙藥只是計也。治近來之万病故也。細末之、一錢投酒服之、断酒人以湯服之、又煎服之。但用力弱。米飲和服、皆好乎。多少遲速答為期。一、喫茶法、白湯只沸水云也。極熱点服之。錢大匙大二三匙、多少随意。但湯少好、其又随意云々。殊以濃為美。食飯飲酒之次、必喫茶消食。引飲之時、勿飲他湯偏可喫茶也。引飲時、桑湯・茶湯不飲則生種々病。茶功能上已記畢。此茶諸天嗜愛。仍供天等時、獻茶。不供茶則其法不成就矣。(初治本 20-21 頁)。

とあるように、筆者が、字数を数えると二百六十字前後であると思われる。「服桑葉法」は桑葉の採取時期とその夏葉と冬葉の合わせ方などが記してある重要な箇所であるが、字数も少なく如何にも簡略的で物足りない感じを覚えたのには、やはり落丁部分があったということである。更に、初治本には「是皆仙術也」の一文がなく、再治本には追加として記載されている。この点についても森氏の指摘は見られない。しかも字数のみでなく、「服桑椹法」、「服高良薑法」「喫茶法」が抜け落ちていたのであると、いうよりは初治本に増補改訂し、『喫茶養生記』を成立させたものと考えられる。この部分の増補なしでは『喫茶養生記』が成立し得なかった。柴西は不足を追補し改訂版である再治本に着手し『喫茶養生記』を成立させたのではなかろうかと考察する。上述に森鹿三氏が(図版一・二参照)と示されている箇所は、この書(『茶道古典全集 第二巻』所収、森鹿三『喫茶養生記』)の最初に載る図版であるが、見ると煩雑な表記になっており、森氏の言われるとおり壽本は、毎葉十八行、一行約十八九字であるのに、もしこの部分を再治本で補えば二十数行にもなって、はみ出してしまうと考えられる。

(14)「服桑椹法」について森氏は、

これも証類本草に見えている。即ち唐慎微の続添した部分に仙方として載せるものであって、文末が「長服之良」となっているなど小異同はあるが、ほとんど同文であるから、あえて引かない。ただ多本には三十丸とあるのは四十丸の誤字であろうと思う。というのは柴西のよった証類本草の仙方にも、また再治本にも、すべて四十丸に作っているからである。なお再治本には文末に「是皆本文耳」とあり、さらに小字双行で「日本桑頗力微」とあるのが、多本

とは異なっている。この「是皆本文耳」とは如何なる意味であろうか。思うに榮西のいわゆる本草ないしは新渡の医書からの引用だという意であろう。多本にはこの五字はないが、云々の二字があって、服桑椹法の全文が何書かからの引用であることを表示している。それを再治本ではさきの五字に書き改めたまでである。そしてそのあとに自注を加え、上来、桑の薬効を述べたが、このようなすばらしい効能のあるのは中国の桑の話で、わが日本の桑はきわめて微力だと注意しているのである。そしてここで桑の効能書を切り上げ、高良薑に移ってゆく。

とあるように、三十丸を四十丸の誤字であると指摘している。筆者は、同様に認識し、さらに初治本には記載はないが、再治本では小字で、「日本桑頗力微」とあるのを、榮西がこの再治本改訂までの三年間において実体感しこの一文を追加したとあらば、事は重大である。これについて森氏は前文で少し触れているが、それ以上の言及はされていない。榮西は、ここで桑の効能書をさっさと切り上げ、桑とは別の高良薑に移っている。森氏は、「服桑椹法」の訳については、

桑の実が熟した時に、これを採り、日に乾して粉末とし、蜂蜜をつなぎにして、桐の実の大きさに丸薬をつくる。そして空腹の時にそれを三十丸、酒で服用する。毎日続けて長くこれを服用すると、身体は軽快になって、病気にかからない。

と訳している。また、氏は再治本の字の異同で、毎日服之の「之の字、史本にはなし。」としている⁴⁸⁾。初治本で、字の異同はないと考える。筆者は、「日本桑頗力微」の一文を補うための療養方として「服高良薑法」「喫茶法」「五香煎法」を追加したのであろうか。

(15)「服高良薑法」について森氏は、

高良薑については、すでに辛味の食料としてあげられており、また脚気病の妙薬として言及している。さて高良とは郡名であって、高涼とも記され今の広東省茂名県附近がその境域であった。この地は広州の西、広西省と界を接しており、北は珠江の主流である西江と分水嶺によって隔たり、南は南シナ海に及び、北緯二十二度以南の熱帯国に位するが、地勢がやや高いために瘴癘の気が少ない。それで高涼と称せられたと言われる。今の茂名県地方は漢代から高涼県の置かれた所で、この県はもと合浦郡に属していたのであるが、三世紀のはじめ、三国呉の孫権が、合浦郡の北部をさいて郡をおき、県名に因んで高涼と命名したのである。その後、六世紀の末、隋代になって廃止されるまで大体、四世紀続いている。それでこの間の人である陶弘景の時代には、この郡が存在していたと思うが、陶氏は彼の本草経集注の高良薑の条に、「高良郡に産出する」という。そうすると、陶氏の頃、即ち南朝の齊・梁の時代には音通によって、涼を良に改めていたのかも知れない。それはともかく、この植物が高良薑とよばれるのは、陶氏のいうように郡名に由来するものであろう。榮西が、「此薬出於大宋国高良郡」というのもこれを受けての記述であることは疑いないが、宋代には高州と改められている。さてこの植物が、揚子江デルタ地方にも産する杜若と同一かどうかについては、本草家の間に異論があるが、証類本草にも高良薑の優良品としては海南島あるいは雷州半島産のものを挙げているところからみると、やはり嶺南地方の特産のように思われる。因みに日本には、この植物にあてる和名がなく、字音のままに呼んでいる。高良薑は神農本経に収められてはいないが、本草経集注には陶氏が別録として収載しているから、南北朝時代、漢民族が南遷するにつれて次第にその薬効が認識されるようになったものであろう。証類本草

卷九、草部中品、高良薑の條によると、別録の文は次の如くである。「高良薑、大温、主暴冷、胃中冷逆、霍乱、腹痛(高良薑は、その気が大温であって、体が急激に冷えたり、胃が冷えて嘔吐したり、激しい下痢をしたり、腹痛を起こしたりした場合に、これを服用すると特效がある)。」と言っている。ここには気だけを記して味が脱漏しているが、陶弘景は形気が杜若と似るといっているから、杜若と同じくその味を辛としていたのであろうし、後世の本草書でも、その味を辛(本草拾遺)または辛苦(開宝本草注)という。機能の方は大体別録に同じく、いずれも冷氣に起因する消化器病に特效があるといっている。さて榮西が証類本草の高良薑の條に載せる蘇敬方を引用していることは、すでに補注45に述べたとおりであるが、ここで高良薑の粉末を米や酒にまぜて服用することを述べているのも、証類本草の唐氏の続添部分に載せる聖惠方(詳しくは太平聖惠方といい、宋の王懷隱らが太宗の命によって編集した処方集で百卷ある)、外台秘要(唐の王燾の作った処方集、四十卷あり)および十全方(宋の夏徳の衛生十全方十三卷か、宋の劉甫の十全博救方一卷か不明)の記事を採用したものとと思われる。というように、『聖惠方』は、『外台秘要』及び『十全方』の記事を参考に資するために、『証類本草』から転載しておくこと、

聖惠方、治霍乱吐痢腹痛等疾、高良薑一両、剉、以水三大盞、煎取二盞半、去滓、下粳米二合、煮粥食之良(聖惠方には次のようにいっている、霍乱・吐痢・腹痛などの病気を治すには、一両の高良薑をきざみ、それを大皿三杯の水で煎じて、二皿半になるまで煮つめ、かすをとりのけ、うるち米二合を入れて粥にして食べるとよい)。外台秘要、備急霍乱吐痢方、火炙高良薑、令焦香、每用五両、打破、以酒一升煮、三四沸、頓服、亦治腹痛氣惡(『外台秘要』にいう、霍乱・吐痢をなおす備急の処方次の如し、高良薑を火で炙り、焦がして香ばしくする、それを毎回五両分さき割り、一升の酒で煮て、三沸ないし四沸ぐらいの沸騰加減でおろし頓服する。この前掲は腹痛や気分の悪いのにもよく効く)。十全方、治心脾痛、以高良薑、細剉、微炒、杵末、米飲調下一錢匕、立止(十全方には次のようにいっている。

心臓や脾臓の痛みを治すためには、高良薑を細かきざんで、少し煎ってから、杵でつき砕いて粉末にし、米と一緒に飲む、一文銭大の匙で一杯分のべば、即刻に痛みが止まる)。

最後の十全方によると、高良薑は消化器系の病気ばかりではなく心臓病にもよく効くらしいから、榮西がいうように万病の妙薬ではないにしても、相当に適用範囲の広い薬のようである。なお榮西はこの薬物が唐土(中国)のみならず、契丹(榮西の入宋するより数十年前まで今の河北・山西両省の北部から満蒙にかけての治方を領有していた国)でも、高麗(当時朝鮮半島を領有していた国)でも珍重されていたと記しているが、これは極めて興味ある事実であって、恐らく榮西が入宋の際に見聞したことなのであろう。ここで附言したいのは、初治本と再治本の異同である。小異同は暫くおくとしても、再治本には初治本にない記文五六十字の存することは是非とも取りあげておかねばならない。そこには万病薬たる所以を述べ、茶とこの高良薑とさえあれば、他の薬は一切不用であるとまで極言している。ただその後「云々」と言っているから、他の例から見て、これは何書かからの引用文のはずである。しかし残念ながら証類本草にも、またそれに加えてその後の処方をも集録する本草綱目(巻十四草部に高良薑を載せる。)にも、再治本に云うようなことは見あたらない。それはともかく、この引用文の後に附注があって、近年は冷氣が侵すからであると言っている。思うに末世の諸病は、

栄西によれば冷気に起因するものであり、一方高良薑はその気が大温(別録)または大熱(嘉祐本草注)であるから、この熱薬を以ってすれば、冷病したがって末世の万病は、一つとして治療できないことはないというが、彼の論理なのであろう。茶の場合はその味が苦であることに力点をおいて心臓中心説に対応させたのに対し、高良薑の場合は気に力点をおいて熱薬と冷病に対応させたものと想像される。

とあるように森氏は、「服高良薑法」を長文による苦渋の説明をしているが、やはり筆者も避けて通れない薬種と考えられる。さらに森氏による「服高良薑法」の訳は、

この薬は大宋国の高良郡に産出する。中国・契丹・高麗の何れのところでも、これは珍重されている。そして末世の妙薬はただこれだけでも言えるのである。この薬は近頃のすべての病気を治すのに非常に効き目がある。即ち高良薑を細かく粉末にして、その一匁を酒に入れて服用するが、禁酒している人は湯で服用してよい。またこれを煎じて服用してもよい。ただその効き目がうすい。米飯にまぜて服用してもよからう。飲む量の多少、早晚は反論を見て調節すればよい。しかし多く飲んでも決して毒にはならない。

というように、「高良薑法」は酒に入れても湯でも、煎じて米飯にまぜて服用しても決して毒にはならないと述べている。さらに氏は、再治本で字の異同で、「契丹の二字、史本は誤写して熱舟に作る。只是計也の計の字、史本は、許に作り、治近比万病の比の字、群本は、頃を作る。断酒人の断の字、史本は、□に作る。多少早晚の少の字、史本は、小に作る。」としている⁴⁹⁾。初治本では、字の異同は見られない。筆者は、栄西が初治本では、「断酒している人は米飯にまぜて服用してもよい」と言って、再治本では、「以湯水粥米飯服之(湯水を以って粥、米飯でこれを服用する。)」と言っている。さらに、「毎日服、齒動痛腰痛肩痛腹中万病皆治之、脚膝疼痛一切骨痛一一治之、捨百薬而唯茶与高良薑服無病云云、近年冷氣侵故也、治試無違耳(毎日服す、齒の痛み、腰痛、肩痛み、腹中の万病は之で治る、脚、膝の疼痛、一切の骨の痛みの一つ一つを之で治る、唯、茶と高良薑で病は無くなるから他の百薬は捨てよ、近年の冷気に侵される故であるから、試せば間違いなく治る。)」の一文が大幅に増補されていると考えられる。茶と高良薑で上述のように病は無くなるから、他の百薬は捨てよ、とまで述べているにも関わらず、桑の言及は見られないことから、ここに登載すべき必須の薬種なのであろうと考えられる。森氏は、高良薑を『太平聖恵方』から引いているが、重要な「桑粥法」の原文がある『太平聖恵方』に気付かないのは、見落としているとしか考えられない。

(16)「喫茶法」について森氏は、

はじめに抹茶二三さじを熱湯で服用せよという所は、これも何書かからの引用らしいが、その原拠を知り得ない。なお再治本には、勸孝文なるものを引いているが、初治本には見えない。その後引く宋人歌と本草拾遺は初治本にも見える。さきの勸孝文と、この宋人歌についても知るところがない。本草拾遺の文はすでに上巻において引用したものである。また服茶薬法の「又影干」からこの項の「宋人歌」の前までが壽本に欠けていることはさきに注意しておいた。

というように森氏は、「喫茶法」について簡略的に述べている。さらに氏は訳については、茶は非常に熱い白湯(沸騰させた湯)で服用するのがよい。のむ量は一文銭大の匙で、二・三匙であるが、その多少は随意にしてよい。ただ湯の量は少ない方がよいが、これもまた随意に

してよいとのことである。殊に濃い茶が美味である。飯を食ったり、酒を飲んだりする際に忘れずに茶を飲めば、食べたものの消化をよくする。喉がかわいた時には、ただ茶を飲み、その他の湯を飲んではならない。喉のかわいた時に桑湯や茶湯を飲まないと、種々の病気にかかる。茶の效能については、既に上巻で記した通りである。茶は神々の嗜愛するところがあるので、神々の御供えに茶を献ずる。もし茶を献じないと、御供えが完了しない。宋の人の歌に、「疫病は駕を捨てて、茶木を礼す」とある。だから『本草拾遺』にも「茶を飲めば湯を止め、疫病を除く」と記しているのである。まことに茶は貴いものである。即ち上は神靈、諸天の境界にも通じ、下は飽食のためにおかされた人をも救うのである。諸薬はただ一つ一つの病気に対して、その效力があるだけであるが、これに反して茶は総ての病気に効く万能の薬なのである。

とあるように、「茶」のみについて訳し述べている。筆者としては、今少し詳しく「喫茶法」の内容を解説して欲しい。また森氏は、初治本で「服桑葉法の又影干より、この成就矣の矣の字に至るまで、壽本にはなし。万病之薬而已の之の字、多本にはなし⁵⁰⁾。」再治本では、以服之の「以の字、史本にはなし。多小随意の小の字、史本・群本は、少に作る。殊以濃為美飯酒之次の殊以下の八字、群本にはなし。」としている⁵¹⁾。筆者が考えると、初治本の寿福寺本には「服桑椹法」、「服高良薑法」、「喫茶法」はなく、しかも「喫茶法」では「宋人歌」以後のみの記載ということになるかと思われる。再治本では、森氏は、(補注にて別枠で説明をしているが、)「喫茶法」には一言も「桑」について「検出しえない」としか述べられていない。筆者はこの「喫茶法」に、栄西の「喫茶養生」の真価を、この『喫茶養生記』の文末に登載させたものと考察する。

(17)「服五香煎法」について森氏は、

青木香などの五つの香を別々に粉末にした後にまぜ合わせて服用するというが、この法とびったり一致する処方本草には見出せない。しかしこの五香煎などの五つの香と同じ内容のものが、唐の孫思邈の千金翼方に見えていることを、(中略)、それは同書卷二十三、瘡癰の上に載せられている五香煎主悪気毒腫方である。その処方は「沈香、麝香(湯成入)、薰陸香、青木香(各一両)、右五味切、以水五升、煮、取二升、分三服、不差、更合服、以湯滓薄腫上(沈香・丁子・麝香・薰陸香・青木香をいずれも一両ずつ、それをまず切り、麝香以外の四香を水五升で煎じて二升までに煮詰め、沸騰したところで麝香を投入し、三回に分けて服用する、それでも治らない時には、あらためて五香湯を作って服用する、またこの煎湯のかすを、はれものの上に附着するとよい。)」とあって、栄西のいう五香煎と全く同じ内容の香が使用されているのは興味がある。しかし品目は一致しているが、その分量や服用法に少し差があることがまず注意される。また栄西はこの五香煎を以って、ここでは心臓の妙薬だと言っており、前には瘡病の薬だといっているが、千金翼方では五香湯を以って主としてはれものの治療剤としていることも両者の差が見られる。因みにこの五香湯は、同じく孫思邈の著した千金方(卷二十二、丁腫・癰疽)にも見えているが、そこでは麝香の代りに藿香がもちいられている。またわが医心方の卷十六にも経心方に見える治毒腫五香煎湯方をのせており、喫茶養生記の五香煎と同じ五香を用いているが、やはり分量の割合が違う。結局、今のところ栄西が五香煎の処方を何に基づいて記したか、はっきりつきとめることが出来ない。その附注には彼の中国留学中、天台山から明州に還って来た時、旧暦六月の炎天下で日射病にかかり、店

主すなわち旅館の亭主から丁子湯を恵まれて気分がよくなった経験談を載せている。恐らく初度の入宋の時(1168)のことであろう。明州は今の浙江省寧波市にあたり、常時有数の国際貿易港であった。それでわが国から中国へ渡航する者も多くここで上陸したのであって、栄西の入宋に際してもそうであった。はじめて彼が明州に上陸した時には、この地の広慧寺に掛錫しており、またここで一足先に入宋していた東大寺の俊乗房重源に邂逅している。

とあるように、栄西の入宋時に日射病に倒れたところを「丁子湯」で助けられた経験談と宋にて重源に邂逅したことを交えて述べている。さらに「服五香煎」を森氏が訳すと、

一には青木香一両 其の性は苦であり、辛である。二には沈香一分 其の性は苦であり、辛である。三には丁子二分 其の性は苦であり、辛である。四には薰陸香一分 其の性は苦であり、辛である。五には麝香少々 (この分量を少なくするのは、この香が大熱であるからである)其の性は苦であり、辛である。右にかかげた五種の香を、その下に記した分量の割合で、一緒にまぜて粉末にし、その匂の分量を毎日服用する。その際、にえ湯でこれを少しずつ服用することが大切である。またこれを煎じて(粉末にせずそのまま煎じる)飲むと、その効力は少ない。以上のように、五香を一緒にまぜる理由は、青木香を服用し易くするためであり、そしてまた青木香だけを服用するという意味は、そいたが、時はれによって心臓を治すためである。かつて私、栄西は中国にいた時、天台山から明州へ旅行したが、時は六月十日、天はかんかん照りで非常に暑く、そのために人は皆、失心してしまうばかりであった。ちょうどその時、宿屋の亭主が丁子香の目方八分を銚子に入れて、それに水を加えて、銚子を一杯にし、長い時間をかけてこれを煎じた。私は最初、それが何の用に立つのかを知らなかったが、その亭主はこれを煎じ終わって、大きな茶碗にその煎じ薬を滴入したのを持って来て、私、栄西に飲ませてくれた。そして彼が私にいうことには、「法師よ、貴僧はかんかん照りの、非常に暑い折に、遠い道のりを歩いて来、汗を多く流されたので、きっと体が不快になったのでしょう。それで貴僧に、これを飲ませてあげるのです」と言った。その煎じ薬は、仮に炊き上げる量を一升とすれば、それに使う水は一升半もあったであろうか。亭主からもらった煎じ薬はこの割合で煎じたもの、二合程であった。ところがこれを飲んだあと、身は涼しくなり、気持ち壮快になったのである。そこで非常に暑い時に、この煎じ薬を飲めば涼しくなり、逆に非常に寒い時にこれを飲めば、体を温めることが、初めて解ったのである。前述の五種の香はそれぞれ皆この效力を持っている。事実その通り、冬になって、また同様であったのである。以上のように五香煎の効力は茶と同じであるから、これを服用するがよい。若し前述の五種の香が揃わなかった場合には、その1つでも服用するのがよいであろう。以上が末世における養生の記であるが、その一部始終すべて仏の加護を蒙って記録したものである。上述したところは、すべて私が中国に留学していた時に得た伝授に基づくのであって、決して私の勝手な考えによって記したのではない。以上述べた治療法によって諸病は治る。それが誤りない証拠は次のとおりである。そもそも桑の木は仙薬である。仙人には苦行仙と服薬仙の二種類がある。苦行仙というのは食味を断って、一粒の米粒や粟粒などを服して、しかも長い間命を維持するものであり、服薬仙というのは諸種の薬を服用することによって、長い間命を保つものであるが、その中で桑木を服用する仙人が、最も長寿を保つことができ

るのである。前述したところの桑木による治療法が、他の如何なる治療法にも勝っているというのも、桑木が仙薬であるからに外ならないのである。

という内容となる。初治本で字の異同は、「天台の台の下、壽本には山の字あり、丁子の丁の字、壽本は、十に作る。天熱之時の之の字、多本にはなし。一升半歟の半の字、壽本には、一の字あり、二合許也の許の字、多本は計に作る。不整足者の整の字、壽本は、整に作り、足の字、壽本は、是に作る。抑桑木の抑の字、壽本は、柳に作る。久活命の久の字、多本にはなし。上件に上の字、多本にはなし。」としている⁵²⁾。再治本では、「丁子の子の字、史本は香に作る。麝香少の少の下、史本は、々の字あり。服之也云云の之の字、史本にはなし。上末世養生法の上の上の字、史本に、己の字あり。」としている⁵³⁾。筆者は、榮西が「茶」と「桑」でもない「服五香煎法」を最末尾に登載させるのには、意味があると考え。第一次入宋の間もない頃に日射病に倒れたところを宿主に「丁子湯」で助けられた経験の件は、榮西にとって九死に一生を得た掛替えのない出来事である。「丁子湯」は榮西にとっては生命線であったと考えられる。それに気付いた榮西が喫茶養生として登載させる「喫茶法」と「高良薑」を交えて服用する最良の手段として、『喫茶養生記』は構成されたものと、筆者はこのように考察する。ちなみに、初治本には「服五香煎法」の記載はある。さらに森氏は、「本草」については、

これが『証類本草』であることは既に述べた。再治本では、わずかに「煎桑枝服療水気等」の八字だけであるが、「前出之」と注記しているように、再治本では桑煎法のところに新渡の医書として前に掲出している。初治本につづいて引く仙經の文もまた同様である。

というように述べている。さらに氏は、「本草」の訳では、

「本草」によれば、「桑木の枝を煎じて服用すると、水気・肺気・脚気・癰腫、併せて風気をも治す。またこれを何時も服用しておれば、体の全体に生ずる風痒や、また皮膚がかさかさになるのを治し、或はまた眼暈や嗽を治し、さらにまた食べたものの消化をよくし、利尿に効き、身体が軽快になって、耳がよく聞こえ目がよく見え、皮膚をつやつやさせ、また口の渴きを治す」と述べている。また「仙經」によれば、「一切の仙人は薬を飲むに当って、桑煎」を手に入れることが出来なければ、他の薬は何も服用しない」という。つまりまず初めに桑煎を服用して、その後それぞれの病気に効く仙薬を服用する。このことからしても、桑は仙薬のうちの最上のものであることが、知られるのである。茶と桑とは併用してのむのがよい。この両者は、その貴重さにおいて、どちらも高下するものではなく、茶も桑も、ともに仙薬の最上のものであり、これを飲むことは養生の妙術である。以上引用した書記録はすべていわれあるものであり、また現在でも中国において受け伝えられ残っているものとする。若しこのことを不審に思う者は、中国に行つてたずね調べてみるがよい。決して間違いのないことがわかるであろう。今、仰せの旨に従つて、以上を記した。誰も後々この記載を書き改めてはならない。喫茶養生記 卷下 承元五年正月三日、無言行法をしたときに、自ら筆をとつて謹んで書いた。 権律師法橋上人位榮西

というように訳しており、以上が「本草」で締めくくつた榮西の森鹿三氏による解釈であると考え。 「桑枝」を煎じて服用する「桑煎」と、「仙經」による仙薬の服用から、「茶」も「桑」も、ともに仙薬の最上のもので、これを飲むことは養生の妙術であると榮西はまとめている。

森氏は、ここでの初治本で字の異同について、「治眼暈の眼の字、壽本は、眠に作り、マナコと

訓ず。眼暈嗽の嗽の字、壽本・多本ともに□に作る。なお壽本にはシハブキと訓ず。上首也の字、壽本になし。之妙術也の之の字、多本にはなし。之記録の之の字、壽本にはなし。喫茶養生記 卷下の七字、多本にはなし。」としている⁵⁴⁾。再治本では、「大国詢問の大の字、史本は、本に作り、傍に大と注す。卷下終の終の字、史本にはなし。後聞之の之の字、史本は、云に作る。徒毀茶也の也の字、史本は已に作る。榮西禪師から病隱无涯謹識までの十行末の識に至るまで、史本・群本にはなし。」としている⁵⁵⁾。筆者には、森氏が「茶」も「桑」も共に仙薬の最上のもので、これを飲むことは養生の妙術であると、榮西がまとめているにも拘わらず「喫茶法」において、その出処を言及されていないところが問題で、これを後に言及したいと考える。

一方、『喫茶養生記』の初治本と再治本との差異の多くは言葉の問題であるが、内容に関わる面では、再治本の全巻の末尾に付け加えられている記事は、次のように考えられる。

「喫茶養生記 卷下 終」「此記録後聞之。喫茶人瘦生病云云。此人不知己所迷。豈知薬性自然用哉。復於何国何人喫茶生病哉。若無其証者。其発詞空口引風徒毀茶也無米錢利。又云。高良薑熱物也云云。是誰人咬而生熱哉。不知薬性。不識病相。莫説長短矣(喫茶養生記の下巻の終わり)に(此の記録の後に之を聞く、茶を喫する人は瘦せて病を生ず云々と。此の人は己が所迷を知らず、豈に薬性の自然の用を知らんや。復何れの国、何れの人が茶を喫して病を生じたるや。若し其の証なき者その発する詞は空口引風にして徒に茶を毀るも也米錢の利無し。又云う、高良薑は熱物なり云々と。是れ誰人が咬んで熱を生ぜしや。薬性を知らず、病相を識らずして、長短を説くこと莫れ)。」と榮西が最後に述べているように、筆者は、榮西は二度にわたり、宋国に留学した有能な僧医であると考察する(拙稿「養生文化と伝承者榮西禪医に関する思考」(第122回『日本医史学会』総会抄録号、『日本医史学雑誌』第67巻、第2号、2021年6月、223頁)。

以上、榮西が著した『喫茶養生記』は、承元五年(三月に建暦元年に改元。1211)の正月成立の初治本と、三年後改訂版の再治本において、先行研究者森鹿三研究の補注・解題のまとめから、『喫茶養生記』卷下における中国の文献より引用の医書並びに本草書のまとめを森鹿三氏は、殆ど『証類本草』から引いている。筆者は、榮西が学んだ南宋では、榮西が『喫茶養生記』の中で言われている「新渡医書」は南宋において最新の本草書であった。その情報を榮西は日本にいち早く伝えたかったのであろう。榮西が二度目の留学の直前に、あの釈蓮基が『長生療養方』を完成させている。蓮基は、私伝を入れての編集とはいっても『長生療養方』は『医心方』に依拠しているというのが通説である。しかし、古来の中国の文献からの引用に倣っているために、かなりの専門的内容の療養方で、特権階級に対応した医学書であると考えられる。榮西にして見ればいち早く大国の風を訪ねて、近代の治方の新情報を得て末世の病相を示し、後の世の子孫に伝え多くの人々のために役立たせたいと、帰国後二十年の歳月を費やして完成した『喫茶養生記』であるから、喫茶養生情報が満載の『喫茶養生記』であるといえよう。後々の世の子孫に伝え人々のために役立つ養生法を提供したいという考え方は、身分に隔たり無くという考え方は、丹波康頼、釈蓮基とは全く思惟を異にすると考察する。

榮西が引用したとされる森鹿三氏が引用したとされる中国の文献を書き出してみると、上記の【表1】に示したとおり、先ず『証類本草』葛氏方卷十三、木部の桑根白皮から飲水病に引いている。「中風」にはやはり『証類本草』葛氏方卷十三、同じく木部中品桑根白皮の條に引く。「不食病」も同じく桑根白皮を『証類本草』から引く。「瘡病」については、やはり『証類本草』葛氏方

より引く。〈補注〉として「瘡病」に、「桑粥・桑湯」の他に五香煎をすすめている。これは『千金翼方』巻二十三から引いている。さらに『千金方』巻二十二からも引いている。「脚気病」には「桑粥・桑湯」・高良薑がよいとすすめる。『証類本草』葛氏方、巻九草部、中品、高良薑の條から引く。〈補注〉で『本草經集注』の『別録 証類本草』巻九、草部中品、高良薑の條から引く。さらに『聖惠方』高良薑を引いている。そして『外台秘要』から高良薑を引く。『十全方』『十全博救方』から高良薑を引いているのである。「桑粥法」においては、宋医伝として葛氏方の「桑粥法」に淵源していると森氏はいう。ここでも『証類本草』葛氏方巻十三木部巻十三桑根白皮を引く。「桑煎法」においてはさらに『証類本草』蘇恭方『本草図経』『桑條作煎』から引く。新渡医書を掲示し、『仙経』にいう葛洪の『抱朴子』を推していると言っている。森氏は、「含桑木法」では検出し得ないと言いつつ『証類本草』葛氏方「入地三尺取桑根」から引く。「桑木枕法」においては、「証類本草に見えない」としている。「桑枕は功能多し悪夢を見ず」と短く述べているが、どこからの引用であろうか。「服桑葉法」では『証類本草』から引いて桑葉可常服、神仙服食方「煎以代茶飲」とあるように「喫茶法」は、『本草拾遺』巻十二木部上品より引いて、それ以外は検出し得ない、と述べる。以上が森鹿三氏が引用したであろう医書あるいは本草書を拾い出した中国の文献である。『証類本草』については、当時の最新版で万能の本草書として引用した森鹿三氏の考察であるが、それだけではないと私考し、次の第二節で本研究の目的である「桑」効能記述由来の特定に近迫したいと考える。

第二節 『喫茶養生記』における「桑」効能記述に引用した中国の文献

本研究の目的、栄西の「桑」効能記述由来の可能性が高い内容と認定される、中国の文献調査の報告をする。本研究は、栄西が提唱した『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の考究を目的としたために、その原文と訳に沿って、その由来が分かるように表示した。原文は、古田紹欽『栄西 喫茶養生記』を底本とし【表2】を作成した。

尚、表中の文献、訳などについて、容易に解るように一部に下線を付した。

【表2】 『喫茶養生記』の訳・原文・由来 (下線筆者付す)

訳(筆者)	原文	由来
喫茶養生記 巻の下 入宋求法前権僧正法印大和尚位榮西録す。第二遣除鬼魅門とは。大元帥大将の儀軌秘鈔に曰く。末世の人寿百歳の時。四衆多く威儀を犯して。仏教に従わざる時。国土を荒乱し。百世亡喪せん。時に鬼魅魍魎ありて。国土を乱し人民を悩まし。種々の病を致し治す術なし。医明らかに知ること無く。漢方済むこと無し。	喫茶養生記 巻之下 入宋求法前権僧正法印大和尚位録第二遣除鬼魅門者。大元帥大将儀軌秘鈔曰。末世人壽百歳時。四衆多犯威儀。不順仏教之時。国土荒乱。百世亡喪。于時有鬼魅魍魎。乱国土悩人民。致種々病無治術。医明無知。薬方無済。	

<p>長病の疲れ極まりて能く救う者無し。しかりし時この大元帥大将咒念誦持せば。鬼は退散し。多くの病も忽ちにして治ろう。行者深く此の教えに此の法を修せば。少し効力を加へることによって。必ず病を除くであろう。復た此の病が三宝に祈っても。其の靈験が無きは。則ち人は仏法を軽んじ信じないが。しかりし時に臨んで。大将の教えに還って本誓を念ずれば。佛法の効験を致し。此の病を除いて還た佛法を興し。特に神験を加え。あるいはその効果の証を得る。之を以て之を思うに。近年の病相は是なり。其の病相は寒に非ず。熱に非ず 地水に非ず 火風に非ず。是れ故に近ごろの医者も多く誤診するのである。其の病の相状に五種があり 左の若し。</p>	<p>長病疲極無能救者。 爾時持此大元帥大将心咒念誦者 鬼魅退散。 衆病勿然除愈。 行者深住此門修此法者。 少加功力。 必除病。 復此病祈三宝。 無其験。 則人輕佛法不信。 臨爾之時。 大将還念本誓。 致仏法之効験。 除此病還興仏法。 特加神験。 乃至得果證。 以之思之。 近年之病相是也。 其相非寒。 非熱。非地水。非風火。 是故近医多謬矣。 即病相有五種。 若左。</p>	
<p>一に曰く飲水病 この病は冷氣より起こる。 若し桑粥を服するときは則ち三五日にして必ず薬効ある。</p>	<p>一、曰飲水病 此病起於冷氣。 若服桑粥則三五日必有驗。</p>	<p>一、飲水病 《諸病源候論》隋・巢元方(公元610年)：飲癖者，由飲水過多，在於脅下不散，又遇冷氣相觸而痛，即呼為飲癖也。 《新修本草》唐・李績(蘇敬)(659年)：桑椹味甘寒、無毒，單食、主消渴。 《太平聖惠方》(北宋官修方書，簡稱《聖惠方》，992年)：黑豆半升，桑枝(銼)半升，構皮(銼)半升。以水5大盞，煮取2大盞，去滓，每取汁1盞，入米1分，煮作粥，空心食之。 《夷堅志》志怪筆記小説《(南宋・洪邁，1123-1202年)：嚴州山寺有一遊僧，形體羸瘦，飲食甚少，</p>

<p>永く薤蒜葱を忌み之を食すこと勿れ。鬼病は相加えて治方に驗なし。</p> <p>冷氣を以て根源とするのみであり桑粥を服すれば 百に一も平復せざるは無し 薤を忌むのはこれによって病が増すためである。</p>	<p>永忌薤蒜葱勿食矣。 鬼病相加治方無驗。</p> <p>以冷氣為根源耳。 服桑粥。 百一無不平復矣。 忌薤以病增故。</p>	<p>毎夜遍身汗出，裡衣濕透，如此二十年，無藥能療。監寺僧知道後說：吾有一藥，可讓你三日而愈。它單用桑葉一味，乘露採摘，焙乾碾末，每次取二錢，用溫米湯空腹調服。遊僧之症果然好了。</p> <p>《證類本草》(1082年) 北宋・唐慎微：葛氏方：卒小便多，消渴。入地三尺取桑根，剝取白皮，炙令黃黑。</p> <p>《聖濟總錄》(1117年，北宋・太醫院編) 言桑白皮湯：治消渴、飲水過多。心腹脹滿。</p> <p>《勝金方》(1082年，北宋・唐慎微編成《經史證類備急本草》(簡稱《證類本草》)引用過《勝金方》)：治小兒渴：桑葉不拘多少，用生蜜逐葉上敷過，將線系葉蒂上繃，陰乾，細切，用水煎汁服之。</p> <p>《名醫別錄》(簡稱《別錄》，輯者佚名，約成書於漢末，220年前) 言桑葉茶：療熱渴。</p> <p>《楞伽經》(全稱《楞伽阿跋多羅寶經》，亦稱《入楞伽經》、《大乘入楞伽經》。其譯名分別出自443年)：如是、一切蔥、韭、蒜薤，臭穢不淨，能障聖道。</p> <p>《本草綱目》北宋・蘇頌(1020-1101)：桑煎療水氣、肺氣、脚氣、癰腫兼風氣。</p> <p>《太平聖惠方》(北宋官修方書，簡稱《聖惠方》，992年)：黑豆半升，桑枝(銼)半升，構(銼)半升。以水5大盞，煮取2大盞，去滓，每取汁1盞，入米1分，煮作粥，空心食之。</p>
--	--	---

<p>二に曰く中風で手足が思うように動かない病。此の病近年衆し。亦冷氣等より起る。針灸を以て血を出し湯治して汗を流すのは害をなす。須らく永く火を却け、浴を忌む。只常時の如く風を厭わず、食物を忌み嫌うことをせずに。</p> <p>気長に桑粥、桑湯を服すれば漸漸に平復して百に一つも厄なし。</p> <p>若し沐浴を欲する時は桑を煎じた一桶に三五日に一度之に浴せよ。浴す時汗を流すに至ること莫れ。</p>	<p>二、曰中風手足不相従心病。此病近年衆矣。亦起於冷氣等。以針灸出血。湯治流汗為害。須水却火忌浴。只如常時。不厭風。不忌食物。</p> <p>漫漫服桑粥桑湯。漸漸平復百一無厄。</p> <p>若欲沐浴時。煎桑一桶。三五日一度浴之。浴時莫至流汗。</p>	<p>《諸病源候論》(610年) 隋·巢元方：人腠理虛者，則由風濕氣傷之，搏於血氣，血氣不行，則不宣，真邪相擊，在於肌肉之間，故其肌膚盡痛。然諸陽之經，宣行陽氣，通於身體，風濕之氣客在肌膚，初始為癩。若傷諸陽之經，陽氣行則遲緩，而機關弛縱，筋脈不收攝，故風濕癩而復身體手足不隨也。</p> <p>《食療本草》唐·孟詵(約621-713)：桑根白皮一切の風氣を下す</p> <p>《本草圖經》：北宋·蘇頌(1020-1101)等編撰：桑枝清熱去風，故遍體風癢乾燥，水氣、腳氣、風氣、四肢拘攣，上氣眼運，肺氣咳嗽，消食利小便。療口幹及癰疽後渴，用嫩條細切一升，熬香煎飲，亦無禁忌。久服，終身不患偏風</p> <p>《外臺秘要》唐·王燾(752年)：治偏風及一切風。桑枝剉一大升用今年新嫩枝，以水一大鬥煎取二大升。</p> <p>《太平聖惠方》北宋官修方書、簡稱《聖惠方》(992)：黑豆半升、桑枝(銼)半升、構皮(銼)半升。以水5大盞、煮取2大盞、去滓、每取汁1盞、入米1分、煮作粥、空心食之。</p> <p>《太平聖惠方》(北宋官修方書、簡稱《聖惠方》(992)：治大風：頭面髭髮脫落、以桑柴灰熱湯淋取汁洗顏。</p> <p>《太平聖惠方》(北宋官修方書、簡稱《聖惠方》)，(992)言桑枝湯：上以水三鬥、煎取一鬥五升、濾去滓、入白礬及塩、攪令冷熱得所、淋洗痛處、湯冷更暖過用之。</p>
--	---	---

<p>若し湯の気、内に入って汗を流せば必ず不食の病と成る。 是れ第一の治方なり。 冷氣。 水気。 湿気。 此の三種の治方は。 亦斯くの若し又鬼魅の病を加える故なり。</p>	<p>若湯気入内流汗。 必成不食病。 是第一治方也。 冷氣。 水気。 湿気。 此三種治方。 亦復若斯又加鬼病故也。</p>	<p>《聖濟總錄》(1117年, 北宋・太醫院編): 桑枝(切) 槐枝(切) 各一升, 以水一鬥, 煮取七升, 去滓淋洗。 《本草拾遺》(741年, 唐・陳藏器) 言桑椹: 利五臟關節, 通血氣。</p>
<p>三に曰く不食の病。 此の病、復冷氣より起る。 浴を好み汗を流し 火に向うを厄と為し 夏冬同じく身を涼すを以て妙術と為す。又桑粥を服す。已上三種の病皆冷氣より発す。治方は是れ同じ。 末代多くは是れ鬼魅に著かなる所で故に桑を用いるのみ。 桑の下は鬼魅来ない。 又仙薬の上首なり。 疑う勿れ。</p>	<p>三、曰不食病。 此病復起於冷氣。 好浴流汗。 向火為厄。 夏冬同以涼身為妙術。又服桑粥。 已上三種病皆発於冷氣。 治法是同。 末代多是鬼魅所著。 故用桑耳。 桑下鬼類不來。 又仙薬上首也。 勿疑。</p>	<p>《太平聖惠方》(北宋官修方書, 簡称《聖惠方》, 992年): 黑豆半升, 桑枝(銼)半升, 構皮(銼)半升。以水5大盞, 煮取2大盞, 去滓, 每取汁1盞, 入米1分, 煮作粥, 空心食之。 《神農本草經》(又称《本草經》或《本經》, 託名“神農”所作, 實成書於漢代)(25—220年前): 方書称桑之功最神, 在人資用尤多。 《千金方》唐・孫思邈(約652年)裡, 則有以桑木來祈福的法術: 正月初一晨, 取朝向東方的桑根, 製成七寸長, 手指粗細的木棍, 塗抹朱砂, 懸掛於門戶之上, 或隨身佩戴能辟邪氣。</p>
<p>四に曰く瘡の病 近年、此の病、水気等の雜熱より発る。疔に非ず癰に非ず。然るに人識 らずして多く治方を悞る 但し冷氣より発するが故に 大小の瘡、皆火に負けず。 此に由って人は皆疑って惡瘡とする。灸は則ち火毒を得るが故に腫れ増す。火毒は能く治す者なし。大黃や水寒、石寒を厄と為す。灸に因って弥よ腫れ寒に依って弥よ増す。宜しく斟酌すべきのみ。 若し瘡出るは、則ち硬軟を問はず善惡を知らずに牛膝の根を搗き絞汁を以て瘡に傳け乾けば復た傳けよ則ち傍らは腫れず。</p>	<p>四、曰瘡病。 近年, 此病発於水気等雜熱。 非疔非癰。 然人不識而多悞治方。 但自冷氣水気発故。 大小瘡皆不負火。 由此人皆疑為惡瘡。 灸則得火毒。 故腫増。火毒無能治者。 大黃。水寒。石寒為厄。 因灸弥腫。 因寒弥増。 宜斟酌耳。 瘡出則不問強軟。 不知善惡。牛膝根搗絞。 絞汁傳瘡。 乾復傳則傍不腫。</p>	<p>《諸病源候論》(610, 隋・巢元方): 諸久瘡者, 内熱外虚, 為風濕所乘, 則頭面身体生瘡。 《諸病源候論》(610, 隋・巢元方): 諸瘡生身體, 皆是體虚受風熱, 風熱與血氣相搏, 故發瘡。若熱風熱挾濕毒之氣者, 則瘡癢痛腫而瘡多汁, 身體壯熱, 謂之惡瘡也。 《梅師集驗方》(隋・梅深師 581-619年): 金瘡作痛: 生牛膝搗敷, 立止。生牛膝搗敷瘡上。</p>

<p>熟し破れて無事である。 膿出たら則ち楸葉を貼けよ。 悪毒の汁皆出るであろう。</p> <p>世人車前草を用いるは尤も非なり。之を思い桑粥、桑湯、五香煎を服せよ。</p> <p>若し強ければ須く灸すべし。亦宜しく方に依るべし。 謂く、初めて瘡を見る時、蒜を横に截って厚さ錢の如くに之を瘡の上に貼り艾を固め小豆の大きさの如くに之を灸し。蒜焦げれば替えるべし。皮肉は破らず。一百壯に及んで即ち萎んで火氣徹らず。必ず驗有る。</p> <p>灸の後に牛膝の汁を傳り。</p>	<p>熟破無事。 膿出則貼楸葉。 悪毒之汁皆出。</p> <p>世人用車前草尤非也。 思之。服桑粥 桑湯 五香煎。</p> <p>若強須灸。 亦宜依方。 謂初見瘡時。 蒜横截厚如錢。貼之瘡上。 固艾如小豆大。灸之。蒜焦可替。 不破皮肉。 及一百壯即萎。 火氣不徹。必有驗矣。</p> <p>灸後傳牛膝汁。</p>	<p>《千金要方》(又稱《備急千金要方》、《千金方》652年,唐・孫思邈):猝得惡瘡,人不識者:牛膝根搗敷之。</p> <p>《經驗方》(南宋・陳曄,1136年生):癰癤已潰:用牛膝根略刮去皮,插入瘡口中,留半寸在外,以嫩橘葉及地錦草各一握,搗其上。牛膝能去惡血,二草溫涼止痛,隨幹隨換,有十全之功也。</p> <p>《本草拾遺》(739年,唐・陳藏器)言楸葉:搗敷瘡腫,亦煮湯洗膿血,冬取幹葉,湯揉用之。</p> <p>《海上集驗方》(唐貞元796年後):唐・崔元亮:療毒腫不問硬軟:取楸葉十重薄腫上,即以旧帛裏之。</p> <p>《太平聖惠方》(北宋官修方書,簡稱《聖惠方》(992年):黑豆半升,桑枝(鏗)半升。以水5大盞,煮取2大盞,去滓,每取汁1盞,入米1分,煮作粥,空心食之。</p> <p>《千金要方》(又稱《備急千金要方》、《千金方》(652年)唐・孫思邈)の五香煎:別名:五香散、木香散処方:青木香、藿香、沈香、丁香、薰陸香各一兩。</p> <p>《肘後備急方》(也稱《肘後方》,東晉・葛洪:約生活3-4世紀)灸腫令消法:取獨顆蒜横截厚一分,安腫頭上,炷如梧桐子大,灸蒜上百壯。</p> <p>《千金要方》又稱《武備急千金要方》、《千金方》652年、唐・孫思邈:猝得惡瘡,人不識者:牛膝根搗敷。</p>
---	--	--

<p>楸(あかめかしわ)の葉を貼けよ。 車前草(おおばこ)を用うべからず。</p> <p>芭蕉の根、亦神効あり。</p>	<p>貼楸葉。 不可用車前草。</p> <p>芭蕉根。亦有神効。</p>	<p>《經驗方》(南宋・陳曄,1136年生): 癰癤已潰:用牛膝根略刮去皮,插入瘡口中,留半寸在外,以嫩橘葉及地錦草各一握,搗其上。牛膝能去惡血,二草溫涼止痛,隨漢幹隨換有十全之功也。</p> <p>《本草拾遺》(739年,唐・陳藏器) 言楸葉:搗敷瘡腫 亦煮湯洗膿血,冬取幹葉,湯揉用之。</p> <p>《海上集驗方》唐・崔元亮(唐貞元796年後):療毒腫不問硬軟:取楸葉十重薄腫上,即以旧帛裏之。</p> <p>《肘後備急方》(也稱《肘後方》,東晉・葛洪:約生活3-4世紀):治發背欲死:芭蕉搗根塗上。</p>
<p>五に曰く脚氣の病。</p> <p>此の病は晩食に飽満するより発する。夜に入り而して酒食を飽いて厄を為す。午後に飽食せざるを治方と為す。</p> <p>是れ又桑粥、桑湯、高良薑と茶を服するのが奇特養生の妙治なり。</p> <p>新渡の医書によると、脚氣を患う人は晨(あさ)に飽食しても午後には飽食すること勿れ。長齊の人には脚氣なし。此の謂なり。近頃の人は万病を皆脚氣と稱す。笑可。病名を呼んで病の治方を知らざるのみ。</p>	<p>五、曰脚氣病。</p> <p>此病発於晩食飽満。入夜而飽飯酒為厄。午後不飽食為治方。</p> <p>是亦服桑粥 桑湯 高良薑 茶。奇特養生妙治也。</p> <p>新渡医書云。 患脚氣人晨飽食。 午後勿食。 長齊人無脚氣。此之謂也。 近人萬病皆稱脚氣。可笑。 呼病名而不識病治方耳。</p>	<p>《新錄》(南朝梁・陶弘景:456-536):喫茶輕身,換骨苦。(骨苦即脚氣)。</p> <p>《新修本草》(659)唐・李績、蘇敬等の撰。名《唐本草》的作者、雲:凡患脚氣,每旦任意飽食,午後少食,日晚不食。</p> <p>《外臺秘要》唐・王燾(752年):脚氣。</p> <p>《太平聖惠方》北宋官修方書,簡稱《聖惠方》,992年:黑豆半升,桑枝(銼)半升,構皮(銼)半升。以水5大盞,煮取2大盞,去滓,每取汁1盞,入米1分,煮作粥,空心食之。</p> <p>《聖濟總錄》(1117年,宋・太醫院編):桑枝治水氣,脚氣 桑條二兩炒香,以水一升,煎二合,每日空心服之。</p> <p>《藥性論》(唐・甄權:541-643年)言高良薑:治腰內久冷,胃氣逆、嘔吐。治風,破氣,腹冷氣痛;去</p>

<p>已上五種の病は皆末世鬼魅の致す所なり。然れども皆桑を以て之を治す。頗(すこぶる)口伝を唐医に受けたことが有り。</p> <p>又桑の樹は是れ諸仏菩薩の樹なり。此の木を携えると則ち天魔も猶競う能はず。況してや諸余の鬼魅も近附かない。</p> <p>今唐医の口伝を得て諸病を治そうとするので効験を得ないことはない。近年の皆は冷気の為に侵されて、故に桑は是れ妙治の方なり。人は此の旨を知らず多くが夭折致す。近年身体の病は多くは冷えなり。多くは冷気なり。其の上に他の疾病が相加わる。其意を得て之を治せば皆亦効験がないことはない。今の脚痛は亦脚気に非ず。是れ又冷えなり。桑牛膝高良薑等。其の良薬也なり。桑を用いる方法は左に註する。</p>	<p>已上五種病者皆末世鬼魅之所致也。然皆以桑治之。頗有受口訣于唐醫矣。</p> <p>又桑樹是諸佛菩提(薩)樹也。攜此木則天魔猶以不能競。況諸餘鬼魅之附近乎。</p> <p>今得唐医口傳治諸。無不得効験矣。近年皆為冷気侵。故桑是妙治方也。人不知此旨。多致夭害。近年身分之病。多冷気也。其上他疾相加。得其意治之。皆有験亦。今脚痛亦非脚気。是又冷気也。桑 牛膝 高良薑等。其良薬也。桑方註左。</p>	<p>風冷痺弱、療下氣冷逆冲心、腹痛吐瀉。</p> <p>《外基秘要》唐·王燾(752年):脚気。</p> <p>《新修本草》(又名《唐本草》的作者)雲:凡患脚気、每旦任意飽食、午後少食、日晚不食。</p> <p>《千金方》唐·孫思邈(約652年)裡、則有以桑木來祈福的法術:正月初一晨、取朝向東方的桑根、製成七寸長、手指粗細の木棍、塗抹朱砂、懸掛於門戶之上、或隨身佩戴能闢邪氣。</p> <p>《本草図経》北宋·蘇頌(1020-1101):言桑枝:療遍体風癢乾燥、脚気風気、四肢拘攣、上気、眼暈、肺気嗽、消食:利小便、兼療口幹。</p> <p>《重修政和經史証類備用本草》:北宋·唐慎微(1056-1093):桑根白皮煮汁飲、利五藏。又入散、用下一切風気水気。</p>
<p>一、桑粥の法 宋朝の医師曰く。 桑枝の指の如く三寸截り。 三四つに細かく破り黒豆一握り 俱に水三升灼料を投げ入れて之を煮る。豆が煮えたら桑を却けて米を加える。水の多少に依って米の多少を計り煮て薄粥をつくる。冬は午前二時より夏は真夜中より煮初めて夜明け時畢る。空腹に之を服する。塩を加えず。毎朝懈(おこた)らず之を食すれば即ちその日水を引かず。避けに酔わず。身心は亦静かなり。桑の当年に生ずる枝が尤も好まし。根茎の大なるのは用いるに中らない。桑の粥は総ての衆病を治す。</p>	<p>一、桑粥法 宋朝醫曰。 桑枝如指三寸截。 三四細破。黑豆一握。 俱投水三升灼料煮之。豆熟。 却桑加米。 依水多少。 計米多少。煮作薄粥。 冬自鶏鳴。 夏自夜半初煮。夜明煮畢。 空心服之。 不可添塩。毎朝不懈。 而食之則其日不引水。 不醉酒。 身心亦静也。桑之當年生枝尤好。 根莖大不中用。 桑粥総治衆病。</p>	<p>《証類本草》(1082)北宋唐慎微葛氏方:卷十三、木部中品、桑根白皮の條に引く:入地三尺取桑根、剝取白根、炙令黃黑、剉以水煮之令濃、随意飲之、亦可内少米、勿入塩。</p> <p>《太平聖惠方》北宋官修方書、簡稱《聖惠方》(992):黒豆半升、桑枝(銼)半升、構皮(銼)半升。以水五大錢盞、煮取二大盞、去滓、每取汁一盞、入米一分、煮作粥、空心食之。</p>

<p>一、桑の煎法</p> <p>桑の枝を二分許りに截って之を燥し木の角の焦る許り燥して割く可し。三升か五升の盛る袋に置き久しく持てば弥よ可し。その時水一升許りに木半合許る。煎じて服する。或は燥かざると雖も煎服して失なし。生木も亦宜し。</p> <p>新渡医書によると桑は水気 脚気 肺気癱氣 遍体に風痒して乾燥する。四肢拘攣し上気 眩暈 咳嗽 口乾の病等は皆之を治す。常に服すれば食を消し小便を利して身を軽くし耳目を聡明にする。</p> <p>仙經には一切の仙薬は桑を煎じて飲むことをしなければ服用しない。喉の渴く病、不食の病や中風を治すには、最も秘要なものである。</p>	<p>一、桑煎法</p> <p>桑枝二分許截燥之。 木角焦許燥可割。 置三升五升盛囊久持弥可。 臨時水一升許木半合許。 煎服。 或雖不燥煎服無失。 生木復宜。</p> <p>新渡醫書云。桑 水気 脚気 肺気 風気 癱氣。遍体風痒乾燥。四肢物率（拘攣）。上気眼暈。咳嗽口乾等病。皆治之。常服消食。利小便。輕身。聰明耳目。</p> <p>仙經云。一切仙薬。不得桑煎不服。就中飲水不食中風。最秘要也。</p>	<p>《近效方》北宋・蘇頌：(1020-1101)：用花桑枝寸鏗，炒香，瓦器煮減一半，再入銀器，重湯熬減一半。</p> <p>《重修政和經史証類備用本草》北宋・唐慎微(1056-1093)：桑煎，療水気，脚気，肺気癱腫，兼風気。桑條二兩，用大秤七兩，一物細切如豆。以水一大升煎取三大合，如欲得多，造準此增加。先熬令香，然後煎，每服吐空時喫，或茶湯或羹粥，每服半大升亦無禁忌也。</p> <p>《聖濟總錄》(1117)北宋・太医院編：桑條二兩，炒香，以水一升，煎二合，每日空心服之，亦無禁忌。</p> <p>《與本草圖經》北宋・蘇頌(1020-1101)言桑枝：消食小便。療口乾及癱疽後渴，用嫩條細切一升，熬香煎飲，亦無禁忌。久服，終身不患偏風。</p> <p>《本草圖經》北宋・蘇頌(1020-1101)：言桑枝：療遍体風癢乾燥，脚気風気，四肢拘攣，上気，眼暈，肺気嗽，消食：利小便，兼療口乾。</p> <p>《本草圖經》北宋・蘇頌(1020-1101)：桑煎療水気、肺気、脚気、癱腫兼風気。</p> <p>《抱朴子》東晋・葛洪(283-343)：《仙經》雲：一切仙薬，不得桑煎不服。</p> <p>《本草圖經》(北宋・蘇頌：1020-1101年)：桑葉可常服。神仙服食方：以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分，二分已落時，一分在者，名神仙葉，即採取，前葉同陰乾搗末，丸、散任服，或</p>
--	---	--

		煎水代茶飲之。又霜後葉煮湯，淋灑手足，去風痺殊勝。又微炙和桑衣煎服，治痢及金瘡諸損傷，止血。
<p>一、桑木を服する法</p> <p>鋸をもって截り、屑の細なるを五指を以て之を撮み、美酒に投じて飲む。能く女人の血気を治す。</p> <p>腹中の万病を悉く瘥えずといふことなし。常に服すれば則長寿を得て病無し。是仙術なり。信ぜずんばあるべからず</p>	<p>一、服桑木法</p> <p>鋸截細屑。以五指撮之。投美酒飲。能治女人血氣。</p> <p>腹中萬病無不悉瘥。常服則得長壽無病。是仙術也。不可不信。</p>	<p>《肘後備急方》(317-420年之間)(也稱《肘後方》，東晉・葛洪)：血露不絕：鋸截桑根，取屑五指撮，以醇酒服之，日三服。</p> <p>《黃帝內經》(戰國至秦漢時期：公元前475-公元前220年)：足陽明筋俠口喎頰，故曰頰筋。移，謂引口離常處也。不勝，謂熱不勝其寒，所以緩口移去，故喎頰也……以桑鉤鉤之，即以生桑炭置之坎中，高下與坐等，以膏熨急頰，且飲美酒，噉美炙。</p> <p>《本草綱目》北宋・蘇頌(1020-1101)言桑枝：偏體風癱乾燥，水氣，脚氣，風氣，四肢拘攣，上氣眼暈，肺氣咳嗽，消食利小便。療口乾及癰疽後渴，用嫩條細切一升，熬香煎飲，亦無禁忌。久服，終身不患偏風。</p> <p>《聖濟總錄》(1117)北宋・太醫院編：桑條二兩，炒香，以水一升，煎二合。每日空心服之，亦無禁忌。</p>
<p>一、桑木を含む法</p> <p>削ること齒木の如くにして、常に之を含むとき、則ち口舌齒并に病無し。口常に香しくして、魔も附近せず。善く口の喎を治す。世人の知る所なり。</p> <p>末代の医術何事か之に如か。根の土に入ること三尺なるものを用いる最も好し。</p>	<p>一、含桑木法</p> <p>削如齒木。常含之。則口舌齒并無病。口常香。魔不附近。善治口喎。世人所知。</p> <p>末代醫術。何事如之。用根入土三尺者最好。</p>	<p>《大日經疏》唐・唐一行(673-727)說齒木(即牙籤)：當多用優曇鉢羅木、阿修他木，若無此等樹木時，當求如桑等有乳之木。</p> <p>《太平聖惠方》(992)北宋・王懷隱，陳昭遇：載有藥膏藥齒法：柳枝，槐枝，桑枝煎水熬膏，入姜汁，細辛，等每用擦牙。</p> <p>《肘後備急方》(317-420年之間)(也稱《肘後方》，東晉・葛洪)：入地三尺桑根，剝取白皮，炙黃黑，銼。以水煮濃汁，隨意飲之。</p>

<p>土の上は頗る毒有り。 土の際も亦毒有り。 故に皆枝を用いるなり。</p>	<p>土上頗有毒。 土際亦有毒。 故皆用枝也。</p>	<p>《別録》西漢・劉向(紀元前 77 年(元鳳 4 年)-紀元前 6 年(建元元年))：言桑根白皮：採無時。出土上者殺人。</p> <p>《事類賦》北宋・吳淑(947-1002)：伏蛇療疾,馬領殺人。(桑根見地上者名馬領,有毒殺人)</p>
<p>一、桑の木の枕の法 桑の木で箱のように作り用いてこれを枕とするならば、目が明らかに見えるようになり、頭痛がなく悪い夢を見ず、鬼魅も近づかない。機能は多い。</p>	<p>一、桑木枕法 如箱造用枕之。 明目無頭風。 不見惡夢。鬼魅不近。 功能多矣。</p>	<p>《劔南詩稿》南宋・陸游(1125-1210)：如今八十零,猶抱桑荷眠。</p>
<p>一、桑の葉を服用する法 四月の始めに桑の葉を摘んで陰干にし九月十月との間に枝の葉の三分の二がすでに落ちて枝に残った三分の一の葉をまた摘んで陰干にし四月に摘んだ夏の葉と九月と十月との間に摘んだ冬の葉とを等分に秤で計り、それを粉末にして茶の飲み方と同じ飲み方で服用すれば腹中に病はなく身も心も軽快となる。この服用の効果は仙術である。</p>	<p>一、服桑葉法 四月初採陰乾。 九月十月之交三分之二已落。 一分殘枝復採陰乾。 夏葉冬葉等分以秤計之。 抹如茶法服之。 腹中無疾。 身心輕利。 是仙術也。</p>	<p>《本草圖經》(北宋・蘇頌：1020 - 1101 年)：桑葉可常服。 <u>神仙服食方</u>：以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分，二分已落時，一分在者，<u>名神仙葉</u>。</p> <p>《本草圖經》(北宋・蘇頌：1020 - 1101 年)：桑葉可常服。</p> <p>《神仙服食方》：以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分，二分已落時，一分在者，<u>名神仙葉</u>。即採取，與前葉同陰乾搗末，丸、散任服，或煎水代茶飲之。又霜後葉煮湯，淋渌手足去風痺殊勝。又微炙和桑衣煎服，治痢及金瘡諸損傷，止血。</p> <p>《勝金方》(1082 年，北宋・唐慎微編成《經史證類備急本草》(簡稱《證類本草》)引用過《勝金方》)：治小兒渴：桑葉不拘多少，用生蜜逐葉上敷過，將線系葉蒂上繃，陰乾，細切，用水煎汁服之。</p> <p>《書懷示友》宋・陳與義(1090 - 1138)：桑葉能通禪。</p>

<p>一、桑の槩を服する法 熟する時に之を収めて日に乾し末となし、 蜜を以て丸くすること桐子の大きさにして、毎日空心に酒にて四十丸を服す。久しく服すれば身軽くして病無し。 但し日本の桑の効は微力のみ。</p>	<p>一、服桑槩法 熟時収之。 日乾為抹。 以蜜丸桐子大。 毎日空心酒服四十丸。 久服。 身輕無病。 但日本桑頗力微耳。</p>	<p>《四時月令》前漢末：4月に桑槩酒を飲むのがよい。百種風熱(風毒より生じる熱)を能く理める。</p> <p>《食療本草》唐・孟詵(621-713)言桑槩：性微寒。食之補五臟，耳目聰明。</p> <p>《本草拾遺》(739)唐・陳藏器言桑槩：利五臟，關節，通血氣。</p> <p>《日華子本草》日華子(又称《日華子諸家本草》、《大明本草》)(五代：907-960年)言：桑槩，暖，無毒。利五藏，通關節，下氣，煎服。除風痛出汗，並撲損瘀血。春葉末(末?)天，枝可作煎酒服，治一切風。</p> <p>《圖經衍義本草》北宋・寇宗奭：卷二十《仙方》：桑槩熟時，収之日乾。為末，蜜丸桐子大。空心酒服四十丸，長服之，良。</p> <p>《重修政和經史證類備用本草》北宋・唐慎微(1056-1093年)：雞桑最堪入用。槩利五藏關節，通血氣，久服不飢。</p>
<p>一、高良薑を服用する法 この薬は宋国の高良薑より出づ。唐土、契丹、高麗共に之を貴重す。末世の妙薬で。近年の万病を治するに効有り。即ち粉末にして一錢を酒に投れて之を服す。断酒の人は湯を以て水 粥 米飯にて之を服す。或は煎じて之を服す。多少早晚は効あるを以て期と為す。毎日服用すれば、則ち齒の動き痛み、腰の痛み、肩の痛み、腹中の万病、脚膝疼痛、一切の骨の痛み皆、治せずということ無し。 百薬を捨てて唯茶と高良薑とを服すれば、則病無かるべし。</p>	<p>一、服高良薑法 此薬出於宋國高良郡。 唐土契丹高麗同貴重之。 末世妙薬也。治近歳萬病有効。 即細抹一錢投酒服之。断酒人以湯水粥米飲服之。 或煎服之。皆好乎。 多少早晚以効為期。 每日服。 則齒動痛。 腰痛。肩痛。腹中萬病。脚膝疼痛。一切骨痛。 無不治之。 捨百薬而唯服茶与高良薑服則可無病。</p>	<p>《名醫別錄》(南朝梁・陶弘景：456-536)言高良薑：凡中焦寒凝，或冷物所傷，腕腹冷痛者，可與乾薑同用，具温胃散寒、消食、理氣止痛之功效。</p> <p>《藥性論》(唐・甄權)言高良薑：治腰内久冷，胃氣逆、嘔吐。治風，破氣，腹冷氣痛；去風冷痺弱，療下氣冷逆冲心，腹痛，吐瀉。</p> <p>《証類本草》：卷九、草部中品、高良薑の条、 《別録》：高良薑、大温、主暴冷、胃中冷逆、霍乱、腹痛、</p>

<p>近年の冷気の治を試すのに、その効果のあることは間違いが無い。</p>	<p>近年冷気。 治試無違耳。</p>	
<p>一、茶を喫する法 方寸の匙もて二三匙 多少は意に随う。極めて熱き湯を用いて之を服す。但し湯は少なきを好しとし其れも亦意に随う。殊に濃きを以て美とし飲酒の後茶を喫するときは則ち食を消化しなり。 之飲を引く時は。</p> <p>唯茶を喫して桑の湯を飲む可し。湯と水を飲む勿れ。 桑湯桑湯を飲まざるときは則ち種種の病を生ずる。</p>	<p>一 喫茶法 方寸匙二三匙。多少隨意。 用極熱湯服之。 但湯少為好。 其亦隨意。 殊以濃為美飲酒之後。 喫茶則消食也。 引飲之時。</p> <p>唯可喫茶飲桑湯。 勿飲湯水。 桑湯茶湯不飲則生種種病。</p>	<p>《神農本草經》約東漢時代以前に成る。(25-220 前)又称《本草經》或《本經》(託名“神農”所作,實成書於漢代):<u>桑茶除寒熱出汗</u>。<u>葉主除寒熱出汗</u>。</p> <p>《廣雅》(227-232)魏・張揖:其飲茶,醒酒,令人不眠。</p> <p>《新修本草》(659)又称《唐本草》唐・李績、蘇敬:茶味甘苦,微寒無毒,去痰熱,消宿食,利小便。</p> <p>《贈東鄰王十三》唐・白居易(772-846):驅愁知酒力,破睡見茶功。</p> <p>《本草圖經》(北宋・蘇頌:1020 - 1101 年):<u>桑葉可常服</u>。<u>神仙服食方</u>:以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分,二分已落時,一分在者,名神仙葉,即採取,與前葉同陰乾搗末,丸、散任服,或煎水代茶飲之。又霜後葉煮湯,淋濯手足,去風痺殊勝。又微炙和桑衣煎服,治痢及金瘡諸損傷,止血。</p> <p>重修政和經史證類備用本草》北宋・唐慎微(1056-1093 年):<u>桑煎</u>、療水氣、腳氣、肺氣癰/腫、兼風氣。<u>桑條二兩</u>、用大秤七兩、一物細切如豆。以水一大升煎取三大合、如欲得多、造準此增加。先熬令香、然後煎、每/服肚空時喫、或茶湯或羹粥、每服半大升亦無禁忌也。</p> <p>《聖濟總錄》(1117 年,北宋・太醫院編):<u>桑條二兩</u>,炒香,以水一升,煎二合。每日空心服之,亦無禁忌。</p> <p>《本草拾遺》(793)唐・院藏器。</p>

		「止渴除疫云云、貴哉茶乎、上通諸天境界、下資人倫矣、諸藥各為一種病之藥、茶能為万病藥而已云云、」
<p>一、五香煎を服する法 青木香一兩 沈香一分 丁子二分 薰陸香一分 麝香少し 右五種別に抹にし、抹にして後に調和す。毎服一錢沸湯し之を飲む。</p>	<p>一、服五香煎法 青木香 一兩、 沈香 一分、 丁香二分、 薰陸香 一分、 麝香 少少 右五種別抹抹後調合。 毎服一錢沸湯。飲之。</p>	<p>《千金要方》(又称《備急千金要方》、《千金方》652年,唐・孫思邈)之五香湯:主治毒熱氣盛,辛熱腫痛結核,或似癰癤,並見頭痛,寒熱氣急頭症。</p> <p>《千金要方》(又称《備急千金要方》《千金方》652年,唐・孫思邈)の五香煎:別名:五香散、木香散 処方:青木香、藿香、沈香、丁香、薰陸香各一兩。</p> <p>《香譜》宋・洪芻:中明確記載唐五代時期香方。「五代十國前蜀」蜀王薰御衣法:丁香、馱(jian)香、沈香、檀香、麝香、以上各一兩,甲香三兩制如常法。</p>
<p>以て心臓を治す。万病は心臓に於いて起こる。五種皆其性苦辛。是の故に妙なり。榮西昔唐に在る時天台山より明州に到る。時に六月十日に極熱にして氣絶す。時に店主有り言いて曰く法師遠く来たり汗多し。恐らくは病を發するなり。乃ち丁子一升到水一升半許り為し久しく煎じ為して二合に許る。榮西に与えて之を服せしむ。その後身は涼し心快し是を知る。其の大熱の時能く涼しく大寒の時能く温まる。此の五種は特に此の徳あるのみ。已上は末世の養生法。感應を得る以て之を録す。皆宋国に於いて稟承有るなり。</p>	<p>以て治心臓。万病起於心臓。五種皆其性苦辛。是故妙也。榮西昔在唐時。從天台山。到四明州。時六月十日也。極熱。氣絶。于時有店主言曰。法師遠來。多汗。恐發病也。乃取丁子一升水一升半許。久煎為二合許。与榮西服之。其後身涼。心快。是以知。其大熱之時能涼。大寒之時能温。此五種特有此徳耳。已上末世養生法。以得感應録之。皆於宋国有稟承也。</p>	<p>《黄帝内經》(戦国時代至秦漢時代:紀元前475-紀元前220):心為五臟六腑之大主,主不明則十二官危</p>
<p>喫茶養生記 下の巻 此の記録の後に之を聞く。</p>	<p>喫茶養生記 卷下 此記録後聞之。</p>	

<p>喫茶をする人は瘦せて病を生ず云云。此の人は己が迷う所を知らず。豈薬性の自然の用を知らんのや。復た何れの国に於いて何れの人が茶を喫して病を生じたる哉。若し其の証無き者は其の発する詞は空口引風にして徒に茶を毀しても也。米銭の利無し。又云。</p> <p>高良薑は熱物なり云云。是れ誰人が咬んで熱を生ぜしや。薬性を知らず。病の相を識らずして長短を説く勿れ。凡そ宇治の茶と称する本は建仁栄西禅師より出ずる。本朝仁安三年夏四月。南宋に入り四明を残して台嶺に上る。</p> <p>路に茶山を経て其の之を貴重して、丕に薬験有を見る。秋九月帰る楫の日。遂に茗の実数顆を齎持し、之を久世郡宇治県に移植す。以て其の地の神靈肥饒にして、宛も建溪・恵山の風水の利あるに似たるが故に、之を播殖せんか。爾後、国朝の官民、大無く小無く之を珍愛せざる無し。近代の嗜茶の者、宇治を以て第一と為し柁山は之に次ぐ。且つ諺に曰う、宇治茶に至っては清音あり、余は皆濁音なりと。茶の別名有って無上と曰い、別義と曰い、極無と曰う、其の余は枚挙に遑あらず。奇なるかな。明庵西公は、喫茶記に末世の病相を明示し、後昆に留め贈り、以て是養生の仙薬なる事を知らしめん事を要す。延齡の妙術有るなり。是に於いてか跋とす。</p>	<p>喫茶人瘦生病云云。 此人不知己所迷。 豈知薬性自然用哉。 復た何国何人喫茶生病哉。 若無其証者。 其発発詞空口引風徒毀茶也無米銭利。 又云。 高良薑熱物也云云。是誰人咬而生熱哉。不知薬性。不識病相。莫説長短矣。 凡称宇治茶者。 本出自建仁栄西禅師。 本朝仁安三年夏四月。入南宋発四明登台嶺。 路経茶山。 見其貴重之而丕有薬験。秋九月帰楫之日。遂齎持茗実数顆。 移植之久世郡宇治県。以其地神靈肥饒 宛似建溪恵山有風水之利故播殖之者歟。 爾後。 国朝官民。無大無小無不珍愛之。 近代喫茶者。 以宇治為第一。柁山次之。 且諺曰。至宇治茶有清音。 余皆濁音也。 有茶之別称。曰無上。 曰別義。曰無極。其余不遑枚舉焉。 奇哉。明庵西公。 喫茶記明示末世病相。 留贈后昆。 以要令知是養生之仙薬。 有延齡之妙術也矣。 於是乎跋。</p>	
---	---	--

(筆者作成)

以上のように、『喫茶養生記』における五種の病相において「飲水病」、「中風」、「不食病」、「瘡病」、「脚気病」で、共通する「桑」の養生法は、「桑粥法」と「桑煎法」であると考えられる。

名称の「飲水病」については、『医心方』と『長生療養方』には「消渴」とあるように両者は、中国の伝統医学書からの名称をそのまま通称表現として用いたものであろうと考察する。

「桑粥法」については、五種の病相に有効な「桑」の養生法(桑粥・桑湯)である。栄西が最初に挙げた桑方で、いわゆる「桑粥」の作り方が述べられている。宋朝医からの口伝には、「桑枝如指

三寸截、三四細破、黑豆一握、俱投水三升、炊料煮之、豆熟桑被煎、即却桑加米、依水多少、計米多少、煮作薄粥、冬自鷄鳴、夏自夜半初煮、夜明煮畢。空心服之。不可添塩。毎朝不懈。而食之則其日不引水。不醉酒。身心亦静也。桑之当年生枝尤好。根茎大不中用。桑粥総治衆病¹⁾(桑の木の枝の指ほどの大きさにあたるものを長さ三寸に截断し、三つか四つに細かにさき、黑豆一握りと一緒に水三升に入れて煮るのである。豆がよく煮えたら桑を取り除いて米を加え、水の多い少ないによって米の量もそれを量り、煮て薄粥を作る。冬は午前二時より、夏は真夜中より煮始めて、夜明けに煮終わるのである。そして空腹の時にこれを服用する。ただしその際に塩を添えてはならない。毎朝に怠たることなくこの粥を食べれば、その日は喉が渇くことがなく、酒を飲んでも酔うことがなく、身も心もまた安静である。桑の木はその年に芽生えた枝がもっとも好い。根と茎の大きいものは、用いるにあたらぬ。桑粥を服用することは、すべてあらゆる病を治す効能がある。)とあるように柴西の「桑粥法」には「桑枝」を使用する。筆者はその「桑粥法」は、『太平聖恵方』からの由来による引用であると考え。『太平聖恵方』は、「黑豆半升、桑枝半升、構皮(鏗)半升、以水五大錢盞、煮取二大盞、去滓、毎取汁一盞入米一分、煮作桑、空心食之(黑豆を半升、桑枝を半升、皮を釜に半升構え、五大錢盞に水を以って、煮て取って二大盞にする、滓を取り去る毎に、汁一盞に米一合入れる、作つてある桑を煮る、空心に之を食す)。とあるように『太平聖恵方』では、「桑枝」を使用している。『証類本草』の葛氏方、卷十三、木部中品では、「桑根白皮の條に引く：入地三尺取桑根、剥取白根、炙令黄色黒、剉以水、煮之令濃、随意飲之、亦可内少米、勿入塩(地下三尺から桑根を取り、白根を剥ぎ取ってこれを濃く煮て、随意之を飲む。

亦、米は少米を中に入れる可し。塩を入れること勿れ。)とあるように、使用部位が「桑根白皮」を使用していて、「桑枝」ではない。桑湯については、「桑煎法」による桑方で「桑枝二分許截之。木角焦許燥可割。置三升五升盛囊久持弥可。臨時水一升許木半合許。煎服。或雖不燥煎無失。生木復宜。新渡医書云。桑水氣脚氣肺氣風氣。癰氣。偏体風痒乾燥。四肢物率〔拘攣〕。上氣眼暈。咳嗽口乾等病。皆治之。常服消食。利小便。輕身。聰明耳目。仙經云。一切仙藥。不得桑煎不服。就中飲水不食中風。最秘也²⁾(桑の枝を二分許りに截つて、之を燥し、木の角の焦げる許り燥して、割く可し。三升五升盛る囊に置く。久しく持てば弥(いよいよ)可し。時に臨んで、水一升許りに、木半合許煎じて服す。或は燥かざると雖も煎服して失なし。生木も復宜し。新渡の医書に云く、「桑は水氣、脚氣、肺氣、風氣、癰氣、遍体に風痒し、乾燥して、四肢拘攣し、上氣、眩暈、咳嗽、口乾等の病、皆之を治す。常に服すれば食を消し、小便を利し、身を軽くし、耳目を聡明にす」と。仙經に云く、「一切の仙藥は、桑を煎じ得ざれば服せず」と。「就中、飲水、不食、中風に最も秘要なり」)。とあるように、桑湯にも「桑枝」を使用する。「桑煎法」でも柴西は、五種の病相に効能があると述べている。初治本との内容は同様であるが、再治本では、内容を凝縮し字数を少なくしておきながら、「新渡医書」を引いて加筆修正して増補していると考えられる。

「桑煎法」では、五種の病相の内、「中風」、「不食病」、「瘡病」、「脚氣」の四種の病相に「桑湯」の効験があると柴西は述べているが、この「桑湯」を作る「桑煎法」に引用していると思われる中国の文献を挙げると、1.『本草図経』では、「桑煎療水氣、肺氣、脚氣、癰腫兼風氣(桑煎は水氣、肺氣、脚氣、癰腫、あわせて中風を治す)。とあるように、「桑煎法」は、飲水、肺氣、癰腫、中風を治すという。2.『本草図経』の『近效方』では、「用花桑枝寸鏗、炒香、瓦器煮減一半、再入銀器、重湯熬減一半(花桑枝に釜を用いて、香ばしく炒め、瓦器で一半になるまで煮る、再び銀器

に入れ、一半になるまで湯を入れて熬る。)」というように「桑枝」は小さい銚(釜)を用いるとあり「桑枝」を使用している。3.『與本草図経』では、「言桑枝：消食小便、療口乾及癰疽後渴、用嫩條細切一升、熬香煎飲、亦禁忌、久服、終身不患偏風(桑枝に言う：小便を利する、口の乾き及び癰疽の後の渴きを治療するには、柔らかい條(エタ)一升を細く切り、香るまで熬って煎じて飲む。亦これを禁ずることは無く、長く服用すれば、一生涯中風を患うことはない。)」とあるようにここでも「桑條(エタ)」を使用している。4.『重修政和經史証類備用本草』によると「桑煎、療水氣、脚氣、肺氣、癰腫、兼風氣。桑條二兩、用大秤七兩、一物細切如豆。以水一大升煎取三大合、如欲得多、造準此增加。先熬令香、然後煎、每服吐空時喫、或茶湯或羹粥、每服半大升無禁忌也(桑煎は水氣、脚氣、肺氣、癰腫、風氣によくきく、桑の條(エタ)は大秤で二兩のものをとり、豆の大きさぐらいにそれを細かく切り、一大升の水で煎じて三大合になるまで煎つめる。多く作ろうと思えば上の比率に従って増せばよい、煎ずる前に豆大に切った桑枝を熬って、香ばしくしておくこの桑煎を服用するのは空腹時であって、茶湯やスープや粥と共に飲む、一回の分量は半大升でむずかしい制限はない。)」というように、「桑條(エタ)」を使用している。5.『聖濟総録』の太医院編では、「桑條(エタ)二兩、炒香、以水一升、煎二合、毎日空心服之、亦無禁忌(桑條(エタ)二兩を香ばしく炒めて、水一升を以って、二合に煎じて、これを空心に毎日服用する。亦、障りはない。)」とあるように、ここでも「桑條(エタ)」を使用している。再治本では、さらに「新渡医書」で、「桑、水氣、脚氣、肺氣、風氣、癰氣。偏体風痒乾燥。四肢物率(拘攣)。上気眼暈。咳嗽口乾等病。皆治之。常服消食。利小便。輕身。聰明耳目。」と述べているが、「四肢拘攣」とあるべきところを「四肢物率」と底本のこの安永本における誤彫があることを断っておかなければならない。「新渡医書云」以後のこの部分は、栄西が「桑煎法」を改訂するにあたり、この内容の信憑性を効果的に作用させるための一加筆かと考えられる。これについては、3.に示した『與本草図経』のここからも引いているものと考えられる。さらに「仙經云、一切仙藥、不得桑煎不服、就中飲水不食中風、最秘要也。」と述べていることから、6.『抱朴子』に「『仙經』雲：一切仙藥、不得桑煎不服(一切の仙藥は桑を煎じて飲むことをしなければ服用しない。)」とあるように、ここの引用は重要であると考えられる。7.『本草図経』において、「桑葉可常服、神仙服食方：以四月桑茂盛時採葉、又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名神仙葉、即採取、前葉同陰乾搗末、丸、散任服、或煎水代茶飲之。又霜後葉煮湯、淋滌手足、去風痺殊勝、又微炙和桑衣煎服、治痢及金瘡諸損傷、止血(桑は常に服用すべき、神仙服食方では四月の桑が茂盛時に葉を採る。又十月霜後に三分の二已に落ちて三分の一残る葉を神仙葉という。即ちこれを採取する。前葉と同じく陰乾し搗いて抹にして、丸、粉任意で服用する。或は水で煎じて之を茶の代りに飲む。又霜の降りた後の葉を煮た湯を手足にそそぐと中風の痺れは殊に勝る。又少々炙って和した桑を煎じて服用すると、下痢、金瘡による諸損傷を治す。傷口の出血を止める。)」というようにここでは、「一切の仙藥」と言っていることから「神仙葉」として「神仙服食方」を説いていると考えられる。これらのことから桑を煎じるという「桑煎法」は「桑枝」だけでなく、『本草図経』にある「桑葉」の「桑煎法」をも含めた服用を奨めていると考えられる。要するに「桑煎法」には、「桑枝」を煎じて服用する。「桑葉」は、「神仙服食方」のようにして丸、粉にして任意に服用する方法と神仙葉を煎じて水、茶の代わりに飲む方法、又は、桑のその葉を少し炙って煎じて服用する方法がある。これらの服用は、特に飲水、不食、中風に極めて重要な秘訣であると栄西は、「桑煎法」の中で述べていることから、「桑

煎法」は「桑湯」を作る上で重要であると言える。「桑湯」を服用して養生の効験が現れるという病相は、「中風」、「不食病」、「瘡病」、「脚氣」の四種であった(安永本)が、ここで、「新渡医書」を引いて「飲水」、「中風」、「不食」、「瘡病」、「脚氣」というように五種の病相に「桑煎法」の効験があるように加筆し再治本を増補していると思われる(原文の初治本と再治本には、五種の病相に「桑湯」の記載がある。本研究で底本とした安永本には、理由は不明であるが「桑湯」が欠落している。誤写か)。「桑湯」については、敢えて言及されていないが、この「桑煎法」が栄西の述べる「桑湯」の作り方であるといえよう。次に「服桑葉法」について、栄西は「四月初採乾。秋九月十月之交三分之二已落。一部残枝復採陰乾。夏葉冬葉等分以秤計之。抹如茶法服之。腹中無疾。身心輕利。是仙術也³⁾(四月の初めに採って陰乾しにする。九月十月との間に、枝の葉の三分の二が已に落ちて一分枝に残れるのを復採って陰乾しにし、夏の葉と冬の葉とを等分に秤を以って之を計り交ぜて、抹にして茶法の如く之を服すれば、腹中に疾なし。身心輕利なり。是れ仙術なり。)」とあるように、ここでは桑葉を服用する法である。ここに引くのは上述の「桑煎法」で引いた、『本草図経』の『神仙服食方』にあるように「服桑葉法」である。

このように前半は、初治本も再治本でもほぼ同じ内容である。この効果は、再治本「是仙術也」の一文が加筆されている「服桑葉法」については、すでに上述の「桑煎法」で述べている。

次いで「喫茶法」では、「唯可喫茶飲桑湯、勿飲湯水、桑湯茶湯不飲則生種種病⁴⁾(唯茶を喫し、桑の湯をのむべし。湯と水とを飲む勿れ。桑湯、茶湯を飲まざるときは、則ち種種の病を生ず。)」とあるように、これを引用している中国の文献は『神農本草経』で、「桑茶除寒熱出汗。葉主除寒熱出汗。(桑と茶は冷えも熱の病気も汗を出して治す。しかも主に葉がその効能する。)」というように記してある。ここでは桑と茶は、その効能は汗を出すことによって、冷え、熱の病気を治すということを述べていると考えられる。『神農本草経』のこの部分については、後で述べたい。

茶については、『廣雅』に、「其飲茶、醒酒、令人不眠(その茶を飲むと酔いが醒めて、人は眠れず。)」とあるように、茶の効力を説明しているといえる。さらに茶については、『新修本草』によると「茶味苦、微寒無毒、去痰熱、消宿食、利小便(茶は苦い味であり、少し冷えるが無毒であり、熱による痰を取り去り、食物を消化し、少便を利する。)」というように茶の持つ本質と効用についての記事と考えられる。『贈東隣王十三』では、「驅愁知酒力、破睡見茶功(愁いを駆ける酒の力を知り、眠りが覚める茶功を見る。)」とあるように、茶の功力を讃えていると思われる。そして『本草図経』の「桑葉可常服、神仙服食方」については、「桑煎法」ですでに述べている。さらに『重修政和經史証類備用本草』では、「桑根白皮煮汁飲、利五臟、又入散、用下一切風氣水氣(桑根白皮の煮汁を飲むと五臟に利する、また粉にして飲むと一切の風氣、水氣の作用を下す。)」とあるように、「桑根白皮」の作用は「根」による「桑湯」である。そして、『聖濟總録』については、「桑煎法」で「桑條(エタ)二両、「煎二合」とあるように、「桑湯」を奨めていると考えられる。「喫茶法」が重要なのは、栄西は茶の飲み方について『喫茶養生記』巻上にも述べていないからである。まとめると、「喫茶法」を此の場所を選んで搭載した理由は、「桑粥」の製法である「桑粥法」で、「桑枝」を用いる製法を述べていることである。ここで栄西は、「宋朝医日」と言って「桑粥総治衆病薬」といい、「別飲水中風不食之良薬也」と述べている。さらに栄西は「桑煎法」では、やはり「桑枝」で「桑湯」を作り、再治本で栄西は「新渡医書」を引いて、桑は水気、脚氣、肺氣、風氣、癰氣による遍体風痒乾燥、四肢拘攣、上気眼暈、咳嗽口乾等の病を皆治し、常に服用す

れば、消化を促し小便に利して身が軽くなり耳目聡明となる⁵⁾、と言っていることである。

榮西はここでさらに、「仙經」を引いて「一切の仙薬は桑煎を服用しないとその効能は得られない。」と述べる。そして「就中飲水不食中風、最秘要也」と言及する。「飲水」「中風」「不食」「癰氣」「脚氣」というように「癰」は「瘡」とは違ふと榮西は言うが。「氣」を使うことによって想定範囲が広がり、ゆえに「瘡病」に類すると考えられる。このように榮西の提唱する五種の病相は、「桑粥」「桑湯」によって皆治ると言っているために、「仙經」による「仙薬」の思考は、東晋の葛洪による『抱朴子』から引いていると考えられる。そこから手繰ると『本草図経』に言う桑葉可常服の「神仙服食方」に依ることになる。ここに言う「神仙薬」は「煎水代茶飲之」ということになろう。そこで「服桑葉法」において、「神仙薬」の採取時期、採取方法、及び飲み方と桑葉の薬効が、「腹中無疾、身心軽利」となることは、「是仙術也」である、と言うのである。この「服桑葉法」では、初治本、再治本の内容は変わらないが、唯「是仙術也」の一文が再治本に加筆されているのである。そのために「服桑葉法」の「神仙薬」を使用して、「喫茶法」では茶の入れ方、茶の飲み方、喫茶の効能の「唯可喫茶飲桑湯、勿飲湯水、桑湯茶湯不飲則生種種病。」というように榮西は述べる。そこに引く中国の文献は、『本草図経』に言う「桑葉可常服」の「神仙服食方」による由来ということになろう。そして『神農本草経』の「桑茶除寒熱出汗。葉主除寒熱出汗。」から引くものが「喫茶法」の原出ではないかと考えるが、その詳細については『本草図経』の「桑葉可常服、神仙服食方(下略)。」による「神仙服食方」から引くもので、重要な「喫茶法」の出処ということになろう。「喫茶法」で榮西が言いたいのは、「桑」は「神仙薬」を使い、「桑葉法」で示した方法で「抹如茶法服之(抹の如く茶法で之を服す)」というように榮西は説明をしている。これは、現代における茶湯の原点であろうと考察する。榮西は、これを言いたいがために、十項目桑方の中の最後に桑方を取り込んでいない「高良薑法」と「五香煎法」の間に、敢えて「茶」と「桑」を一緒の服用方法として「喫茶法」に、『喫茶養生記』の真価を著したものと考察する。

さらに『廣雅』による「其飲茶、醒酒、令人不眠。」は、茶の効能を説くものである。『新修本草』の「茶味甘苦、微寒無毒、去痰熱、消宿食、利小便。」は茶の本質と効能を述べるものである。

『贈東隣王十三』では、「驅愁知酒力、破睡見茶功。」は茶の効力を示し、『重修政和經史証類備用本草』では、「桑煎法」の効能を述べている。『修政和經史証類備用本草』の他條で「桑根白皮煮汁飲、利五臟、」から引くが、使用部位は「桑枝」ではなく「桑根」であって、「枝」と「根」の違いであるが、榮西は、「桑粥法」で「根莖大不中用」と言っていることから、本来「根莖」は「桑粥法」には、不向きであると考えられる。さらに、『聖濟總録』は「桑條二両、妙香、以水一升、煎二合、毎日空心服之、亦無禁忌(桑條二両を、妙に香るように水一升を二合に煎じて、毎日空腹に之を服す。亦、禁忌はない)。」とあるように、「桑湯」の製作法であるといえよう。このように五種の病相と「喫茶法」とを説明するために、「桑粥法」、「桑煎法」、「服桑葉法」を述べてこの場所に「喫茶法」の位置を定めたのではないかと考察する。さらに、榮西は、『太平聖惠方』の作粥法を原文のまま引用していると考えられる。榮西が「桑粥法」に引用した『太平聖惠方』は、管見によれば、「飲水病」における作粥法、「中風」における桑粥法と「若欲沐浴時」における「言桑枝湯：上以水三門、煎取一門五升、濾去滓、入白礬及塩、攪令冷熱得所、淋洗痛處、湯冷更暖過用之。」と見える。「不食病」における、桑粥法。「瘡病」における桑粥法。「脚氣病」の五種の病相の共通の養生法として「桑粥法」と桑湯の「桑煎法」が引用されていると考えられるからである。

「桑粥」は宋朝医からの口伝で、これは明らかに『太平聖恵方』からの引用であると考えられるが、森鹿三氏は、『証類本草』からの引用と述べているのは桑根白皮であって、「桑枝」とは違うといえよう。上述の榮西の宋朝医の口伝では「根茎大不中用(根、茎の大、中は用いず)」とあるように「根、茎」は用いないのである。榮西が「桑粥法」でいう「宋朝医口伝」は、桑根白皮を用いる「証類本草」とは異なると言える。森鹿三氏は『太平聖恵方』に言及していない。さらに森氏は、五種の病相に共通する養生法としての桑粥、桑湯に言及していない。桑根白皮は、「桑」関連の薬種で「典藥寮年料雑薬」に、日本各地から貢納薬種として多量に納められているものである。

『本草和名』では、「久波乃加波」とみえる。『医心方』、『長生療養方』にも記載される薬種であるように、桑根白皮は、専門的な使用方法でないと、その効果は期待できないと考えられる。

ましてや貢納薬種では容易ではないと思われる。そのために、「桑枝」によって身近で実践できる桑方を、榮西は末世の桑の養生法として提唱したものと考察する。

第三節 『喫茶養生記』における「桑」効能記述に引用した中国の文献との対照

『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の考究に際して、先行研究者森鹿三研究に補足を加えて対照の表にした。筆者が底本とした古田紹欽『榮西 喫茶養生記』は、再治本系のものであるが、それは東京大学史料編纂所本、両足院本、群書類従本とも異なる一本である。先行研究者森鹿三研究と本研究の対照について、原文の選択を森鹿三氏が選取した再治本の校定においては、建仁寺本(建仁寺両足院蔵板本)を底本とし、同系統の史本(東京大学史料編纂所影写永仁五年抄本)および群本(群書類従所収空阿蔵本)を以って校合したものを底本とした。尚、『茶道古典全集 第二巻』所収の森鹿三『喫茶養生記』より引用し、先行研究者森鹿三研究と本研究の成果と対照表【表3】を作成した。森氏は、『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の多くは『証類本草』からの引用であると述べているが、『喫茶養生記』に記載のない中国の文献からも引用していることが確認されたので、『証類本草』以外の書名を追加している項目には、筆者が〈補注〉として表示した。なお、必要と思われる記事には、下線を付した。

【表3】 『喫茶養生記』の原文〔再治本〕・森鹿三研究・本研究の成果 (下線筆者付す)

原文〔再治本〕	森鹿三研究	本研究の成果
喫茶養生記 卷之下 入唐権僧正法印大和尚位榮西 録 第二遣除鬼魅門者、大 元帥大将儀軌秘鈔曰、末世人 寿百歳時、四衆多犯威儀不順 仏教之時、国土荒乱、百姓亡 喪、于時有鬼魅魍魎、乱国 土、惱人民、致種種之病、無 治術、医明無治薬方、無濟長 病、疲極無能救者、爾時持此 大元帥大将心咒念誦者、鬼魅		

<p>退散、衆病忽然除愈、行者深住此觀門、修此法者、少加功力、必除病、復此病祈三宝、無其驗、則人輕佛法不信、臨爾之時、大將還念本誓、致佛法之効驗、除此病、還興佛法、特加神驗、乃至得果証、略抄、以之案之、近歲以來之病相即是也、其相非寒、非熱、非地水、非火風、是故近比医道人多謬矣。即病相有五種若左、</p>		
<p>一、飲水病 此病起於冷氣、若服桑粥、則三五日必有驗、</p>	<p>『証類本草』：葛氏方(晋、葛洪の処方集)卷十三、木部中品、<u>桑根白皮</u>、卒小便多消渴、：入地三尺取桑根、剥取白皮、灸令黃黑、剉以水煮之令濃、隨意飲之、亦可內少米、勿入塩。</p>	<p>一、飲水病 《諸病源候論》隋·巢元方(公元610年)：飲癖者、<u>由飲水過多</u>、在於脅下不散、又遇冷氣相觸而痛、即呼為飲癖也。</p> <p>《太平聖惠方》(北宋官修方書、簡稱《聖惠方》992年)：黑豆半升、<u>桑枝</u>(銼)半升、<u>構皮</u>(銼)半升。以水5大盞、煮取2大盞、去滓、每取汁1盞、入米1分、煮作粥、空心食之。</p> <p>《夷堅志》志怪筆記小說《(南宋·洪邁, 1123-1202年)：嚴州山寺有一遊僧、形體羸瘦、飲食甚少、每夜遍身汗出、裡衣濕透、如此二十年、無藥能療。監寺僧知道後說：吾有一藥、可讓你三日而愈。它單用桑葉一味、乘露採摘、焙乾碾末、每次取二錢、用溫米湯空腹調服。遊僧之症果然好了。</p> <p>《證類本草》(1082年)北宋·唐慎微：葛氏方：卒小便多、<u>消渴</u>。入地三尺取桑根、剥取白皮、灸令黃黑。</p>

<p>永忌薤蒜葱勿食矣、鬼病相加、故伊方無驗矣、以冷氣為根源耳、服桑粥、無百之一不平復矣、忌薤是還增故。</p>		<p>《新修本草》(659)唐·蘇敬：桑椹味甘寒、無毒、單食、<u>主消渴</u>。</p> <p>《聖濟總錄》(1117年，北宋·太醫院編)言桑白皮湯：<u>治消渴</u>、飲水過多。心腹脹滿。</p> <p>《勝金方》(1082年，北宋·唐慎微編成《經史證類備急本草》(簡稱《證類本草》)引用過《勝金方》)：<u>治小兒渴</u>：桑葉不拘多少、用生蜜逐葉上敷過、將線系葉蒂上繃、陰乾、細切、用水煎汁服之。</p> <p>《名醫別錄》(簡稱《別錄》，輯者佚名、約成書於漢末、220年前)言桑葉茶：<u>療熱渴</u>。</p> <p>《新修本草》(659年)唐·蘇敬撰、也稱《唐本草》)言<u>桑椹</u>：單食、<u>主消渴</u>。</p> <p>《楞伽經》(全稱《楞伽阿跋多羅寶經》，亦稱《入楞伽經》、《大乘入楞伽經》。其譯名分別出自443年)：如是、一切蔥、韭、蒜薤、臭穢不淨、能障聖道。</p> <p>《本草圖經》北宋·蘇頌(1020-1101)：<u>桑煎療水氣</u>、肺氣、腳氣、癰腫兼風氣。</p>
<p>二、中風手足不從心病 此病近年以來衆矣、亦起於冷氣等、以針灸出血、湯治流汗、為厄害、永却火、忌浴、只如常時、不厭風、不忌食物、</p>	<p>証類本草：葛氏方 (卷十三、木部中品、桑根白皮の條に引く)。</p>	<p>《諸病源候論》(610年)隋·巢元方：人腠理虛者、則由風濕氣傷之、搏於血氣、血氣不行、則不宣、真邪相擊、在於肌肉之間、故其肌膚盡痛。然諸陽之經、宣行陽氣、通於身體、風濕之氣客在肌膚、初始為痺。若傷諸陽之經、陽氣行則遲緩、而機關弛縱、筋脈不收攝、故風濕痺而復身體手足不隨也。</p>

<p>漫漫服桑粥桑湯、漸漸平復、無百一厄、</p> <p>若欲沐浴時、桑一桶可浴、三五日一度浴之、莫流汗、是第一妙治也、</p> <p>若湯氣入流汗、則必成不食病故也、冷氣水氣溫氣此三種治方若斯、尚又加鬼病也。</p>		<p>《食療本草》唐·孟詵(約 621-713): 桑根白皮一切の風氣を下す。</p> <p>《本草圖經》: 北宋·蘇頌(1020-1101)等編撰: 桑枝清熱去風、故遍體風癢乾燥、水氣、腳氣、風氣、四肢拘攣、上氣眼運、肺氣咳嗽、消食利小便、療口幹及癰疽後渴、用嫩條細切一升、熬香煎飲、亦無禁忌。久服、終身不患偏風。</p> <p>《外臺秘要》唐·王燾(752 年): 治偏風及一切風。桑枝剉一大升用今年新嫩枝、以水一大鬥煎取二大升。</p> <p>《太平聖惠方》北宋官修方書、簡稱《聖惠方》(992): 黑豆半升、<u>桑枝</u>(銼)半升、<u>構皮</u>(銼)半升。以水 5 大盞、煮取 2 大盞、去滓、每取汁 1 盞、入米 1 分、煮作粥、空心食之。</p> <p>《太平聖惠方》(北宋官修方書、簡稱《聖惠方》(992): 治大風: 頭面髭髮脫落、以桑柴灰熱湯淋取汁洗顏。</p> <p>《太平聖惠方》(北宋官修方書、簡稱《聖惠方》(992) 言<u>桑枝湯</u>: 上以水三鬥、煎取一鬥五升、濾去滓、入白礬及塩、攪令冷熱得所、淋洗痛處、湯冷更暖過用之。</p> <p>《聖濟總錄》(1117 年, 北宋·太醫院編): <u>桑枝</u>(切) <u>槐枝</u>(切) 各一升、以水一鬥、煮取七升、去滓淋洗。</p> <p>《本草拾遺》(741)唐·陳藏器言桑椹: 利五臟關節、通血氣。</p>
---	--	---

<p>三、不食病 此病復起於冷氣、好浴、流汗、向火為厄、夏冬同。以涼身為妙術、又服<u>桑粥桑湯</u>漸漸平癒、若欲急差、灸治湯治、弥弱無平復矣、</p> <p>已上三種病皆發於冷氣、故同桑治、是末代多鬼魅所著、</p> <p>故以桑治之、<u>桑下鬼類不來</u>、又<u>仙藥上首也</u>、勿疑矣、</p>	<p>証類本草：葛氏方(卷十三、木部中品、桑根白皮の條に引く)。</p>	<p>《太平聖惠方》(北宋官修方書、簡稱《聖惠方》992年)：黑豆半升、<u>桑枝</u>(銼)半升、<u>構皮</u>(銼)半升。以水5大盞、煮取2大盞、去滓、每取汁1盞、入米1分、煮作<u>粥</u>、空心食之。</p> <p>《神農本草經》(又稱《本草經》或《本經》、託名“神農”所作、實成書於漢代)(25—220年前)：<u>方書稱桑之功最神</u>、在人資用尤多。</p> <p>《千金方》唐·孫思邈(約652年)裡、則有以<u>桑木來祈福的法術</u>：正月初一晨、取朝向東方的桑根、製成七寸長、手指粗細的木棍、塗抹朱砂、懸掛於門戶之上、或隨身佩戴能辟邪氣。</p>
<p>四、瘡病 近年以來、此病發於水氣等雜熱也、非疔、非癰、然人不識而多悞矣、但自冷氣水氣發、故大小瘡皆不負火、</p> <p>依此人皆疑為惡瘡尤愚也、灸則得火毒即腫增、火毒無能治者、大黃寒水寒石寒為厄、依灸弥腫、依寒弥增、可怪可斟酌、若瘡出、則不問強軟、</p> <p>不知善惡、牛膝根搗絞、以汁傳瘡、乾復傳則傍不腫、熟破無事、濃汁出、付楸葉、惡毒之汁皆出、世人用車前草、尤非也、</p>	<p>『証類本草』：葛氏方</p>	<p>《諸病源候論》(610, 隋·巢元方)：諸久瘡者、內熱外虛、為風濕所乘、則頭面身體生瘡。</p> <p>《諸病源候論》(610, 隋·巢元方)：諸瘡生身體、皆是體虛受風熱、風熱與血氣相搏、故發瘡。若熱風熱挾濕毒之氣者、則瘡癢痛腫、而瘡多汁、身體壯熱、謂之惡瘡也。</p> <p>《梅師集驗方》(隋·梅深師 581-619年)：金瘡作痛：生牛膝搗敷、立止。生牛膝搗敷瘡上。</p> <p>《千金要方》(又稱《備急千金要方》、《千金方》652年、唐·孫思邈)：猝得惡瘡、人不識者：牛膝根搗敷之。</p>

<p>永忌之、服桑粥桑湯五香煎、若強須灸、依方可灸之、謂初見瘡時、蒜橫截、厚如錢厚、付瘡上、艾堅押如小豆大、灸蒜上、蒜焦可替、不破皮肉、為秘方、及一百壯即萎、火氣不答、必有驗、</p> <p>灸後付牛膝汁、并可付菥葉、尚不可付車前草、付則傍腫、依不出惡汁、</p>	<p>〈補注〉 《千金翼方》(唐、孫思邈)：卷二十三、五香湯主惡氣毒腫方(唐、孫思邈)：沈香、丁香、麝香(湯成人)、薰陸香、青木香(各一兩)、右五味切、以水五升、煮、取二升、分三服、不差、更合服、以湯滓薄腫上</p> <p>〈補注〉 《千金方》(唐、孫思邈)：卷二十二、丁腫・癰疽。</p>	<p>《經驗方》(南宋・陳曄、1136年生)：癰癤已潰：用牛膝根略刮去皮、插入瘡口中、留半寸在外、以嫩橘葉及地錦草各一握、搗其上。牛膝能去惡血、二草溫涼止痛、隨幹隨換、有十全之功也。</p> <p>《本草拾遺》(739年,唐・陳藏器)言楸葉：搗敷瘡腫、亦煮湯洗膿血、冬取幹葉、湯採用之。</p> <p>《海上集驗方》(唐貞元 796年後)：唐・崔元亮：療毒腫不問硬軟：取楸葉十重薄腫上、即以旧帛裹之。</p> <p>《太平聖惠方》(北宋官修方書,簡稱《聖惠方》(992年)：黑豆半升、桑枝(銼)半升。以水 5 大盞、煮取 2 大盞、去滓、每取汁 1 盞、入米 1 分、煮作粥、空心食之。</p> <p>《千金要方》(又称《備急千金要方》、《千金方》(652年)唐・孫思邈)の五香煎：別名：五香散、木香散処方：青木香、藿香、沈香、丁香、薰陸香各一兩。</p> <p>《肘後備急方》(也称《肘後方》、東晉・葛洪：約生活 3-4 世紀)灸腫令消法：取獨顆蒜橫截厚一分、安腫頭上、炷如梧桐子大、灸蒜上百壯。</p> <p>《經驗方》(南宋・陳日華、1136年生)：癰癤已潰：用牛膝根略刮去皮、插入瘡口中、留半寸在外、以嫩橘葉及地錦草各一握、搗其上。牛膝能去惡血、二草溫涼止痛、隨漢幹隨換有十全之功也。</p>
--	---	--

<p>故日本多用車前草、不識藥性故也、可忌々々、又有芭蕉根神效矣、皆瘡妙藥也、</p>		<p>《海上集驗方》唐・崔元亮(唐貞元 796 年後)：療毒腫不問硬軟取楸葉十重薄腫上,即以旧帛裏之。</p> <p>《肘後備急方》(也称《肘后方》, 東晉・葛洪：約生活 3-4 世紀)：治發背欲死：芭蕉搗根塗上。</p>
<p>五、脚氣病</p> <p>此病発於夕之食飽満、入夜而飽飯酒為厄、午後不飽食為治方、</p> <p>是亦服<u>桑粥</u><u>桑湯</u><u>高良薑茶</u>、奇特<u>養生妙治也</u>、</p> <p><u>新渡医書</u>云、患脚氣人、晨飽食、午後勿飽食等云云、長齊人無脚氣、是此謂也、近比人万病称脚氣、尤愚也、可笑哉、呼病名而不識病治、為奇云云、</p>	<p>『証類本草』：葛氏方</p> <p>『証類本草』：卷九、草部中品、高良薑の條、蘇恭云、凡患脚氣、每早任意飽食、午後少食、日晚不食、如飢可食鼓粥、若暝不消、欲致霍乱者、即以高良薑一兩、打碎、以水三升、煮取一升、頓服、盡即消、待極飢、乃食一椀薄粥、其藥唯極飲之良、若卒無高良薑、母薑一兩代之、以清酒一升煮、令極熱、去滓飲之、雖不灸高良薑、亦大效矣。</p> <p>〈補注〉</p> <p>《本草經集注》：別錄、陶弘景。『証類本草』卷九、草部中品高良薑の條：高良薑、大温、主暴冷、胃中冷逆、霍乱、腹痛 采西は証類本草の高良薑の條に載せる蘇敬方を引用。</p>	<p>《新録》(南朝梁・陶弘景：456-536)：喫茶輕身、換骨苦。(骨苦即脚氣)。</p> <p>《外臺秘要》唐・王燾(752 年)：蘇恭 (599-674) 凡患脚氣。</p> <p>《新修本草》(又名《唐本草》的作者) 雲：凡患脚氣、每旦任意飽食、午後少食、日晚不食。</p> <p>《太平聖惠方》北宋官修方書、簡称《聖惠方》、992 年：黑豆半升、<u>桑枝</u>(銼)半升、<u>構皮</u>(銼)半升。以水 5 大盞、煮取 2 大盞、去滓、每取汁 1 盞、入米 1 分、煮作<u>粥</u>、空心食之。</p> <p>《聖濟總錄》(1117 年, 宋・太醫院編)：桑枝治水氣、脚氣, 桑條二兩、炒香、以水一升、煎二合、每日空心服之。</p> <p>《藥性論》(唐・甄權：541-643 年)言高良薑：治腰內久冷、胃氣逆、嘔吐。治風、破氣、腹冷氣痛；去風冷痺弱、療下氣冷逆冲心、腹痛、吐瀉。</p>

<p>已上五種病、皆末世鬼魅之所致也、皆以桑治事者、頗有受口傳于唐医矣、</p> <p>亦桑樹是諸仏菩薩樹、携此木、天魔猶以不競、況諸余鬼魅附近乎、今得唐医口伝、治諸病、無不得效驗矣、近年以来、人皆為冷氣侵、故桑是妙治方也、人不知此旨、多致夭害、瘡称惡瘡、</p> <p>諸病号脚病、而不知所治、最不便、近年以来、五体身分病皆冷氣也、其上他疾相加、得其意治之、皆有驗、今脚痛非脚氣、是又冷氣也、桑牛膝高良薑等、其良藥也、桑方註在左、</p>	<p>〈補注〉 《聖惠方》：(詳称：太平聖惠方、宋、王懷隱等が太宗の命で編集した処方集、百卷) 治霍乱吐痢腹痛等疾：高良薑一両、剉、以水三大盞、煎取二盞半、下粳米二合、煮粥食之良。</p> <p>〈補注〉 《外臺秘要》：(唐、王燾の処方集、四十卷)〈備急霍乱吐痢方〉：火灸高良薑、令焦香、每用五両、打破、以酒一升煮、三四沸、頓服、亦腹痛氣惡。</p> <p>〈補注〉 《十全方》：宋、夏德、《衛生十全方》十三卷か、宋、劉甫、 《十全博救方》一卷か不明：《十全方》、治心脾痛、以高良薑、細剉、微炒、杵末、米調下一錢匙、立止。</p>	<p>《新修本草》(又名《唐本草》的作者)雲：凡患脚氣、每旦任意飽食、午後少食、日晚不食。</p> <p>《千金方》唐・孫思邈(約 652 年)裡、則有以桑木來祈福的法術：正月初一晨、取朝向東方的桑根、製成七寸長、手指粗細的木棍、塗抹朱砂、懸掛於門戶之上、或隨身佩戴能闢邪氣。</p> <p>《本草図經》北宋・蘇頌(1020-1101):言桑枝:療遍体風癢乾燥、脚氣風氣、四肢拘攣、上氣、眼暈、肺氣嗽、消食:利小便、兼療口幹。</p> <p>《重修政和經史証類備用本草》:北宋・唐慎微(1056-1093):桑根白皮煮汁飲、利五藏。又入散、用下一切風氣水氣。</p>
<p>一、桑粥法</p> <p>宋朝医曰、桑枝如指三寸截、三四細破、黑豆一把、俱投水三升、炊料煮之、豆熟桑被煎、即却桑加米、依水多少、計米多少、作薄粥也、冬夜鷄鳴期、夏夜夜半、初煮、夜明即煮畢、空心服之、不添塩、每朝勿懈久煮為藥也、朝食之、則其日不引水、不醉酒、身心静也、信必有驗、桑当年生枝尤好、根茎大不中用、桑粥総衆病藥、別飲水中風不食之良藥也、</p>	<p>『証類本草』：葛氏方：卷十三、木部中品、桑根白皮の條。 「宋医伝」：葛氏方の桑粥法に淵源。</p>	<p>《証類本草》(1082)北宋唐慎微葛氏方:卷十三、木部中品、桑根白皮の條に引く:入地三尺取桑根、剝取白根、灸令黄黒、剉以水煮之令濃、随意飲之、亦可内少米、勿入塩。</p> <p>《太平聖惠方》王懷隱撰。北宋官修方書、简称《聖惠方》(992):黑豆半升、桑枝(銼)半升、構皮(銼)半升。以水五大錢盞、煮取二大盞、去滓、每取汁一盞、入米一分、煮作粥、空心食之。</p>
<p>一、桑煎法</p> <p>桑枝二分計截、燥之、木角焦許燥、可割置三升五升盛袋、久持弥好乎、臨時水一升許、</p>	<p>『証類本草』：蘇恭方：《本草図經》：桑條作煎、見《近效方》、云、桑煎療水氣・肺氣・脚氣・癰腫兼風氣、桑條二両用大秤大</p>	<p>《近效方》北宋・蘇頌：(1020－1101)：用花桑枝寸銼、炒香、瓦器煮減一半、再入銀器、重湯熬減一半。</p>

<p>木半合計、入之煎之服之、或不燥煎服無失、生木復宜、</p> <p>新渡医書云、<u>桑</u>水氣脚氣肺風氣癰腫、遍体風痒乾燥、四肢拘攣、上氣眩暈、咳嗽口乾等疾、皆治之、常服消食、利小便、輕身、聰明耳目云云、<u>仙經</u>云、一切仙藥不得<u>桑煎</u>不服云云、就中飲水不食中風最秘要也。</p>	<p>兩一物、細切如豆、以水一大升、煎取三大合、如欲得多造、準此增加、先熬令香、然後煎、每服肚空時喫、或茶湯、或羹粥、每服半大升、亦無禁忌也、本方云、<u>桑枝</u>、平、不冷不熱、可以常服、療偏体風痒、乾燥·脚氣·風氣·四肢拘攣·上氣·眼暈·肺氣·嗽、銷食、利小便、久服輕身、聰明耳目、令人光沢、兼療口乾、<u>仙經</u>云、一切仙藥、不得<u>桑煎</u>不服、出<u>抱朴子</u>、本方、<u>桑枝</u>一小升、細切、熬令香、以水三大升、煎取二大升、一日服盡、無問食事後、此服只依前方也。</p> <p>新渡医書：『証類本草』（大觀本草系統）。</p> <p>《仙經》：陶弘景の雜録、葛洪の抱朴子。</p>	<p>《重修政和經史証類備用本草》北宋·唐慎微(1056-1093):<u>桑煎</u>、療水氣、脚氣、肺氣、癰腫、兼風氣。<u>桑條</u>二兩、用大秤七兩、一物細切如豆。以水一大升煎取三大合如欲得多、造準此增加、先熬令香、然後煎、每服吐空時喫、或茶湯或羹粥、每服半大升亦無禁忌也。</p> <p>《聖濟總録》(1117)北宋·太医院編：<u>桑條</u>二兩、妙香、以水一升、煎二合、每日空心服之、亦無禁忌。</p> <p>《與本草圖經》北宋·蘇頌(1020-1101)言<u>桑枝</u>:消食小便。療口乾及癰疽後渴、用嫩條細切一升、熬香煎飲、亦無禁忌。久服、終身不患偏風。</p> <p>《本草圖經》北宋·蘇頌(1020-1101)：<u>桑煎</u>療水氣、肺氣、脚氣、癰腫兼風氣。</p> <p>《本草圖經》北宋·蘇頌(1020-1101):言<u>桑枝</u>:療遍体風癢乾燥、脚氣風氣、四肢拘攣、上氣、眼暈、肺氣嗽、消食:利小便、兼療口乾。</p> <p>《抱朴子》東晋·葛洪(283-343):《仙經》雲:一切仙藥、不得<u>桑煎</u>不服。</p> <p>《本草圖經》(北宋·蘇頌:1020-1101年):<u>桑葉</u>可常服。〈<u>神仙服食方</u>〉:以四月<u>桑</u>茂盛時採葉、又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名<u>神仙葉</u>、即採取、前葉同陰乾搗末、丸、散任服、或煎水代茶飲之。又霜後葉煮湯、淋濯手足、去風痺殊勝。又微炙和桑衣煎服、治病及金瘡諸損傷、止血。</p>
---	--	---

<p>一、服桑木法 鋸截屑細、以五指撮之、投美酒飲之、女人血氣能治之、身中腹中万病、無不差、是仙術也、不可不信矣、恒服、得長壽無病也。</p>	<p>『証類本草』：唐氏統添の葛氏方：血露不絶、鋸截桑根、取屑五指撮、取醇酒服之、日三。</p>	<p>《肘後備急方》(317-420 年之間) (也稱《肘後方》、東晉・葛洪)：血露不絶：鋸截桑根、取屑五指撮、以醇酒服之、日三服。</p> <p>《黃帝內經》(戰國至秦漢時期：公元前 475-公元前 220 年)：足陽明筋俠口喎頰、故曰頰筋。移、謂引口離常處也。不勝、謂熱不勝其寒、所以緩口移去、故喎劈也……以桑鉤鉤之、即以生桑炭置之坎中、高下與坐等、以膏熨急頰、且飲美酒、噉美炙。</p> <p>《本草綱目》北宋・蘇頌(1020-1101)言桑枝：偏體風療乾燥、水氣、脚氣、風氣、四肢拘攣、上氣眼暈、肺氣咳嗽、消食利小便。療口乾及癰疽後渴、用嫩條細切一升、熬香煎飲、亦無禁忌。久服、終身不患偏風。</p> <p>《聖濟總錄》(1117)北宋・太醫院編：桑條二兩、炒香、以水一升、煎二合。每日空心服之、亦無禁忌。</p>
<p>一、含桑木法 如齒木削之、常含之、口舌齒并無疾、口常香、諸天神愛樂音聲、魔不敢附近、末代醫術、何事如之哉、以<u>土下三尺入根</u>弥好、土下頗有毒、若口喎目喎皆治矣、世人皆所知也、土際有毒、故皆用枝也。</p>	<p>(検出し得ない)</p> <p>『証類本草』：葛氏方 (入地三尺取桑根、剥取白皮、炙令黃黑、挫以水煮之令濃、隨意飲之、亦可内少米、勿入塩)。</p>	<p>《大日經疏》唐・唐一行(673～727)說齒木 (即牙籤)：當多用優曇鉢羅木、阿修他木、若無此等樹木時、當求如桑等有乳之木。</p> <p>《太平聖惠方》(992)北宋・王懷隱、陳昭遇：載有藥膏藥齒法：柳枝、槐枝、桑枝煎水熬膏、入姜汁、細辛、等每用擦牙。</p> <p>《肘後備急方》(317-420 年之間) (也稱《肘後方》東晉・葛洪)：入地三尺桑根、剥取白皮、炙黃黑、銼。以水煮濃汁、隨意飲之。</p>

		<p>《別錄》西漢・劉向(紀元前 77 年(元鳳 4 年)-紀元前 6 年(建元元年))：言<u>桑根白皮</u>：採無時。出土上者殺人。</p> <p>《事類賦》北宋・吳淑(947-1002)：伏蛇療疾、馬領殺人。(桑根見地上者名馬領、有毒殺人)</p>
<p>一、桑木枕法 加箱造、可用枕、枕之、則無頭風、不見惡夢、鬼魅不附近、目明乎、功能亦多矣。</p>	<p>(『証類本草』に見えない)。</p>	<p>《劍南詩稿》南宋・陸游(1125-1210)：如今八十零、猶抱<u>桑荷眠</u>。</p>
<p>一、服<u>桑葉法</u> 四月初採影干、秋九月十月三分之二落一分殘枝採、又影干、和合末、<u>一如茶法服之</u>、腹中無疾、身心輕利、夏葉冬葉等分、以秤計之、是皆<u>仙術</u>而已。</p>	<p>『証類本草』(『本草図経』の引文につづいて)：桑葉可常服、<u>神仙服食方</u>、以四月桑茂盛時、採葉、又十月霜後、三分二分已落時、一分在者、名<u>神仙葉</u>、即採取、与前葉同陰乾、搗末、丸散任服、或煎以代茶飲。</p>	<p>《本草圖經》(北宋・蘇頌：1020 - 1101 年)：<u>桑葉</u>可常服。 <u>神仙服食方</u>：以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名<u>神仙葉</u>。</p> <p>《本草圖經》(北宋・蘇頌：1020 - 1101 年)：<u>桑葉</u>可常服。</p> <p>《<u>神仙服食方</u>》：以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名<u>神仙葉</u>。即採取、與前葉同陰乾搗末、丸、散任服、或煎水代茶飲之。又霜後葉煮湯、淋濯手足、去風痺殊勝。又微炙和桑衣煎服、治痢及金瘡諸損傷、止血。</p> <p>《勝金方》【1082 年，北宋・唐慎微編成《經史證類備急本草》(簡稱《証類本草》)引用過《勝金方》】：治小兒渴：<u>桑葉</u>不拘多少、用生蜜逐葉上敷過、將線系葉蒂上繃、陰乾、細切、用水煎汁服之。</p> <p>《書懷示友》宋・陳與義(1090-1138)：<u>桑葉</u>能通禪。</p>

<p>一、服桑椹法 熟時収之、日乾為末、以蜜丸桐子大、空心酒服<u>四十九</u>、每日服之、久服身輕無病、是皆本文耳、<u>日本桑頗力微</u>。</p>	<p>『証類本草』：唐慎微、統添の部分に仙方として載記。 (本草ないしは新渡の医書)</p>	<p>《食療本草》唐・孟詵, (621-713) 言<u>桑椹</u>：性微寒。食之補五臟、耳目聰明。</p> <p>《本草拾遺》(739)唐・陳藏器言<u>桑椹</u>：利五臟、關節、通血氣。</p> <p>《日華子本草》日華子(又称《日華子諸家本草》《大明本草》(五代：907-960年)言：<u>桑椹</u>、暖、無毒。利五臟、通關節、下氣、煎服。除風痛出汗、並撲損瘀血。春葉末(末?)天、枝可作煎酒服、治一切風。</p> <p>《圖經衍義本草》北宋・寇宗奭：卷二十《仙方》：<u>桑椹</u>熟時、収之日乾。為末、蜜丸桐子大。空心酒服四十九丸、長服之、良。</p> <p>《重修政和經史證類備用本草》北宋・唐慎微(1056-1093年)：<u>雞桑最堪入用</u>。<u>椹</u>利五臟關節、通血氣、久服不飢。</p> <p>《四時月令》前漢末：4月に<u>桑椹酒</u>を飲むのがよい。百種風熱(風毒より生じる熱)を能く理める。</p>
<p>一、高良薑法 此藥出於大栄国高良郡、唐土契丹高麗同貴重之、末世妙藥只是計也、治近比万病、必有効、即細末一錢、投酒服之、斷酒人以湯水粥米飲服之、又煎服之、皆好乎、多少早晚答以為期、更無毒、每日服、齒動痛腰痛肩痛腹中万病皆治之、脚膝疼痛一切骨痛一一治之、捨百藥而唯茶与高良薑服無病云云、近年冷氣侵故也、治試無違耳、</p>	<p>『証類本草』：卷九、草部中品、高良薑の條、《別錄》：高良薑、大温、主暴冷、胃中冷逆、霍乱、腹痛。</p> <p>〈補注〉 《聖惠方》、 《十万方》、 《外臺秘要》、 《備急霍乱吐痢方》。</p>	<p>《名醫別錄》(南朝梁・陶弘景：456-536)言高良薑：凡中焦寒凝、或冷物所傷、脘腹冷痛者、可與乾薑同用、具温胃散寒、消食、理氣止痛之功效。</p> <p>《藥性論》(唐・甄權)言高良薑：治腰内久冷、胃氣逆、嘔吐。治風、破氣、腹冷氣痛；去風冷痺弱、療下氣冷逆冲心、腹痛、吐瀉。</p>

		<p>《証類本草》：卷九、草部中品、高良薑の条、《別録》：高良薑、大温、主暴冷、胃中冷逆、霍乱、腹痛</p>
<p>一、喫茶法 極熱湯以服之、方寸匙二三匙、多小随意、但湯少好、其又随意云云、殊以濃為美、飯酒之次、<u>必喫茶</u>、消食也、引飲之時、<u>唯可喫茶飲桑湯</u>、勿飲他湯、<u>桑湯茶湯不飲</u>、則生種種病、茶功能上記畢、此茶諸天嗜愛、故供天等矣、勸孝文云、孝子唯供親云云、是令父母無病長寿也、宋人歌云、疫神捨駕礼茶木云云、本草拾遺云、止渴除疫云云、貴哉茶乎、上通諸天境界、下資人倫矣、諸藥各為一種病之藥、茶能為万病藥而已云云、</p>	<p>(検出し得ない)</p> <p>『本草拾遺』：卷十二、木部上品。</p>	<p>《新修本草》(659)又称《唐本草》唐・蘇敬：<u>茶味甘苦、微寒無毒、去痰熱、消宿食、利小便。</u></p> <p>《廣雅》(227-232)魏・張揖：其<u>飲茶</u>、醒酒、令人不眠。</p> <p>《贈東鄰王十三》唐・白居易(772-846)：驅愁知酒力、破睡見<u>茶功</u>。</p> <p>《本草拾遺》(793)唐・院藏器。「止渴除疫云云、<u>貴哉茶乎</u>、上通諸天境界、下資人倫矣、諸藥各為一種病之藥、茶能為万病藥而已云云、」</p> <p>《神農本草經》約東漢時代以前に成る。(25-220 前)又称《本草經》或《本經》(託名“神農”所作、實成書於漢代)：<u>桑茶除寒熱出汗</u>。葉主除寒熱出汗。</p> <p>《本草圖經》(北宋・蘇頌：1020 - 1101 年)：<u>桑葉可常服</u>。神仙服食方：以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名神仙葉、即採取、與前葉同陰乾搗末、丸、散任服、<u>或煎水代茶飲之</u>。又霜後葉煮湯、淋濯手足、去風痺殊勝。又微炙和桑衣煎服、治痢及金瘡諸損傷、止血。</p> <p>《重修政和經史證類備用本草》北宋・唐慎微(1056-1093 年)：<u>桑煎</u>、療水氣、腳氣、肺氣癰/腫、兼風氣。<u>桑條</u>二兩、用大秤七兩、一物</p>

		<p>細切如豆。以水一大升煎取三大合、如欲得多、造準此增加。先熬令香、然後煎、每/服肚空時喫、或茶湯或羹粥、每服半大升亦無禁忌也。</p> <p>《聖濟總錄》(1117年, 北宋・太醫院編): <u>桑條二兩、炒香、以水一升、煎二合。每日空心服之、亦無禁忌。</u></p>
<p>一服五香煎法 一者 青木香 一兩 二者 沈香 一分 三者 丁子 二分 四者 薰陸香 一分 五者 麝香 少</p> <p>右五種各別末、後和合、每服一錢、沸湯和服、五香和合之志、為令治心臟也、万病起於心故也、五種皆其性苦辛、是故<u>心臟妙藥也</u>、<u>榮西昔在唐時、從天台山到明州、時六月十日也、天極熱、人皆氣絕、于時店主丁子一升水一升半許、久煎二合許、与榮西、令服之而言、法師遠涉路來、汗多流、恐發病歟、仍令服之也云云、其後身涼清潔、心地亦快矣、以知大熱之時涼、大寒之時能温也、此五種隨一有此德、不可不知矣、上末世養生法、聊得感応記録畢、是皆非自由之情、以此方、治近比諸病、無相違乎、諸方中桑治方勝、是因為仙藥也、<u>本草云、煎桑枝服、療水氣等云云、前出之、取要言之、服茶服桑之後、諸藥服用、必有效驗、仙經文先出畢、此等記録皆有稟承于大國乎、若不審之輩、到大國詢問、無隱歟、今為利生、謹録上、後時不改矣、</u></u></p>	<p>〈補注〉 《千金翼方》: 孫思邈、 〈五香湯主惡氣毒腫方〉 卷二十三: 沈香、丁香、麝香(湯成人)、薰陸香、青木香(各一兩)、右五味切、以水五升、煮、取二升、分三服、不差、更合服、以湯滓薄腫上。</p> <p>(榮西の提唱する五香煎と全く同じ内容であるが分量に相違あり)。</p> <p>本草: 『証類本草』 (再治本では桑煎法のところに新渡の医書として掲出)。</p> <p>『仙經』。</p>	<p>《千金要方》(又称《備急千金要方》、《千金方》652年、唐・孫思邈)之五香湯: 主治毒熱氣盛、辛熱腫痛結核、或似癰癤、並見頭痛、寒熱氣急頭症。</p> <p>《千金要方》(又称《備急千金要方》《千金方》652年、唐・孫思邈)の五香煎: 別名: 五香散、木香散処方: 青木香、藿香、沈香、丁香、薰陸香各一兩。</p> <p>《香譜》宋・洪芻: 中明確記載唐五代時期香方。「五代十國前蜀」蜀王薰御衣法: 丁香、𦵏(jian)香、沈香、檀香、麝香、以上各一兩, 甲香三兩制如常法。</p> <p>《黃帝內經》(戰國時代至秦漢時代: 紀元前475-紀元前220): 心為五臟六腑之大主, 主不明則十二官危</p>

<p>喫茶養生記 卷下 終 此記録後聞之、喫茶人瘦生病 云云、此人不知己所迷、豈知 藥性自然用哉、復於何国、何 人喫茶生病哉、若無其証者、 其発詞空口引風、徒毀茶也、 無半錢利、又云高良薑熱物也 云云、是誰人咬而生熱哉、不 知藥性、不識病相、莫説長短 矣、 栄西禪師喫茶養生記者、蓋菩 薩愍物万衢之一術也、若人依 方修治、則不仮造作、得療沈 痾矣、世人貴難得藥、賤易求 物、故至藥毒害人而不可治、 何啻方劑乎、学道亦然、悲 哉、山本氏寿梓之次、請予加 点、文義疑者、窃加批評、俟 後賢是正云爾、 元禄甲戌之春 琶江 病隠先涯謹識</p>		
--	--	--

(筆者作成)

以上【表 3】は、『喫茶養生記』における森鹿三研究と本研究の成果、「桑」効能記述由来の可能性が高い内容に認定の対照表である。森鹿三氏は、『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の多くは『証類本草』からの引用であると述べているが、『喫茶養生記』に記載のない中国の文献からも引用していることが確認されたので、『証類本草』以外の書名を追加している項目には、筆者が〈補注〉として表示した。森鹿三氏はその出処を『証類本草』からの引用・転用と位置付けているが、実は多くの中国の文献を引用していると考察する。ところが森鹿三氏は重大な所を見落としている可能性がある。それは栄西が末世の五種の病相を治せる方法を述べているからである。

「桑粥」は五種の病相を治すと述べている事から、その出典は、本研究では『太平聖恵方』から引いていると考察する。栄西は明らかにここから「桑粥法」の由来を引用していると考えられる。

栄西の言っていることがそのまま反映されていると考えられる文献は、

『太平于聖恵方』北宋官修芳書、簡称『聖恵方』(992)：黑豆半升、桑枝(銚)半升、構皮(銚)半升。以水五大錢盞、煮取二大盞、去滓、每取汁一盞入米一分煮作粥、空心食之。
 とあるように、栄西が引用したと思われる中国の文献『太平聖恵方』に、栄西が述べるものが、この部分に確証できたことは、最も有意義で重要なところであると考えられるからである。

また、「桑湯」の製法である「桑煎法」について類似性を示すような中国の文献は、

『近效方』北宋・蘇頌：用花桑枝寸銚、炒香、瓦器煮減一半、再入銀器、重湯熬減一半。

であろうと考える。そのあとに再治本では、「新渡医書云」以下が加筆されて、

『本草図経』北宋・蘇頌(1020-1101)：言桑枝：療遍体風痒乾燥、脚氣風氣、四肢拘攣、上気、眼暈、肺気嗽、消食：利小便、兼療口幹。

とあるように「新渡医書云」に加筆の部分を引きいているのは、『本草図経』に示されている、この條である。さらに「仙經云、一切仙薬。」については、

『抱朴子』東晋・葛洪(283-343)：『仙經』雲：一切仙薬、不得桑煎不服。

とあるように『抱朴子』から引きいている。そして「仙薬」の桑葉は、

『本草図経』北宋・蘇頌：桑葉可常服。神仙服食方：以四月桑茂盛時採葉、又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名神仙葉、即採取、前葉同陰乾搗末、丸、散任服、或煎水代茶飲之。

又霜後葉煮湯、淋濯手足、去風痺殊勝。又微炙和桑衣煎服、治痢及金瘡諸損傷、(下略)。

というように、「桑煎法」において『本草図経』は、桑葉は常服すべきとあるように「神仙服食方」によると「神仙葉」は、陰乾しにして搗いて抹にし、丸、粉で服用する。或は、水で煎じて茶の代わりに之を飲む。又は霜後の葉を煮た湯を手足にそそぐと中風の痺には殊に効く。

又は少し炙って柔らかくした桑を煎じて服用すると下痢及び金瘡や諸損傷は治るとあるように、「桑煎法」には、「桑枝」だけではなく、「神仙葉」による「桑煎法」がある。

次に、森鹿三研究の分析を行うために、表の見出しに番号・病相と桑の養生法・由来と概略を一目で分かるように分類し【表4】を作成した。

【表4】 『喫茶養生記』における森鹿三研究の分類

番号	病相と桑の養生法	由来と概略
1	「飲水病」	『証類本草』：葛氏方卷十三、木部中品、桑根白皮。
2	「中風」	『証類本草』：葛氏方卷十三、木部中品、桑根白皮。
3	「不食病」	『証類本草』：葛氏方卷十三木部中品、桑根白皮。
4	「瘡病」	『証類本草』：葛氏方・〈補注〉『千金翼方』卷二十三〈五香湯主悪気毒腫方〉・卷二十二、丁腫・癰疽。
5	「脚気病」	『証類本草』葛氏方卷九、草部中品、高良薑の條。 〈補注〉《本草経集注》：『別録』から『証類本草』卷九草部中品、高良薑の條・『聖恵方』：〈治霍乱吐痢腹痛等疾〉高良薑一両、・『外台秘要』：〈備急霍乱吐痢方〉火灸高良薑・『十全方』：治心脾痛、以高良薑。〈衛生十全方〉十三卷か〈十全博救方〉一卷か不明。
6	「桑粥法」	『証類本草』：卷十三木部中品、桑根白皮の條。 〈補注〉宋医伝：葛氏方の桑粥法に淵源。
7	「桑煎法」	『証類本草』：蘇敬方：〈補注〉『本草図経』：〈近效方〉：桑煎療水気・肺気・脚気・癰腫兼風気。
8	「服桑木法」	『証類本草』：唐氏統添の葛氏方：血露不絶、鋸截桑根、取屑五指撮。

9	「含桑木法」	『証類本草』：葛氏方：入地三尺取桑根、剥取白皮。
10	「桑木枕法」	(検出しえない)
11	「服桑葉法」	『証類本草』：『本草図経』の引文につづいて：桑葉可常服、 〈神仙服食方〉：以四月桑茂盛時、採葉。
12	「服桑樞法」	『証類本草』：唐慎微、続添に『仙方』。本草ないしは「新 渡医書」。
13	「高良薑法」	『証類本草』：卷九、草部中品、高良薑の條。『別録』：高良 薑の條。〈補注〉『聖恵方』、『十千方』、『外台秘要』。
14	「喫茶法」	(検出しえない) 『本草拾遺』：卷十二、木部上品。
15	「服五香煎法」	『証類本草』〈補注〉『千金翼方』：〈五香湯主悪気毒腫方〉 卷二十三。『本草拾遺』：卷十二、木部上品。

(筆者作成)

以上が森鹿三研究からの分類である。采西は、中国の文献の由来に五種の病相と十項目の「桑の養生法」を併せて十五項目を掲示して解説と主に「桑の養生法」を説明している。

森鹿三氏は、その十五項目の中で『証類本草』から引用の項目が十三箇所ある。

引用してないところは、「桑木枕法」、「喫茶法」、の二箇所である。

全体の九割が『証類本草』からの引用を推定していることから、ほとんどが『証類本草』からの引用と見ても森鹿三研究では間違いではないと思われる。『証類本草』以外の中国文献引用は、〈補注〉を数えると、「瘡病」では、『千金翼方』と『本草経集注』から引用している。

「脚気病」では、『本草経集注』『別録』と『聖恵方』と『外台秘要』〈備急霍乱吐痢方〉と『十全方』から引用している。

「桑煎法」では、『本草図経』〈近效方〉から引用している。

「服高良薑法」では、『聖恵方』『十千方』『外台秘要』から引用している。

「服五香煎法」では、『千金翼方』からの引用で十箇所前後の中国文献の引用である。

前後というのは、重複する中国文献と、『証類本草』に含まれる「本草医書」も数えたので、十箇所前後と表現した。

併せて二十三箇所前後の引用であると推定される。次に本研究の調査で、『喫茶養生記』における内容を基にして、「桑」効能記述由来の可能性が高い内容の認定として、中国の養生医書文献を参照して、成立年代が古い時系列で整理したものは、先行研究者森鹿三氏に具体的に大幅に補足、追加になったと考えられる。

森鹿三氏に対して本研究は、先人が残した未解決の問題であり、研究の問題に挑戦し補足、追加と考えられる中国の文献は、次の通りである。

- 1 『黄帝内経』 戦国至秦漢時期：(紀元前 475－紀元前 220)。
- 2 『四時月令』 前漢末(紀元前 202－紀元 8)。
- 3 『別録』 西漢・劉向(紀元前 77 年(元鳳 4 年)－紀元前 6 年(建元元年))。
- 4 『神農本草経』 又称『本草経』或『本経』 託名「神農」所作、実成書於漢代(25－220 年前)。
- 5 『廣雅』 (227－232)魏・張揖。
- 6 『肘後備急方』 (317－420)東晋・葛洪(248－343)。
- 7 『抱朴子』 東晋・葛洪(248－343)。
- 8 『楞(棱)伽経』 全称『楞伽阿跋多羅寶経』 又称『入楞伽経』 『大乘入楞伽経』 (其訳名分別出自 443 年)。
- 9 『新録』 南朝梁・陶弘景(456－536)。
- 10 『名医別録』 南朝梁・陶弘景(456－536)。
- 11 『薬性論』 唐・甄権(541－643)。
- 12 『梅師集験方』 隋・梅深師(581－619)。
- 13 『諸病源候論』 (610)隋・巢元方。
- 14 『食療本草』 唐・孟詵(621－713)。
- 15 『千金要方』 (652) 又称『備急千金要方』 『千金方』 唐・孫子邈(?－682)。
- 16 『新修本草』 (659)唐・李績・蘇敬等撰 他称『唐本草』。
- 17 『大日経疏』 唐・唐一行(673－727)説。
- 18 『千金方』 唐・孫子邈(?－682)。
- 19 『本草拾遺』 (739)、唐・陳藏器。
- 20 『外臺秘要』 (752)唐・王燾撰。
- 21 『海上集験方』 (貞元 796 年後)唐・崔元亮。
- 22 『贈東鄰王十三』 唐・白居易(772－846)。
- 23 『日華子本草』、『日華子』 又称『日華子諸家本草』、『大明本草』 五代(907－960)。
- 24 『事類賦』 北宋・吳淑(947－1002)。
- 25 『太平聖惠方』 (992)北宋・官修方書 略称『聖惠方』 王懷隱撰。
- 26 『本草図経』 北宋・蘇頌(1020－1101)等編撰。
- 27 『近效方』 北宋・蘇頌(1020－1101)。
- 28 『重修政和経史証類備用本草』 北宋・唐慎微(1056－1093)。
- 29 『証類本草』 (1082)北宋・唐慎微(1056－1093)。
- 30 『勝金方』 (1082)北宋・唐慎微編成『経史証類備急本草』 (略称『証類本草』)。
- 31 『香譜』 唐五代時期の香方 北宋・洪芻(1066－1127?)。
- 32 『書懷示友』 宋・陳與義(1090－1138)。
- 33 『図経衍(えん)義本草』 (1116 年編纂二十卷)北宋・寇宗奭編纂その三年後(1119)に兄の冠約が校勘して刊行(初版)。
- 34 『聖濟総録』 (1117)北宋・太医院編。

35 『夷堅志』異聞奇談集。南宋・洪邁(1123－1202)。

36 『劍南詩稿』南宋・陸游(1125－1210)。

37 『經驗方』南宋・陳曄(1136－?)。

以上が、先行研究者森鹿三氏が残した未解決研究の問題に挑戦して、補足、追加した本研究成果で中国の文献である。(名称は、異なるが同文献で重複するものも含む)。

以下【表5】は、『喫茶養生記』の内容を基にして、「桑」効能記述由来の可能性が高い内容の認定として、引用された文献と概要である。

表の見出しは、番号・(引用数)引用中国の文献・『喫茶養生記』に引用された箇所である。尚、「中風手足不相従心病」については、「中風病」と表記した(『喫茶養生記』に引用された中国文献の順は成立年代の古い時系列で提示)。

【表5】 『喫茶養生記』に「桑」効能記述として引用された文献

番号	(引用数)中国の文献	『喫茶養生記』に引用されたと推定される箇所	備考
1	(2)『黄帝内经』 戦国至秦漢期(紀元前475－紀元前220)。 1.「足陽明筋俠口喎頰、故日頰筋。移、謂引口離常処也。不勝、謂熱不勝其寒、所以緩口移去、故喎頰也……以桑鉤之、即以生桑炭置之坎中、高下與坐等、以膏熨急頰、且飲美酒、噉美炙。」 2.「心為五臟六腑之大主、主不明則十二官危」	1.「服桑木法」：「鋸截細屑、以五指撮之、投美酒飲。能治女人血氣。 2.「服五香煎法」：以治心臟。万病起於心臟。五種皆其性苦辛。是故妙也。此五種特有此德耳。已上末世養生法。以得感応録之。皆於宋国有稟承也。	
2	(1)『四時月令』 前漢末：(紀元前202－紀元8)。「四月に桑椹酒を飲むのが良い。百種風熱(風毒より生じる熱)を理める。」	「服桑椹法」：熟時收之。日乾為抹。以蜜丸桐子大。每日空心酒服四十丸。久服。身輕無病。但日本桑頗力微耳。	
3	(1)『別録』西漢・劉向(紀元前77年(元鳳4年)－紀元前6年(建元元年))：「言桑根白皮：採無時、出土上者殺人。」	「含桑木方」：「土上頗有毒。土際亦有毒。故皆用枝也。」	

4	(2)『神農本草經』又称『本草經』或《本經》託名「神農」所作、実成書於漢代、(25－220年前)。 1.「方書称桑之功最神、在人資用尤多。」 2.「桑茶除寒熱、出汗。」	1.「不食病」：末代多是鬼魅所著、故用桑耳。 2.「喫茶法」：唯可喫茶飲桑湯、勿飲湯水、桑湯茶湯不飲則生種種病。	
5	(1)『廣雅』(227－232)魏·張揖。「其飲茶、醒酒、令人不眠。」	「喫茶法」：殊以濃為美飲酒之後。喫茶則消食也。喫茶則消食也。引飲之時。唯可喫茶飲桑湯。勿飲湯水。桑湯茶湯不飲則生種種病。	
6	(4)『肘後備急方』東晋·葛洪(284－343)。 1.「他称『肘后方』灸腫令消法：取獨顆蒜橫截厚一分、安腫頭上、炷如梧桐子大、灸蒜上百壯。 2.「治癘背欲死：芭蕉搗根塗上。」 3.「血露木絕：鋸截桑根、取屑五指撮、以醇酒服之、日三服。」 4.「入地三尺桑根、剥取白根、炙黃黑、銼。以水煮濃汁、随意飲之。」	1.「瘡病」：蒜橫截厚如錢、貼之瘡上、(中略)及一百壯即萎。 2.「瘡病」：芭蕉根、亦有神効。 3.「服桑木法」：鋸截細屑、以五指撮之。投美酒飲。能治女人血氣。 4.「含桑木法」：用根入土三尺者最好。	
7	(1)『抱朴子』東晋·葛洪(284－343)。「『仙經』云：一切仙藥、不得桑煎不服。」	「桑煎法」：仙經云、一切仙藥、不得桑煎不服。就中飲水不食中風、最秘要也。	
8	(1)『楞(棱)伽經』全称『楞伽阿跋多羅寶經』又称『入楞伽經』『大乘入楞伽經』其訳名分別出自443年。 「如是、一切蔥、韭、蒜、薤、臭穢不淨、能障聖道。」	「飲水病」：永忌薤蒜葱勿食矣(永く蒜葱を忌み之を食すこと勿れ)。鬼病相加治方無驗(鬼魅は相加えて治方に驗なし)。	
9	(1)『新録』		

	南朝梁·陶弘景(456－536)。 「喫茶輕身、換骨苦。 (采西解穢說：骨苦即脚氣)」	「脚氣病」：是亦服桑粥、桑湯、高良薑、茶。奇特養生妙治也。	
10	(2)『名醫別錄』 南朝梁·陶弘景(456－536)が校定。 1.「言桑葉茶：療熱渴。」 2.「言高良薑：凡中焦寒凝、或冷物所傷、脘腹冷痛者、可與乾薑同用、具溫胃散寒、消食、理氣止痛之功效。」	1.「飲水病」：若服桑粥則三五日必有驗。 2.「服高良薑法」：末世妙藥也。治近歲萬病有效。	
11	(2)『藥性論』 唐·甄權(541－643)。 1.「治腰內久冷、胃氣逆、嘔吐。治風、破氣、腹冷氣痛：去風冷痺弱、療下氣冷逆沖心、腹痛、吐瀉。」 2.「言高良薑：治腰內久冷、胃氣逆、嘔吐。治風、破氣、腹冷氣痛：去風冷痺弱、療下氣冷逆沖心、腹痛、吐瀉。」	1.「脚氣病」：今脚痛亦脚氣、是又冷氣也。桑、牛膝、高良薑等、其良藥也。 2.「服高良薑法」：腰痛、肩痛、腹中萬病、脚膝疼痛。一切骨痛、無不治之。捨百藥唯服茶與高良薑服則可無病。	
12	(1)『梅師集驗方』 隋·梅深師(581－619)。 「金瘡作痛：生牛膝搗敷、立止。生牛膝搗敷瘡上。」	「瘡病」：瘡出則不問強軟。不知善惡、牛膝根搗絞。絞汁傳瘡。乾復傳則傍不腫。	
13	(4)『諸病源候論』(610) 隋·巢元方。 1.「飲癖者、由飲水過多、在於脅下不散、又遇冷氣相觸而痛、即呼為飲癖也。」 2.「人腠理虛者、則由風濕氣傷之、搏於血氣、血	1.「飲水病」：此病起於冷氣。 2.「中風病」：此病近年衆矣。亦起於冷氣等。以針灸出血。湯治流汗為害。須水却火忌浴。只如常時。不厭風。不忌食物。	

	<p>氣不行、則不宣、真邪相擊、在於肌肉之間、故其肌膚盡痛。然諸陽之經、宣行陽氣、通於身體、風濕之氣客在肌膚、初始為痺。若傷諸陽之經、陽氣行則遲緩、而機閑弛縱、筋脈不收摺、故風濕痺而復身體手足不隨也。」</p> <p>3.「諸久瘡者、內熱外虛、為風濕所乘、則頭面身體生瘡。」</p> <p>4.「諸瘡生身體、皆是體虛受風熱、風熱與血氣相搏、故發瘡。若熱風熱挾濕毒之氣者、則瘡癢痛腫、而瘡多汁、身體壯熱、謂之惡瘡也。」</p>	<p>3.「瘡病」：近年、此病發於水氣等雜熱。非疔非癰。然人不識而多悞治方。但自冷氣水氣發故。</p> <p>4.「瘡病」：近年、此病發於水氣等雜熱。非疔非癰。然人不識而多悞治方。但自冷氣水氣發故。大小瘡皆不負火。由此人皆疑為惡瘡。灸則得火毒。故腫增。火毒無能治者。(中略)因寒彌增。宜斟酌耳。</p>	
14	<p>(1)『食療本草』唐·孟詵(612-713)。「言桑椹：性微寒。食之補五臟、耳目聰明。」</p>	<p>「服桑椹法」：熟時收之。日乾為抹。以蜜丸桐子大。每日空心酒服四十丸。久服。身輕無病。(下略)</p>	
15	<p>(4)『千金要方』(652) 又称『備急千金要方』 『千金方』唐·孫思邈(?-682)。</p> <p>1.「猝得惡瘡、人不識者：牛膝根搗敷之。」</p> <p>2.「五香煎：別名五香散、木香散處方：青木香、麝香、沈香、薰陸香各一兩。」</p> <p>3.「孫思邈之五香煎：主治毒熱氣盛、辛熱腫痛結核、或似癰癤、並見頭痛、寒熱氣等症。」</p>	<p>1.「瘡病」：瘡出則不問強軟、不知善惡、牛膝根搗絞。絞汁傳瘡。乾復傳則傍不腫。</p> <p>2.「瘡病」：世人用車前草尤非也。思之。服桑粥、桑湯、五香煎。</p> <p>3.「服五香煎法」：青木香一兩、沈香一分、丁香二分、薰陸香一分、麝香少少。右五種別抹抹後調合。每服一錢沸湯。飲之。</p>	

	4.「孫思邈之五香煎：別名：五香散、木香散。方：青木香、藿香、沈香、丁香、薰陸香各一兩。」	4.「服五香煎法」：青木香一兩、沈香一分、丁香二分、薰陸香一分、麝香少少。右五種別抹抹後調合。每服一錢沸湯。飲之。	
16	(4)『新修本草』(659)蘇敬等撰、他稱『唐本草』。 1.「桑椹味甘寒、無毒、單食、主消渴。」 2.「言桑椹：單食、主消渴。」 3.「雲：凡患脚、每旦任意飽食、午後少食、日晚不食。」 4.「茶味甘苦、微寒無毒、去痰熱、消宿食、利無毒、去痰熱、消宿食、利小便。」	1.「飲水病」：此病起於冷氣。 2.「飲水病」：以冷氣為根源耳。 3.「脚氣病」：此病發於晚食飽滿。入夜而飽飯酒為厄。午後不飽食為治方。 4.「喫茶法」：喫茶則消食也。引飲之時。唯可喫茶飲桑湯。勿飲湯水。桑湯茶湯不飲則生種種病。	
17	(1)『大日經疏』唐·一行(673-727)說。 「齒木(即牙籤)：當多用優曇鉢羅木、阿修他木、若無此等樹木時、當求如桑等有乳之木。」	「含桑木法」：削如齒木、常含之。則口舌齒並無病、口常香、魔不附近。善治口喎、世人所知。	
18	(2)『千金方』唐·孫子邈(?-682)。 1.「裡、則有以桑木來祈福的法術：正月初一晨、取朝向東方的桑根、製成七寸長、手指粗細的木根、塗抹朱砂、懸掛於門戶之上、或隨身佩戴能辟邪氣。」 2.「裡、則有以桑木來祈福的法術：正月初一晨、取朝向東方的桑根、製成七寸長、手指粗細的	1.「不食病」：桑下鬼類不來。又仙藥上首也。勿疑。 2.「脚氣病」：又桑樹是諸佛菩提(薩)樹也。携此木則天魔猶以不能競。況諸餘鬼魅之附近乎。	

	木根、塗抹朱砂、懸掛於門戶之上、或隨身佩戴能辟邪氣。」		
19	(5)『本草拾遺』(739) 唐·陳藏器。 1.「言桑椹：利五臟關節、通血氣。」 2.「言楸葉：搗敷瘡腫、亦煮湯洗膿血、冬取幹葉、湯揉用之。」 3.「言楸葉：搗敷瘡腫、亦煮湯洗膿血、冬取幹葉、湯揉用之。」 4.「言桑椹：利五臟,關節,通血氣。」 5.「止渴除疫云云、貴哉茶乎、上通諸天境界、下資人倫矣、諸藥各為一種病之藥、茶能為万病藥而已云云、」	1.「中風病」：此病近年衆病、亦起於冷氣等。以針灸出血、湯治流汗為害。須水却火忌浴。只如常時、不厭風、不忌食物。 2.「瘡病」：熟破無事。濃出則貼楸葉。惡毒之汁皆出。 3.「瘡病」：貼楸葉、不可用車前草。 4.「服桑椹法」：「熟時收之、日乾為末、以蜜丸桐子大、空心酒服四十丸、每日服之、久服身輕無病、是皆本文、日本桑頗力微、」 5.「喫茶法」：「喫茶則消食也。唯可喫茶飲桑湯。」	
20	(2)『外臺秘要』(752) 唐·王燾撰。 1.「治偏風及一切風。桑枝剉一大升用今年新嫩枝、以水一大鬥煎取二大升。」 2.「脚氣病：雲：凡患脚氣、每旦任意飽食、午後少食、日晚不食。」	1.「中風病」：此病近年衆矣、亦起於冷氣等。以針灸出血、湯治流汗為害。須水却火忌浴。只如常時、不厭風、不忌食物。 2.「脚氣病」：此病發於晚食飽滿。入夜而飽飯酒為厄。午後不飽食為治方。是亦服桑粥桑湯高良薑茶。奇特養生妙治也。	
21	(1)『海上集驗方』(796) 唐·崔元亮。 「療毒腫不問硬軟：取楸葉十重薄腫上、即以旧帛裏之。」	「瘡病」：熟破無事、濃出則貼楸葉、惡毒之汁皆出。(中略)、貼楸葉、不可用車前草。	
22	(1)『贈東隣王十三』 唐·白居易(772-846)。		

	「驅愁知酒力、破睡見茶功。」	「喫茶法」：喫茶則消食也、引飲之時、唯可喫茶飲桑湯。勿飲湯水、桑湯茶湯不飲則生種種病。	
23	(1)『日華子本草』日華子又称『日華子諸家本草』『大明本草』五代(907-960)。「言：椹、暖、無毒。利五臟、通關節、下氣、煎服。除風痛出汗。並撲損瘀血。春葉未天、枝可作煎酒服、治一切風。」	「服桑椹法」：熟時收之、日乾為抹。以蜜丸桐子大、每日空心酒服四十九、久服。身輕無病。但日本桑頗力微耳。	
24	(1)『事類賦』北宋·吳淑(947-1002)。「伏蛇療疾、馬領殺人。(桑根見地上者名馬領、有毒殺人)。」	「含桑木法」：用根入土三尺者最好。土上頗有毒。土際亦有毒。	
25	(9)『太平聖惠方』(992)北宋·官修方書、略称『聖惠方』王懷隱撰。 1.「黑豆半升、桑枝(銼)半升、構皮(銼)半升。以水五大盞、煮取二大盞、去滓、每取汁一盞、入一分、煮作粥、空心食之。」 2.「黑豆半升、桑枝(銼)半升、構皮(銼)半升。以水五大盞、煮取二大盞、去滓、每取汁一盞、入米一分、煮作粥、空心食之。」 3.「治大風：頭面髭髮脫落、以桑柴灰熱湯淋取汁洗顏。」 4.「言桑枝湯：上以水三鬥五升、慮去滓、入白礬及鹽、湯冷更暖過用之。」 5.「黑豆半升、桑枝(銼)半升、構皮(銼)半升。以	1.「飲水病」：此病起於冷氣。若服桑粥三五日必有驗。以冷氣為根源耳。服桑粥。百一無不平復矣。 2.「中風病」：此病近年衆矣。亦起於冷氣等。漫漫服桑粥桑湯。漸漸平復百一無厄。 3.「中風病」：若欲沐浴時、煎桑一桶、三五日一度浴之、浴時莫至流汗。若湯氣入內流汗、必成不食病、是第一治方也。冷氣、水氣、濕氣、此三種治方。亦復若斯又加鬼病故也。 4.「中風病」：若欲沐浴時、煎桑一桶、三五日一度浴之、浴時莫至流汗。汗若湯氣入內流汗、必成不食病、是第一治方也。冷氣、水氣、濕氣、此三種治方。亦復若斯又加鬼病故也。 5.「不食病」：此病復起於冷氣、好浴流汗、向火為厄、夏冬同以涼身為妙術。又服桑粥桑湯。已上三種病皆發於冷氣。治法是同。	

	<p>水五大盞、煮取二大盞、去滓、每取汁一盞、入米一分、煮作粥、空心食之。」</p> <p>6.「黑豆半升、桑枝(銼)半升、構皮(銼)半升。以水五大盞、煮取二大盞、去滓、每取汁一盞、入米一分、煮作粥、空心食之。」</p> <p>7.「黑豆半升、桑枝(銼)半升、構皮(銼)半升。以水五大盞、煮取二大盞、去滓、每取汁一盞、入米一分、煮作粥、空心食之。」</p> <p>8.「黑豆半升、桑枝(銼)半升、構皮(銼)半升。以水五大盞、煮取二大盞、去滓、每取汁一盞、入米一分、煮作粥、空心食之。」</p> <p>9.「載有藥膏藥齒法：柳枝、槐枝、桑枝煎水膏、入姜汁、細辛、等每用擦牙。」</p>	<p>6.「瘡病」：服桑粥、桑湯、五香煎。</p> <p>7.「脚氣病」：是亦服桑粥、桑湯、高良薑、茶。奇特養生妙治也。</p> <p>8.「桑粥法」：宋朝醫曰、桑枝如指三寸截、三四細破、黑豆一握、俱投水三升灼料煮之、豆熟、却桑加米、依水多少、計米多少、煮作薄粥。冬自鷄鳴、夏自半初煮、夜明煮畢。空心服之、不可添鹽。每朝不懈、而食之則其日不引水。不醉酒。身心亦靜也。桑之当年生枝尤好。根莖大不中用。桑粥總治衆病。</p> <p>9.「含桑木法」：削如齒木、常含之、則口舌齒並無病。口常香、魔不附近、善治口喎、世人所知。</p>	
26	<p>(8)『本草綱目』北宋·蘇頌(1020 - 1101)等編撰。</p> <p>1.「桑煎療水氣、肺氣、脚氣、癰腫兼風氣。」</p> <p>2.「桑枝清熱去風、故遍體風痒乾燥、水氣、脚氣、風氣、四肢拘攣、上氣眼暈、肺氣咳嗽、消食利小便。療口幹及癰疽後渴、用嫩條細切一升、熬香煎飲、亦無禁忌、久服、終身不患偏風。」</p>	<p>1.「飲水病」：此病起於冷氣。</p> <p>2.「日中風手足不相從心病」：桑枝清熱去風、故遍體風癢乾燥、水氣、脚氣、風氣、四肢拘攣、上氣眼暈、肺氣咳嗽、消食利小便。療口幹及癰疽後渴、用嫩條細切一升、菽香煎飲、亦無禁忌。久服、終身不患偏風。</p> <p>3.「脚氣病」：新渡醫書云。患脚氣人晨飽食午後勿食。長齊人無脚氣。此之謂也。已上五種病者皆末世鬼魅之所致也。然皆以桑治之。頗有受口訣于唐醫矣。今得唐醫口傳治諸。無不得効驗矣。近年皆為冷氣侵。故桑是妙治方也。故</p>	

<p>3.「言桑枝：療遍體風痺乾燥、脚氣風氣、四肢拘攣、上氣眼暈、肺氣嗽、消食：利小便、兼療口幹。」</p> <p>4.「桑煎療水氣、肺氣、脚氣、癰腫兼風氣。」</p> <p>5.「桑葉可常服。神仙服食方：以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名神仙葉。即採取、前葉同陰乾搗末、丸、散任服、或水代茶飲之。又霜後葉煮湯、淋濯手足、去風痺殊勝。又微炙和桑衣煎服、治痢及金瘡諸損傷。(下略)。」</p> <p>6.「桑葉可常服。神仙服食方：以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名神仙葉。」</p> <p>7.「桑葉可常服。神仙服食方：以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名神仙葉、即採取、與前葉同陰乾搗末、丸、散任服、或煎水代茶飲之。又霜後葉煮湯、淋濯手足、去風痺殊勝。又微炙和桑衣煎服、治痢及金瘡諸損傷、(下略)。」</p> <p>8.「桑葉可常服。神仙服食方：以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名神仙葉、即採取、與前葉同陰乾搗末、丸、散任</p>	<p>桑是妙治方也。近年身分之病。多冷氣也。其上他疾相加。得其意治之。皆有驗矣。</p> <p>4.「桑煎法」：桑枝二分許截燥之、木角焦許燥可割。置三升五升盛囊久持弥可。臨時水一升許木半合許、煎服。或雖不燥煎服無失。生木復宜。</p> <p>5.「桑煎法」：仙經云。一切仙藥、不得桑煎不服。</p> <p>6.「服桑葉法」：四月初採陰乾、九月十月之交三分之二已落、一分殘枝復採陰乾。夏葉冬葉等分以秤計之、抹如茶法服之。腹中無疾、身心輕利、是仙術也。</p> <p>7.「服桑葉法」：四月初採陰乾、九月十月之交三分之二已落、一分殘枝復採陰乾。夏葉冬葉等分以秤計之、抹如茶法服之。腹中無疾、身心輕利、是仙術也。</p> <p>8.「喫茶法」：方寸匙二三匙。多少隨意。用極熱湯湊之。但湯少為好。其亦隨意。(中略)喫茶則消食也。引飲之時。唯可喫茶飲桑湯。勿飲湯水。桑湯茶湯不飲則生種種病。</p>	
--	--	--

	服、或煎水代茶飲之。又霜後葉煮湯、淋灑手足、去風痺殊勝。又微炙和桑衣煎服、治痢及金瘡諸損傷、(下略)。」		
27	(1)『近效方』北宋·蘇頌(1020-1101)。 「用花桑枝寸銼、妙香、瓦器煮減一半、再入銀器、重湯熬減一半。」	「桑煎法」：桑枝二分許截燥之、木角焦許燥可割。置三升五升盛囊久持弥可。臨時水一升許木半合許、煎服。或雖不燥煎服無失。生木復宜。	
28	(4)『重修政和經史証類備用本草』北宋·唐慎微(1056-1093)。 1.「桑根白皮煮汁飲，利五藏。又入散，用下一切風氣水氣。」 2.「桑煎、療水氣、脚氣、肺氣癰腫、兼富貴。桑條二兩、用大秤七兩、一物細切如豆。以水一大煎取三大合、如欲得多、造準此增加。先熬令香、然後煎、每服吐空時喫、或茶湯或羹粥每服半大升亦無禁忌也。」 3.「鷄桑最堪入用。堪利五臟關節、通血氣、久服不飢。」 4.「桑煎療水氣、脚氣、肺氣癰腫、兼風氣。桑條二兩、用大秤七兩、一物細切如豆。以水一大升煎取三大合、如欲得多、造準此增加。先熬令香、然後煎、每服吐空時喫、或茶湯或羹粥、每服半大升亦無禁忌也。」	1.「脚氣病」：近年以來、五体身分病病皆冷氣也、其上他疾相加、得其治之、皆有驗、今脚痛非脚氣、是又冷氣也。 2.「桑煎法」：桑枝二分許截燥之、木角焦許燥可割。置三升五升盛囊久持弥可。臨時水一升許木半合許、煎服。或雖不燥煎服無失。生木復宜。 3.「服桑椹法」：熟時收之、日乾為末、以蜜丸桐子大、空心酒服四十九、每日服之、久服身輕無病、是皆本文耳、 4.「喫茶法」：方寸匙二三匙。多少隨意。用極熱湯湊之。但湯少為好。其亦隨意。(中略)喫茶則消食也。引飲之時。唯可喫茶飲桑湯。勿飲湯水。桑湯茶湯不飲則生種種病。	
29	(3)『証類本草』(1082)北宋·唐慎微(1056-1093)。		

	<p>1.「葛氏方：卒小便多、消渴、入地三尺取桑根、剥取白皮、炙令黄黑。」</p> <p>2.「葛氏方：卷十三、木部中品、桑根白皮条：入地三尺取桑根、剥取白根、炙令黄黑、剉以水煮之令濃、随意飲之、亦可内少米、勿入塩。」</p> <p>3.「卷九、草部中品、高良薑の条、『別録』：高良薑、大温、主暴冷、胃中冷逆、霍乱、腹痛。」</p>	<p>1.「飲水病」：此病起於冷氣。若服桑粥則三五日必有驗。以冷氣為根源耳。</p> <p>2.「桑粥法」：引用過(『勝金方』)：治小兒渴：桑葉不拘多少、用生蜜遂葉上敷過、將線系葉蒂上繃、陰乾、細切、用水煎汁服之。</p> <p>3.「服高良薑法」：末世妙藥也。治近歲万病有効。則細抹一錢投酒服之。断酒人以湯水粥米飲服之。或煎服之。皆好乎。多少早晚以効為期、每日服。則齒動痛、腰痛、肩痛、腹中万病、脚膝疼痛。一切骨痛。無不治之。捨百藥而唯服茶與高良薑服則可無病。近年冷氣、治試無違耳。</p>	
30	<p>(2)『勝金方』(1082)北宋・唐慎微編成『經史証類備急本草』(略称『証類本草』)。「引用カ(『勝金方』)：治小兒渴：桑葉不拘多少、用生蜜遂葉上敷過、將線系葉蒂上繃、陰乾、細切、用水煎汁服之。」</p>	<p>1.「飲水病」：若桑粥則三五日必有驗。</p> <p>2.「服桑葉法」の仙術にある「神仙服食方」による神仙葉を使用した治小兒渴のための療方で、桑葉の用い方と考えられる。</p>	
31	<p>(1)『香譜』唐五代期香方、宋・洪芻(1066－1127?)。「虫明確記載唐五代期香方。「五代十国前蜀」蜀王薰御衣法：丁香、馱(jian)香、沈香、檀香、麝香、以上各一兩、甲香三兩制如常法。」</p>	<p>「服五香煎法」：青木香一兩、沈香一分、丁香二分、薰陸香一分、麝香少少。右五種別抹後調合。每服一錢沸湯飲之。</p>	
32	<p>(1)『書懷示友』宋・陳与義(1090－1138)。「桑葉能通禪。」</p>	<p>「服桑葉法」で、仙術の中にある「神仙服食方」の「神仙葉」と考えられる。</p>	
33	<p>(1)『図經衍義本草』(1116 編纂二十卷)北</p>		

	<p>宋・寇宗奭纂その三年後(1119)に兄の寇約が校勘して刊行(初版)。</p> <p>「『仙方』：桑椹熟時、收之日乾。為末、蜜丸桐子大。空心酒服四十丸、長服之、良。」</p>	<p>「服桑椹法」：『仙方』：桑椹熟時、收之日乾。為末、蜜丸桐子大。空心酒服四十丸、長服之、良。</p>	
34	<p>(5)『聖濟總録』(1117)北宋・太医院編。</p> <p>1.「言桑白皮湯：治消渴、飲水過多。心腹脹滿。」</p> <p>2.「桑枝(切)槐枝(切)各一升、以水一鬥、煮取七升、去滓淋洗。」</p> <p>3.「桑枝治水氣、脚氣、桑條二兩、炒香、以水一升、煎二合、每日空心服之。」</p> <p>4.「桑條二兩、炒香、以水一升、煎二合。每日空心服之。亦無禁忌。」</p> <p>5.「桑條二兩、炒香、以水一升、煎二合。每日空心服之。亦無禁忌。」</p>	<p>1.「飲水病」：此病起冷氣。以冷氣為根源耳。服桑粥。百一無不平復矣。</p> <p>2.「中風手足不相從心病」：若欲沐浴時、煎桑一桶。三五日一度浴之。浴時莫至流汗。</p> <p>3.「脚氣病」：今得唐醫口伝治諸。無不得効驗矣。近年皆為冷氣侵。故桑是妙治方也。</p> <p>4.「桑煎法」：桑枝二分許截燥之。木角焦許燥可割。置三升五升盛囊久餅也可。臨時水一升許木半合許、煎服。</p> <p>5.「喫茶法」：方寸匙二三匙。多少隨意。用極熱湯湊之。但湯少為好。其亦隨意。(中略)喫茶則消食也。引飲之時。唯可喫茶飲桑湯。勿飲湯水。桑湯茶湯不飲則生種種病。</p>	
35	<p>(1)『夷堅志』異聞奇談集。南宋・洪邁(1123-1202)「嚴州山寺有一遊僧、形体羸瘦、飲食甚少、每夜遍身汗出、裡衣濕透、如此二十年、無藥能療。監寺僧知道後說：吾有一藥、可讓彌爾三日而愈。蛇单用桑葉一味、乘露採摘、焙乾碾末、每次取二錢、用温米可讓彌爾三日而愈。蛇单用桑葉一味、乘露採摘、焙乾碾末、每次取二錢、用温米湯空腹調服。」</p>	<p>「飲水病」：此病起於冷氣。若服桑粥則三五日必有驗。</p>	

	遊僧之症果然好了。」		
36	(1)『劔南詩稿』南宋・陸游(1125-1210)。「如今八十零、猶桑荷眠。」	「桑木枕法」：如箱造用枕之。明目無頭風。不見惡夢。鬼魅不近。功能多矣。	
37	(1)『經驗方』南宋・陳曄(1136-?)。「癰癤已潰：用牛膝根略刮去皮、插入瘡口中、留半寸在外、以嫩橘葉及地錦草各一握、搗其上。牛膝能去惡血、二草温涼止痛、隨幹隨換、有十全之功也。」	「瘡病」：瘡出則不問強軟。不知善惡。牛膝根搗絞。絞汁傳瘡。乾復傳則傍不腫。灸後牛膝汁。	

(筆者作成)

以上が本研究の成果として、『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の可能性が高い中国の文献を【表5】に、成立年代の古い順に纏めたものである。栄西が提唱する五種の病相・桑の養生法・由来は、【表6】として纏めた。さらに『喫茶養生記』における桑の養生法として、桑の使用部位・由来をまとめたものを【表7】とした。桑の養生法の中からは、「服高良薑法」と「服五香煎法」は除いた。【表5】・【表6】・【表7】の三表を、『喫茶養生記』の本文内容を基にして、「桑」効能記述由来の可能性が高い内容と考えられる中国の文献と組み合わせた。

栄西が提唱する「桑」効能記述由来から、引用されている中国の文献・五種の病相・桑の養生法・由来を組み合わせることで、想定外の事象が現れる可能性が予想され、その思惟を試みた。

次の三表から、「桑」効能記述由来に引用された中国の文献を、『喫茶養生記』の記述由来に沿って、組み合わせてみたい。

【表6】 『喫茶養生記』五種の病相・桑の養生法・由来

[五種病相]	[桑の養生法]	[由来]
飲水病	桑粥・桑湯	冷氣
中風病	桑粥・桑湯 煎桑沐浴	冷氣・水気・湿気
不食病	桑粥・桑湯 湯治	冷氣・鬼魅・仙薬・妙術
瘡病	桑粥・桑湯 五香煎・牛膝根・楸葉・灸・芭蕉根	冷氣・水気の雑熱
脚気病	桑粥・桑湯 牛膝・高良薑・茶	新渡医書 唐医口訣

(筆者作成)

次に[桑の養生法]と[桑の使用方部位]、栄西が示した[由来]の表を作成してみた。

「高良薑法」と「五香煎法」は「桑」を使用していないので除いて作表した。

【表7】 『喫茶養生記』における桑の養生法・桑の使用部位・由来

[桑の養生法]	[桑の使用部位]	[由来]
桑粥法	桑枝(当年の生枝尤も好)	宋朝医口伝
桑煎法	桑枝(生木も宜し)	新渡医書・仙経・仙薬
服桑木法	截桑木の屑細(投美酒飲)	仙術
含桑木法	桑枝・土下三尺入った根を最好	土上有毒 土際有毒
桑木枕法	箱枕を作る	鬼魅
服桑葉法	茶法で服す(神仙葉)	仙術
服桑椹法	空心酒服四十九丸(椹蜜丸)	
喫茶法	喫茶(神仙葉) 茶法(桑湯・茶湯)	

(筆者作成)

以上により、【表5】【表6】【表7】から導き出された、本研究の目的『喫茶養生記』における、「桑」効能記述由来の可能性が高い中国の文献の概要と、先行研究者森鹿三研究とを分析し比較考察する。分析方法には、『喫茶養生記』に「桑」効能記述として、引用されたと認定される文献に、成立年代の古い順の時系列を採用した。

引用されている中国の文献の引用回数(通し番号の次の()内に示した数字)の多いものから順に、その概要と考察をする。

尚、「中風手足不相従心病」の表記は、先例に準じて「中風病」とする。

1.(9)『太平聖恵方』^{1),2)}(992)は、北宋の官修方書で略称『聖恵方』という。25『太平聖恵方』から、栄西が提唱する五種の病相、「飲水病」、「中風病」(三箇所)、「不食病」、「瘡病」、「脚気病」と「桑粥法」、「含桑木法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。栄西は、「桑枝」を使用した桑粥・桑湯を服用し、五香煎・高良薑を服し、茶は喫茶法の茶法(桑湯・茶湯)により服用する。「含桑木法」では、齒木の如く削り、土下三尺入った根を用いるのが最も好ましい。土上は頗る有毒で、土際は亦有毒である。故に皆、枝を使用する。これらは、「新渡医書」・「唐医口訣」・「宋朝医口伝」・「鬼魅」・「仙経」・「仙薬」・「妙術」から伝受したものである。末代の多くは鬼魅にとりつかれるから桑を用いる。桑の下には鬼類は来ないというように、桑は「仙薬」の上首で「奇特養生妙治也」である。五香煎は、五種の香木を別々に粉末にしたものを調和して、毎服その一匁を熱湯で服用すれば、心臓の病はこれで治る。全ての種々の病は心臓より起こり、五種の香は皆苦く辛い故に妙薬である。高良薑については貴重な末世の妙薬である。重要で注目するのは「桑粥法」では、「宋朝医口伝」として『太平聖恵方』を引用しているところである。本研究では、「飲水病」に『太平聖恵方』の「黑豆半升、桑枝(銼)半升、構皮(銼)半升。以水五大盞、煮取二大盞、去滓、每取汁一盞、入米一分、煮作粥、空心食之。」から引用していると考え。「中風病」に『太平聖恵方』の上述の條と「治大風：頭面髭髮脱落、以桑柴灰熱湯淋取汁洗顔。」と「言桑枝湯：上以水三門五升、慮去滓、入白礬及鹽、湯冷更暖過用之。」というように、三例から引用していると考え。更に「不食病」、「瘡病」、「脚気病」、「桑粥法」に『太平聖恵方』の「黑豆半

升、桑枝(銼)半升、構皮(銼)半升。以水五大盞、煮取二大盞、去滓、每取汁一盞、入米一分、煮作粥、空心食之。」から引用していると考え。「含桑木法」に『太平聖惠方』の「載有葉膏藥齒法：柳枝、槐枝、桑枝煎水熬膏、入姜汁、細辛、等每用擦牙。」から引用していると考え。森鹿三氏は、五種の病相と「桑粥法」、「含桑木法」に『太平聖惠方』の言及はされていない。

森氏は、『証類本草』葛氏方卷十三、木部中品、桑根白皮の條の桑粥法から引いている。榮西は、ここではっきりと「根茎大不中用」といっているために根と茎は用いないと言っているのであるが、森氏は、「桑根」と「桑枝」の違いがあり、またそれを火に炙ると炙らないとの異同もあって同一とはいえないが桑の煎湯に米を入れる事や塩を添加してはならないといっていること、殊に何れも糖尿病の処方であることなど、両者に類似性が見られるので、宋医の伝える桑粥法は、葛氏に淵源するという³⁾。本研究と森氏との類似性はなく、見解の相違が明白であると考察する。2.(8)『本草図経』^{4),5)}は、蘇頌(1020-1101)によって編纂され『図経本草』ともいい、図譜中心の本草著作である。26『本草図経』から榮西が提唱する「飲水病」、「中風病」、「脚氣病」、「桑煎法」(二箇所)、「服桑葉法」(二箇所)、「喫茶法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。

「飲水病」、「中風病」、「脚氣病」の治方と「桑煎法」は、「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用する。「冷氣・水氣・湿氣の三種治方」に由来し、高良薑を服す。「服桑葉法」には、神仙葉を使い茶法で服す。神仙葉は、「喫茶法」の茶法(桑湯・茶湯)により服用する。これらは「宋朝医口伝」、「唐医口訣」、「新渡医書」、「仙經」、「仙葉」から伝受した桑の養生法である。本研究では、『本草図経』に「桑葉可常服。」とあることから「服桑葉法」には、『本草図経』『神仙服食方』の「以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名神仙葉。即採取、與前同陰乾搗末、丸、散任服、或煎水代茶飲之。又霜後葉煮湯、淋渫手足、去風痺殊勝。又微炙和桑衣煎服、治及金瘡諸損傷、止血。」から引用していると思われる。『神仙服食方』の神仙葉で「或煎水代茶飲之」とあるように、『本草図経』から引く『神仙服食方』は、神仙葉を使用して煎じ、喫茶法の茶法(桑湯、茶湯)により服用するという箇所は重要である。「飲水病」に『本草図経』の「桑煎療水氣、肺氣、脚氣、癰腫兼風氣。」から引用していると考え。「中風病」は『本草図経』の「桑枝清熱去風、故遍体風痒乾燥、水氣、脚氣、風氣、四肢拘攣、上気眼暈、肺氣咳嗽、消食利小便。療口幹及癰疽後渴、用嫩條細切一升、熬香煎飲、亦無禁忌、久服、終身不患偏風。」からの引用と考える。「脚氣病」に『本草図経』の「言桑枝：療遍体風痒乾燥、脚氣風氣、四肢拘攣、上気眼暈、肺氣嗽、消食：利小便、兼療口幹。」とあるように、『本草図経』からの引用と考える。「桑煎法」には、「桑煎療水氣、肺氣、脚氣、癰腫兼風氣。」と「桑葉可常服。神仙服食方：以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名神仙葉。(中略)、或煎水代茶飲之。(下略)。」という二例から引用していると考察する。さらに「服桑葉法」と「喫茶法」は、上記の『本草図経』の「桑葉可常服。神仙服食方：以四月桑茂盛時採葉。(下略)。」とあるように、上述の二例は『本草図経』からの引用と考える。森氏は、「服桑葉法」に『証類本草』から『本草図経』の『神仙服食方』を引いている。

しかし「飲水病」、「中風病」、「脚氣病」、「桑煎法」、「喫茶法」に『本草図経』の言及はされていない。よって、「服桑葉法」を「神仙葉」から引く『本草図経』については、本研究と森氏の見解には類似性がある。他に森氏による指摘がないのは惜まれる。

3.(5)『本草拾遺』^{6),7)}(739)は、唐の陳藏器の著作である。19『本草拾遺』から、「中風病」、「瘡病」(二箇所)、「服桑樞法」、「喫茶法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。

「中風病」は、冷氣・水気・湿気の三種治方による「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用する。

「瘡病」は、冷氣・水気の雜熱から起きるために、桑粥・桑湯とさらに五香煎を服用する。

「服桑椹法」は、空心に樨蜜四十丸酒で毎日服用する。初治本には記載がなく、再治本には「日本桑頗力微耳」と加筆しているのは、榮西が桑椹法体験者から実際に聞いて、再治本で加筆修正したものとする。「喫茶法」は、喫茶で服す神仙葉を茶法(桑湯・茶湯)により服用する。本研究では、「中風病」は『本草拾遺』の「言桑椹：利五臟關節、通血氣。」とあり、これを引用していると考察する。「瘡病」(二箇所)においては、「言楸葉：搗敷瘡腫、亦煮湯洗膿血、冬取幹葉、湯揉用之。」から引用していると考えられる。「服桑椹法」においては「言桑椹：利五臟、關節、通血氣。」から引用していると読み取れる。「喫茶法」については、本研究の底本とする安永本の「喫茶法」では、再治本にある「茶功能上記畢、此茶諸天嗜愛、故供天等矣、勸孝文云、孝子唯供親云云、是令父母無病長寿也、宋人歌云、疫病捨駕礼茶木云云、本草拾遺云、上通諸天境界、(下略)。」とあるところの、この部分が欠落している。再治本では、「本草拾遺云」とあるが、安永本では「喫茶法」は、「喫茶則消食也。唯可喫茶飲桑湯。」とあるように、この部分が上記の『本草拾遺』部分から引用し、これを受けて反映させているものと考察する。森氏は、「喫茶法」において検出しえないとして言及はせずに『本草拾遺』を示している。森氏は、「中風病」「瘡病」「服桑椹法」において『本草拾遺』の言及はない。さらに再治本における「服桑椹法」の「日本桑頗力微耳」の加筆修正の指摘はなく、本研究との見解の類似性はないと考える。

4.(5)『聖濟總録』⁸⁾(1117)太医院編は、徽宗皇帝の命により編纂された総合的医学書である。34『聖濟總録』から、榮西が提唱する「飲水病」、「中風病」、「脚氣病」、「桑煎法」、「喫茶法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「飲水病」「中風病」「脚氣病」には、「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用する。「脚氣病」にはさらに高良薑と茶を用いる。茶は喫茶の神仙葉で茶法(桑湯・茶湯)により服用する。これは、「唐医口訣」、「新渡医書」、「仙經」、「仙薬」、「冷氣、水気、湿気の三種治方」から伝受した桑の養生法である。本研究では、「飲水病」に『聖濟總録』の「言桑白皮湯：治消渴、飲水過多。心腹脹滿。(下線筆者付す)」からも引用の一例として考えられる(桑枝ではないが)。「中風病」に『聖濟總録』の「桑枝(切) 槐枝(切)各一升、以水一鬥、煮取七升、去滓淋洗。」から引用していると考察する。「脚氣病」と「桑煎法」に『聖濟總録』の「桑枝治水気、脚氣、桑條二両、炒香、以水一升、煎二合、毎日空心服之。」から引用していると考察する。

「喫茶法」に『聖濟總録』からは「桑條二両、炒香、以水一升、煎二合、毎日空心服之、亦無禁忌。」とあるように、「桑條」を煎じる方法からの引用と考えられる。森氏は、「飲水病」、「中風病」、「脚氣病」に『聖濟總録』の言及はされていないために、本研究との類似性はないと言える。

「喫茶法」では、検出しえないと述べて言及されていないことから、「喫茶法」において本研究と森氏との見解に全く類似性はないと考察する。

5.(4)『肘後備急方』^{9),10)}(317-420)は、葛洪(284-364)著で、他称『肘後救卒方』という『金匱藥方』中から選んだ薬集である。後に陶弘景らが補充整理して今に伝わる書名となった。6『肘後備急方』から、榮西が提唱する「瘡病」(二箇所)、「服桑木法」、「含桑木法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。冷氣・水気の雜熱によって起こる「瘡病」には「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用し五香煎を服す。「服桑木法」では、「桑枝」を截り桑木の屑細を美酒に投じて常に服用すると長寿で無病となる。これは、「仙術」から伝受した桑の養生法である。

本研究では、「瘡病」で柴西が、灸は火毒を得るから能く治すものは無いと言いながら、「若強須灸、亦宜依方、謂初見瘡時、蒜橫截厚如錢貼之瘡上、固艾如小豆大、灸之、蒜焦可替、不破皮肉、(若し強ければ須く灸すべし、亦宜しく方に依るべし、謂く、初めて瘡を見る時、蒜を横に截って厚さ錢の如くに之を瘡の上に貼り艾を固め小豆の大きさの如くに之を灸し、蒜焦げれば替えるべし、皮肉は破らず)。」と秘方を述べるのは、「瘡病」に『肘後備急方』の「灸腫令消法：取獨顆蒜橫截厚一分、安腫頭上、炷如梧桐子大、灸蒜上百壯。」から引用していると考察する。

さらに『肘後備急方』の「治発背欲死：芭蕉搗根塗上。」からも引用していると考えられる。

「服桑木法」には、『肘後備急方』の「血露木絶：鋸截桑根、取屑五指撮、以醇酒服之、日三服。」から、「含桑木法」には「入地三尺桑根、剥取白根、炙黄黑、銼。以水煮濃汁、随意飲之。」からは「桑根」の引用も一例として考えられる。森氏は、「瘡病」「服桑木法」には、『肘後備急方』に言及されていない。「服桑木法」では、『証類本草』唐氏続添の葛氏方「血路不絶、鋸截桑根、取屑五指撮、以醇酒服之、日三。」から「桑根」を採用している。本研究では、「服桑木法」は、『肘後備急方』と柴西が提唱する「桑枝」を使った「仙術」からの伝授した桑の養生法を採用した。

森氏の『証類本草』からの「桑根」採用は、本研究との見解に類似性はないと考える。

6.(4)『諸病源候論』¹¹⁾(610)は、隋の巢元方(580? - 650?)が勅を奉じて編纂した中国伝統医学における唯一の病因、病理、病態学全書である。13『諸病源候論』から、柴西が提唱する「飲水病」、「中風病」、「瘡病」(二箇所)に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。冷氣によって起こる「飲水病」と「中風病」には「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用する。これは冷氣、水気、湿気の三種治方からの養生法である。また、冷氣・水気の雑熱より起こる「瘡病」には、さらに五香煎を服用する。この五種の香を煎じて服用し牛膝根で膿が出たら楸葉を貼り、牛膝根で膿が出たら楸葉を貼り、灸の後に牛膝根汁を傳り楸葉を貼る。本研究では、「飲水病」は、『諸病源候論』に「飲癖者、由飲水過多、在於脅下不散、又遇冷氣相觸而痛、即呼為飲癖也。」とあるように隋代において飲む癖は、「飲水」と記載がある(下線筆者付す)。「中風病」には「人腠理虚者、則由風湿氣傷之、搏於血氣、血氣不行、則不宣、真邪相擊、在於肌肉之間、故其肌膚盡痛。然諸陽之經、宣行陽氣、通於身体、風湿之氣客在肌膚、初始為痺。若傷諸陽之經、陽氣行則遲緩、而機関弛縱、筋脈不收攝、故風湿痺而復身体手足不隨也。」とあるように、これから引用していると考察する。

さらに「瘡病」には、「諸久瘡者、内熱外虚、為風濕所乘、則頭面身体生瘡。」と「諸瘡生身體、皆是體虚受風熱、風熱與血氣相搏、故発瘡。若熱風熱挾濕毒之氣者、則瘡癢痛腫、而瘡多汁、身體壯熱、謂之惡瘡也。」の二箇所より引用している。森氏は、「飲水病」、「中風病」、「瘡病」の三者には『証類本草』から引いているが、『諸病源候論』には言及されていない。

因って、本研究との類似性はないと考えられる。

7.(4)『千金要方』¹²⁾(約 652)は、又の称を『備急千金要方』、『千金方』と言い、唐の孫思邈 (? - 682)の著による。医学の修業、医の倫理より論を起こし病理、薬物療法、鍼灸、按摩食餌療法など当時の医学知識を網羅した一大医学全書である。15『千金要方』から、柴西が提唱する「瘡病」(二箇所)、「服五香煎法」(二箇所)に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。冷氣・水気の雑熱より起こる「瘡病」は「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用し五香煎を服す。「服五香煎法」は、五種の香木を別々に粉末にしたものを調和して、毎服その一錢を熱湯で服用すれば、心臓の病はこれで治る。全ての種々の病は心臓より起こり、五種の香は皆苦く辛い故に妙薬である。

榮西が宋留学の時に明州で、極熱、氣絶した時に店主が丁子を煎じて榮西に与え、その後、回復し九死に一生を得た。丁子香ばかりでなく、この五種の香を煎じて服用するときは、特にその効能がある。牛膝根で膿が出たら楸葉を貼り灸の後に牛膝根汁を傳り、楸葉を貼り五種の香木を別々に粉末にしたものを調和して、毎日その一匁を熱湯で服用すれば、心臓の病はこれで治る。

本研究では、「瘡病」には、『千金要方』の「猝得悪瘡、人不識者、牛膝根搗敷之。」と「服五香煎は別名五香散、木香散処方は青木香、麝香、沈香、薰陸香各一兩。」から引用していると考察する。さらに「服五香煎法」は、「孫思邈之五香煎：主治毒熱氣盛、辛熱腫痛結核、或以癰癤、並見頭痛、寒熱氣等症。」、そして「孫思邈之五香煎：別名：五香散、木香散処方：青木香、藿香、沈香、丁香、薰陸香各一兩。」の二箇所から引用している。森氏は、「瘡病」の『千金要方』には言及されていない。「服五香煎法」において『千金翼方』の孫思邈による「五香湯主惡氣毒腫方」卷二十三は沈香、丁子、麝香(湯成人)、薰陸香、青木香(各一兩)、右五味切、以水五升、煮、取二升、分三服、不差、更合服、以湯滓薄腫上。」とあり、氏は、榮西の提唱する五香煎と全く同じ内容であるが分量に相違が見られるとして引用している。

本研究では、孫思邈からの引用については、森氏との見解に類似性があると考察する。

8.(4)『重修政和經史証類備用本草』^{13),14)}は、北宋の唐慎微(1056-1093)の撰による。

28『重修政和經史証類備用本草』から、榮西が提唱する「脚氣病」、「桑煎法」、「服桑椹法」、「喫茶法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「脚氣病」には「桑煎法」で「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用し牛膝、高良薑と茶を服用する。茶は喫茶の神仙葉を茶法(桑湯・茶湯)により服用する。「服桑椹法」では「熟時收之、日乾為末、以蜜丸桐子大。每日空心酒服四十丸。久服。身輕無病。但日本桑頗力微耳。」とあることから、これらは「新渡医書」、「唐医口訣」、「仙經」、「仙藥」から伝えられた桑の養生法である。本研究では、「脚氣病」「茶煎法」「服桑椹法」「喫茶法」に『重修政和經史証類備用本草』から引いていると考察する。「脚氣病」に、「桑根白皮煮汁飲、利五藏。又入散、用下一切風氣水氣。」の「桑根白皮」の一例もあるが、「桑煎法」には、「桑煎、療水氣、脚氣、肺氣癰腫、兼富貴。桑條二兩、用大秤七兩、一物細切如豆。以水一大煎取三大合、如欲得多、造準此增加。先熬令香、然後煎、每服吐空時喫、或茶湯或羹粥、每服半大升亦無禁忌也。」から引用していると考察する。「服桑椹法」は、「鷄桑最椹入。椹利五臟關節、通血氣、久服不飢。」から引いている。「喫茶法」は『重修政和經史証類備用本草』に「桑煎療水氣、脚氣、肺氣癰腫、兼風氣。桑條二兩、用大秤七兩、一物細切如豆。以水一大升煎取三大合、如欲得多、造準此增加。先熬令香、然後煎、每服吐空時喫、或茶湯或羹粥、每服半大升亦無禁忌也。」とあるように、「桑枝」使用である。森氏は、「脚氣病」「桑煎法」「服桑椹法」「喫茶法」に、『重修政和經史証類備用本草』の言及はされていないが、「脚氣病」「桑煎法」に『証類本草』から引いている。『重修政和經史証類備用本草』は、『証類本草』であることから本研究と森氏の見解に類似性があると考え。しかし筆者は「喫茶法」については、神仙葉を使用すると考察する。森氏は「喫茶法」に関しての言及はされていない。

9.(4)『新修本草』^{15),16)}(659)は、蘇敬等の奉勅撰であり他称を『唐本草』とも言う。16『新修本草』から、榮西が提唱する「飲水病」、「脚氣病」、「喫茶法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「飲水病」「脚氣病」には「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用し、「脚氣病」には、さらに、高良薑と茶を服用する。茶は喫茶の茶法(桑湯・茶湯)により服用する。「喫茶法」では、喫茶

で服す神仙葉を茶法(桑湯・茶湯)により服用する。本研究では、「飲水病」は『新修本草』の「桑椹味甘寒、無毒、単食、主消渴。」と「言桑椹：単食、主消渴。」の二箇所から引用されていると考察する。「脚気病」は、「雲：凡患脚、每旦任意飽食、午後少食、日晚不食」からの引用と考える。

但し「喫茶法」は、『新修本草』の「茶味甘苦、微寒無毒、去痰熱、消宿食、利小便。」からの引用であると考えられる。森氏は、「飲水病」と「脚気病」、「喫茶法」に『新修本草』からの言及はされていない。本研究と森氏との見解に類似性はないと考察する。

10.(3)『証類本草』¹⁷⁾は、(1082)北宋の唐慎微(生没年不詳)の著作である。

29『証類本草』から、栄西の提唱する「飲水病」、「桑煎法」、「服高良薑法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「飲水病」には、桑粥を服用するときは、三五日(半月)で必ず薬効がある。永い期間にわたって薤・蒜・葱をとることを避け、これらを食べてはならない。

これらを食べると鬼魅による病状がさらに増して治方が見出されなくなる。「飲水病」は冷氣により起るから「桑枝」の桑の養生法を用いた桑粥を服用する。本研究では、「飲水病」に『証類本草』の「葛氏方：卒小便多、消渴、入地三尺取桑根、剥取白皮、炙令黄黑。」から引用されている。

『勝金方』『経史証類備急本草』簡称『証類本草』引用過『勝金方』：「治小兒渴：桑葉不拘多少、用生蜜遂葉上敷過、將線系葉帶上繃、陰乾、細切、用水煎汁服之。(小兒の飲水病の治方では、桑葉の多少にかかわらず、生蜜を用いて葉上に逐して敷(ひろ)げるのは過ちで、將に葉を帯のように継なげて陰乾しにして細く切り、水を用いて煎じた汁の之を服す)。」とあるように、小兒渴には、桑葉に生蜜を用いて陰乾したものを細切にして水で煎じた汁を服用する「桑煎法」による処方がある。さらに、「高良薑、大温、主暴冷、胃中冷逆、霍乱、腹痛。」とあるように、『証類本草』卷九、草部中品、高良薑の條、『別録』からの引用と考えられる。森氏は、「飲水病」に『証類本草』葛氏方の卷十三、木部中品より「桑根白皮、卒小便多消渴、入地三尺取桑根、剥取白皮、炙令黄黑、剉以水煮之令濃、随意飲之、亦可少米、勿入塩。」から引用している。

本研究と森氏の見解では、『証類本草』からの引用に類似性があると思われる。しかし引用する條に相違があると思われる。栄西は、「桑枝」を使用した桑粥を推奨していると考えられる。

11.(2)『外臺秘要』^{18),19)}(752)は、唐の王燾(とう)が編纂した中国臨床医学書である。20『外臺秘要』から、栄西が提唱する「中風病」「脚気病」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。

「中風病」と「脚気病」には、「桑枝」を使用した桑粥・桑湯を服用する。さらに「脚気病」は、高良薑を服用し、茶は喫茶法の茶法(桑湯・茶湯)により服用するという桑の養生法を用いる。これらは「新渡医書」、「唐医口訣」から伝受した養生法である。本研究では、「中風病」は『外臺秘要』の「治偏風及一切風。桑枝剉一大升用今年新嫩枝、以水一大門煎取二大升。」から引用されていると考えられる。「脚気病」の「脚気病：雲：凡患脚氣、每旦任意飽食、午後少食、日晚不食。」は、『外臺秘要』から引用されていると考える。「脚気」という病名がつけられたのは晋代であるとされ『外臺秘要』には、知覚鈍麻、運動麻痺、歩行障害を伴い、湿式脚気と乾式脚気の二種があり、前者では足は腫れるが、後者では足は腫れることはないとされる(『兵薬界』兵庫県薬剤師会、NO.552、2002年、1月号)。栄西は「新渡医書」から、長齊の人には脚気が無いと言われるが、近頃の人は万病をみな脚気と称するがこれは違う。病名を呼んで病の治方を知らないからで、五種の病相はみな末世の鬼魅の致すところである。然れどもみな桑を以って之を治す。これは「唐医口訣」では近年ではみな冷氣に侵されている故に桑は是れ妙治の方であるという、『外臺秘要』

の「脚気病」から引用していると考察する。森氏は、「中風病」では『外臺秘要』に言及されていないが、「脚気病」の〈補注〉で『外臺秘要』〈備急霍乱吐痢方〉の「火灸高良薑、令焦香、舞每五兩、打破、以酒一升煮、三四沸、頓服、亦腹痛氣惡。」を思索している。本研究との注目点は異なるが、「脚気病」における『外臺秘要』からの引用は、森氏の見解と類似すると考察する。

12.(2)『黄帝内経』²⁰⁾は、戦国から秦漢時期(紀元前 475－紀元前 220)の中国最古の医学書である。

1『黄帝内経』から、柴西が提唱する「服桑木法」、「服五香煎法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「服桑木法」は、桑木を屑細に截り美酒に投じて平常服用すれば長寿を保って病に罹らないという「仙術」である。「五香煎法」は、五種の香木を別々に粉末にしたものを調和して每日一錢沸湯し之を飲む。本研究では、「服桑木法」は『黄帝内経』の「足陽明筋狭口喎頰、故日頰筋。移、謂引口離常處也。不勝、謂熱不勝其寒、所以緩口移去、故喎頰也……以桑鉤之、即以生桑炭置之坎中、高下與坐等、以膏熨急頰、且飲美酒、噉美炙。」から引用していると考察する。「服五香煎法」は『黄帝内経』の「心為五臟六腑之大主、主不明則十二官危」から引用していると考えられる。森氏は、「服桑木法」、「服五香煎法」に『黄帝内経』の言及はされていないために、本研究との類似性はないと考える。

13.(2)『神農本草経』^{21),22)}は、東漢以前(25－220 前)頃で、又の称を『本草経』、『本経』託名『神農』という。現存最古の中国の本草(薬物)書であり著者、成立年次ともに不詳とされる。

4『神農本草経』から、柴西の提唱する「不食病」、「喫茶法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「不食病」は「桑枝」を使用した桑粥・桑湯を服用する。「喫茶法」は、喫茶で服す神仙葉を茶法(桑湯・茶湯)により服用する。末代の多くは「鬼魅」にとりつかれるが、桑の下には鬼の類は来ない。桑は「仙薬」の第一で、「奇特養生妙治也」といわれ「妙術」である。

本研究では、『神農本草経』にある「方書称桑之功最神、在人資用尤多。」から「不食病」は、引いていると考えている。「喫茶法」は『神農本草経』の「桑茶除寒熱出汗。葉主除寒熱出汗。」から引用されていると考察する。『神農本草経』にこのような「桑茶」文字の記載は、『喫茶養生記』における柴西の主旨で、特に注目されるべき最重要な箇所である。森氏は、「不食病」、「喫茶法」に『神農本草経』の言及はない。森氏と本研究との同調、類似性はない。「喫茶法」において、氏は『神農本草経』からの言及に及ばないことから、本研究における意見を後にのべたい。

14.(2)『名医別録』^{23),24)}は、南朝梁・陶弘景(456－536)の校定による本草書である。10『名医別録』から、柴西の提唱する「飲水病」、「服高良薑法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「飲水病」は冷気を以って根源とするために、「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用すると、百に一も平復しないことは無い。高良薑は細抹一錢を酒に入れ、或は断酒の人は湯または水、粥、米飯にてこれを服用する。本研究では、「飲水病」は『名医別録』の「言桑葉茶：療熱渴。」から引いていると考察する。「服高良薑法」は『名医別録』の「言高良薑：凡中焦寒凝、或冷物所傷、脘腹冷痛者、可與乾薑同用、具温胃散寒、消食、理氣止痛之功效。」から引いていると考えられる。森氏は、『名医別録』から「飲水病」、「服高良薑法」には言及はなく、共に『証類本草』から引いているために、氏と本研究との類似性はないと考えられる。

15.(2)『薬性論』²⁵⁾は、唐の甄権(541-643)の著作である。11『薬性論』から、柴西の提唱する「脚気病」「服高良薑法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。

「脚気病」は、「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用し高良薑・茶を服用する。茶は喫茶法の茶法(桑湯・茶湯)により服用するという桑の養生法を用いる。これは「新渡医書」、「唐医口訣」から伝受したものである。本研究では、「脚気病」と「服高良薑法」に『薬性論』の「言高良薑：治腰内久冷、胃気逆、嘔吐。治風、破氣、腹冷氣痛：去風冷痺弱、療下気冷逆冲心、腹痛、吐瀉。」から引用していると考えられる。森氏は、「脚気病」には、『証類本草』の蘇恭云、高良薑の條を引いて、『薬性論』の言及はされていない。本研究との類似性はないと考えられる。

16.(2)『千金方』²⁶⁾は、唐の孫思邈(?-682)の撰で『備急千金要方』、『千金要方』と呼ばれる。

18『千金方』から、栄西の提唱する「不食病」「脚気病」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「不食病」「脚気病」には、「桑枝」を使用した桑粥・桑湯を服用する。「脚気病」は、さらに高良薑と茶を服用することが奇特養生の妙治である。茶は喫茶法の茶法(桑湯・茶湯)により服用する桑の養生法を用いる。これは末代の多くは鬼魅にとりつかれるから桑を用いる。

桑は「仙薬」の第一で、桑の下には鬼の類は来ないという「鬼魅」、「仙薬」、「妙術」、「新渡医書」、「唐医口訣」から伝受した養生法である。本研究では、「不食病」も「脚気病」も共に『千金方』の「裡、則有以桑木来祈福的法術：正月初一晨、取朝向東方的桑根、製成七寸長、手指粗細の木根、塗抹朱砂、懸掛於門戸之上、或隨身佩戴能辟邪氣。」から引用していると考えられる。森氏は、「不食病」と「脚気病」に『千金方』の言及はされていない。本研究との類似性はない。

17.(1)『海上集驗方』²⁷⁾は、唐(貞元796年後)の崔元亮の著作である。21『海上集驗方』から、栄西の提唱する「瘡病」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「瘡病」は冷氣・水気の雑熱から起こるために、「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用し五香煎を服用する。牛膝根で膿が出たら楸葉を貼り灸の後に牛膝根汁を傅り、楸葉を貼る。本研究では、「瘡病」に『海上集驗方』の「療毒腫不問硬軟：取楸葉十重薄腫上、即以旧帛裏之。」から引用していると考えられる。

森氏は、「瘡病」に『海上集驗方』の言及はないために、本研究との類似性はないと言える。

18.(1)『近效方』は、北宋の蘇頌^{28),29)}(1020-1101)の撰による。27『近效方』から、栄西の提唱する「桑煎法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「桑煎法」は桑枝を二分、許って截り、乾しても生木でも良く割く、三升五升盛る囊に置き水一升許って、桑木半合許り、煎じて服用する。「桑枝」を用いた桑の養生法は、「新渡医書」、「仙経」から伝受した末世の養生法である。「新渡医書」では、「桑は水気、脚気、肺気、風気、癰氣、遍体に風痒し、乾燥して、四肢拘攣し、上気、眩暈、咳嗽、口乾等の病、皆之を治す。常に服すれば食を消し、小便を利し、身を軽くし、耳目を聡明にす」という。「仙経」では、「一切の仙薬は、桑を煎じ得ざれば、服せず。」とあるように飲水、不食、中風に最も秘要である。本研究では、「桑煎法」に『近效方』の「用花桑枝寸銼、妙香、瓦器煮減一半、再入銀器、重湯熬減一半。」とあるように、これから引用されていると考えられる。森氏は、『近效方』では、「桑煎法」で蘇恭方による『本草図経』の桑條作煎を『近效方』から見て「桑煎療水気、肺気、脚気、癰腫兼風氣、桑條二兩用大秤大一物(中略)細切如豆、以水一大升、煎取三大合、(中略)或茶湯、或羹粥、(中略)桑枝、平、(中略)乾燥、脚気、風氣、四肢拘攣、(中略)仙経云、一切仙薬、不得桑煎不服、出抱朴子、本方、桑枝一庫小升、細切、(下略)。」から引用している。本研究と森氏の見解には類似性があると言える。

19.(1)『四時月令』³⁰⁾は、前漢末の紀元前202-紀元8年頃の文献である。2『四時月令』から、栄西の提唱する「服桑椹法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「服桑椹法」で

は、四月に桑椹酒を飲むのがよい。百種風熱(風毒より生じる熱)を能く理める。桑の実が熟した時にこれを採り日に乾して粉末にし、蜂蜜でこれを丸め、桐の実の大きさにして毎日空腹時に酒で四十丸を服用すれば身は軽快で病に罹らないという桑の養生法であるが、日本の桑は微力である。

本研究では、『四時月例』から引用していると考えられる。森氏は、「服桑椹法」に『四時月例』の言及はされていない。本研究との類似性はないと言える。

20.(1)『別録』³¹⁾は、西漢の劉向(紀元前77-紀元前6)の著作である。3『別録』から、柴西の提唱する「含桑木法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「含桑木法」では、桑の木を齒木のように削って、常にこれを含むときは、口、舌、齒ともに病はなく、口の中は常に香ばしく病魔は近寄らず、よく口のゆがみを治す。末代の医術では、この治療に及ぶものはない。

齒木にするには、地上の木は地上の毒がすこぶる多く地の際のものもまた毒があるから、齒木にするには地下三尺にもなっているものを用いるのが最も良い。根を用いないで齒木にはその枝を用いる。本研究では、「含桑木法」に『別録』の「言桑根白皮：採無時、出土上者殺人。」から引用していると考えられる。森氏は、「含桑木法」に検出しえないとし、『別録』に言及されていない。このようなことから『別録』については、本研究との類似性はないと言える。

21.(1)『廣雅』³²⁾(227-232)は、魏の張揖の撰による十巻から成る中国の字書である。5『廣雅』から、柴西の提唱する「喫茶法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「喫茶法」は、喫茶法で服す神仙葉を茶法(桑湯・茶湯)により服用する。本研究では、「唯可喫茶飲桑湯。勿飲湯水。桑湯茶湯不飲則生種種病。」という「唯可喫茶飲桑湯」は、注目されるべき箇所である。

「喫茶法」は『廣雅』の「其飲茶、醒酒、令人不眠。」から引用されていると考えられる。

森氏は、「喫茶法」については、検出し得ないと述べて、『廣雅』に言及されていないことから、本研究との類似性はないと言える。

22.(1)『抱朴子』³³⁾(317)は、東晋の葛洪(284-364)の著書で内外篇八巻七十二篇ある。7『抱朴子』から、柴西の提唱する「桑煎法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。

「新渡医書」、「仙経」、「仙薬」から引く「桑煎法」は、「桑の枝を二分、許り、截って乾しても生木でも良く割く。三升五升盛る囊に置き水、一升許り、木半合、許り、煎じて服用する。」という「桑枝」による桑の養生法を用いる。「新渡医書」では「桑は水気、脚気、肺気、風気、癰気、遍体に風痒し、乾燥して、四肢拘攣し、上気、眩暈、咳嗽、口乾等の病、皆之を治す。常に服すれば食を消し、小便を利し、身を軽くし、耳目を聡明にする。」という。さらに「仙経」では、「一切の仙薬は、桑を煎じ得ざれば服せず」、「飲水、不食、中風に最も秘要なり」という。いわゆる五種の病相に効能の所以を述べる。本研究では、「桑煎法」は「仙経云。一切仙薬、不得桑煎不服。就中飲水不食中風。最秘要也。」とあるように、『抱朴子』から引用されていると考えられる。森氏は、「新渡医書」は『証類本草』(大観本草系統)から引き、「仙経」は陶弘景の『雜録』、葛洪の『抱朴子』から引いている³⁴⁾。本研究でも「桑煎法」は、『重修政和經史証類備用本草』からも引いていることから、森氏の『証類本草』からの見解は、本研究と一致していると考えられる。『抱朴子』から引く「仙経」についても共通している点から、本研究と類似性があると考察する。

23.(1)『楞(稜)伽経』³⁵⁾は、全称は『楞伽阿跋多羅寶経』、又の称は『入楞伽経』、『大乘入楞伽経』である。その訳名と分別の成立は443年である。8『楞(稜)伽経』から、柴西の提唱する「飲水病」

に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「飲水病」は、冷気を以って根源とするものであり、桑粥を服用するときは三五日(半月)で必ず薬効がある。永い期間にわたって薤・蒜・葱をとることをさげ、これを食べてはならない。本研究では、「飲水病」に『楞(稜)伽經』の「如是、一切葱、韭、蒜薤、臭穢不淨、能障聖道。」とあるように、これより引用していると考えられる。森氏は、『楞(稜)伽經』の言及はないため、本研究との類似性はないと言える。

24.(1)『新録』³⁶⁾は、南朝梁の陶弘景(456-536)の著作である。9『新録』から栄西の提唱する「脚気病」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。「脚気病」は「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用し、高良薑・茶を服用する。茶は茶喫法で服す神仙葉を茶法(桑湯・茶湯)により服用する桑の養生法を用いる。これは、「新渡医書」、「唐医口訣」からの伝受である。本研究では、「脚気病」は『新録』に「喫茶輕身、換骨苦。(栄西解釈説：骨苦即脚気)」とあるように、これを引用していると考えられる。森氏は、「脚気病」に『新録』の言及はされていない。本研究との類似性はないと言える。

25.(1)『梅師集驗方』³⁷⁾は、隋の梅深師(581-619)による著作である。12『梅師集驗方』から、栄西の提唱する「瘡病」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。前述(番号 1.4.5.6.9.16 の文献)のように、冷気・水気の雑熱から起こる「瘡病」は、牛膝根で膿が出たら楸葉を貼り、灸の後に牛膝根汁を傳り、楸葉を貼り、桑粥・桑湯・五香煎を服用するのがよい。本研究では、「瘡病」に『梅師集驗方』の「金瘡作痛：生牛膝搗敷、立止。生牛膝搗敷瘡上。」とあるように、これを引用していると考えられる。森氏は、「瘡病」に『梅師集驗方』の言及をされていないために、本研究との類似性はないと言える。

26.(1)『食療本草』³⁸⁾は、唐の孟詵(621-713)の撰である。14『食療本草』から、栄西の提唱する「服桑椹法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。前述(番号 7.9.19 の文献)のように「服桑椹法」は、空心に酒と四十丸(椹蜜丸)を服用するという桑の養生法である。本研究では、「服桑椹法」に『食療本草』の「言桑椹：性微寒。食之補五臟、耳目聰明。」から引用していると考えられる。森氏は、「服桑椹法」には、『証類本草』の「仙方」と記載していて、『食療本草』の言及はされていない。因って本研究との類似性はないと考察する。

27.(1)『大日經疏』³⁹⁾は、唐の一行(683-727)の著書である。17『大日經疏』から、栄西の提唱する「含桑木法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。前述(番号 1.20 の文献)のように「含桑木法」は、土下三尺入った根、あるいは「桑枝」を使用する。本研究では、「含桑木法」に『大日經疏』の「齒木(即牙籤)：当多用優曇鉢羅木、阿修他木、若無此等樹木時、当求如桑等有乳之木。」から引用していると考えられる。森氏は、「含桑木法」では、検出しえないとして『大日經疏』の言及はされていない。因って、本研究との類似性はないと言える。

28.(1)『贈東鄰王十三』⁴⁰⁾は、唐の白居易(772-846)の著作である。22『贈東鄰王十三』から、栄西の提唱する「喫茶法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。前述(番号 2.3.7.8.9.12.21 の文献)のように「喫茶法」は、喫茶法で服す神仙葉を茶法(桑湯・茶湯)により服用する。本研究では、「喫茶法」に『贈東鄰王十三』の「驅愁知酒力、破睡見茶功。」から引用されていると考えられる。これは喫茶の影響が文芸界に及んでいることに注目すべきである。

森氏は、「喫茶法」に『贈東鄰王十三』の言及はされていない。

本研究との類似性はないと考えられる。

29.(1)『香譜』⁴¹⁾は、唐五代時期の香方で、宋の洪芻(1066-1028?)の著作である。

31『香譜』から、栄西の提唱する「服五香煎法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。前述(番号 1.15 の文献)のように「服五香煎法」は、五種の香木は皆苦く辛いゆえに妙薬である。本研究では、「五香煎法」は、『香譜』虫明確記載唐五代期香方の「五代十国前蜀」蜀王薰御衣法：丁香、馥(jian)香、沈香、檀香、麝香、以上各一两、甲香三两制如常法。」から引用していると考えられる。森氏は、「服五香煎法」に『香譜』の言及はされていない。

因って、本研究との類似性はないと言える。

30.(1)『日華子本草』⁴²⁾(906-960)は、『日華子』、又の称を『日華子諸家本草』、『大明本草』という。23『日華子本草』から、栄西の提唱する「中風病」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。前述(番号 1.2.3.5.9.10 の文献)から「中風病」は、気長に「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用するとあるように、「冷氣、水気、湿気の三種治方」の桑の養生法をすすめる。本研究では、「中風病」に『日華子本草』の「言：椹、暖、無毒。利五臟、通關節、下気、煎服。除風痛出汗。並撲損瘀血。春葉未天、枝可作煎酒服、治一切風。」から引用していると考えられる。森氏は、「中風病」に『日華子本草』の言及はされていない。因って、本研究との類似性はないと言える。

31.(1)『事類賦』⁴³⁾は、北宋の呉淑(947-1002)の著である。

24『事類賦』から、栄西の提唱する「含桑木法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。前述(番号 1.20.27 の文献)のように「含桑木法」では、桑の木を齒木のように削って、常にこれを含むときは「末代の医術。何事如之。用根入土三尺者最好。土上頗有毒。土際亦有毒。故皆用枝也。」とある。本研究では、「含桑木法」に『事類賦』の「伏蛇療疾、馬領殺人。(桑根見地上者名馬領、有毒殺人)」から引用していると考えられる。森氏は、「含桑木法」に『事類賦』の言及はされていないため、本研究との類似性はないと言える。

32.(1)『勝金方』^{44),45)}(1082)は、北宋の唐慎微の編成による『経史証類備急本草』である。(略称『証類本草』)。30『勝金方』から、栄西の提唱する「飲水病」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。前述(番号.2.3.5.8.13.18.23 の文献)のように、本研究では、「飲水病」は「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用する。『勝金方』では、小児飲水病には、それとは異なる治方がある。「飲水病」に、『勝金方』は「治小兒渴：桑葉不拘多少、用生蜜逐葉上敷過、將線系葉蒂上繃、陰乾、細切、用水煎汁服之(小児の飲水病の治方では、桑葉の多少にかかわらず、生蜜を用いて葉上に逐して敷(ひろ)げるのは過ちで、將に葉を帯のように継なげて陰乾しにして細く切り、水を用いて煎じた汁の之を服す)」とあるように、ここで注目されるのは、『証類本草』では「飲水病」の小児治方には桑葉を使用している。

本研究では、『太平聖惠方』より引く「桑枝」を使用して桑粥・桑湯を服用する治方が考えられるとしていたが、『勝金方』では、小児飲水病には「桑葉」を煎じて服用する治方を述べている。

この「桑葉」は、当然ながら神仙葉であろうと思われる所に、殊に注目される。

森氏は、「飲水病」には『証類本草』から引用しているが、『勝金方』の言及はされていない。

33.(1)『書懷示友』⁴⁶⁾は、宋の陳與義(1090-1138)の著作である。

32『書懷示友』から、栄西の提唱する「服桑葉法」に引用されていると考察する。前述(番号 2 の文献)のように「服桑葉法」は、「仙術」の中にある「神仙服食方」の神仙葉にて喫茶法の茶法(桑湯・茶湯)にて服用する桑の養生法である。本研究では、「服桑葉法」に『書懷示友』の「桑葉能通禪。」

から引いていると考えられる。森氏は、「服桑葉法」に『書懷示友』の言及はされていない。

因って、本研究との類似性はない。

34.(1)『図経衍義本草』^{47),48)}は、1116年に北宋の寇宗奭によって編纂。その三年後(1119)に兄の寇約が校勘して刊行(初版)した。33『図経衍義本草』から、柴西の提唱する「服桑椹法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。前述(番号7.9.19.26の文献)のように「服桑椹法」では、空心に酒と四十丸の椹蜜を毎日服用する。本研究では、「服桑椹法」に『図経衍義本草』の「卷二十『仙方』：桑椹熟時、收之日乾。為末、密丸桐子大。空心酒服四十丸、長服之、良。」から引用していると考えられる。森氏は、「服桑椹法」に『図経衍義本草』の言及はされていない。

因って、本研究との類似性はないと言える。

35.(1)『夷堅志』⁴⁹⁾は、南宋の洪邁(1123-1202)が編纂した異聞奇談集である。35『夷堅志』から、柴西の提唱する「飲水病」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。前述(番号1.2.3.5.8.13.18.23.32の文献)のように「飲水病」は、寒気からの冷えにより起こるから「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用する。本研究では、「飲水病」に『夷堅志』の「巖州山寺有一遊僧、形体羸瘦、飲食甚少、每夜遍身汗出、裡衣湿透、如此二十年、無藥能療。監寺僧知道後説：吾有一藥、可讓弥爾三日而愈。蛇单用桑葉一味、乘露採摘、焙乾碾末、每次取二錢、用温米可讓弥爾三日而愈。蛇单用桑葉一味、乘露採摘、焙乾碾末、每次取二錢、用温米湯空腹調服。遊僧之症果然好了。」から引用されていると考えられる。森氏は、「飲水病」に『夷堅志』の言及はされていないため、本研究との類似性はないと言える。

36.(1)『劍南詩稿』⁵⁰⁾は、南宋の陸游(1125-1210)の著書である。36『劍南詩稿』から、柴西の提唱する「桑木枕法」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。本研究では、「桑木枕法」は、桑の木で箱のように作り用いて、これを枕にするならば、目が明らかに見えるようになり、頭痛が無く夢を見ず、鬼魅も近づかない。効能は多いとあるように、『劍南詩稿』の「如今八十零、猶桑荷眠。」から引いていると考えられる。森氏は、『証類本草』に見えないと述べ「桑木枕法」に『劍南詩稿』の言及はされていない。因って、本研究との類似性はないと言える。

37.(1)『經驗方』⁵¹⁾は、南宋の陳曄(1136-?)の著作である。37『經驗方』から、柴西の提唱する「瘡病」に「桑」効能記述由来が引用されていると考察する。前述(番号1.4.5.6.9.16.25の文献)のように「瘡病」は、冷氣・水気の雜熱から起こるために、「桑枝」を用いた桑粥・桑湯を服用する。若し瘡出るときは、則ち硬軟を問はず、善惡を知らずに牛膝の根を梶き絞り汁を以って瘡に傳ける、乾けば復た傳ければ、則ち傍らは腫れず。さらに五香煎を服用する。本研究では、「瘡病」に『經驗方』の「癰癤已潰：用牛膝根略刮去皮、插入瘡口中、留半寸在外、以嫩橘葉及地錦草各一握、搗其上。牛膝能去惡血、二草温涼止痛、隨幹隨換、有十全之功也。」から引用していると考えられる。森氏は、「瘡病」に『經驗方』の言及はされていないため、本研究との類似性はない。

以上が、【表5】【表6】【表7】の組み合わせから導き出された、『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の可能性が高い内容として推定し、森鹿三研究と比較校合した中国の文献の概要と考察である。これらを更にまとめて見たい。

①に、宋朝医口伝による「桑粥法」では、『太平聖惠方』は『喫茶養生記』において「桑枝」を用いる重要な文献であると考察する。「桑枝」を用いる桑湯における「桑煎法」は、「新渡医書」と『抱朴子』の「仙經」から引く「末代多是鬼魅所著、桑下鬼魅不来」「一切仙藥不得桑煎不服」

とある。「脚気病」には、「新渡医書」「唐医口訣」から引く。「服桑木法」は「常服則得長寿無病」で、是は「仙術」である。

②に、『本草図経』の「神仙服食方」から引く「服桑葉法」では、「喫茶法」による神仙葉を茶法(桑湯・茶湯)により服用する。『本草図経』からは、桑葉は常服すべきとあるように、「服桑葉法」では、「神仙服食方」による神仙葉を陰乾にして搗いて抹にし、丸、粉で服用する。或は茶法の如く抹にして之を服すという「神仙葉」による「桑煎法」で、これは「仙術」である。

③に、「喫茶法」では、上述の喫茶法で服す「神仙葉」を茶法(桑湯・茶湯)により服用するといふように、「唯可喫茶飲桑湯」を導いていると考察する。本研究では、『神農本草経』の「桑茶除寒熱出汗。葉主除寒熱出汗。」の箇所と『本草図経』の「神仙服食方」から引くという論拠を導き出した。一方、森鹿三氏は、「桑粥法」を『証類本草』木部中品、「桑根白皮」の條から引いている。これは『喫茶養生記』の提唱する「桑枝」ではないために、栄西の意向とは異なると言える。森氏は、『太平聖恵方』で『喫茶養生記』の提唱する「桑粥法」が、そのまま記述されているにもかかわらず、『太平聖恵方』に言及されていないのは、見落としであろうか。

「桑煎法」では、『証類本草』の蘇恭方による『本草図経』の桑條に見える『近效方』から引いて、森氏の見解と本研究は、一致している。さらに、『喫茶養生記』の提唱する「桑枝」を使用していることから、栄西の意向に添えることから、「服桑葉法」では、『本草図経』の「神仙服食方」からの引用は、森氏と本研究は一致すると考察する。しかし、『喫茶養生記』において重要なのは、巻上でも記載がない「喫茶法」が、巻下のこの場所に登載されていることである。森氏は、「喫茶法」については、「喫茶法」は『喫茶養生記』の最も重要な喫茶の方法が書かれているただ一つの箇所であるにも関わらず、どこからも引用が「検出し得ない」との一言で、何の言及もされていない。最重要とされる「喫茶法」については、本研究の結論にて論じたい。

以上が、『喫茶養生記』において栄西が提唱する五種の病相と「桑の養生法」を用いて、「新渡医書」・「唐医口訣」・「宋朝医口伝」・「仙経」・「仙薬」・「仙術」・「鬼魅」等の由来から分析し比較考察した概要である。

次の第四節では、栄西の提唱する五種の病相と「桑」の養生法と由来について、古田紹欽氏の解説から考察する。

第四節 『喫茶養生記』五種の病相と「桑の養生法」について

栄西の提唱する五種の病相と「桑」の養生法については、【表6】「『喫茶養生記』の五種の病相と「桑の養生法」と由来」に、基づいた考察を加えて、この節をまとめたいと考える。

五種の病相と「桑」の養生法については栄西の主張の中で、非常に重要な問題である。これは栄西の提唱する「桑」効能記述に関わることで栄西が、『喫茶養生記』のなかで言いたい五種の病相における桑の養生法が、そこに収束されている。それは、五種の病相における「桑」の効能を導くための「桑粥」、「桑湯」における桑の養生法である。それは「飲水病」、「中風病」「不食病」、「瘡病」、「脚気病」の五種の病相に効能が有ると栄西が言っているのである。

そこで、其の五種の病相を今一度見てみよう。

(「中風手足不相従心病」については、先例に従って「中風病」と表記する)。

榮西は、『喫茶養生記』巻下において、遣除鬼魅門を立て、大元帥大将儀軌秘鈔が¹⁾、国家・社会・個人の災害を排除するために引用されている。この大元帥法は、宮廷の年中行事に取り入れられ、毎年八日から七日間、天皇の御衣を奉じて聖体の安穩を祈願するのが恒例になっている。

そこで榮西は、『喫茶養生記』巻下で病魔の駆除を述べるにあたり、先ずこの秘鈔を引いて、大元帥の靈験あらたかなことを説いた²⁾と考えられる。榮西自らも、この法を修め極めて効験の多いことを告白している。末世における五種の病相を明らかにして「桑粥」、「桑湯」による「桑」の養生法をどのように活用しているのか、本研究での引用を提示し、その概要を古田紹欽氏の解説から考察するために、先ずは、古田氏による『喫茶養生記』における五種の病相の解説の概略を提示したいと考える。「飲水病」では、「飲水病」の解説と概略、「桑粥法」についてその対処方法の概略から考察する。

(一) 「飲水病」³⁾

「飲水病」について、古田氏は、

一、日飲水病。此病起於冷氣。若服桑粥則三五日必有驗。永忌薤蒜葱勿食之矣。鬼相加治無驗。以冷氣為根源耳。服桑粥。百一無不平復矣。忌薤以病増故(一に曰く、飲水病。此の病、冷氣より起る。若し桑粥を服するときは則治三五日にして必ず驗あらん永く薤、蒜、葱を忌む。之を食うこと勿れ。鬼病、相加えて治方驗なし。冷氣を以て根源とするのみ。桑粥を服すれば、百に一も平復せずということなし。薤を忌むは病を増すを以ての故なり。)

というように冷氣を根源とする「飲水病」には、「桑粥」の服用が良いと説いている。原文では「桑粥」が提示されているが、『喫茶養生記』の全体文章から考察すると「飲水病」には、「桑煎法」による「桑湯」が「桑粥」に補足されていると考えられる。その理由は、「桑粥法」には「桑粥総治衆病」とあるからである。また、「桑煎法」では、「仙經云、一切仙薬、不得桑煎不服、就中飲水不食中風、最秘要也」とあることから、「飲水病」の「桑方」には、「桑粥」しか提示してない本書『喫茶養生記』(古田紹欽著、講談社学術文庫、安永本)であるが、「桑煎法」には、上述のとおりの記事があり、「最秘要也」の一文を見逃してはならないと考察する。しかも、榮西は「桑枝」を使用する方法を提示しているが、さらに「新渡医書」を引いて「桑水気脚気肺気風気癰気、(中略)、皆治之、(下略)、」と言っている事である。

榮西がいう「最秘要也」とは、本研究では、『本草図経』にある「神仙服食方」にいう「神仙薬」を使用する方法と森鹿三氏がいう『証類本草』葛氏方卷十三木部中品にある「桑根白皮」を使う方法があることを暗示して「最秘要也」であると考えられることから、榮西は「桑枝」の仕様を選取したのは、仕様が難しくないことからと考察する。

さらに、「桑粥法」について古田氏は、次のように解説している。

一、桑粥法⁴⁾

宋朝医曰。桑枝如指三寸截。三四細破。黑豆一握。俱投水三升灼料煮之。豆熟。却桑加米。以水多少。計米多少。煮作薄粥。冬自鶏鳴。夏自夜半初煮。夜明煮畢。空心服之。不可添塩。每朝不懈。而食之則其日不引水。不醉酒。身心亦静也。桑之当年枝尤好。根茎大不中用。桑粥総治衆病。(一に桑粥の法 宋朝の医の曰く。桑の枝の指の如くなるを三寸に截って、三つ四つこまかに破り。黑豆一握りと俱に水三升炊料を投れて之を煮る。豆熟して桑を却けて米を加う。水の多少を以て米の多少を計り、煮て薄粥と作す。冬は鶏鳴よりし。夏は夜半より初め

煮て、夜明るとき煮畢る。空心に之を服す。塩を添可からず。毎朝懈らずして之を食すれば、則ち其の日水を引かず、酒に酔はず、身心亦静かなり。桑の当年に生いたる枝尤も好し・根、茎の大なるは、用ふるに中らず。桑粥は総て、衆病を治す。）

というように柴西は、「桑枝」を使用して黒豆と水を煮て、之に米を加えて桑粥を作るという方法を示している。毎朝怠らずに之を空腹に服用すれば、その日、水を引かず。「桑粥」は総ての衆病を治すと言っている。「桑粥」を作る時に塩は入れない。さらに桑は当年の生枝が尤も好く、目・茎の大なるは用いないとあるために、「根」は用いないという柴西の意向は重要である。

本研究では、先述したように、これには「桑枝」で「桑粥」を作り空腹に之を服用するという『太平聖恵方』から引いているものと考察する。

(二) 「中風病」⁵⁾

「中風病」についての、古田氏の解説は、

二、日中風手足不相従心病。此病近年衆矣。亦起於冷氣等。以針灸出血。湯治流汗為害。須永却火忌浴。只如常時。不厭風。不忌食物。漫漫服桑粥桑湯。漸漸平復百一無厄。若欲沐浴時。煎茶一桶。三五日一度浴之。浴時莫至流汗。若湯氣入内流汗。必成不食病。是第一治方也。冷氣。水氣。湿氣。此三種治方。亦復若斯又加鬼病故也。(二に曰く、中風手足の心に相従はざるの病。此の病近年衆し。亦冷氣等より起こる。針灸を以って血を出し、湯治して汗を流すは害を成す。須らく永く火を却け、浴を忌む。只常時の如く風を厭はず、食物を忌まず、漫漫に桑粥、桑湯を服すれば、漸漸に平復して、百に一つも厄なし。若し沐浴せんと欲する時は、桑を煎ずること一桶、三五日に一度之に浴せよ。浴する時汗を流すに至ること莫れ。若し湯の氣、内に入って、汗を流せば、必ず不食の病と成る。是れ第一の治方なり。冷氣、水氣湿氣、此の三種の治方、亦復斯くの若し。又鬼病加へるが故なり。)

というように、寒気からの冷え等から起こる「中風」は、気長に「桑粥」、「桑湯」を服用して養生すれば必ず効験があるという。針・灸で血を出したり、湯治によって汗を流したりするのは良くない。半月に一度だけの入浴に桑を煎じた桶ですれば良いが、汗を流すような長時間はいけない。

ところが、室町時代の宗長日記には、連歌師宗長(1448-1532)が伏見の料亭で時折、桑風呂に入っていたという話もあるように、柴西の桑方を実践する桑風呂の事例もある。「桑粥」、「桑湯」の服用が冷氣、水氣、湿氣の三種の治方に良いとされるのは、鬼魅の病とされる三種を抑えるからである。「中風病」は、蓮基の『長生療養方』にも「桑」療法ではないが記載があり、『蔗軒日録』の季弘大叔も「中風病」に悩まされていた記録があることから当時の衆病として扱われていたと考察する。現代にも「中風病」は、生活習慣病としての対策が講じられている世界的な問題である。

また、「桑煎法」について⁶⁾、古田氏は、

一、桑煎法

桑枝二分許截燥之。木角焦許燥可割。置三升五升盛囊久持弥可。臨時水一升許木半合許煎服。或雖不燥煎服無失。生木復宜。新渡医書云。桑水氣脚氣肺氣風氣。癰氣。遍体風痒乾燥。四肢物率〔拘攣〕。上気眼暈。咳嗽口乾等病。皆治之。常服消食。利小便。輕身。聰明耳目。仙經云。一切仙藥。不得桑煎不服。就中飲水不食中風。最秘要也。(桑の枝を二分許りに截って、之を燥し、木の角の焦げる許りに燥して、割く可し。三升五升盛る囊に置く。久しく持てば

弥可し。時に臨んで、水1升許りに木半合許り煎じて服す。或は燥飾ると雖も煎服して失なし。生木も復宜し。新渡の医書に云く、「桑は水気、脚気、肺気、風気、癰気、遍体に風痒し、乾燥して、四肢拘攣し、上気、眩暈、咳嗽、口乾等の病、皆之を治す。常に服すれば食を消し、小便を利し、身を軽くし、耳目を聡明にす」と。仙經に云く、「一切の仙薬は、桑を煎じ得ざれば服せず」と。就中、飲水、不食、中風に最も秘要なり。）

というように、「桑煎法」では、新しく宋国から渡って来た医書によると、「桑の木は水気(むくみ)・脚気・肺気・風気(ちゅうふう)・癰気とか、身体中がかさでかゆくなったり、乾いてかさかさになったりする病とか、四肢が曲がって伸びなかったり、上気したり、眼暈(めまい)がしたり、咳嗽(せき)がでたり、口が乾いたりする等の病をみな治し、平常服用すれば食べものを消化し、小便の通じをよくし、身体を爽快にし、耳とか眼の働きをよくしたりする」という。

また「仙經」によると、「すべての仙薬は桑の木を煎じて飲むことをしなかったら、服用しない」というように、殊に喉の渇く病、食べものを受けつけない病、中風を治すには、最もなくてはならぬものである。本研究では、ここでも『太平聖惠方』の「桑枝」を使用した「桑粥」を空腹に服用すること。同じく『太平聖惠方』の「言桑枝湯」にある「桑湯」で「淋洗痛処、湯冷更暖過用之」とあるように、ここから引用していると考察する。

(三) 「不食病」⁷⁾

「不食病」について、古田氏の解説は、

三、不食病。此病復起於冷氣。好浴流汗。向火為厄。夏冬同以涼身為妙術。又服桑粥。已上三種病皆發於冷氣。治方是同。末代多是鬼魅所著。故用桑耳。桑下鬼類不来。又仙薬上首也。勿疑。(三に曰く、不食の病。此の病、復冷氣より起こる。浴を好み、汗を流し、火に向かうを厄となす。夏冬同じく身を涼すを以って妙術と為す。又桑粥を服す。已上、三種の病皆冷氣より発す。治方是れ同じ。末代多くは是れ鬼魅に著かるところ。故に桑を用いるのみ。桑の下は鬼類来らず。又仙薬の上首なり。疑う勿れ。)

とあるように、この病もまた寒気による冷えより起こっている。沐浴を好み、汗を流し、火に近づくのはわざわざいとなる。夏でも冬でも身体を涼しくするのが、この病を治す「妙術」である。

また「桑粥」を服用することである。以上の三種の病は、みな寒気による冷えにより起こっている。治療の方法は共に同じである。末代の多くは「鬼魅」にとりつかれるから、ただ「桑」を用いるのである。桑の下には鬼の類は来ない。また桑は「仙薬」の第一のものである。疑うことがあってはならない。本研究では、「桑枝」を使用した「桑粥」を空腹に服用する『太平聖惠方』と『神農本草経』の「方書称桑之功最神、在人資用尤多」から引用していると考察する。但し『喫茶養生記』本文の「飲水病」と「不食病」のところには、「桑湯」についての記載はない(原本の初治本と再治本には記載あり。安永本では、「桑湯」欠落カ、誤写カ)。

「已上三種病皆發於冷氣。治方是同」という上述した本文の一文からすると「飲水病」と「不食病」もまた(桑粥・桑湯)の治方に準ずるという解釈ができ、「桑湯」が隠れていると考察する。

然もここでは、桑は「仙薬」の上首と述べて「治方是同」とあるように、栄西の思惟を即すると本研究では、当然、「桑湯」をも含んでいると考察する。

さらに、「二、中風病」においての桑方で、気長に「桑粥」、「桑湯」を服すれば漸漸に平癒して百に一つも厄ないが、若し沐浴を欲する時に湯の気、内に入って汗を流せば必ず不食の病となる、

というように説明されている。このような二次的病状について本研究では、前掲の『聖濟総録』(1117)北宋・太医院編「桑枝(切)槐枝(切)各一升、以水一鬥、煮取七升、去滓淋洗。」から引いていると考えている。

(四) 「瘡病」⁸⁾

「瘡病」について古田氏の解説は、

四、曰瘡病。近年、此病発於水氣等雜熱。非疔非癰。然人不識而多悞治方。但自冷氣發故。大小瘡皆不負火。由此人皆疑為惡瘡。灸則得火毒。故腫増。火毒無能治者。大黃。水寒。石寒為厄。因灸弥腫。因寒弥増。宜斟酌耳。若瘡出則不問強軟。不知善惡。牛膝根搗絞。絞汁傳瘡。乾復傳則傍不腫。熟破無事。膿出則貼楸葉。惡毒之汁皆出。世人用車前草尤非也。思之。服桑粥桑湯五香煎。若強須灸。亦宜依方。謂初見瘡時。蒜橫截厚如錢。貼之瘡上。固艾如小豆大。灸之。蒜焦可替。不破皮肉。及一百壯即萎。火氣不徹。必有驗矣。灸後傳牛膝汁。貼楸葉。不可用車前草。芭蕉根。亦有神効。(四に曰く、瘡病。近年此の病、水氣等の雜熱より発る。疔に非ず、癰に非ず、然るに人識らずして多く治方を悞る。但、冷氣より発するが故に、大小の瘡、皆火に負けず。此れに由って、人皆疑って、惡瘡と為す。灸するときは則ち火毒を得るが故に腫れ増す。火毒は能く治する者なし。大黃、水寒、石寒を厄と為す。灸に因って弥腫れ、寒に因って弥増す。宜しく斟酌すべきのみ。若し瘡出るときは、則ち硬軟を問わず、善惡を知らず、牛膝の根を搗き絞り、汁を絞って瘡に傳け、乾かば復傳けよ。則ち傍ら腫れず、熟し破れて事なけん。膿出てなば、則ち楸の葉を貼けよ。惡毒の汁皆出でん。世人車前草を用うるは、尤も非なり。之を思へ、桑粥・桑湯・五香煎を服せよ。若し強くば、須らく灸すべし。亦、宜しく方に依るべし。謂く、初めて瘡を見る特、蒜を横に截りて厚さ錢の如くにして、之を瘡の上に貼け、艾を固めること小豆の大ききの如くにして、之を灸せよ。蒜焦げれば替えるべし。皮肉を破らざれ。一百壯に及んで、即ち萎んで、火氣徹らず。必ず驗有らん。灸して後、牛膝の汁を傳り、楸の葉を貼けよ。車前草を用いる可らず。芭蕉の根、亦神効あり。)

というように、「瘡病」は、冷氣、水氣の雜熱から起こる瘡の病で、疔でもなく癰でもない。それを人は見極めないで多くの治療の方法を誤る。瘡が出たときは、牛膝の根を搗き砕いて汁を絞り、その絞った汁を瘡にぬり乾いたらまたぬる。膿が出たら楸の葉をはりつけるのである。そうすれば惡毒の膿汁はみな出る。そして「桑粥」と「桑湯」と、それに「五香煎」を服用するがよい。

もし強ければ須らく灸を必要とするときは、灸をすべきである。蒜を横にきって、厚さは錢の如くにそれを瘡の上にはりつけ、艾を固めて小豆の大きさほどこれに灸をするのである。蒜が灸によって焦げたならば取り替える。一百灸もした後に瘡はしぼみ火毒は瘡にとおることなく必ず効驗がある。灸をした後に牛膝の汁をぬり、楸の葉をはりつける。車前草を用いてはならない。

芭蕉の根を用いてもまた不思議な効能がある。本研究では、瘡病に「桑粥」、「桑湯」、「五香煎」を勧めていることから、「桑粥」、「桑湯」においては『太平聖惠方』から、「五香煎」は『千金要方』孫子邈の「五香煎」から引用していると考察する。

(五) 「脚氣病」⁹⁾

「脚氣病」について、古田氏の解説は、

五、曰脚氣病。此病発於晚食飽満。入夜而飽飯酒為厄。午後不飽食為治方。是亦服桑粥桑湯

高良薑茶。奇特養生妙治也。新渡医書云。患脚氣人晨飽食。午後勿食。長齋人無脚氣。此之謂也。近人万病皆称脚氣。可笑。呼病名而不識病治方耳。已上五種病者皆末世鬼魅之所致也。然皆以桑治之。頗有受口訣于唐医矣。又桑樹是諸仏菩提〔薩〕樹也。携此木則天魔猶不能競。況諸余鬼魅之附近乎。今得唐医口伝治諸。無不得効驗矣。近年皆為冷氣所侵。故桑是妙治之方也。人以不知此旨。多致夭害。近年身分之病。多冷氣也。其上他疾相加。得其意治之。皆有驗矣。今之脚痛亦脚氣。是又冷氣也。桑牛膝高良薑等。其良藥也。桑方註左。(五に脚氣の病、この病は晩食に飽満するより発る。夜に入つて、飯酒に飽うを厄となす。午後に飽食せざるを治方となす。是れ亦、桑粥と桑湯と、高良薑と、茶とを服用すべし。奇特なる養生の妙治なり。新渡の医書に云く、「脚氣を患う人は晨には飽食しても、午後には食うこと勿れ」と。長齋の人には脚氣なし。此の謂なり。近頃の人には万病を皆脚氣と称す。笑うべし。病の名を呼んで病の治方識らざるのみ。已上、五種の病は、皆末世鬼魅の致す所なり。然し皆桑を以つて之を治す。頗る口訣を唐医に受くることあり。又桑の樹は、是れ諸仏菩提の樹なり。此の木を携えるときは、則ち天魔も猶競う能わず、況んや、諸余の鬼魅の附近せんや。今、唐医の口伝を得て諸を治す。効驗を得ざるなし。近年皆、冷氣の為に侵さるるが故に、桑は是れ妙治の方なり。人、此の旨を知らざるを以つて、多く夭害を致す。近年身分の病は多くは冷氣なり。其の上に他疾相ひ加わる。其の意を得て之を治せば、皆驗あらん。今の脚痛もまた脚氣に非ず、是れ又冷氣なり。桑、牛膝、高良薑等、其の良藥なり。桑方、左に註す。) というように、「脚氣病」は、晩食に飽満することで起きる。それには「桑粥」、「桑湯」、「高良薑」、「茶」の服用が、この病にならない「養生の妙法」である。この病は午後になったら、たらふく飯を食べたり酒を飲んだりしないことがわざわざ避けるもとである。榮西は、「已上五種病者皆末世鬼魅之所致也。然皆以桑治」と言つて、これは「唐医口訣」からである。古田氏は、忠実に「安永本」を底本として、訳して解説を加えていると考察する。省略部分も多々あるが、江戸時代の版本であるために、一般向けに簡潔明解な解釈をされていると考えられることが、本研究において、底本として採用した理由である。「桑粥」、「桑湯」に「新渡医書」からの由来は、『聖濟總録』にある宋の太医院編による「桑枝治水氣、脚氣、桑條二両、炒香、以水一升、煎二合、毎日空心服之。」と「桑粥」、「桑湯」は『太平聖惠方』からの引用と考察する。要するに、新渡医書の口伝は「桑枝」を使う方法であつて、これは榮西が宋留学した時、最新の「桑」の養生法であつたと考察する。榮西は、これを日本に携えて、「桑枝」を使用した「桑」の養生法を提示したと考える。「唐医口訣」からの由来の『千金方』は、唐の孫子邈による「則有以桑木來祈福的法術：正月初一晨、取朝向東方的桑根、製成七寸長、手指粗細的木棍、塗抹朱砂、懸掛於門戸之上、或隨身隨身佩載能闢邪氣。」は、「唐医口訣」とあることから、『喫茶養生記』では「桑粥」、「桑湯」は「桑枝」を用いるように説いている。本研究では、榮西が後に『太平聖惠方』から引いて、「桑枝」の使用に訂正したものではないかと考察する。「高良薑」の「唐医口訣」からの由来は、『藥性論』唐の甄權による「言高良薑：治腰内久冷、胃氣逆、嘔吐。治風、破氣。腹冷氣痛：去風冷痺弱、療下氣冷逆冲心、腹痛、嘔瀉。」から引用していると考えられる。又、『新修本草』唐の蘇敬等撰による「雲：凡患脚氣、每旦任意飽食、午後少食、日晚不食。」から引いていると考察する。「茶」については、神仙葉を茶法(桑湯・茶湯)により服用する「喫茶法」は、『新修本草』の「茶味甘苦、微寒無毒、去痰熱、消宿食、利小便。」からの引用と考えられる。

その原拠は『神農本草経』の「桑茶除寒熱、出汗。」であると考察する。

五種の病相における古田紹欽氏の『喫茶養生記』の解説を参照して、本研究で調査した中国の文献に考察を加えたものである。『喫茶養生記』(安永本)における、栄西が提唱する五種病相の文字数729字の分量は、1.「脚気病」246字、2.「瘡病」221字、3.「中風病」127字、4.「不食病」73字、5.「飲水病」62字という順序である。『喫茶養生記』より二十七年前に著された釈蓮基の『長生療養方』四種の病相では、1.「瘡病」、2.「消渴」、3.「中風」、4.「脚気」の順に治方の記載例があったが、その実態解釈は今後の課題とする。

以上第四章では、『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の特定において、第一節では、先行研究者森鹿三研究の補注・解題のまとめ。第二節では、『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来に引用した中国の文献。第三節では、『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来に引用した中国の文献との対照。さらに、第四節では、『喫茶養生記』の五種の病相と「桑の養生法」については、古田紹欽著『栄西 喫茶養生記』(安永本)の解説を概観し本研究の考察を加えた。

この第三節までに対する森鹿三氏との比較考察で森氏は、『喫茶養生記』巻下の見解は陶愼微の『証類本草』が、栄西の見た本草も大観本草系統の『証類本草』であると証言している。

先行研究者森鹿三氏は、『喫茶養生記』巻下に栄西は、五種の病相と十項目の「桑」方を併せた十五項目の中で、『証類本草』から引用の項目が、十三箇所ある。引用してないところは、「一、桑木枕法」、「一、喫茶法」、の二項目である。割合にすると、ほぼ九割に『証類本草』からの引用していることから、ほとんどが『証類本草』から引用と見ても、森氏の言及は間違いではないと考察する。氏における『証類本草』以外の中国文献引用は、〈補注〉を数えると、重複する中国文献と、『証類本草』に含まれる「本草書」も数えたために、併せて二十三箇所前後と考えられる。

また、本研究の「桑」効能記述由来については、『証類本草』十九箇所から引用している。『証類本草』からの引用でも本研究からの引用が上回る結果であった。総括すると三十七種類の中国の文献中に、十九種が『証類本草』からの引用と考えられ、本研究でも『証類本草』半分強の確率で引用されていることになる。

また本研究では、『太平聖恵方』から引用されている「桑」効能記述由来の可能性が高い内容の中国の文献として見ると、九箇所に確認された。第四章における本研究の成果は、『喫茶養生記』における内容を基にして、「桑」効能記述由来の可能性が高い内容の中国の文献件数は、森鹿三研究と比較して、数的に具体的に大幅に補足、追加の形となったと考えられる。

『喫茶養生記』における森鹿三氏との「桑」効能記述以来に引用した中国文献の対照では、森氏は「桑粥法」に、『証類本草』からの「桑根白皮」の條を引いている。栄西は「宋朝医口伝」から引くと言っている通り『証類本草』(1082)は、北宋の唐愼微(1056-1093)であると思われる。

しかしながら「桑粥法」について『喫茶養生記』の本文確認をすると、「根茎大不中用(根、茎の大なるは、用いうるにあらず)」とあるように、「根」は用いない。桑湯における「桑煎法」においても「桑枝」を用いるとある。ここに森氏は、「桑根白皮」の條に言及しているからである。

これが先ず、本研究において第一に掲げられる、森氏との見解の相違点である。二つ目は、「喫茶法」において森氏は引用文献が検出し得ないと述べているように、氏は何も言及されていないのである。これを第二とする。これは森鹿三研究においてこの二点から検証されるものは『喫茶養生記』における最大の問題である。栄西は、「宋朝医口伝」と言いながら、『太平聖恵方』を実録

していたのか、あるいは南宋から持ち還っていたのであろうか。栄西が述べている「桑粥法」における「桑枝」を使用した作粥、そのものが『太平聖恵方』に記載されているからである。「桑粥」が総ての衆病に効果がある事を力説している意味がよく理解できる。

これは森氏が、あまりにも『証類本草』に執着されていたためかと推察されるが、「桑枝」と「桑根白皮」では相違があり過ぎると考える。

しかも「根」と「桑枝」の違いでこれを炙ると炙らないとの問題だけだというように述べているが、これは本研究との最も重要な相違点である。さらに、「喫茶法」は『喫茶養生記』の表題にも関係する重要な語句であると思われる。さらに栄西は、『喫茶養生記』の巻上に茶の服用方法が記載されていないにも拘わらず、巻下の末尾近くで全ての桑方の説明の後に忽然と「喫茶法」を登載させている。不思議に思わないほうが不思議である。ここでも森氏は、「喫茶法」に言及されていない。筆者は、「喫茶法」に「唯可喫茶飲桑湯、勿飲湯水、桑湯茶湯不飲則生種種病。」とあることから、『本草図経』の「神仙服食方」による神仙葉を茶法(桑湯・茶湯)により服用するというように、ここから引用していると考察する。そしてこの原拠は『神農本草経』(25-220 前)の「桑茶除寒熱、出汗。葉主除寒熱出汗。」とあるように、ここから「桑」「茶」は出て、『廣雅』(227-232)の「飲茶、醒酒、令人不眠。」から更に、「茶」の性能を世に告知していると考察する。

そして、『新修本草』(659)では、「茶味甘苦、微寒無毒、去痰熱、消宿食、利小便。」のように、その茶性能と効能を知らしめた。次に『贈東鄰王十三』白居易(772-846)は、「驅愁知酒力、破睡見茶功。」によって茶の功能と茶養生を文化として捉え、その神秘的効力に茶を絶賛したものと考察する。『重修政和經史証類備用本草』(1082)では、「桑煎、療水氣、脚氣、肺氣癰/腫、兼風氣。

桑條二兩、用大秤七兩、一物細切如豆。以水一大升煎取三大合、如欲得多、造準此增加。先熬令香、然後煎、每/服肚空腹喫、或茶湯或羹粥、每服半大升亦無禁忌也。」とあるように、栄西は「桑煎」には、「桑條(エタ)」を選取したと考察する。『本草図経』(1091 頃)では、「桑葉可常服。神仙服食方：以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名神仙は、即採取、與前葉同陰乾搗末、丸、散任腹、或煎水代茶飲之。又霜後葉煮湯、淋濯手足、去風痺殊勝。」又、「微炙和桑衣煎服、治病及金瘡諸損傷、止血。」とあるように、本研究では「喫茶法」は、「桑」の神仙葉による茶法(桑湯・茶湯)により服用する、とより効果的である、茶に配合できる唯一のものとして「桑」を推奨した「喫茶法」を、ここに登載させたものと考察する。さらに、『聖濟総録』(1117)の「桑條二兩、炒香、以水一升、煎二合。每日空心服之、亦無禁忌。」も「桑煎法」による「桑湯」の作り方と摂取方法であろうと考察する。

『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の考究で、先行研究者森鹿三氏の後進としての本研究の成果は、「桑粥法」が『太平聖恵方』からの引用、「喫茶法」の原拠が『神農本草経』に辿り着いた。

〔註〕

第四章

第一節

- 1) 森鹿三『茶道古典全集 第二卷』（淡交社、1958年、58-149頁）。
- 2) 前掲1) 130頁。
- 3) 前掲1) 115頁。
- 4) 前掲1) 110-111頁、115頁。
- 5) 前掲1) 115頁。
- 6) 前掲1) 115頁、123頁。
- 7) 前掲1) 113頁、114頁。
- 8) 前掲1) 95頁、98頁、120頁。
- 9) 前掲1) 121頁。
- 10) 前掲1) 121頁。
- 11) 前掲1) 122頁。
- 12) 前掲1) 115頁。
- 13) 前掲1) 115-117頁。
- 14) 前掲1) 117頁。
- 15) 前掲1) 116-117頁。
- 16) 前掲1) 117-118頁。
- 17) 前掲1) 116頁、118頁。
- 18) 前掲1) 118頁-119頁。
- 19) 前掲1) 119頁。
- 20) 前掲1) 120頁。
- 21) 前掲1) 121頁-122頁。
- 22) 前掲1) 121頁。
- 23) 前掲1) 121頁。
- 24) 前掲1) 101-103頁、101頁。
- 25) 前掲1) 123頁。
- 26) 前掲1) 115頁、124頁。
- 27) 前掲1) 116-117頁。
- 28) 前掲1) 125-149頁。
- 29) 前掲1) 73-74頁。
- 30) 前掲1) 109-110頁。
- 31) 前掲1) 16頁、34頁。
- 32) 前掲1) 34頁。
- 33) 前掲1) 16頁、34頁。
- 34) 前掲1) 16頁、34頁。
- 35) 前掲1) 17頁、34-35頁。

- 36) 前掲 1) 17-18 頁。
- 37) 前掲 1) 35-36 頁。
- 38) 前掲 1) 18-19 頁。
- 39) 前掲 1) 36 頁、64 頁、115 頁。
- 40) 前掲 1) 19 頁。
- 41) 前掲 1) 36-37 頁。
- 42) 高橋忠彦「『喫茶養生記』の初治本と再治本」(勉誠出版、『アジア遊学』、116 号、2008 年 11 月、40 頁)。
- 43) 前掲 1) 19 頁。
- 44) 前掲 1) 118 頁。
- 45) 前掲 1) 66 頁。
- 46) 前掲 1) 37 頁。
- 47) 前掲 1) 20-21 頁。
- 48) 前掲 1) 38 頁。
- 49) 前掲 1) 38 頁。
- 50) 前掲 1) 21 頁。
- 51) 前掲 1) 38 頁。
- 52) 前掲 1) 21-22 頁。
- 53) 前掲 1) 39 頁。
- 54) 前掲 1) 22-23 頁。
- 55) 前掲 1) 39-40 頁。

第二節

- 1) 古田紹欽『栄西 喫茶養生記』(講談社、2000 年、92 頁)。
- 2) 前掲 1) 92-93 頁。
- 3) 前掲 1) 93-94 頁。
- 4) 前掲 1) 95 頁。
- 5) 前掲 1) 69 頁。

第三節

- 1) 岡西為人『本草概説』(創元社、1977 年、358 頁)。
- 2) 岩間眞知子『茶の医薬史—中国と日本』(思文閣出版、2009 年、49-53 頁)。
- 3) 森鹿三『茶道古典全集 第二巻』(淡交社、1958 年、115 頁)。
- 4) 前掲 1) 467 頁。
- 5) 前掲 2) 58-60 頁。
- 6) 前掲 1) 76 頁、343 頁。
- 7) 前掲 2) 37 頁。
- 8) 前掲 2) 53-58 頁。
- 9) 浦山きか『中国醫書の文獻學的研究』(汲古書院、2014 年、19 頁、66 頁、72 頁、105 頁)。
- 10) 前掲 2) 10 頁。

- 11) 前掲 1) 358 頁。
- 12) 前掲 9) 115-121 頁。
- 13) 前掲 1) 417 頁。
- 14) 前掲 9) 326 頁、342 頁。
- 15) 前掲 1) 56 頁、60 頁、95 頁、336 頁、342 頁、350 頁、456 頁。
- 16) 前掲 2) 34-36 頁。
- 17) 前掲 1) 91 頁、118 頁、191 頁、374 頁、384 頁、417 頁。
- 18) 前掲 1) 358 頁。
- 19) 前掲 9) 60 頁、99 頁、100 頁、103 頁、105-106 頁、116 頁、126 頁、232 頁、268-269 頁、273 頁、275 頁、281 頁、317 頁。
- 20) 前掲 9) 9 頁、11 頁、13-15 頁、18 頁、20 頁、23 頁、25 頁、28 頁、31 頁、40 頁、45-46 頁、59-60 頁、62-63 頁、65 頁、69-70 頁、76-77 頁、95 頁、97 頁、107 頁、126 頁、128 頁、192 頁、273 頁、318 頁、333 頁。
- 21) 前掲 1) 45-47 頁、56 頁、195 頁、261-263 頁、439-440 頁、445 頁、456 頁、483 頁。
- 22) 前掲 9) 57 頁、59 頁、65 頁、269-270 頁、326 頁。
- 23) 前掲 1) 34 頁、48 頁。
- 24) 前掲 9) 331-332 頁、337 頁。
- 25) 前掲 1) 71 頁、294 頁、349 頁。
- 26) 前掲 9) 25 頁、28 頁、29 頁、75 頁、126 頁、232 頁、248 頁、279 頁、284-285 頁、335 頁、337 頁、343-344 頁。
- 27) 前掲 9) 249 頁。
- 28) 前掲 1) 99 頁。
- 29) 前掲 9) 266 頁、274 頁。
- 30) 前掲 1) 464 頁、466 頁-467 頁、471 頁、476 頁。
- 31) 前掲 1) 34 頁、48 頁。 前掲 7) 331-332 頁、337 頁。
- 32) 新村出編『広辞苑 第三版』(岩波書店、1990 年、792 頁)。
- 33) 前掲 32) 2192 頁。
- 34) 前掲 3) 116-117 頁。
- 35) 不詳。
- 36) 前掲 9) 57 頁。
- 37) 前掲 9) 249 頁、269 頁、332 頁。
- 38) 前掲 1) 59 頁、73 頁、342 頁。
- 39) 前掲 32) 1454 頁。
- 40) 高橋忠彦「白居易の茶と陸游の茶：茶詩の対偶表現をてがかりとして」(人文社会科学系 I 『東京学芸大学紀要』第 66 集、2015 年 1 月、93 頁)。
- 41) 前掲 1) 531-533 頁。
- 42) 前掲 1) 147-349 頁。

- 43) 高橋忠彦・高橋久子「『広本節用集』に見える異名について」(『東京学芸大学紀要』第60集、2009年9月、336頁)。
- 44) 前掲1) 104-109頁。
- 45) 前掲2) 57頁。
- 46) 陳與義の著作。不詳。
- 47) 前掲1) 56頁、130頁、149頁、417頁、435頁。
- 48) 前掲2) 7頁、57頁、62頁、320頁、324頁、343頁。
- 49) 潘超「『夷堅志』と南宋類書」(『(地球社会総合科学研究』8号、2018年3月、71-79頁)。
- 50) 前掲40) 82-84頁、89頁)。
- 51) 前掲49) 73-75頁。

第四節

- 1) 森鹿三『茶道古典全集 第二巻』(淡交社、1958年7月、109頁)。
- 2) 前掲1) 110頁。
- (一)
- 3) 古田紹欽『柴西 喫茶養生記』(講談社、2000年9月、24頁、89-90頁)。
- 4) 前掲3) 27-28頁、92頁。
- (二)
- 5) 前掲3) 24-25頁、90頁。
- 6) 前掲3) 28頁、68-69頁、92-93頁。
- (三)
- 7) 前掲3) 25頁、90頁。
- (四)
- 8) 前掲3) 25-26頁、90-91頁。
- (五)
- 9) 前掲3) 26-27頁、91-92頁。

第五章 『喫茶養生記』における「飲水病」名称の考察

栄西の提唱する五種の病相のうち、現在の呼び名と異なるものは「飲水病」である。他の四種の病相に対しては、現在に使用されている通称と、ほぼ同じである。

『喫茶養生記』に記載の「飲水病」に関して、日本における「飲水病」の名称、或は「飲水」の言語が平安貴族の日記に散見する。日本の古記録で「飲水病」は、病状としての記載から病状表現の表示と推察される。これらを考察していく上で、使用する引用文献は、『御堂関白記』と『権記』は倉本一宏氏の新書「上・中・下」を、大日本古記録『小右記』と増補史料大成『中右記』から、『台記』は原水民樹著で日本史研究叢刊の原文注訳書をもって、参考文献として依拠し考察するものである。

第一節 中国における「消渴」と日本の「飲水病」

本研究で、前掲の『聖濟総録』(1117)北宋・太医院編には、栄西の提唱する「飲水病」についての説明が、「言桑白皮湯：治消渴、飲水過多。心腹脹満。(桑白皮湯が飲水過多で心腹が脹満する消渴を治す)」(下線筆者付す)とあるように、上掲文からは、「消渴」と「飲水」の両面の言語がみられる。このような「消渴」と「飲水」が一文中に所見されることは、此の二つの問題点を考える上で大いに有意義な事である。「飲水」の言葉は、日本のみにも出現することかと思いきや北宋時代の中国の太医院編に登載される「飲水」は、前述したように病状表現の表示であると考えられる。また、漢代の作といわれ、黄帝とその臣の名医、岐伯との生理、病理、衛生に関する問答を記したもので、正しくは『黄帝素問』という中国最古の医書としての、『素問』の中で、医学上の卓見ともいべきものに、糖尿病に対する知見がある。一般的な医学の知識によると、糖分を含む尿が長い間に持続して排泄される疾患のことで、その真なる原因は未だ明確には判明していない。しかし、それは相対的なインシュリン不足によるものであることには疑いない¹⁾。中国においては、この尿中に糖分を含む病気というものについての知識は、医薬についてあの驚くべき実績を積み上げたインドより遅い²⁾とはいうものの、今日その文化を誇る西欧諸国よりは一步先んじていた。それはすでに『素問』の中に、この病気を指摘し、その治療法まで述べているからである³⁾。その内容は、

帝曰、有病口甘者、病名為何、何以得之。

岐伯曰、此五氣之溢也。名曰脾瘕。夫五味入口藏於胃、脾為之行其精氣。津液在脾。故令人口甘也。此肥美之所發也。此人必數食甘美而多肥也。肥者令人内熱。甘者令人中滿。故其氣上溢轉為消渴。治之以蘭、除陳氣也。(下線筆者付す)

とあるように、この症状は美味・濃厚なる食物の飽食で肥満体のひどい人と論断している。脂肪過多は体内を加熱し甘味のあるものは、兎角食べ過ぎて飽食状態になりがちである。

そして、そのような状態に該当して「消渴」と名付けている。これは「渴きを消す」意で、喉が乾いて水分補給を欲し、中国の医学では現代の消渴病のこととしている⁴⁾。今日、日本での通名「糖尿病」という病名が、いつ誰の手によって名付けられたかは知る術もない。しかし、近代医学の研究記録に照らしても、それより概ね一千年以上前すでに『素問』でこれを指摘し、この疾

患に対して知見を持ったということは『素問』の一大見識である⁵⁾と考えられる。

次に『喫茶養生記』における「飲水病」の名称由来については、古記録からの引用、平安貴族の日記で栄華を誇った藤原道長(966-1027)を中心とした、その関係する貴族たちの日記からの検証から、その中において「飲水病」に関する表記を追究してみる。

平安時代の貴族達の日常生活、日常任務、仏道観、教養文化への嗜好の様子などから、目的とする「飲水病」に関する表記を抜粋すると、平安時代の古記録には「飲水」という記事が掲載されている。又、『栄花物語』(正編：長元年間(1028-1037)、続編：寛治六(1092)年、作者未詳)には、「水まゐる」「水を飲む」などと記されている^{6),7)}。「まゐる」を調べると、「食う」「飲む」などの動作を表す尊敬語。とあり、「きこしめす」は「飲む」「食う」などの尊敬語。「お召し上がりになる。」とある。(『広辞苑』第三版、岩波書店、1990年)。

この病気は『諸病源候論』に、「渴利とは飲むに随って小便する也。少時乳石を服せば石熱盛んとなり、房室過度となれば腎気虚耗下焦に熱に生ぜしむ。(中略) 腎虚となり水液を伝制する能わず。故に飲むに随って小便する也」とあるように、「渴利病」にあたるもので、今日、糖尿病患者が口渇のため多量の水を摂取することが知られる。飲水病は今日の糖尿病にあたるものであるが、当時の人々が糖尿病などを知るはずもなく、これを飲水病と名付けたのである⁸⁾。

そして、『栄花物語』の中に記された例を服部敏良氏の論著から引用⁹⁾すると、

かくて一条摂政殿(伊尹これただ)の御心地例ならずのみおはしまして、水をのみきこしめせど、御齡もいと若うおはしまし、(花山たづぬる中納言)。

冬つ方になり関白殿(道隆)水をのみきこしめして、いみじう細らせ給へりと、いふ事ありて、(みはてぬゆめ)。

帥殿(伊周これちか)は日頃水がちに、御台などもいかなる事にかとまできこしめせど、怪しうありし人にもあらず、細り給にけり(はつはな)。

かくて、民部卿(長家)水参る心地起り給て、いと重くならせ給へば、(けぶりの後)。

上(後三条上院)は、わざとにはおはしまさねど、御心地惱しげに水などきこし召す。(松のしづえ)。(下線筆者付す)

と記されているように、このうち伊尹(924-972)・道隆(953-995)・伊周(974-1010)らは飲水病を患っていたことは明らかである¹⁰⁾。民部卿藤原長家(1005-1064)も、おそらく飲水病にかかっていたものと考えられる。また後三条天皇(1034-1073)については、ただこれだけでは果たして飲水病に罹っておられるかどうかは明らかでない¹¹⁾と考えられる。

また、『左経記』(長和五年-長元九年(1016-1036)の参議左大弁源経頼の日記で、『経頼記』、『糸束記』ともいわれる、長和五年(1016)四月三十日日条に、

参内、御物語の次でに、摂政殿仰せられて云う。日来の間心神例ならず、就中水を食らう。

是古人の重く慎む所也。已に分に足る。今に於いてはたとえ非常有るも何ぞ之を恨むこと有らんや。(下線筆者付す)

とあるように、道長は、五十一歳の長和五年(1016)三月ごろより頻りに水を飲むようになり、五月ごろよりは昼夜をわかつたず多飲し、口が乾燥して極めて無力の状態となりながら、しかも食欲は少しも衰えなかった。五月二日の御講の折には、道長は講説を聞きながら、しばしば別室で水を飲んだと実資は日記(『小右記』¹²⁾)に記している。このような病状が飲水病であることは明らか

であるが、当時の医師達は、これを熱のせいであると言ひ、道長自身は、日頃、豆汁・大豆煎・蘇密煎・訶梨勒等をたえず服用していたので、そのためであろうと実資に語っている¹³⁾。このように道長が飲水病に罹っていたことは明らかなのである。

また、『兵範記』(天承二年(1132) - 承安一年(1171))は、約40年間における平信範(1112 - 1187)四十八歳の日記であるが、仁平四年(1154)五月七日条¹⁴⁾には、

中納言家成卿、今日遁世す。年来飲水、近来倍増し、已に危急に及び此事有りと云々。

(下線筆者付す)

と記しているように、中納言藤原家成(1107 - 1154)は、年来の飲水病で今日遁世するとあり、飲水病を患うものが多いと考える。この当時に飲水と記されているもののすべてが、飲水病と言ひ得るかどうかには疑問もあろうが、口渴を訴えて多量の水を飲み、身体が遂次羸瘦する病気は、飲水病と¹⁵⁾と考えられる。この時代に、どうして飲水病が多かったのか、高カロリー食の摂取によることも、その原因とされているようであるが、少なくとも彼らが酒を嗜み、多食の傾向にあったことは考えられる。ことに当時は濁酒であり、アルコール度の低い割に糖質分を多量に含有して、その多飲によって多量の糖質を摂取し、多食による高カロリーの摂取も考慮に入れるべきであろうと考察する。

平安時代後期の公卿で、藤原北家中御門流の権大納言藤原宗俊の長男、従一位右大臣、別名中御門宗忠(1062 - 1141)の日記『中右記』から、「飲水病」の言語を抽出すると、次のような記載がある。嘉保元年(1095)一月十日条¹⁶⁾には、

十日、此曉正四位上行修理権大夫播磨守藤原朝臣師信卒去、年五十四、師信朝臣者、故入道大納言経輔卿四男、母日野伊豫三位女也、為内並一院、郁芳門院上人、就中一院之中、為別当、執行萬事、是年来之飲水病云々、(下線筆者付す)

というように、藤原朝臣師宣(1041 - 1094)が、五十四歳で卒去された。これには年来の飲水病があったという記事である。

さらに、嘉保元年(1095)二月三十日条¹⁷⁾では、

三十日、依本命日籠居、小念誦如例、今月無除日、依女院御事也、「殿上々日、日二十三、夕十五、供膳八ヶ度、今日前皇后宮亮正四位下藤敦基朝臣卒去、飲水之病云々、故美濃守基貞長男也、」(下線筆者付す)

というように、藤原敦基朝臣(1046 - 1106)が、卒去された記事が所見される。これも飲水之病云々とあり、藤原氏族から嘉保元年の一月と二月に飲水病にて共に卒去されたという記事である。

また、承德二年(1098)十一月十七日条¹⁸⁾では、

十七日、此曉従二位行権中納言兼右衛門督藤基忠卿薨、年三十三、其忠卿者故入道大納言忠家卿長男、母故帥大納言経輔卿女也、後冷泉院末任侍従、三條院初任少将、(中略)、此夜半諸許薨、是数月病悩、年来飲水之病也、(下線筆者付す)

とみえるように、従二位行権中納言兼右衛門督藤原基忠卿(1056 - 1098)は、此の夜中に薨去された。是の数か月病悩されていたが、年来の飲水病で三十三歳であったという記事である。

さらに、嘉承二年(1106)十一月十二日条¹⁹⁾では、

十二日、入夜浄信来讲第三卷、申刻許正二位行権大納言公実卿出家云々、件卿故実季大納言長男、母故従三位経平之女也、一院御時、任参議、後昇権大納言、当時御坊之間為大夫、

年来依飲水病甚、此兩三月之比、遂日倍增、今日出家、年五十。(下線筆者付す)
とあるように、正二位行権大納言藤原公実卿(1053-1107)は、年来の飲水病の理由により、年は五十歳で今日、出家したとある。

さらに、天仁元年(1108)十一月晦日條²⁰⁾によると、

昨日撰津守源広綱卒去、年六十一、年来飲水之病也、件人称故土御門右府子也、依式部丞巡今春任撰津守也。(下線筆者付す)

というように、天仁元年十一月二十八日に六十一歳で卒去した「撰津守源広綱」は、年来の飲水病であったとされる。

さらに、元永二年(1119)十一月二十四日條²¹⁾では、

二十四日、暁三宮名輔仁、依勞給二禁被出家云々、御年三十七、(中略)、年来有飲水病之上、近日二禁発背、遂以出家、(下線筆者付す)

とみえるように、三宮輔仁親王(1073-1119)は、労給の二禁に依り出家されて、御年三十七年で、年来の飲水病がある上に、背に二禁を発せられて、出家されたとある。(下線筆者付す)

そして、保安元年(1120)七月二十二日條²²⁾では、

二十二日、下人来云、民部卿所悩危急也、乍驚以消息尋頭弁之處、返事到来、民部卿此亥刻許、於九條堂薨給畢者、予已驚問子細、而従去永久四年十月飲水病付、此夏背灸治、去月二十四日件背大腫、是灸治之跡存腫由之處、医師等見之大驚、是腫物也、今夜遂次以被薨、

(下線筆者付す)

というように、民部卿藤原宗通(1071-1120)は此亥刻許に、九条堂に於て、薨じられた。宗忠は、驚き子細を問うのみで、去る永久四年(1116)十月より飲水病を病み、此夏背灸治した。先月二十四日に背に大腫があり、是は灸治の跡にて、腫の理由であるから、医師らは之を見て大いに驚いて、是は腫物であることから、今夜遂にみまかられた。とあるように、飲水病に二禁を併発されて遂に薨ずとある。さらに、長承元年(1132)八月十八日條²³⁾には、

十八日、天陰雨下、今日大納言皇后宮大夫能実卿出家云々、六十三、年来飲水病、此兩三年不仕、而近日病二禁、遂以出家、為第一大納言云々、大殿従字治白地出給也。

(下線筆者付す)

というように、今日大納言皇后宮大夫能実卿(1070-1132)は出家するという。六十三歳で、年来の飲水病があり、此の二、三年出仕せずにいたら、近ごろ二禁を病んで、遂に出家したとある。

『中右記』では、飲水病における記事が散見する。飲水病に罹っていて二禁を病んでも、それが軽症の場合には、出家の道を選ぶことも可能である。このように、『中右記』には、「年来飲水病」「年来飲水之病」というように、水を飲む病として、記事の記録が残されていると考察する。

第二節 「飲水病」と「二禁」

前述の輔仁親王・大納言能実などのように、飲水病に「二禁」あるいは腫物が併発し、死亡するものが多かった。「二禁」については、いわゆる「おでき」であり、飲水病にこのような癰(はれもの)のごときものが併発した時、は危険であるという。

『中右記』には、「二禁」についての掲載記事が散見し、さらに「飲水病」が、それを誘発すると考えられる。『中右記』は、右大臣藤原宗忠の家名「中御門」と官名「右大臣」より各一字をとつ

たもので、『中御門右府記』とも称され、また『宗忠公記』ともいう。『愚林』と題する写本も伝わり、これは、宗忠自身が名づけた称呼と推定される。記事は寛治元年(1078)より保延四年(1138)までが伝わるが、中間に欠逸がある。宗忠自身の記すところによれば、日記をつけ初めた寛治元年より保安元年(1120)五月までの三十四年間の暦記は「十五帙百六十卷」にものぼっており(『中右記』保安元年六月十七日條)、おそらく最終的には二百巻をこえる厩大な日記になったものと考えられる。(『国史大辞典 第九巻』)¹⁾。

次の【表1】は、『中右記』による「二禁」の記事から、その記録の概要を抽出し、まとめたものである。下線は、「二禁」の記事を分かり易くするために筆者が付した。

【表1】 『中右記』の「二禁」の記事 (下線筆者付す)

	年	月 日	記録の概要
1	『中右記二』 承德二年(1098)	六月六日條 ²⁾	候女房陪膳、未時許腰下見付 <u>二禁</u> 、
2	『中右記二』 同	六月九日條 ³⁾	未申時許小地震、從今日 <u>二禁</u> 頗有減氣、
3	『中右記二』 同	六月十四日條 ⁴⁾	今日依医家説止 <u>二禁</u> ・水、祇園読経結願了
4	『中右記二』 長治元年(1104)	八月二十一日條 ⁵⁾	(上略)、是齋院此十餘日勞 <u>二禁</u> 給、
5	『中右記四』 天永二年(1111)	二月十三日條 ⁶⁾	予今日巳時刻左背 <u>二禁</u> 見付也、
6	『中右記四』 同	二月十四日條 ⁷⁾	予依有 <u>二禁</u> 不早參之由申上之處、
7	『中右記四』 同	二月十六日條 ⁸⁾	<u>二禁</u> 猶不冝、仍遷宮行幸上卿辭申之由、
8	『中右記四』 同	二月十八日條 ⁹⁾	召采女頭盛親、令見 <u>二禁</u> 之處、
9	『中右記四』 同	二月二十日條 ¹⁰⁾	<u>二禁</u> 頗有更発氣、仍招凶書頭重康、
10	『中右記四』 同	二月二十二日條 ¹¹⁾	<u>二禁</u> 頗有更発氣、仍招凶書頭重康、
11	『中右記四』 同	二月二十四日條 ¹²⁾	凶書頭重康来、見 <u>二禁</u> 云、已有減氣、
12	『中右記四』 同	二月二十五日條 ¹³⁾	所聞也、今日蛭飼 <u>二禁</u> 、
13	『中右記四』 同	四月二十四日條 ¹⁴⁾	此日者勞 <u>二禁</u> 遂以卒去也
14	『中右記五』 元永二年(1119)	十一月二十四日條	三宮名輔仁、依勞給 <u>二禁</u> 、(中略)、年来有飲水病之上、近日 <u>二禁</u> 発背、遂以出家、
15	『中右記六』 長承元年(1132)	八月十八日條	今日大納言皇后宮大夫能實卿出家云々、年来飲水病、此両三年不仕、而近日病 <u>二禁</u> 、

(筆者作成)

上記【表1】から、「二禁」の概要を確認しよう。

承德二年(1098)六月六日條²⁾には、

六日、候女房陪膳、未時許腰下見付二禁、已驚退出之後、令見名医之處、頗以更発、早可射水者、仍朝夕射水、重厄之歳有如此所悩、甚以所懼也。(下線筆者付す)

というように、六日に二禁を腰の下部に発見した宗忠は、早速内裏を退き名医に診せたところ水をそそぎ冷やせとの事で、さっそく射水を行いよくなったとある。

承德二年六月九日條³⁾には、

九日、未申時許小地震、従今日二禁頗有減氣、仍時々射水。(下線筆者付す)

とあるように、九日、未申の時に小さい地震があり、今日は二禁の症状が落ち着いてきたため、時々射水をしたとある。次に、承德二年六月十四日條⁴⁾には、

十四日、今日依医家説止二禁・水、祇園読経結願了。(下線筆者付す)

というように、祇園読経結願の日に、今日は医師の指示によりに二禁の射水を止めることになった。しかし、平癒後、半月ものあいだ出仕していないことは、宗忠が如何に二禁を恐れていたかを物語っている。その後も療養していたのか、正式に公務として奉仕するのは、「七月六日條に、所勞之後初出仕、従去月六日勞瘞也、未時許參院、」とあることから、宗忠の場合は、二禁を発症してから平癒まで八日間と軽症であったためか、射水のための治療かと読み取れる。

そして、長治元年(1104)八月二十一日條⁵⁾には、

二十一日、(上略)是齋院此十餘日勞二禁給、忠康朝夕療治之間依平癒給也、(下線筆者付す)

というように、齋院が二禁を病まれたが、典薬頭丹波忠康(1053-1106)が朝夕治療申上げたために平癒したとある。

さらに、天永二年(1111)二月十三日條⁶⁾には、

十三日、予今日巳時刻左背二禁見付也、入夜向新大納言直廬、終夜言談、(下線筆者付す)

というように、中御門宗忠の左背に二禁ができた。夜になって新大納言の直廬で夜通し談話した。

そして、同天永二年二月十四日條⁷⁾には、

十四日、晴天時々天陰、摂政殿早旦令參給、予依有二禁不早參之由申上之處、(下線筆者付す)

というように、摂政殿には早朝に参なければならぬが、宗忠は二禁が有って早く参れないことを申し上げたとある。

さらに、同天永二年二月十六日條⁸⁾には、

十六日、己酉(上略)、依所勞不參、今日院尊勝院陀羅尼供養、又有種々御祈云々、二禁猶不
宜、仍遷宮行幸上卿辭申之由、(下線筆者付す)

というように、所勞により参られず、今日、院は尊勝院陀羅尼供養で、又種々祈禱はあると云うが、二禁には猶宜しくない。遷宮に依り行幸し上卿の申辞にもとづくところである。

さらに、同天永二年二月十八日條⁹⁾には、

十八日、(上略)、召采女頭盛親、令見二禁之處、早可射水、又可灸治之由所教也、誠以不便、
就中今年二八月有其憚者、仍粥所怖畏也、(下線筆者付す)

というように、采女頭盛親に診せて、さっそく射水、灸治をせよとのことであったが、誠に不便であって、その中でも今年の二、八月は其れをはばかりのは、粥に仍る畏れであるとある。

さらに、同天永二年二月二十日條¹⁰⁾には、

二十日、二禁頗有更発氣、仍招図書頭重康、令灸治七十草也、給牛朝夕可射水之由所教也、
灸治之後常射水也。(下線筆者付す)

というように、二禁は頗る更に増悪の兆しがあり、図書頭重康(丹波重康は生没年不詳。)を招き七十草の灸を行い、朝夕射水するよう教えられ、灸治の後常に射水するとある。

そして、同天永二年二月二十二日條¹¹⁾には、

二十二日、醫師重頼来見云、二禁灸治之後、有減氣者、今暫無懈怠可治者、(下線筆者付す)とあるように、醫師丹波重頼が来て見るに二禁は、灸治の後は、減気はあるから今暫く懈ることなく治療をするべきである。

さらに、同天永二年二月二十四日條¹²⁾には、

二十四日、凶書頭重康来、見二禁云、已有減氣、可止水者、是仏神助也、(下線筆者付す)とあるように、凶書頭重康が二禁を見て云うには、已に減気が有ると射水は止めるべきである、是は神仏の加護である。

さらに、同天永二年二月二十五日條¹³⁾には、

二十五日、夕方遠行隠人帰洛之由、所聞也、今日蛭飼二禁十餘、仍粥有減氣(下線筆者付す)というように、夕方遠行する隠人が帰洛するのを聞いたところ、今日は二禁に十余りの蛭飼をしたところ、仍って粥は減気が有る。

そして、同天永二年(1111)四月二十四日條¹⁴⁾によると、

二十四日、早旦從殿下有召、則參入、但依御物忌、件氏人公卿之中、只長者殿一人也、殿下仰云、件事思食忘也、仍被御読經於東馬場屋了、依召僧事、聊有御祓、家榮候云々、今日申時許、大蔵卿道長薨、年六十二、從三位、件人者故源中納言資綱第二子也、後冷泉院御時、初昇殿、經少将、左馬助、春宮権亮、堀川院御時、叙三位、任大蔵卿也、無指材智、又他熱(藝カ)不聞歟、此日者勞二禁遂以卒去也、(下線筆者付す)

早朝、殿下の呼び出しがあった。公卿の中の氏人の件では、長者殿只一人である。殿下の仰せでは、事の件について、食べるのも忘れていた。仍って東の馬場屋に於いて、読経被れた、後冷泉院の御時に初昇殿し少将を経て左馬助、春宮権亮となり、堀川院の御時に叙三位の大蔵卿に任命された智材に稀な人物である。この日は日頃二禁を病んでいたが遂に卒去されたと言われる。『中右記』には、藤原道長の薨去について「飲水病」の文字による記載が見えない。「二禁」にて卒去というように記録があるが、気になることがある。最初に死去を報じる記録では、「薨」と書かれていた。最後の経歴を記録された後は「卒去」となっている。「薨」は、しぬ。みまかる。日本では皇族、または三位以上の人に用いた(『新漢語林』大修館書店、2004年)。「卒去(正しくはシュッキョ)」は、四位・五位の人、皇族の王・王女の死去。卒。また一般に、身分のある人の死去(『広辞苑 第三版』岩波書店、1990年、1416頁)と、いうように説明されている。これは『中右記』の記主である藤原宗忠の意識しての表記であるものなのか、と言に及んだ。

つぎに「飲水病」による「二禁」の併発の例を挙げてみると、元永二年(1119)十一月二十四日條は、前述(第一節の註21)のように、三宮輔仁親王は日頃「二禁」を煩わされ、本日出家せられるとある。年来の飲水病を病み近日、背に「二禁」ができたからであるというように、「飲水病」で「二禁」を併発している様子がうかがえる。この記事も前述(第一節の註22)のように民部卿藤原宗道が、去る元永四年(1121)十月より飲水病を病み、今月一日より二禁ができて灸治していたが遂に病勢が進んだため九条堂で薨去したというように、やはり「飲水病」を病んでいて、「二禁」の併発であると思われる。さらに、大納言皇后宮大夫藤原能実は、年来の飲水病に罹っていたが、近日「二禁」ができたために、出家されたと言われるように、「二禁」の軽症については、現職を退いて養生の為に出家している。当時の「二禁」に罹った人たちを【表2】で表したので見てみよう。

【表2】 和田英松氏『国史説苑』¹⁵⁾「二禁について」から引用

氏名	年令	発病	全快又は逝去	病中日数
後朱雀帝	三七	寛徳元年(1044)十二月二十日	寛徳二年正月十八日 崩御	二十八日
後冷泉帝	二八	永承七年(1052)六月三十日	永承元年八月平癒	十三日
左大臣源俊房	四三	承暦元年(1077)八月	承暦元年八月平癒	三、四日
関白藤原師通	三八	康和元年(1099)六月二十二日	康和元年六月二十八 日薨去	七日
輔仁親王	四七	元永二年(1119)十一月二十日 以前	元永二年十一月二十 八日薨去	十余日
覚法法親王	六二	仁平三年(1153)十一月八日	仁平三年十二月六日 薨去	二十八日
高倉帝	一五	承安二年(1172)九月十七日	承安二年十月八日平 癒	二十日
建春門院	三五	安元二(1176)年六月十一日	安元二年七月八日崩 御	二十七日
大納言藤原邦綱	六一	治承五年(1181)二月二十七日	治承五年閏二年二十 三日薨去	二十六日
摂政藤原基通	二二	治承五年(1181)二月二十八日	治承五年三月一日平 癒	四日
同	四〇	正治元年(1199)正月二日	正治元年正月三十日 平癒	二十九日

以上のように平安時代の貴族達は「二禁」を病むものが多く、当時「二禁」に罹ったものの発病、年齢などが報告されている。しかも飲水病に併発し医療の進歩しなかった当時の時代には、平癒した例もあり得るが、治療も適切にならず命を落とすことも多かったのではないかと思われる。しかしながら、表から考察すると年齢が高くなると平癒の確率が低く、低年齢であると平癒する確率が高いと思われるのは、「二禁」の程度にも依るものなのか、或は体力によるものであろうか。現今、判断することは困難であると思われる。

第三節 藤原道長を中心とした古記録による「飲水病」

藤原伊尹(これただ 924-972 平安中期の公卿)・兼道・兼家らはいずれも師輔の子であり、伊尹が長兄であった。伊尹は伯父、実頼の死後摂政となり天禄三年(972)に死亡した。時に四十九歳。

前述の『栄花物語』に、「花山たづぬる中納言」の巻には、「かくて一条摂政殿の御心地例ならずのみおはしまして、水をのみこしめせど御齢もまだいと若うくおはしまし、(中略)、内に参らせ給ふ事なども絶えぬ、世の歎きとしたり。九月ばかりの程なり。(中略)、かやうにいかにかにと

一家おぼし歎く程に、天禄三年十一月の一日かくれ給ぬ。」と、伊尹が水だけを飲んでいて、ついに死亡したと記している。水を多量に飲む病気を当時、飲水病と称していた。飲水病は口渇が激しく、そのために多量の水を常に飲む病気である¹⁾。伊尹の症状が果たして飲水病であったかどうかは、これだけでは決めがたいが、既に九月以前より水を飲んでいたら、一応、飲水病が疑われるであろう。伊尹の死後、兼通(925-977)、兼家(929-990)が摂政の座をめぐる互いに争い、ついに兼道が村上天皇皇后安子に請い、関白は兄弟の順によるべき旨の書付を貰い受け、ついに兼道が村上天皇皇后安子に請い、関白内大臣となった。兼家は兼道より四歳年下であったが、兄兼通を超えて正三位中納言となっていた。そのころ、兼道は漸く参議正四位下となつたばかりで、伊尹のあとは当然兼家が摂政となるはずであった。しかし兼通は兼家の昇進をとどめ、ついに病氣重態となるや、最後の除目を行って、兼家を治部卿に左遷し、後任関白には実頼(900-970 忠平の長子)の子頼忠(924-989)を奏請し、やがて死亡した。時に貞元二年(977)、五十三歳であった。兼家は治部卿に左遷され、ようやく天元元年(978 右大臣となったが、正暦元年(990)七月二日、六十二歳でこの世を去った²⁾。

藤原道隆(953-995)は、兼家(929-990)の長子で道長の兄である。正暦五年の冬ごろから道隆は、水を盛んに飲むようになり、ひどく痩せ、ついに長徳元年(995)になっても水を飲むことは変わらず、四月十日に四十三歳の生涯を閉じたのであるが、まず、飲水病に罹っていたものと考えられる。道隆の子伊周(これちか 974-1010)もまた、飲水病を病んでおり、飲水病の体質の類似症が推察される。藤原道長を中心として順を追って、『御堂関白記』、『小右記』、『権記』、『台記』を考察する。

(一) 『御堂関白記』

【附録】に『御堂関白記』から抜粋し引用した【表 I】を添付し、注目の箇所の下線を筆者付す。

『御堂関白記』には、「飲水病」関連の掲載記録がないために、『小右記』と併用して考察をしていく必要があると考える。

王朝時代の藤原貴族と言え、³⁾「此世乎は我世と思望月乃虧たる事も無と思へハ、(この世をば我が世とぞ思ふ望月の欠けたることのなしと思えば)」と詠じて、我が世の春を謳歌した御堂関白藤原道長(966-1027)である。当時の道長は、飲水病に悩み、眼病(白内障)に苦しみ、しかも、胸病という特殊な病気に罹って呻吟するという、いかにも惨めな状況にあった。当時道長は五十三歳であった。このときから約五ヶ月前には「近日枯槁殊甚、陪自去年、又一昨胸病発動、苦間弥無力者(近日枯槁殊に甚だし。去年より陪す。又一昨胸病発動す。悩み苦しむの間弥々無力也)」⁴⁾とあるように、『小右記』には、当時道長が痩せ衰えていたことを明らかにしている。それより以前の五十一歳の長和五年(1016)五月には、しきりに水を飲み、しばしの間もこれをとめることができず、「紅顔減無氣力、似可被慎、其期不遠歟(紅顔減じて氣力無し、慎ませらるべきに似たり、其期遠からざるか)」⁵⁾と阿闍梨頼秀が密かに実資に告げたとし、また望月の歌を歌った翌日には道長の視力が衰えていたことを記している。道長の青年時代の健康状態は三十四、三十五歳から五十歳に至るまでは、時々痢病や咳病・風病に罹りたるがいずれも一時的な病気で、四十七歳の六月には瘡病を患っているが、これも一ヶ月ほどで癒っている。しばしば「訶梨勒丸等不断服之(訶梨勒丸を服用)」している^{6),7),8)}が、いわば養生薬というべきものであらうと考えられる。

五十歳の長和四年(1015)閏六月十九日條⁹⁾には、「自厠被還之路被仆、御足踏損、辛苦無極(厠か

ら帰る路において足を踏み外し、打橋から地面に落ち足を怪我)し、二ヶ月の治療を受け漸く癒った。ところが翌長和五年(1016)五月ごろ(五十一歳)から、道長はしきりに渴を訴え、水を飲むようになった。『小右記』長和五年五月二日條¹⁰⁾には、「摂政乗車従御行、依有惱氣、従河原被退帰、飲水数々、不可暫禁云々(摂政車に乗り御行に従う。惱氣有るに依って、河原より退帰せらる。

飲水数々、暫くも禁ずべからずと云々)」とあり、ついで同年五月十日條¹¹⁾にも、「摂政殿三十講請僧阿闍梨頼秀来、密語云、講説間被坐仏前、中間必入給簾中、若被飲水歟、紅顔減無氣力、似可被慎、其期不遠歟、余所思想、朝之柱石、尤可惜矣(摂政殿三十講請僧阿闍梨頼秀来る。密語して云う。講説の間仏前に座せられ、中間を必ず簾中に入り給う。若しくは飲水歟。紅顔減じて氣力無し。慎しませらるべきか。其期遠からざるか、余の思う所、朝の柱石なり。尤だ惜しむべし)」と記している。道長が語ったところによれば、同年五月十一日條¹²⁾「従去三月頻飲漿水、就中近日昼夜多飲、口乾無力、但食不減例、医師等云、熱氣歟者、年来豆乳、大豆汁、大豆煎、蘇密煎、訶梨勒丸等不断服用之、此驗歟(既に三日ごろからこのような症状があり、口が乾き、昼夜の別なく水を飲むが、食事は減ることもないので医師達は熱気のせいというが自分(道長)は、年来豆汁や大豆煎、蘇密煎、訶梨勒丸等を常に服用しているのは、そのためであろう)」と語ったと記されている。道長は、口渴を癒すために茶を飲んだり、杏をなめたり、柿汁や葛の根などを服用し、多少渴は薄れたようであったが、世間の人々は摂政ともあろう人が葛の根を食べることに驚き、葛は飢饉のとき下々の百姓どもが食べるものだと言って笑っていたと言う。同年五月十八日條¹³⁾の『小右記』には加持に上がった「心營律師云、近曾夢故大僧正観修及上臈僧等、云、摂政今年無殊事歟、明年必死。(心營律師(971-1029)が実資に語った話として、夢の中に故観修大僧正(945-1008)及び上臈僧らが現われ、道長の命は、今年は大丈夫だが明年は必ず死ぬ。)」であろうと告げたと言う話を記している。飲水病は、口渴を訴えて多量の水を飲み、しかも漸次羸瘦して無気力の状況となることは周知の通りである。しかし道長は、これを病気と思わず、従って『御堂関白記』にも、飲水病のことについては、全く触れていない。このように飲水病に悩む道長に、更に「胸病」という病気が襲ってきた。『御堂関白記』の寛仁二年(1018)四月十日條¹⁴⁾に「一日中、病悩していた。特定の箇所というわけでは無く、心神の具合が不覚であって、どうしようもなかった」と記され、ついで十一日條、十二日條¹⁵⁾では、「心神不覚」「心神猶不覚」「心神雖不宜」と、一旦は癒ったものの、なお気分はすぐれなかったと推察される。道長の視力の衰えたのは五十三歳の時で、『御堂関白記』寛仁三年(1019)二月六日條¹⁶⁾に、「心神の具合は、尋常と同じであった。

ただ、手に取る物だけが見えた。ましてや庭前の事を見ることができようか。陰陽師や医家は、「魚肉を食されよ」と申した。何箇月の間、これらを食さなかった。今、仏像も僧も見奉ることができない。(中略)、そこで五十日の假を三宝に申し上げて、今日から魚肉を食すこととした。思い歎くこと千万念であるが、これもただ、仏法のためである。我が身のためではない。

慶命僧都を招請して、このことを申上させた。今日から食肉を行なう間、法華経一卷を書くこととする。」と記している。道長の一生は、その臨終も実は、癩の痛さに耐えかねて苦しみの中に生涯を閉じたと思われる。世界最古の自筆日記『御堂関白記』が語る権力者の知られざる実像は、病悩との戦いであったと考えられる。儀式を執り行う主催の専門家である道長の公的な側面は勿論、私的な側面や日常生活、ましてその人の感情、性格まではとても知り得ないが、道長の時代には、本人自身の日記である藤原実資の『小右記』や藤原行成の『権記』が残っている。道長の

『御堂関白記』は、自己の日記を後世に伝えるべき先例としてではなく、自分自身のための備忘録(特に賜禄や出席者)として、認識していたという確かな証拠である¹⁷⁾。この点、記主の存生時から貴族社会の共有財産として認識されていた『小右記』や『権記』など、一般的な古記録とは異なる。『御堂関白記』は、藤原道長(966-1027)の日記で長徳四年(998)から治安元年(1021)による平安末期直筆本十四巻が伝わっている。しかし、『御堂関白記』は、道長の訓戒とは裏腹に、撰関家最高の宝物として大切に保存された。そして、中世前期に撰関家が近衛家・九条家の二家に分立した際に、『御堂関白記』も分割された。現在、近衛家の陽明文庫に所蔵されている自筆本は十四巻であるが、それ以外の自筆本は失われ、上下巻とも(一年分)残っている年はない。ということは二家で半年ずつ分け合ったのであろう¹⁸⁾。『御堂関白記』からは、藤原道長をはじめ平安貴族は、迷信や禁忌に囲まれて生きていることが知れる。物忌や触穢、方違などに極度に怖れ慄き、密教の加持祈禱や陰陽師などにすがるといような物忌という謹慎行為を当時の貴族が、必ず厳密に守っていたかという、そういうわけではない。長和元年(1012)十月六日條¹⁹⁾には、物忌が重いというので祈祷をしてから妙覚院に参っている。「物忌と雖も、云々」というように道長も柔軟な対応をしている。また、道長の病悩と治療については、不健康な平安貴族の日常生活を反映している。栄養の偏り、大酒、運動不足、睡眠不足等不健康極まりない。日記にも有るように、病悩の気については、多くの平安貴族(女性も含む)によると病悩の記事は多い。加持祈禱や病事占による精神的な介護をとまなう治療もまた、当時としては、最先端の治療の一環といえる²⁰⁾。

元来が病弱であった道長は、長徳元年(995)に政権の座に就いてからは、精神的な負担と仕事量の増大でしばしば大病を患った²¹⁾。寛弘元年(1004)七月三日條²²⁾には道長は、霍乱を病み、寛弘二年(1005)六月三日條²³⁾にも「自昨左府有被惱気云々、今臥而不起給、飲食不例云々(昨日より惱気が有って、今起きられず、飲食は不例である云々)」という状態となった。寛弘七年(1010)八月二十一日條²⁴⁾にも足の下部に病患があつて束帯を着すことができなくなっている。長和二年(1013)四月十日條²⁵⁾に風病が発動した。これは竈神の祟りによるものとされた。長和三年(1014)四月六日條²⁶⁾「左府足被踏立針被痛、仍今日不被参内者(針を踏み、歩く事もできなくなった)」。

この時期、眼病を患った三条に退位を要求して、まさに両者の生存競争が行われていた²⁷⁾。

翌長和四年閏六月十九日條^{28), 29)}では、「参左府祇候間、自厠被還之路被仆、御足踏損、辛苦無極(道長は厠から還る途中に小南第の北対の打橋から落ちて、左の方の足を損傷して前後不覚となった)。晩年は、三条が退位し摂政となった道長であったが、病悩は終わることはなかった。長和五年(1016)五月十日條³⁰⁾では、「摂政殿三十講請僧阿闍梨頼秀来、密語云、講説間被坐仏前、(道長の主宰した法華三十講に招請された頼秀は、講説の間の頼長の様子を実資に密語した)。「中間必入給簾中、若被飲水歟、紅顔減無気力、似可被慎、其期不遠歟(中間で必ず簾中に入っていたのは、もしかしたら水を飲んでいただけなのか、紅顔が減じ、気力は無い。慎しむべきようである。死期は遠くないのではないか)」と。これを聞いた実資は、長和五年十一日條³¹⁾では、「朝之柱石、尤可惜矣(朝廷の柱石として、もっとも惜しむべきである)」と嘆いている。さらに、「摂政命云、従去三月頻飲漿水、就中近日昼夜多飲、口乾無力、但食不減例。(道長の弁によると、三月から頻りに水を飲む。特に最近は昼夜、多く飲む。口が乾いて力が無い。但し食事は通例から減らない。)」ということであった(『小右記』)。当時多くの貴族を死に至らしめた飲水病を想定していたのであろうかと考えられる。次に道長が大病に襲われたのは、すべての官職を辞して、「大殿」「太閤」

と称された寛仁二年(1018)であった。当時の治療は、医師による投薬などの治療の他に、陰陽師による疾病に祟りが有るかどうかの占い(病事占)、僧による加持祈禱が総合的に組み合わせられておこなわれていた。服薬については『御堂関白記』から道長は、とりわけ薬に関心が強く、またその経済力からしても、輸入薬を入手する機会も多かった。長和元年(1012)十月二十九日條には、三条から、「先日、献上してきた紅雪を、もう二両、献上しなさい」との命令を受け、すぐに献上していることである。長和五年(1016)五月に飲水病を患った際には、道長は十一日³²⁾に次のような報を実資に寄せている。「雖不服丹薬、年来豆汁、大豆煎、蘇密煎、訶梨勒丸等不断服之、従今日服茶、持杏二顆、時々嘗之、又命云、服豆汁・葛根等、服柿汁、(自分は丹薬(道教の不老不死の薬)は服用しないのだが、長年、豆汁・大豆煎・蘇密煎・訶梨勒丸などを不断に服用している。

きょうから茶を服用する。また、杏二粒を持って、時々これを嘗める。さらには豆汁と葛根、柿汁を服用する)」と。これに対し実資は十三日に、「依医家申、服件葛根、甚良、暫不飲水、世間摂政服葛根、是飢渴鼠相也、飢渴之百姓無食物、掘葛根為食、未聞上臈食葛根。(道長は葛根を薬として食しているが、これは飢渴の相である。医家が申したからとはいえ、飢渴の百姓が植物のない場合に葛根を掘って食物とするのであって、上臈の貴族が葛根を食すのは聞いたことがないと批判している。)」(『小右記』)。このような実資とのやり取りの記録は『御堂関白記』にはない。道長はこれらの薬を大量に服用し、寛仁元年(1017)十一月三日條³³⁾には飲み過ぎた結果、「訶梨勒を服用した。心地が宜しくなかつたので、会わなかつた。」。食餌療法も行われて、長和五年(1016)七月十日條³⁴⁾の病悩の際には菰を服用したりもしているが、寛仁三年(1019)に胸病や霍乱を病んだ道長は、二月四日條³⁵⁾に麦粥を食したところ、六日に霍乱は平復した。ところが目がまだ見えなかつたらしく、陰陽師や医家が、「魚肉を食されよ」と申したというので、何ヵ月の間は食さなかつた魚肉を食すこととしている。道長は、日記を記すことがほとんどなくなって、治安元年(1021)九月³⁶⁾初頭に唱えた五日間で七十万遍という膨大な念仏の回数である。万寿四年(1027)十二月四日に薨去された。

以上のように、熱心な信仰心の深い宗教的人物である道長であったが、自分の身体のことについての日記には、「病悩」の言語は多発しているが「飲水病」に関わる内容の文章の記録はない。

道長は自身の身体管理について、高価な薬から民間療法の試行等、藁にも縋る思いであった事が窺えるが、本人としては身体に関する最小限の記録をし、天皇家との身内的に一体化した王権の構築、公的な官職に基づくものではないかたちでの権力、出家した「入道」としての権力、また文化や宗教を牽引することによる権威、さらに経済流通組織の中核としての在り方など、中世の院政権力や、さらに後の日本の権力の先駆けてとして影響を及ぼしたことも、見逃すことはできない。しかし、平安時代ことに道長を中心とした時代には、「もののけ」と称する特殊な病気があった。朝野を問わず怨霊思想は道長を中心とする摂関時代になった。人々の悩み、苦しみは仏教の力によって救われるべきはずであるのに、当時の仏教は現世利益を説いて民心を一層不安におとしいれて、ただ加持祈禱のみが民衆を救い得るものと宣伝につとめていた。病気に罹ると、医師の治療を受けることよりも、まず僧侶による加持祈禱によって、病人を苦しめている「もののけ」を退散させることが第一と考えられていた³⁷⁾。

道長の日常生活についての考察は、「大殿」や「太閤」「禅閣」と呼ばれた時期には道長自身の『御堂関白記』は記されておらず、側近であった藤原行成の『権記』も、まとまっては残ってい

ない。従って、実資が記した『小右記』を、資料として考察しなければならない、という限界があった。『御堂関白記』には、病悩の言葉が無数に出現する間をぬって、『御注孝経』(天子章)、『礼記』、『後漢書』(章帝紀)、『史記』(王帝本紀黄帝篇)、『漢書』(明帝紀)、『論語』(泰伯篇)、釈奠を行う、入唐していた寂照からの書状、「訶梨勒」を服用、蒜を初めて食すなどが記載されている。

『御堂関白記』は、多くの和漢籍や中国文献の教養と文化の牽引を、窺わせる日記でもある。

(二) 『小右記』

『小右記』は藤原実資(957-1046)が、五十年以上にわたり漢文で付けた日記で、摂関期における最大かつ最重要な記録である。藤原実資は天徳元年(957)に参議齐敏(928-973)の四男として生まれた。母は播磨守藤原尹文の娘である。祖父実頼の養子となり小野宮邸を伝領したので「後小野宮」といわれ、右大臣を極官としたので「小野宮右大臣」と言われる。安和二年(969)に十三歳で元服と同時に叙爵(従五位下)し、その四ヶ月後に侍従となった。以後、昇進を重ねて天元四年(981)に二十五歳で円融天皇の蔵人頭となった。この時、叔父頼忠(924-989)(実頼の二男、保忠の養子)が関白太政大臣となっており、翌年にその娘遵子が皇后となると実資は中宮亮も兼任して政権を支えた。さらに花山天皇(968-1008)・一条天皇(980-1011)の蔵人頭ともなった。三代の天皇の蔵人頭のまま、摂政兼家の時代には道長を含む九条流の子息たちに先を越され、参議になったのは永祚元年(989)、三十三歳の時であった。政務・儀式に精通した実資は、長徳元年(995)に内覧宣旨を受けた道長の政権構想に必要とされたようで、その三ヶ月後に権中納言となった。

そして翌年正月に起こった伊周・隆家兄弟による花山法皇襲撃事件(長徳の変)で、実資は右衛門督・検非違使別当として処理に当たり、まだ安定感を持っていなかった道長政権を助けた。

この直後、実資は中納言になり、督・別当の両職は辞したが、長保元年(999)に正三位、同二年に従二位となり、同三年には権大納言で右大將を兼ねた。右大將の職は、実資八十七歳の長久四年(1043)まで、四十三年間も勤めることになる。既に正暦二年(991)藤原佐里(944-998)が参議を辞してから、実資は小野宮一門の筆頭公卿であり、九条流が全盛を迎えた時代においても、道長一家に対して毅然とした態度で臨めた。長徳二年(996)の花山法皇襲撃事件に際し五月四日條³⁸⁾では、「右大臣招余鬼間良久談話、依有事、次、不可被行縁坐事之由(縁坐を行うべきでないと言言)」し、長保元年(999)に道長が彰子入内のための屏風和歌の詠進を諸卿に求めた時、十月二十八日條³⁹⁾では、「令申不堪由、定有不快之色歟、此事不甘心事也」と、それに実資ただ一人応じなかった。また、三条天皇即位の翌年の長和元年(1012)、故藤原濟時の娘城子が三条天皇の皇后として立後の時、諸卿が道長の娘中宮妍子をはばかりの中で、四月二十七日条⁴⁰⁾では、「天無二日、土無二主。(天に二日無く、地に二主無)」という道理から、藤原隆家(979-1044)らと共に参内して儀式を行った。さらに後一条天皇の寛仁三年(1019)に起こった六月二十九日條⁴¹⁾では、「勘問刀伊人及此度流来未斤達等文、(刀伊の入寇の際には、恩賞を賜与するという官符発令の先後に関係なく、これを撃退した者に賞を行うべきだと強硬に主張)」し、それを行なわせた。けれども、道長と対立することもなく、貴族社会特有の自己保全と調和の原理によって行動しており、長和五年(1016)に後一条天皇が即位して外祖父である道長の権威が揺るぎないものとなると、実資もそれを受け入れて、より積極的に道長に接近した。道長もまた、実資を儀式の執行者として、次の世代(頼通 992-1074)の体制を補佐する重鎮として必要としたのである。治安元年(1021)七月に顕光が左大臣を辞し、関白左大臣頼通、太政大臣公季、右大臣実資、内大臣教通という新体制が出

来上がると、節会の内弁、重要な儀式の上卿のほとんどは実資が担当した。それが自他共に「完璧」と認めるものであったことは、治安元年十一月に御前の官奏の上卿を勤めた際、「過失」の無かったその儀を群臣が参集して競い見ただけでなく、道長の賞賛を得たことに象徴される。

道長は寛仁三年(1019)三月二十一日にて出家し、万寿四年(1027)十二月四日にて六十二歳で入滅するが、それまでに頼通へ政権を委譲するにあたり、実資を重用し、重責を担わせた。実資は廟堂の頂点に立つことはなかったが、頼通のもとで重要な朝議を取り仕切る立場となり、「儀式の完璧なる執行者」としての名声を確立した。長元三年(1030)十一月以降は、高齢を理由に最重要の儀式以外で内弁を勤めることはなくなったが、「賢人右符」と賞された実資の学識は常に必要とされ、「儀式・政務の管理者(監督者)」として、益々重きをなした。実資は後冷泉天皇の永承元年(1046)に九十歳で薨じるが、その時まで(厳密には直前に「臨終出家」をしているので、その時まで)右大臣の地位にあった。その二年前(長久四年)に右大將は辞したものの、最晩年まで朝廷(頼通政権)を支える重鎮であったことは、養子である資房(1007-1057)の日記『春記』の記載からも明らかである。『小右記』は、下記のように藤原道長が信頼を寄せていた藤原実資が綴った日記である。道長自身は飲水病という言葉は誰にも漏らしてはいない。しかしながら、道長からの信頼に対峙していた実資は、道長のことを最も近くにいて観察できたのである。依って、長和五年五月においては、飲水病が重症化していたころではないかと読み取れる。

『小右記』によると、道長は喉が渴いて水を頻りに飲んでいて様子を実資は記録していた。

五月には、頻りに水を飲む記録が残る貴重な資料として存在するため、ここに主な掲載記事を抜粋し、その『小右記』による道長の記録の概要を次の【表3】に示した。注目の箇所を下線で示した。

【表3】 『小右記』による道長の記録 (筆者作成、下線筆者付す)

	年	月 日	概要
1	『小右記四』長和五年(1016)	四月十二日條 ⁴²⁾	又云、摂政相府 <u>頗有恙気</u> 、
2	『小右記四』同	五月二日條 ⁴³⁾	從河原被退歸、 <u>飲水</u> 数々、不可暫禁云々、
3	『小右記四』同	五月十日條 ⁴⁴⁾	<u>飲水</u> 歟、紅顔減無氣力、以可被慎、
4	『小右記四』同	五月十一日條 ⁴⁵⁾	若 <u>飲水</u> 給歟、命云、今日 <u>飲水</u> 多減、
5	『小右記四』同	五月十三日條 ⁴⁶⁾	一昨日云、 <u>口乾頻飲水</u> 、依医家申、
6	『小右記四』同	五月十八日條 ⁴⁷⁾	今夕奉調摂政、命云、心神復例、 <u>飲水</u> 已留、

上表から、『小右記』に記録の飲水病の掲載記事をみてみよう。

長和五年(1016)四月十二日條⁴²⁾では、

乙酉、資平来問昨日事、禊祭事被仰左將軍、頼通、宇佐宮宣命等事被仰源納言、俊賢、又云、摂政相府頗有恙気、是右相府命者也、仰依穢不可行神事、以長官為理朝臣、(下線筆者付す)とあるように、この頃には、道長は病んでいたと考えられる。

さらに、長和五年(1016)五月二日條⁴³⁾では、

乙巳、辰刻許頭中将資平從山来云、昨日亥刻許、上皇先着給食堂在所、次令參中堂給、從西坂登御、即用興、車後、摂政乗車從御行、依有惱気、從河原被退歸、飲水数々、不可暫禁云々、(下線筆者付す)

というように、惱気が有って河原から帰宅すると、水を数々飲んだために、暫く云うのを禁じないことにする。

長和五年(1016)五月十日條⁴⁴⁾によれば、

癸丑、摂政殿三十講盛請僧阿闍梨頼秀来、密語云、講説間被坐仏前、中間必入給簾中、若被」
飲水歟、紅顔減無氣力、以可被慎、其期遠歟、余所思者、朝之柱石、尤惜矣、(下線筆者付す)
とあるように道長は、講説の間仏前に座って、中間には必ず御簾の中に入られるから飲水か、と密かにささやかれていた。このような情景を何度か目撃されていることを道長は、知らずにいた。余程、喉が渴いていたものと考えられる。

長和五年(1016)五月十一日條⁴⁵⁾によると、

甲寅、参内、穢後今日参入、大納言齊信・頼通、中納言俊賢・行成・頼宗・実成、参議道方・頼定・公信参入、件卿参摂政三十講、故業遠宅、余従別道参入、(中略)、講僧等参入堂、摂政命云、従来三月頻飲漿水、就中近日画夜多飲、口乾無力、但食不減例、医師等云、熱氣歟者、唯不服丹薬、年来豆汁・大豆煎・蘇蜜煎・下呵梨勒丸等不断服之、此驗歟、仍服冷物、風未発、従今日服茶、於客亭一度飲之、両三度入簾内、若飲水給歟、命云、今日飲水多減、然而太無力也、不読経念誦、熱発者不可無力、而顔色憔悴、身又如此、若猶極病歟者、伺気色、容顔頗疲、恙掲焉、依口乾、持杏二顆、時々嘗之、又命云、服豆汁・葛根等、服柿汁、定延法師云、柿者熱物不可服者、仍不服、今日於陣、中納言行成(藤原)依御口乾、持杏二果、時々賞之、亦命云、服豆汁、葛根等、服柿汁、今日於陣、中納言藤原行成卿私云、去夜夢見豊楽隠顛倒由、心思大嘗会不可行、若何想乎者、頗不亘歟。(下線筆者付す)

というように、服茶に従って両三度に簾内で水を飲んでいる道長の様子を見て、上卿達は飲水か、今日、やたらに水を飲んで、なほだしく無力な情景を観察している。杏を二顆持って時々これを嘗めて、豆汁を服し葛根など柿汁を服していることを定延法師や藤原行成は柿は熱物、服してはならない物といわれている。頗る宜しくないと言われているのである。

長和五年(1016)五月十三日條⁴⁶⁾では、丙辰、日来摂政被食葛根、依為薬云々、一昨日云、口乾頻飲水、依医家申、服件葛根、甚良、暫不飲水、亦有気力者、世間摂政葛根、是飢渴相也、飢渴之百姓無食物、堀葛根為食、未聞上臈食葛根。(下線筆者付す)

とあるように、前述した内容で葛根を薬として食しているが、これは飢渴の相である。医家が申したからとはいえ、飢渴の百姓が植物のない場合に葛根を掘って食物とするのであって、上臈の貴族が葛根を食すのは聞いたことがないと批判している。

さらに、長和五年(1016)五月十八日條⁴⁷⁾では、

今夕奉謁摂政、命云、心神復例、飲水已留、而枯槁身体未如尋常、(下線筆者付す)

とあるように、今日の夕方摂政は謁を奉り、云うには心神例によって飲水已に留めて、身体は未だ尋常の如くならず枯槁して、とあるように見るからに身体の弱りはてている様子が窺える。

このように、『小右記』では、道長が頻繫に水を飲んでいる情景を記録している。

この様な記録は当時の貴族の日常生活、及び職務における情景の資料として、又、平安貴人が抱える病状の状況を知る上で貴重な記録である。藤原道長の体調の様子が細かく描写されていることに、常に近くにて観察できる位置に実資が居たことが、その記録から窺い知れる。

飲水病についての記載から、「飲水」というような言語の記録が「水を飲む」というような表記

になると考えらる。その様な箇所が『小右記』には如実に掲載されている。

(三) 『権記』

【附録】に『権記』から抜粋し引用した【表Ⅱ】を添付した。注目の箇所に下線を筆者付す。

『国史大辞典』によると『権記』とは、

権大納言藤原行成の日記。『行成卿記』『権大納言記』ともいう。現存する伝本は正暦二年(991)－寛弘八年(1011)までの二十余年間のもので、中には月日を欠くところや蠹損箇所もあるがこの期間は行成が頭弁・参議弁であったころのものだけに、平安時代中期の政治・社会・儀式方面は勿論、特に蔵人方・官方の政務を知る上に重要である。逸文は『史料大成』の補遺に収めるもの以外にも、例えば『改元部類記』に長徳五年(長保元年(999))正月十三日、寛弘九年(長和元)十二月二十五日、長和六年(寛仁元、1017)四月二十三日、寛仁五年(治安元、1021)二月一―三日、治安四年(万寿元、1024)七月十三日、『諸寺供養類記』に治安元年十二月一―三日、同二年七月四・八・九・十二―十五日、万寿元年(1024)六月二十六日、『(治安)御賀部類記』に治安二年四月二十七・二十八日、同年五月一日、同年九月八・十二・十四日、同年閏九月十九日、十月一・十二・十三日、『後二条師通記』に長和二年三月十四・二十九日、同年十二月十五日、寛仁元年正月二日、同四年六月五日、治安元年正月六日、『魚魯愚抄』に長和二年十月二十三日、『大納言公敏卿記』に長和五年十月三日、『河海抄』に寛仁元年正月九日、『主上御元服上寿作法抄』に寛仁二年正月五日、『給禄時儀事』に寛仁三年八月二十八日、『天皇御元服記』に寛仁元年十二月十三日、同二年正月三・五・七日、『院号定部類記』に万寿三年正月十九日、『西宮記』『江家次第』に寛弘九年五月十一日の諸条がある。鎌倉時代の古写本には、宮内庁書陵部所蔵の伏見宮本二十二巻があり、また刊本としては、『資料大成』三五・三六『(増補)史料大成』四・五と『史料纂集』(未完)に、それぞれ収めてある。

〔参考文献『記録異同考』四、宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題』歴史篇〕(渡辺直彦)

『国史大辞典 第六巻』(吉川弘文館、1985年、73頁。)

というように解説されている。さらに、『広辞苑第六版』によると、

「権大納言藤原行成の日記。正暦二年(991)から寛弘八年(1011)に至る。その後は死没の前年二十六年、万寿三年(1026)まで、わずかに逸文が残る。藤原道長の時代を知る重要史料の一つである。」という説明である。藤原行成は摂政伊尹の孫、右少将義孝の子として、天禄三年(972)に生まれた。母は源保光の女。九条流藤原氏の嫡流とも言える家系ではあるが、祖父伊尹が天禄三年、父義孝が天延二年(974)に死去してしまい、行成は青年期に不遇であった。長徳元年(995)に蔵人頭に抜擢され、一条天皇や東三条院詮子、藤原道長の信任を得て、以後は累進し、権大納言に至った。公務に精励し、また諸芸に優れ、特に書では小野道風の様式を発展させた温雅な書風で和様書道の大成者とされ、後に三蹟の一人と称された。万寿四年(1027)十二月四日、道長と同日に五十六歳で薨じた。その家系は行成の造営した寺に因んで世尊寺流と称され、書の主流となった。執筆時期は藤原道長の全盛期で、特に蔵人頭在任中(一条天皇期)の活動が詳細に記されており、当時の政務運営の様相や権力中枢・宮廷の深奥を把握するための第一級の史料である。自筆本は伝わらない。最も古い写本は、鎌倉時代以前に筆写された伏見宮本(宮内庁書陵部蔵)であり、藤原道長の時代を知る重要史料の一つである。

とあるように⁴⁸⁾、『権記』は、藤原道長の時代を知る重要史料の一つであることから、「飲水病」関連の掲載記事を検索し、「飲水病」に関連する記録の抽出を試みたが、「飲水病」の記載は見られなかった。頻繫に「病悩」という言葉が出現する。

『権記』によれば、長徳三年(997)五月二十二日條⁴⁹⁾には、「乙酉、地震、〔権記〕五月二十二日、左府(道長)有召、御物忌云々、参門外、以孝朝臣傳令旨云、施薬院納金英膏可出、是太皇太后宮(昌子)令旨也、(左府から召しが有り、「御物忌である」と云うことである。門外に参って、以孝朝臣が左府の命を伝えて云ったことには、施薬院に納めてある金英膏を出すように。これは太皇太后宮(昌子内親王)の令旨である)」(下線筆者付す)という記事がある。平安時代における救済事業関連の記述であり、疾病に関しては、神妙な様子が日記から見える。この日は大地震があり、皇太后宮が御悩に依りて、阿闍梨勝算をして五壇法を修しせしめて、令旨に依りて、施薬院より金英膏を奉らしむという記録で慌ただしい情景が窺える。又そして、「病悩」については、長徳三年六月八日條⁵⁰⁾には、「内裏に伺候した。左丞相は夜中のころから病悩されている」と。すぐに奏上した。(勅使として道長を労問)。とあることから、行成が勅使として道長を労問した時には、夜中の頃から病悩されていて、そのことを天皇に申し上げた。さらに、同年六月十七日條⁵¹⁾には、「天皇がおっしゃって云ったことには、「大臣(道長)は、病悩していることがあるので、□ということを申されている」と。すぐに事情を奏上した。」とあるように、道長に天皇からの言葉が下されたことの事情を直ぐに天皇に申し上げたとされる。さらに、同年七月十七日條⁵²⁾では、「昨日と今日は、病悩していて出仕しなかった。」とあるように、行成の具合が悪い状態である。同年七月二十六日條⁵³⁾には、「左相府の御隨身が権中將(源経房)の書状を持っているのに逢った。聞いてみると「大殿(道長)の御心地は、甚だ不覚である」ということだ。」とあるように、同年七月三十日條⁵⁴⁾には、「天皇がおっしゃって云ったことには、「左大臣は参るのかどうか」と。次に私(行成)は、左丞相が参上されるのを待って天皇が出御されるという御意向が有るということを示した。

大臣が指示されて云ったことには、「この何日か、病悩していた。それを我慢している間に、遅参したのである。また、天皇の御後ろに伺候しようと思う」とあり、長徳四年(998)三月三日條⁵⁵⁾には、「昨夕、内裏に候宿した。(中略)、或ものが云ったことには、「左丞相(藤原道長)は、急に病悩されている」と。丞相がおっしゃって云ったことには、「この何年か、出家の本意が有った。この時告げようと思う」と云うことだ。とあるように、道長は、徐々に状態が弱っていることを自覚していると読み取れる。さらに、同年七月十二日條⁵⁶⁾には、「内裏に伺候した。朝から心神が通例のようではなかった。ところが、天皇の仰せ事が有ったので、無理をして伺候した。」とあるように、行成自身も病悩しているが、仰せによって道長を見舞った。そして、長保元年(999)十一月十七日條⁵⁷⁾には、「吉田祭が行われた。昨夜の丑刻の頃、(橘)忠範の許から、左府が病悩されていることを告げ送ってきた。」とあるように、『権記』(上)巻だけでも病悩に関わる記載は数多い。

ましてや道長の病悩においては見逃さない。さらに『権記』(中)巻においての長保三年(1001)正月一日條⁵⁸⁾には、「鶏鳴の頃、属星・天地四方・二親(藤原義孝・源保光の女)の墳墓、及び氏神(春日社)を拜した、一条天皇に御薬の屠蘇を供していなかった。(天皇は昼御座に出御された。御薬を供した。)」とあるように、正月一日に天皇は屠蘇を供されると云う恒例は、現在における日本の正月行事に伝播し、一般の生活行事に継承されていると考えられる。同年二月八日條⁵⁹⁾では、「退出した。左府の許に参った。(中略)、(藤原)公信少將の瘡を見舞った。内裏に参った。候宿した。」

とあり、「瘡」を見舞うというからには、平安時代の貴族にとっては、「瘡」を重大な疾病として考えていることが窺える。長保四年(1002)八日條⁶⁰⁾には、「院に参った。『摩訶止観』伝法の遺した巻は多いのではあったが、とりあえず結願した。左相(道長)は布施を法橋に施された。夜装束一具、織物大掛一領、桑糸二十疋、米二十石である。弾正宮(為尊親王)の許に参って、尋空君に逢った。」(下線筆者付す)とあるが、「桑糸」二十疋は布帛を数える単位であることから二十疋の布帛に使用する量の桑糸(絹糸カ)という事になろう。「桑」とあったために注目した。

また、長保五年(1003)四月二十四日條⁶¹⁾には、「藤中将(実成)と権弁(道方)が来た。同車して雲林院に赴き、蹴鞠を行なった。」とあるように、蹴鞠は平安貴族にとっての遊戯であるが、ある意味においては身体の運動であるといえる。前述した『御堂関白記』、『小右記』、『中右記』にも蹴鞠の掲載がなく、これは初見である。蹴鞠は当時における唯一の身体的運動遊戯であろうと考えられるが、道長を中心とした相関関係者に記録がないというのは、当時の貴族社会における運動不足が考えられる。また、長保五年(1003)十二月十一日條⁶²⁾には、「神今食が行われた。御トを行なうので参るように」ということだ。ところが、今日と明日は物忌である上に、風病が発動した。そこで障りを申した。」とあるように、「風病」が起きた。さらに、寛弘元年(1004)正月九日條⁶³⁾には、「今日から病悩したので出仕しなかった。」とあるように、具合が悪い時には、出勤は自由であったのかと思われる。同年正月二十八日條⁶⁴⁾には、「修法を二日間、延行した。今夜、心神が特に悩んだ。手足は方を失った。もしかしたら、修法を延行したので、邪気が行なったものであろうか。」とあるように、修法の延行が邪気のせいかもしれないという、見えざるものに怯える平安貴族の心理が窺える。さらに、同年七月三日條⁶⁵⁾では、「暁方(藤原)挙直朝臣から告げ送ってきたことには、「左府(道長)は、この夜から病悩されています」と。(橘)忠範・(源)政職の二人の大夫も、また告げ送ってきた。左府は霍乱のように煩われていたのである。」とあるように、道長の病悩の様子がうかがえる。同年八月十七日條⁶⁶⁾には、「早朝、左府は八瀬の地から比叡山に登られた。先ず西塔において念仏を行った。御諷誦が有った。中宮(藤原彰子)の許から、病悩されているという告げが有った。」とあったが、宮は大したことはなかったということである。とあるように、道長は自身の状態が宜しくないのに、比叡山西塔にて念仏し、諷誦するというように、崇高な信心深い人間像が読み取れる。寛弘四年(1007)六月二十六日條⁶⁷⁾には、「内裏に参った。昨夜の仰せによって、私(行成)が抄出した『漢書伝』三帙十巻を献上した〈今、一巻とした〉。また、勅によって、去年、賜わった『淮南子』の遺り九巻を賜った。」とあるように、一条天皇から『淮南子』を九巻賜ったとあるが、『淮南子』の現存は二十一巻ということである。さらに、寛弘四年(1007)八月十九日條⁶⁸⁾では、「花山院の許に参った。「御病悩は重い」ということだ。右将軍(藤原実資)が参られた。権中納言(藤原隆家)と大蔵卿(藤原正光)が双六を行なった。」とある。花山院の見舞いには実資も参った。とあるが、花山院の見舞いには実資も参った。寛弘五年(1008)九月十二日條⁶⁹⁾では、「朝の読書は致時朝臣で『礼記』第十六中庸篇であった。」とあるように、行成は、致時朝臣による朝の読書は『礼記』であったと『権記』に記録している。同年九月十三日條⁷⁰⁾では、「左府の許に参った。退出した。束帯を着して、内裏に参った。また宮(彰子)の許に参った。

夕方の御湯殿始の儀は、致時朝臣が、読書を行った。夕方、『毛詩』第十六大明章を、致時が読んだ。勸学院の歩があった。」とあるように、夕方の御湯殿初の儀は、致時朝臣が読書を行った。

さらに『毛詩』も致時朝臣が読んだとあることから、日常生活に四書五経の読書会が普通に行

われている様子が読み取れる。同年九月十五日條⁷¹⁾では、「(前略)、朝の読書は、致時が『礼記』第六王世子篇を読んだ。」とあるように、『礼記』を歩々読み進めて学習を怠らない。同年九月十六日條⁷²⁾では、「夕方、致時が『周易』第一乾卦を読んだ。」とあるように、漢書を楽しんで読み漁っているように、読み取れる。同年九月二十八日條⁷³⁾には、「前式部少輔江(大江)為基が『孝経』を読んだ。」とあるように、「孝」について、孔子と曾子が、問答形式をとっているものである。

この様にして中国の文献を楽しんでいる様子が窺える。寛弘六年(1009)二月十八日條⁷⁴⁾には、「右金吾の命によって、内裏に参った。仁王会について定め申した。定めが終わって左府の御直廬に参った。夜に入って一宮(敦康親王)の御在所に参った。病悩されていたので、主上(一条天皇)も御病悩されていた。仰せによって、それを左府に申した。左府が参られた。慶円僧都が加持を奉仕した。」とあるように、皇族関係の病悩の治方は先ず、加持祈禱が常套手段であった。同年二月二十五日條⁷⁵⁾では、「しばらく伺候していた際、主上の御病悩は甚だ重かった。御手水間に主上はへたり込んでしまわれた。慶円僧都が参入した。」とあるように重体である。同年四月七日條⁷⁶⁾には、「中務宮(具平親王)の許に参った。草書の『玉篇』三巻を返し奉った。左府の許に参った。」とあるように、中国の辞書『玉篇』を返却するように、貴重な中国の文献を貸し借りできるほどの信頼関係が築かれている。同年九月八日條⁷⁷⁾では、「内裏に参った。陣定が行われた。大宰府が申請した。宋客(仁旺)が来着したという文、この日、本草書を読んだ。為世宿禰と共にである。」(下線筆者付す)とあるように、本草書がここで出現するのには、治方の整合に注目すべきである。

次に、寛弘七年(1010)九月二日條⁷⁸⁾には、「(丹波)重雅宿禰が痢病を灸治してくれた。」とあるように、あらゆる治方を駆使して体調改善に尽力している様子がうかがえる。寛弘八年(1011)五月三日條⁷⁹⁾には、「今日の夕方から數叡上人を屈請して、芥子焼を修させた。病によるものである。」とあることから、密教で護摩をたく時に、本尊に芥子を焚いて供養する(『広辞苑 第六版』岩波書店、2009年)ということは、余程に辛いのであろうと読み取れる。同年五月二十三日條⁸⁰⁾では、「今日から痢病を病んだ。」とある。さらに、同年十月九日條⁸¹⁾には、「内裏、また一条院に参った。左府の許に参った。左府がおっしゃって云ったことには、「冷泉院上皇が、去月の朔日から赤痢を煩われている。(中略)この何箇月か憔悴しておられることは、特に甚しい。そしてこの一、二日は、御面と手足が腫れておられる」ということだ。(下略)」とあるように、天皇の意向を受けてそれを指令している道長の任務は、想像に絶するといえよう。そして、同年十一月二十日條⁸²⁾では、「(藤原)良経が来て、『倭名類聚抄』四帖、『口遊』一卷、私自ら修した故兼明皇子の書一卷を請うてきた。皆、これを与えた。(下略)」とあるように、身の整理をしているように読み取れる。同年十二月十六日條⁸³⁾では、「早朝、左府の許に参った。『後撰和歌集』の上帙を返上し奉った。この集は去年、故院が御在位の時、原本として写して進上するようおっしゃられて、一部を下給されたものである。先ずは十二巻を書き、蔵人(源)頼国に託して新写して献上させ、しばらく原本を留められた。その原本を賜ったうち、相府(道長)の召しが有ったので、写し終わった上帙を献上したのである。この本は(紀)文正が、あの殿(紀時文)の集を書いたものである。事情を知っていたので、献上したものである。また、(藤原)挙直に申請して、『日本抄』一帖を抄出していた。ところが先日貸してくれた。校合のためである。(下略)。」とあり、和漢籍に造詣があることを示唆していると読み取れる。続いて長和元年(1012)十一月一日條⁸⁴⁾では、「上卿(藤原道長)が御所に参った。見参簿を奏上した。この頃、東宮大夫(藤原齊信)が、この座に就いた。」とある。

同年十二月二十五日條⁸⁵⁾、「(上略)内裏に参った。左大臣(藤原道長)が参入した。年号について定められた。(中略)、政和は「『礼記』の文」と云うことだ。また、「『毛詩』関篇雎の序に有る」と云うことだ。」とあるように、年号を定めるのに漢籍からの選考が恒例であることが窺える。

さらに、寛仁元年(1017)十二月四日條⁸⁶⁾には、「大殿(藤原道長)が太政大臣に任じられた。」とあり、道長が薨去される万寿四年(1027)の十年前である。治安三年(1023)九月十四日條⁸⁷⁾には、「侍従宰相(藤原資平)が訪ねられて云ったことには、「入道殿が但馬国に、皇太后宮(藤原妍子)が行われる御算賀の為の大般若經一部の料紙を命じられました。(下略)。」ということで、すぐに紙がないことを返報し、もし出て来ることが有ったならば、奉らせることにした」というのである。

同年閏九月十九日條⁸⁸⁾に、「(上略)令旨が有った。「来月の御算賀の為の屏風について、すぐに三帖を、先ずは賜う。加えて賜った他にまた、『古今集』の和歌を書くよう」、申されていることであると。(下略)」というように、和歌を書くように命じられた。同年十月一日條⁸⁹⁾では、「今日、大外記が来た。御屏風を書き始めた。」とあるように、行成は命に従った。年号が改まり万寿三年(1026)三月十一日條⁹⁰⁾には、「左頭中将(藤原)公成の書状に云ったことには、「勅答の上卿を勤めるように」とのことだ。」とあり、年月日未詳ながら「非参議大弁は丸鞆に替えて、この瑪瑙を用いるべきである。」「軒廊の御卜の座は、上卿が宜陽殿に着して行かう時には、東西を上とし、仗座に着して行かう時には、中を上とする。」「一宮は腰摺を隨身したことが有った。」「入道殿(藤原道長)は、大般若經の訓經を転読し奉ったので、靈驗が有った。」⁹¹⁾というように、絶筆にまで道長に忠臣を尽くしたことが感じられる。病悩している日常生活においても、草書『玉篇』三巻を賜る、道長に『往生要集』の原本を賜る、『漢書伝』三帙十巻を献上、『淮南子』の遺り九巻を賜る、『礼記』(第十六中庸篇)読書、『毛詩』(第十六天明章)を読む、『礼記』(第六文王世子篇)を読む、『周易』(第一乾卦)を読む、『孝経』を読む、草書『玉篇』三巻を道長に返す、『本草書』を読んだ、『和名類聚抄』四帖、『口遊』一卷を与えた、道長に『後撰和歌集』の上帙を返上した。などの掲載が見える。(下線筆者付す)

やはり漢籍や和歌などの教養の研鑽に余念がない日常生活を窺い知れる。又、『本草書』を読むなど健康上の研学にも、頗る余念がない様子を『権記』では、如実に記録されている。

当時の貴族社会の生活背景を彷彿させる貴重な記録である。

(四) 『台記』⁹²⁾

【附録】に『台記』から抜粋し引用した【表Ⅲ】を添付した。注目の箇所を下線を筆者付す。

『台記』の記主である藤原頼長は、保安元年(1120)五月関白忠実の次男として生まれた。天承元年(1131)十二月従三位に叙して公卿の仲間入りを果たした。その後も順調に栄進、保延二年(1136)に内大臣、久安五年(1149)には左大臣となり、異母兄の摂政忠通に継ぐ官界第二の地位を獲得。

翌六年(1150)には養女多子を近衛天皇に入内・立后させることに成功し、将来天皇の外祖父として政権を掌握することを思い描いた。頼長との仲が最悪状態の久寿二年(1155)七月近衛天皇は十七歳の生を終える。近衛の父である鳥羽院は、忠通・頼長をほぼ均等に遇していた立場において、頼長を排斥した。保元元年(1156)七月二日強権を握っていた鳥羽院が死去する。政情の不安定を恐れた現朝廷は、後白河天皇にとって後顧の憂いとなる同母兄崇徳院と忠通にとって目障りな存在である頼通を憂い排除すべく、崇徳院と頼長が提携して謀反を企てているとして、処断の姿勢を示した。これに対抗すべく合流して兵を構えたところを攻撃され、敗北した。

頼長は当時の上流貴族には珍しく、学問を好んだ(父の忠実が若い時学問への精進を誓ったが、先祖の道長や頼通は学識がなく「やむごとなき人」だったとの理由で、周囲から制止されていたことが『中外抄』に見えるが、特に経学に造詣が深く、その理念に拠って政務に臨んだ。

また彼は名門意識が人一倍強く、それは母(治郎卿藤原盛実の娘)の実家が受領階級であることの劣等感も作用していると言われる⁹³⁾。

本書を引用したのは久安六年に頼長が、養女多子を近衛天皇の皇后とし、兄の摂政忠通から氏長者を奪取して、政権掌握に向けて大きく踏み出した年であり、『台記』の記述は極めて劇的な内容となっていることからである。従って心身の健康状態の記載が多く、心労が絶えなかった様子が見て取れる。その中でも、中国の礼式や歴史資料の学習を積極的に行い経学、積奠行事においても例年行っている。仏教学、儒学、老子道学の学習は定例として徹底している。『詩経』、『礼記』、『周礼』、『史記』、『史記集解』、『老子』、「占」、「泰山府君」と実に見事な学識者であり、実践者であることが読み取れることである。注目されるのは、薤を一定期間食し、また止めるというように、魚肉も同じである。これは、仏教者としての日常生活における修行の一貫であろうと考える。

原水民樹『台記』によると、久安六年(1150)十月二十六日條の原文⁹⁴⁾には、

戊戌 午時参院(鳥羽)頃之退出酒者咳病貴賤不免自今夕余咳病上日衆咳病者七人唯有忠未咳。とあるように、戊辰、午の時に参院(鳥羽)し、しばらくして退出した。このごろ咳病は貴賤にかかわらず免れないものであった。今日夕方より余(藤原頼通)は咳病である。上日衆(出勤した廷臣)に咳病の者七人、唯(源)有忠は、未だ咳ならず。という有り様の記事は、当時の状況を如実に載せていると思われる。個人情報においては多々問題も多く含んでいると考えられるが、向学心ゆえの豊かな教養と政情への見極めの胆力には、着目すべきであろう。

そして、久安六年十二月十二日條⁹⁵⁾の『礼記』(雑記下第二十一)については、

(上略)、禅閤或御小川或御小松四十九日間断魚先日余及直講師元請依礼不可断鱼类(依七十後也)禅閤不聴七十三子喪九十一母(禅閤七十三小川九十一)我朝未聞前跡時人称其寿考、云聞去九日有勅答云々停摂政為関白除目官奏猶如摂政儀云々。

というように、禅閤(藤原忠実)は小川(藤原全子)におでましになり、或は小松におでましになって、四十九日間魚類を断つと、先日余(藤原頼通)及び直講師(中原)元礼に依って魚類を断たないようお願いしたが(七十後である)禅閤は聞かず。七十三歳の子は九十一歳の母(禅閤七十三歳、小川九十一歳)をうしなう。わが国は未だ前跡を聞かない。時は人の寿考を称える。云へ聞くところによると、去る九日勅答が有りと云々。とあるように、忠通の摂政上表に対する鳥羽の回答があり、摂政(藤原忠通)を停め関白と為して、除目・官奏猶摂政の儀の如云々とあるように、摂政の辞職を承認した上で改めて関白に任命した件は、注目すべきところである。頼長の個人情報においては多々問題も多く含んでいると考えられるが、向学心ゆえの豊かな教養と政情への見極めの能力には着目すべきであろう。

また、久安六年十二月十六日條⁹⁶⁾では、

戊午、於出居火炉煮薯蕷粥送成佐家始聖天(教仁律師) 北斗(宣覚) 千手(覚仁) 愛染王(賢覚法眼) 不動(実寛律師) 等請静経法眼読願書(南円堂高野) 是夕吉書奏(直盧)。

とあるように、戊午に頼長は、出居の火炉に於いて薯蕷粥を煮て、(藤原)成佐家に送る。聖天・北斗・千手・愛染王・不動等の供を始め、静経法眼を請い、願書を読む。(南円堂・高野)。是の夕に

は直盧では吉書の奏があった。というように、健康の滋養生に実直な一面を持つ人物である。

栄西との関わり「飲水病」についての内容については、具体的な記載はないが体調が優れないと言う「疾」「疾病」「胸を患う」「咳病」などが、その病状として頻繫に記載され、周辺の関係者(朝廷及びその関連貴族達)が、軒並み病んでいる人間が何と多い事であろう。

いつの時代においても、健康と管理その対処方法は人間が快適に生きていく上での養生は重要である。病気に対して、とても神経質になっている様子が窺えるが『台記』では、水を飲むとかの対応方法や「飲水病」についての情報を、提供する記事については得られなかった。

「飲水病」での着目ではないが、「採桑子の舞」(久安六年(1150))九月十六日條)は、不老不死の桑葉を求めて歩く老翁の姿を模したもので、年齢を重ねるに従って衰弱していく様子を表現している。(下線筆者付す)「舞うと年を経ずして(あるいは数年後には)死ぬ」という言い伝えがある。

「桑」の所見に不老不死を願い、長寿延命を望んで養生法の実践に辿り着くという件に着眼し「不老不死の桑葉を求めて歩く老翁」に注目する。老翁は長寿の象徴であるといえる。

この件、更に久安六年九月十六日條の原文⁹⁷⁾では、

己丑、曉更患胸借薬石武衛廬、殺礼有勅弘貞奏採桑老秉燭礼畢両院還御即罷廬頃之參上女院參金堂行方灯会上直移御堂念仏所余及公卿従行(公教卿及侍臣陪従女院)法親王參上侍御前女院追渡是夜長講聖人法音短於常上日今日舍利会上下疲倦恐忤衆心短其音歎求媚衆庶於法失常聖人之所為豈可然乎事訖還御今且自行在所賜果。

というように、頼長は夜明け方に胸を患い、薬石を武衛(藤原公能)の廬に借りて之を得て、病は止んだ。法会の礼儀を略して勅が有り、弘貞は桑老を奏した。秉燭に礼を畢わり両院(鳥羽・美福)は還御されたとある。さらに、採桑老については原水民樹氏注釈⁹⁸⁾によると、

唐、『採桑子』ニ作ル。其ノ体、老人杖ヲ携ヘ紫ノ浅袍ヲ着シ、微々行ク。身体堪ヘザル人ノ如シ。(『教訓抄』卷第四)。多資忠ウタレタリシ時、此ノ曲絶ユ。勅定ヲ以テ天王寺ノ舞人奏公貞ヲ召シ、近方ニ習ヒ写セラルル所ナリ。好氏(多)ノ『採桑老』ノ舞ヲ某語寄、今、近秋ガ童形ノ時習ヒ伝ヘテ、近秋ガ手ヨリ好氏ハ写シ渡ス、ト云々。

と注釈をされているように、採桑老が天王寺に独自に伝えられていたことがわかる。平安時代、ことに当時の医療法は医師による投薬の他に、陰陽師による疾病に祟りがあるかどうかの占い、僧による加持祈祷が総合的に組み合わされていた。加持祈祷による精神的なケアもまた、最先端の治療の一環であったと考えられる。栄西も加持祈祷を得意とする天台密教の僧侶であり、そして、『喫茶養生記』で桑養生を推奨する臨濟宗の僧侶である。

遡って久安六年七月八日條⁹⁹⁾では、

壬午、伝聞法皇為息災供養千体延命(木像)座主為導師今日皇后宮初護身法眼静経奉仕之大夫参会。

とあるように、壬午、伝え聞くに、(鳥羽)法皇息災の為に千体延命(木像)を供養する。座主導師と為ると。今日皇后宮(藤原多子)護身をはじめ。法眼静経は之を奉仕する。大夫(藤原公能)が参り会う。とあるが、原水民樹氏は、『本朝世紀』該日条から「今日一条法勝寺に於いて三尺延命菩薩木像八百二十体を供養せれる。天台座主僧正行玄を以って導師と為す。讚衆十二口。秘密の軌儀に就き、供養の中御仏限るに一千体を以てする。公卿・受領及び院に祇候の輩之を造立する。

今日先に出て来るに随い供養せらるなり。」と引いている。(下線筆者付す)

平安時代の医療法には、僧の加持祈禱による精神的な治療法における「秘密の軌儀に就き」とあったことから、栄西が「桑」の養生法に第二遣除鬼魅門として、『喫茶養生記』巻下の冒頭に大元帥大将儀軌秘鈔を掲げている。ここで偶然にも(軌儀カ、儀軌カ)、出会うことになった。

『喫茶養生記』巻下の冒頭文¹⁰⁰⁾(初治本)を掲示したい。

入唐律師 栄西録

第二遣除鬼魅門者、大元帥大将儀軌秘鈔曰、末世人寿百歳時、四衆多犯威儀、不順佛教之時、国土荒乱、百姓亡喪之時、有鬼魅魍魎乱国土、惱人民、致種々之病無治術。医明無知薬方、無濟長病、疲極無能救者。爾時、持此大元帥大将心咒念誦者、鬼魅退散、衆病忽然除愈。行者深住此觀門修此法者、少加功力必除病。復依此病、三宝祈請、無其驗、則人輕佛法不信。臨爾之時、大将還念本誓、致佛法之効驗、除此病、還興佛法。特加神驗乃至得果証。略抄、以之案之、近年以来之病相即是也。即彼儀軌有印術而已。栄西恒得此意治之、多有驗矣。其相非寒非熱、非地水、非火風。是故近医道人多謬矣。「即病相有五種若左。」

(現代語訳：筆者訳)は(第二の遣除鬼魅門とは、大元帥大将儀軌秘には、未来に人の寿命が百歳の時代には、仏教者として持すべき威儀に逆らって佛の教えに順わなくなると、国土は荒れ乱れて、人民は亡び去るであろう。このような時に鬼魅や魍魎が、国土を乱し人民を悩まし、種々の病いを起こすが、その治術がない。医者もその薬方を知らず長わずらいの者を救済できず、疲労の極に達した者を救う者はいない。その時にこの大元帥大将を心に咒して持し念誦すれば、鬼魅は退散し、多くの病は忽にして除く。行者はこの觀門でこの法を修する者が少し功力を加えれば、必ず病を除くであろう。また、この病が仏・法・僧の三宝に祈っても、その靈驗がない時、人は靈驗がないとして仏法を軽んじ仏法を信じないであろうが、その時にあたってこの大元帥法の教えにもどって、仏法の効驗があらわれ、この病は除かれて、また佛法を興し特にその神驗を加え、或は証を得ることができよう。略抄、これを以ってこれを案ずるに、近年以来の病相は即ち大元帥大将儀軌秘には印の結び方の術があるので、私、栄西は恒にこの意を得て之を治し、多くの効驗があった。その相状は寒でもなく、熱でもなく、地・水でもなく、火・風でもないといえるのであるが、近頃の医者が多くが誤診するのはこの故である。「即ち病の相状に五種があり左の如くである。」

というように、栄西は『喫茶養生記』巻下の冒頭にこれを提起して、五種の病相の療治に「桑の養生法」を述べている。茶が養生・延齡の妙薬であったのと同じく、桑は靈木であることからそれは桑の樹は諸仏菩薩の樹である。栄西はここに儀軌を引いて、仏教と養生を結び付けての説文を「桑」に依拠したものと考察する。桑の木を携えるときは天魔も退散する。ゆえに桑を用いるのは、桑の下に鬼魅は来ないというように、桑は仙薬の上首であるからであると力説している。

「即病相有五種若左。」は、初治本にはなく、その三年後に出した改訂版である再治本に補足した一文である。このような勢いのある巻頭言を掲げた理由には、本書が記述された時期によるものと考えられるが栄西が宋より帰朝後、間もなくのことであろう。現存の初治本には、「承元五年正月、染筆謹書」と記されていたが、この年には栄西は既に七十一歳の老人である。このような老境、枯淡の境地にある人間が、前述の如き自信と覇気に満ちて、外国礼讃をありありと示した様な文を書く筈がないというのが服部敏良氏の論である¹⁰¹⁾。

更に、ここに「初治本」の冒頭文を示したのは、栄西の留学し帰朝した当時の、紛れもない、

ありのままの栄西の魂が込められていると感じられたからで、筆者も服部氏に同感である。

藤原道長を中心とした古記録から「飲水病」の記載については、平安時代における不健康な平安貴族達は栄養の偏り、大酒、運動不足、睡眠不足など不健康な生活を送っていたために、病気にかかる事も多かった。飲水病が原因で亡くなるという説が、濃厚であろうと考えられる。

しかしながら、『御堂関白記』『権記』『台記』の日記から「飲水病」に関連する文字は出てこない。ただ三者ともに、病悩、風病発動、疫病、頭痛などの病に関わる言葉は、どの日記でも頻発している。『小右記』には、道長の水を飲む有様が生々しく綴られている。『中右記』では、二禁についての記事が散見して、しかも「飲水病」に二禁が併用して、危険な状態になり得ることが載っている。『小右記』、『中右記』において、「飲水」、「飲水病」、「飲水之病」（飲水の病）という掲載の記事が存在したということである。

このような道長の病気は、当時の飲水病と言われた病気で、今日の糖尿病に当たり¹⁰²⁾、前述の調査文献資料の状況から「飲水病」とあるものは、これは現代における糖尿病であろうと考えられる。

〔註〕

第五章

第一節

- 1) 森田傳一郎『中国古代医学思想の研究』(雄山閣出版、1985年8月、356頁)。
- 2) 前掲1) 356頁。
- 3) 前掲1) 357頁。
- 4) 前掲1) 358頁。
- 5) 前掲1) 362頁。
- 6) 服部敏良『王朝貴族の病状診断』(吉川弘文館、1975年7月、27頁)。
- 7) 新村拓『叢書・歴史学研究 日本医療社会史の研究—古代中世の民衆生活と医療』(法政大学出版局、1985年2月、272頁)。
- 8) 前掲6) 27頁。
- 9) 前掲6) 28頁。
- 10) 前掲6) 28頁。
- 11) 前掲6) 28頁。
- 12) 『大日本古記録 小右記四』自長和四年(1015)至寛仁元年(1017)、(岩波書店、1967年3月184頁)。
- 13) 前掲12) 187頁。
- 14) 前掲6) 31頁。
- 15) 前掲6) 31頁。
- 16) 『増補 史料大成 中右記一』、自寛治元年(1088)至永長元年(1096)、(臨川書店、1980年1月、116頁)。
- 17) 前掲16) 120頁。
- 18) 『増補 史料大成 中右記二』、自承德元年(1097)至長治元年(1104)、(臨川書店、1980年12月、131頁)。
- 19) 『増補 史料大成 中右記三』、自長治二年(1105)至天仁二年(1109)、(臨川書店、1980年12月、282頁)。
- 20) 前掲19) 431頁)。
- 21) 『増補 史料大成 中右記五』、自元永元年(1119)至大治二年(1127)、(臨川書店、1980年12月、183頁)。
- 22) 前掲21) 245頁。
- 23) 『増補 史料大成 中右記六』、自大治四年(1129)至長承元年(1132)、(臨川書店、1980年12月、326頁)。

第二節

- 1) 『国史大辞典 第九卷』(吉川弘文館、1988年、559頁)。
- 2) 『増補 史料大成 中右記二』、自承德元年(1097)至長治元年(1104)、(臨川書店、1980年12月、92頁)。
- 3) 前掲2) 91頁。

- 4) 前掲 2) 92 頁。
- 5) 前掲 2) 373 頁。
- 6) 『増補 史料大成 中右記四』、自天永二年(1111)至永久二年(1114)、(臨川書店、1980 年 12 月、23 頁)。
- 7) 前掲 6) 23 頁。
- 8) 前掲 6) 24 頁。
- 9) 前掲 6) 24 頁。
- 10) 前掲 6) 25 頁。
- 11) 前掲 6) 25 頁。
- 12) 前掲 6) 26 頁。
- 13) 前掲 6) 26 頁。
- 14) 前掲 6) 42 頁。
- 15) 和田英松『国史説苑』(二禁について三八)(明治書院、1939 年、506 頁)。

第三節

(一)

- 1) 服部敏良『王朝貴族の病状診断』(吉川弘文館、1975 年 7 月、162 頁)。
- 2) 前掲 1) 163 頁。
- 3) 『大日本古記録 小右記五』自寛仁二年(1018)至寛仁四年(1020)(岩波書店、1969 年 8 月、55 頁)。
- 4) 前掲 3) 33 頁。
- 5) 『大日本古記録 小右記四』自長和四年(1015)至寛仁元年(1017)(岩波書店、1967 年 3 月、187 頁)。
- 6) 倉本一宏『藤原道長 御堂関白記 上』(講談社、2009 年 5 月、338 頁)。
- 7) 倉本一宏『藤原道長 御堂関白記 下』(講談社、2009 年 7 月、254 頁)。
- 8) 前掲 5) 187 頁。
- 9) 前掲 5) 50 頁。
- 10) 前掲 5) 184 頁。
- 11) 前掲 5) 187 頁。
- 12) 前掲 5) 187 頁。
- 13) 前掲 5) 190 頁。
- 14) 前掲 7) 298 頁。
- 15) 前掲 7) 299 頁。
- 16) 前掲 7) 363 頁。
- 17) 倉本一宏『藤原道長の日常生活』(講談社、2013 年 3 月、19 頁)。
- 18) 前掲 17) 19 頁。
- 19) 倉本一宏『藤原道長 御堂関白記 中』(講談社、2009 年 6 月、232 頁)。
- 20) 前掲 17) 246 頁。
- 21) 前掲 6) 24 頁。

- 22) 倉本一宏『藤原行成 権記 中』(講談社、2012年1月、342頁)。
 - 23) 『大日本古記録 小右記二』自長徳二年(996)至寛弘八年(1012)、(岩波書店、1961年2月、119頁)。
 - 24) 前掲19) 95頁。
 - 25) 前掲19) 309頁。
 - 26) 『大日本古記録 小右記三』自長和元年(1012)至長和三年(1014)、(岩波書店、1964年1月、208頁)。
 - 27) 前掲17) 248頁。
 - 28) 前掲7) 44頁。
 - 29) 前掲5) 41頁。
 - 30) 前掲5) 187頁。
 - 31) 前掲5) 187頁。
 - 32) 前掲5) 187頁、188頁。
 - 33) 前掲7) 254頁。
 - 34) 前掲7) 145頁。
 - 35) 前掲7) 363頁。
 - 36) 前掲7) 376頁。
 - 37) 服部敏郎『日本医学史研究余話』(科学書院、1981年10月、36頁)。
- (二)
- 38) 前掲23) 11頁。
 - 39) 前掲23) 67頁。
 - 40) 前掲26) 11頁。
 - 41) 前掲3) 159頁。
 - 42) 前掲5) 179頁。
 - 43) 前掲5) 184頁。
 - 44) 前掲5) 187頁。
 - 45) 前掲5) 187頁。
 - 46) 前掲5) 188頁。
 - 47) 前掲5) 190頁。
- (三)
- 48) 前掲6) 3頁。
 - 49) 東京大学史料編纂所、「大日本史料総合データベース」、(〔権記〕條、938頁)。
 - 50) 倉本一宏『藤原行成 権記 上』(講談社、2012年5月、63頁)。
 - 51) 前掲50) 63頁。
 - 52) 前掲50) 69頁。
 - 53) 前掲50) 72頁。
 - 54) 前掲50) 76頁。
 - 55) 前掲50) 114頁。

- 56) 前掲 50) 148 頁。
 - 57) 前掲 50) 263 頁。
 - 58) 前掲 22) 50 頁。
 - 59) 前掲 22) 68 頁。
 - 60) 前掲 22) 180 頁。
 - 61) 前掲 22) 278 頁。
 - 62) 前掲 22) 309 頁。
 - 63) 前掲 22) 318 頁。
 - 64) 前掲 22) 320 頁。
 - 65) 前掲 22) 342 頁。
 - 66) 前掲 22) 349 頁。
 - 67) 倉本一宏『藤原行成 権記下』(講談社、2012 年 2 月、70 頁)。
 - 68) 前掲 67) 77 頁。
 - 69) 前掲 67) 128 頁。
 - 70) 前掲 67) 128 頁。
 - 71) 前掲 67) 128 頁。
 - 72) 前掲 67) 129 頁。
 - 73) 前掲 67) 131 頁。
 - 74) 前掲 67) 148 頁。
 - 75) 前掲 67) 149 頁。
 - 76) 前掲 67) 161 頁。
 - 77) 前掲 67) 181 頁。
 - 78) 前掲 67) 234 頁。
 - 79) 前掲 67) 265 頁。
 - 80) 前掲 67) 268 頁。
 - 81) 前掲 67) 352 頁。
 - 82) 前掲 67) 348 頁。
 - 83) 前掲 67) 391 頁。
 - 84) 前掲 67) 408 頁。
 - 85) 前掲 67) 409 頁。
 - 86) 前掲 67) 434 頁。
 - 87) 前掲 67) 459 頁。
 - 88) 前掲 67) 460 頁。
 - 89) 前掲 67) 460 頁。
 - 90) 前掲 67) 469 頁。
 - 91) 前掲 67) 470 頁。
- (四)
- 92) 原水民樹『日本史研究叢刊 40 台記 注釈 久安六年』(和泉書院、2021 年 11 月)。

- 93) 橋本義彦『人物叢書 藤原頼長』(吉川弘文館、1988年3月)。
- 94) 前掲92) 372頁。
- 95) 前掲92) 377頁。
- 96) 前掲92) 377頁。
- 97) 前掲92) 366頁。
- 98) 前掲92) 182頁。
- 99) 前掲92) 356頁。
- 100) 『茶道古典全集 第二卷』(淡交社、森鹿三『喫茶養生記』所収、1958年7月、15頁)。
- 101) 服部敏良『日本医学史研究余話』(科学書院、1981年10月、324頁)。
- 102) 前掲101) 39頁。

【附録】

【表 I】 倉本一宏『藤原道長 御堂関白記 上』講談社、2009 年からの抄録（下線筆者付す）

番号	年月	日	摘要
1	長徳四(998) 二月(53 頁)	四日 壬子。	訶梨勒丸服用
2	同年 二月(55 頁)	二十一 日己。	『扶桑集』献上/諸社奉例幣使定
3	同年 四月(61 頁)	二十三 日庚午。	内裏の試行していた時、病悩の気が有った。
4	寛弘元 (1004) 五月(95 頁)	十七日 庚子。	内裏の御読経は、病悩していたので、障りを申して不参。
5	同年六月 (101 頁)	八日 辛酉。	陣定/鬼気祭 (上略) 鬼気祭を修させた。
6	同年六月 (102 頁)	九日 壬戌。	頭痛/ 晴天。七日から頭をひどく痛めた。今日の後剋から重く病んだ。
7	同年六月 (102 頁)	十一日 甲子。	中和院行幸/病悩 晴天。夜に入って、内裏に参入した。すぐに天皇は神今食のため、中和院に御出なされた。
8	同年六月 (104 頁)	二十二 日 乙亥。	解脱寺参詣/源信を見舞う 晴天。内裏に参った。夜に入って、長谷の解脱寺に行った。女方も同行した。明日慎むことが有るからである。(和氣)正世を源信僧都の許に見舞いに遣わした。
9	同年六月 (105 頁)	二十六 日己卯。	源信を見舞う 晴天。正世を源信僧都の許に遣わした。僧都が病悩しているからである。
10	同年七月 (109 頁)	二日 甲申。	亡父供養の法華八講結願/霍乱 亥剋の頃、急に霍乱を病んだ。心神不覚となり、夜通し辛苦した。
11	同年九月 (131 頁)	十九日 庚午。	晴天。物忌が固かったので、土御門第に籠った。申剋に、女方に病悩の気があった。これは風病である。
12	同年十二月 (155 - 156 頁)	二十七 日 丙午。	藤原頼通病悩 (上略)掌侍の供人や女官三十余人には疋絹を賜い、髪上四人には疋絹二疋を賜った。(中略)今夜、頼通は、病悩したので土御門第に留まった。
13	寛弘二 (1005)正月 (157 頁)	一日 庚戌。	土御門第の拝礼が有った。公卿六人殿上人と地下の四位が合わせて三十余人諸大夫が六十七人であった。(中略)病が発ったので元日節会の内弁を奉仕せずに退出した。
14	同年正月 (158 頁)	四日 癸丑。	叙位の議に参ることができないということを天皇に奏聞させた。(中略)先月二十七日から少将(藤原頼通)が病悩していた。(下略)

15	同年三月 (172 頁)	二十日 戊辰。	石清水臨時祭の試楽があった。天皇の物忌に籠った舞人は五人であった。他の舞人は障りを申した。候宿した公卿は、中宮権大夫(源俊賢)・権中納言(藤原隆家)・右大弁(藤原行成)・大蔵卿(藤原正光)であった。大蔵卿は病悩して(下略)
16	同年六月 (182 頁)	十六日 壬辰。	去る朔日から病悩していたので、長い間、内裏に参らなかつた。昨日の一条天皇の召しによって参入した。(下略)
17	同年八月 (193 頁)	十七日 癸巳。	林池秋興の詩を作った。申剋の頃、(藤原)量能が来て云ったことには、「東宮(居貞おきさだ親王)に御病悩があります」と。
18	同年八月 (193 頁)	十九日 乙未。	内裏から退出した。東宮の御病悩は、まだ重かつた。
19	同年十二月 (211 頁)	四日 戊寅。	内裏に候宿した。風病が発った。
20	同年十二月 (211 頁)	五日 己卯。	内裏に候宿した。病悩の気は、まだ有った。
21	同年十二月 (212 頁)	七日 辛巳。	病悩の気が有った。
22	同年十二月 (212 頁)	八日 壬午。	咳病が発動した。(中略)、障りを申してきた。
23	同年十二月 (212 頁)	九日 癸未。	病悩の気が、まだ重かつた。(下略)
24	同年十二月 (213 頁)	十日 甲申。	(上略) 伊勢奉幣への臨時奉幣使発遣によって、内裏に参らなければならなかつた。ところが咳病が、まだ重かつた。そこで障りがあることを申した。(下略)
25	同年十二月 (214 頁)	二十日 甲午。	(上略)「中宮(藤原彰子)に御病悩の気が有った」と云うことだ。(下略)。
26	寛弘三 (1006)七月 (244 頁)	六日 丙午。	(上略) 病悩していたのであるが、内裏に参入した。この暁方、痢病を病んだ。
27	同年八月 (252 頁)	三日 癸酉。	(上略) 巳剋に及んで、風気が有った。
28	同年八月 (252 頁)	六日 丙子。	内裏に参った。『白氏文集』『扶桑集』の小冊子を天皇に献上した。(下略)
29	同年十月 (266 頁)	二十日 己丑。	宋商、蘇木・茶碗・『五臣注文選』『白氏文集』を献上。
30	寛弘四 (1007)正月	十七日 乙卯。	夜分からが咳病をやんでいたが、今朝は堪え難くなつた。(下略)

	(284 頁)		
31	同年正月 (284 頁)	十八日 丙辰。	内裏で賭弓が有った。咳病によって参らなかつた。(下略)
32	同年正月 (287 頁)	二十三 日 辛酉。	脩子内親王の慶賀に参らず/除目への参不 (上略)二十七日は天皇の御衰日です。(中略) 私は病悩し ていて、内裏に参れるかどうかは、わかりません。(下略)
33	同年二月 (292 頁)	十二日 己卯。	頭病が発つた。そこで故円融院の国忌に参らなかつた。
34	同年三月 (298 頁)	六日 癸卯。	昨日から目を病んだ。仁王会に参らなかつた。(中略)病悩 して内裏に参れないので、他の上卿にお命じになら れるよう奏状して、返上した。
35	同年四月 (303 頁)	六日 壬申。	夜に入って、内裏(一条院)に参つた。候宿した。一条天皇 が御下痢を病まれた。
36	同年四月 (304 頁)	八日 甲戌。	去る月末から、腰に熱物が有つたので、内裏に参らなかつ た。
37	寛弘五 (1008)正月 (338 頁)	十七日 己卯。	<u>訶梨勒丸</u> を服用した。病悩によって外出しなかつた。 (下略)
38	同年三月 (351 頁)	十九日 庚辰。	(上略) (安倍)吉平朝臣を召して、禄を下賜した。これは 春宮権大夫(藤原頼通)が、この何日か、病悩が有つたので あるが、今日吉平が解除を行ったところ、平復すること ができたことによるものである。
39	同年四月 (352 頁)	七日 丁酉。	(上略) 去る月末から、熱物を病んでいたもので、外出しな かつた。内(一条天皇)が御齒を病みなされたので、内裏 (一条院)に参入した。候宿した。
40	同年六月 (359 頁)	十三日 壬寅。	(上略) 私はこの何日か、病悩していたので、(中略) 長 谷の解脱寺の僧正(観修)が重く病んでいるということだ。 (下略)
41	同年八月 (363 頁)	十一日 己亥。	考定は延期した。(中略) 左大弁(藤原行成)は、服喪中の 身である。右大弁(藤原説孝)には、病悩が有つた。

倉本一宏『藤原道長 御堂関白 中』講談社、2009 年からの抄録 (下線筆者付す)

42	寛弘六 (1009)五月 (21 頁)	二十九 日 癸未。	内裏から退出した。病が発つた。
43	同年六月 (21 頁)	八日 辛卯。	この何日か、病悩していた。(中略)まだ尋常ではなかつた ので、すぐに退出した。

44	同年十一月 (48-49 頁)	二十五 日 丙子。	(上略) 読書は右少将(藤原)広業朝臣であった。『御注孝経』天子章を読んだ。(中略) 読書は大博士惟為忠であった。『礼記』文王世子篇を読んだ。
45	同年十一月 (48-49 頁)	二十六 日 丁丑。	(上略) 読書は東宮学士菅原宣義であった。『後漢書』章帝紀を読んだ。夕の読書は広業であった。『史記』五帝本紀黄帝篇を読んだ。
46	同年十一月 (49 頁)	二十八 日 己卯。	読書は、広業であった。『後漢書』明帝紀を読んだ。夕の読書は為忠であった。『毛詩』大明詩を読んだ。
47	同年十二月 (50 頁)	一日 辛巳。	読書は(菅原)宣義であった。『漢書』昭帝紀を読んだ。夕の読書は(惟宗)為忠であった。『論語』泰伯篇を読んだ。(下略)
48	寛弘七 (1010)正月 (58 頁)	一日 辛亥。	土御門第の天地四方拝は、常と同じであった。(中略) 小朝拝と、一条天皇に御薬の屠蘇を供した事は例年のとおりであった。(下略)
49	同年八月 (93 頁)	三日 己酉。	この何日か、風病を発していた。今日は具合が宜しかった。そこで内裏(枇杷殿)に参った。
50	同年十月 (104 頁)	四日 己酉。	(上略) 私は病悩していたので、参らなかつた。去る二十四日から痢病を病んでいた。(下略)
51	同年十一月 (109 頁)	三日 戊寅。	この五、六日、咳病を病んでいた。そして、この三日ほどは、極めて重くなった。(下略)
52	同年十二月 (119 頁)	二十三日 丁卯。	内裏の御仏名会を始めた。私は風病が発動したので、参らなかつた。(下略)
53	寛弘八 (1011)正月 (121 頁)	一日 乙亥。	(上略) 風病が発動したので、内弁を右大臣(藤原顕光)に委ねて退出した。
54	同年正月 (125 頁)	二十六日 庚子。	東宮殿に病悩の気が有ると云うことだ。そこで見舞いを遣わした。
55	同年五月 (143 頁)	二十三日 丙申。	一条天皇ご脳病 主上の御病悩は、まだ宜しくいらっしゃらなかつた。
56	同年五月 (144 頁)	二十六日 己亥。	主上の御病悩は、まだ宜しくいらっしゃらなかつた。
57	同年六月 (147 頁)	十四日 丙辰。	一条院の御病悩は極めて重かつた。一条院は出家を仰す。
58	同年六月 (147 頁)	十九日 辛酉。	一条院、出家/ 辰剋に一条院の御出家が有った。(中略) 一条院は御出家の後、御病悩が頗る宜しかった。
59	同年六月	二十日	(上略) 一条院の御病悩は重くいらっしゃつた。

	(148 頁)	壬戌。	
60	同年六月 (148 頁)	二十一日 日癸亥。	(上略) 一条院の御病悩は、甚だ重く発り続けなされた。 (下略)。
61	同年六年 (148 頁)	二十二日 日甲子。	一条院崩御。
62	同年七月 (154 頁)	二十三日 日甲午。	女房(源倫子)は、夜半に一条院を退出した。これは病悩の 気が有ることによるものである。(下略)
63	同年七月 (154 頁)	二十五日 日丙午。	源倫子、瘧病/ 一時的に退出した時、女方が瘧病おこりやま いを発した。(下略)
64	同年八月 (155 頁)	三日 甲辰。	夜分から、冷泉家に御病悩が有った。参上した。
65	同年八月 (155 頁)	七日 戊申。	東宮(敦成あつひら親王)は、この何日か、頗る御病悩の気が 有った。(下略)
66	同年十月 (170 頁)	十九日 戊午。	(上略) 冷泉院の許(東三条第南院)に参った。御病悩は甚 だ重かった。(中略) 私も病悩していたので、退出した。
67	同年十月 (170 頁)	二十四日 日癸亥。	早朝、冷泉院の許に参った。病悩が重かったのである が、未剋に退出した。(中略) 私は病悩してしまって、 (中略) 伺候することができない。(下略)
68	同年十一月 (175 頁)	二十日 己丑。	風病が発動したのではあったが、中宮の許に参った。
69	長和元 (1012)三月 (196 頁)	十一日 戊寅。	(上略) この何日か、病悩していたので、外出しなかつ た。(下略)
70	同年三月 (198 頁)	二十三日 日庚寅。	故一条院の御法事の雑事を定めた。私は病悩があつたの で、参らなかつた。(下略)
71	同年三月 (200 頁)	二十八日 日乙未。	(上略) この日何か、病悩していて、久しく参らなかつ た。(下略)
72	同年四月 (204 頁)	十九日 日丙辰。	(上略) 天皇が朔日から病悩を發されて、尋常ではい らっしゃらないことによるものである。
73	同年七月 (217 頁)	十八日 日甲申。	(上略) 「大内(三条天皇)は御病悩を發された」と云うこ とだ。
74	同年七月 (218 頁)	二十五日 日辛卯。	(上略) 夜半、左衛門督(藤原頼通)の許から、病が発つた ということを告げて来た。これは霍乱である。
75	同年八月 (221 頁)	十三日 日戊申。	(上略) 私は頭風が発動した。(中略) 私は病んでいたの で、参らなかつた。
76	同年八月 (221 頁)	十四日 日己酉。	頭風は、まだ堪え難かつた。そこで外出しなかつた。雨 が降つた。

77	同年九月 (225 頁)	二日 丁卯。	(上略) 大宰大貳(平親信)の許から、唐人周文裔が来着したという書状が有った。(中略) 天皇に奏上した。
78	同年九月 (228 頁)	二十一日 丙戌。	(上略) 唐人が来着したという解文、また我が家におくってきた書状一封であった。(中略) <u>入唐していた寂照からの書状</u> 、および寂照から送って来た <u>天竺風の観音像一幅と大遼の作文一卷</u> であった。(下略)
79	同年閏十月 (246 頁)	二十六日 丁亥。	内裏に参った。この一、二日、病悩していたので、(下略)
80	同年十一月 (262 頁)	二十八日 辛酉。	この一、二日、病が堪え難かったので、外出しなかった。
81	長和二 (1013)二月 (294 頁)	二十五日 丁亥。	(上略) ところが私は、病悩してしまって参らなかつた。(下略)
82	同年三月 (300 頁)	二十日 辛亥。	病悩してしまったので、内裏に参らなかつた。(下略)
83	同年四月 (309 頁)	十日 辛未。	風病が発動した。(下略)
84	同年四月 (309 頁)	十一日 壬申。	病悩は、まだ、平常ではなかつた。(中略) これは、皇太后宮に、いささか病悩の気が有ったことによるものである。
85	同年四月 (313 頁)	十六日 丁丑。	(上略) 「右大臣(藤原顕光)は、この何日か、瘧病を病んでいる」と云うことだ。(下略)
86	同年五月 (322 頁)	十九日 己酉。	早朝、東宮に参った。御病悩の気が有った。疫癘に似ていた。(下略)
87	同年六月 (325 頁)	八日 戊辰。	(上略) 私は病悩していたので、占ったところ、竈神の祟りということであった。そこで解除を行い、(下略)
88	同年九月 (352 頁)	十四日 癸卯。	入唐僧寂照の弟子である念救が、入京した後、初めて来た。摺本の『白氏文集』および天台山の図を贈られた。(中略) また、天台山(国清寺)から延暦寺に贈られた物を覽させた。天台大師(智顛)の画像と、天台大師存生時の袈裟・如意・舍利壺を贈るといふ牒であった。寂照と元澄の書状や、中国の天台僧二人と大宰府にいる唐人たちの書状を献上してきた。
89	同年十月 (361 頁)	十六日 甲戌。	(上略) 帰朝していた念救は、父母を訪ねるために、土佐国に下向した。念救は、土佐守(藤原)季随すえもりの許に賜う仰書を請うてきた。(中略)中国についての雑事を、念救と語り合った。(下略)

90	同年十一月 (371 頁)	二十二 日庚戌。	(上略) 中宮は勸学院と <u>施薬院</u> に御封戸を寄進された。
91	十二月 (380 頁)	二十一 日戊寅。	中宮(藤原妍子)御読経を始めた。私は病悩していて、御仏会に参らなかつた。

倉本一宏『藤原道長 御堂関白記 下』講談社、2009 年からの抄録 (下線筆者付す)

92	長和四正月 (1015) (18 頁)	二十三 日 甲辰。	この日から咳病を病んだ。
93	同年正月 (18 頁)	二十五 日丙午。	(上略) 私は咳病を病んで参らなかつた。(下略)
94	同年二月 (19 頁)	十六日 丁卯。	(上略) 先月、咳病を病んだ。(下略)
95	同年六月 (36 頁)	二日 庚戌。	昨日から風病が発動した。(下略)
96	同年六月 (37 頁)	四日 壬子。	(上略) ところが、病悩していたので参らなかつた。 (下略)
97	同年六月 (37 頁)	七日 乙卯。	(上略) 心神の具合は、不例であった。(下略)
98	同年閏六月 (44 頁)	十八日 丙申。	土御門第例経供養/舟遊び
99	同年閏六月 (44 頁)	十九日 丁酉。	小南第の北対の打橋から落ちた際に、左の方の足を損傷した。
100	同年閏六月 (44 頁)	二十日 戊戌。	左足を治療/ 夜の間、足が腫れて痛いことは、どうしようもなかつた。蓮や楊の湯で患部を洗った。
101	同年閏六月 (47 頁)	二十九 日丁未。	(上略) 私は病悩していて、参らなかつた。
102	同年七月 (52 頁)	二十七 日甲戌。	皇太后宮の御在所に参って、薬を献上した。(下略)
103	同年八月 (54 頁)	十日 丁亥。	午剋から、心神の具合がよくなかつた。これは咳病であろうか。積奠が行われた。源中納言(源俊賢)がその上卿を勤めた。「詩宴は無かつた」と云うことだ。「疫癘によるものである」と云うことだ。
104	同年八月 (54 頁)	十一日 戊子。	病悩により三条天皇の召しに応じず
105	同年八月 (54 頁)	十二日 己丑。	足がまだ宜しくなかつたので、蛭喰を行なわせた。

106	同年九月 (58 頁)	六日 癸丑。	藤原嬉子病悩/ 物忌に籠居した。この物忌は、小児(藤原嬉子)が病んだ後、七日に当たることによるものである。
107	同年九月 (59 頁)	十二日 己未。	(上略) 人が来て云ったことには、「千子様(藤原嬉子)は、重く病んでおります」と云うことだ。(下略)
108	同年十二月 (82 頁)	十二日 戊子。	「大将(藤原頼通)は、この何日か、病悩の気が有った。ところが、今日、極めて重くなった」と云うことだ。(下略)
109	同年十二月 (83 頁)	十三日 己丑。	(上略) 病悩の気は、まだ重かった。邪気が重く見えるのであった。そこで祈禱を行わせて、人に邪気を遷したところ、頗る宜しくなった。(下略)
110	長和五 (1016)正月 (90 頁)	十四日 己未。	頭風が発動した。御齋会の結願に参らなかつた。(下略)。
111	同年三月 (118 頁)	二十六日 庚午。	負傷していた足の方に、蛭喰を行なわせた。(下略)
112	同年四月 (128 頁)	二十二日 乙未。	蔵人(藤原)頼宜が申して云ったことには「この何日か、宇佐宮の奉幣料、および神人の禄料を率分所下文によって、諸国に賦課しました。ところが、但馬守(橘)為義が、『この但馬国は、野草の国です。練用の絹を供出することには堪えられません』と申してきました。ところが、仏神の用途については、宣旨を下して、代用の品目を認めず、指定された品目を徴収するよう命じておいた。但馬守が申請してきたことは、認めるわけにはいかない。野草の国であっても、指定してある練用の絹を供出しない限り、為義が殿上間に参ることは禁止する」と命じた。
113	同年五月 (131 頁)	七日 庚戌。	この日は高倉第の法華三十講の五卷日である。私は病悩していたのではあったが、捧物を立てた。(下略)
114	同年七月 (145 頁)	十日 壬子。	(上略)、退出して小南第に行った。初めて蒜を服用した。これはこの何日か、病悩していたからである。(下略)
115	同年七月 (146 頁)	十五日 丁巳。	(上略)、三条院の御盆供は、前に召さなかつた。私もまた、拝さなかつた。蒜気が有ったからである。
116	同年八月 (155 頁)	二十二日 癸巳。	秋季御読経を始めた。私は病悩が有って参上しなかつた。
117	同年十二月 (179 頁)	二十四日 甲午。	我が家の読経を始めた。心神の具合がよくなかつたので、三条院の御仏名会には参らなかつた、(下略)。
118	同年十二月 (180 頁)	二十八日	内裏から退出した。(中略) 夜に入って、右衛門志(紀)宣明が来て申させたことには「典薬寮の園地の下において、

		戊戌。	薬殿の薬生の男が、人のために殺されました。(中略)」と、(下略)。
119	寛仁元 (1017)正月 (182 頁)	五日 乙巳。	(上略)、 <u>相模国の砂金</u> について定めた。「射分錢を用意すべきである」ということになった。(下略)
120	同年四月 (210 頁)	二十一日 己丑。	内裏に参った。また、三条院は病悩されておられた。これは疫癘に似ていた。
121	同年四月 (210 頁)	二十二日 庚寅。	三条院の許に参った。御病悩は、まだ重かった。
122	同年四月 (210 頁)	二十三日 辛卯。	三条院の病悩は、まだ重かった。雨が降った。
123	同年四月 (210 頁)	二十四日 壬辰。	三条院の許に参った。御病悩は重かった。(下略)
124	同年四月 (212 頁)	二十七日 乙未。	(上略)、 御病悩によって、中宮の御在所(三条院)に参った。
125	同年四月 (213 頁)	二十九日 丁酉。	(上略)、 御病悩は重かった。(下略)
126	同年五月 (213 頁)	三日 庚子。	(上略)、 今朝から、心神の具合がつうれいとは異なっていた。一日中惱気が有った。
127	同年五月 (213 頁)	四日 辛丑。	心神の具合は、まだよろしくはなかった。
128	同年五月 (214 頁)	五日 壬寅。	心神の具合は宜しくなかったけれども、通例とは異なっていた。(下略)。
129	同年五月 (215 頁)	十二日 己酉。	(上略)、私は病悩していたので、故三条院の御葬送の御供に供奉しなかった。(下略)。
130	同年八月 (240 頁)	八日 癸卯。	夜分から中宮(藤原妍子)が御胸を病まれた。夜通しやまれて、寅剋に及んだ。
131	同年十一月 (254 頁)	三日 丁酉。	(上略)、 <u>訶梨勒</u> を服用した。心地が宜しくなかったので、会わなかった。
132	寛仁二 (1018)正月 (276 頁)	十七日 辛亥。	(上略)、 院はこの何日か、御病悩されている。
133	同年正月 (278 頁)	二十五日 己未。	(上略) 内裏から退出した。(中略) その後、私は風病が発動した。心神の具合は、宜しくなかった。
134	同年正月 (278 頁)	二十六日 庚申。	一日中、起きる事はなく、病み暮らしていた。人々が多く来られてといっても対面しなかった。

135	同年正月 (278 頁)	二十七日 辛酉。	(上略) 私は病悩が有った。(中略) 人が来られた。心神の具合は、宜しくなかつたので、会わなかつた。
136	同年正月 (278 頁)	三十日 甲子。	この何日か、風病が発動していた。(下略)
137	同年三月 (294 頁)	二十六日 己未。	東宮は、御頸に少し熱を持たれた物が有った。(中略) 雄黄と牛矢を患部に付け奉った。(下略)
138	同年四月 (298 頁)	九日 壬申。	(上略) 亥剋から、胸病を病んだことは、甚だ重かつた。丑の剋には、頗る宜しくなつた。(下略)
139	同年四月 (298 頁)	十日 癸酉。	(上略) 後に、一日中病悩していた。特定の箇所という訳では無く、心神の具合が、不覚であつて、どうしようもなかつた。(下略)
140	同年四月 (299 頁)	十一日 甲戌。	夜通し、心神の具合は、まだ不覚であつた。今朝から、頗る宜しくなつた。(下略)
141	同年四月 (301 頁)	二十日 癸未。	内裏に参った。天皇は御風病を発病なされた。(下略)
142	同年閏四月 (307 頁)	十五日 丁未。	戌剋の頃から夜通し、胸を病んだ。心神の具合は、不覚であつた。夜に入って法性寺五大堂に参った。
143	同年閏四月 (307 頁)	十六日 戊申。	心神の具合は、まだ病んでいて不覚であつた。(下略)
144	同年閏四月 (308 頁)	二十七日 己未。	左大臣(藤原顕光)が、見舞いに来られた。この日は、病悩が重かつた。私自らは会わずに摂政(藤原頼通)が面会した。
145	同年閏四月 (308 頁)	二十九日 辛酉。	心地は病悩の気が無かつたので、法性寺から退出した。(中略) また、胸を病んだ。極めて堪え難かつた。(下略)
146	同年五月 (309 頁)	九日 庚午。	(上略) 私は病悩していたので、自らは参らなかつた。歎き多いことは少なくなかつた。
147	同年五月 (310 頁)	十八日 己卯。	また胸病が発動した。極めて堪え難かつた。
148	同年七月 (314 頁)	六日 丙寅。	心神の具合が宜しくなかつたので、法興院に参らなかつた。
149	同年七月 (316 頁)	二十五日 乙酉。	(上略) 東宮(敦良親王)は、御物忌であつたので、参上されなかつた。また、昨夜、少し御病悩の気が有ったことによるものである。(下略)。
150	同年八月 (322 頁)	十七日 丙午。	東宮は、また発熱された。そこで内裏に候宿した。
151	同年八月 (316 頁)	十九日 戊申。	東宮の御病悩は、朝から御熱があつた。(中略) また発熱された。(下略)。

152	同年八月 (323 頁)	二十二 日辛亥。	東宮病悩/土御門第造営
153	同年八月 (323 頁)	二十四 日癸丑。	東宮は、発熱された。(下略)。
154	同年八月 (323 頁)	二十七 日丙辰。	東宮が発熱される御当日である。(中略) 私は咳病が重かったので、今日は遅さ参した。(下略)。
155	同年九月 (328 頁)	十一日 庚午。	(上略) 中宮から女方が退出した。「亥剋の頃、大将(藤原教通)が、急に重く病んだ」と云うことだ。(下略)。
156	同年十一月 (346 頁)	六日 甲子。	鴨川に出て、解除を行った。これは、この何箇月の間、目が明るくなかった。そこで祓ったものである。(下略)。
157	同年十一月 (348 頁)	十二日 庚午。	内裏に参った。候宿した。(中略) 目が明るくなかった。(中略) 未だ明るくはならなかった。(下略)。
158	十二月 (354 頁)	十九日 丁未。	内裏に参った。(中略)、私自らは、心地を悩んでいたの で、参らなかった。
159	寛仁三 (1019)正月 (357 頁)	五日 癸亥。	摂政が来られた。「今日、叙位の議を行います」と云うことだ。(中略)、私は病悩していると称して、会わなかった。(下略)。
160	同年正月 (358 頁)	十日 戊辰。	道成の家から帰って来た。(中略) 胸病が発動してきた。(下略)。
161	同年正月 (360 頁)	十七日 乙亥。	巳剋の頃から、胸病が発動した。辛苦したことは、一日中であつた。
162	同年二月 (362 頁)	三日 辛卯。	晴天。摂政が内裏から来た。(中略) その後から心神の具合が不覚となり、霍乱のようである。(下略)。
163	同年二月 (363 頁)	四日 壬辰。	病悩の気が有った。昼間に及んだ。麦粥を食した。(下略)。
164	同年二月 (363 頁)	六日 甲午。	心神の具合は、尋常と同じであつた。ところが、目がまだ見えなかった。二、三尺を隔てた人の顔も見えなかった。ただ手に取る物だけが見えた。(中略) 陰陽師や医家は、「魚肉を食されよ」と申した。何箇月の間、これらを食さなかつた。今、仏像も僧も、見奉ることができない。経巻は近く目に当てて読み奉ることができる。もしこれ以上、目が暗くなったならば、どうすればよいのであろうか。そこで五十日の假を三宝に申し上げて、今日から魚肉を食すこととした。思い歎くこと千万念であるが、これもただ、仏法のためである。(中略) 今日から肉食を行なう間、法華経一卷を書くこととする。

165	同年二月 (366 頁)	二十四 日壬子。	(上略) 内(後一条天皇)が御耳を病みなされているという御書状を送られてきた。(下略)。
166	同年三月 (370 頁)	十四日 辛未。	(上略) ところが、私は病悩していた膝が堪え難かったので、その事情を申させて、参らなかつた。
167	寛仁四 (1020)三月 (374 頁)	二十二 日 癸酉。	この日、无量寺(无量寿院)の供養を行なつた。寅剋に、皇太后宮(藤原妍子)と中宮(藤原威子)が同輦して西側の土御門第から遷御された。諸司が供奉したことは、常と同じであつた。同じ時剋に、仏の開眼を行なつた。法印(院源)を招請した。この時、神祇への経の読経と笛の演奏があつた。卯剋に、会集して、鐘を打つた。同じ時剋に、太皇太后宮(藤原彰子)が内裏から行啓された。巳剋に、諸僧が堂に入った。二人の証者(済信・深覚)は、中門から入り、南の階を登って着座した。
168	同年六月 (374 頁)	二十九 日 己酉。	土御門第の法華三十講を始めた。十齊仏は、未だ造り奉っていない。三体は、造り終わった。无量寿院の十齊堂に立て奉つた。
169	治安元 (1021)九月 (376 頁)	一日 癸酉。	念仏/ 念仏を始めた。十一万遍であつた。
170	同年九月 (376 頁)	二日 甲戌。	念仏/ 十五万遍であつた。
	同年九月 (376 頁)	三日 乙亥。	念仏/ 十四万遍であつた。
	同年九月 (376 頁)	四日 丙子。	念仏/ 十三万遍であつた。
	同年九月 (376 頁)	五日 丁丑。	念仏/ 十七万遍であつた。

【表Ⅱ】 倉本一宏『藤原行成 権記 上』講談社、2012年からの抄録 (下線筆者付す)

番号	年月	日	摘要
1	長徳三(997) 五月(61 頁)	二十二 日	<u>施薬院</u> から金英膏を出すように(太皇太后宮(昌子内親王))
2	同年六月 (63 頁)	八日	「左丞相は夜中の頃から病悩されている」と。すぐに天皇に奏上した。(勅使として道長を労問)
3	同年六月 (63 頁)	十七日	「大臣(道長)は、病悩していることが有るので、□と。すぐに事情を奏上した。」

4	同年七月 (69 頁)	十七日 己卯。	臨時御読経定/相撲召仰ー昨日と今日は、病悩して出仕しなかった。
5	同年七月 (76 頁)	三十日 壬辰。	相撲召合ー大臣(道長)が指示されて云ったことには、「この何日か、病悩していた。(下略)」
6	長徳四(998) 三月 (114 頁)	三日	御燈/源保光室、重病/道長、上奏/勅答ー丞相(道長)が(中略)「この何年か、出家の本意が有った。この時、遂げようかと思う」ということだ。
7	同年四月 (136 頁)	二日	参内できず/道長、病後初めて参内/欠国除目、延引
8	同年七月 (138 頁)	一日	道長亡父供養の法興院法華八講に参った。
9	同年七月 (148 頁)	十二日	病悩/勅により道長を見舞うー朝から身心が通例のようではなかった。(中略)勅によって、(中略)、病悩されている所を見舞った。帰り参って御返事を申した。
10	同年八月 (156 頁)	十五日	左府(道長)の許に参った。一条天皇の論言を伝え申した。(中略)病後、身体が弱っていて、独りで車に乗ることが出来なかったからである。
11	同年 (158 頁)	二十七日	小除目ー従五位上権医博士丹波宿禰重雅を典薬頭とした〔この官は医道の上臈を任じるものである。医博士清原為時と針博士菅原典雅は、序列は重雅の上であり、共にこの官を望んだ。ところが重雅は現在の名医であるので、抽任されたものである。医術に長じた者が一、二人を超えるのは、また通例のことである。従五位上針博士菅原朝臣典雅を造酒正とした。「左大臣(道長)の申請によって任じたものである」ということだ。
12	長保元(999) 七月 (212 頁)	九日	少将藤原成房、病が急に病悩するという事が有った。
13	同年七月 (216 頁)	十九日	内裏から左府の許に参った。大宋国の商客(曾)令文の申文を道長に披陳
14	同年十一月 (263 頁)	十七日	吉田祭/道長、病悩/結政ー(上略)(橘)忠範の許から、左府(道長)が病悩されていることを告げ送ってきた。内裏から退出し、すぐに参った。大した事は無かった。(下略)。
15	長保二 (1000)五月 (352 頁)	十三日 己子。	太元帥法、発覚ー一日中内裏に伺候した。夕方、院の許に参った。左府の許に参った。権中将に逢って、太元帥法が出来たということをお伝えた。

16	同年五月 (360 頁)	二十二日 戊戌。	顕光に仁王会の事、常赦詔書の脱字補填を命じる/藤原道綱、右大臣辞任/道長の為の大般若不断諷經-(上略)内裏に参った。(中略)勸学院から興福寺僧十五口を招請し、来る二十六日から始めて長者殿(道長)の許において御病悩を消除する為に、大般若不断經<諷經する>を転読させることになった。(下略)。
17	同年六月 (368 頁)	二十日 乙丑。	疫癘、流行-(上略)近頃、疫癘が徐々に延蔓している。この災厄は毎年、連々として絶えることは無い。昔、崇神天皇の御代の七年、疫病が有り、天下の人は大半が亡滅した。(中略)最勝王經の説を聞くと自ら叶っている。後漢の末年、災異が重畳した。(中略)後漢の済陰の彩鳳や、巴郡の黄竜は、皆、訛言を生じ、多くは妖言となった。(中略)堯禎帝の代の洪水や湯王の代の旱魃も、免れなかった。(下略)。
18	同年六月 (371 頁)	二十七日 壬申。	退出した。左府の許に参った。御病悩はすでに平癒していた。仏力の行ったところである。随喜は甚だ深かった。院の許に参った。帰宅した。
19	同年八月 (396 頁)	三日 丁未。	左府の許に参った。内裏(一条院)に参った。左大臣(道長)は病悩後、今日、初めて院(藤原詮子)の御在所に参られた。(下略)。

倉本一宏『藤原行成 権記 中』講談社、2012年からの抄録 (下線筆者付す)

20	長保二年 十一月 (17 頁)	七日 庚辰。	藤原重尹、重病と称し召喚に応じず
21	長保三 (1001)正月 (58 頁)	十九日 辛卯。	左府の許に参った。宣旨を承った。(中略)「(上略)私は病悩していますので、奉仕することができません。」(下略)。
22	同年二月 (68 頁)	八日 庚戌。	退出した。左府の許に参った。(中略)藤原公信少将の瘡を見舞った。内裏に参った。候宿した。
23	同年五月 (102 頁)	十九日 庚寅。	早朝、右中弁と共に左府の許に参った。宣旨を承った。(中略)諸卿が参会された。疫病を攘い除くべき事を定め申された。(下略)。
24	同年六月 (109 頁)	十五日 乙卯。	暁方、中将(藤原成房)の許から、重く煩っているということをお伝え送ってきた。そこで馳せ向かった。(下略)。
25	同年九月 (133 頁)	十八日 丙戌。	内裏に参った。季御読經が結願を迎えたのである。(中略)「院が御病悩されています」ということだ。(下略)

26	同年十月 (145 頁)	十九日	外記序に参った。(中略)この夜、心神は通例に背いた。暁に及んで、通常に復した。
27	同年 閏十二月 (166 頁)	九日 丙子。	広瀬・竜田祭が行われた。(中略)院の許に参った。御病悩されていた。
28	同年 閏十二 (168 頁)	十二日 己卯。	院の許に参った。候宿した。御病悩されていたのである。
29	同年 閏十二月 (168 頁)	十四日 辛巳。	一日中、雨が降った。夜に入って、院の許に参った。御病悩は重かった。(下略)。
30	長保四 (1002)正月 (176 頁)	十三日 己酉。	院に参った。伊予守(源兼資)が伝えて云ったことには、「花山院は、昨夜、危急の御病悩が有りました」ということだ。
31	同年正月 (177 頁)	二十四日 庚申。	院に参った。今日の夕方、中宮(藤原彰子)が病悩されたので、左府が内裏に参られた。
32	同年二月 (180 頁)	八日 甲戌。	院に参った。『摩訶止観』伝法の遺した巻は多いのではあったが、とりあえず結願した。左相(道長)は布施を法橋に施された。夜装束一具、織物大うちき一領、 <u>桑糸二十疋</u> 、米二十石である。(下略)。
33	同年五月 (212 頁)	六日 辛丑。	花山院が観音院から遷御された。(中略)(清原)為時真人と(和氣)正世朝臣が伺候した。正世は宮(為尊親王)の御腫物に針療治を施した。膿汁一升ほどが出た。各人に疋綾を下給した。(下略)。
34	同年五月 (212 頁)	七日 壬寅。	左府から御書状が有った。(中略)大夫(藤原道綱)が申させて云ったことには、「宮(居貞親王)の御病悩は、甚だ重くございます」ということです。(中略)一宮の御読経は、今日から五箇日、十口n僧で行われる。行事は道行が勤める。朝座の講師は権律師院源〔第三藤〕。問者は平能〔東大寺〕。夕座の講師は権少僧都定澄〔第一藤〕。問者は日助〔延暦寺〕。
35	同年六月 (218 頁)	七日 辛未。	今日の夕方、一宮(敦康親王)が左大殿(道長)の邸に移られた。
36	同年六月 (220 頁)	二十三日 丁亥。	(上略)権尚書(源道方)と東宮の許に参った。「宮(居貞親王)は御病悩している」ということだ。(下略)
37	同年十月 (246 頁)	十日 辛未。	(上略) 孟光(藤原行成室)が赤痢を煩った。

38	長保五 (1003)三月 (269 頁)	十日 庚子。	内裏に参った。(中略) 左府の許に参って雑事を申した。前僧正(勸修)に病悩の気が有る。すぐに房に向かい、見舞うことにした。
39	同年三月 (271 頁)	十九日 己酉。	内裏に参った。(中略) 「宮(藤原彰子)は一昨日から御病悩されている。暈病である」と云うことだ。
40	同年七月 (288 頁)	十三日 辛丑。	四条宮(藤原遵子)の許に参った。この日かの御病悩によるものである。(下略)。
50	同年八月 (294 頁)	二十一日 戊寅。	外記庁に参った。(中略) 一宮は、今夜から御病悩していた。(安倍)晴明が邪気を占い申した。
51	同年十二月 (309 頁)	十一日 丙寅。	神今食が行われた。(中略) 今日と明日は物忌であるうえに、風病が発動した。そこで障りを申した。
52	寛弘元正月 (1004) (318 頁)	九日 甲午。	今日から病悩したので、出仕しなかった。
53	同年正月 (320 頁)	二十八日 癸丑。	修法を二日間、延行した。今夜、心神が特に病んだ。手足は方を失った。もしかしたら、修法を延行したので、邪気が行われたものだろうか。
54	同年七月 (342 頁)	三日 乙酉。	暁方、(藤原)挙直朝臣から告げ送ってきたことには、「左府は、この夜から病悩されています」と。(橘)忠範・(源)政職の二人の大夫も、また告げ送ってきた。すぐに参った。この何日か、私も病悩していた。(中略) 左府は霍乱のように煩らわれていたのである。(下略)。
55	同年八月 (349 頁)	十七日 己巳。	早朝、左府は八瀬の地から比叡山に登った。(中略) 中宮(藤原彰子)の許から、病悩されているという告げがあった。(中略) この夜、慶円僧都の房を借りて宿した。三位中将と新中将(藤原公信)が同宿した。
56	同年八月 (350 頁)	二十一日 癸酉。	(上略) すぐにまた、内裏に参った。中宮は御病悩されていた。深夜、退出した。「楽は無かった」と云うことだ。
57	同年九月 (360 頁)	十六日 丁卯。	内裏に参った。右大臣(藤原顕光)が官奏を奉仕した。一条天皇の御前に伺候した。草書の『玉篇』三巻を賜った。退出した。左府の許に参った。
58	寛弘二 (1005)八月 (408 頁)	十四日 庚寅。	仰せに依って、最勝王経の外題を書き奉った。内裏に参った。(中略) 大宰府の解文では、宋人曾例令文が来着したとのことである。左府に参った。

59	同年八月 (410 頁)	二十一日 丁酉。	(上略) 立ち定まって、一の上(道長)が行って、東面して立った。(中略)、大宰府の言上した、大宋の商客曾令文が到来したが、安置すべきか否かについてである。
60	同年九月 (415 頁)	十七日 壬戌。	左府の許に参った。『往生要集』を返し奉った。新写した私の自筆を召された。そこで奉った。原本の『要集』を賜った。外記庁に参った。外記政が行われた。
61	寛弘三 (1006)四月 (458 頁)	十二日 癸未。	左府の許に参った。女人(行成室)に病悩の気が有った。そこで世尊寺に向かった。僧正(観修)に加持を請い奉った。病を除こうとする為である。
62	同年五月 (464 頁)	二十四日 乙丑。	左府の許に参った。帥宮(敦道親王)の許に参った。病悩されていた。鴨院(為尊親王室)に参った。世尊寺に向かった。

倉本一宏『藤原行成 権記 下』講談社、2012 年からの抄録 (下線筆者付す)

63	寛弘四 (1007)三月 (56 頁)	二十八日 乙丑。	結政所に参った。壁の外から着さなかった。更に内裏に参った。参った。一宮が御病悩していたのである。東大寺別当に澄律師を定められた。心
64	同年閏五月 (65 頁)	六日 辛未。	昨夕から、心神が通例のようではなく煩った。そこで出仕しなかった。
65	同年六月 (70 頁)	二十六日 庚申。	内裏に参った。昨夜の仰せによって、私が抄出した『漢書伝』三帙十巻を献上した〈今、一巻とした〉。また、勅によって、去年、賜わった『淮南子』の遺り九巻を賜わった。現存二十一巻。
66	同年七月 (71 頁)	三日 丁卯。	内裏に参った。(中略)、宇兵衛佐(藤原教通)の瘡病を見舞った。(下略)。
67	同年七月 (73 頁)	二十一日 乙酉。	(上略)、一宮(敦康親王)に病悩の気が有るので、御祈禱を奉仕させるようにと、天皇から直接、勅命が有った。
68	同年八月 (75 頁)	三日 乙未。	権左中弁〈(藤原)朝経〉と長多仁寺(解脱寺)に詣でた。僧正(観修)は、この何日か、病悩されている。
69	寛弘五 (1008)二月 (109 頁)	七日 戊戌。	(上略)、夜半、花山院に行幸が行われた。御病悩は特に重かった。しばらくして退出した。
70	同年九月 (128 頁)	十二日 己巳。	朝の読書は致時朝臣で、『礼記』第十六中庸篇であった。
71	同年九月 (128 頁)	十三日 庚午。	(上略)、夕方、『毛詩』第十六大明章を致時が読んだ。(下略)。
72	同年九月 (128 頁)	十五日 壬申。	内裏に参った。(中略)、朝の読書は『礼記』第六文王世子篇を読んだ。

73	同年九月 (129 頁)	十六日 癸酉。	夕方、致時が『周易』第一乾卦を読んだ。
74	同年九月 (131 頁)	二十八日 乙酉。	(上略)、前式部少輔江(大江)為基が『孝経』を読んだ。 (下略)。
75	寛弘六 (1009)二月 (148 頁)	十八日 甲辰。	(上略)、夜に入って、一宮(敦康親王)の御在所に参った。 病悩されていたので、(下略)。
76	同年二月 (149 頁)	二十五日 辛亥。	(上略)、主上の御病悩は甚だ重かった。(下略)。
77	同年四月 (161 頁)	七日 壬辰。	(上略)、中務宮(具平親王)の許に参った。草書の『玉篇』 〈中国の辞書三十卷〉三卷を返し奉った。左府の許に参 った。
78	同年六月 (171 頁)	一日 甲申。	内裏(一条院)に参った。(中略)、左府の許に参った。病悩 されている気が有って、出て来られなかった。
79	同年九月 (181 頁)	八日 己未。	内裏に参った。(中略)、この日、本草書を読んだ。為世宿 禰と共にである。
80	同年十月 (186 頁)	十五日 丙申。	(上略)、中宮が急に病悩されたということだ。(下略)。
81	寛弘七 (1010)九月 (234 頁)	二日 丁丑。	(丹波)重雅宿禰が痢病を灸治してくれた。
82	寛弘八年 (1011)三月 (260 頁)	二十八日 辛丑。	(上略)、斎院(選子内親王)の許に参った。病悩されている ことを聞いたからである。(下略)
83	同年五月 (265 頁)	三日 丙子。	今日の夕方から數叡上人を屈請して、芥子焼を修させ た。病によるものである。
84	同年五月 (268 頁)	二十二日 乙未。	(上略)、寺から帰った後、数日、病悩していた。余期は堪 え難かった。
85	同年五月 (268 頁)	二十三日 丙申。	今日から痢病を病んだ。
86	同年五月 (268 頁)	二十五日 戊戌。	(平)季信朝臣が、早朝、きて云ったことには、「昨夜、三 位中將(藤原教通)の御許に宿しました。一昨日から主上 (一条天皇)が御病悩されていることを承りました」と云う ことだ。
87	同年十月 (352 頁)	九日 戊申。	内裏、また一条院に参った。左府の許に参った。左府がお っしゃって云ったことには、「冷泉院上皇が、去月の朔日か ら赤痢を煩われている。今月にはいつてからは、沈み臥し

			ていて、御膳を召しあがらない。甚だ危急である。そしてこの一、二日は、御面と手足が腫れておられる」と云うことだ。(下略)。
88	同年十一月 (384頁)	二十日 己丑。	(藤原)良経が来て、『倭名類聚抄』四帖、『口遊』一卷、私自ら修した故兼明皇子の書一卷を請うてきた。皆これを与えた。(下略)。
89	同年十二月 (391頁)	十六日 乙卯。	早朝、左府の許に参った。『後撰和歌集』の上帙を返上し奉った。(下略)。
90	長和元 (1012) 十一月 (408頁)	一日	朔旦冬至平座 上卿(藤原道長)が御所に参った。見参簿を奏上した。この頃、東宮大夫(藤原斎信)が、この座に就いた。(上卿がこの座に着す前に春宮大夫がここに来て着された。)
91	長和二 (1013)正月 (411頁)	二日	東宮大饗 左大臣(藤原道長)が東宮(敦成親王)拝礼の列に立った。
92	長和五 (1016)二月 (415頁)	六日 辛巳。	内裏に参った。叙位の議が、摂政(藤原道長)の御直廬において行われた。入眼については、私が上卿を勤めた。(下略)。
93	寛仁元 (1017)正月 (418頁)	二日	中宮大饗 「后宮(藤原妍子)大饗が行われた。拝礼が行われた」と云うことだ。(下略)。
94	同年十二月 (434頁)	四日	大殿(藤原道長)が太政大臣に任じられた。
95	寛仁二 (1018)正月 (436頁)	三日 丁酉。	今朝、世尊寺に諷誦を修した。小童(藤原行経)の童殿上によるものである。(下略)。
96	寛仁三 (1019)八月 (446頁)	二十八 日	東宮、元服/東宮拝舞の位置東宮、禄の衣を遺す
97	寛仁四 (1020)六月 (447頁)	五日	陣覧内文の先例
98	治安元 (1021)正月 (448頁)	六日	叙位
99	治安二 (1022)四月	二十七 日	頼通北方、病悩

	(454 頁)	丙寅。	
100	治安三 (1023)十月 (459 頁)	一日 辛酉。	屏風和歌を書き始める
101	万寿元 (1024)六月 (463 頁)	二十六 日 壬午。	法成寺薬師堂供養/願文を書く
102	万寿三 (1026)正月 (467 頁)	十九日	藤原彰子、出家。上東門院となる
103	同年三月 (469 頁)	十一日	左頭中将(藤原)公成の書状に云ったことには、「勅答の上卿を勤めるように」と云うことだ。
104	年月日未詳		着座：非参議大弁は丸鞆に替えて、この瑪瑙を用いるべきである。
105	年月日未詳		軒廊御卜：軒廊の御卜の座は、上卿が宜陽殿に着して行う時には、東西を上とし、仗座に着して行う時には、中を上とする。
106	年月日未詳		勸盃：一宮は腰摺を隨身したことが有った。
107	年月日未詳		道長の靈験：入道殿(藤原道長)は、大般若経の訓経を転読し奉ったので、靈験が有った。

【表Ⅲ】原水民樹『日本史研究叢刊 40 台記 注釈 久安六年』和泉書院、2021 年からの抄録

番号	年月(頁)	日	摘要
1	久安六年正月(27 頁)	十四日 壬辰	(上略)今年余寒耐へ難し。風痾頻りに侵す。(中略)次いで呪願了んぬ。
2	同年正月 (33 頁)	十六日 甲午	余之を見て承伏す。(中略)頗る以て恥有り。寛公(寛信)唯頭密(頭教と密教、すなわち仏教学全体を学んでいる)を兼学するに非ず、亦已に書記を涉獵す(多くの書物を見る)。尊ぶべし。美むべし。
3	同年二月 (56 頁)	八日 乙卯	占、内より退私し、大原野に奉幣す。祭によりてなり。此の日立後の事を大相国(藤原忠通)に請ふ。奏すべきの状を報ず。(中略)、昨日法皇の報詔到来の時刻を以て泰親をして成否を占はしむ。其の占此如し。 雅楽頭安倍泰親
4	同年二月 (57 頁)	九日 丙辰	(上略)、院(鳥羽)に参る。(中略)、(平)範家伊勢怪異(伊勢神宮の心柱が倒れた一件)の文を下す。余之を結ねて返し下し、勘例せしむ。(中略)、両院(鳥羽・美福)法勝寺

			に幸す。千僧御読経に依りてなり。事了りて北殿に還御す。次いで帰化家す。(下略)。
5	同年二月 (60 頁)	十一日 戊午	(上略)、今夜大相公(藤原忠通)伊通卿(藤原呈子)を迎えて子と為し(本、是美福門院(藤原得子))、即ち入内の雑事を定む、と云う々。(下略)。 占、(中略)。 雅楽頭安倍泰親
6	同年二月 (67 頁)	十八日 乙丑	早朝に女房治部卿(故太皇太后宮亮実明朝臣(藤原)の女)をして立後の成不を筮せしむ。日はく、麒麟竹林の卦を得たり。必ず成就すべし、と。(下略)。
7	同年二月 (67 頁)	十九日 丙寅	(上略)、(平)範家書を送りて日はく、明日諸卿仗座に於い太神宮の心柱倒るる事を定め申すべし。(下略)。
8	同年二月 (69 頁)	十九日	夜に入り六角堂に参り、同事を祈請す。(中略)、今日より始め七ヶ日、兼賢(仁和寺の住僧)をして青蓮寺に詣で、同事を祈請せしむの御在所を往反す。(下略)。
9	同年二月 (70 頁)	二十一日土 戊辰	三位又参内す。(中略)、(安倍)泰親をして之を占はしむるに、其の占此の如し。昨日戌の時思し食す事の成否如何。(下略)。 雅楽頭安倍泰親
10	同年三月 (92 頁)	二十日 丁酉	(上略)、先に昇殿を聴すの由を仰せらる。余以下中門に列立し、慶を啓し、了りて殿上に着す。(下略)。
11	同年四月 (101 頁)	十四日 庚申	日吉祭に依りて奉幣す。(中略)、午の刻に宮権大夫(藤原兼長) と同車して参いんし、俱千日講を聴く。(中略)、已に節会の禄を賜ふ。朝参は自明なり。即ち宇治に奉り了んぬ。(中略)、例に依りて『老子』を講ず。講師は(藤原)憲孝、問は(藤原)敦任。
12	同年四月 (113 頁)	二十八日 甲戌	(上略)、此の日皇后宮権大夫初めて『五帝本紀』を読む。(中略)、式部権少輔成佐(束帯、二藍の下重、今旦青朽葉を用ゐるべからざるの由を仰す)五帝本紀を笏に取り副へ、参上して着座す。(中略)、読みて日はく、『史記』了んぬ。『史記集解』了んぬ。(中略)、(令月二遍、徳是一遍)。令月は、唐の謝偃作の七言句「嘉辰令月歛無極 万歳千秋楽未央」を指す。『和漢朗詠集』(卷下 祝)所載。徳是は、大江朝綱作の詩の一部「徳是北辰、椿葉之影再改、尊猶南面、松花之色十廻」を指す。『本朝文粹』(卷第九 詩序二帝道)所載。(下略)。
13	同年五月 (120 頁)	十三日 戊子	北斗念誦及び奉幣し了んぬ。七ヶ夜の間五夜晴るるを得たり。感応と謂うべし。夜深く二位(藤原幸子退出す)。今日禅閣(藤原忠実)宇治より木寺に渡御す。

13	同年五月 (121 頁)	十五日 庚寅	禪閣弥陀講を修し、百味を供す。(中略)、礼に抛りて之を案ずるに禪の後の月に奏樂す。「祥して縞す。是の月に禪し、月を徒して樂す」(『礼記』檀弓上 第三)。祥は大祥(三周忌)。禪は大祥の一ヶ月後に行う服喪を除く祭礼。然れば則ち憚る所無かるべし、と。即ち樂を以て法音に和す(禪閣箏を弾く(十三絃琴))。
14	同年五月 (123 頁)	二十日 乙未	(上略)、今禪閣俄に疾、定めて神欲せざるを知る。是を以て明日の参詣延引す。此の夕より炎魔王(三月一日供養する所の像)の前に於いて二口の僧を請ひ、千卷の寿命経を転読せしむ。禪閣の疾を救ふを求め、限るに十ヶ日を以てす(日別百卷)。文々句々高声に之を読む。
15	同年五月 (125 頁)	二十二日 丁酉	禪閣(忠実)平常に復す。早旦に(鳥羽)法皇(藤原忠実)右大臣上る書を禪閣に賜ふ。禪閣手書して、早かに行はるべきの状を報奏す。
16	同年五月 (125 頁)	二十四日 己亥	明日孔子講に依り、今夜右大将(藤原実能)の徳大寺辺の堂に向かふ。二位(藤原幸子)家中に於いて肉を食す。仍て祭祀に憚り有り。故に此の処に移る。
15	同年五月 (126 頁)	二十五日 庚子	例に依りて『礼記』講ず。(講師は(清原)頼業、問は(藤原)敦任・(藤原)成佐。詩有り。今日因幡を召し、寺に入りて言談す。(下略)。
16	同年六月 (132 頁)	二日 丁未	未の刻に禪閣(忠実)煩苦す。御身頗る温し。
17	同年六月 (133 頁)	六日 辛亥	中原師元の勘文により忠実居所を移す。禪閣(忠実)の御脳を救はん為に無言にて寿命経一卷(墨字)を写し、法眼良修をして供養せしむ。師元の勘文：左伝『春秋左氏伝』(成公六年)に曰く、毛詩『詩経』に(小雅 巧言)に「既に微し且つ腫す」と見える。意味は、「脛に傷ができ、また足が腫れる」。鄭箋(『毛詩箋』(後漢鄭玄作の毛詩の注釈書)孫炎曰く：「皆水湿の疾なり、」と郭僕曰く：「胛は脚脛なり。然れば膝脛下に瘡腫有り。」
18	同年六月 (134 頁)	八日 癸丑	禪閣尋常に復す。伝へ聞く、天子(近衛)還宮す、と。
19	同年六月 (135 頁)	十五日 庚申	伝へ聞く、祇園臨時祭の間、少将(藤原)実長朝臣蔵人頼行と諍論を成す。(中略)、鹿を食するの故なり。夜に入り『老子』を講ず。講師は(菅原)登宣、問は(藤原)敦任・(藤原)憲孝。

20	同年六月 (141 頁)	二十四日 己巳	舞人左兵衛尉則康去る十四日出家す。事、癡狂、と云々。「左兵衛尉則康(六月十五日出家。道心に非ず、病に非ず、酒狂、と云々。」仁和寺宮は覚法法親王。『本朝世紀』に、二人の関係を示す記載がある。それに依れば、則康は、覚法に「寵遇」されて「主水正源則遠の養子」となり、院北面に伺候していたが、当日本姓の伯に復姓し、「伶人」に還った。『本朝世紀』は、このことを「末代の善政」と評する。
21	同年七月 (145 頁)	三日 丁丑	(鳥羽)法皇をして八十の算を保たしめん為、辰の刻より始め戌の時に至り、一字一礼して寿命経を写し、法眼静経をして供養せしめ、畢りて院に奉る。周公の意の如く：「周公が兄武王の病の身代わりになることを始祖に誓い、そのことを公表しなかったことを指すか。」
22	同年七月 (147 頁)	八日 壬午	(上略)、戌の刻許りに禅閣鴨院の地・日置庄を賜ふ(御書を加ふ)。伝へ聞く、鳥羽法皇息災の為に千体延命(木像)を供養す。(行玄)座主導師と為る、と。今日皇后宮(藤原多子)護身を初む。「今日一院法勝寺に於いて三尺延命菩薩木像八百二十体を供養せらる。天台座主僧正行玄を以て導師と為す。讚衆十二口。 <u>秘密の軌儀</u> に就き、供養の中御仏限るに一千体を以てす。公卿・受領及び院に祇候の輩之を造立す。今日先に出で来るに随ひ供養せらるるなり」。
23	同年七月 (148 頁)	九日 癸未	(上略)右大将(藤原実能)三日より痲、其の妻一日より痲、夫婦の疾今に愈えず。今日皇后宮大進頼方をして大将を弔はしむ。
24	同年七月 (149 頁)	十一日 乙酉	(上略) 今日右大将(藤原実能)痲愈ゆ。
25	同年七月 (154 頁)	二十六日 庚子	例に依りて『周礼』を講ず。講師は登宣(菅原)、問は孝善(藤原)・憲孝(藤原)。
26	同年七月 (154 頁)	二十七日 辛丑	昨今両日令・経疏の文体に任せて重喪記の文を改正せしむ。 今日大将(藤原実能)の室痲愈ゆ。
27	同年八月 (156 頁)	三日 丙午	(上略)、今夜位禄(大弁)・賑給(外記)・施米(大弁)を定め仰す、と云々。伝へ聞く、今日法皇法勝寺に幸し、六百僧を屈し大般若経十六部を転読す、と。禅閣法皇の息災延命の為に延命の木像一百一体を供養す。南都の衆徒宇治に着く。従三位忠隆卿薨ず。

28	同年八月 (157 頁)	四日 丁未	(上略)、北野祭、服日の数の内に依りて由祓を行ふ。齊は常の祓の如し。了りて魚を食す。陰に参らんと欲すると雖も風雨の難に依りて之を止む。(中略)、是の夜猶宿候す。今日積奠(二月と八月に大学寮で孔子らの画像を懸けて祭る行事。)、上卿は華山納言(藤原忠雅)。
29	同年八月 (166 頁)	十五日 戊午	放生会。(中略)(源)成雅朝臣と通ず。
30	同年八月 (168 頁)	十七日 庚申	(上略)、例に依りて五条家に於いて『老子』を講ず。講師は(藤原)孝善、問は(藤原)敦綱。
31	同年八月 (174 頁)	二十五日 戊辰	今日より薤を食さず。
32	同年九月 (177 頁)	三日 丙子	薤を止むるの後、是の夜初めて沐浴す。
33	同年九月 (181 頁)	十五日 戊子	(上略)、今日侍従大納言(藤原成通)母の疾に依り帰洛す。
34	同年九月 (182 頁)	十六日 己丑	暁更に胸を患ふ。薬石を武衛(藤原公能)の廬に借り之を得、所悩休む。(中略)、法会殺礼。勅有りて弘定採桑老を奏す(唐、『操桑子』二作ル。其ノ体、老人杖ヲ携へ紫ノ浅袍ヲ着シ、微々行ク。身体堪へザル人ノ如シシ)、『教訓抄』巻第四)。また同書には、多資忠ウタレタリシ時、此ノ曲絶ユ。勅定ヲ以テ天王寺ノ舞人秦公貞ヲ召シ、近方二習ヒ写セラルル所ナリ」「好(多)氏ノ『採桑老』ハ(略)ハ(略)天王寺『採桑老』ノ舞ヲ某語寄、今、近秋ガ童形ノ時習ヒ伝ヘテ、近秋ガ手ヨリ好氏ハ写シ渡ス、ト云々」など見え、採桑老が天王寺に独自に伝えられていたことが分かる)を奏す。
35	同年九月 (187 頁)	二十六日 己亥	鶏鳴後、西殿(禅閣(藤原忠実)の居処)に参る。(中略)、奇みて僕従に問ふに各見ずと答ふ。疑うらくは春日明神禅閣を守るか。(中略)、禅閣仲營をして高陽院に申さしめて曰く、疾急なるに依りて参向能はず東三条に侍る、てへり。(中略)、御悩何事か。(中略)荊州占(『諸道勘文』等に引用されるが未勘。)に曰く、(中略)一条堀川の橋占(中略)其の奥書に曰く、九月重陽の日(九月九日の菊の節句。当日は菊花を浮かべた酒を飲み長寿を願う)。(下略)。
36	同年十月 (203 頁)	十一日 癸丑	(菅原)登宣百万を満じ了る由を告ぐ。即ち余(藤原頼長)魚類を用いる。

	同年十月 (204 頁)	十八日 庚申	例に依りて『老子』を講ず。大炊第に於いて之を行ふ。禅閣の仰せに依りてなり。余其の筵に臨まず。講師は(藤原)憲孝、問者は(藤原)敦任・(藤原)親佐。
37	同年十月 (205 頁)	二十二日 甲子	禅閣(藤原忠実)余(藤原頼通)の為に冥道供を修し(□実)、不動法を修し(覚仁)、春日詣の禱を修す(慧暁)。余不空罽索護摩を修し(静経)、自ら心経三巻を写す。皆是禅閣の御算一百歳に満ぜん為なり(春日に於いて供養すべし)。去夏、立後の時の願を果たさん為に写す所の心経十巻(金泥)を、今日春日の宝前に於いて供養す。導師は覚珍已講。(下略)。
38	同年十月 (206 頁)	二十五日 丁卯	平坦に金泥心経一卷を写す(御社(春日社)に於いて後日供養すべし)。求むる所成就の為なり。(中略)、 <u>御咳病</u> に依りて(鳥羽)院八幡詣延引す、と云々。二位咳病。別記 興福寺来賀の事 封を勸学・施薬両院(施薬院：貧しい病人等の収容施設。藤原氏の長者や皇后が封戸を与える)に奉る事 皇后宮(藤原多子)鹿嶋使の事。
39	同年十月 (207 頁)	二十六日 戊辰	午の時に参院(鳥羽)し、しばらくありて退出す。迺者咳病 貴賤免かれず「近日咳病蜂起す。貴賤上下敢えて免かるる者無し。老者多く以て妖亡、民庶粗死亡す。近年以来第一の咳疫なり(『本朝世紀』)」。
40	同年十月 (207 頁)	二十九日 辛未	夜に入り(藤原)親隆朝臣来たりて(鳥羽)法皇の咳病重発の由を告ぐ。(下略)。
41	同年十月 (207 頁)	三十日 壬申	(上略)、咳病に依りて宿廬に侍し(御前に参らず)重成をして安否を問はしむ。重きに非ざるの仰せ有り。(下略)。
42	同年十一月 (208 頁)	一日 癸酉	梅宮祭に奉幣例の如し。但し、川原より之を奉る。咳病に依りて浴せざる故なり。(下略)。
43	同年十一月 (208 頁)	二日 甲申	御脳未だ平ならざるに依りて、禅閣(藤原忠実)鳥羽の宿廬に移り御す。
44	同年十一月 (208 頁)	三日 乙亥	(上略)、咳病に依りて謁せず。御脳に依りて春日詣延引の由(藤原)親隆朝臣に仰す。「(藤原)法皇御脳に依りて春日詣延引の由親隆朝臣に仰せ了んぬ」(「別記」同日条)。
45	同年十一月 (208 頁)	四日 丙子	小川殿(藤原全子)御脳(咳病)に依りて、禅閣(藤原忠実)鳥羽より宇治に入御す、と云々。(下略)
46	同年十一月 (210 頁)	七日 己卯	(上略)、(藤原)成佐の疾を救はん為に、(安倍)泰親をして泰山府君(中国泰山に祀られ、人間の生死・禍福を掌る神)を祭らしむ。其の都状(泰山府君祭において延命・受福などを祈請する願文)に須く余の名を書くべし。而

			れども服に依りて成佐の名を書く。咳病の後、是の夜初めて浴す。
47	同年十二月 (221 頁)	七日 己酉	(上略) 余(藤原頼長)疾を称し資長に謁せず。皇后宮亮頭憲朝臣(衣冠)をして伝へしむ。と云々。
48	同年十二月 (224 頁)	十二日 甲寅	(上略)、四十九日間魚類を断つ、と。先日余(藤原頼長)及び直講師(中原)元礼に依りて魚類を断つべからざる(「喪の食は悪しと雖も必ず饑ゑて事を廃するは礼に非ざるなり。(略)五十には毀を致さず。六十には毀せず。七十には酒を飲み肉を食ふ。皆、死を疑るるが為なり」(礼記』雜記下第二十一)。を請ふ。(下略)。
49	同年十二月 (224 頁)	十三日 乙卯	自ら紺地金字寿命経を写し、座主(行玄)の房に遣はし、之を供養せしめ、訖りて(鳥羽)院に献ず。御脳の間書写の志有り。而れども余(藤原頼長)咳病を恐れ之を書く能はず。(鳥羽)法皇の寿命増長の為なり。(藤原)成佐の疾を救はん為に三尺の薬師如来像を図絵し、同経十二巻を摺写し彼の家に遣わして之を供養す。成佐疾病(両足大腫)出家を請ふ。余之を許さず。又成佐(源)有忠をして申さしめて曰く、疾急、穀を食す能はず。若し薯蕷粥を得ば之を食すべし、と。(下略)。
50	同年十二月 (226 頁)	十六日 戊午	出居の火炉に於いて薯蕷粥を煮、(藤原)成佐家に送る。聖天(教仁律師)「大聖勸歡喜自在天。仏教の守護神で、 <u>病悩</u> ・ <u>賊難退散</u> 等を祈願する。」・北斗(宣覚)・千手(覚仁)・愛染王(賢覚法眼)・不動(実寛律師)・等の供を始む。静経法眼を請ひ、願書を読む(南円堂・高野)。是の夕吉書の奏(直盧)。
51	同年十二月 (226 頁)	十八日 庚申	(上略) 例に依りて『老子』を講ず(大炊亭)。講師は(清原)頼業、問者は(藤原)遠明・(藤原)憲孝。(中略)、禅閣に申して曰はく、(藤原)成佐疾病、(下略)。

(下線筆者付す)

第六章 「桑」関連の「本草書」と本草の思潮

この章では、葉の基となる草、葉草の本草から、日本「桑」関連の「本草書」の概要と本草の思潮について考察する。

第一節 日本における「桑」効能記述の概要（江戸期の文献も一部含む）

（一）『古事類苑』植物部一

『古事類苑』は、明治政府の一大プロジェクトとして明治十二年(1879)に編纂が始まり、明治二十九年(1896)から大正3年(1914)にかけて出版された本文1,000巻、和装本で350冊、洋装本で51冊、総ページ数は67,000ページ以上、見出し数は40,354項目におよぶ、大百科事典。

ここには前近代の文化概念について、明治以前のあらゆる文献からの引用が掲載されており、日本文化を理解する上で、たいへん有用な事典である。その中から、「桑」関連の記事について江戸期までのものを抜粋し表にした。『古事類苑』植物部五 木四から「桑」関連の記事を抜粋して、注目される箇所を下線を付した。

	項目	摘要
1	倭名類聚抄二十木 ¹⁾ (913-938)(219頁)	<u>桑</u> 玉篇云、桑 音莊、字亦作 <u>栞</u> 和名久波 蚕所食也。 <u>栞</u> 毛詩注云、 <u>桑栞</u> 音射、漢語抄云、豆美、蠶所食也。
2	箋注倭名類聚抄十木 ²⁾ (1827)	按説文 <u>桑蠶</u> 所食葉木、顧氏蓋本之、則此誤脱=葉字一也、 所引文、毛傳鄭箋並不載、按蠶絲具引=礼記注云、 <u>桑栞</u> 蠶所食也、所引蓋月令注文、則此作=毛詩注一、恐誤、説文、栞、桑也、段云、当作=栞栞桑也一、桑之属、古書並言=二者一、則曰=桑栞一、单言=一者則曰 <u>桑</u> 曰 <u>栞</u> 、栞亦曰=栞桑一、如下淮南注=鳥号云、栞桑其木堅勁、鳥峙其上、是也、 <u>桑栞</u> 相似而別、見=胡氏通鑑釋文弁誤一、
3	伊呂波字類抄 ³⁾ 久殖物附殖物具〕(1144-1181) 伊呂波字類抄都殖物附殖物具 (223頁)	<u>栞</u> クワ正作 <u>桑</u> 菘 菘ィクハノミ <u>榘</u> 栞実已上同 <u>栞</u> ツミ <u>栞</u> 栞蚕所食 菩提樹
4	日本釋名 下木 ⁴⁾ (1322)	<u>桑</u> くはくう也、はは葉也、かいこのくふ葉なり、
5	倭訓栞 前編八久 ⁵⁾ (1777-1887)	<u>くは</u> ○中略 桑は蚕のくらふ葉なれば蚕葉と名くるなり、くところ通ず、こはかひこ也、まぐは、白桑也、ひめぐわ、女桑也、子を榘といふ、くはいちご也、桑耳はくはたけ也、山桑の名漢も同じ槩(えん)也といへり、新撰字鏡に、桔梗をからくはとよめるは心得がたし、

6	<p>農業全書 七四木⁶⁾ (1697)</p>	<p><u>桑</u> 桑は四木の一つにて取分貴き物なり、凡て人世の重き物は衣食に過る事なし、志かれれば五穀に次て必うゆべき物なり、古は人家ごとにやしき廻りに桑うへて、応じ\ノに糸綿を取て、衣服の儲と志たりと見えたり、殊に一度うへをきては、女功ばかりにて、農事の妨ともさのみはならず、草木こそ多き中に、青葉より糸綿の出る事、実に奇妙の靈木なり、近來木綿を広く作りて、其志るし速やかにして、下賤のために便りよきを専らとして、名所の外は桑の志たて疎かになりたると見えたり、されど木綿も又土地所によりて、をしなべて作る物にあらず、山中雨霧のふかき所、其外作りて利なき所多し、</p>
7	<p>本草一家言 二⁷⁾ (220 頁) 松岡玄達(通称は恕庵) (1668-1746)</p> <p>本草一家言二</p>	<p><u>桑柘</u> 桑和名久葉、損軒 ○貝原日本釋名云、久巴者食葉也、用以飼蚕之義、愚謂非也、久波者胡葉也、相通、胡者飼子之略称、蚕業之謂也、桑之族類、詳拳=于農桑輯要中、葉圓者名=白桑=、和名真桑、又有=岐者名=鷄桑=和名芹桑、葉狀雖=異、功用則同、又有=女桑一種=、則種子之所=生、言=其狀稚小=也、又有=挿扞者=、俱名=女桑=、</p> <p><u>桑 柘</u> ○中略 柘、和名山桑ヤマクワ、又名=谷桑=、葉似=桑而厚、又似=菩提樹=、葉似飼蠶、和名山繭一名<u>山桑</u>、古人連=称桑柘=者是也、唐詩桑柘影斜秋社散、是也、又有=单称柘者=、和名犬津氣イヌツゲ、又有=奴柘=、又黄楊之一種、又有=白丁花=、是又奴柘之類也、隨錄</p>
8	<p>重修本草綱目啓蒙二十五灌木⁸⁾ (1803-1805) 小野蘭山(1729-1810)</p>	<p><u>桑</u> クハ和名抄 一名商庭樹名物法言 蠶食同上 神木事物紺珠椹一名人精医学入門同名アリ 桑実名物法言 菘正字通人精同上 <u>桑白皮</u>一名延年卷雪輟耕録桑ハ田野ニ多ク栽へ、葉ヲ以テ蠶ニ飼フ、蠶食フ葉ノ意ニテ、クハト訓ズト大和本草ニ云リ、大抵ニ種ニ別ツ、其葉圓尖ニシテ鋸齒アル者ヲ白桑ト云、一名<u>魯桑</u>、康濟譜 和名マグワ、マルグハ、モチグハ、土州 此品葉厚ク汁多シテ、蠶ニ飼フニ良トス、其岐アリテ薄キ者ヲ鷄桑ト云フ、一名<u>花桑</u>、主治註 <u>鷄脚桑</u>事林廣記 荊桑康濟譜 和名ヤマグワ、サ、グハ、土州 セリグハ、アザミグハ、奥州 此品薬用ニ良トス、二種共ニ春葉ニ先テ花ヲ生ズ、穂ヲナシテ楮ノ穂ニ似タリ、後実ヲ結ブ、桑椹ト云、形蕪(ひょう、イチゴ)ニ似テ長シ、初ハ青ク後赤ク、熟スレバ黒シ、和名</p>

		<p>クハノミ、クハイチゴ、クハコ、奥州、ツマメ、濃州増、薬用ノ桑白皮ハ地上ニ出ザル者ヲ採リ、其マ、用ユルヲ佳トス、皮ヲ去リ白ク晒シタル者ハ、性力已ニ脱シ、且多ク櫛(タラノ)木ノ根皮ヲ用ユト云、又桑白皮ヲ用テ紙ヲ漉クヲ桑穰紙ト云、天工開物ニ見ヘタリ、今器物ニ造ル桑ハ、江州ヨリ出ヅルヲ最上トス、其次ヲ作州、但州、丹後、若州、丹波、日向ト次第ス、江州ノ産ハ、肌理天巧多ク、舶来ノ者ヨリ美ハシ、然レドモ舶来ノ者ハ、著色セズシテ自ラ紫褐色ナリ、又日向ノ産ハ極テ下品ニシテ、肌ニ白ミ多ケレドモ、マサ目至テ細シ、著色ノ法ハ石灰ヲ水ニテ解キ、是ヲ塗テ日ニ乾シ、草帚ニテ脱去シ、木賊ニテ琢キ、又加條(ムクノ)葉ニテ磨キ、油布ニテ拭ヘバ光沢出ヅ、</p> <p>柘ヅミ和名抄 ヤماغワ ノグハ大和本草 イヌグワ同名アリ 一名白柘皮外台秘要</p> <p>柘ノ字、薬性要略大全ニ□ニ作ル、山中ニ生ズ、葉ハ常桑ヨリ大ニシテ厚ク、長ク糙濇(ザラッキ)多シ、椹モ桑に同クシテ粘滑ナリ、木ハ常桑ヨリ黄色浅シ、増、樹皮ヲ取りスミ皮ト名ケ、茶黄色ヲ染ム、色鮮ナリ、コレモ紙ニ漉クベシ、<u>桑穰紙</u>ニ同ジ、</p>
9	<p>令義解 三田⁹⁾ (826) (221頁)</p> <p>令義解 三賦役</p>	<p>凡課=<u>桑漆</u>-上戸<u>桑三百根</u>、漆一百根以上、○註略 中戸<u>桑二百根</u>、漆七十根以上、下戸<u>桑一百根</u>、漆四十根以上、五年種畢、○註略 郷土不_レ宜、及狭郷者不_二必満_一数、</p> <p>凡田有_二水旱蟲霜_一、不_レ熟之處、国司檢_レ実、具録申_レ官、○註略十分損_二五部以上_一免租、損七分_一免_二租調_一、損_二八分以上_一課役俱免、○註略若<u>桑麻</u>損盡調_二戸全損_一、即雖_レ不_二全損_一不堪_レ輸_レ調者亦是、其桑麻者不_二相須_一也、者、各免_レ調、謂若無_レ課而有_レ役者、即免_レ役、其<u>桑麻</u>所_レ輸絶布不_レ同、故称_レ各也、</p>
10	<p>類聚三代格 八¹⁰⁾ 太政官符 (平安時代初期)</p>	<p>応_二七道諸国催殖桑漆_一事</p> <p>右東海道線觀察使從三位行式部卿藤原朝臣葛野麻呂奏状称、<u>桑漆</u>之課具載_二令條_一、易_レ殖易_レ生、養乃成_レ林、至_二于採用_一公私由_レ之、然国郡官司不_レ務_二催殖_一、既致_二闕乏_一、○註略 望請下_二知当道_一、交替分符、若不填数者、拘_二留解由_一、以懲_レ不填、其貶責解任一依_二先格_一者、</p>

	類聚三代格 一 太政官符	右大臣宜、奉 _レ 勅、依奏、自餘諸道亦同准此、 大同二年(802)正月二十日 応 _三 多氣度会兩郡雜務預 _二 大神宮司 _一 事○中略 一 _レ 応催殖 _一 桑漆二十一万八千七百九十六根 多氣郡十四万七千三百六根 <u>桑十三万六千五百三十三根</u> ○中 略度会郡七万一千四百九十根 <u>桑五万八千四百五十根</u> ○中略 右同前解○国解称、案太政官去大同二年正月二十日符称、 当道觀察使參議從三位行式部卿藤原朝臣葛野麻呂奏 称、桑漆之課具載 _二 令條 _一 、至 _二 于採用 _一 公私由 _レ 之、然国 郡官司不 _レ 務 _二 催殖 _一 、謹案 _二 天平二年(730)五月六日格 _一 称、諸国所 _レ 進桑漆等帳、或国随 _二 旧案 _一 、但改 _二 年紀 _一 、 或虚作 _二 増減 _一 、与実不 _レ 同、自今以後、嚴加 _二 促搦 _一 、依 _レ 令殖滿、每 _レ 年巡檢、実録申 _レ 之、如遣 _レ 使勘会、与 _レ 実 不 _レ 同者、国司必加 _二 貶責 _一 、郡司解 _二 却見任 _一 者、然猶積 習生 _レ 常狎 _レ 法無 _レ 悛、望請下 _二 知当道 _一 、交替文付、若付 不 _レ 填 _レ 数者、拘留解由 _一 、以懲 _レ 不 _レ 殖者、而今国司催殖 無 _レ 便之状、亦同 _二 馭家之條 _一 者、○中略 弘仁八年(817)十二月二十五日
11	日本書紀 一神代 ¹¹⁾ (720) (222 頁)	一書曰、○中略、軻遇突智(かぐつち)娶 _二 埴山姫 _一 、生 _二 稚 産靈 _一 、此神頭上生蠶与 _レ 桑、
12	万葉集七譬喩歌 ¹²⁾ (759) 万葉集三雜歌	寄 _レ 木足乳根乃母之其業桑尚願者衣爾著常云物乎、 (タラチネノ、ハ、ガソノナル、クハスラモ、チガヘバ キヌニ、キルトイフモノヲ) 仙柘枝歌三首 霰零、吉志美我高嶺乎險跡、草取可奈和、妹手乎取、 (アラレフリ、キシミガタケヲ、サカシミト、クサトルカ ナワ、イモガテヲトル) 右一首、或云、吉野人味稻与 _二 柘枝仙媛 _一 歌也、但見 _二 柘枝傳 _一 無 _レ 有 _二 此歌 _一 、 此暮、柘之左枝乃、流来者、梁者不打而、不取香聞将有、 (コノクレニ、ツミノサエダノ、ナガレコバ、ヤナハウタズ テ、トラズカモアラム)
13	夫木和歌抄 二十九桑 ¹³⁾ (鎌倉後期)	延喜十二年(912)年賀御屏風 ことしおひの に _レ る _二 くはまゆの _一 から衣 ちよをかけて ぞ いはひそめつる

14	八丈島漂流記 ¹⁴⁾	延享二年(1745) 桑の木を植る事、山畑又は居屋敷の近辺へ、如何程も沢山に植る也、蚕を飼ふ事は、御国に替る事なし、
15	本草和名 十三木 ¹⁵⁾ (918)	赤鷄桑桑葉小者也、出=徐恭論-、 <u>栞</u> 樞天精也、出=太清經- 一名扶桑丹、出=七卷食經- <u>桑</u> 者箕星之精也、出=太清經- 和名 <u>久波乃美</u>
16	新撰字鏡 木 ¹⁶⁾ (892)	栞 之石反、字樞同也、豆美乃美
17	和漢三才図会八十四灌木 ¹⁷⁾ (1712)	<u>桑</u> ○中略 按、栞 阿州 土州 山中有之、以為=弓木-、黄色、 農政全書云、栞木堅勁、皮紋細密、上多=白点-、枝條多有之、刺、葉比=桑葉-甚小而薄、色頗黄淡、葉梢皆三又、其樞亦飼之蠶、又有=綿栞-、刺少葉似=柿葉-微小、枝葉間結之實、状似=楮桃-而小、熟則亦有=紅蕊-、味甘酸、
18	続日本後記十九仁明 ¹⁸⁾ (797)	嘉祥二年(849)三月庚辰、興福寺大法師等為之奉賀=天皇宝算満=于四十-奉造=聖像三十軀-、○中略副=之長歌=奉獻、其長歌詞曰、○中略 帝之御世、萬代爾重禰飾氏奉之令栄度、 <u>栞</u> 之枝乃、由求礼波、仏許曾、願成志多倍、聖而已、驗波伊萬世、○下略
19	大和本草十二雜木 ¹⁹⁾ (1709)	<u>菩提樹</u> ○中略 凡念珠ニ作ル物ヲ世俗皆菩提樹ト称ス故ニ世俗ノ菩提子ト称スル物多シ、(中略)京都泉涌寺六角堂同寺町、又叡山西塔ニアリ、元亨釈書ニ、 <u>千光国師</u> 栄西入宋ノ時、宋ヨリ菩提樹ノタ子ヲワタシテ、筑前香椎神宮ノ側ニウエシ事アリ、報恩寺ト云寺ニアリシト云、此寺ハ千光国師モロコシヨリ帰りテ初テ建シ寺也、今ハ寺モ菩提樹モナシ、(下略)
20	東大寺造立供養記 ²⁰⁾ (1195)	(上略)古人傳云、(中略)日本 <u>栄西</u> 上人往=天台山-住=万年寺-、経=五ヶ年-以=種歸=当寺-也、歸朝之時、得=彼樹葉-而種=於香椎宮-、建久元年(1190)傳彼樹-以種=当寺-也、 <u>栄西</u> 上人書云、今大和尚者、予幼少之時、兄弟二人投以為之師、今暫別也、此菩提樹来=我朝-之最

(筆者作成)

上記は、『古事類苑』の「桑」関連を表化し、掲示したものである。江戸時代の文献が含まれるのは、栄西と『喫茶養生記』の記事を見出したからである。表の1から20の内容の概要を明らかにすると、次のようになる。「『古辞類苑』の植物部、木四」の項目のところに掲載されている「桑」関連の記事から抜粋した文献の概要を次に説明する。

- 1.〔『倭名類聚抄』二十木〕によると、源順(911－983)が承平年間(931－938)に事物の和名を集め、分類しそれぞれに漢名を宛て、その出典と意味を付けた事典である¹⁾。『古事類苑』では、「桑」は、『玉篇』にある桑の説明として、音荘、字は亦、「桑」と作り、和名は久波である。蚕が食す所なり。とあるところから、桑の効能記述ではない。また、「柘」については、『毛詩』注に云うことには、桑柘は音を射る。『漢語抄』に云う豆美である。蚕が食うものであるとある。
- 2.〔『箋注倭名類聚抄』十木〕によると、狩谷棧斎(1775－1835)は、諸本を対校討究して十巻本を原撰本と認め、詳細な考証を加えて『箋注和名類聚抄』十巻(文政十年(1827)成、明治十六年(1883)刊)を著した江戸時代後期の辞書注釈書である²⁾。『古事類苑』では、按説文「桑」は蚕が葉を食う所の木であるとある。説文によると柘は桑也とあり、柘は桑のことを言う。桑柘は「ヤマグワのことをいう。
- 3.〔『伊呂波字類抄』〕によると、平安時代末期に成立した古辞書で、橘忠兼編である³⁾。『古事類苑』では、「桑」クワは正しくは「桑」に作る。「菘」は、クハノミ。「榘」は「桑実」已上同じ、とあることから、「桑」の字を正字としている。更に「榘」について言及しているが、効能には触れていない。菩提樹とある。
- 4.〔『日本釋名』下木〕によると、貝原益軒著で、元禄十二年(1699)に成立し翌年に刊行した。後漢の劉熙撰の「釈名」にならい、和語を天象、時節などを二十三種に部類、五十音順に列挙し語源を説く⁴⁾。『古事類苑』では、「桑」は、くはくう也、はは葉也、かいこのくふなり。とあるように、桑葉を食していたようであり、その葉は蚕が食うとしている。
- 5.〔『倭訓栞』前編八久〕によると、国語辞典で、九十三巻から成り、谷川士清(ことすが 1709－1776)編で、前・中・後編からなる。前編には古言・雅語、中編には雅語、後編には方言・俗語を収録する⁵⁾。『古事類苑』では、「くは」は、「桑」は蚕のくらふ葉なれば蚕葉と名くるなり、まぐわは、白桑也、「ひめぐわ」は、女桑也、子を榘といふ、くはいちご也、「桑耳」は、くわたけ也、「山桑」の名漢も同じ槩(えん)也、とあり、「槩」は「やまぐわ」のことであるとあるように、「桑」は蚕が食う葉であるが、その種類名と「桑」がある。別用途に供している(「(くわいちご、桑耳)」)のことを示唆していると思われるが薬用効能の言及はみえない。
- 6.〔『農業全書』七四木〕によると、元禄十年(1697)に刊行された宮崎安貞(1623－1697)の著による日本最古の農書である⁶⁾。「桑」は四木(桑・楮・茶・漆)の一つにて分け前が貴きものである。凡そ人世の重要なことは衣食に過る事はない。五穀に次いで必ず得べきものである。古えは人家ごとに屋敷回りに「桑」を植えて、糸綿を取って衣服のそなえとした。青葉より糸綿の出る事、実に奇妙の霊木である。とあるように、桑の繊維をもって布にしていた。とあり、その衣食に過度はないとまで言及し「桑」の重要性を示していると思われる。農書でありながら蚕に言及されていない。桑の薬用効能には触れていない。
- 7.〔『本草一家言』二〕は、松岡玄達(通称は恕庵)(1668－1746)は日本の儒学者で本草学者⁷⁾。『古事類苑』では、「桑柘」は、桑の和名は久葉という。貝原損軒(益軒)が『日本釋名』に言うことには、久巴は食す葉である。蚕を飼うを以って用を義する。久波は胡葉である。相通じる。胡は飼子の略称で蚕業の之をいい、桑の族類である。詳しく農桑を集めて要中に挙げると葉円は白桑という名で和名は真桑、又、岐が有るは鷄桑の名で和名は芹桑という。葉状は異なると雖も効果は同じである。又女桑に一種有り則ち種子の生まれる所である。其の状は稚小と言うなり。

又挿扞は有るのは、扞をみな女桑の名であるとあるように、葉の円い桑は白桑で真桑であり、分かれている形状のものは鶏桑で芹桑という。葉の形は違っても効能は変わらず同じである。

又、女桑は種子ができるもので、其の形は幼く小さい。又扞が挿してあるのはみな女桑である、とあるように『古事類苑』では、「柘」は「やまぐわ」と言われ女桑である。さらに、「柘」は「やまぐわ」というように、怨庵は「桑柘」を「久葉」という。貝原益軒は「久巴」といい葉を食す蚕を飼うを以って義に用いるのは愚かなことではない。怨庵は、「久波」は「胡葉」（長生きの葉）で相通じると言う。本草学者としての故であろう。「長生きの葉」は養生的表現と考えられる。

8. [『重修本草綱目啓蒙』二十五灌木] によると、小野蘭山の口授による三十五巻から成る⁸⁾。

「桑」は、「クハ」と和名抄にあるように、一名を庭樹として楊子法言の名物である。蚕が食うもので、これも楊子法言の名物である。神木における事物は紺の玉である。「椹」は一名人精といひ医学入門に同名がある。「桑実」は楊子法言の名物である。「菘」は正字の通りで人精同上である。「桑白皮」は、『輟耕録』では、一名延年高潔を収束する。とあるように、「桑」は田野に多く栽えて、葉を以って蚕に飼う、蚕の食う葉の意にてクハと訓ずと『大和本草』に言う。これによると葉の円く尖って鋸齒あるものを『康濟譜』によると「白桑」といい、一名「魯桑」という。和名は、マグワ、マルグワ、モチグワ、土州、此の品葉は、厚く汁多く、蚕を飼うのに良い。その岐があって薄いものは「鶏桑」といい、一名花桑、主に解釈すると、『事林廣記』に「鶏脚桑」とあり、『康濟譜』に『荊桑』という。和名は、ヤマグワ、サ、グワ、土州、セリグワ、アザミグワという。奥州では、此の品種は薬用に良く、二種共に春葉に先がけて花を生ずる。穂は楮に穂に似ている。後実を結ぶ「桑椹」という。形はイチゴに似て長い。初めは青く後に赤く熟すれば黒し。

和名は、クワノミ、クハイチゴ、クハコ、奥州、ツマメ、濃州増す。薬用の「桑白皮」は地上に出ざるものを採り、其のまま用いるのを佳しとする。皮を去り白く晒したものは、性力已に脱して、且つ多く楸(タラ)木の根皮を用いるという。また「桑白皮」を用いて紙を漉くを「桑穰紙」という。『天工開物』(中国の産業技術書、宋応星の書。)に見えるのは工芸の説明である。「鶏桑」の「桑白皮」、「桑椹」が奥州では薬用に用いられている。東北地方を限定していることに注目する。

9. [『令義解』三田] によると、『養老令』の公的注釈書で十巻。天長三年(826)、明法博士額田今足(生没年不詳)が、律令条文についての先儒の旧説を撰んで正しい義を取り、巻帙を成して後学の者の指針とすべきであるとの意見を解にして大学寮に上申した⁹⁾。『古事類苑』では、凡そ桑漆を課すに上戸は、桑三百根、漆一百根以上。註略、中戸は桑二百根、漆七十根以上、下戸桑一百根、漆四十根以上、五年で種終わった。註略、郷土は宜しからず、及び狭い郷は、必ず数を満たさず。とあるように、「桑根」を上中下戸の郷に課税していることが窺える。この「桑根」は、薬用に使われるものなのか、養蚕の殖産奨励ための桑栽なのかどちらも考えられる。[『令義解』三賦役]は、凡そ田は虫の霜、洪水、ひでりのときは、之の処は熟さず、国司は実をとりしめる。記録を整えるように官に申す。註略、十分は5分以上の免租は損である。損の七分は、租調を免する、八分以上の課役俱免は損である。註略、若し桑麻の損が尽きる、調べると一戸全損である。即ち調べ輸送するのに全損を堪えられないと雖も亦是は、其の桑麻は、須らく相わずになる。は、各調を免じ若し課は無く役有ると謂うは、即ち役を免じ其の桑麻を運ぶ所と緇布は同じではない。

故に各それぞれの称になっている。とあるように、ここでは、桑麻と緇布の課納の違いを説明していると思われる。「桑」は課納の対象である。桑は上記と同様に考えられる。

10. 〔『類聚三代格』八〕によると、平安時代に編纂された法令集である。編者は不明。長保四年(1002)から寛治三年(1089)の間に編纂されたと推定される。弘仁・貞観・延喜の三代の格が官司別に分類した形で編纂されたものであったのに対し、これら三代の格をあわせ、内容により神社事・国分寺事・廃置諸司事・調庸事・禁制事などの事項別に編成しなおしたものである¹⁰⁾。『古事類苑』では、七道諸国は催殖の桑漆の事に応じる。右の東海道線観察使は、従三位行式部卿藤原朝臣葛野麻呂奏状の称である。桑漆之課具は令條に載る。殖を易く生じ易い。養の林を成して採るに公私に用いるは是の由である。然る国郡官司は催殖に努めず、既に闕乏に致す。註略、望みを請うて当たる道を指図する。交替は分符する。若し填がらなければ数は、留解の由を抱えて、以って懲らしめず填さぐ。其の貶す責解の任は、一に先格に依るは、右大臣宜しく勅を奉じ、依って奏す。余から諸道に亦同じく此れに准ずる。大同二年(802)正月二十日。というように、桑漆の課税は令條に載っているのは、桑漆は生じて茂り易いために林を育くむために公私に都合がよいということであろう。『類聚三代格』八に見える「桑」も、前述の薬用に使用されるものと考えられる。さらに、『古事類苑』に所収の〔『類聚三代格』一〕は、度会両郡雑務は大神宮事を司り多氣に應じる。中略、一応催殖の一には、桑漆二十一万八千七百九十六根は、多氣郡十四万七千三百六根、桑十三万六千五百三十三根、中略、右同前の解、国解の称は、案ずるに太政官去りて大同二年正月二十日符の称は、当道観察使参議従三位行式部卿藤原朝臣葛野麻呂奏する称である。

桑漆の課具は令條に載る。採用に至って公私に之が由である。然る国郡官司は栽植を務めず、慎んで天平二年(730)五月六日称を案ずる。諸国は進上する所が桑漆等張に、或国旧案に随う。但し年紀を改めるのに、或は虚に増減を作る。与える実は同じではない、今から以後は、促溺を加えて令に依って殖満し年毎に巡検する。実録に之を申す。使の遣いの如く、実を与えて同じ出ないのは、国司は必ず貶責を加えて、郡司が見任の却を解くのは、然る猶に積習が常に生じ法を狎じて悛無し。下略。というように、桑漆の根、桑根は前同に課せられる。多氣郡も桑漆の根が課せられる。年紀を改正にあたって虚に増減を作ることがあったので年毎に巡検するという。

ここでも桑根は薬用に使われる課納と考えられる。

11. 〔『日本書紀』一神代〕¹¹⁾によると、神代より持統天皇十一年(697)八月に至る歴史書である。舎人親王ら撰、三十卷、系図一卷(現存せず)。養老四年(720)五月二十一日完成し奏上した。というように、『古事類苑』で引用した『日本書紀』には、一書にいうことには、中略、軻遇突智(かぐつち)(火の神、火産靈(ほむすび)神ともいう。)は、埴山姫(はにさんひめ)を娶った。稚産靈(わくむすひ)が生まれた。この神は頭上に桑を与えて蚕が生まれた。とあるように、稚産靈の頭上に桑と蚕が生まれたということである。『日本書紀』一神代に、桑と蚕が出現する神話である。

12. 〔『万葉集』七譬喩歌〕によると、飛鳥・奈良時代の歌集、二十卷。成立については、制作年代の最も新しい歌は天平宝字三年(759)正月の伴家持の作歌であるから、最終的編纂は、それ以後になる。『万葉集』は舒明天皇時代(629-641)から淳仁天皇の天平宝字三年(759)まで、約百三十年間の長歌・短歌・旋頭歌・仏足石歌など四千五百余りを収録する歌集である¹²⁾。『古事類苑』所収の、作者未詳『万葉集卷七-1357番歌』には、木に寄ると、足乳根乃母之其業桑尚願者衣爾著常云物乎。とあるように、(タラチネノ、ハ、ガソノナル、クハスラモ、チガエバキヌニ、キルトイフモノヲ)。母が大切に飼っている蚕ですら、心を込めて願えば衣となって着せてくれるというのに。桑の葉を蚕が食べることによって繭になるのは、ほんとうに不思議なことであり、それが

母の手によって美しい絹になり着物になっていくという。桑と蚕と母が創り出す感動も神秘的なことである。

13. 『夫木和歌抄』二十九桑 貫之』によると、鎌倉時代後期の私撰類題集である。三十六卷。

撰者は冷泉為相の弟子、遠江の豪族勝間田(勝田)長清。永仁元年(1293)の勅撰企画から、延慶年間(1308-1311)の訴陳を経て、『玉葉和歌集』成立に至る二条・京極・冷泉三家抗争の時期で延慶三年(1310)ごろ成立した¹³⁾。『古事類苑』では、延喜十二年(912)年賀御屏風には、ことしおひの、にみくはまゆの、から衣、ちよをかけてぞ、いはひそめつる。『古事類苑』には、『夫木和歌集』に春分の日朝に定方の左衛門督の(妹の)尚侍の四十の賀にお祝いをさしあげたときの歌(今年生まれた新しい蚕の桑繭から作った衣を染めてさしあげて、あなたの世が千年も続くようにとお祝いを始めます。)には、桑まゆとあるように桑は、蚕、繭糸、絹糸、から衣へと連想させる不思議な植物である。

14. 『八丈島漂流記』¹⁴⁾によると、延享二年(1745)、桑の木を植える事、山畑又は居屋敷の近辺へ、如何程も沢山に植える也、蚕を飼う事は、御国に替わる事なし。とあるように、第二章にて、日本における「桑」と日本桑「ヤマグワ」の考察では、桑属の分類と日本における栽培桑の原種三系において論じている。振り返ってみると、元来日本に自生していた野桑と言えばヤマグワ。

ハチジョウグワ、ケグワ、オガサワラグワ、セキザイソウ、ヤマベグワ、ミズホグワ、アマクサグワ、などである。養蚕業に関係のある種としては、伊豆諸島(八丈島、三宅島など)に自生し、利用されたハチジョウグワと九州南部の島々に自生し、今でも利用されているシマグワがあげられる。『古事類苑』に掲載の、延享二年の『八丈島漂流記』に見える「桑」記述は、元来日本に自生していた野桑と考えられる。

15. 『本草和名』十三木』によると、深根輔仁が『新修本草』及び諸家食経所載品の異名ならびに和名、産地などを集録したもので、延喜十八年(918)になった『掌中要方』と同じ頃の所作であろう。この書の薬品の分類や順序は『新修本草』に準拠したことと、和産のあるものは和名と産地を挙げたことが特徴で、採薬師の渡来以来、薬名はすべて漢名が用いられてきたが、この書に至って初めて和名が漢名と対比されることとなった¹⁵⁾。『古事類苑』では、赤鷄桑の桑葉は小さいものである。恭しい論を徐に出すと桑椹は天精なり。太清経に出る。一名扶桑丹、食経七巻に出る。

桑は箕星の精である。太清経に出る。和名は久波乃美。とあるように、『本草和名』では、扶桑丹、桑の位置、和名を表示して赤鷄桑の桑椹についての効能を述べていると考察する。

16. 『新撰字鏡』木』によると、日本人の手による現存の古辞書のうち、平安時代前期の編纂にかかわる最も代表的な漢和辞書である。昌住の撰、完本は十二巻で、宮内庁書陵部蔵の天治本がその趣を伝える。別に抄録本があつて、近世の刊本である享和本・群書類従本などは、これに属する¹⁶⁾。『古事類苑』では、先述した松岡恕庵は、柘と桑を一括りに説明していた。ここでは、柘、之の石はそえて字は、櫛と同じであるとあるが、櫛とは、車井戸の滑車のことを指す。

17. 『和漢三才図会』』によると、正徳から享保の間に刊行された図入りの百科事典。和氣仲安門で大阪住の医者。法橋寺島良安が三十余年をかけて編纂したもの。全百五巻、首巻・目録各一巻、八十一冊。正徳三年(1713)林信篤(鳳岡)序、同年和氣伯雄叙、正徳二年自叙、正徳三年清原宣通後叙、正徳五年秋臥雲閣主追加。大阪の大野木市兵衛ら五肆刊。刊年は所載なし。追加年次により推定であるが、明の王圻編の『三才図会』に模したもので、その書所収で略した項目もあつて、

卷一のみは「和漢三才図会略」と内題する。日本の項目には加えた故か、以下の巻はことごとく「略」の文字はない。和語や和歌の引用以下は、和臭ははなはだしいが全部漢文で説明する。

所収項目は天・人・地の三才の大部に分類する¹⁷⁾。『古事類苑』では、按(あんじ)て柘、阿州、上州の山中に之は有り、以って弓木の為に黄色である。農政全書に云う、柘木は堅勁で皮紋は細密で上に白点が多い。枝條は多く刺がある。葉は桑葉に比べて甚だ小さくて薄く、色は頗る黄淡である。葉梢は皆三又で、其の椹は亦蚕を飼う。又、柘に綿がある。刺して少葉は、微小で柿葉に似る。枝葉の間に実を結ぶ。状は小さくて楮桃に似る。熟すと則ちまた紅の蕊が有り味は甘酸っぱいことから、桑の性状について述べられているが、効能には触れていない。

18. 『続日本後紀』十九仁明¹⁸⁾によると、嘉祥二年(849)三月庚辰、興福寺に大法師ら聖像三十軀、造り奉るために天皇は宝を四十算満して賀を奉じて為した。この長歌を副て、奉献した。

其の長歌の詞に曰く、帝の御世は万代の爾禰を飾り令により栄の度に奉じる。柘の枝の由は礼を求めて仏は曾の許に、志多倍に願成する。聖は已に験はこの万世にあり。とあり、「柘」の枝を以って成願するというようにある。「柘」は「やまぐわ」で野桑といわれた桑の一種であることから、ここに所収されたものと考えられるが、効能までは載せていない。

19. 『大和本草』十二灌木¹⁹⁾によると、貝原益軒の著で宝永五年(1708)益軒七十九歳の時に成り、翌六年刊行された。正徳五年(1715)の刊本には『大和本草附録』二巻と『諸品図』二巻が附刻されている。この書は『綱目』に出づるもの七七二種、中国の群書に出づるもの二〇三種、和品三五八種、変種二九種、合計一三六二種の物品につき、名称、形状、生産、応用等を記したもので、むしろ博物書とも言うべきものであるが、文中ではしばしば薬用に触れ、特に巻二の『論用薬』では諸家の説を引き、自説も加えて薬物応用の要旨が記されている¹⁹⁾。『古事類苑』には、菩提樹を取り上げて、そこに栄西が宋より渡した菩提樹の記述が「千光国師栄西入宋ノ時、宋ヨリ菩提樹ノタ子ヲワタシテ、筑前香椎神宮ノ側ニウエシ事アリ、下略。」と見える。菩提樹は、「桑」との関係がある。さらに、「桑樹はこれ過去諸去諸佛成道の靈木」『喫茶養生記』巻下(初治本)とある。仏教で「諸仏成道の靈木」と言えば、菩提樹を指すように、唐の義浄が訳した『仏説大孔雀呪王経』巻下に「菩提樹の葉が無ければ、桑の葉をこれに代えて仏像に供えよ」²⁰⁾、とあることから『大和本草』所収の菩提樹を挙げた。

20. 『東大寺造立供養記』²¹⁾は、治承四年(1180)十二月東大寺諸伽藍炎上後の、俊乗房重源によって廬舎那大仏像の修理、大仏殿再建と諸仏像などの造立の経緯を、ほぼ編年的に記載したものである。

内閣文庫・尊経閣文庫などに写本が所蔵されている。高野山にいた重源が大大仏の焼亡を夢告により感得し、焼亡後に造東大寺長官藤原行隆を介して、後白河院より大勸進の論旨を賜り、貴賤の喜捨と宋人鑄物師陳和卿・陳仏寿や日本の鑄物師草部是助などを起用して、文治元年(1185)八月に盛大な開眼供養会を行なったこと、以後大仏殿再建のために文治二年四月に造国に充てられた周防国の杣に入り用材の探索と運搬に苦心し、建久元年(1190)十月の上棟式を経て、同六年正月中門の造立、三月十二日將軍源頼朝・政子の参向を得て大仏殿落慶供養会が行なわれたこと、さらにその後、大仏両脇侍・四天王像などが大仏師定覚・康慶・運慶・快慶などにより完成し、建仁三年(1203)十一月に、大仏殿落慶以後に完成した諸佛供養が、行なわれたことなどについて記載している。このように、菩提樹にいついて、『古事類苑』所収の『東大寺造立供養記』には、「古人伝云、日本栄西上人住天台山住万年寺経五ヶ年以種帰当寺也。帰朝之時、得彼樹槩而種於香椎

宮、建久元年伝彼樹以種当寺也。下略。」というように、栄西によって菩提樹が伝えられた記載があるために、ここに掲示した。頼朝・政子がこの「東大寺造立供養会」に参向とあるように、栄西と頼朝・政子の出会いが、この東大寺造立供養会での記載に注目すべきであろう。

以上が、『古事類苑』に所収の文献に見える「桑」関連の記事である。桑の効能についての記事で『本草一家言』で、貝原益軒は「久巴」といい、葉を食す蚕を飼うを以って義に用いるのは愚かなことではないといい、松岡恕庵は「久波」は「胡葉」(長生きの葉)で相通じるというように、「桑」の観点に相違がみられた。『重修本草綱目啓蒙』において「鷄桑」の「桑白皮」と「桑椹」は奥州では、薬用に用いられている。平安時代初期の『令義解』では、「桑根」を上中下戸の郷に課税していることが窺える。この「桑根」は、薬用に使われるものなのか、養蚕の殖産奨励の栽桑であるのか、どちらも考えられると思われる。平安時代の法令集『類聚三代格』には、「殖を易く生じ易い。養の林を成して採るに公私に用いるは是の由である。」とあることから、栽桑が重要な役割を担っていたと考えられる。『日本書紀』に、頭上に桑と蚕が神話に登場し、『万葉集』にも蚕に桑を与える母の仕事から、美しい絹の衣を連想するように、それは殖産に発展する過程であろうかと考えられる。桑は薬用と養蚕と両方に対応していると考察する。『古事類苑』からの引用ではないが、『大和本草』の「桑」関連の記事をここに掲載したいと考えるのは、近世以降の「桑」に関する記述として、江戸時代に刊行された『本朝食鑑』²²⁾において「桑椹」の出処が掲載されている。『本朝食鑑』は人見必大(1642-1701)によって、元禄十年(1697)に刊行された本草書である。十二巻十冊の構成であり、日本の植物全般について、水火土部・穀部・菜部・菓部・禽部・鱗部・獣畜部にわかれ、品名を挙げてその性質や食法などを詳しく説明している。食鑑の中で最も傑出した書で、本書は江戸期の本草書であるが、その出典に、孟詵『食療本草』・日華子『日華子諸家本草』・蘇頌『図経本草』などを挙げ、「桑」に関しての引用が見られたことからこの場所に登載した。『本朝食鑑』では『桑椹』今俗に、久和伊知古と読む¹⁾。「集解」これは桑の子である。

形状は莓に似て、円長。生は青く、熟すると紅く、紫色になり、各地に多くある。近時は毎の果とするは少ない。但、酒に醸して飲むくらいである²⁾。「気味」甘涼。無毒。「主治」関節を利し、痺痛³⁾を止め、酒毒を解し、水腫⁴⁾を消す。「發明」『四時月令』⁵⁾によれば「四月に桑椹酒を飲むのが良い。百種風熱(風毒より生じる熱)を能く理める」とあり、孟詵⁶⁾(『食療本草』)によれば、「根の白皮は、一切の風氣⁷⁾を下す」とあり、日華子⁸⁾(『日華諸家本草』)は、葉は一切の風を治すと言ひ、蘇頌⁹⁾(『図経本草』)によれば、枝は全身の風癢(むずがゆい)・脚氣・風氣・四肢の拘撃を治すという。また李時珍『本草綱目』によれば、葉を煎じるのに桑火を用いると、能く関節を利し風寒(風も寒もともに、病因としての外因中の六気の一)・湿痺(風・寒・湿の三気が合して痺となるもの)・諸痛を除くと謂う。『大和本草』は、書物によるばかりでなく、みずから実見した知識や思想にもよる革新的な博物書となっている。『大和本草』の「大和本草卷之十 木之上 四木類 桑」の条文には栄西、『喫茶養生記』の記述がある。「桑の木は中風の薬となり、葉を酒に煎じて服すと一切の風を治す」²³⁾と書かれているように江戸時代の『大和本草』に栄西の『喫茶養生記』が登場している。貝原益軒は、李時珍(1518-1593)の『本草綱目』(1578年に完成、1596年北京で上梓)の分類法を参考にして独自の分類から『大和本草』を編纂している。『大和本草』は、江戸時代における日本人による最初の本格的本草書であり、中国渡来の本草が日本の自立をし始めたことを示している。本草の学は、『大和本草』によって後学に影響を与えた²⁴⁾。

〔参考〕『桑椹』の出処を掲載する。

- 1 「実ヲ結ブ。桑椹ト云。和名クハノミ、クハイチゴ、クハコ<奥州>、ツマメ<濃州>」(『本草綱目啓蒙』)。
- 2 果食には干菓と生食とが有ったのであろう。「入道法師云、自二信濃一干桑二合、□、梨子一果、持来」(『明月記』安貞元年十二月二十一日)。
「くわいにんの問いませ給べき物。ありのみ。むめ。くはのみ」(『武家調味故実』)。
また「桑椹生乾トモニ助餓」(『大和本草』)。これは備荒食としての扱いである。桑椹酒のことは、本書第一卷一二九頁参照。
- 3 痺による痛み。「痺ハ気閉塞寒シテ通流セザルナリ。或ハ痛痺シ或ハ麻痺シ或ハ手足緩弱シ痿相類ス。但痿内因ニ属ス。血虚火盛ニシテ肺焦レテ成。痺ハ風寒湿ニ属ス。三気侵シ入テ成。又痺ハ中風ノ一ナリ」(『病名彙解』)。
- 4 「正ニ云。通身面目手足皆浮テ腫ルヲ名ケテ水腫ト云」(『病名彙解』)
- 5 後漢の崔寔の著。一年の四季の気候に応じて、なすべき行事を記録したもの。
- 6 「(孟)詵梁人也。武后時举二進士一、累二遷鳳閣舍人一、出為二台州司馬一、転二同州刺史一。
睿宗召用、固辞。卒二年九十一。因二周礼食医之義一著二此書一(『食療本草』)、多有二增益一。又撰二必効方十卷補養方三卷。唐史有レ伝」(『本草綱目』歴代諸家本草)。
- 7 「空気之流通者。風氣通二於肝一」(『中国医学大辞典』)。
- 8 「『日華諸家本草』。禹錫曰。国初開宝中明人撰。不レ著二姓氏一但云二日華子大明序一。集二諸家本草近世所レ用薬一、各以二寒温性味華実虫獸一為レ類、其言二功用一椹悉。凡二十卷」(『本草綱目』歴代諸家本草)。
- 9 「時珍曰。宋仁宗既命二掌禹錫等一編二釋本草一。又詔天下郡県一、図上二所レ産藥物一、二唐永徽故」。

(二) 日本の養生書の概要

日本の養生書著者の概要について、謝心範²⁵⁾は、次のように述べる。

『喫茶養生記』以前の養生書については、物部広泉が挙げられる。富士川遊は「我邦上古より鎮魂祭あり、寿を祈る風あり。養生の意はまずここに現わる。しかれども医家がこの事につきて講究するに至りしは後代にして、物部広泉が『撰養要訣』二十巻を著したるを以て、この科専書の嚆矢とすべし」(富士川遊『日本医学史綱要』59頁)と、日本における養生研究の始まりを規定している。物部広泉は、平安時代前期の医家。伊予国風早郡の人で、延暦四年(785)生まれ、貞観二年(860)十月三日没。侍医・内薬正として、嵯峨仁明朝にかけて歴代の天皇に仕えた。『撰養要訣』二十巻は散逸しているが、『本朝書籍目録』医書の項に記録されている。成立年不詳である。次に深根輔仁は百濟から渡来した呉の移民子孫で、代々医業をして朝廷に仕えた蜂田薬師の一族である。菅原行貞に学び左衛門医師から権医博士、大医博士を経て、醍醐・朱雀朝の侍医を務めた。名医として名高く深根宿禰の姓を賜る。『本草和名』二卷(延喜十八年(918)頃成立)を勅撰したほか、『養生書』七卷(成立年不詳)、及びその抄録である『養生秘鈔』一卷(延喜二十一年(921)成立)を著した。

とあるように『本草和名』について、本研究で、『本草和名』から「桑」関連を調査して考察し、さらに、『医心方』から、「桑」関連について調査、分析し考察をした。日本における「桑」と関連物における薬用歴では、『喫茶養生記』以前の養生書及び医書を選取して考察した。

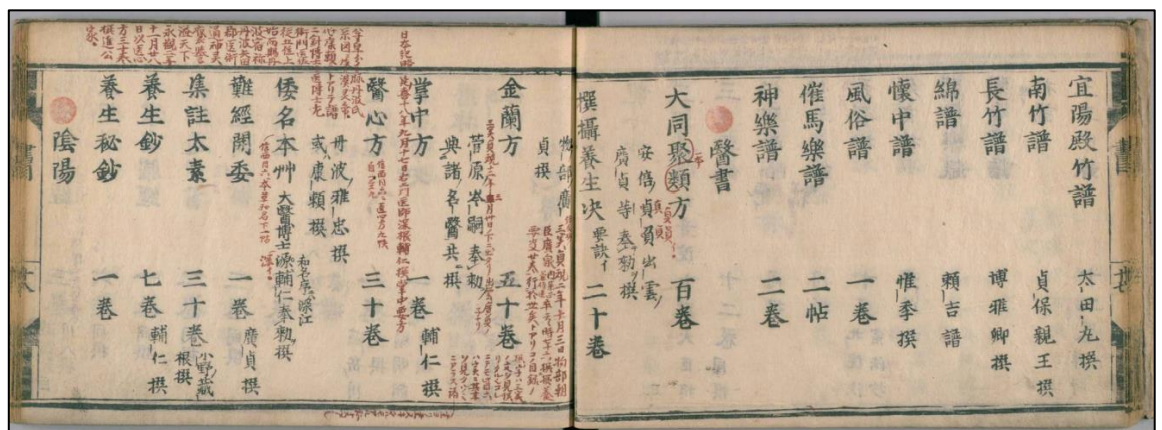
また平安時代中期の医師丹波康頼は、延喜十二年(912)生まれ、長徳元年(995)四月十九日八十四歳で没。帰化人阿智王の後裔と考えられる。丹波天田郡の人で左兵衛医師・針博士・医博士等を歴任、丹波宿祢を賜る。生地を丹波矢田郡とする説もある。医学全書『医心方』三十巻を撰述し、永観二年(984)十一月二十八日に奏進。その内容は「主に隋の巢元方の『病原講論』によって説を立て参するに隋・唐方書百余家の論を以てし、主療諸方より本草、薬性、鍼灸、養生、服石、房内、食餌等に至るまで、ことごとく載せざるはなし」²⁶⁾という。

そして天平勝宝八年(756)、聖武天皇遺愛の宝物六百余点と共に、正倉院薬帳に記載されただけでも六十種に及ぶ薬四十種、記帳外十六種であるが、そのほとんどが中国・東南アジア・西域等から移入されたものであり、千二百年余の間、良好な状態で地上の建物内に保存されていたことは、『医心方』の引用文献と軌を一にして、誠に驚嘆すべき歴史的遺産であり、『医心方』の現実性を増すものである²⁷⁾。康頼の曾孫、雅忠も後冷泉帝の不予に薬を献上し、その功によって丹波権守に任ぜられた。雅忠は、永保元年(1081)には、晋・唐方書より救急方を摘録して『医略抄』一冊を著した。治安元年(1021)生まれ、寛治二年(1088)二月十八日没している。

そして平安時代後期・鎌倉時代初期の僧医、生没年不詳の釈蓮基は、丹波氏の医学を継承した。

永寿三年(1184)成立の『長生療養方』二巻は、「長生養生方・調気導引法」などの数十項目を解説している。『長生療養方』については、本研究では、『長生療養方』と『喫茶養生記』における「桑」関連の分析と比較考察を行った。これまで『喫茶養生記』が刊行以前における養生書は、考察不可能な物部広泉『撰養要訣』は散逸しているが、『本朝書籍目録』医書の項に記録されていると言う。その記述における調査の報告をしたいと考える。

次に示すものは、「国立国会図書館デジタルコレクション『本朝書籍目録』『撰撰養生訣』」より引用したものである。



物部広泉は、養生書『撰養要訣』全二十巻を著し、世の中に広まったとされるが、現在は散逸して伝わらないことは諸本の通説である(『日本三代実録』貞観二年(860)十月)。

次に掲げるのは、『六国史 三代実録 上巻』²⁸⁾に載る記事である。

三代実録 卷第四、清和天皇、貞観二年(860)十月條²⁹⁾には、

冬十月、正五位下行内薬生兼侍医参河権守物部朝臣広泉卒、広泉者左京人也、本伊予国風早郡、姓物部首、後隸=京兆、賜=姓朝臣、広泉少学=医術、多見=方書、天長四年(827)為=醫博士兼典薬允、遷為=侍医、後累遷=伊豫讃岐掾、侍醫如_レ故、六年春授=外従五位下、為=内薬正、侍醫如_レ故、十四年授=従五位下、兼=伊豫掾、仁壽四年(854)授=従五位上、為=肥前介、内薬正侍医如_レ故、天安二年(858)兼=参河権介、貞観元年(859)冬授=正五位下、転=参河権守、内薬正侍医如_レ故、広泉、薬石之道、当時独歩、齡至=老境、鬚眉皓白、皮膚光沢、體氣猶強、卒時年七十六、撰=撰養要訣二十卷、行=於世矣。(現代語訳筆者：冬十月、正五位下内薬生を兼ねる侍医の三河権守である守物部朝臣広泉は歿した(下線筆者付す)。広泉は左京の人で、本は伊予の国風早郡姓は物部と申す。後に京人に従って朝臣の姓を賜る。広泉は医術を少し学び、方書を多く見て、天長四年(827)広泉は、医博士兼典薬の許可を得る為に侍医に遷した。後に伊予讃岐の縁で累進し、侍医故の如く。六年(829)春に外従五位下を授かり内薬生の為に侍医となった故の如くである。十四年(837)の伊予の縁で、従五位下を授かり仁壽四年(854)に、肥前介の為に従五位上を授かるのは内薬生侍医故の如くである。天安二年(858)に兼三河権介を兼ねた。貞観元年(859)冬に、三河権守を転じ内薬生侍医故の如くである。広泉は、薬石(薬や治療法)の道にかけては比肩する者がなかった。当時、独りで歩き、齡は老いて、髭や眉は真っ白になっても、皮膚に光沢があり体の氣力は、なお壮健であったという。卒時は七十六歳で、世に於いて撰養要訣二十巻を撰行した。)

と記録があるように、広泉は、薬石(薬や治療法)の道にかけては比肩する者がなかった。方書を多く見て医学は少学とあるように、方書による養生の学を、身を以って実行した人物であると考えられる。このような情報記事が、物部広泉の経歴を踏まえ、まとまった最新の記事であろうかと思われる。そして、次に掲げるものは物部朝臣広泉の掲載事項を『六国史』から抽出した記事であり更に、『六国史 続日本後紀 全』³⁰⁾に載る記事があるため、順に紹介したい。

1. 続日本後紀 第八、仁明天皇、承和六年(839)十一月條には³¹⁾、

伊豫国人外従五位下風早直豊宗等一煙、賜=姓善友朝臣、兼除=邊籍、貫=附左京四條二坊、天神饒速日命之後也。

(現代語訳筆者：伊予国の人の外に従五位下、風早で直ちに豊宗等一家をなして、姓、善友朝臣を賜り、兼ねて辺籍を除き左京四條二坊に附して貫く、天神饒は速日命の後なり。)

というようにあるが、前述によると天長十四年(837)に従五位下を授かるとあるが、天長年間は一十一年までである。承和四年が837年である。『六国史 続日本後紀 全』では、理由は定かではないが、承和六年(839)に記録されている。

2. 同様に続日本後紀 第十五、仁明天皇、承和十二年(845)七月條³²⁾には、

賜=姓当世宿禰、公成者、神饒速日命苗裔也、昔属=大長谷稚武(雄略)天皇時、公成始祖真椋大連奏迎=筑紫之奇巫、奉救=御病之盲、天皇趙寵_レ之、賜=姓巫部、後世疑謂=巫覡之種、故今申改_レ之。(下線筆者付す)

(現代語訳筆者：姓は当世の宿禰に賜り、公に成る者は、神饒を速やかに日命する末裔なり。昔稚武天皇の時に公に成り、始祖真椋大連を奏じ、筑紫の奇巫を迎えた。奉じて御病の盲を

救う。天皇は之の寵を少なくし姓の巫部を賜る。後世に巫覡の出自を疑われたと謂う。故に今申し之を改める。)

とあるように、物部氏の系統の謂われを申して、これを改めたと考えられる。

3.同様に続日本後紀 第十五、仁明天皇、承和十二年(845)十二月條³³⁾には、

十二月甲戌朔戊寅、太宰府馳_レ驛言、新羅人齋_二康州牒_二三通_一、押領本国漂盪人五十餘人來著、此日外從五位下物部首族広泉為_二兼内薬正_一、侍醫如_レ故、從五位下橘朝臣村主為_二左京亮_一、從五下清原真人澤雄為_二豊後守_一、(下線筆者付す)

(現代語訳筆者：十二月の甲戌一日戊寅、大宰府に車馬を馳せて言うのに、新羅人康州公文書の三通を齎し、本国を漂盪する人五十余人を押収し著すとある。此の日は外に從五位下物部首族広泉は内薬生の為に侍医故の如し、從五位下の橘朝臣村主左京亮の為に、從五位下清原真人澤雄の豊後守為に、)

というように、上記三者は公の任務に従事する関係者であろうと思われる。

4.続日本後紀 第十九、仁明天皇、嘉祥二年(849)十月條³⁴⁾には、

冬十月辛巳朔乙酉、近江国愛智郡人音博士從六位下物部彌範、散位從六位上物部弘範等、本居貫_二附左京六條二坊_一、(下線筆者付す)

(現代語訳筆者：冬十月の辛巳一日乙酉、近江国阿智郡の人の言葉には、博士從六位下物部彌範は散位にあって、從六位上物部弘範など、本居を改め左京六條二坊に貫附した。)

とあるように、散位とはいえ一族も博士であり、居を左京に移居をして伺候の便宜をしたと思われる。また、『六国史 文徳実録 全』³⁵⁾に載る記事がある。

5.文徳実録 卷第二、文徳天皇、嘉祥三年(850)七月條には³⁶⁾、

甲申、皇女晏子内親王為_二伊勢斎_一、惠子内親王為_二賀茂斎_一、大祓於建礼門前以_レ命_二兩斎内親王_一也。等為_二女御_一。伊予国力田物部連道吉、鴨部首福主等、叙_二位一階_一、道吉等傾_二盡私産_一、賑_二贍窮民_一、故有二此賞_一。(下線筆者付す)

(現代語訳筆者：甲申、皇女晏子内親王は伊勢斎の為に、惠子内親王は賀茂斎の為の大祓に於いて建礼門院前の兩斎内親王の命を以って為すなり。これ等は女御の為に伊予国の力田物部連道吉、鴨部首福主などに位一階を叙した。道吉らは私産に傾盡し、窮民に賑贍した故に此の賞が有った。)

とあるように、嘉祥三年(850)七月に、力田に依って得られたものを、窮民に与えて助けたために位が、一階級の叙に就いたと思われる。

6.さらに、文徳実録 卷第五、文徳天皇、仁寿三年(853)正月條³⁷⁾には、

三年春正月壬辰朔、帝御_二太極殿_一、以受_二歳賀_一、物部彌範、並外從五位下。(下線筆者付す)

(現代語訳筆者：仁寿三年正月壬辰一日に、帝は大極殿に御出されて歳賀をともに受した)

とあるように、仁寿三年春正月の歳賀に太極殿に伺候した物部彌範は、從五位下と記されている。

7.文徳実録 卷第六、文徳天皇、齐衡元年(854)十月條³⁸⁾には、

冬十月壬子朔、丙寅、内薬正從五位上物部首広泉賜_二姓朝臣_一、(下線筆者付す)

(現代語訳筆者：冬十月の壬子一日、丙寅、内薬正從五位上物部広泉は、姓朝臣を賜わる。)

とみえるように、官位が、下から上に一階級昇進したことが記録により確認されることから、昨年の6. 文徳実録 卷第五、文徳天皇、仁寿三年(853)正月條にみえる「三年春正月壬辰朔、帝御_二

太極殿、以受=歳賀、物部弥範、並外従五位下。」とあるように、物部弥範と広泉は別人ではないかと考えられる。

8.文徳実録 卷第八、文徳天皇、齊衡三年(856)九月條³⁹⁾には、

辛丑朔九月癸卯、大僧都伝燈大法師位實敏卒、實敏、俗姓物部氏、尾張国愛智郡人也、実敏聡明日倍、受=侍経論、其の法器、摩頂誨誘、更従=入唐大僧都永忠、学=経論所、滞二年、受=具足戒、(下線筆者付す)

(現代語訳筆者：辛丑一日、九月癸卯、大僧都伝燈大師実敏が卒した。実敏の俗姓は物部氏である。尾張愛智郡の人である。実敏は日に倍の聡明さである。経論を持して受けるに、其の法の器は頂をみがき教えを導くという。実敏は更に、入唐では大僧都永忠に従い、経論について学び具足戒を受け、実敏は永忠(743-816)の弟子であるという。)

とあるように、大僧都伝燈大師実敏が卒。実敏の俗姓は物部氏である。実敏は入唐では大僧都永忠に従い、経論について学び具足戒を受け、実敏は永忠(743-816)の弟子であるという。永忠と言えば、弘仁六年(815)嵯峨天皇に自ら茶を煎じて奉ったと『吾妻鏡』で知られる。

9.文徳実録 卷第八、文徳天皇、天安元年(857)十二月條⁴⁰⁾には、

天安元年春正月庚子朔、天皇不=受=朝賀、南殿不=卷=御簾、宴=飲群臣、賜=禄如=常、(中略)、癸丑、(中略)、従五位上物部朝臣広泉為=肥前介、内薬正侍医如=故、(下線筆者付す)
(現代語訳筆者：天安元年春の正月庚子一日、天皇朝賀を受けず、南殿は宴の御簾は巻かずに、群臣は飲んで常の如し禄を賜る、癸丑、従五位上は物部朝臣広泉が肥前介に為すことは、内薬正侍医ゆえである)

とあるように、齋衡元年(854)に従五位上に昇格して、三年目であることが知れる。

10.文徳実録 卷第十、文徳天皇、天安二年(858)二月條⁴¹⁾には、

二月甲子朔戊戌、従五位上物部朝臣広泉為=参河権介、内薬正侍医如=故(下線筆者付す)
(現代語訳筆者：二月甲子朔戊戌に、従五位上物部朝臣広泉は三河権介に為すのは、内薬正侍医ゆえの如くである。)

というように、次年の天安二年二月に、新年改めて従五位上の昇進の掲載がされたと考えられる。

物部広泉の『撰養要訣』は、日本の養生書の嚆矢とされる重要な書物である。『本朝書籍目録』に掲載されているが、その実態は散逸されていて、その研究もままならない状態である。

本論文に、『六国史』の資料から十箇所において「物部氏」関係の記事を抜粋した。養生書『撰養要訣』で、物部広泉の詳細は不明とされているが、古記録にはまだ記録が残されている可能性があると考えられる。

『六国史』では病気の記事も多く記載があり、物部広泉以外にもその一族と思われる記事も取り込んだ。当時の限定された時代において、物部広泉の養生書に関心を示しているものであろうと考察する。物部氏は、天武天皇朝に姓制度の大改革があり、初め天皇の八年(書紀九年後條、以下皆然り)忌部首子首が連姓を賜い、十一年九月に物部首等三十八氏に連姓を賜ったとある⁴²⁾。

物部氏に関する情報が、少ないと言われていたが、古記録には物部氏に關係する記事が見られることから、調査の方法は他にも残されていると考えられる。今後の課題にしたい。

第二節 中国本草の概要

(一) 養生について

養生について謝心範氏¹⁾は、

養生文化は中国が起源である。その歴史は紀元前の商(殷)、西周の時代までさかのぼる。

経書『周礼』又は『周官』には、専門分野の医者についての記載が以下のように見られる。

「政府として専門職を設けた。食べ物の管理医—食医、一般疾病の管理。治療医—疾医、外傷系医—傷医、馬。牛など動物(戦争の資源に該当する)の専門医—獣医。毎年これら専門職を維持するために試験があり成績により五段階級に分けた。」と記載があり、疾病の診断方法など医療制度を説明している。早くも今日の医療制度の基礎となる様式が、中国ではこの時期に完成していることは非常に興味深い。

と述べている。本研究において『喫茶養生記』の栄西は、その著書の中で「桑」の効能出処は、「唐医口訣」、「宋朝医口伝」、「新渡医書」、「仙経」、「仙薬」、「仙術」、「妙薬」とは〈最秘要也〉であると提唱した。そして近年の五病相を挙げて、「桑」の養生法の註を八項目提示している。

「已上末世養生法。以得感応録之。皆於宋国有稟承也。(以上は、末世にあつての養生の法として、自ら感応を得たことについてこれを記録したものが、末世の養生法で、これは皆、宋国に留学して受け伝えた法である。)」として刊行に至っている。養生に関する中国文献の概要を謝氏の論考を基にすると、春秋戦国時代(前 770—前 221)に道学(紀元前三百年頃、老子²⁾ 荘子³⁾に代表される学説の一種。この学説が帝王から尊重された時期もあり、インドから伝来の仏教と区別して「道教」と名付けられた。)は、老子による『道德経』(前 571—前 471)、荘子による『荘子・養生主』(前 369—前 286)、作者未詳である養生思想の中国における最初の集大成『黄帝内経』(前 770—前 221)が著された。その次に、漢の時代に作者不詳の『神農本草経』(221—後 220)、張仲景『傷寒論』(200 年頃)が著されたとされる⁴⁾。日本人として養生文化を学ぶ際には中国伝統文化の中医学を避けては通れない。日本の漢方医学は聖徳太子の頃、仏教とともに伝来してから千年以上に渡って日本独自の発展をとげていると言われている⁵⁾。しかしその根本では、中国古典医学の方法論に拠って、本質的には変わっていないと言うべきであろう。『黄帝内経』は六世紀には日本に入ってきたと考えられる⁶⁾。日本には遣隋使・遣唐使により、当時の最新大陸文化が多くの知識文化人や僧侶達によって移入された。大陸からも多くの僧侶が日本に入り、仏教の教えの一部として養生を伝えた。中国において現存する最古の医書は前漢中期に成立したとされる『黄帝内経』である。この書物は、伝説上の王である黄帝とその臣下の六名との問答の形で書かれている。「靈枢」と「素問」の二部より成り、そのうち「靈枢」では鍼灸術の診断法とその手技が記されている。鍼灸の術はもともと黄河文化圏の遊牧の民の間で発達したといわれる。薬草も採れない不毛の地で、生活は極度に簡素化されて、毛皮を着て暖をとっていた遊牧民は、苦痛をとるために頭部や四肢の露出部に石器・骨器で刺激を加えたり、火で熱したりする方法を見出したといわれる⁷⁾。また、『黄帝内経』の「素問」には、中国古典医学の基本思想が述べられている。

中国医学の根本思想も前ソクラテス期のギリシャ哲学に比すべき自然哲学の共通点は、近代自然科学の立場と対照的なことである。自然科学の立場は唯物論、機械論をとり自然を客観化するのに対して、自然哲学では万物は生氣を持ち、人間は自然の一部であり大宇宙の中の小宇宙であつて、自然を人間から切り離して客観化することは出来ない。自然界を貫く大原理は、タレス(紀

元前 624—紀元前 546)は「水」、アナクシメネス(前 58 年頃 5—前 525 年頃の古代ギリシャの哲学者)は「空気」、ヒポクラテス(前 460 年頃—前 376 年頃の古代ギリシャの医者)は「自然」(physis)と叫んだ。中国古典医学のと同じものを「気」と呼んでいる。「気」は万物を生ぜしめ変化させ、やがて無形に帰させるという。「気」の思想が我々に無意識の内に影響を与えているということは、「病気」、「元気」、「天気」、「気味」、「邪気」などの日常語から想像がつく。人間も気を失ったり、気をつけたり、気がついたりする。気の鬱滞がすなわち病気であるとされる。気の思想と並んで大切な理論的支柱は陰陽論である。自然界に存在し対立する二つの傾向があり、これによってあらゆる変化が生じる。男女、太陽と月、静と動のようなものである。病気については、陽は急性期、陰は慢性期にあたる。また、陰極まれば陽となり、陽中に陰存するというように、陰陽は互いに循環するとも考えられていた⁸⁾。

本論文の『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の考究では、『黄帝内経』からの引用と考えられる項目は、「服桑木法」の條で、

鋸截細屑。以五指撮之。投美酒飲。能治女人血氣。腹中萬病無不悉瘥。常福則得長壽無病。是仙術也。不可不信。(下線筆者付す)

(現代語訳筆者：桑木を屑細に截り美酒に投じて平常服用すれば、女人の血行を能くして腹中の病を悉くなおす。長寿を保って病に罹らず常に福となす。この「仙術」を信じなさい。)と柴西は述べている。これに引用していると思われる『黄帝内経』には、

足陽明筋俠口喎頰、故曰頰筋。移、謂引口離常處也。不勝、謂熱不勝其寒、所以緩口移去、故喎𦉳也……以桑鉤鉤之、即以生桑炭置之坎中、高下與坐等、以膏熨急頰、且飲美酒、噉美炙(下線筆者付す)。(現代語訳筆者：足は強く筋肉もしっかりとして口も顔つきもよい。勝てないのは、熱は其の寒には勝てず、その所以は口を緩め移し去るからである。故に口がゆがんで裂けるのである。……桑の鉤で以て之をひっかける、即ち生桑炭を以て坎の中に置く、高下の座る所を与え、以て軟膏を急いで頰にあて押さえてあたためる。且つ美酒を飲む。おいしく炙ってくらう。)

というように、『喫茶養生記』では、桑の木を鋸で截って細かくしたものを美酒に投じて平常服用すると長寿を保ち病に罹らないとあるように、体内の健康維持を述べる。『黄帝内経』では、生桑の炭を軟膏にして暖めて頰にあて、美酒を飲む。その軟膏を炙って噉らう、というのには両者の使用方法には、かなりの相違が感じられる。柴西は、内側からの治法による効能である。黄帝では、顔面の治法によって貼ったり炙って噉(く)らうというように内外からの効果を得るというように治法の方向性に相違がある。「桑」の用い方に違いがあり、美酒を飲む行為だけでは、「桑」を両者の共通性には考え難いものがあるが、前漢中期に成立したという『黄帝内経』において「桑」が治方に活用され、生桑の炭を軟膏にして貼ったり食らったりするという記事には注目される。

(二) 『神農本草経』に見える「桑」関連と養生法

漢方薬の基となる薬草についての最古の書物は『神農本草経』である。神農とは頭に牛の角を持った医神で、赤いムチで草木を打って薬を発見とされる。「薬」という字を分析すれば、「薬になる草」となる⁹⁾。この書物には、中国特有の神仙思想が盛られている。老荘思想と結合して西洋の錬金術に似た傾向を作り上げた。但し金をつくるよりも不老長寿の薬を求める養生法が主眼であったため、中国の皇帝達は自らの不老不死を願って、方士と呼ばれる仙人を雇った。

神仙思想は神秘的要素が強いが、個人的な養生法にも連なっているところがある。

『神農本草経』では、薬を上中下の三種に分類し、上薬は不老長寿の薬、中薬は健康増進のための保健薬、下薬は病気の治療薬とした。医師を上中下に分類したのも古代中国である。下医は既に病めるのを治し、中医は正に病まんとするものを治し、上医は未だ病まざるを治すという予防医学の標語のような格言が残されている。いわゆる自分で自己の健康管理を行うというセルフ・ケアが重視されていた¹⁰⁾。

『神農本草経』からの引用と思われる「不食病」では¹¹⁾、

末代多是鬼魅所著。故用桑耳。桑下鬼魅不来。又仙薬上首也。勿疑。

(現代語訳筆者：末代の多くは、是は鬼魅にあらわれる所から、故に、桑を用いるのである。桑の下には鬼魅は来ないから。また桑は仙薬の上位ものである。疑ってはならない。)

とあるのは、『喫茶養生記』における、「不食病」の一文であり、この時代においても鬼やばけものみみたいな見えざるものに惑わされ、怯えて心身を病む人々が何と多いことか。この病は寒気による冷えによって起こっているから、夏でも冬でも身体を涼しくするのが、この病を治す妙術である。そして、鬼魅魍魎に怯える平安貴族達は先述したように、その日記にも多くみられるところである。更に、柴西は脚気病のところで「已上五種病者皆末世鬼魅之所致也。然皆以桑治之。」とあるように、唐医の口訣で、五種の病は皆鬼魅の致すものであるから、桑がこれらを皆治すと述べている。『神農本草経』では、

方書稱桑之功最神、在人資用尤多。(下線筆者付す)

(現代語訳筆者：方書にいうと、靈妙な働きのある桑の効力は、第一である。これを抛り所とする人は、最も多い。)

というように、方書にいう桑の持つ効力は最も神妙であり、これを用いる人はもっともすぐれていると桑の効能を絶賛していると考えられる。ここに「方書」と見えるが、「方書」については、前節-(二)日本の養生書の概要で取りあげた物部広泉の記録「三代実録巻第四 清和天皇 貞観二年(860)十月條」によると、「広泉少学医術、多見方書、」と見え、物部広泉は、療治の処方を書いた医書・神仙術の「方書」を多く見ていたことが知れる。このように、『神農本草経』における「桑」は別格なものであるといえよう。『喫茶養生記』では、「不食病」で、桑を「仙薬の上首」と言い、「桑煎法」「服桑木法」「服桑葉法」に、「仙経」「仙薬」「仙術」を引いている。これらのことから、先述の『神農本草経』にいう「方書」の「靈妙な桑の効力」に対する評価に共通性があると考えられる。さらに『喫茶養生記』の「喫茶法」では¹²⁾、

引飲之時。唯可喫茶飲桑湯。勿飲湯水。桑湯茶湯不飲則生種種病。(下線筆者付す)

(現代語訳筆者：何かを飲む時には、ただ茶を喫するか、桑の湯を飲むべきである。湯とか水とかを飲んではいない。桑の湯、茶の湯を飲まないと、則ち種々の病にかかる。)

とあるように、「喫茶法」の後半部分の記述である。ここには、飲みものを飲む時は、唯、茶を飲み桑の湯を飲むのがいいと奨励している。茶を喫する方法と効能は、この「喫茶法」の前半部分に述べている。「桑の湯」については、前述の通りで、すでに『喫茶養生記』の「桑煎法」は、本研究では、『新修本草』、『廣雅』、『贈東鄰王十三』、『本草図経』、『重修政和経史証類備用本草』、『聖濟総録』から、引用されていると考えられる。このように『喫茶養生記』の「喫茶法」では、桑の湯と茶の湯を飲まないと種々の病(五種の病相と思われる)になることを啓示していると考え

られる。種々の病とは、本研究でまとめてある冷氣、水気、湿気の熱から来る五種の病相であろう。『喫茶養生記』では、「新渡の医書」、「唐医口訣」とあるが、中国最古の薬物書である『神農本草経』が、それに台頭するものと考えられるからである。

『神農本草経』では、

託名"神農"所作、實成書於漢代)：桑茶除寒熱出汗。葉主除寒熱出汗。(下線筆者付す)

(現代語訳筆者：「神農」と呼ばれ、漢代に成立した。桑と茶は、或は悪寒を催し、或は熱気を催す病には汗を出して除く。主に葉はその効果を更に増長させる)。

とあるように、桑は、本研究において前記した中国の文献からは、桑根を使用する方法と神仙葉を使用する方法と桑條(エタ)を使用する方法があるがここでは、『神農本草経』からは、葉を用いている。それは、「葉主除寒熱出汗」とあるからである。茶については、『神農本草経』には、「苦菜」とあるのが「茶」と推定される¹³⁾と岩間眞知子氏が述べているように、『神農本草経』に、桑と茶による効能をあげているところでは、桑と茶を取りあげた効能について共通性がある。

更に、『神農本草経』に、

神農嘗百草、日遇七十二毒、得茶而解之。(現代語訳筆者：(神農は百種類の草を食べて、ある日七十二種の毒に冒されたが、茶で解毒する事ができた。)(下線筆者付す)

とあるように、茶は解毒作用の効果がみえることから、『神農本草経』では、前述の桑と茶による効能があると言えよう。

このように『喫茶養生記』における「桑」の効能由来は、前述の「服桑木法」に『黄帝内经』と上述の『神農本草経』から引用されたと考えられるのである。この様に、両者の「桑」の使用には相違が見られるが『喫茶養生記』にそれぞれに活用され引用されていると考察する。

そして、『神農本草経』は後漢の頃に成立したものといわれ、その編集者には、張仲景(196-220)や華佗(?-208)が擬せられることもあるが定説はなく、現存する者は梁の陶弘景(456-536)の「名医別録」によって伝えられている¹⁴⁾。

漢方の原点とされる『傷寒論』¹⁵⁾(張仲景の撰書)と『金匱要略』¹⁶⁾による治療体系を、日本では古方という。現存する最古の薬物書として、『神農本草経』を用いると、上薬として用いられる薬物には、120種類がある。これらは君薬と呼ばれて最も大切なものである。上薬は、生命を養うもの、これらは万物を育み育てる「天」にたとえることができる。これらの薬は、副作用など、人に障害を与えるようなことはない。そしてたとえ、たくさんの量を長い期間に渡って飲んでも何ら心配はいらない。その結果人間本来の寿命を全うすることができるという訳である。これらの薬物は上経に解かれていて、生理機能が円滑に営まれているので、軽快に精神状態も充実してきて肉体の衰えを知らない。そうなると病魔に冒されることもなくなり、身軽に動けるので、人間本来の寿命を全うすることができる¹⁷⁾。更に中薬については、用いられている薬物にも120種類がある。これらは臣薬と呼ばれて、君薬である上薬について、大切なものである。中薬はどちらかという、人間の身体の健康を保つもの、互いに持ちつ持たれつのある「人」にたとえることができる。これらの薬の中にはいくら飲んでも大丈夫だというものばかりではなくて、使い方によっては、好ましくない副作用などの障害が出るものもある。それで中薬はよく注意をして用いなければならない¹⁸⁾。下薬として用いられる薬物には、125種類がある。これらは、佐使薬と呼ばれて、専ら人が病気になった時にその治療に用いられる。それで下薬は、全ての生きもの

に栄養を与えて養う「地」にたとえることができる。この上薬・中薬・下薬に三大別された薬物は、全て 365 の度数によって選ばれたものである¹⁹⁾。本研究で論証した「木簡」、「正倉院文書」、「典薬寮」、『本草和名』、『医心方』、『長生療養方』に載る「桑」関連物が、『神農本草経』に挙げられている。その「桑」関連物の記載から上薬では、96.桑上寄生が挙げられている。中薬では、120.桑螵蛸と 192.桑根白皮が挙げられ、さらに、240.白僵蚕が挙げられている。下薬は、挙げられていない。「桑」と関連物について挙げられているものには、上薬と中薬に効能と成分等が、記載されている。『神農本草経』における「桑」の関連物の事例として次に挙げてみよう。

『神農本草経』の上薬には、「桑上寄生」が掲載されている。「桑上寄生」²⁰⁾における『神農本草経』の意釈は、

96.桑上寄生(そうじょうきせい)：ヤドリギ科の常緑低木を用いるもので、ヤドリギ 榧寄生 *Viscum coloratum* (Komar.) Nkai、桑寄生 *Loranthus parasiticus* (L.) Merr.および、オオバヤドリギ 柿寄生(毛葉桑寄生)*L. yadoriki* Sieb. の葉のついた枝や茎、および、果実である。桑上寄生の味は苦で、気は平である。主として、腰痛の病や、小児の病、特に背中を強ばらせる病や、たちの悪い腫れ物で比較的根が浅い癰や、その腫れの病を治すことができる。又、みごもっている胎児の発育を安らかにし、皮膚や筋肉をいっぱい充たし、髪の毛や歯を堅固にし、鬚や眉毛を長くする作用がある。さらに其の実は、目が明らかに見えるようにする働きがある。これらを服用していると、だんだんと身の動きが軽くなり、神人や仙人といわれる人の境地にも通じるようになってくる。桑上寄生は、一名を寄屑(キセツ)、寓木(グウボク)、又は宛童(エンドウ)とも言う。〈解説〉桑上寄生は、和名も宿り木で同じ意味。ヤドリギは、北海道・本州・四国・九州から、朝鮮・中国は福建・浙江・江西・湖北・四川に、また朝鮮にも分布する。桑寄生は、台湾・福建・広東・広西・雲南・ベトナムに分布する。日本では、このほかヤドリギ科の植物にホザキヤドリギ *Hyphear tanakae* (Fr. Et Sav.) Hosokawa、マツグミ *Loranthus kaempferi* (DC.) Maxim. [Taxillus kaempferi (DC.) Danser は異名] ヒノキバヤドリギ *Korthalsella japonica* (Thunb.) Engler がある。日本の市場では、生薬は、本来は桑の老木に寄生するヤドリギの茎葉であるとするが、市場品には、桑の葉で代用する事があると言ひ、またサルノコシカケ科のコフキサルノコシカケ *Elvingia applanata* (Pers.) Karst.なども桑寄生の名で出る。しかもこれらは、サイカチについたものは阜寄生、クワについたものは桑寄生、ウメについたものは梅寄生などとよばれる。最近民間でがんの治療にこのサルノコシカケ類を用い、とくに、梅寄生がよいといわれている。成分は、ヤドリギに、caryophyllene や oleanolic acid、 β -amyryrin、meso-inositol および、四種のフラボノイドを含む。桑寄生には、quercetin-3-ara-binoside が知られている。

とあることから、桑に寄生した宿り木を桑上寄生という。これは上薬に属している。「桑上寄生」は、本研究において『本草和名』に一例の所見があり、さらに『医心方』には、五例の所見があった。『長生療養方』には、一例に所見の事例が知れる。さらに、『神農本草経』の中薬には、「桑螵蛸」、「桑根白皮」、「白僵蚕」が掲載されている。「桑螵蛸」²¹⁾における『神農本草経』の意釈は、

120 桑螵蛸(くわひょうしょう)：カマキリ科の大刀蝮 *Paratenodera sinensis* de Saussure、コカマキリ 小刀蝮 *Statilia maculate* Thunb、ウスバカマキリ 薄葉蝮螂 *Mantis religiosa* L. ハラビロカマキリ 巨斧蝮螂 *Hierodula patellifera* Serville などの卵囊である。桑螵蛸の味

は鹹で、気は平である。主として中すなわち内臓の機能が傷つけられた傷中の病や下痢の冷えの気が集まり、血が滞って痛みとしてしこりがある疝とか、それが移動性である瘰の病や生殖器が萎えた陰痿の病を治すことができる。また精子を益して、よく子を生ませる能力を生じる作用がある。さらに女子の病や特に月経の不自然に止まった血閉の病や腰痛を治す働きがある。その上、小便が出しづって尿道が痛む、労淋・血淋・熱淋・気淋・石淋の五淋の病にもよくて、その小便の出しぶりの通じを利くする薬効を持っている。桑螵蛸は、一名を蝨疣(しよくゆう)ともいう。桑螵蛸は、桑の枝の上に着生しているものを採って、之を火で蒸して用いるのである。

〈解説〉螵蛸は、カマキリの卵囊の形が輕飄(ひらひら)で、絹(きぬいと)のようだというところからついた名、桑枝上に生じたのを使うので、桑螵蛸という。蝨疣は、昔、燕や趙でカマキリのことを蝨疣といったもので、疣とは疣子、つまり小肉贅のこと、疣を病む者が、ときにカマキリをとって食うとある。和名のカマキリは、鎌切りの意味で、この臂を鎌に見立ててついた名である。学名の、sinensis は中国の、maculata は斑点のある、religiosa は尊厳なようすをした、patellifera は平たい円板のような形をした、という意味である。この四種類のかまきりの類は、ほぼ全国に分布し日本では、コカマキリ、ウスバカマキリ、ハラビロカマキリが、本州・四国・九州に分布し、ウスバカマキリ属のものに、カマキリ *P.angustipennis* de Saussure と、オオカマキリ *P.aridifolia* Stoll が日本にいる。成分は蛋白質、脂肪、粗繊維などを含む。

というように、「桑螵蛸」はカマキリの卵囊で、桑の枝の上に着生しているものを採って、之を火で蒸して用いるとある。内臓の機能が傷つけられた傷中の病や下痢の冷えの気が集まり、血が滞って痛みとしてしこりがある疝とか、それが移動性である瘰の病や精力を増強する効能がある。

本研究では、「桑螵蛸」は、延長五年(927)の記録から、「典薬寮」へ日本国内の十三国から貢納されていることが知れる。国内で受注生産され賄われていたものと思われる。更に、『本草和名』に「桑螵蛸」の記載が一例ある。和名は、「於保知加布久利(おほちかふくり)」である。『医心方』には、七例の記載があり、巻一では二例、巻十三でも二例で、新録方治失精方と小便多瀝失精々目前囊下湿癢方からの処方である。巻十四治卒死並傷寒部に一例は、録驗方治傷寒八九日腹満外内有熱心煩不安苳胡湯方に「桑螵蛸」は使用されている。更に、巻二十服石諸病部には、小品方に云う、解散少便不通神良方に「桑螵蛸三十枚」とみえる。そして、巻二十二婦人部では、録驗方云治任身卒暴少便数不能自禁止方に「桑螵蛸十四枚」とみえるように「桑螵蛸」は、利用用途が明確に示唆されている。さらに、『神農本草経』の中薬には、「桑根白皮」が掲載されている。

「桑根白皮」²²⁾における『神農本草経』の意積は、

192.桑根白皮(そうこんはくひ)：桑白皮といい、クワ科の落葉高木。クワ 桑 *Morus alba* L. の根の皮である。桑根白皮の味は甘で、気は寒である。主として傷中、すなわち内臓の機能を傷つけた病や五労といって五種類の過労がもとで起こる病、すなわち久しく歩くと筋を傷つける、久しく視ると血を傷つける、久しく座ると肉を傷つける、久しく臥すと気を傷つける、久しく立つと骨を傷つける、このような過労によって生じた病や、風・熱・湿・火・燥・寒の天の六気の極端な激しさに冒された六極の病や、体力が衰え肉体が痩せた羸瘦の病や、崩中、すなわち、体の内部での出血の病や、それらの病のために、今にも脈搏がたえるかと思われる脈絶の状態になったものをなおすことができる。それは、虚弱になったものを補い、

元気を益す作用が有るからである。この葉は、主として、悪寒と発熱をともなう寒熱病のものを除き、汗腺が閉じて汗が出なくなったものから汗を出す働きがある。桑耳、つまり、桑の木についたキクラゲで黒い色をした者は、主として、女子に多い病や、その中でもとくになが血が下る漏下の病や、それに粘液を混えて赤白の汁がおりるときや、血のながれの異常によって生じた血病一般や、それらがもとで腹中に生じたしこりが一ヶ所に固定した癥(ちよう)と、それが移動性の瘕(か)の病や、寒気の積み重さなりによって生じた痛みが一ヶ所に固定する癰(しゃく)病、および、寒気の集まりによって生じた痛みがあちこちに移動する聚(じゅ)病や、生殖器が痛む陰痛や、性行為によっておこった陰痛の病や、それらがもとで生じた悪寒と発熱をともなう悪寒痛や、また子どもができ無いのをなおすことができる。五木耳というのは、桑・楮・槐・榆・柳の五種類の木にできるキクラゲのことで、その名を櫛(じ)という。これを服用していると、だんだんと元気を益し、たとえ何も食わないと気があっても、飢えに苦しむことがなく、身のうごきが軽くなってきて、腎臓のはたらきのあらわれである志を強くするようになってくる。〈解説〉桑の字は、東方自然の神木に叢(ジャク=若)という名の木があり、この字は象形である。この叢の中で、蚕が葉を食うところの神木を、叢の下に木を加えて、特に区別したものという。和名のクワは、コハ(蚕葉)または、クフハ(食葉)の転じたものといい、ともに、蚕の食う葉という意味である。学名の、Morus は、クワをさすラテン語の古い名称、このもとはケルト語の mor(黒)で、果実の色によるものといわれる。Alba は白いという意味。クワは、中国の原産で、各地に広く栽培され、日本でも栽培される。日本には、同属植物の、ケグワ *M. tiliaefolia* Makino. シماغワ 鷄桑 *M. australis* Poir, ヤماغワ *M. bombycis* Koidzumi があり、これらは、次のように区別できる。

1. 花柱は、基部まで二裂する。
 - a. 柱頭内面に短毛はなく、乳頭状の突起がある。葉裏には密生する毛がない。葉の基部は心形—浅心形。栽培。……………クワ
 - b. 柱頭内面に短毛がある。葉裏に毛が多く、葉の基部は深心形。本州・四国・九州に分布。……………ケグワ
1. 花柱は、途中まで二裂し、下部は合生する。
 - a. 柱頭に短毛がある。葉は先が尾状に長くとがる。九州南部・沖縄から台湾・中国に分布。……………シماغワ。
 - b. 柱頭は無毛で、乳頭状の突起がある。葉は先が短くとがる。北海道・本州・四国・九州に分布。……………ヤماغワ。

日本の市場では、桑白皮は、外面が紫色をおび、内面は白色で柔らかく、皮の薄いものが良いとされる。成分は、桑白皮には、トリテルペノイドの、 α -amyrin, フェノール性化合物の morusin のほかに、グリセライドの α, β -dimontanyl glycerol が知られている。

〔*Chem.Pharm.Bull.*21 2265(1973)〕「第8改正日本薬局方2部」では、ソウハクヒは、クワまたは、その他同属植物の根皮であると規定され、消炎性利尿・緩下薬・鎮咳去痰薬として、漢方に配合される。古方では、桑白皮は、桑東南根といい、王不留行散(10分)に用いられる。桑東南根は、根の白根で、旧暦三月三日にとり、百日間陰乾したのち、焼いて灰をつくる。ただし、性を存ずる程度に焼くことが大切で、焼きすぎないようにと、指示されている。

クワの葉は、桑葉という。葉には、成分として、ecdysterone、inokosterone を含み、そのほかに、pentosan、garactan、glucose、carotin、tannin などがある。桑耳は、クワに木にできる木耳のことである。木耳はキクラゲ科の担子菌、キクラゲ *Auricularia auricula-judae* (Fr.) Quel. や、アラゲキクラゲ *A. polytricha* (Mont.) Sacc. など、これらは世界に広く分布するが、キクラゲは温帯系、アラゲキクラゲは南方系の菌類である。どちらも、共に料理に用いられる。五木耳は、これらが、桑・槐・楮・榆・柳の木に生じたもののことである。

というように、『神農本草経』において「桑根白皮」は、中薬の薬材として価値が知られる。

本研究の「木簡」、「正倉院文書」、「典薬寮」、『本草和名』、『医心方』、『長生療養方』に「桑根白皮」の記載が見える。出土品の木簡「桑根白皮」は、唯一の貴重な一本である。「桑根白皮」は「典薬寮」における草薬の中では、日本の三国から合わせて二十六斤を特別に貢納記録がある。

『本草和名』には、「和名久波乃加波」とある。『医心方』では、百十六例中三十例の記載があり、「桑」関連物の中では最多である。

『長生療養方』には、やはり療養方に三箇所に記載されるように、「桑根白皮」も国内受注で賄われていたと考えられる。『神農本草経』の中薬には、「白殭蚕」²³⁾が掲載されている。

「白殭蚕」における『神農本草経』の意釈は、

240.白殭蚕(ぎゃくきょうざん・はくきょうざん)は、殭蚕といい、カイコガ科の昆虫、カイコガ 家蚕蛾 *Bombyx mori* L. の幼虫、すなわち、カイコの病死したものである。白殭蚕の味は鹹で、気は平である。主として、小児に多い病や、そのうち、とくに、急に何物かに驚いてひっくり返る驚癇の病や、いわゆる夜泣きの夜啼をなおすことができる。また、蛔虫・赤虫・蟻虫の三虫を除いて去り、黒黧、すなわち、顔の色が黒いのを減くし、これを薬として用いた人の顔面の色つやよく令せる作用がある。さらに男子に多い病では、陰瘍病、すなわち、陰部にできるいんきん様の痒い皮膚病をなおす働きもある。〈解説〉学名の、*Bombyx* はラテン語で蚕、*mori* はクワのことである。カイコガは、養蚕として広く飼育されるもので、この食草は、クワである。クワについては、192 桑根白皮の解説を参照。この幼虫が、カイコであり、カイコが不完全菌の白殭蚕菌 *Beauveria babbiana*(Bals.) Vaill. に感染して死んだものが、白殭蚕といい、生薬は、よく乾燥して、白色の肥大した虫体成分は、脂肪と蛋白質がある。

というように、本研究は、『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の考究にあることから、直接は「白殭蚕」には関係はないと考えられる。しかし研究調査の「典薬寮」において「白殭蚕」は、日本の十三国から九斤三十九両三分一銖を貢納している重要な薬物であると思われる。更に、『本草和名』には、「和名加比古」とある。さらに、『医心方』では、「白殭蚕」には言及していないが、八例の記載があり、その中に二件の「白殭蚕末」とあることから、「白殭蚕」は、『神農本草経』に載る中薬として、貴重な薬物であることが知れる。

さらに、『神農本草経』の歴史²⁴⁾について、真柳誠氏による最新の記事を紹介したい。

真柳誠氏は『神農本草経』について、冒頭にて次のように述べる。

『神農本草経巻(本経)』は内容が知られる中国最古の薬物書であり、漢方でも重要古典とされる。本書自体は早くに亡佚したため、諸書に引用された佚文から内容をうかがい知るしかない。近世以降は中国と日本で幾度も輯佚復元がなされ、相当に精度を上げてきているが、未解決や統一性に至らない問題もある。本書の歴史について批判的に検討が不十分だったか

らと言えよう。ところで紀元前後の文献では『呂氏春秋』に本姓篇・本味篇・『淮南子』に本經訓、『論衡』に本性篇がある。医学古典でも『素問』に本病論篇、『靈樞』に本神篇・本藏(臟)篇がある。これら用例の「本」がすべて以下にある語の「本質」を意味するのは間違いない。すると本草の原義は「草(薬)の本質」と理解すべきだろう。これは神農「農の神」であるのと対応し、上古中国を模した擬古文とも言える。

と真柳氏は言う。氏は、「本草」の原義について、

阜陽漢墓(前 165 頃埋葬)で出土した博物書の『万物』には、動植物の効果や用途が前 220 年以前の語法で記述されていた。『史記』倉公伝によると、前漢の名医・淳于意は高后八年(前 180)に陽慶に師事し、『樂論』ほかを伝授されたという。すると前三世紀には藥物知が記載され、前二世紀になると樂論書も編纂されていた。のち「本草」の語彙が出現する。

『漢書』郊祀志に成帝(前 33-前 7)が「本草待詔」を罷免したとあり、楼護(紀元前後の医家)伝では護が幼少のとき「医經・本草・方術数十万言」を誦したという。従って前一世紀末ころには「本草」の語彙や「本草待詔」という職称、数十万言の一部をなす本草書があったとわかる。『漢書』芸文志に「經方者、本草石之寒温」という一節がある。これと関連づけ、本草とは「草に本づく」という解釈もあるが、曲説というしかない。なぜなら、楼護伝は本草を医經(医の經典)・方術(方の術)と並列していた。『漢書』芸文志でも医書を医經(医の經典)・經方(經典の処方)・房中(房室の中)・神仙(神と仙人)に分類する。

と述べる。さらに、陶弘景が編述したものが、『神農本草經集注』であり、または『本草集注』と言われるものである。この件について真柳氏は、

『本草集注』そのものは、後述する二点が部分的ながら出土しているに過ぎない。ただし、唐政府は本書の七巻本にもとづき増補・改訂した『新修本草』文を朱墨で雑著する書式も踏襲した。さいわい『新修本草』自体は、遣唐使将来系の仁和寺本(国宝)と敦煌出土本により、約半量が残存する。宋代になると、『新修本草』を核に次々に増補・改訂した勅撰本草書が、度々出版された。うち大觀二年(1108)の『大觀本草』に基づく金 1214 年復刻版(武田科学振興財団杏雨書屋蔵)と、政和六年(1116)の『政和本草』に基づく蒙古 1249 年復刻版(中国国家図書館蔵)が現存最古本で、ともに全巻がそろっている。藤原宮(694-710)の遺跡から「大宝三年(703)」や「典薬」さらに「(本)草集 本草集注…本本草」と習書された木簡の削屑、「本草集注上巻」と記された木簡(74 番)などが出土し、1969 年に報告された。これらは大宝三年(703)以降に廃絶された溝の SD105 から出土し、典薬寮関係のものであった。木簡に記された「本草集注」は大宝三年(703)前後の日中の著録や伝来状況から判断し、陶弘景の『本草集注』以外にあり得ない。

というように述べている。現物が発掘されているので、これは疑う余地はないと思われる。さらに他本と突き合わせて確認されているのであればなおさらである。現に『本草集注上巻』の木簡出土は日中間の養生文化交流の証拠であり、日本ではいつでも最新の養生医書を望んでいたのである。それほど健康維持に対する養生の情報は必要に迫っていたものと思われる。

ここで、真柳氏は、陶弘景による『本草集注』の編集過程において、従来の通説であった岡西為人説^{25),26)}について、出土文献検証からすると、岡西説について異論を述べる。

それは、『神農本草經』の復原について、『神農本草經』の全文を収録した書については、『本草

集注』が完全だったと真柳氏は述べているのである²⁷⁾。このように研究を進めていくと、新史料の発見によって疑問が明確にされて行き、歴史は生きていることを再認識する。この様な連続が歴史を明らかにしていくための過程であり現実であると思われる。医学関係者でなくて、本草を学ぶ初心者にとって厳しい論考と思われる。しかしながら素朴な刺激として、未解決や統一性に至らない問題はさらに、集中的に問題提起をはかって解決策を講じる必要性がある考察する。

論証に統一性が無くてどのように考えたら良いのか迷える表現が多くみられるが、多方面から引いて、こじつけて正論と見なしている所は多々あるように思われる。見解の多様性を多く含んだ『神農本草経』が中国最古の薬物書であり、本草(薬)の原点であり、漢方でも重要古典であることは、佚文が他に発掘されれば別であろうが、今のところ、これが現実であろうと思われる。

だからこそ、その糸口と解決に向けて精進できる原典であろうと考えられるから、その探究に執着できるのであろう。上古中国の本草の原義についてならば猶のことで、批判的な検討が不十分であったからこそ、稚拙ながら、これからの反省として養生の思潮の原点を探り、本草の研究において、後進の関心に、その橋渡しをすべきであろうと考える。

(三) 唐宋の本草書

『喫茶養生記』の「桑」効能記述由来について、柴西は「唐医口訣」、「宋朝医口伝」、「新渡医書」、「仙経」、「仙薬」、「仙術」、「妙薬」という表現をし〈最秘要也〉と言及している。

「唐医口訣」という表現からして、唐代以前の口訣もあるということも考えられる。

「本草」について、中尾萬三氏は次のように語っている²⁸⁾。

本草なる文字は非常に古くから用いられている言葉ではなく、比較的新しく用いられた言葉である。漢代において神仙を説き、却老黄治の術を治める方術の士が、不老長生の薬、或はこれと関係のある錬金術の薬、或は其方術に関する学問を本草と呼ぶようである。但し神仙の説が多くの有識者からはしりぞけられ、不老長生の薬も普通の医薬とさしたる違いが無い事が分かると、神仙の薬も又医薬の中に編入され、かえって医薬に関する学問を本草と呼ぶようになった。

というように、中尾氏は、本草の言葉が漢代になって神仙を説くことから、方士をもって不老長寿の医薬に関する学問を本草と呼ぶようになったというのである。氏は中国の医療は太古において巫覡の祈祷と共に行われ、長生不老を欲する目的に適する薬物を用いるのは、既に神仙説が盛んな時より以前において行われていたという。さらに「本草」の名称の起源においては、司馬遷(前 145 頃 - 前 86 頃)が『史記』の筆を擱いた漢の武帝(前 156 - 前 87)の天漢四年(前 97)においても「本草」という名称は無かったものと考えられる。「本草」の文字が初めて記されているのは『漢書』の郊祀志²⁹⁾で、

方士、使者、副佐、本草待詔七十余人皆帰家。

とあり、「本草」の文字が記される初めての記文である。これは前漢成帝の建始二年(前 31)のことで、丞相の匡衡、御史大夫の張譚が、候神、方士、使者の祭れる祠は礼に应ぜずと上奏したため、古くから祠れる仙人祠、陳宝祠その他の四百数十箇所の祠を罷めて、これと同時に候神、方士、本草待詔等が家に帰らされて居るのである。本草待詔という役目は、本草を以って天子の詔を待つものであるが、この本草ということがどのような事であるかは明らかでない。但し方士、候神、

使者のような神仙を説く者と共に本草待詔が解職されているのであるから、この本草という文字の意味には、医療という事より長生不老、或は錬金ということに関係が深いと感じられる³⁰⁾。

さて、梁の陶弘景(456-536)は、八十五才の長寿を以って没したが、当時は神仙と称せられ、儒・仏・道のいずれにも通じていた。古来の本草が頗る実用的でないことを述べて、陶弘景が、『神農本草経』の編述を試みたのである。彼の著述によって初めて中国に漢薬に対する第一版薬局方と称すべきものができ、その後に各代ともにこれを基本として各種の本草があるわけである。

故に本草という学問が医療に対して実際の学問として、用いられるに至ったのは、陶弘景によるもので、実実において、中国の本草は陶弘景に始まると言われる³¹⁾。本草は生薬であるから、それは顕著で、次々に本草書が改訂される理由であろうと考えられる。西洋の薬は始め漢薬のような生薬の状態から、或は「エキス」を造り、或は「チンキ」にしてそれより又、成分を取り出して、それを人工で造る等、時代とともに進歩して今日の薬となったのであるが、漢薬においてはこの種の進歩と研究は更に無く、薬の姿は原始的のままで、薬の姿を代えて用いるという工夫はされていなかった。ただ医療の進歩と共に薬が増加したのみである。故に主として医療の薬を収める本草を明らかにするためには中国の古代においてどのような医療法が行われたか又、如何なる薬が用いられたかを一瞥する必要がある³²⁾。ここでは、『喫茶養生記』成立の時代背景から、采西が留学時に影響を受けた文化であろうと推察される、唐宋における本草の変遷を取り挙げてみたいと考える。その前に『新修本草』ができた頃の日本の古代における本草の確認をしてみたい。

『新修本草』が出来た顕慶四年(659)は、齐明天皇の五年にあたっている。遣唐使によって唐の文化が盛んに輸入されていた時である。日本と中国の交通が日本の歴史に記してない故にその古い時代に全く交通が無かったとは考えられない。国史に允恭天皇の三年に天皇の篤疾を治すために、新羅に良医を求め、金波鎮、漢紀武なる医師が調貢大使を兼ねて来朝し、天皇の病を治し奉っている。この医療法は朝鮮の人によるとは言いながら中国の療法であろうと考えられる。

本草においては、『抱朴子』、葛洪の没後数十年を経ている時である³³⁾。欽明天皇の時には百済の医博士、採薬師が勅命によって来朝し、また、呉の知聡という人が帰化し、内外典薬の書などを奉獻している。即ち中国江南の医人が帰化しているため、この時に陶弘景は没してその『神農本草経』は中国に行われている時である。この事は今まで間接に朝鮮を経て輸入された医薬に関することが、直接中国人によって日本に教えられたと見られる事である。推古天皇の時に聖徳太子が国書を隋に遣わされたことで、当時日本の文化が中国に劣らぬものであり、国力も又、中国を対手にして、充益していたと思われるものである。その時五月五日に薬獵を行われたことが日本の風習には無く、夏小正に五月に薬を蓄え毒気を除去するという中国の世俗に基づいているもので、如何に中国の文化が医薬方面に輸入されていたかが分かる。孝徳天皇の時に、知聡の子である善那使主が方書百三十卷、薬白一对、牛酥を製し奉っているが、日本の医薬はこの大部分の書物の在庫によって進歩していたと認められる³⁴⁾。天武天皇の時には施薬の事があり、臣下の薬を献ずる事があり、待医があり外薬寮がある。新羅より奉貢されるものに六十余種の薬品がある。

持統天皇は殖産興業の方面に力を注がれ、文武天皇に至っては天武天皇以来整理されつつあった律令を完備され大宝律令が発布された。これによると中務省に内薬司があり、宮内省に典薬寮があり、これに属する専門家の養成は典薬寮の大学並びに国々の国学で行われ、医生並びに薬園生は本草を読み、漢薬に対する薬性色目の知識、採種の方法は進歩したと考えられる。文武天皇

の時は則天武後の時で、この時入唐した粟田真人(?-719)は、武後に海東君子国の人なりと賞賛されたと言われる。既に出来てから数十年を経ている『新修本草』は勿論渡って薬園生は、これを習読したと思われる³⁵⁾。

『六国史 続日本書紀 下巻』延暦六年(787)五月條には³⁶⁾、

戊戌、典薬寮言、蘇敬注新修本草、与陶隱居集注本草相檢、増一百余條、亦今採用草薬既合敬説請行用之許焉。

(現代語訳筆者：戊戌、典薬寮では、蘇敬が註の本草と陶隱居が集註本草とを相檢するには、一百余條を増して、亦今に採用する草薬は既に敬が説に合うために請い、之を行い用いたことを許す。)

とあるように、延暦年間に初めて『新修本草』が読まれたかのようにあるが、名古屋の徳川家には、「天平三年(731)歳次辛未七月十七日、書生田辺史」の書入れがある「新修本草卷子本」の写しがあって、延暦以前に『新修本草』が読まれていたことが分かり、天平三年(731)と大宝元(701)とは約三十年の差であるから大宝の時にも『神農本草経』と共に『新修本草』が読まれていた³⁷⁾と考えられる。前掲の正倉院御庫の御薬について、本論文の第三章-第二節で、「桑」関連の考察をして触れている。奈良朝の仏教は社会と極めて親密なるもので、僧侶は最も深き学問を有する人格者で土木、建築、工芸、開墾、殖産、医療等のような各専門に通ずる徳を所持していた。

皇后職に施薬院を置かれ広く飢病に苦しむ者を、救助されたのはその一例であろう。聖武天皇が崩じられた七七日の忌辰にあって、孝謙天皇並びに光明皇太后は東大寺献物帳に記される天皇の御遺愛品並びに国家の宝とするものを大仏に施入されたが、この時に又種々の薬六十種を二十一個の櫃に納めて仏前に施入された。これには御願文が附せられてあり、其の御思召しが知られる。これらの薬品は万民の用に供せられたものであるから、その分量は多量で、如何に当時の朝廷が聖武帝の遺志を継承されて、如何に民衆を病苦から救済せんとされたかを、知り得る貴重なものである³⁸⁾。『新修本草』は、陶弘景の『本草集注』より後、百余年を経て、唐の高宗の顕慶二年(657)に、蘇敬(599-674)ら、高宗の詔を奉じて陶弘景の『本草集注』を増訂し、同四年正月に完成した中国最古の勅撰本草である。『新修本草』の本文二十卷は、陶弘景の『集注本草』に新注と新薬とを、増添しただけであるが、薬品の分類や次序には、多くの改変が加えられた³⁹⁾。

唐宋の本草が確定していく本草の歴史の変遷が始まる。殊に『新修本草』では、仙經道術というような神仙的意図はなく純医療的に編輯されている点において、陶弘景の時代とは本草に対する世人の思考が異なっていると考えられる。それは、『新修本草』には西域の諸薬品が多く加えられている事である。中国と西域との交通は漢の武帝の時、張騫(?-114)によって大いに進められ、その後、西域の文化が中国の文化に及ぼした影響は甚大なるものがある。更に、『神農本草経』は、陶弘景の個人の編纂であるが、『新修本草』は国家の大臣たる司空の李勣(594-669)を総裁とし当時の医薬並びに文学に関係ある学者二十二人を集め蘇敬が主として編纂に当たった国家的の事業であった。従って『新修本草』以後宋代において本草の改訂は政府の事業として行われ、本草の学問が一般民衆的のものとなった事は、この唐の『新修本草』の編纂に始まったとされる⁴⁰⁾。

中尾萬三氏によると⁴¹⁾、

唐の『新修本草』は正經二十卷、目錄一卷、薬図二十五卷、図經七卷全計五十三卷、或は図經の目錄一卷を加えて五十四卷であった。この後、中宗の時(700年代)に名医孫思邈の弟子で神

仙の術を好む孟詵(612-713)が飲食物の薬となるものを集め「補養方」と呼んだ。張鼎がこれに増補し『食療本草』の名で世に知られる。又この後に陳藏器が『新修本草』に採録されていない薬品を集めて『本草拾遺』を編述した。これは開元年間(713-741)のことで、孟詵の時から数十年後で新薬集とも言うべきものである。さらに、唐の『新修本草』が日本に及ぼした影響は大きく、平安朝のはじめには、医学を修める者は必ずこれを読まなければならなかった。この事は延暦の時に典薬寮が上申した文書に依って明らかであり、延喜式を見れば、『新修本草』は中経に当たる格で読まれ、これを読み終わるには、三百十日の内においてすべしと定められている。そして、延喜式の時代に深江輔仁は勅を奉じて『本草和名』を著した。この頃中国では五代の時に偽蜀の韓保昇が『蜀本草』を著した。この本は十巻で、本草に関する注解は詳しく記している。五代を経て宋の時代になり、その太祖の開宝六年(973)に劉翰と道士の馬志とが、『開宝新詳定本草』を勅に依って著した。但し李昉等が更に詳覆して開宝七年(974)に御製の序文を附して鏤版広布した。全二十一巻で、これを『開宝重定本草』という。この本草は、唐の本草『新修本草』の時から見れば、既に三百数十年を経ているものであるから、薬も新しいもの百三十三種を加えている。宋の仁王の時には医薬の書が広く天下の諸郡に頒ってあり、人民の疾病はそれによって救助されていたが貧民のため更に薬を買うべき金を配布し、又場所を定めて施薬を行うようになった為、医経、薬方を校定し確かな書物としてそれらの旧記を統一する必要が生じた。そこで蘇頌が総理となって編成することになって嘉祐六年(1061)に版行となった仁王はこれに『嘉祐補註神農本草』という名を賜った。この本草は必ず出所を記し、古伝の薬は勿論の事、民間の薬、医薬の専門でない書物に記される薬等、すべて当該に従って採録し、効用に疑問があるものは衆説を参議して記し、神農本草の薬三百六十種、名医別録百八十二種、唐本草百十四種、開宝本草百三十三種、新補の薬八十二種、新定の薬十七種、有名未用百九十四種、総計千八十二種の薬を収録した。蘇頌(1020-1101)の『本草図経』の方は嘉祐六年(1061)十二月に出来上がった。この図経は原品によって図を造り、それについて蘇頌の説を述べたもので、従来の本草においては、品物の形態を説くこと甚だ不明瞭であったが、蘇頌はこれを詳しく記し、諸物の異同を弁別した。掌禹錫の古記によって古傳することを知り、蘇頌の記す所によって当時行われていた漢薬の産地並びにその産地における薬品の形態を知り得るもので、蘇頌の功績は極めて大である。さらに、『嘉祐補註本草』は第四版薬局方の正條の記文である。唐慎微と陳承とによって別々に行われた。陳承は、医者というよりも学者であった。其処で『補注本草』と『図経本草』とを合併し、それに自身の本草に対する説を加えて二十一巻本とし、哲宗の元祐七年(1092)に出版し、題して『重広補註神農本草並図経』と称した。この本草には当時有名であった林希が序文を書いた。唐慎微が本草も同じく補註と図経を併せたものであるが、で『補註本草』と『図経本草』とを合併しそれに自身の本草に対する説を加えて二十一巻とし、哲宗の元祐七年(1092)に出版し、題して『重広補註神農本草並図経』と称した。唐慎微は沈黙厳正の医人で、貴賤を論ぜず診療を行い、掌禹錫の『補註本草』と、蘇頌の『図経本草』とを合併し、これに集めた処方を書き、これを『経史証類備急本草』と称した。備急という名は、病気に対する処方が集めてあるため、その急に備えるという意味で、本草に処方を附加することは唐慎微に始まるものである。故にこの『証類本草』と『重広本草』とを一つに

すれば便利であるとし、艾晟が大観二年(1108)に序文を附して刊行したものが『大観本草』である。その後数年、政和六年(1116)に曹孝忠は、徽宗の勅命によって『政和新修經史証類備用本草』を造った。『大観本草』は、三十二巻、『政和本草』は三十一巻で、共に現存する。徽宗の末年に北方から金人が南侵して、徽宗は囚われ北宋は滅んだ。江南に高宗が立って南宋が始まった。北方では『政和本草』が多く行われ、南方では『大観本草』が多く行われた。日本とは、北方との交通が少なく南方との交通はあったので、『大観本草』は日本に渡っており、通憲入道の書目には此の名が記されている。次に掲げるのは、『本草衍義』と『紹興本草』についてである。『政和本草』の出版された時に、寇宗奭が『本草衍義』二十巻を著した。これを上納して寇宗奭は「收買薬材所弁験薬材」という官職を特に授けられている。『本草衍義』は、寇宗奭自身が平素の持論とする「疾病の時にたよるべきものは医であり、医の抛るべきものは方であり、方のたのむ所は薬である。」との主義に基づき書かれた。故に此の書は本草の文字を冠しているが、「撰養」の道を説くもので、その序列において調整の注意と、医療の要項を挙げ、本草専門の書としては足らぬ所があるが、実用の書としては、後世においても大いに用いられたものである。南宋は、安寧を得て、宋人の持っていた文化は臨安を中心として発達した。紹興二十九年(1159)には、王継先が『紹興校定本草』を著した。この『紹興校定本草』は、中国並びに朝鮮には現存せず、独り日本にのみある本草の書で、我が国でも十数部しか残っていない。

とあるように、このようにして本草は、何度も校定を繰り返しながら、最良の医薬療養を目指したと考えられる。栄西が宋国で見聞したであろうと考えられる、『新修本草』や『証類本草』や『大観本草』であったかもしれない。唐宋の本草書の成立の過程をみて、日本では、遣唐使が止められてから、日本の医薬は進歩せずにはいたが、国風文化に目覚めた日本は清和天皇の時には、物部朝臣広泉が、『撰養要訣』二十巻を著した。菅原朝臣峯嗣は『金蘭方』を衆医と共に定めているが、円融天皇の永観二年(984、宋太宗雍熙元年)に丹波康頼が『医心方』三十巻を撰した。

中国の文化が日本に入るのは、従前のように盛んではなくなったが、このことを契機に一気に日本の文化に拍車がかかり、日本固有の文化を開華させようとする国風文化の気風が加速したと考えられる。そんな中でも篤学の僧侶、或は一部の商人が中国に往来し、中国の医書、本草書などが日本に渡来した。政情の過渡期に南宋に渡り、鎌倉時代、帰朝してから二十年後に栄西は、『喫茶養生記』を著して源実朝に献上した。これは専門的な医書というものではなく、当時、宋朝の風習で行われていた療養の大略を記すものとして著したもので、『喫茶養生記』といわれる所以であろうと考察する。栄西は、この「喫茶養生」に未来を託したといえよう。

八百年前に予言したとおり、寿命が百歳になりつつある現代社会に向けて、栄西は、「喫茶法」で「茶」と「桑」の「喫茶養生」を末世に先駆けて発信したものと考察する。

「奇哉。明庵西公。喫茶記明示末世病相。留贈后昆。以要令知是養生之仙薬。有延齡之妙術也矣。於是乎跋（現代語訳筆者：不思議に偶然にも、明庵栄西の、この喫茶の記は、末世の人の病の相状を明らかに示し、後の世の子孫にこれをのこして贈り、是(茶、桑、高良薑、五香煎、)は養生の仙薬であることを知らしめんことを要す。桑下に鬼類は来ない、喫茶は延齡の妙術が有るなり。是一文を最後に記す。）」

『喫茶養生記』の跋文であるが、栄西が言わんとした真価であろうと考察する。

〔註〕

第六章

第一節

(一)

- 1) 酒井シズ『日本の医療史』(東京書籍、1979年9月、87頁)。
- 2) 『国史大辞典 第十四卷』(吉川弘文館、1993年4月、936頁)。
- 3) 『国史大辞典 第一卷』(吉川弘文館、1979年5月、831頁)。
- 4) 新村出『広辞苑 第三版』(岩波書店、1990年1月、1841頁)。
- 5) 前掲4) 2572頁。
- 6) 前掲4) 1878頁。
- 7) 松岡玄達(1668-1746)、字は成章、通称は如庵。日本の儒学者。本草学者。門弟に小野蘭山、戸田旭山、服部艸玄、浅井凶南、谷川清士、横地島狄子、直海元周がいる。
- 8) 岡西為人『本草概説』(創元社、1977年12月、449頁)。
- 9) 前掲2) 648頁。
- 10) 前掲2) 681頁。
- 11) 『国史大辞典 第十一卷』(吉川弘文館、1991年9月、193頁)。
- 12) 『国史大辞典 第十三卷』(吉川弘文館、1992年4月、251頁)。
- 13) 『国史大辞典 第十二卷』(吉川弘文館、1991年6月、332頁)。
- 14) 不詳：東京大学史料編纂所蔵『八丈島漂流記』(『土佐国群書類従』、第78巻、漂流部2、1745年、延享二年)。
- 15) 前掲8) 344頁。
- 16) 『国史大辞典 第七巻』(吉川弘文館、1986年11月、868頁)。
- 17) 前掲2) 871頁)。
- 18) 『六国史 続日本後紀 全』(朝日新聞社、1930年2月、362頁、363頁)。
- 19) 前掲8) 404頁。
- 20) 岩間眞知子『喫茶の歴史-茶葉同源をさぐる』(大修館書店、2015年1月、149頁)。
- 21) 『国史大辞典 第十巻』(吉川弘文館、1989年9月、166頁)。
- 22) 人見必大/島田勇雄「訳注」『東洋文庫312 本朝食鑑2』(平凡社、1981年3月、98-99頁)。
- 23) 前掲22) 116-117頁。
- 24) 前掲2) 194頁)。

(二)

- 25) 謝心範「『養生訓』の分析研究-漢籍の影響」(武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科博士論文、甲第2号、2015年3月、25-26頁)。
- 26) 富士川游・小川鼎三校注(東洋文庫258)『日本医学史綱要』(平凡社、1974年8月、34頁)。
- 27) 杉立義一『医心方の伝来』(思文閣出版、1991年3月、6頁)。
- 28) 『六国史 三代実録 卷上』(朝日新聞社、1930年7月)。
- 29) 前掲28) 91-92頁。
- 30) 『六国史 続日本後紀 全』(朝日新聞社、1930年2月)。

- 31) 前掲 30) 152 頁)。
- 32) 前掲 30) 292 頁。
- 33) 前掲 30) 296 頁。
- 34) 前掲 30) 372-373 頁。
- 35) 『六国史 文徳実録 全』(朝日新聞社、1930 年 4 月、21 頁)。
- 36) 前掲 35) 21 頁。
- 37) 前掲 35) 73 頁。
- 38) 前掲 35) 101 頁。
- 39) 前掲 35) 127 頁。
- 40) 前掲 35) 134 頁。
- 41) 前掲 35) 170 頁。
- 42) 太田亮『新撰姓氏録と上代氏族』(教学局編纂、1942 年 10 月、12 頁)。

第二節

(一)

- 1) 謝心範「『養生訓』の分析研究—漢籍の影響」(武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科博士論文、甲第 2 号、2015 年 3 月、24 頁)。
- 2) 『漢籍国字解全書 老子』(早稲田大学出版部、1912 年、1-91 頁)。
- 3) 『漢籍国字解全書 莊子』(早稲田大学出版部、1912 年、1-344 頁)。
- 4) 前掲 1) 24 頁。
- 5) 前掲 1) 25 頁。
- 6) 前掲 1) 25 頁。
- 7) 秋元摩那「東洋医学：その流れと資料について(1)」(『薬学図書館』29(1)、1984 年 7 月、33-39 頁)。
- 8) 伊藤幸郎「歴史に映した医学概論」(『産業医科大学雑誌』6(3)、『3.「気」の思想』、1984 年 5 月、339 頁)。

(二)

- 9) 前掲 8) (『4.神仙思想と養生法』、1984 年、339 頁)。
- 10) 前掲 8) 同上。
- 11) 古田紹欽『栄西 喫茶養生記』(講談社学術文庫、2000 年 9 月、54 頁、90 頁)。
- 12) 前掲 11) 95 頁。
- 13) 岩間眞知子『茶の医薬史—中国と日本』(思文閣出版、2009 年、346 頁)。
- 14) 浜田善利・小曾戸丈夫共著『意积神農本草経』(築地書館、1976 年、i 頁)。
- 15) 岡西為人『本草概説』(創元社、1977 年、20 頁、158 頁)。
- 16) 浦山きか『中国医書の文献学的研究』(汲古書院、2014 年 2 月、29 頁、267 頁、270 頁、274 頁、278 頁、281 頁)。
- 17) 前掲 14) 2 頁。
- 18) 前掲 14) 3 頁。

- 19) 前掲 14) 4 頁。
- 20) 前掲 14) 133 頁。
- 21) 前掲 14) 165 頁。
- 22) 前掲 14) 259 頁。
- 23) 前掲 14) 316 頁。
- 24) 真柳誠「『神農本草経』の歴史」(『日本医史学会雑誌』、第 68 卷、第 3 号、2022 年、236 - 242 頁)。
- 25) 岡西為人「『神農本草経』に就いてを読む」(『日本医史学会』、第 1323 号、1944 年 1 月、1 - 13 頁)。
- 26) 岡西為人『本草概説』(創元社、1977 年 12 月、53 頁)。
- 27) 前掲 24) 237 頁。
- (三)
- 28) 中尾萬三『科学(本草の思潮)』(岩波書店、1934 年 8 月、3 頁)。
- 29) 前掲 28) 4 頁。
- 30) 前掲 28) 5 頁。
- 31) 前掲 28) 24 頁。
- 32) 前掲 28) 13 頁。
- 33) 前掲 28) 32 頁。
- 34) 前掲 28) 32 頁。
- 35) 前掲 28) 33 頁。
- 36) 『六国史 続日本書紀 卷下』(朝日新聞社、1929 年 11 月、459 頁)。
- 37) 前掲 28) 33 頁。
- 38) 前掲 28) 34 頁。
- 39) 前掲 28) 28 頁。
- 40) 前掲 28) 29 頁。
- 41) 前掲 28) 37 頁。

結論

本研究の目的は、『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の考究にある。栄西が提案した『喫茶養生記』に対峙し、その「桑」効能記述由来の可能性が高い史料の認定として、中国の養生医書文献を参照し具体的に補足、追加を試みた。これは、先人が残した未解決の問題に挑戦し、先行研究者森鹿三研究に対して、さらに一步前進となったことは本研究の成果である。

『喫茶養生記』における「桑」効能由来について森鹿三氏説では、『証類本草』からの引用が十三項目を特定している。本研究では、更に他の中国文献三十七種の引用文献の可能性が有ることに到達した。『喫茶養生記』巻下の巻頭には、「末世で人の寿命が百歳になったときに、出家者も在俗の信者も仏の教えに順がわなくなって、国土は荒れ乱れ、民衆は亡び死に亡び去るであろう。

時に鬼魅とか魍魎があって、国土を乱し人民を悩まし、種々の病を起こすが、それを治す方法がなく、医学もどうすることもできず、薬方も救いようがなく、長患いの者、疲労の極に達した者に至っては能く救う者はないであろう」とあるように、栄西は八百年前に、このように説いている。正に栄西の予想に反せずして、現代における人類の寿命は、そのような趨勢を示しているといえよう。栄西は、末世にあって、特に顕著に現れる五種の病相を挙げ、処方にも、主に「桑」の効能を説き、「桑」の使用方法もまた説明している。さらに、その処方の出処は、ただ「新渡医書」、「唐医口訣」、「宋朝医口伝」による「桑粥法」、仙經にいう「桑煎法」。これらは皆、宋国に於いて稟承されたもので、『喫茶養生記』における「桑」の効能由来は、全て中国の文献によるものであると、栄西は明言しているが、その出処は述べられていない。それらを明らかにするためには先ず、日本の「桑」の置かれている位置を知るために、日本桑「ヤマグワ」の起源から地質学的、史実的知見を調査し、それらを日本の「桑」の根源の土台とした。

第一章では、『喫茶養生記』を「茶桑経」と称して、室町時代中期に京都五山の文学僧、東福寺住持の季弘大僧が、晩年過ごした堺の海会寺で記した『蔗軒日録』の内容を述べた。文明十八年三月二十四日條では、大僧が、三月十五日に友人の本居士に貸した「桑経」を、二十一日に本居士が返却している。ここでは本居士は二十四日に大僧のもとに来て「茶桑経」を手にして贊を述べていることから、「桑経」、および「茶桑経」は、おそらく同じ書を指すものと考えられる。

『蔗軒日録』の引用記事で、「桑経」に「喫茶養生記」の割注があることから、「茶桑経」が『喫茶養生記』を指す語であることは確定でよいと考察する。栄西の在宋中に関しては洛城入宋した明全(仏樹房、1184-1225)が本師栄西を顕彰するために、臨安府(杭州)都税務の官僚虞樗に依頼した「日本国千光法師祠堂記」がある。ただし明全は宝慶元年(1225)五月二十四日に世寿四十二歳で明州(浙江省)鄞県東六十里の天童山景德禅寺の了然寮に示寂しており、その直後の八月に「日本国千光法師祠堂記」は、天童山景德寺の一角に建立された。亡き明全の代りにその立石に立ち会ったのは、明全に随侍同行した門人の道元(仏法房、1200-1252)であり、道元によって石碑建立の大事業が天童山で実際に遂行されたことになる。これは栄西に関する最も早い伝記史料であり、その文面の全文は書写ないし拓本のかたちで道元によって日本に将来され、京都建仁寺にもたらされて後代へと伝えられた。「東山建仁禅寺開山始祖明菴西公禅師塔銘」、または「洛陽東山建仁禅寺開山始祖明菴西公禅師塔銘」と、称される塔銘が伝えられている。これは天台宗の教僧

で、古春如蘭(支離雙)によって撰述されたものである。この塔銘にしか見られぬ記事もあることから、在宋中の動向を知る上では重要な伝記史料である。このような、栄西の入宋中における功績は当時、栄西の統系の僧侶によって、その後に表掲され、中国に今もその石碑が残されている。

第二章では、「桑」は一体、日本ではどのような存在で、どのような位置付けとされているものなのかを、知る必要があると考えた。日本の「桑」は、「ヤマグワ」といわれて、日本全国に自生していた。それは原始時代よりもさらに、遡ること今から数十万年前、第四期更新中期に古塩原湖に堆積した地層の中に「木の葉石」の化石が発見された。スウエーデンの地質学者アルフレッド・ガブリエル・ナトホルストによって明治二十一年(1888)に証明された。彼は、その時代を鮮新世後期(約 530 万年前から 180 万年前まで)と述べて、その後にその時代は第三紀(約 6500 万年前から 180 万年前まで)であるとした。この化石から、種子植物、被子植物、クワ科、「ハリグワ」・「ヤマグワ」とあるように、クワ科の化石が発見されたのである。ということは「桑」が、このような時代から原生し、自生していたという証明である。さらに、縄文時代の遺構から「ヤマグワ」の遺物を探索し、日本の遺跡出土大型植物遺体データベースからの情報によると、77/1000 件の「ヤマグワ」の種子・核・内果皮・種実・「ヤマグワ」が出土している。これは北海道から九州に至る広範囲に渡っている。地質学的には、「ヤマグワ」の自生の起源は証明されたと考えられる。

栄西が喫茶養生の一貫として選んだ「桑」について、『喫茶養生記』以前における「桑」効能の記載情報を得るために、日本歴史上における「桑」の存在を考察し、日本の「桑」の根源の土台とした。日本における桑品種の数は、数千百種に及ぶと言われている。「ヤマグワ」は、古来日本に自生していた野桑の一つで、栽培桑の原種と考えられている。

さらに、本論文の史実的知見については、平田篤胤の「大扶桑国考」より、「扶桑と云う名の古く彼国籍に初見たるは、山海経なり。」とあることから、「桑」の字については諸説あるが「扶桑」の初出から、『山海経』であると考えられる。既に淮南子には、「日至於桑野、是謂晏食」と記して、桑野を以て東方の意味を示しているように、古来から、日本「桑」の植生存在があった。

しかも、縄文時代の青森県三内丸山遺跡・秋田県池内遺跡・東京都東村山市下宅部遺跡の遺物から、日本桑「ヤマグワ」の果実種の多量出土により、果実酒と薬用の可能性の論議がなされている。縄文時代の遺跡から桑の実が多量に出土していることもあり、「桑」からは、食用の事実が確認され、縄文時代において「桑」は、重要な食物であった。さらに、弥生移行期に堅果実や「ヤマグワ」やブドウ属などのベリー類が集中的に出土していることから、「ヤマグワ」の果実種の多量出土による食用事実は、桑養生に繋がるものと考えられる。縄文時代の関東地方における「ヤマグワ」の実用的な用途は、自然材利用としては土木材として、木道の杭列の構築から水に強い木材の資源利用がなされていた。下宅部遺跡では「ヤマグワ」は加工材等で利用され、食料採集のこん棒などのほか、生活に必要な弓等に使われた。寿能泥炭層遺跡では、杭列に利用され、赤山陣屋跡遺跡や寺野東遺跡では土木材等に利用されて、お伊勢山遺跡では、自然木の枝、幹材が利用されていた。このような縄文時代の日本桑「ヤマグワ」における実用的考察からは、多数の樹種の中から「ヤマグワ」を選んで、その用途に応じて森林が利用管理され、木材の太さを考慮し、適材適所に使用していた。これらのことから日本では古来より、「ヤマグワ」を活用した縄文人によって、森林が守られ利用管理されていたことが明白になった。

さらに、弥生時代の吉野ヶ里遺跡からの出土の絹は家蚕である。華中系の四眠蚕は、弥生時代

中期初頭、中期前半であり、楽浪系の三眠蚕は弥生時代中期後半、後期初期の甕棺からの出土から証明された。中国漢代に絹と織り、密度や繊維断面計測値の比較から顕著な違いが認められ、日本製の絹であることが証明された。その絹からは、他の弥生時代の遺跡には見られない繊細優美な透目絹の存在が確認された。吉野ケ里遺跡の絹の出現により、日本の歴代皇后の親蚕の儀式が恒例となり、平安末期から少なくとも鎌倉初期の頃までは、『万葉集』にみえる玉箒の歌と、正倉院に伝わる子日目利箒によって、皇室の親蚕儀礼が継続していたと考えられる。その後は、親蚕とその儀礼の記録は、室町以降明治の初めに至るまで全く表れてこないが、安政六年(1859)海外との通商貿易が行われるようになり、外国品の輸入に対して国産品による輸出の必要が生じてきた。そこで、日本古来の蚕糸業を将来に富国の政策として、斯業奨励の意図をもって、皇后自ら養蚕を行い、その範を国民に示そうとされた。古代における日本の歴代皇后の親蚕の儀式が、恒例とされた皇室の儀礼の根元は、養蚕を通じて蚕への思いと豊国造りの礎を築こうとする行事の伝承に継承され、崇高な精神性を示唆するものであると考察する。古来より日本に「桑」の植生が存在し、縄文時代には森林資源の利用管理がされていたことから「桑」は、食用・実用に充分耐え得る樹木であったと言えよう。このような天地の恵みによって、雄略天皇六年(468)に后妃をして親蚕行事を行い、蚕事を奨励した行為が親蚕の始めとして、この思いと行ないが、養蚕をもって日本の経済復興の基となった。古代における歴代皇后の毎年恒例の親蚕儀式が、日本文化における伝統文化という嚆矢濫觴の開闢であろうと考察する。

第三章では、奈良国立文化財研究所における木簡庫からの「桑」の検索、さらに『正倉院文書』、『延喜式』典薬寮、『本草和名』、『医心方』、『長生療養方』から、「桑」と関連物における分析と考察を行なった。そして、共に同世代を生き、養生医学に関心を寄せる僧医であった釈蓮基『長生療養方』と栄西『喫茶養生記』における「桑」関連物の比較と考察を行なった。木簡からは、飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十三)平成十年年九月に「桑根白皮」の木簡は、一本出土して以来、未だ他に出土は聞かないというように貴重な木簡である。さらに、『延喜式卷三十七 延長五年(927)』典薬寮の「桑」関連物をみると、「桑根白皮」、「桑蠨蛸」、「桑茸」、「白蠶蚕」は、「諸国進年料雑薬」で決められた国内から貢納されていた。その採取の配分は、薬種が生育するのに最適な産地の選定と考えられる。最も多かった「桑根白皮」の貢進量は、三ヶ国合わせて二十六斤(26×600gで現在の15.6kg)(一斤600g、一両37.5g、一分12.5g、一銖2.34gが相場)であり、「桑蠨蛸」は十三ヶ国で九斤三十九両一銖(約6.9kg)貢進されている。「桑茸」は二ヶ国で五斤(3kg)であり、「白蠶蚕」は十ヶ国で二十七両(約1kg)とある。「桑根白皮」の貢納が多いということは、使用価値の高いことを示す基準であろう。年貢別貢雑物(年料雑薬)は、主に生薬であることから、生育に適した国からの採取になると考えられる。やがてこれらの薬種は国の特産物となり、貢物台帳に整理されて、その地域の年貢の代りとなる。貢納国は中部および関西方面が多く、また「桑」関連物の薬種も元々植物である。その薬種の輸送と取扱いに細心の注意を払わなければならないことから、運搬時間や移動にも工夫が必要である。栽培には、その年の天候にも影響を受ける。典薬寮における薬物は、特殊なものでない限り国内生産で賄える薬種もあり、薬草及び薬種が生産受注され、薬物貢進のために採集される。日本古来の自生「桑」は、大いに有用な草薬として、諸国進年料雑薬に「桑根白皮」として掲載がある。その地域の年貢の代わりに貢進されていたことが、『延喜式』典薬寮の史料記録に見える。『延喜式』卷三十七典薬寮の史料から「桑」

と関連物は草薬として使用され、献上奉公された事実があることを否定出来ない。献上奉公は日本各国の地域産業の発展に繋がる可能性があることから、都に近い西日本では、統治され易く発展性も見込める利点がある。都からの遠地は、地域の産物を献上するための移動流通経路の発展にも繋がる。貢納が国の特産物になった場合、「桑」関連物を貢納している国では桑の栽培が盛んになり、当然、「桑」は、養蚕の発展過程においても大量に使用され、絹や生糸の貢納もあったことが、「日本中世の桑と絹の年貢」(本論文、第三章-第三節)史料に見える。絹や生糸と草薬として使用する「桑」関連物の貢納は良きバランスを保ちながら管理されていた。日本国内で、供給不可能な特殊薬種は別としても、国内産で賄える草薬の採集と供給可能な地域国の選定において、勅撰本草書の『本草和名』は、最も重要な国家の威信をかけての成立であったと考える。『本草和名』によって国内で採取可能な薬草と、その薬草に適した国を選別することによって、地域の産物の活性化が計られた。『本草和名』では、「桑根白皮」は「久波乃加波」とあるように、「桑」関連の薬種で「典薬寮年料雑薬」は、日本各地から貢納薬種として多量に納められていたのである。

さらに、『医心方』の「桑」関連の調査によって、25項目から30例に『医心方』の「桑」関連の記載、116箇所を確認した。これを分析、考察すると、『医心方』における「桑根白皮」の30例は、116例中26%の割合を占める。「卷一治病大体部 薬畏悪相反法第九」に1箇所、「諸薬和名第十」に1箇所。「卷四鬢髪部 治鬢髪禿落方第六」に1箇所。「卷五頭髮部 治唾血方四十八」に1箇所、「卷七陰創并穀道部 治寸白方第十八」に1箇所。「卷八手足部 脚気腫痛方第六」に2箇所、「脚気脹満第九」に2箇所。「卷九咳嗽部 治喘息方第二」に3箇所。「卷十積聚并水浮腫部 治大腹水腫方第十八」に1箇所、「治通身水腫方第十九」に2箇所、「治十水腫方第二十」に1箇所、「治風水腫方第二十一」に2箇所、それと生桑根白皮が1箇所である。「卷十一霍乱柄下痢部 治利兼腫方三十七」に1箇所。「卷十二消渴并大小便部 治渴利方第二」に1箇所。「卷第十三五勞七傷部治傳屍病方第十三」に1箇所、「治骨蒸病方第十四」に赤桑根白皮1箇所、「治肺痿方第十五」に1箇所。「卷十四治卒死并傷寒部 治注病方第十一」に1箇所。「卷十五癰疽部 治石癰方第六」に1箇所。「卷二十一婦人部 治婦人陰大夫傷方第十七」に1箇所。「卷二十二婦人部 治妊婦體腫方第二十三」に1箇所。「卷二十八房内 長婦傷第三十」に1箇所。「卷二十九飲食部 治飲酒大渴方第二十」に1箇所。合わせて30例の記載がある。特に「桑根白皮」が多量に使用されている薬物であることが知られる。『延喜式』典薬寮の「年料雑物」貢納物の中で特に多い薬物として、「桑根白皮」の記載も確認されている。奈良国立文化財研究所における、唯一の「桑根白皮」の「木簡」であること。「正倉院文書」にも「桑根白皮」の記事が見られること等を勘案し、『医心方』の「桑」関連物における「桑根白皮」、30例の記載から、『医心方』にみえる「桑」関連物の「桑根白皮」の記載は、『本草和名』、『医門方』、『録驗方』、『集驗方』、『極要方』、『唯中水鶏名方』、『張仲景方』、『范汪方』、『僧深方』、『新録方』、『廣利方』、『玄感傳屍方』、『千金方』、『葛氏方』、『蘇敬本草注』、『小品方』、等から引用されていると考察する。「木簡」にあった「桑根白皮」は、『正倉院文書』にて、正倉院に保管され、その都度の利用用途では施薬院、悲田院などで使用するために出庫されて使用されていた。その管理をするところが『延喜式』で制定された典薬寮である。「桑」関連物も薬種として管理され、勅撰本草書の『本草和名』では、「和名久波乃加波」と名を留めて、『医心方』の中にもその記載がある。他には「桑」関連物で『本草和名』から、引用されているものには、「和名加比古乃加良」(蚕布履)、「和名加比古乃久曾」(蚕沙)、「和

名久波乃支乃保也」(桑上寄生)、「和名於保知加布久利」(桑蠶蛸)、「和名夏蚕乃布多香毛利」(蠶蚕蛾)、「和名末由介留之留」(綵繭汁)、「和名加比古」(白僵蚕)などがある。これらは『医心方』での「桑」関連物に限定した見解である。また、「桑」関連物の記載で『医心方』三十巻からは、「卷十九服石部」、「卷二十三産婦部」、「卷二十七大體養生部」を除いたほか三十巻中二十七巻に、「桑」に関連した記載が見られた。これは、「桑」関連物の重要薬物として、わが国で認識されていた。しかも、日本の各地から、採集された薬種として保管され、使用されていたと考えられる。

「桑」関連物のみを取り上げても、その効能は使う部所によって使用方法が違う訳であるから、正確な知識とそれを管理し整理されて、国家体制の維持ができるものと考察する。それには養生、医学の治療法の基準としての薬効と使用方法が重要となる。当時、日本の医療体制は中国医療を参考にして、その医学書から知識を学び医療の国家体制に備えた。『医心方』では、「桑」関連物における薬種の採取を日本の国内産で賄えたと考察する。

『長生療養方』と『喫茶養生記』における「桑」関連物の比較と考察では、本研究の『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の考究に際し、釈蓮基によって著された『長生療養方』には、四種の病相と「桑」関連物における記載がある。栄西は『喫茶養生記』で、五種の病相に「桑」効能と「桑」の養生法を明示している。両者は同時代を生きた僧侶でありながら、生活背景を異にして、それぞれの立場で養生あるいは療養方を撰書したと言える。

栄西の『喫茶養生記』に記載の、五種の病相と「桑」の養生法は、『長生療養方』において二十七年前に、すでに釈蓮基によって四種の病相と「桑」関連物が記載されていた。『長生療養方』の「桑」関連物の考察から、蓮基と栄西が提唱した病相と、「桑」関連物の使用する部分に観点を絞り、蓮基の『長生療養方』と栄西の『喫茶養生記』における「桑」関連物の比較を行った。

『長生療養方』における四種の病相と「桑」関連物、栄西の『喫茶養生記』に掲げる五種の病相と「桑」関連物についての比較と考察では、『長生療養方』四種における病状の記載頻度は、瘡病57例、消渴(糖尿病の説)29例、中風11例、脚気7例を確認した。蓮基の「桑」関連物の使用部位は「桑上寄生」、「桑根白皮」、「桑蠶蛸」、「桑根」、「桑椹」等がある。「桑椹」だけは、「補五臟耳目聰明通血脈益精神消渴」とあり、『長生療養方』巻第一「果菜功能第十三」に記載で、消渴の養生方に用いられている。蓮基の使用薬物は多岐にわたり動、植物、鉱物、水銀等に及んでいる。

治療対象者は、栄西が目指した養生法とは大きな相違がある。栄西の『喫茶養生記』では当時の病名の表示ではなく、病状の表示に反映されている。たとえば釈蓮基は、「消渴」と言い、栄西は「飲水病」と表示している。「桑」の使用部位においては、蓮基は多く、使用方法(他の漢方原料と一諸に煎じる)も異なる。栄西の「桑」使用部位は「桑枝」「桑椹」「桑葉」であり、使用方法は「桑粥」「桑湯」と少なく、より簡単である。当時の日本の生活習慣に浸透し普及し易い特徴がある。釈蓮基『長生療養方』(1184)撰書の直後に、栄西は再び宋国に留学をしている。

『喫茶養生記』(1211)は帰朝二十年後に刊行された。前者は、四種の病状を指摘し、後者は五種(不食病を追加)の病状を指摘した。治療効果を求める対象は「桑」であるが、使用方法と使用部位は異なることから両者の著書からは、当時の流行病状況が反映され、治療対応策を講じている社会現象の背景が窺える。『長生療養方』は、専門医薬研究家系の背景にある療養方の専門書である。

貴族社会などの特権階級における流行病の治療方法に「桑」を奨めた。『喫茶養生記』は、仏教の研究、修行僧が養生文化への提唱者として、著した専門書で、前者と同じ視点から、時の為政

者たる武門社会と禅宗布教の必要性に、同じく「桑」の養生法を提唱した。これは、栄西が南宋留学において実際に体験した関係であろうと考えられるが、『喫茶養生記』における「桑」の効能と、使用方法の記述由来の根元は、又、他にある可能性も否定できない。釋蓮基の『長生療養方』と栄西の「桑」における使用部位と使用方法に差異があるが、当時の流行っていた病気の種類は、近年に大差はない(蓮基には、不食病がない)。不食病がない理由は、不明であるが、『長生療養方』と『喫茶養生記』両者における異同調査によって比較対照し、歴史的推移の背景から考察すると、栄西が第二次の入宋前、既に『長生療養方』には、四種の病と対応方法の記述があったことから釋蓮基は、衣食住を基に養生、摂生の心得と、その対応方法を説く僧医であった。一方、栄西は、喫茶養生(初治本では、「不食病」に鬼魅の着所は桑木で治るとしていたが、蓮基を意識してか再治本では妙術、仙薬を引用増補して五種の病相とした)を推進しながら、加持祈禱による仏教の布教活動をすることを主とした僧医である。蓮基は、平安時代後期・鎌倉時代初期の僧医で、生没年未詳であるが、丹波氏の族でもあることから、その医学を継承した。寿永三年(1184)成立の『長生療養方』二巻は、「長生養性方・調気導引法」などの数十項目を解説して、多くの中国の文献を引用している専門的療養方書である。

栄西は、鎌倉時代初期の禅僧。備中吉備津宮の人であり、はじめ天台宗の密教を学ぶが、再度渡宋して日本に臨済宗を起こした。博多に聖福寺、京都に建仁寺、鎌倉に寿福寺などを開創したほか、東大寺大勧進職にも就いた。茶の普及を図り、『喫茶養生記』上下巻で茶と桑の効能を唱えた。佐村八郎『増訂国書解題』(1929)には「人体養生に関して茶の機能を説示したるもの。上巻を五臓和合門とし、茶の効能、形状、採時、焙茶等を説き、下巻を遣除鬼魅門として、飲水病、中風、不食病、瘡病、脚気病等に桑の養生法を挙げ、之に対する茶の功德を述べ尽せり。凡て漢文にて記す。」と記載されているが、栄西の入宋在中については、本論文中(第一章-第二節)に論述している。栄西の出自については、彼は、備中吉備津の神官の子として生まれる。幼名千寿丸というが、父の名は不明で母は田氏である。八歳で出家を志す。父に従って『具舎論』頌を読み、三井流の『俱舎論』『婆沙論』を学ぶという利発ぶりで、殊に密教に関心を寄せて修行を積んでいたと思われる。十四歳で比叡山の戒壇に登り受戒し、落髪して栄西と号した。その後は叡山と備中を往還する生活であったことから、かなりの健脚であったことが窺える。

蓮基にあつては、丹波氏の族という生活背景から、身近で医薬書を縦覧することが可能な環境であった。一方、栄西は、加持祈禱の修行を得意とした僧医では飽き足らずに、彼の国で最新の養生法の見聞を望んだ。特に蓮基と同時代を生き生活背景を異にした同僧侶という身分で、同じように養生医学に関心を寄せる。蓮基の『長生療養方』が刊行(1184)されたときは、栄西は、同じ僧侶という立場から『長生療養方』を閲覧する機会があったと考えられる。

蓮基の薬は、動、植物、鉱物、高価な薬種もある。一方、栄西は、日本に自生している「桑の養生法」と「喫茶」を時の為政者に普及させる手段を選んだものと考察する。二度目の入宋は文治三年(1187)、栄西四十七歳の時である。

栄西を庇護していた平清盛の政力も揺るぎ、源氏が勢力を拡大している時代背景であると考えられることから、このような政情の場をいち早く避けて、宋国に渡り新情報を持ち帰りたかったと考察する。帰国時には既に権力者の立場が一変するという変革期であったことから、東国の武門勢力者には、身近に自生する「桑の養生法」として「桑」を選取したものと思われる。

関東地方は、古代の遺跡から縄文人によって桑樹が管理利用され自生していた地域である。

しかし、「桑」だけではなく、権力者に対応する「茶」と共に服せる方法が「喫茶法」であったことから柴西は、南宋留学の見聞を生かして、鎌倉時代に「茶」と「桑」による「喫茶養生」を提唱したものと考察する。これは、日本のどこにでも自生している「桑」であることから、近年の五種の病相に効能がある桑方を導入し、末世の桑の養生法として提唱したものと考えられるからである。柴西の『喫茶養生記』における「桑」の養生法は、「桑枝」を使用した「桑粥法」と「桑湯法」、「神仙葉」を用いて「茶湯」と「桑湯」を併せて服する、「喫茶法」であった。

第四章の『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来の考究に際しては、五種の病相「飲水病」、「中風」、「不食病」、「瘡病」、「脚気病」で、共通する「桑」の養生法は、「桑粥法」と「桑煎法」である。「桑粥法」は、五種の病相に有効な「桑」の養生法である。柴西が最初に挙げた桑方で、いわゆる「桑粥」の作り方が述べられる。「宋朝医口伝」には、「桑枝如指三寸截、三四細破、黑豆一握、俱投水三升、炊料煮之、豆熟桑被煎、即却桑加米、依水多少、計米多少、煮作薄粥、冬自鷄鳴、夏自夜半初煮、夜明煮畢。空心服之。不可添塩。每朝不懈。而食之則其日不引水。不醉酒。身心亦静也。桑之当年生枝尤好。根茎大不中用。桑粥総治衆病。」とあるように柴西の「桑粥法」には「桑枝」を使用する。その「桑粥法」は、『太平聖恵方』からの由来であると考察する。

『太平聖恵方』は、「黑豆半升、桑枝半升、構皮(鏗)半升、以水五大錢盞、煮取二大盞、去滓、每取汁一盞入米一分、煮作桑、空心食之(黑豆を半升、桑枝を半升、皮を釜に半升構え、五大錢盞に水を以って、煮て取って二大盞にする、滓を取り去る毎に、汁一盞に米一合入れる、作ってある桑を煮る、空心に之を食す)」とあるように『太平聖恵方』では、「桑枝」を使用している。

「桑湯」は、「桑煎法」による桑方で柴西は、「桑枝二分許截燥之。木角焦許燥可割。置三升五升盛囊久持弥可。臨時水一升許木半合許。煎服。或雖不燥煎無失。生木復宜。新渡医書云。桑水氣脚氣肺氣風氣。癰氣。偏体風痒乾燥。四肢物率〔拘攣〕。上氣眼暈。咳嗽口乾等病。皆治之。常服消食。利小便。輕身。聰明耳目。仙經云。一切仙藥。不得桑煎不服。就中飲水不食中風。最秘也。」と述べているように、桑湯にも「桑枝」を使用する。「桑煎法」でも柴西は、五種の病相に効能があると柴西は述べる。初治本との内容は同様であるが、再治本では、内容を凝縮し字数を少なくしておきながら、「新渡医書」を引いて加筆修正して増補していると考察する。「桑煎法」では、五種の病相の内、「中風」、「不食病」、「瘡病」、「脚気」の四種の病相に「桑湯」の効験があると柴西は述べているが、この「桑湯」を作る「桑煎法」に、本研究で中国の文献からの引用と思われるものを挙げると、1.『本草図経』では、「桑煎療水氣、肺氣、脚氣、癰腫兼風氣」とあるように、「桑煎法」は、飲水、肺氣、癰腫、中風を治す。2.『本草図経』の『近效方』では、「用花桑枝寸鏗、炒香、瓦器煮減一半、再入銀器、重湯熬減一半。」というように、「桑枝」は小さい鏗(釜)を用いるとあり「桑枝」を使用している。3.『與本草図経』では、「言桑枝：消食小便、療口乾及癰疽後渴、用嫩條細切一升、熬香煎飲、亦禁忌、久服、終身不患偏風。」とあるように「桑條(エタ)」を使用している。4.『重修政和經史証類備用本草』によると「桑煎、療水氣、脚氣、肺氣、癰腫、兼風氣。桑條二兩、用大秤七兩、一物細切如豆。以水一大升煎取三大合、如欲得多、造準此增加。先熬令香、然後煎、每服吐空時喫、或茶湯或羹粥、每服半大升無禁忌也。」というように、「桑條(エタ)」を使用している。5.『聖濟総録』の太医院編では、「桑條(エタ)二兩、炒香、以水一升、煎二合、毎日空心服之、亦無禁忌。」とあるように、「桑條(エタ)」を使用している。(下線筆者付す)

再治本では、さらに「新渡医書云」を加筆して、「桑、水気、脚気、肺気、風気、癰気。偏体風痺乾燥。四肢物率(拘攣)。上気眼暈。咳嗽口乾等病。皆治之。常服消食。利小便。輕身。聰明耳目。」と述べているが、「四肢拘攣」とあるべきところを「四肢物率」と、底本の安永本における誤影が、あることを断っておかなければならない。「新渡医書云」以後のこの部分は栄西が「桑煎法」を改訂するにあたり、この内容の信憑性を効果的に作用させるための加筆修正かと考えられる。

これについては、3.に示した『與本草図経』からも引いているものと考察する。さらに「仙経云、一切仙薬、不得桑煎不服、就中飲水不食中風、最秘要也。」と述べている。6.『抱朴子』に「仙経云：一切仙薬、不得桑煎不服。」とあるように、ここの引用は重要であると考察する。7.『本草図経』において、「桑葉可常服、神仙服食方：以四月桑茂盛時採葉、又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名神仙葉、即採取、前葉同陰乾搗末、丸、散任服、或煎水代茶飲之。又霜後葉煮湯、淋濯手足、去風痺殊勝、又微炙和桑衣煎服、治病及金瘡諸損傷、止血。」というように、「一切の仙薬」と言っていることから「神仙葉」として「神仙服食方」を説いていると考察する。(下線筆者付)これらのことから桑を煎じるという「桑煎法」は「桑枝」だけでなく、『本草図経』にある「桑葉」の「桑煎法」をも含めた服用を奨めていると考察する。要するに「桑煎法」には、「桑枝」を煎じて服用する、「桑葉」は「神仙服食方」のようにして丸、粉にして任意に服用する方法と神仙葉を煎じて水、茶の代わりに飲む方法、又は、それを少し炙って煎じて服用する方法がある。

これらの服用は、特に飲水、不食、中風に極めて重要な秘訣である(「最秘要也」と栄西は、「桑煎法」の中で述べていることから「桑煎法」は、「桑湯」を作る上で重要である。「桑湯」を服用して養生の効験が現れるという病相は「中風」、「不食病」、「瘡病」、「脚気」の四種であった。

ここで「新渡医書」を引いて「飲水」、「中風」、「不食」、「瘡病」、「脚気」というように五種の病相に「桑煎法」の効験があるように加筆修正し、再治本で増補していると考察する。「桑湯」については、敢えて言及されていないが、この「桑煎法」が栄西の述べる「桑湯」の作り方であると考察される。次に「服桑葉法」について、栄西は「四月初採乾。秋九月十月之交三分之二已落。一部残枝復採陰乾。夏葉冬葉等分以秤計之。抹如茶法服之。腹中無疾。」とあるように、ここでは桑の葉を服用する法である。ここに引くのは上述の「桑煎法」で引いた、『本草図経』の「神仙服食方」にあるように「服桑葉法」で使用するのは神仙葉である。このように前半は、初治本も再治本でもほぼ同じ内容であるが、この効果は「仙術」であるという再治本では、「是仙術也」の一文が加筆されている。「服桑葉法」については、すでに上述の「桑煎法」で述べているように、「仙経云、一切仙薬不得桑煎不服」を反映している。次いで「喫茶法」では、「唯可喫茶飲桑湯、勿飲湯水、桑湯茶湯不飲則生種種病。」とあるように、これを引用している中国の文献は『神農本草経』で、「桑茶除寒熱出汗。葉主除寒熱出汗。」というように記されている。ここでは桑と茶は、その効能は汗を出すことによって冷え、熱の病気を治す。それは主に葉であるということが重要である。茶については、『廣雅』に「其飲茶、醒酒、令人不眠。」とあるように茶の効力を説明する。

さらに茶については、『新修本草』によると「茶味苦、微寒無毒、去痰熱、消宿食、利小便。」というように茶の持つ本質と効用についての記事がある。『贈東隣王十三』では、「驅愁知酒力、破睡見茶功。」とあるように、睡気を覚ますという茶の効力を讃えていると思われる。『本草図経』の「桑葉可常服、神仙服食方」については「桑煎法」で、すでに述べている。さらに『重修政和經史証類備用本草』(『証類本草』)では、「桑根白皮煮汁飲、利五臟、又入散、用下一切風氣水氣。」

とあるように、桑根白皮の作用は「根」による「桑湯」である。そして、『聖濟總録』については、「桑煎法」で「桑條(エタ) 二両、「煎二合」とあるように、「桑條」で「桑湯」を奨めている。

ここで「喫茶法」が重要なのは、柴西は茶の飲み方について、巻上に述べていなく、巻下の巻末に「喫茶法」に茶法として簡潔明解に此の場所を選んで説明し、さらに、桑湯と共に奨励して搭載したものと考えられる。理由は「桑粥法」で、「桑枝」を用いる製法を述べ、ここでは、「宋朝医日」から引いて「桑粥総治衆病」と言っている。さらに「桑煎法」では、やはり「桑枝」で「桑湯」を作り、再治本で柴西は「新渡医書云」を引いて、「桑は水気、脚気、肺気、風気、癰気による遍体風痒乾燥、四肢拘攣、上気眼暈、咳嗽口乾等の病を皆治し、常に服用すれば消化を促し小便に利して身を軽くなり、耳目聡明となる」と言っている。更にここでは、「仙経」を引いて「一切の仙薬は桑煎を服用しないとその効能は得られない。」と述べる。そして「就中飲水不食中風、最秘要也」と言及する。「飲水」「中風」「不食」「癰気」「脚気」というように「癰」は「瘡」とは違うと柴西は言う。しかし、「気」を使うことによって想定範囲を広げ、ゆえに「瘡病」に類すると考えられる。このように柴西の提唱する五種の病相は、「桑粥」「桑湯」によって皆治ると言っているために、「仙経」による「仙薬」の思考は、東晋の葛洪による『抱朴子』から引いていと考えられる。そこから手繰ると『本草図経』に「桑葉可常服」とある「神仙服食方」に依ることになり、ここに言う「神仙葉」は「煎水代茶飲之(水で煎じて茶の代りに之を飲む)」ということである。

そこで「服桑葉法」において、「神仙葉」の採取時期、採取方法、及び飲み方と桑葉の薬効が、「腹中無疾、身心軽利」となり、「是仙術也」とあると柴西は述べるように、この「服桑葉法」では、初治本、再治本の内容は変わらないが、「是仙術也」の一文が再治本に加筆されている。

そのために「服桑葉法」の「神仙葉」を使用して、「喫茶法」では茶の入れ方、茶の飲み方、喫茶の効能「唯可喫茶飲桑湯、勿飲湯水、桑湯茶湯不飲則生種種病。」というように柴西は再治本に補足する必要があった。そこに引く中国の文献は、『本草図経』に言う「桑葉可常服」の「神仙服食方」による由来ということになる。そして『神農本草経』の「桑茶除寒熱出汗。葉主除寒熱出汗。」から引くものが「喫茶法」の所出ではないかと考察する。このように五種の病相と「喫茶法」とを説明するために、「桑粥法」、「桑煎法」、「服桑葉法」を述べてこの場所に「喫茶法」の位置を定めたのではないかと考察する。そして柴西は、『太平聖恵方』の作粥法を原文のまま引用していると考察する。柴西が「桑粥法」に引用した『太平聖恵方』は、管見によれば、1.「飲水病」における作粥法、2.「中風」における桑粥法と「若欲沐浴時」における「言桑枝湯：上以水三門、煎取一門五升、濾去滓、入白礬及塩、攪令冷熱得所、淋洗痛処、湯冷更暖過用之。」と見える。3.「不食病」における、桑粥法、4.「瘡病」における桑粥法、5.「脚気病」の五種の病相の共通の養生法として「桑粥法」と桑湯の「桑煎法」が引用されているからである。「桑粥」は宋朝医からの口伝で、これは明らかに『太平聖恵方』からの引用と考えられる。一方、森鹿三氏が『証類本草』からの引用と述べているのは桑根白皮であって、「桑枝」とは違うといえよう。

上述の柴西の「宋朝医口伝」では「根茎大不中用(根、茎の大、中は用いず)」とあるように「根、茎」は用いないのである。柴西が「桑粥法」でいう「宋朝医口伝」は、桑根白皮を用いる『証類本草』とは異なる。森氏は『太平聖恵方』に言及していない。さらに森氏は、五種の病相に共通する養生法としての「桑粥」、「桑湯」に言及していない。

桑根白皮は、「桑」関連の薬種で、「典薬寮年料雑薬」に、日本各地から貢納薬種として多量に

納められているもので『本草和名』では、「久波乃加波」とみえる。

『医心方』、『長生療養方』にも記載される薬種であるように、桑根白皮は、専門的な使用方法でないと、その効果は期待できない。ましてや貢納薬種では容易ではない。しかし、「桑枝」によって手身近で実行できる桑方を栄西が、末世の桑の養生法として提唱したものと考察する。

栄西もずっと「桑枝」による「桑の養生法」を述べてきたが、終盤になって、神仙薬を使う「服桑葉法」を掲載してこれは仙術であるという道学的思考を述べる。更に、「服桑樞法」では、「日本桑力微耳」というように末尾に添書きして、「服高良薑法」に移っているのである。日本の桑の微力を知ればこそ、茶との共同作業によって日本桑の微力を補うことが出来ると考えたのではないかと考察する。更に、高良薑と五香煎を組み合わせることで更に、効果を期待したものと考察する。本研究では、『喫茶養生記』巻下に見られる、「茶」と「桑」が配合して初めて、身体を養生し、その効能が現れるとされる「喫茶法」において、「一切の仙薬、桑煎を得ざれば服せず」という栄西の提言する記述に注目した。「喫茶法」にある「茶」と「桑」の養生法は、この栄西の言及が初めてと言えるのではなからうか。「新渡医書」、「唐医口訣」、「宋朝医口伝」による「桑粥法」、「仙経」にいう「桑煎法」は皆、宋国に於いて稟承されたもので、『喫茶養生記』における「桑」の効能由来は全て中国の文献によるものであると、栄西の明言から導き出された「喫茶法」が、栄西が到達した「喫茶養生」ではなからうか。『喫茶養生記』では、五種の病相に「桑の養生法」として栄西は、「桑粥」と「桑湯」を結果的に奨励している。「桑粥」については、記述の使用 방법에基づいているが、「桑湯」については「桑煎法」によって「桑湯」をつくることから重要である。

本研究では、栄西が述べる『喫茶養生記』には、「宋朝医曰、桑枝如指三寸截、三四細破、黑豆一把、俱投水、豆熟桑被煎、即却桑加米、(中略)、作薄粥也、(中略)、根茎大不中用、桑粥総衆病薬、別飲水中風不食之良薬也。」とあるように、『太平聖恵方』からは「黑豆半升、桑枝(銚)半升、構皮(銚)半升。以水五大錢盞、煮取二大盞、去滓、每取汁一盞、入米一部、煮作粥、空心食之。」(下線筆者付す)とあり、両者は共に「桑枝」を用いて「黑豆」と「米」を投入して同様に粥を作る処方になっていることから「桑粥法」は、『太平聖恵方』からの引用と認定されると考察する。

というように「桑粥法」において、森鹿三氏説と本研究での引用文献に大きく相違がみられたこと。また、「桑煎法」において「桑煎法」では、宋、陶慎微の『証類本草』から引くとして、『本草図経』から桑條作煎『見近效方』、新渡医書として、『証類本草』(大観本草系統)を示し、陶弘景の『雜録』、葛洪の『抱朴子』の『仙経』から三種の中国文献引用を森氏は言及している。

本研究では、北宋の唐慎微の『重修政和經史証類備用本草』には、「桑煎、療水氣、脚氣、肺氣、癰腫、兼風氣。桑條二兩、用大秤七兩、一物細切如豆。以水一大升煎取三大合、如欲得多、造準此增加。先菽令香、然後煎、每服吐空時喫、或茶湯或羹粥、每服半大升無禁忌也。」(下線筆者付す)とあるように、栄西は、「新渡医書云、桑、水氣、脚氣、肺氣、癰腫、遍体風痒乾燥、四肢拘攣、上氣眩暈、咳嗽口乾等疾、皆治之、常服消食、利小便、輕身、聰明耳目云云、」(下線筆者付す)と述べていることから、『重修政和經史証類備用本草』からの引用で栄西との類似性が考えられる。

また、栄西は、「仙経云、一切仙薬不得桑煎不服云云、就中飲水不食中風最秘要也。」(下線筆者付す)と述べていることから、ここでは北宋の蘇頌の『本草図経』に、「桑葉可常服。〈神仙服食方〉：以四月桑茂時採葉。又十月霜後三分、二分已落時一分在者、名神仙葉、即採取、前葉同陰乾搗末、丸、散任服、或煎水代茶飲之。又霜後葉煮湯、淋濯手足、去風痺殊勝。又微炙和桑衣煎服、治痢及

金瘡諸損傷、止血。」、東晋、葛洪の『抱朴子』の『仙經』に一切仙薬、不得桑煎不服。」(下線筆者付す)とあり、神仙薬を採取してこれを搗いて抹にして丸か散薬にしてこれを茶の代りに飲む。とあることから、『本草図経』と『抱朴子』から引用し榮西との類似性があり、「桑煎法」の主たる引用文献は森鹿三氏説とほぼ同じである。さらに本研究においては、引用されている文献が他にありと考えられることから、これについては第四章で述べている。「脚気病」では、『証類本草』、葛氏方の卷九草部中品、高良薑の條において、蘇恭が云う脚気病から「凡、患脚気、(中略)、午後少食、日晚不食、(中略)、欲致霍乱者、即以高良薑一两、(中略)、頓服、(中略)、乃食一椀薄粥、(下略)。」と『本草経集注』、陶弘景の別録『証類本草』卷九、草部中品高良薑の條、『聖恵方』、『外臺秘要』、『十全方』の高良薑の條から引用していると森鹿三氏はいう。榮西は、「新渡医書云、患脚気人、晨飽食、午後勿飽食等云云、長齊人無脚気、是此謂也。近比人万病称脚気、尤愚也。可笑哉、」と述べていることから本研究では、榮西が「脚気病」の條に、「已上五種病、皆末世鬼魅之所致也、皆以桑治事者頗頗有受口伝于唐医矣。」に注目した。(下線筆者付す)更に、榮西が述べていることから蘇敬等にかかせた中国最古の勅撰本で、主流本草である陶弘景の『神農本草経集注』を増訂し、日本へも遣唐使が早い時期に持ち帰り、奈良、平安時代には典薬寮の医学生 of 教科書として用いられていた『新修本草』で、「凡患脚気、每旦任意飽食、午後少食、日晚不食。」とあるように、ここからの引用と考えられる。ここに森氏の言及はない。さらに、本研究では、「高良薑」に唐、甄権の『薬性論』で高良薑には、「言高良薑：治腰内久冷、胃気逆、嘔吐。治風、破気、腹冷氣痛、去風冷痺弱、療下気冷逆冲心、腹痛、吐瀉。」というような効能があるように、『薬性論』からの引用と考えられる。森氏は、『薬性論』には言及されていないことから、「脚気病」では、森氏と本研究における見解に相違がある。ただ、森氏も〈補注〉において唐、王燾の『外臺秘要』から高良薑を引いているのではないかとの見解は本研究における思惟と一致するものと考察する。

本研究の「脚気病」では、『新録』、『薬性論』、『新修本草』、『千金方』、『外臺秘要』、『太平聖恵方』、『本草図経』、『重修政和経史証類本草』、『聖濟総録』等から中国の文献を引用していると考察する。又、「桑煎法」では、『抱朴子』、『本草図経』、『近效方』、『重修政和経史証類本草』、『証類本草』、『聖濟総録』等から中国の文献を引用していると考えられる。「桑粥法」は、『太平聖恵方』からの引用と考える。このように「桑粥法」、「桑煎法」、「脚気病」に注目し言及した理由は、この三者が、『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来を考究する上において、研究の進行に重要な影響力を持つものとして捉えたからに他ならない。本研究では、可能な限りの調査で『喫茶養生記』における本文内容を基にして、「桑」効能記述由来の可能性が高い内容の史料として認定した。

これは、中国の養生医書文献を参照して得られたものである。森鹿三氏説に対して本研究は、先人が残した未解決の問題を定義し、これに挑戦するものであった。

先行研究者森鹿三説の十三種による宋代の『証類本草』(重複する文献もあるが処方相異があり、補注を入れると二十三種前後)に補足すべき文献として、更に三十七種の中国の文献を追補するに至った。最後に榮西は十項目中で、八項目によって桑を用いる方法を註している。末部から三番目の「服高良薑法」と最後の記述で「服五香煎法」が「喫茶法」に註している。末部から三番目の「服高良薑法」と最後の記述で「服五香煎法」が、「喫茶法」を挟むような構成になっているのは、「桑」が万病薬である所以を述べ、さらに茶とこの高良薑とさえあれば、他の薬は一切不用であるとまで極言している由縁であると考察する。本研究では、先にも述べたように「服高良薑

法」では、『名医別録』、『薬性論』、『証類本草』の『別録』から引用されていると考える。『喫茶養生記』末部で「喫茶法」を囲むような構成の二項目を、桑を用いていない養生法として、栄西は紹介しているが、その二項目を加えれば「桑方」は合計で十項目である。栄西は、「服高良薑法」は、「喫茶法」の前項に掲載し、宋国の高良薑の葉は、唐土、契丹、高麗で貴重なものとして、末世の妙薬で、近年の万病を治すのに効果があることを述べる。このことについて森鹿三氏は、陶楨薇『証類本草』(1082)巻九、草部中品、高良薑の條『別録』から「高良薑、大温、主温、主暴冷、胃中冷逆、霍乱、腹痛」を引いている。その他に王懐隠撰『聖恵方』(992)、『十万方』、王薫『外台秘要』(752)から引いている。そして森氏は、最後の紹介項目にあたる「服五香煎法」は、孫思邈(581-682)の『千金翼方』から五香湯主悪気毒腫方(巻二十三)を引用して分量に相違があるが、栄西の提唱する五香煎法と全く同じ内容であると森氏は述べる。

本研究では、「服五香煎法」は、宋・洪芻の『香譜』と、唐・孫思邈『千金要方』(又称『備急千金要方』、『千金方』)の「五香湯：主治毒熱氣盛、辛熱腫痛結核、或似癰癤、並見頭痛、寒熱氣急頭症。」から引き、さらに『千金要方』において、『千金方』の「五香煎：別名：五香散、木香散処方：青木香、麝香、沈香、丁香、薰陸香各一兩。」とあるように、分量には相違が見られるが五種香は全く同じ内容であることから、栄西との類似性があると考察する。扱て、間に挟まる「喫茶法」であるが、森鹿三氏は、『本草拾遺』：巻十二、木部上品より引いて、「皐廬葉、味苦平、作飲、止渴、除痰、不眠、利水、明目、出南海諸山、葉似茗而大、南人取作当茗、極重之」の皐廬は、葉が茶にて、茶と同じように飲用し、前掲した効能があり、南方の人々には、貴重物として扱われていると述べる。

本研究では、『神農本草経』は約東漢時代以前に成り、「桑茶除寒熱出汗。葉主除寒熱出汗。」とあることから、桑と茶は体温調節の効能があるという点について注目し、主に葉が特にその効能を有することを述べているところが、最も重要なところである。さらに、『新修本草』から、茶については「茶味甘苦、微寒無毒、去痰熱、消宿、利小便。」とあり、茶の味とその効能、効果という点に注目し、『廣雅』魏・張揖は「其茶、醒酒、令人不眠。」とあることから、茶の効力、効能という点に注目した。『贈東鄰王十三』の唐・白居易は、「驅愁知酒力、破睡見茶功。」とあることから、過度の飲酒から陥る現象を、茶は覚醒する効能があるという点に注目する。『重修政和經史証類備用本草』の北宋・唐慎微によると、「鷄桑最堪入用。榘利五臟關節、通血氣、久服不飢。」「桑煎、療水氣、脚氣、肺氣癰腫、兼風氣。桑條二兩、用大秤七兩、一物細切如豆。以水一大升煎取三大合、如欲得多、造準此增加。先熬令香、然後煎、每服吐空時喫、或茶湯或羹粥、每服半大升亦無禁忌也。」、(下線筆者付す)とあるように、桑は、鷄桑が、最も有効で、榘は五臟に効能があり、關節にも良い。「桑煎」では、「桑條」を使用するところに注目する。

森鹿三氏は、『証類本草』で、ここにある「桑條」を見落としした可能性がある。

本研究では、『本草図経』北宋・蘇頌は「桑葉可常服。『神仙服食方』では、以四月桑茂盛時採葉。又十月霜後三分、二分已落時、一分在者、名神仙葉、即採取、与前葉同陰乾搗末、丸、散任服、或煎水代茶飲之。又霜後葉煮湯、淋渌手足、去風痺殊勝。又微炙和桑衣煎服、治痢及金瘡諸損傷、止血」(下線筆者付す)とあるように、「神仙葉」を使用して水で煎じて之を、茶を飲む代わりに飲むという点に特に注目する。『聖濟總録』北宋・太医院編は、「桑條二兩、炒香、以水一升、煎二合。每日空心服之。」とあるように、「桑條」を香ばしく炒めて水一升が二合になるまで煎じ、これを

毎日空腹時に服用するという、「桑煎」の処方が述べられて点に注目する。加えて、『神農本草経』では、「桑茶除寒熱、出汗。主葉除寒熱出汗。」(下線筆者付す)と言っている所に、本研究では、最も重要と考える「喫茶法」における究極の答えが出ていると考察する。

先の二者に挟まれている「喫茶法」であるが、これを柴西が、この『喫茶養生記』で言いたい、最も賞賛すべき最新の最良の養生の「最秘要也」情報であると筆者は考察する。本論文の「序論」で提示した「喫茶法」の不可思議な『喫茶養生記』の位置の構成と解釈は、このような結論になるといえよう。『神農本草経』では、「託名"神農"所作、實成書於漢代)：桑茶除寒熱出汗。葉主除寒熱出汗。」(「神農」と呼ばれ、漢代に成立した。桑と茶は、或は悪寒を催し、或は熱気を催す病には汗を出して除く。しかも葉は主に寒を催し熱を催す病に汗を出して除く。))(下線筆者付す)とあるように、桑は、本研究において前記した中国の文献からは、桑根を使用する方法と神仙葉を使用する方法と桑條(エタ)を使用する方法があるが、ここでは、『神農本草経』の原文により、葉を用いている。「葉主除寒熱出汗」とあるからである。

『神農本草経』に、桑と茶を併用する記載が見えることから、柴西の「喫茶法」では、酒の後には濃い方が美味しいという。しかも熱い湯が良いとさえ言っている。ここでは桑も茶も「服桑葉法」に「抹如茶法服之。」とあるように、「喫茶法」では桑茶を併せて服用すれば効果がより増すということである。北宋の蘇頌『本草図経』では桑の葉を採取する時期があって、それを神仙葉という名で呼ばれこれを飲茶の代わりに飲むと良い。「喫茶法」では葉だけではなく、桑の條(エタ)を煎じて服用することなどの記載があることから、「喫茶法」は、『喫茶養生記』における最秘要也であると考察する。この様な柴西の提唱と、本研究の類似性が考えられる『本草図経』では、神仙葉を進め、『重修政和經史証類備用本草』の北宋・唐慎微によると、桑煎から「桑條」を勧める。ところが、「喫茶法」の末文に「唯可喫茶飲桑湯」「桑湯・茶湯不飲則生種種病。」とあることから、「喫茶法」の「桑湯」は「桑煎」であろうと考えられることから、神仙葉を使う『本草図経』からの出処であろう。柴西は、「服桑木法」と「服桑葉法」で、「是仙術也」と述べているからである。「服桑椹法」の初治本では見られないが、三年後の改訂版の再治本には小字で「但日本桑力微耳」と加筆されている。ことは重要な問題であって、この後に「服高良薑法」「喫茶法」「服五香煎法」と続いて『喫茶養生記』を完成している。この様な事情から「服高良薑法」と「服五香煎法」が必要に迫られた事情があって、間に強力な茶を抱き合わせて「喫茶法」を搭載したものと考察する。さらに、柴西は「脚氣病」のところで「已上五種病者皆末世鬼魅之所致也。然皆以桑治之。」とあるように、「唐医口訣」で、五種の病相は、桑がこれらを皆治すと述べている。

更に、『神農本草経』では、「方書稱桑之功最神、在人資用尤多(方書にいうと、靈妙な働きのある桑の効力は、第一である。これを抛り所とする人は、最も多い。))(下線筆者付す)というように、『神農本草経』では、方書にいう桑の持つ効力は最も神妙であり、これを用いる人はもっともすぐれていると桑の効能を絶賛している。そこに前後の條、「高良薑法」と「服五香煎法」が加えられてこそ、その効能がさらに引き立つという、文末の三者で構成される『喫茶養生記』が、「最秘要也」であろうと理解されるのである。

本研究では、「喫茶法」の茶と桑については、『神農本草経』からの引用であると考察する。森鹿三氏が、「喫茶法」に言及されないのは、このためであろうと考察する。

『喫茶養生記』の真価は、栄西が当初に企んだ末世の「喫茶養生文化」としての伝言は、最後の末文によって、見事に反映されていると考えられる。このような煩雑な行程を、本草の研究者或は興味を持って、本草を研究する後進にこのような問題提議を促して、その解答を導いて欲しかったのであろうと考察する。さらに、改訂増補の再治本の刊行は必須であったと考えられるのである。このような試行錯誤から、『喫茶養生記』刊行までに二十年間を費やした栄西である。

「類書」、「本草」については、『喫茶養生記』巻上において『太平御覧』が利用されたのに対して、巻下では、陶槿微の『証類本草』が多く利用されている。しかし、栄西が宋国で見聞き引用したものは、『太平聖恵方』であると考究する。

この見解については先行研究者森鹿三氏の言及は見られない。

さらに、本研究では「喫茶法」における原拠は、『神農本草経』から引いていると考究する。

ここにも森鹿三氏は、言及はされていない。

このように、本研究で導き出された二つの解答は、先行研究者森鹿三氏の研究に対して、新発見であり、さらに一步前進した新見解の成果であると考えられる。

第五章の『喫茶養生記』における「飲水病」の名称の考察については、本研究で、掲載した『聖濟総録』(1117)北宋・太医院編には、栄西の提唱する「飲水病」についての説明が、「言桑白皮湯：治消渴、飲水過多。心腹脹満。(桑白皮湯が飲水過多で心腹が脹満する消渴を治す)」とあるように、上掲文では、「消渴」と「飲水」の両面の言語がみられる。(下線筆者付す)

このような「消渴」と「飲水」が一文中に記載されることは、此の二つの問題点を考える上で大いに有意義な事である。「飲水」の言葉は、日本の史料のみに出現するわけではない。北宋時代の中国の太医院編に登載される「飲水」は、前述したように病状表現として記されていると考えられる。また、漢代の作といわれ、黄帝とその臣の名医、岐伯との生理、病理、衛生に関する問答を記した、正しくは『黄帝素問』とよばれる中国最古の医書である『素問』の中で、医学上の卓見ともいべきものに、糖尿病に対する知見があった。一般的な医学の知識によると、糖分を含む尿が長い間に持続して排泄される疾患のことで、その真なる原因は未だ明確には判明していない。

しかし、それは相対的なインシュリン不足によるものであることには疑いない。中国においては、この尿中に糖分を含む病気というものについての知識は、医薬について驚くべき実績を積み上げたインドより遅いといえるものの、今日その文化を誇る西欧諸国よりは一步先んじていた。

それはすでに『素問』の中に、この病気を指摘し、治療法まで述べていることから窺える。

この症状は美味・濃厚なる食物に飽食で、肥満体のひどい人と論断している。脂肪過多は体内を加熱し甘味のあるものは兎角食べ過ぎて飽食状態になりがちである。そして、その様な状態に該当して「消渴」と名付けている。今日、日本での通名「糖尿病」という病名が、いつ誰の手によって名付けられたかは知る術もないが、近代医学の研究記録に照らしても、それより概ね一千年以上前すでに『素問』でこれを指摘し、この疾患に対して知見を持ったということは『素問』の一大見識であると考察する。『喫茶養生記』における「飲水病」の名称由来については、古記録からの引用、平安貴族として栄華を誇った藤原道長(966-1027)を中心とした、その関係する貴族たちの日記から「飲水病」に関する表記を追究した。平安時代の貴族達の日常生活、日常任務、仏道観、教養文化への嗜好の様子などから、目的とする「飲水病」に関する表記を抽出すると、平安時代の古記録には「飲水」という記事が掲載されている。又、『栄花物語』には、「水まゐる」

「水を飲む」などと記されている。今日、糖尿病患者が口渇のため多量の水を摂取することが知られる。飲水病は今日の糖尿病にあたるものであるが、当時の人々は、これを飲水病と名付けた。

また、道長は講説を聞きながら、しばしば別室で水を飲んだと、実資は日記(『小右記』)に記している。このような病状が飲水病であることは明らかであるが、当時の医師達は、これを熱のせいであると言い、道長自身は、日頃、豆汁・大豆煎・蘇密煎・訶梨勒等をたえず服用していたので、そのためであろうと実資に語っている。このように道長が飲水病に罹っていたことは明らかである。さらに、「飲水病」と「二禁」については、輔仁親王・大納言能実などのように、飲水病に「二禁」あるいは腫物が併発し死亡するものが多かった。「二禁」については、いわゆる「おでき」であり、飲水病にこのような癰(はれもの)のごときものが併発した時は、危険であるという。

『中右記』には、「二禁」についての掲載記事が散見し、さらに「飲水病」が、それを誘発すると考えられる。『御堂関白記』には、「飲水病」関連の掲載記録がないために、『小右記』と併用して考察をしていく必要があった。道長の青年時代の健康状態は三十四、三十五歳から五十歳に至るまでは、時々痲病や咳病・風病に罹りたるがいずれも一時的な病気で、四十七歳の六月には瘡病を患っているが、これも一ヶ月ほどで癒っている。しばしば「訶梨勒丸等不断服之(訶梨勒丸を服用)」しているが、いわば養生薬というべきものであろう。五十歳の長和四年(1015)閏六月十九日條には、「自厠被還之路被仆、御足踏損、辛苦無極(厠から帰る路において足を踏み外し、打橋から地面に落ち足を怪我)」し、二ヶ月の治療を受け漸く治癒した。ところが翌長和五年(1016)五月ごろ(五十一歳)から、道長はしきりに渴を訴え、水を飲むようになった。藤原道長を中心とした古記録から「飲水病」の記載については、平安貴族達は栄養の偏り、大酒、運動不足、睡眠不足など不健康な生活を送っていたために、病気にかかる事も多かった。飲水病が原因で亡くなるという説が濃厚である。しかしながら、『御堂関白記』、『権記』、『台記』の日記から「飲水病」に関連する言語は出てこない。ただ三者ともに、病悩、風病発動、疫病、頭痛などの病に関わる言葉は、どの日記でも頻発している。『小右記』には、道長の水を飲む有様が生々しく綴られている。

『中右記』では、二禁についての記事が散見し、しかも「飲水病」に二禁が併用して、危険な状態になり得ることが掲載されている。『小右記』、『中右記』において、「飲水」、「飲水病」、「飲水之病」(飲水の病)という掲載記事が存在したということである。このような道長の病気は、当時の飲水病と言われた病気で、今日の糖尿病に当たり、調査文献資料の状況から「飲水病」とあるものは、これは現代における糖尿病である。『小右記』長和五年五月二日條には、「摂政乗車従御行、依有惱氣、従河原被退帰、飲水数々、不可暫禁云々。」(下線筆者付す)とあり、ついで同年五月十日條にも、「摂政殿三十講請僧阿闍梨頼秀来、密語云、講説間被坐仏前、中間必入給簾中、若被飲水歟、紅顔減無氣力、似可被慎、其期不遠歟、余所思者、朝之柱石、尤可惜矣。」(下線筆者付す)と記していることから、「飲水病」であろう。『権記』から「飲水病」関連の掲載記事に注目し、「飲水病」に関連する記録の抽出を試みたが、「飲水病」の記載は見られぬ一方で、頻繁に「病悩」という言葉が出現する。長徳三年(997)五月二十二日條に、「左府(道長)有召、御物忌云云、参門外、以孝朝臣傳令旨云、施薬院納金英膏可出、是太孝(昌子)大宮令旨也、」(左府から召しが有った。

「御物忌である」と云うことである。門外に参り、以孝朝臣が佐府の命を伝えて云ったことには、「施薬院に納めてある金英膏を出すように。これは太皇太后宮(昌子内親王)の令旨である」(下線筆者付す)と、すぐに施薬院庁に向かったという記事がある。平安時代における救済事業関連の記

述であり、疾病に関しては、神妙な様子が日記から読み取れる。そして、「飲水病」での着目ではないが『権記』の記事に、「桑」に関係した記事を確認した。「採桑子の舞」(久安六年(1150))九月十六日條は、不老不死の桑葉を求めて歩く老翁の姿を模したもので、年齢を重ねるに従って衰弱していく様子を表現している。「舞うと年を経ずして(あるいは数年後には)死ぬ」という言い伝えがある。「桑葉」に不老不死を願い、長寿延命を望んで養生法の実践に辿り着くという件に着眼し「不老不死の桑葉を求めて歩く老翁」に注目した。老翁は長寿の象徴であるといえる。

『権記』の記事に、「不老不死」「延命」の「桑葉」を求めて歩く老翁の姿があることから、「桑」の持つ、「不老不死」「延命」の効力情報が得られた。

第六章の日本における「桑」効能記述の概要では、『古事類苑』植物部一から、『喫茶養生記』までの、「桑」の効能記述(江戸時代のものも含まれる)による関連からの調査において、二十件の情報収集ができた。とりわけ『大和本草』は、貝原益軒による江戸時代の本草書でありながら、その内容には、栄西と『喫茶養生記』について、記録が詳しく掲載されている。江戸時代に、『喫茶養生記』が多く読まれていたことを示すものである。本研究で底本とした安永本も江戸中期の出版である。これを遡ること『喫茶養生記』まで、日本の「養生書」或は「本草書」の出現を見ないからである。『古事類苑』では、菩提樹の項を栄西が宋より渡した菩提樹の記述として「千光国師栄西入宋ノ時、宋ヨリ菩提樹ノタ子ヲワタシテ、筑前香椎神宮ノ側ニウエシ事アリ、」と見えることから、菩提樹は、「桑」と関係があるとされる。さらに、「桑樹はこれ過去諸去諸佛成道の靈木」『喫茶養生記』巻下(初治本)とあることから仏教で、「諸仏成道の靈木」と言えば、菩提樹を指す。

唐の義浄が訳した『仏説大孔雀呪王経』巻下に「菩提樹の葉が無ければ、桑の葉をこれに代えて仏像に供えよ」とあるように、菩提樹に代用される「桑の葉」は、「諸仏成道の靈木」とされる格を持つ樹木である。ということから、『大和本草』所収の菩提樹を挙げた。また、日本の養生書著者の概要について謝心範氏は、「『喫茶養生記』以前の養生書については、物部広泉が挙げられる。富士川遊は「我邦上古より鎮魂祭あり、寿を祈る風あり。養生の意はまずここに現わる。しかれども医家がこの事につきて講究するに至りしは後代にして、物部広泉が『摂養要訣』二十巻を著したるを以て、この科専書の嚆矢とすべし」とあるように、日本における養生研究の始まりを規定している。」と述べることから、物部氏についての古記録から考察した。

物部氏に関する情報が少ないと言われていたが、古記録には、物部氏に関係する記事が見られ、調査の方法は他にも可能性があると考えられる。

養生文化については中国が起源であるが、その歴史は紀元前の商(殷)、西周の時代まで遡り、『黄帝内经』の「素問」には、中国古典医学の基本思想が述べられている。

中国医学の根本思想も前ソクラテス期のギリシャ哲学に比すべき自然哲学の共通点は、近代自然科学の立場と対照的なことである。自然哲学では万物は生氣を持ち、人間は自然の一部であり大宇宙の中の小宇宙であって、自然を人間から切り離して客観化することは出来ない。

自然界を貫く大原理は、タレスは「水」、アナクシメネスは、「空気」を「自然」(physis)と叫んだ。中国古典医学では同じものを「気」と呼んでいる。「気」は万物を生ぜしめ変化させ、やがて無形に帰させるという。「気」は万物を生ぜしめ変化させ、やがて無形に帰させるという。「気」の思想が我々に無意識の内に影響を与えているということは、「病気」、「元気」、「天気」、「気味」、「邪気」などの日常語から想像がつく。人間も気を失ったり、気をつけたり、気がついたりする。

気の鬱滞がすなわち病気である。気の思想と並んで大切な理論的支柱は陰陽論である。自然界に存在し対立する二つの傾向があり、これによってあらゆる変化が生じる。中国の養生文化はこのような思考の上にある。

本草の言葉が漢代になって神仙を説くことから、方士をもって不老長寿の医薬に関する学問を本草と呼ぶようになった。中国の医療は太古において巫覡の祈祷と共に行われ、長生不老を欲する目的に適する薬物を用いるのは、既に神仙説が盛んな時より以前において行われていた。梁の陶弘景は、八十五才の長寿を以って没したが、当時は神仙と称せられ、儒・仏・道のいずれにも通じていた。古来の本草が頗る実用的でないことを述べて、陶弘景が『神農本草経』の編述を試みたのである。彼の著述によって初めて中国に漢薬に対する第一版薬局方と称すべきものができ、その後に各代ともにこれを基本として各種の本草があるわけである。故に本草という学問が医療に対して実際の学問として、用いられるに至ったのは、陶弘景によるもので、実実において、中国の本草は陶弘景に始まると言われる。『新修本草』が出来た顕慶四年(659)は、斉明天皇の五年にあたっている。遣唐使によって唐の文化が盛んに輸入されていた時である。本草においては『抱朴子』、葛洪の没後数十年を経ている時である。

欽明天皇の時には百濟の医博士、採薬師が勅命によって来朝し、また、呉の知聰という人が帰化し、内外典薬の書などを奉獻している。即ち中国江南の医人が帰化しているため、この時に陶弘景は没してその『神農本草経』は中国に行われている時である。

推古天皇の時に聖徳太子が国書を隋に遣わされた。その時五月五日に薬獵を行われたことが日本の風習には無く、夏小正に五月に薬を蓄え毒気を除去するという中国の世俗に基づいているもので、如何に中国の文化が医薬方面に輸入されていた。

孝徳天皇の時に、知聰の子である善那使主が方書百三十卷、薬白一对、牛酥を製し奉っているが、日本の医薬はこの大部分の書物がある事によって進歩していたと認められる。

天武天皇の時には施薬の事があり、臣下の薬を献ずる事があり、待医があり外薬寮がある。

持統天皇は殖産興業の方面に力を注がれ、文武天皇に至っては天武天皇以来、整理されつつあった律令を完備し、大宝律令が発布された。これによると中務省に内薬司があり、宮内省に典薬寮があり、これに属する専門家の養成は典薬寮の大学並びに国々の国学で行われて、医生並びに薬園生は本草を読み、漢薬に対する薬性色目の知識、採種の方法は進歩したと考えられる。

文武天皇の時は則天武后の時で、『新修本草』は、陶弘景の『本草集注』より後、百余年を経て、唐の高宗の顕慶二(657)に、蘇敬(599-674)らは、高宗の詔を奉じて陶弘景の『本草集注』を増訂し、同四年正月に完成した中国最古の勅撰本草である。

『新修本草』の本文二十卷は、陶弘景の『集注本草』に新注と新薬とを、増添しただけであるが、薬品の分類や次序には、多くの改変が加えられた。唐宋の本草が確定していく本草の歴史の変遷が始まる。殊に『新修本草』では、仙経道術というような神仙的意図はなく純医療的に編輯されている点において、陶弘景の時代とは本草に対する世人の思考が異なっていると考えられる。

それは、『新修本草』には西域の諸薬品が多く加えられている事である。中国と西域との交通は漢の武帝の時、張騫(?-114)によって大いに進められ、その後、西域の文化が中国の文化に及ぼした影響は甚大なるものがある。

更に、『神農本草経』は、陶弘景の個人の編纂であるが、『新修本草』は国家の大臣たる司空の

李勣(594-669)を総裁とし、当時の医薬並びに文学に関係ある学者二十二人を集め、蘇敬が主として編纂に当たった国家的な事業であった。従って『新修本草』以後宋代において本草の改訂は政府の事業として行われ、本草の学問が一般民衆的のものとなった事は、この唐の『新修本草』の編纂に始まった。唐の『新修本草』が日本に及ぼした影響は大きく、平安朝のはじめには、医学を修める者は必ずこれを読まなければならなかった。

この事は延暦の時に典薬寮が上申した文書に依って明らかであり、延喜式を見れば、『新修本草』は中経に当たる格で読まれ、これを読み終わるには、三百十日の内においてすべしと定められている。そして、延喜式の時代に深江輔仁は、勅を奉じて『本草和名』を著した。宋の仁王の時には医薬の書が広く天下の諸郡に頒ってあり、人民の疾病はそれによって救助されていたが、貧民のため更に薬を買うべき金を配布し、又場所を定めて施薬を行うようになった為に、医経、薬方を校定し確かな書物としてそれらの旧記を統一する必要が生じた。

そこで蘇頌が総理となって編成することになり、嘉祐六年(1061)に版行となった仁王はこれに『嘉祐補註神農本草』という名を賜った。唐慎微は、掌禹錫の『補注本草』と蘇頌の『図経本草』とを合併し、これに平素集める処方を書き、これを『経史証類備急本草』と称した。備急という名は、病気に對する処方が集めてあるため、その急に備えるという意味で本草に処方を付加することは、唐慎微に始まるものである。故にこの『証類本草』と『重広本草』とを又一つにすれば便利であるとし、艾晟が大観二年(1108)に序文を附して刊行したものが、『大観本草』である。

大観二年の後数年、政和六年(1116)に曹孝忠は、徽宗の勅命によって、『政和新修経史証類備用本草』を造った。但しこの『政和本草』は勅命によって造られ、本の体裁が画一し、その内容は艾晟の『大観本草』と異なるところが無く、ただ、神仙を好んだ徽宗が、民間の本草を取って官版にしたという程度であった。『大観本草』は、三十二巻、『政和本草』は、三十一巻で、共に現存している。徽宗の末年に北方から金人が南侵して、徽宗は囚われ、北宋は終わる。江南に高宗が立って南宋が始まった。金人侵入の時に宋室の財宝等のものは皆取られて終わって、北方では『政和本草』が多く行われ、南方の『大観本草』は、日本に渡っている。通憲入道の書目にはこの名が記されている。『政和本草』の出版された時に寇宗奭が『本草衍義』二十巻を著し上納して、寇宗奭は、收買薬材所弁験薬材という官職を特に授けられている。

『補注本草』が出来た時代には古本草を正確なものに治正するという思潮が盛んであり、それに加える新薬をもって『図経本草』においても、丁寧にその図を記して古薬の湮滅を防いだ。

そのために実用の方面からは、補注と図経とを合併し、又、唐慎微がこれに処方を附加して、方書がそれに加わることになり、古伝する詮索に困難なものは、実用に使える漢薬のみを記した本草を欲するようになった。これが『本草衍義』である。

本草の記文に効能が記されていても実際に用いて疑義のあるようなものは研究し、それらに十年を費やして後に、「疾病の時に頼るべきものは医であり、医の拠るべきものは方であり、方の恃むべきものは薬である。」との主義に基づいて書かれた。これは撰養の道を説くもので、その序列において、調剤の注意と医療の要項を挙げ、本草専門の書としては不足があるが、実用の書としては後世においても大いに用いられた。

この衍義は又、後に金人が北中国を支配していた時、『政和本草』に合併し、初めは『政和本草』の巻末にあったが、後には、本文の内に加えられた。宋室の南渡は北方の失地を回復するまでに

は至らなかったが、南宋は、かえって安寧を得て、宋人の持っていた文華は臨安を中心として発達した。高宗の晩年は太平で、紹興二十九年(1159)には、王継先が『紹興校定本草』を著した。

この時代には栄西は、十九才で、比叡山に至り有弁に従ってさらに天台の教えを学び、大蔵經を閲していた頃である。栄西は、その九年後(1168)に入宋し、この十九年後に二度目の入宋(1187)をするわけである。日本では後白河天皇の保元年間(南宋高宗の紹興二十六年(1156)から二十八年(1158)に至る間で、『紹興本草』は、まだ出来ていないことから、南宋では、『大観本草』が行われていた時である。

以上をまとめると、栄西の『喫茶養生記』における「桑」の養生法を通して、我が国の本草学・伝統医学の歴史を振り返ることになる。本草名を通して、植物由来の薬材、「本草」の関わり方など中国伝統医学の漢籍の影響の思潮をふまえ、日本人の生命線として伝統文化を育む根源となった日本「桑」の原点が見えてきた。

八百年前に栄西が発信した、『喫茶養生記』における「桑」効能記述由来を探索し、考究することで得られた知見は、先ずは、日本の生命線としての「桑」が、日本古来より自生していたという事実が、地質学上から確認された。日本国の繁栄と発展性を見込めるための資源が、自然の恵みとして備わっていたということである。これは大きな天と地の利点であると考えられる。

しかも縄文人によって、その森林が管理利用されていたことも、縄文時代の遺跡から解明され、その縄文時代には、桑の実を醸造したり、食したりした事実も確認された。又、桑樹の木材を利用して公共のための共同生活の円滑化を工夫していたことも確認された。古代人が病気になった時、呪術のほかに薬物を使った可能性は十分にあったであろうが、経験から根本皮を食べると、必ず吐いたり、腹痛を起こすことを知り、食べられないものと毒を区別していく智恵を蓄え、中国では医祖神といわれた神農は、百草をなめて薬物を見つけたという伝説を持つように、薬を見つけたのである。まさしくこれは古代人の経験から得た智恵の集積による象徴を示しているものである。そんな薬の原点に「桑」があり、しかも日本には自生していたことが確認された。

『山海經』、『淮南子』にも「扶桑」、「桑野」というように文字に出現し、中国古代の神話と地理の書、方書にもそのように記載がみえる。律令制度が確立すると、日本には延喜式典薬寮が設置され、「桑」関連物の薬種が日本各地で採取され、それを貢納する制度も制定され、日本の医薬における国家体制が確立した。国家の心配事は、病気に対する対応策で、薬の処方と薬種の採集と管理が重要になり、そこで日本の養生書として登場するのが、物部広泉の『撰養要訣』(成立年不詳)である。『撰養要訣』は、日本における養生研究の始まりを規定した書籍である。

さらに、深根輔仁の『本草和名』二卷(918)は勅撰書で、この養生書の刊行によって、日本全国の薬種の栽培と採取が確立したといえる。「桑」関連物からは、栄西が提唱する「桑枝」「桑葉」による処方例や記載は見えない。次に丹波康頼は『医心方』三十卷(984)を奏進した。主に隋の巢元方の『病源候論』による説から引くものである。本研究の『医心方』の調査から、「桑」とその関連物の薬種は116項目に及び、栄西が提唱する「桑木」、「桑葉」は確認されたが、使用目的に相違があった。『医心方』には、深根輔仁の『本草和名』から多く引いている。

さらに、釈蓮基は『長生療養方』二卷(1184)を成立させて、「長生養性方・調氣導引方」などの数十項目を解説している。この中には「桑」関連物、「桑根」の薬種は含まれるが、栄西が提唱する「桑方」とは使用方法に相違がある。病相数では、蓮基は四病相で、栄西は、五病相(不食病が

増える)である。『本草和名』『医心方』『長生療養方』の三者による医養生書では、栄西の提唱する「桑方」とは桑の使用部位、使用目的に相違がある事が確認された。このように、栄西が提唱する「桑方」は、五種の病相には、「桑粥」、「桑湯」が効能を示すものとして提唱する「桑の養生法」である。今まで検証した三者において、誰もが栄西の提唱する「桑方」を取り扱っていない。

先の三者は、専門的知識者が処方して服用しないと行えない処方である。これに対して栄西が提唱する「桑粥」の「桑粥法」と、「桑湯」の「桑煎法」は、衆病五種の病相に効果があり、大元帥大将儀軌秘鈔を信じて行えば必ず効験があると、栄西は力説する。しかしながら、三者共この処方と共通する点はない。これは南宋留学した見聞をもとに栄西が編んだ喫茶養生書である。

本研究では、可能な限りの調査で、中国の伝統医学書から導き出した文献が『太平聖恵方』であるという結論に至った。この文献から栄西の提唱する「桑粥法」、「桑煎法」の出处は『太平聖恵方』であり、さらに「喫茶法」における出处は、『神農本草経』であると考究する。先に説明し論述をした通りである。このように結論が出せたのは、『喫茶養生記』の本文を基に「唐医口訣」、「宋朝医口伝」、「新渡医書」、「仙経」、「仙薬」、「仙術」、「妙術」の提言を中国の伝統医学書から導き得られた、栄西の五種の病相の提唱と「桑方」に依るものである。初治本と再治本の異同と栄西が引用する「仙薬」は、「不食病」「桑煎法」にある。「仙経」は、「桑煎法」にある。「仙術」は、「服桑木法」「服桑葉法」にある。「妙術」は、「不食病」に反映されている。さらに、「新渡医書」は、「脚気病」「桑煎法」に反映されている。「宋朝医口伝」は、「桑粥法」にある。「唐医口訣」は、「脚気病」に二度も登載させている。「桑粥法」では、「桑粥総治衆病」とあるように「桑粥法」は、五種の病相総てを治すと述べている。さらに「桑煎法」においては、「一切仙薬、不得桑煎不服(一切の仙薬は桑を煎じ得ざれば服せず)」とある。これらを表化すると一目瞭然である。

前掲(第四章-第三節)に、【表 5】『喫茶養生記』に「桑」効能記述由来として引用された文献、【表 6】『喫茶養生記』が提唱する五種の病相・桑の養生法・由来、【表 7】『喫茶養生記』における桑の養生法・使用部位・由来から、これらを組み合わせることによって、導かれた成果である。そして、問題の「喫茶法」の所出は『神農本草経』であるという結論に至った。

さらに「消渴」、「飲水」の語源は、今々の事ではないのである。『黄帝素問』とよばれる中国最古の医書である『素問』の中で医学上の卓見ともいべきものに、糖尿病に対して概ね一千年以上前、すでに『素問』でこれを指摘し、この疾患に知見をもったということである。

『喫茶養生記』では栄西が、「宋朝医口伝」「唐医口訣」「新渡医書」を提唱し、研究者に疑問を促すことによって、出し得た結論である。さらに「初治本」と「再治本」では、後から改訂版を増補しなければならない理由もまた然り。それと今一つ、五種の病相の中で本文では、「飲水病」については、「桑粥」のみ、「不食病」についても「桑粥」のみの記載である。(底本とした安永本)

ところが原本によると、「桑煎法」では、「一切仙薬、不得桑煎不服、就中飲水不食中風、最秘要也」とあって、安永本の本文で抜けている「桑湯」が「桑煎」となって記載されている。

ここに「新渡医書」を引用して「桑煎」に改訂していることに気づかされた。よって、「飲水病」「不食病」にも「桑湯」が追補されたわけである。それが初治本から再治本に改訂するのにあたり行われたものと考察する。それと重大なことであるが、初治本である「寿福寺本」には、「服桑葉法」にある「四月初採影干。秋九月、三分之二落、一分残枝採」これ以下から「服高良薑」全部が無く、「喫茶法」の「白湯只沸水云也。極熱点服之錢大匙二三匙、少隋意。但湯少好、其隋意云々。

殊以濃為美。食飯飲酒之次、必喫茶消食。引飲之時、勿飲他湯偏可喫茶也。引飲時、桑湯茶湯不飲則生種々病。茶功能上已記畢。此茶諸天嗜愛。依供天等時、獻茶。不供茶則其法不成就矣。」までは、抜けているというのが初治本「寿福寺本」である。因みに本研究で底本とした安永本では、江戸時代の版本で一般向けに出版されたものに付き「喫茶法」に至っては、ほんの僅か三行の字数である。原本にある「勸孝文」、「宋人歌云」、「本草拾遺」についての記述は省略されている。

原本では、初治本のもう一つの「多和文庫本」の出現によって、全葉を写真にとって校定者に提供されて、ほぼ完全なものに復元された。これは、表紙左上に喫茶養生記の標題、右下に梶尾闕伽井坊とあり、巻首初行に「高山寺、十無盡院と香木舎文庫の三印、上欄右に修古清玩、左に多和文庫」の印があることによって、もと梶尾高山寺の子院、闕伽井棒坊の所蔵に関わるものである、というのも研究の過程で知ることになった学術上の知見である。

『喫茶養生記』以前の中国伝統養生医書で、薬物書については見解の多様性を多く含んだ『神農本草経』が中国最古の薬物書であり、本草(薬)の原点であったことから、漢方においても重要古典とされている。佚文が他に発掘されれば別であろうが、今のところ、これが現実であろうと考えられる。だからこそ、その糸口と解決に向けて精進できる原典であると言える。

上古中国の本草の原義についてならば猶のことで、批判的な検討が不十分であったからこそ、稚拙ながら、これまでの反省として養生の思潮の原点を探り、身近な本草の研究において、後進の関心に、その橋渡しをすべきであろうと考える。

日本は、中国伝統養生医書の影響を受容し、その思潮と真摯に向き合い、『本草』の重要性を共有しながら生命を繋げてきた。「桑」が生命線となり日本伝統文化の起源をなし、栄西禅師が唱えた「喫茶法」の真価から、『喫茶養生記』の文化的価値と学術的知見が得られた。

「桑」が、日本人の生命、伝統文化を育む礎となった「喫茶養生」を、今後の養生文化研究の課題としたいと考えている。

【「桑」関連研究資料および参考文献】

〔「桑」成分・効能研究における先行調査資料〕（著者名は五十音順）

- 1 阿久根了・古賀克也・福永隆生「桑葉の利用係数について」（『鹿児島大学農学部学術報告』第6巻、1957年12月、82-88頁）。
- 2 石原伸治・渡辺敏郎・Mazumder Tapan Kumar 永井史郎・辻啓介「ラットにおけるメシマコブ菌糸体の血糖値上昇抑制作用」（『日本栄養・食糧学会誌』第58巻、第4号、2005年8月、225-229頁）。
- 3 井上吉之・橘宏「桑葉の医薬的利用に就いて」（『日本蚕糸学会誌』第9巻、第1号、1938年2月、1-8頁）。
- 4 大森正司「緑茶の歴史・食文化と機能性」（『Functional Food』第12巻、第1号、2018年6月、25-29頁）。
- 5 奥恒行・中村禎子「桑葉エキスの糖質消化酵素阻害作用を利用した食後血糖上昇抑制食品の創製と普及」（『食品工業』第52巻、第16号、通号1182、2009年8月、20-25頁）。
- 6 加藤清時「活桑中に於ける桑葉成分其他の変化」（『日本蚕糸学雑誌』第9巻、第1号、1938年2月、16-20頁）。
- 7 亀井飛鳥・阿部啓子「特集 新規食品の機能性評価:桑葉を例にして」（生物工学誌/日本生物工学会編『日本生物工学会』第95巻、第6号、2017年6月、318-320頁）。
- 8 木村俊之「 α グルコシダーゼ阻害作用を有する桑葉の糖尿病予防食材への可能性」（日本食品科学工学会編『日本食品科学工学会誌』第57巻、第2号、通号614、2010年2月、57-62頁）。
- 9 木村祐美・藺田勝「桑葉摂取による血糖値上昇抑制効果について」（明和学園短期大学編『明和学園短期大学紀要』第26集、2017年3月、53-59頁）。
- 10 木村祐美・秋山隆・藺田勝「桑茶と緑茶の混合飲料の官能評価及び血糖上昇抑制効果の検討」（明和学園短期大学編『明和学園短期大学紀要』第27集、2018年3月、129-139頁）。
- 11 久保道徳・井戸康子・松田秀秋・三上仁「新鮮クワ葉の単細胞化製剤の抗糖尿病作用」（『生薬学雑誌』第55巻、第4号、2001年8月、181-186頁）。
- 12 小島芳弘「新素材レポート 桑葉の保健機能」（『食品と開発』第37巻、第10号、2002年10月54-56頁）。
- 13 小島芳弘「桑葉の血糖値調節作用」（『Food style21』第8巻、第1号、通号80、2004年1月、64-67頁）。
- 14 小島芳弘「桑葉の生理機能および安全性に関する研究」（東京農工大学大学院連合農学研究科博士論文、甲第956号、2010年9月）。
- 15 山藤一雄・上村九州男「非常食糧に関する研究(第18報)桑葉蛋白の溶出並に動物試験」（『日本農芸化学会誌』第25巻、第8号、1952年3月、417-420頁）。
- 16 嶋崎昭典「シルク豆辞典(18)桑の薬効(1)桑は仙薬の上首」（大日本蚕糸会編『シルクレポート』第3号、2008年11月、26-28頁）。
- 17 嶋崎昭典「シルク豆辞典(19)桑の薬効(2)桑根白皮」（大日本蚕糸会編『シルクレポート』第4号、2009年1月、28-30頁）。

- 18 嶋崎昭典「シルクの豆辞典(20)桑の薬効(3)桑樹は天魔も避ける霊木」(大日本蚕糸会編『シルクレポート』第5号、2009年3月、45-47頁)。
- 19 杉山万里「クワ葉の機能性成分含量を高めるための環境要因および適性品種の選抜と育種に関する研究」(『島根県農業技術センター研究報告』第46号、2019年3月、30-89頁)。
- 20 関武志「桑葉供給の先取特権に関する一考察：民法311条6号・322条の系譜とその社会的背景を中心に」(青山学院大学法学会編『青山法学論集』第58巻、第3号、2016年12月、103-158頁)。
- 21 高須蒼生・木村俊之・伊藤隼哉・仲川清隆「第13回農芸化学研究企画賞,食後高血糖改善成分を含む新規食材の活用：桑葉・微生物によるDNJの生産と機能性・安全性の評価」(生命：食・環境/日本農芸化学会編『日本農芸化学会誌』第58巻、第1号、通号674、2020年1月、13-19頁)。
- 22 高橋計史・神戸隆介・本間知夫「桑茶の機能性成分に及ぼす加工方法及び採取時期の影響」(『日本作物学会講演会要旨集』第241巻、2016年3月、120頁)。
- 23 太養寺真弓・渡辺聡・中島正晴・中島裕希・佐藤眞次「桑葉添加味噌の製造と摂取後血糖効果」(編集委員会編『味噌の科学と技術』第52巻、第3号、通号601、2004年3月、85-90頁)。
- 24 陳福君・中島勝・木村郁子・木村正康「桑葉及び桑白皮エキスによるストレプトゾトシン糖尿病マウスの血糖降下効果と作用機序」(日本薬学会編『薬学雑誌』第115巻、第6号、1995年6月、476-482頁)。
- 25 鳥居一男「蚕児は何故桑葉のみを食するか」(『蚕糸界報』第58巻、第674号、1949年1月、16-20頁)。
- 26 中島勝「桑樹の利用法-1-桑葉の乾燥粉末入り和・洋菓子の製造」(京都工芸繊維大学編『京都工芸繊維大学繊維学部学術報告』第13号、1989年3月、115-118頁)。
- 27 長友暁史、森川敏生、萬瀬貴昭、吉川雅之、松田久司「蚕砂および白僵蚕の抗糖尿病作用成分」(『第39回和漢医薬学会学術大会要旨集』2022年8月、70頁)。
- 28 中村まり子・橋口(石黒)美智留「 α -グルコシダーゼ阻害作用をもった桑葉エキス添デンプン食品のひとつにおける食後血糖上昇抑制効果」(『栄養学雑誌』第68巻、第6号、2010年12月、351-358頁)。
- 29 野呂渉・中島正晴・秋本隆司「血糖値上昇抑制効果を有する桑葉粉末入り麺の開発」(新潟県農業総合研究所『食品研究センター研究報告』第39号、2010年3月、15-18頁)。
- 30 萩原豪・豊田正明「地域資源および教育資源としての下仁田産桑茶の可能性」(『日本環境教育学会関東支部年報』第11号、2017年3月、41-44頁)。
- 31 浜村保次・内藤謙一「桑葉中の微量成分に関する研究-1・2-」(生命：食糧・環境 /日本農芸化学会編『日本農芸化学会誌』第30巻、第7号、1956年7月、358-361頁)。
- 32 ピヤマース-シラパコング・鈴木幸一・(株)バイオコクーン研究所「食べる桑の機能解と応用開発」(『蚕糸・昆虫バイオテック』第85巻、第2号、2016年8月、69-74頁)。
- 33 松永隆・菊池恭二・湯田定利・今井栄一・小野里尚子・早乙女高秀・矢木沢茂夫「桑葉の食品への利用に関する研究」(栃木県食品工業指導所編『研究報告』第13号、1999年5月、32-34頁)。

- 34 三ツ矢正安・末柄信夫・小島芳弘・谷口啓一・安部茂・山口英世・斧康雄「桑葉のラットを用いた4週間反復経口投与による安全性試験」(『応用薬理』第61巻、第1号、2001年10月、169-176頁)。
- 35 八並一寿・一田昌利・小野寺敏「各種桑葉粉末の α -グルコシダーゼ阻害活性と1-デオキシノジリマイシン含量を指標とした保存安定性」(『日本未病システム学会雑誌』第14巻、第2号、2008年3月、183-185頁)。
- 36 渡辺賢一・中野るり子・井上幹雄「耐糖能異常における桑葉の効果：基礎と臨床からのアプローチ」(『新潟医学会雑誌』第121巻、巻4号、通号1205、2007年4月、191-200頁)。

〔『喫茶養生記』関連研究論文資料〕(著者名は五十音順)

- 1 岩間真知子「栄西が将来したものについて：日中交流からみた僧・栄西」(国際フォーラム/大阪公立大学人文学会編『人文科学論集』第34巻、2016年3月、247-269頁)。
- 2 岡西為人「『神農本草経に就いて』を読む」(『日本医史学雑誌』第1323号、1944年1月、1-13頁)。
- 3 岡西為人「証類本草に関する二・三の知見」(『塩野義研究所年報』第1号、1951年10月、64-70頁)。
- 4 岡西為人「新修本草及び証類本草の薬品数」(『塩野義研究所年報』第4号、1954年6月、465-469頁)。
- 5 小原仁「院政期文化人貴族の思想動向--釈蓮禪(藤原資基)を中心にして」(日本歴史学会編『日本歴史』通号274、1971年3月、16-37頁)。
- 6 大形徹「神仙思想研究小史--神仙思想はどのように研究されてきたか(1)」(大阪大学中国学会編『中国研究集刊』第27号、2000年12月、2803-2825頁)。
- 7 葛継勇「扶桑について『衲軍墓誌』の日本」に寄せて(2)」(早稲田大学総合研究機構日本古典籍研究所編『早稲田大学日本古典籍研究所年報』第6号、2013年3月、18-32頁)。
- 8 久保尾俊郎「中世堺の読書：『蔗軒日録』の場合」(『古典遺産』第65号、2016年3月、13-30頁)。
- 9 劉色「山西省文水(云周)活中の提頓詞"桑"」(『開篇』編集部編『中国語学研究』、2011年9月、161-174頁)。
- 10 佐藤秀孝「明庵栄西の在宋中の動静について(上中下)一」(駒澤大学仏教学部研究室編『駒澤大学仏教学部論集』第43号、第44号、第45号、2012年10月、71-113頁、2013年10月、99-139頁、2014年10月、91-134頁)。
- 11 謝心範「養生訓の分析研究-漢籍の影響」(武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科博士論文、甲第2号、2015年3月、47-50頁)。
- 12 鈴木昶「漢方医家伝(3)栄西(えいさい)お茶一服の養生を説く僧医」(『漢方療法：漢方臨床のための』第18巻、第11号、通号215、2015年3月、948-952頁)。
- 13 高橋忠彦「中国茶史における『喫茶養生記』の意義」(『東京学芸大学紀要』第2部門、人文科学、第45巻、1994年2月、331-339頁)。

- 14 高橋忠彦「『喫茶養生記』の初治本と再治本」(『アジア遊学』第116号、2008年11月、36-43頁)。
- 15 高橋忠彦「栄西と『喫茶養生記』特集 茶祖(ちゃそ)・栄西(ようさい)を知る」(淡交社編『淡交』第68巻、第4号、通号841、2014年4月、18-25頁)。
- 16 高橋忠彦「白居易の茶と陸游の茶：茶詩の対偶表現をてがかりとして」(『東京学芸大学紀要』人文社会科学系I、第66巻、2015年1月、80-98頁)。
- 17 高橋忠彦・久子「『広本節用集』に見える茶の異名について」(『東京学芸大学紀要』人文社会科学系I、第60巻、2009年1月、331-361頁)。
- 18 田中美佐「宋代の喫茶と茶葉」(史窓/編集委員会編『史窓』第48号、1991年3月、279-285頁)。
- 19 田中美佐「『喫茶養生記』における薬湯の日常性及び書名の由来」(青踏女子短期大学紀要編集委員会編『青踏女子短期大学紀要』第28号、1999年12月、66-78頁)。
- 20 築島裕「本草和名の和訓について」(『国語学研究』第5号、1965年8月、1-10頁)。
- 21 張名揚「『喫茶養生記』に見える宗教思想-道教との関わりを中心に-」(名古屋大学大学院文学研究科博士論文、甲第11171号、2015年9月、25-34頁)。
- 22 陳小法「『蔗軒日録』に見られる中日書籍交流の一縮図」(法政大学国際日本学研究センター編『日本国際学 文部科学省21世紀COEプログラム採択日本発信の国際日本学の構築研究成果報告集』第9号、2011年9月、31-48頁)。
- 23 陳仲奇「道教神仙説の成立について」(島根県立大学研究活動・総合政策学会委員会編『総合政策論叢』第1号、2001年3月、149-170頁)。
- 24 辻誠一郎「縄文時代における果実酒酒造の可能性」(酒史学会編『酒史学会』第22号、2005年10月、21-28頁)。
- 25 筒井紘一「茶の湯と仏教(第6回)栄西と『喫茶養生記』」(淡交社編『淡交』第70巻、第6号、通号869、2016年6月、38-45頁)。
- 26 鉄井慶紀「中国古代太陽説話の一考察-湯谷・扶桑について(広島哲学会編『哲学』第21号、1970年3月、54-64頁)。
- 27 藤軍「茶文化の思想的背景に関する研究」(神戸大学大学院文化学研究科博士論文、甲第1234号、2015年5月)。
- 28 中村修也「秦氏の研究」(『歴史読本』第50巻、第7号、通号788、2005年7月、104-113頁)。
- 29 範俊「『喫茶養生記』における密教経典とその養生思想密教文化」(密教研究会編『密教文化』第243号、2019年12月、125-136頁)。
- 30 真柳誠「『本草綱目』日本初渡来記念と金陵本の所在」(『漢方の臨床』第45巻、第4号、通号524、1998年4月、1431-1439頁)。
- 31 真柳誠「『神農本草経』の歴史」(『日本医史学雑誌』第68巻、第3号、通号1587、2022年9月、236-242頁)。
- 32 水野杏紀、平木康平「栄西『喫茶養生記』全訳注：「茶」の飲用と仙木「桑」の活用による養生法」(大阪府立大学人文学会編『人文学論集』第36巻、2018年3月、23-72頁)。

- 33 水上静夫「若木攷--桑樹信仰の起源的考察」(東方学会編『東方學』第21号、1961年3月、1-12頁)。
- 34 村井康彦「もどって来た『喫茶養生記』(資料)」(『日本研究』第2号、1990年3月、213-218頁)。
- 35 李育娟「僧侶の神仙術としての避穀：『本朝神仙伝』を中心にして」(大阪大学古中世文学研究会編『詞林』第41号、2007年4月、20-36頁)。
- 36 李暁「喫茶と養生についての中日比較-唐・宋と鎌倉・南北朝を中心として」(『日本研究』第21号、2000年3月、13-44頁)。
- 37 渡邊幸三「〈批評・紹介〉森鹿三『神農本草経所載薬品について』」(『東洋史研究』第13巻、第6号、1955年3月、536-539頁)。
- 38 渡邊幸三「太平御覧所引本草経の文献学的性格-神農本草経復原の一資料として」(『日本東洋医学雑誌』第6巻、第1号、1955年8月、28-39頁)。

〔参考文献〕 (著者名は五十音順)

- 1 青森県教育庁文化課編『第204集 三内丸山遺跡V-第1~4次調査報告書』(青森県教育委員会、1996年3月)。
- 2 荒木尚『幽齋本新古今集聞書一本文と校異一』(九州大学出版会、1986年4月)。
- 3 有本佳央『日本で最初の大師 慈覚大師円仁の生涯』(文芸社、2012年11月)。
- 4 有本佳央『政子がいた』(文芸社、2017年7月)。
- 5 安西祐一郎『心と脳』(岩波書店、2011年9月)。
- 6 井伊直弼・戸田勝久校注『茶湯一会集・閑夜茶話』(岩波書店、2010年10月)。
- 7 家村和幸『新説『古事記』『日本書紀』でわかった大和統一』(宝島社、2018年1月)。
- 8 家村和幸『歪められた古代天皇『古事記』『日本書紀』に隠された事実』(宝島社、2020年3月)。
- 9 池田満『ホツマツタエを読み解く日本の古代文字が語る縄文時代』(展望社、2001年1月)。
- 10 伊沢元彦『天武系 vs 天智系/天皇家交代と日本教成立の巻』(徳間書店、2010年1月)。
- 11 石原道博訳『新訂魏志倭人伝・後漢書倭伝 宋書倭国伝・隋書倭国伝』(岩波書店、1994年4月)。
- 12 井上重治『マルベリーの恵みハーブとしての桑の歴史と有効性の評価』(フレグランスジャーナル社、2011年10月)。
- 13 井上辰雄『常陸国風土記の世界 古代史を読み解く101話』(雄山閣、2010年3月)。
- 14 今出川行雲『法華経をたずねてその心と良寛の法華経』(探求社、2015年7月)。
- 15 鑄村貞亮『日本古代桑作史』(大八洲出版、1948年10月)。
- 16 岩間眞知子『茶の医薬史-中国と日本-』(思文閣出版、2009年3月)。
- 17 岩間眞知子『喫茶の歴史茶葉同源をさぐる』(大修館書店、2015年1月)。
- 18 岩本篤志『唐代の医薬書と敦煌文献』(角川書店、2015年3月)。
- 19 浦山きか『中国医書の文献学的研究』(汲古書院、2014年2月)。
- 20 エルネスト・パリゼー著・渡辺轄二訳・布目順郎解説『絹の道』(雄山閣、1988年11月)。

- 21 大神神社史料編修委員会『校注大同類聚方』(平凡社、1979年4月)。
- 22 大迫輝通『桑と繭－商業的土地利用の経済地理学的研究－』(古今書院、1983年7月)。
- 23 岡倉覚三著・村岡博訳『茶の本』(岩波書店、1991年12月)。
- 24 岡崎敬・平野邦雄『古代の日本 第9巻研究資料』(角川書店、1971年10月)。
- 25 岡田和一郎・永田拓治『漢とは何か』(東方書店、2022年3月)。
- 26 岡西為人『本草概説』(創元社、1977年12月)。
- 27 貝原益軒・石川謙校訂『養生訓・和俗童子訓』(岩波書店、1961年1月)。
- 28 貝原益軒・伊藤友信訳『養生訓』(講談社、1982年9月)。
- 29 賀川哲夫編・浦久保富士雄改訂『標準医語辞典 独・羅・英・仏一和』(南山堂、1980年1月)。
- 30 華藝出版社『佛教聖地五台山』(新華書店、1992年5月)。
- 31 神奈川県立歴史博物館『中世東国の茶－武家の都鎌倉における茶の文化』(文化庁、2015年4月)。
- 32 狩野直喜『春秋研究』(みすず書房、1994年11月)。
- 33 鏑邦男『改訂ほつまつたゑ 全』(溪声社、1997年10月)。
- 34 鎌倉同人会『喫茶養生記解説』(かまくら春秋社、1979年7月)。
- 35 神塚淑子『道教思想 10 講』(岩波新書、2020年9月)。
- 36 河村一学『遠羅天釜・喫茶養生記 合本』(貝葉書院、1932年6月)。
- 37 教学局編纂『新撰姓氏録と上代氏族史－太田亮執筆－』(内閣印刷局、1942年10月)。
- 38 窪徳忠『道教百話』(筑摩書房、1964年10月)。
- 39 熊倉功夫・井上治『茶と花』(山川出版社、2020年3月)。
- 40 熊倉功夫・姚国坤『栄西『喫茶養生記』の研究』(宮帯出版社、2014年7月)。
- 41 倉西裕子『日本書紀の真実 紀年論を解く』(講談社、2003年5月)。
- 42 倉本一宏『藤原道長「御堂関白記」上・中・下』(講談社、2009年5月、2009年6月、2009年7月)。
- 43 倉本一宏『藤原行成「権記」上・中・下』(講談社、2011年5月、2012年1月、2012年2月)。
- 44 倉本一宏『藤原道長の日常生活』(講談社、2013年3月)。
- 45 桑田忠親『茶道の歴史』(講談社、1979年11月)。
- 46 国史大辞典編集委員会『国史大辞典』全十五巻(吉川弘文館、1979年3月－1997年4月)。
- 47 国書刊行会代表今泉定介編『玉葉 第一』(国書刊行会、1906年2月)。
- 48 国書刊行会代表市島謙吉編『玉葉 第二』(国書刊行会、1906年6月)。
- 49 国書刊行会代表市島謙吉編『玉葉 第三』(国書刊行会、1907年10月)。
- 50 国立文化財機構奈良文化財研究所編『天平びとの声をきく-地下の正倉院・平城宮木簡のすべて：平城宮跡発掘調査 50 周年記念：平城宮跡資料館 秋季特別展』(国立文化財機構奈良文化財研究所、2010年9月)。
- 51 『古事類苑 普及版』全五十一冊(吉川弘文館、1976年10月－1980年12月)。
- 52 小山聡子『もののけの日本史死霊、幽霊、妖怪 1000 年』(中央公論新社、2020年11月)。
- 53 佐伯有義編纂『六国史 日本書紀 上巻』(朝日新聞社、1928年12月)。
- 54 佐伯有義編纂『六国史 日本書紀 下巻』(朝日新聞社、1929年4月)。

- 55 酒井シヅ『日本の医療史』(東京書籍、1982年9月)。
- 56 酒井シヅ『病が語る日本史』(講談社、2020年6月)。
- 57 坂井建雄『図説医学の歴史』(医学書院、2019年5月)。
- 58 坂井建雄『医学全史—西洋から東洋・日本まで』(筑摩書房、2020年12月)。
- 59 佐々木信綱『萬葉辞典』(中央公論社、1941年8月)。
- 60 佐藤實『歴代皇后人物系譜総覧』(新人物往来社、2002年9月)。
- 61 澤田洋太郎『天皇家と卑弥呼の系図』(六興出版、1989年8月)。
- 62 芝村哲三『栄西を訪ねて—生誕地と生涯—』(吉備人出版、2004年5月)。
- 63 謝心範『養生の智慧と気思想』(講談社、2018年11月)。
- 64 白川静『中国文化の原点『漢字の世界1・2』(平凡社、1987年1月・5月)。
- 65 岑仲勉『隋唐史 上・下冊』(中華書局、1984年3月)。
- 66 杉立義一『医心方の伝来』(思文閣出版、1991年3月)。
- 67 鈴木昶『日本医家列伝』(大修館書店、2013年4月)。
- 68 鈴木亨『吉野ヶ里遺跡と邪馬台国』(秋田書店、1989年7月)。
- 69 鈴木三重吉『桑の実』(岩波書店、1997年6月)。
- 70 関裕二『東大寺の暗号』(講談社、2011年12月)。
- 71 芹生公男編『現代語・古語・類語辞典』(三省堂、2015年9月)。
- 72 宗田一『日本の名薬』(八坂書房、2001年5月)。
- 73 増補「史料大成」刊行会編『中右記』(全7冊)(臨川書店、1980年12月)。
- 74 祖田浩一『新装版 奇人・奇才人物伝 五本怪僧奇僧事典』(東京堂出版、1996年9月)。
- 75 高木亮範『天台宗のおしえ』(文一出版、1974年11月)。
- 76 高橋忠彦『茶経・喫茶養生記・茶録・茶具図賛』(淡交社、2013年4月)。
- 77 多賀宗隼『栄西』(吉川弘文館、2014年6月)。
- 78 竹内理三『鎌倉遺文 第1巻～第3巻』(東京堂出版、1971年4月)。
- 79 竹内理三喜寿記念論文集刊行会『律令と古代社会』(東京堂出版、1984年9月)。
- 80 竹内理三『平安遺文 第1巻～第11巻』(東京堂出版、1974年1月)。
- 81 竹内理三編、辻善之助・久松潜一監修『寧楽遺文 上中下』(東京堂出版、1962年9月)。
- 82 田中美佐『喫茶文化史研究序説』(晃洋書房、2012年3月)。
- 83 千曲会編『桑の文化誌』(郷土出版社、1986年11月)。
- 84 中世禅籍刊編集委員会『中世禅籍叢刊』(第一巻栄西集、臨川書店、2013年3月)。
- 85 坪井清足編集委員代表『日本生活文化史 1-10巻』(河出書房新社、1975年)。
- 86 東京大学史料編纂所『大日本古記録 蔗軒日録』(岩波書店、1953年3月)。
- 87 東京大学史料編纂所『大日本古記録 小右記1-11』(岩波書店、1959年3月)。
- 88 東京大学史料編纂所『正倉院文書目録1-5巻』(東京大学出版会、1987年3月)。
- 89 所功『皇室の伝燈と日本文化』(広池学園出版部、1996年9月)。
- 90 虎尾俊哉『延喜式』(吉川弘文館、2002年10月)。
- 91 内藤湖南『日本文化史研究 上下』(講談社、1985年6月、1985年11月)。
- 92 中尾佐助『栽培植物と農耕の起源』(岩波書店、1971年2月)。

- 93 長澤孝三『幕府のふみくら』(吉川弘文館、2012年9月)。
- 94 永島福太郎『茶の古典詳解(二) 医書と見なされた『喫茶養生記』』(淡交社、1980年5月)。
- 95 永島福太郎『奈良』(吉川弘文館、1963年11月)。
- 96 南澤吉三郎『改訂新版栽桑学－基礎と応用－』(鳴凰社出版、1984年12月)。
- 97 南山堂『医学大事典 縮刷版』(南山堂、1979年10月)。
- 98 新村拓『日本医療社会の研究 古代中世の民衆生活と医療』(法政大学出版局、2001年3月)。
- 99 新村拓『日本仏教の医療史』(法政大学出版局、2013年10月)。
- 100 日本蚕糸学会『カイコの科学』(朝倉書店、2020年8月)。
- 101 布目順郎『養蚕の起源と古代絹』(雄山閣、1979年1月)。
- 102 布目潮颯『中国喫茶文化史』(岩波書店、2001年3月)。
- 103 布目潮颯『茶経全訳注』(講談社、2018年8月)。
- 104 服部敏良『奈良時代医学の研究』(東京堂、1945年7月)。
- 105 服部敏良『平安時代医学の研究』(桑名文星堂、1955年4月)。
- 106 服部敏良『鎌倉時代医学史の研究』(吉川弘文館、1964年11月)。
- 107 服部敏良『釈迦の医学』(黎明書房、1968年6月)。
- 108 服部敏良『王朝貴族の病状診断』(吉川弘文館、1975年7月)。
- 109 服部敏良『日本医学史研究余話』(科学書院、1981年10月)。
- 110 浜田善利・小曾戸丈夫共著『意积神農本草経』(築地書館、1976年3月)。
- 111 林青梧『「日本書紀」の暗号』(講談社、1990年9月)。
- 112 原水民樹『「台記」注釈 久安六年』(和泉書店、2021年11月)。
- 113 肥後和男編『歴代天皇紀』(秋田書店、1976年7月)。
- 114 平田篤胤全集刊行会『新修平田篤胤全集 第八卷』(平文社、1976年11月)。
- 115 平田篤胤全集刊行会『新修平田篤胤全集 第十四卷』(平文社、1977年12月)。
- 116 福谷彬『南宋道学の展開』(京都大学学術出版会、2019年3月)。
- 117 富士川游『決定版 日本医学史』(日新書院、1941年4月)。
- 118 藤浪剛一『日本衛生史』(日新書院、1942年10月)。
- 119 堀一郎『日本に於ける山岳信仰の原初形態』(神社新報社、1949年2月)。
- 120 堀一郎『我が国民間信仰史の研究』(創元社、1953年11月)。
- 121 古田紹欽『禅入門－1 栄西興禅護国論・喫茶養生記』(講談社、1994年1月)。
- 122 古田紹欽『栄西 喫茶養生記』(講談社、2000年9月)。
- 123 本郷和人『日本史のツボ』(文藝春秋、2018年3月)。
- 124 槇佐知子『医心方の世界(増補版)古代の健康法をたずねて』(人文書院、1994年8月)。
- 125 牧野富太郎『牧野日本植物図鑑』(北隆館、1940年9月)。
- 126 正宗敦夫編纂校訂『医心方』三十卷(日本古典全集刊行会、1935年1月)。
- 127 正宗敦夫『倭名類聚鈔』(風間書房、1974年10月)。
- 128 真柳誠『黄帝医籍研究』(汲古書院、2014年11月)。
- 129 丸山敏秋『黄帝内径と中国古代医学－その形成と思想的背景および特質－』(東京美術、1992年6月)。

- 130 丸山裕美子・武倩『本草和名－影印・翻刻と研究－』（汲古書院、2021年8月）。
- 131 水上静夫『中国古代の植物学の研究』（角川書店、1977年4月）。
- 132 水上静夫『花は紅・柳は緑 植物と中国文化』（八坂書房、1983年11月）。
- 133 水上静夫『漢字文化の源流を探る』（大修館書店、1997年12月）。
- 134 水上静夫『漢字誕生 古体漢字の基礎知識』（雄山閣、1998年8月）。
- 135 宮脇隆平『栄西千光祖師の生涯』（禅文化研究所、2009年11月）。
- 136 村井康彦『茶の文化史』（岩波書店、1983年1月）。
- 137 村井康彦『武家文化と同朋衆 生活文化史論』（筑摩書房、2020年10月）。
- 138 村井康彦『藤原定家『明月記』の世界』（岩波新書、2020年10月）。
- 139 森鹿三『茶道古典全集 第二巻』（淡交社、1958年7月）。
- 140 森鹿三『森鹿三博士頌寿記念論文集』（佛教大学歴史研究所、1977年8月）。
- 141 森鹿三『中国文明の歴史』（中央公論新社、2000年5月）。
- 142 森鹿三・伊藤幹治『日本民族文化体系 11 内藤湖南・宇野圓空』（講談社、1978年12月）。
- 143 森田傳一郎『中国古代医学思想の研究』（雄山閣、1985年8月）。
- 144 諸岡存校注『喫茶養生記』（法蔵館、1939年11月）。
- 145 諸橋轍次『中国人の知恵』（講談社、1973年6月）。
- 146 山田重正『典医の歴史』（思文閣、1980年3月）。
- 147 大和岩雄『秦氏の研究』（大和書房、1993年8月）。
- 148 吉川圭三『古事類苑普及版 51 巻』（吉川弘文館、1978年11月）。
- 149 ライシャワーハル松方・広中和歌子訳『絹と武士』（文藝春秋、1987年2月）。
- 150 早稲田大学編集部『漢籍国字解全書』四十五巻(早稲田大学出版部、1912年1月－1917年11月)。
- 151 和田清・石原道博編訳『旧唐書国日本伝 宋史日本伝・元日本伝』（岩波書店、1984年6月）。